



接続約款変更認可申請書

東相制第15-00085号
平成28年1月19日

総務大臣
山本 早苗 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくにしんじゅくさんちようめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにつぼんでんしんでんわがぶしがいしゃ

東日本電信電話株式会社

やまむら まさゆき

代表取締役社長 山村 雅之

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第233号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、速やかに実施します。
------	--------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧		新	
第1章 総則 (用語の定義) 第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。		第1章 総則 (用語の定義) 第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。	
用語	意味	用語	意味
1～15 (略)	(略)	1～15 (略)	(略)
16 活用型PHS事業者	PHS接続装置、PHS網制御局等当社又は特定端末系事業者の電気通信設備及びその機能を活用するPHS事業者	16～17 削除	
17 接続型PHS事業者	活用型PHS事業者以外のPHS事業者		
18～60 (略)	(略)	18～60 (略)	(略)
61 基地局回線	当社の通信用建物に設置するPHS接続装置又は当社が指定する加入者交換機とPHS事業者の設置する無線接続装置又はPHS事業者の設置する伝送装置(当社の通信路設定伝送機能等に係る区間及びPHS事業者の設備に係る区間を経由して無線接続装置に接続する場合に限り)との間に設置される端末回線	61～66 削除	
62 PHS端末	端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)に規定する移動電話端末であって、PHSの用に供するもの		
63 PHS接続装置	位置登録、一斉呼出等PHSシステム特有の接続制御手順を実現するための当社の設備(遠隔装置及び遠隔装置までの伝送路設備を含みます。)であって、当社の加入者交換機と基地局回線との間に設置されるもの		
64 サービス制御局	PHS端末の認証、位置登録の機能又は当社若しくは特定端末系事業者の契約約款等に基づくサービスを実現するための制御機能を受け持つ装置		
65 サービス制御統括局	PHS用サービス制御局(サービス制御局であってPHS接続装置に当社若しくは特定端末系事業者の加入者交換機及び共通線信号網を介して接続されるもの又は当社若しくは特定端末系事業者が指定する加入者交換機に共通線信号網を介して接続されるものをいいます。以下「PHS用NSP」といいます。)への契約者情報の転送、PHS用NSPから送出されたトラヒック情報の収集、集計及び当社の料金明細センタへ料金情報の転送を行う機能又は当社若しくは特定端末系事業者の契約約款等に基づくサービスを実現するための管理機能を受け持ち、サービス制御局の制御等を行う装置		
66 PHS網制御局	PHS用NSP及びPHS用サービス制御統括局(サービス制御統括局であってPHS用NSPと接続されるものをいいます。以下「PHS用NSP」といいます。)		

第 10 章 料金等

第 4 節 料金の計算及び支払い

(通信時間の測定等)

第 71 条 通信回数は、当社の電気通信設備が応答信号を受信した時点（その通信が番号案内機能等を利用するものであるときは、当社が課金信号を送信した時点とし、その通信が手動交換機能を利用するものであるときは、当社及び協定事業者双方の契約者回線等を接続して通信できる状態にした時点とします。）を 1 回として登算し、当社の機器により測定します。

ただし、信号伝送機能及び加入者交換機能メニュー利用機能については、この限りではありません。

第 13 章 利用者への責任に関する事項

(利用者料金の課金)

第 92 条 第 90 条（利用者料金の請求）に規定する電気通信事業者は、利用者料金が役務区間単位料金であるときは相互接続通信に係る利用者料金について、利用者料金が役務区間合算料金であるときは相互接続通信及び他社相互接続通信に係る利用者料金について、その課金を行うこととします。

ただし、当社から携帯・自動車電話事業者へ手動コレクトサービス取扱機能を利用して行った通信及び当社から無線呼出し事業者へ電気通信番号規則第 9 条第 1 項第 4 号に定める番号により接続する通信の場合には、当社が課金を行うこととし、国際系事業者、端末系事業者又は中継事業者との間の通信の場合には、その事業者が課金を行うことがあります。

第 10 章 料金等

第 4 節 料金の計算及び支払い

(通信時間の測定等)

第 71 条 通信回数は、当社の電気通信設備が応答信号を受信した時点（その通信が番号案内機能等を利用するものであるときは、当社が課金信号を送信した時点とします。）を 1 回として登算し、当社の機器により測定します。

ただし、信号伝送機能及び加入者交換機能メニュー利用機能については、この限りではありません。

第 13 章 利用者への責任に関する事項

(利用者料金の課金)

第 92 条 第 90 条（利用者料金の請求）に規定する電気通信事業者は、利用者料金が役務区間単位料金であるときは相互接続通信に係る利用者料金について、利用者料金が役務区間合算料金であるときは相互接続通信及び他社相互接続通信に係る利用者料金について、その課金を行うこととします。

ただし、当社から無線呼出し事業者へ電気通信番号規則第 9 条第 1 項第 4 号に定める番号により接続する通信の場合には、当社が課金を行うこととし、国際系事業者、端末系事業者又は中継事業者との間の通信の場合には、その事業者が課金を行うことがあります。

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

区分	内容
(1)～(3) (略)	(略)
(3)-2 事業法第33条第5項の機能に係る網使用料の適用年度	2 (料金額) 2-1-1-1第1欄、2-2第1欄、第7欄及び第8欄、2-3、2-4、2-5-1、2-5-2及び2-5-2の2、2-7並びに2-11第1欄から第4欄及び第6欄に規定する機能に係る料金額は、平成27年度に適用します。
(4) 公衆電話発信機能又はデジタル公衆電話発信機能の適用	ア (略) イ 2 (料金額) 2-10-1第1欄又は第2欄に規定する機能については、2-10-1に掲げる料金額に、2-10-2に掲げる料金額を加えた額を適用します。 この場合において、2-10-2に掲げる料金額の算定にあたっては、平成18年度にあっては、当年度の1月に適用される合算番号単価(事業法第106条に基づき指定された基礎的電気通信役務支援機関(以下「支援機関」といいます。)において同法第110条に基づき総務大臣の認可を受けた負担金の額の算定に用いた合算番号単価(修正合算番号単価を含みます。)をいい、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(平成14年総務省令第64号)第27条第3項の規定により支援機関から公表された適格電気通信事業者ごとの番号単価を合算したものをいいます。以下同じとします。)、前年度末の公衆電話発信機能又はデジタル公衆電話発信機能に係る電気通信番号数及び前年度の実績トラヒックをいいます。以下同じとします。)を用いるものとし、平成19年度以降の事業年度にあっては、前年度の公衆電話発信機能又はデジタル公衆電話発信機能に係る電気通信番号数及び算定対象需要実績を把握したときに、それらと前年度末に適用される合算番号単価を用いて料金額を再算定(2-10-1に掲げる料金額を変更するときに行うものとし、各事業年度の公衆電話発信機能又はデジタル公衆電話発信機能に係る電気通信番号数及び算定対象需要実績を把握したときは、その加算料と、その事業年度の各月に適用すべき合算番号単価にその事業年度の各月末の公衆電話発信機能又はデジタル公衆電話発信機能に係る電気通信番号数を乗じて得た額の合計をその事業年度の算定対象需要実績(平成18年度にあっては年度の実績トラヒックの4分の1とします。)で除して得た額との差額を、協定事業者と精算するものとし、
(5) 機能ごとの網使用料の適用の特例	協定事業者は、2 (料金額) 2-8又は2-11(第11欄から第21欄を除きます。)に規定する機能を利用したときは、その利用に関して料金表第1表第1に掲げる他の機能に係る料金の支払いを要しません。

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

区分	内容
(1)～(3) (略)	(略)
(3)-2 事業法第33条第5項の機能に係る網使用料の適用年度	2 (料金額) 2-2第1欄、第7欄及び第8欄、2-3、2-4、2-5-1、2-5-2及び2-5-2の2、2-7並びに2-11第1欄から第4欄及び第6欄に規定する機能に係る料金額は、平成27年度に適用します。
(4) 公衆電話発信機能又はデジタル公衆電話発信機能の適用	ア (略) イ 2 (料金額) 2-10-1第1欄又は第2欄に規定する機能については、2-10-1に掲げる料金額に、2-10-2に掲げる料金額を加えた額を適用します。 この場合において、2-10-2に掲げる料金額の算定にあたっては、前年度の公衆電話発信機能又はデジタル公衆電話発信機能に係る電気通信番号数及び算定対象需要実績(公衆電話発信機能又はデジタル公衆電話発信機能に係る実績トラヒックをいいます。以下同じとします。)を把握したときに、それらと前年度末に適用される合算番号単価(事業法第106条に基づき指定された基礎的電気通信役務支援機関(以下「支援機関」といいます。)において同法第110条に基づき総務大臣の認可を受けた負担金の額の算定に用いた合算番号単価(修正合算番号単価を含みます。)をいい、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(平成14年総務省令第64号)第27条第3項の規定により支援機関から公表された適格電気通信事業者ごとの番号単価を合算したものをいいます。以下同じとします。)を用いて料金額を再算定(2-10-1に掲げる料金額を変更するときに行うものとし、各事業年度の公衆電話発信機能又はデジタル公衆電話発信機能に係る電気通信番号数及び算定対象需要実績を把握したときは、その加算料と、その事業年度の各月に適用すべき合算番号単価にその事業年度の各月末の公衆電話発信機能又はデジタル公衆電話発信機能に係る電気通信番号数を乗じて得た額の合計をその事業年度の算定対象需要実績で除して得た額との差額を、協定事業者と精算するものとし、
(5) 機能ごとの網使用料の適用の特例	協定事業者は、2 (料金額) 2-8又は2-11(第12欄から第20欄を除きます。)に規定する機能を利用したときは、その利用に関して料金表第1表第1に掲げる他の機能に係る料金の支払いを要しません。

(6) 特定機能の提供に係る特定協定事業者の網使用料の適用の特例	協定事業者は、2（料金額）2-7、2-8、2-9又は2-11第11欄に規定する機能（以下「特定機能」といいます。）を利用したときは、当社にその料金を支払うものとし、特定機能を構成する特定協定事業者の電気通信設備の部分について支払いを要しません。 協定事業者は、特定端末系事業者との接続により、特定端末系事業者の特定機能に含めて特定端末系事業者に料金を支払う当社の指定電気通信設備の部分については支払いを要しません。
(7) (略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	2（料金額）2-1に規定する端末回線伝送機能の料金については、次に掲げる方法により適用します。 ア～チ (略) ツ 2-1-1-1第1欄又は第5欄に規定する機能については、2-1-1-1に掲げる料金額に、2-1-1-2第4欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。 テ～ネ (略)
(8)-2 ～ (12)-3 (略)	(略)
(13) 端末回線伝送機能及び光信号多重分離機能の組み合わせ	ア (略) イ 2（料金額）2-1-1-1第2欄ウ欄に掲げる料金額に2-1-1-1第6欄ア欄又は2-1-1-1の2に掲げる料金額を加えた額を適用する場合には、2-1の4に掲げる料金額を組み合わせ適用する場合があります。この場合において、2-1の4ア欄に規定する機能を適用するときは、1の光局内スプリッタに収容できる光信号端末回線の数は4を限度とし（以下、その光局内スプリッタを「光信号端末回線の最大収容数が4のもの」といいます。）、2-1の4イ欄に規定する機能を適用するときは、1の光局内スプリッタに収容できる光信号端末回線の数は8を限度とします（以下、その光局内スプリッタを「光信号端末回線の最大収容数が8のもの」といいます。）。
(14)～(17) (略)	(略)
(18) 手動交換機能の適用	ア 手動コレクトサービス取扱機能を利用した場合には、その料金に併せて手動交換サービス接続機能に係る料金の支払いを要します。 イ 協定事業者（携帯・自動車電話事業者に限ります。）が利用者料金を設定するときは、その利用者料金は、3分までの料金額及び3分を超える1分までごとの料金とし、通話地域間距離の区分、時間帯の区分、土曜日・日曜日・祝日の区分を設定することはできません。 ウ その手動交換機能を利用する協定事業者（携帯・自動車電話事業者に限ります。）が2以上ある場合は、その協定事業者間で協議の上、1の利用者料金を設定することを要します。 エ 協定事業者（中継事業者に限ります。）が利用者料金を設定するときは、その利用者料金は、当社の契約約款等に規定する利用者料金と同一の設定とすることを要します。
(8)-2～(22) (略)	(略)
(23) PHS基地局回線管理機能、DSL回線管理機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能若しくは光信号局内回線管理機能、光信号分岐端末回線管理機能又はIP通信網回線管理機能に係る料金については、協定事業者が、それぞれ2（料金額）2-1-1-1第1欄、第4欄、第5欄、第6欄ア欄若しくは2	

(6) 特定機能の提供に係る特定協定事業者の網使用料の適用の特例	協定事業者は、2（料金額）2-7又は2-8に規定する機能（以下「特定機能」といいます。）を利用したときは、当社にその料金を支払うものとし、特定機能を構成する特定協定事業者の電気通信設備の部分について支払いを要しません。 協定事業者は、特定端末系事業者との接続により、特定端末系事業者の特定機能に含めて特定端末系事業者に料金を支払う当社の指定電気通信設備の部分については支払いを要しません。
(7) (略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	2（料金額）2-1に規定する端末回線伝送機能の料金については、次に掲げる方法により適用します。 ア～チ (略) ツ 2-1-1-1第5欄に規定する機能については、2-1-1-1に掲げる料金額に、2-1-1-2第4欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。 テ～ネ (略)
(8)-2 ～ (12)-3 (略)	(略)
(13) 端末回線伝送機能及び光信号多重分離機能の組み合わせ	ア (略) イ 2（料金額）2-1-1-1第2欄ウ欄に掲げる料金額に2-1-1-1第6欄ア欄に掲げる料金額を加えた額を適用する場合には、2-1の4に掲げる料金額を組み合わせ適用する場合があります。この場合において、2-1の4ア欄に規定する機能を適用するときは、1の光局内スプリッタに収容できる光信号端末回線の数は4を限度とし（以下、その光局内スプリッタを「光信号端末回線の最大収容数が4のもの」といいます。）、2-1の4イ欄に規定する機能を適用するときは、1の光局内スプリッタに収容できる光信号端末回線の数は8を限度とします（以下、その光局内スプリッタを「光信号端末回線の最大収容数が8のもの」といいます。）。
(14)～(17) (略)	(略)
(18) 削除	
(8)-2～(22) (略)	(略)
(23) DSL回線管理機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能若しくは光信号局内回線管理機能、光信号分岐端末回線管理機能又はIP通信網回線管理機能に係る料金については、協定事業者が、それぞれ2（料金額）2-1-1-1第4欄、第5欄、第6欄ア欄若しくは2-5-3若しくは2-11第19欄、2-	

<p>線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能、光信号局内回線管理機能、光信号分岐端末回線管理機能又はIP通信網回線管理機能に係る料金の適用</p>	<p>－5－3若しくは2－11第19欄、2－1－1－2第2欄ア欄又は2－13第1欄から第3欄に規定する機能を利用する場合に適用します。</p>	<p>備管理機能、光信号局内回線管理機能、光信号分岐端末回線管理機能又はIP通信網回線管理機能に係る料金の適用</p>	<p>1－1－2第2欄ア欄又は2－13第1欄から第3欄に規定する機能を利用する場合に適用します。</p>
---	---	---	--

- 2 料金額
- 2-1 端末回線伝送機能
- 2-1-1 基本額
- 2-1-1-1 基本料

				月額		
区 分			単 位	料 金 額	備 考	
(1) PH S基地 局回線 機能	基地局回線により 接続する機能	ア 保守の区別がタイプ1- 1のもの		1回線ごとに	1,704円	PHS 事業者 に適用 しま す。
		イ 保守の区別がタイプ1- 2のもの		1回線ごとに	1,704円	
(2) 端末 回線伝 送機能 (第5 条(標準 的な接 続箇所) 第1項 の表中 第2欄 で接続 する場 合)	端末回 線を収 容する 伝送装 置及び 端末回 線より 伝送を 行う 機能	ア～イ (略)		(略)	(略)	2-1 の4に 係る料 金は含 みませ ん。
		ウ 光信号 伝送装 置により、1 Gbit/sま での符号 伝送が可 能なもの (以下、「1 Gbit/sタ イプ」とい います。)	(ア) 保守の区別がタイ プ1-1のもの	1光信号主端 末回線収容装 置ごとに	1,604円	
			(イ) 保守の区別がタイ プ1-2のもの	1光信号主端 末回線収容装 置ごとに	1,604円	
			(ウ) (ア)(イ)以外のもの	1光信号主端 末回線収容装 置ごとに	1,652円	
(3) 端末 回線伝 送機能 (第5 条(標準 的な接 続箇所) 第1項 の表中 第5欄 で接続 する場 合)	端末回 線より 伝送を 行う 機能	ア 2線式の もの	(ア) 保守の区別がタイ プ1-1のもの	1回線ごとに	1,202円	
			(イ) 保守の区別がタイ プ1-2のもの	1回線ごとに	1,202円	
			(ウ) (ア)(イ)以外のもの	1回線ごとに	1,238円	
		イ 4線式のもの		1回線ごとに	2,476円	
		ウ～エ (略)		(略)	(略)	

- 2 料金額
- 2-1 端末回線伝送機能
- 2-1-1 基本額
- 2-1-1-1 基本料

				月額		
区 分			単 位	料 金 額	備 考	
(1) 削除						
(2) 端末 回線伝 送機能 (第5 条(標準 的な接 続箇所) 第1項 の表中 第2欄 で接続 する場 合)	端末回 線を収 容する 伝送装 置及び 端末回 線より 伝送を 行う 機能	ア～イ (略)		(略)	(略)	2-1 の4に 係る料 金は含 みませ ん。
		ウ 光信号 伝送装 置により、1 Gbit/sま での符号 伝送が可 能なもの (以下、「1 Gbit/sタ イプ」とい います。)	(ア) 保守の区別がタイ プ1-1のもの	1光信号主端 末回線収容装 置ごとに	1,337円	
			(イ) 保守の区別がタイ プ1-2のもの	1光信号主端 末回線収容装 置ごとに	1,337円	
			(ウ) (ア)(イ)以外のもの	1光信号主端 末回線収容装 置ごとに	1,377円	
(3) 端末 回線伝 送機能 (第5 条(標準 的な接 続箇所) 第1項 の表中 第5欄 で接続 する場 合)	端末回 線より 伝送を 行う 機能	ア 2線式の もの	(ア) 保守の区別がタイ プ1-1のもの	1回線ごとに	1,353円	
			(イ) 保守の区別がタイ プ1-2のもの	1回線ごとに	1,353円	
			(ウ) (ア)(イ)以外のもの	1回線ごとに	1,394円	
		イ 4線式のもの		1回線ごとに	2,787円	
		ウ～エ (略)		(略)	(略)	

(4) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1－2欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	アイ以外のもの	(7) 当社の局内スプリッタを利用する場合	① 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに	<u>169円</u>		
				② 保守の区別がタイプ1－2のもの	1回線ごとに	<u>169円</u>		
				(4) 当社の局内スプリッタを利用しない場合	① ② 以外の場合	A 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに	<u>1,220円</u>
			② 電話重畳する場合	B 保守の区別がタイプ1－2のもの	1回線ごとに	<u>1,220円</u>		
					C A B以外のもの	1回線ごとに	<u>1,257円</u>	
					A 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに	<u>45円</u>	
		イ 第2群の伝送システムを用いるもの（収容に係る利用制限が設けられているものであって、カッド内に単独収容されているものに限りません。）	(7) 当社の局内スプリッタを利用する場合	① 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに	<u>421円</u>		
				② 保守の区別がタイプ1－2のもの	1回線ごとに	<u>421円</u>		
				(4) 当社の局内スプリッタを利用しない場合	① ② 以外の場合	A 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに	<u>1,472円</u>
				② 電話重畳する場合	B 保守の区別がタイプ1－2のもの	1回線ごとに	<u>1,472円</u>	
C A B以外のもの	1回線ごとに	<u>1,509円</u>						
A 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに	<u>297円</u>						
B 保守の区別がタイプ1－2のもの	1回線ごとに	<u>297円</u>						

(4) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1－2欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	アイ以外のもの	(7) 当社の局内スプリッタを利用する場合	① 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに	<u>228円</u>		
				② 保守の区別がタイプ1－2のもの	1回線ごとに	<u>228円</u>		
				(4) 当社の局内スプリッタを利用しない場合	① ② 以外の場合	A 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに	<u>1,384円</u>
			② 電話重畳する場合	B 保守の区別がタイプ1－2のもの	1回線ごとに	<u>1,384円</u>		
					C A B以外のもの	1回線ごとに	<u>1,426円</u>	
					A 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに	<u>52円</u>	
		イ 第2群の伝送システムを用いるもの（収容に係る利用制限が設けられているものであって、カッド内に単独収容されているものに限りません。）	(7) 当社の局内スプリッタを利用する場合	① 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに	<u>497円</u>		
				② 保守の区別がタイプ1－2のもの	1回線ごとに	<u>497円</u>		
				(4) 当社の局内スプリッタを利用しない場合	① ② 以外の場合	A 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに	<u>1,653円</u>
				② 電話重畳する場合	B 保守の区別がタイプ1－2のもの	1回線ごとに	<u>1,653円</u>	
C A B以外のもの	1回線ごとに	<u>1,695円</u>						
A 保守の区別がタイプ1－1のもの	1回線ごとに	<u>321円</u>						
B 保守の区別がタイプ1－2のもの	1回線ごとに	<u>321円</u>						

(4)-2 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-4欄で接続する場合)	下部端末回線により伝送を行う機能	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	<u>700円</u>	—
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	<u>700円</u>	
		ウ アイ以外のもの	1回線ごとに	<u>721円</u>	
(5) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア 端末回線により伝送を行う機能(128kbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	<u>214円</u>	—
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	<u>214円</u>	
		イ (略)	(略)	(略)	

(4)-2 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-4欄で接続する場合)	下部端末回線により伝送を行う機能	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	<u>753円</u>	—
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	<u>753円</u>	
		ウ アイ以外のもの	1回線ごとに	<u>776円</u>	
(5) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア 端末回線により伝送を行う機能(128kbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	<u>241円</u>	—
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	<u>241円</u>	
		イ (略)	(略)	(略)	

2-1-1-1の2 (略)

2-1-1-1の2 (略)

2-1-1-2 加算料

				月額
区分	単位	料金額	備考	
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア 2線式のもの	1回線ごとに	50 円	—
	イ～ウ (略)	(略)	(略)	
(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに	414 円	—
	イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに 1メートルあたり	0.776 円	
(4) 2-1-1-1 第1欄又は第5欄に規定する機能に係る加算料	事業法第110条に規定する負担金に係る加算料	1電気通信番号ごとに	合算番号単価であって、基本料の適用時期に現に適用される額	—

2-1-1-2の2 (略)

2-1-1-2 加算料

				月額
区分	単位	料金額	備考	
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア 2線式のもの	1回線ごとに	82 円	—
	イ～ウ (略)	(略)	(略)	
(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに	444 円	—
	イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに 1メートルあたり	0.888 円	
(4) 2-1-1-1 第5欄に規定する機能に係る加算料	事業法第110条に規定する負担金に係る加算料	1電気通信番号ごとに	合算番号単価であって、基本料の適用時期に現に適用される額	—

2-1-1-2の2 (略)

2-1-2 加算額

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) (略)		(略)	(略)	(略)
(2) 当社の光屋内配線を利用する場合の加算額	ア (略)	(略)	(略)	(略)
	イ 光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限り。）を利用する場合	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	177円	—
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	187円	
		(ウ) (ア)(イ)以外のもの	189円	

2-1の2 ISM折返し機能

区 分			単 位	料金額	備 考
ISM折返し機能	ISM交換機により、デジタル非制限モード通信でISM交換機に收容する	(1) 発信側の端末回線単位で料金を適用するもの	1Bチャンネルごとに	1,010円	—

2-1-2 加算額

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) (略)		(略)	(略)	(略)
(2) 当社の光屋内配線を利用する場合の加算額	ア (略)	(略)	(略)	(略)
	イ 光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限り。）を利用する場合	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	178円	—
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	186円	
		(ウ) (ア)(イ)以外のもの	192円	

2-1の2 ISM折返し機能

区 分			単 位	料金額	備 考
ISM折返し機能	ISM交換機により、デジタル非制限モード通信でISM交換機に收容する	(1) 発信側の端末回線単位で料金を適用するもの	1Bチャンネルごとに	1,211円	—

	特定の端末回線 (専ら利用者側の通信の着信の用に供されるものに限り、)を識別して、相互接続通信の通信路の設定を行う機能	(2) 着信側の端末回線単位で料金を適用するもの	23B+D チャンネルごとに	66,579円	—
--	--	--------------------------	-------------------	---------	---

	特定の端末回線 (専ら利用者側の通信の着信の用に供されるものに限り、)を識別して、相互接続通信の通信路の設定を行う機能	(2) 着信側の端末回線単位で料金を適用するもの	23B+D チャンネルごとに	79,901円	—
--	--	--------------------------	-------------------	---------	---

2-1の3 光信号電気信号変換機能

1回線ごとに月額

区 分		料金額	備 考
光信号電気信号変換機能	(1) 100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの (以下「100Mbit/sタイプ」といいます。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	277円
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	277円
		(ウ) (7) (イ) 以外のもの	285円
	(2) 1Gbit/sタイプ	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	797円
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	797円
		ウ アイ以外のもの	821円

2-1の3 光信号電気信号変換機能

1回線ごとに月額

区 分		料金額	備 考
光信号電気信号変換機能	(1) 100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの (以下「100Mbit/sタイプ」といいます。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	255円
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	255円
		(ウ) (7) (イ) 以外のもの	263円
	(2) 1Gbit/sタイプ	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	768円
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	768円
		ウ アイ以外のもの	791円

2-1の4 光信号多重分離機能

月額

区 分		料金額	備 考
光信号多重分離機能	光局内スプリッタにより当社の光信号主端末回線の最大	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	226円

2-1の4 光信号多重分離機能

月額

区 分		料金額	備 考
光信号多重分離機能	光局内スプリッタにより当社の光信号主端末回線の最大	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	258円

光信号伝送装置及び光信号端末回線間の光信号の多重分離を行う機能	収容数が4のもの又は光信号端末回線の最大収容数が4のもの	(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	226円	_____	
		(ウ) (7)(イ)以外のもの	233円		
	イ 光信号端末回線の最大収容数が8のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	639円		_____
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	639円		
		(ウ) (7)(イ)以外のもの	658円		

光信号伝送装置及び光信号端末回線間の光信号の多重分離を行う機能	収容数が4のもの又は光信号端末回線の最大収容数が4のもの	(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	258円	_____	
		(ウ) (7)(イ)以外のもの	266円		
	イ 光信号端末回線の最大収容数が8のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	488円		_____
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	488円		
		(ウ) (7)(イ)以外のもの	503円		

2-2 端末系交換機能

区 分		単 位	料金額	備 考	
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(2) 加入者交換機能メニュー利用機能	加入者交換機において加入者交換機能メニューを利用し通信の交換を行う機能	1 加入者交換機能メニュー利用ごとに	0.0596円	_____	
(3) 優先接続機能	当社の加入者交換機において、協定事業者と優先的に接続するために、加入者交換機に契約者回線ごとにあらかじめ登録された協定事業者の電気通信番号を識別等する機能	1 通信ごとに	0.0441円	_____	
(4) 一般番号ポータビリティ実現機能	加入者交換機において一般番号ポータビリティを実現するために他社契約者回線であることを識別して方路設定に係る情報を提供等する機能	月額	(略)	_____	
(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(6) 携帯・自動車電話事業者特殊精算機能	携帯・自動車電話事業者の設定した利用者料金を当社が回収する場合において、当該利用者料金の計算と当社の接続料金の計算を区別して行う特殊精算機能	ア 加入者交換機能を利用する場合	1 通信ごとに	0.00002110円	_____
		イ 番号案内サービス接続機能(端末回線線端等接続)を利用する場合	1 案内ごとに	0.00002375円	
		ウ (略)	(略)	(略)	
		エ 市内通信機能を利用する場合	1 通信ごとに	0.00002806円	
		オ リルーティング通信機能を利用する場合	1 通信ごとに	0.00003249円	

2-2 端末系交換機能

区 分		単 位	料金額	備 考	
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(2) 加入者交換機能メニュー利用機能	加入者交換機において加入者交換機能メニューを利用し通信の交換を行う機能	1 加入者交換機能メニュー利用ごとに	0.0641円	_____	
(3) 優先接続機能	当社の加入者交換機において、協定事業者と優先的に接続するために、加入者交換機に契約者回線ごとにあらかじめ登録された協定事業者の電気通信番号を識別等する機能	1 通信ごとに	0.0527円	_____	
(4) 一般番号ポータビリティ実現機能	加入者交換機において一般番号ポータビリティを実現するために他社契約者回線であることを識別して方路設定に係る情報を提供等する機能	月額	(略)	_____	
(5) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(6) 携帯・自動車電話事業者特殊精算機能	携帯・自動車電話事業者の設定した利用者料金を当社が回収する場合において、当該利用者料金の計算と当社の接続料金の計算を区別して行う特殊精算機能	ア 加入者交換機能を利用する場合	1 通信ごとに	0.00002408円	_____
		イ 番号案内サービス接続機能(端末回線線端等接続)を利用する場合	1 案内ごとに	0.00002781円	
		ウ (略)	(略)	(略)	
		エ 市内通信機能を利用する場合	1 通信ごとに	0.00003130円	
		オ リルーティング通信機能を利用する場合	1 通信ごとに	0.00003636円	

2-2の2 加入者交換機接続用伝送装置利用機能

区 分		単 位	料金額	備 考
加入者交換機接続用伝送装置利用機能	第5条第1項表中第3欄で接続する場合において、通信用建物に設置された加入者交換機との接続に限って協定事業者が設置する1の接続用伝送路設備（50Mbit/s又は150Mbit/sの符号伝送が可能なものに限り、以下2-2の2及び2-5-2の2において同じとします。）とその加入者交換機との間に設置する伝送装置により信号の調整を実現する機能	ア（略）	（略）	（略）
	イ 加入者交換機（特定加入者交換機以外のものに限り、以下2-2の2及び2-5-2の2において同じとします。）と協定事業者の設置する接続用伝送路設備との間に設置する伝送装置により伝送速度の変換及び信号の多重を行うもの	672回線 （50Mbit/s相当）ごとに月額	23,411円	

2-3~2-4 （略）

2-5 中継伝送機能

2-5-1~2-5-2の2 （略）

2-5-3 光信号中継伝送機能

2-5-3-1 一般光信号中継伝送機能に係る基本料

2-2の2 加入者交換機接続用伝送装置利用機能

区 分		単 位	料金額	備 考
加入者交換機接続用伝送装置利用機能	第5条第1項表中第3欄で接続する場合において、通信用建物に設置された加入者交換機との接続に限って協定事業者が設置する1の接続用伝送路設備（50Mbit/s又は150Mbit/sの符号伝送が可能なものに限り、以下2-2の2及び2-5-2の2において同じとします。）とその加入者交換機との間に設置する伝送装置により信号の調整を実現する機能	ア（略）	（略）	（略）
	イ 加入者交換機（特定加入者交換機以外のものに限り、以下2-2の2及び2-5-2の2において同じとします。）と協定事業者の設置する接続用伝送路設備との間に設置する伝送装置により伝送速度の変換及び信号の多重を行うもの	672回線 （50Mbit/s相当）ごとに月額	34,270円	

2-3~2-4 （略）

2-5 中継伝送機能

2-5-1~2-5-2の2 （略）

2-5-3 光信号中継伝送機能

2-5-3-1 一般光信号中継伝送機能に係る基本料

1回線ごとに1メートルあたり月額

区 分		料金額	備 考
一般光信号 中継伝送機 能	一般光信号中継回 線により1芯にて 伝送を行う機能	ア 光回線設備接続モジュールに おいてフィルタを利用する場合	0.776円
		イ 光回線設備接続モジュールに おいてフィルタを利用しない場 合	0.776円
			—

2-5-3-2 (略)

2-5-3-3 加算料

月額

区 分	単 位	料金額	備 考
光信号局内伝送 路を利用する場 合の加算料	(1) 通信用建物内に設置されている 光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごと に	414円
	(2) 同一敷地内にある別の通信用建 物との間の光信号局内伝送路に係 るもの	1回線ごと に1メー トルあたり	0.776円
			—

1回線ごとに1メートルあたり月額

区 分		料金額	備 考
一般光信号 中継伝送機 能	一般光信号中継回 線により1芯にて 伝送を行う機能	ア 光回線設備接続モジュールに おいてフィルタを利用する場合	0.888円
		イ 光回線設備接続モジュールに おいてフィルタを利用しない場 合	0.888円
			—

2-5-3-2 (略)

2-5-3-3 加算料

月額

区 分	単 位	料金額	備 考
光信号局内伝送 路を利用する場 合の加算料	(1) 通信用建物内に設置されている 光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごと に	444円
	(2) 同一敷地内にある別の通信用建 物との間の光信号局内伝送路に係 るもの	1回線ごと に1メー トルあたり	0.888円
			—

2-6 通信路設定伝送機能
 2-6-1 分岐回線以外の部分の基本額
 2-6-1-1 基本料

区 分			1回線ごとに月額		備考		
			料金額	料金額			
			右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合			
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	ア 一般専用に係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	10,345円	9,349円	-	
			専ら音声を送送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの				
			50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	7,165円	6,461円		
		イ 高速デジタル伝送に係るもの	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	97,787円		96,791円
			128kbit/sの符号伝送が可能なもの	エコノミークラスのもの	9,769円		8,831円
				保守の区別がタイプ1-1のもの	9,959円		9,003円
		保守の区別がタイプ1-2のもの		10,345円	9,349円		
		192kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別が上記以外のもの	108,095円	106,109円		
			256kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	118,297円		115,315円
				エコノミークラスのもの	13,581円		11,705円
		保守の区別がタイプ1-1のもの		13,846円	11,935円		
		384kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	14,381円	12,395円		
			512kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別が上記以外のもの	118,297円		115,315円
				エコノミークラスのもの	128,573円		124,595円
		保守の区別がタイプ1-1のもの		149,118円	143,154円		
	768kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	169,671円	161,716円			
		1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別が上記以外のもの	210,769円	198,836円		
			エコノミークラスのもの	272,416円	254,519円		
	保守の区別がタイプ1-1のもの		334,062円	310,201円			
	3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	91,853円	69,341円			
		4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	93,687円	70,724円		
			保守の区別がタイプ1-2のもの	97,352円	73,491円		
	6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの		保守の区別が上記以外のもの	529,281円	486,527円		
		0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	734,771円	672,133円		
			エコノミークラスのもの	929,988円	848,457円		
	保守の区別がタイプ1-1のもの		299,318円	224,042円			
	1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	305,300円	228,519円			
		2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別が上記以外のもの	317,267円	237,472円		
			クラスが下記以外のもの	192,492円	184,709円		
	セカンドクラスのもの		保守の区別がタイプ1-1のもの	171,048円	167,376円		
保守の区別がタイプ1-2のもの		174,463円	170,720円				
保守の区別が上記以外のもの		181,298円	177,407円				
エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	171,048円	167,376円				
	保守の区別がタイプ1-2のもの	174,463円	170,720円				
	保守の区別が上記以外のもの	181,298円	177,407円				
1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	217,954円	203,355円				
	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	187,145円	179,801円			
		保守の区別がタイプ1-2のもの	190,885円	183,393円			
保守の区別が上記以外のもの		198,361円	190,578円				
エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	187,145円	179,801円				
	保守の区別がタイプ1-2のもの	190,885円	183,393円				
	保守の区別が上記以外のもの	198,361円	190,578円				
2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	265,228円	237,984円				
	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	215,908円	202,138円			
		保守の区別がタイプ1-2のもの	220,225円	206,177円			
保守の区別が上記以外のもの		228,854円	214,255円				
エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	213,268円	200,416円				
	保守の区別がタイプ1-2のもの	217,527円	204,420円				
	保守の区別が上記以外のもの	226,051円	212,429円				

2-6 通信路設定伝送機能
 2-6-1 分岐回線以外の部分の基本額
 2-6-1-1 基本料

区 分			1回線ごとに月額		備考		
			料金額	料金額			
			右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合			
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	ア 一般専用に係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	11,985円	10,784円	-	
			専ら音声を送送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの				
			50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	8,671円	7,714円		
		イ 高速デジタル伝送に係るもの	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	105,077円		103,876円
			128kbit/sの符号伝送が可能なもの	エコノミークラスのもの	11,318円		10,185円
				保守の区別がタイプ1-1のもの	11,539円		10,385円
		保守の区別がタイプ1-2のもの		11,985円	10,784円		
		192kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別が上記以外のもの	118,857円	116,455円		
			256kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	128,505円		128,902円
				エコノミークラスのもの	16,325円		14,059円
		保守の区別がタイプ1-1のもの		16,650円	14,337円		
		384kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	17,290円	14,888円		
			512kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別が上記以外のもの	132,505円		128,902円
				エコノミークラスのもの	146,241円		141,437円
		保守の区別がタイプ1-1のもの		173,713円	166,508円		
	768kbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	201,187円	191,580円			
		1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別が上記以外のもの	256,133円	241,722円		
			エコノミークラスのもの	338,551円	316,935円		
	保守の区別がタイプ1-1のもの		420,969円	392,148円			
	3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	119,519円	92,327円			
		4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	121,904円	94,169円		
			保守の区別がタイプ1-2のもの	126,673円	97,852円		
	6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの		保守の区別が上記以外のもの	681,968円	630,325円		
		0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	956,695円	881,035円		
			エコノミークラスのもの	1,217,693円	1,119,211円		
	保守の区別がタイプ1-1のもの		432,813円	331,953円			
	1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	441,466円	338,588円			
		2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	保守の区別が上記以外のもの	458,767円	351,857円		
			クラスが下記以外のもの	275,846円	265,417円		
	セカンドクラスのもの		保守の区別がタイプ1-1のもの	245,591円	240,671円		
保守の区別がタイプ1-2のもの		250,500円	245,480円				
保守の区別が上記以外のもの		260,311円	255,097円				
エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	245,591円	240,671円				
	保守の区別がタイプ1-2のもの	250,500円	245,480円				
	保守の区別が上記以外のもの	260,311円	255,097円				
1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	310,322円	290,765円				
	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	267,121円	257,281円			
		保守の区別がタイプ1-2のもの	272,457円	262,422円			
保守の区別が上記以外のもの		283,133円	272,704円				
エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	267,121円	257,281円				
	保守の区別がタイプ1-2のもの	272,457円	262,422円				
	保守の区別が上記以外のもの	283,133円	272,704円				
2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	374,343円	337,837円				
	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	305,535円	287,085円			
		保守の区別がタイプ1-2のもの	311,643円	292,822円			
保守の区別が上記以外のもの		323,854円	304,297円				
エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	301,871円	284,651円				
	保守の区別がタイプ1-2のもの	307,907円	290,340円				
	保守の区別が上記以外のもの	319,972円	301,717円				

3. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	312,508円	272,613円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	244,671円	224,475円	
			保守の区別が上記以外のもの	249,560円	228,961円	
	エコノミークラスのもの		保守の区別がタイプ1-1のもの	259,342円	237,932円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	239,391円	221,031円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	244,175円	225,448円	
			保守の区別が上記以外のもの	253,743円	234,281円	
	4. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	352,517円	301,915円
				保守の区別がタイプ1-2のもの	269,212円	243,508円
				保守の区別が上記以外のもの	274,593円	248,374円
エコノミークラスのもの			保守の区別がタイプ1-1のもの	285,351円	258,107円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	263,932円	240,064円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	269,208円	244,861円	
			保守の区別が上記以外のもの	279,757円	254,456円	
5. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの		クラスが下記以外のもの	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	388,886円	328,553円
				保守の区別がタイプ1-2のもの	292,962円	261,750円
				保守の区別が上記以外のもの	298,815円	266,981円
	エコノミークラスのもの		保守の区別がタイプ1-1のもの	310,528円	277,444円	
			保守の区別がタイプ1-1のもの	285,042円	256,584円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	290,739円	261,712円	
			保守の区別が上記以外のもの	302,132円	271,968円	
	6. 0Mbit/sから49. 0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(7) 6. 0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの		428,889円	357,854円
			セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	317,503円	280,783円
				保守の区別がタイプ1-2のもの	323,849円	286,395円
			保守の区別が上記以外のもの	336,542円	297,619円	
エコノミークラスのもの			保守の区別がタイプ1-1のもの	306,943円	273,895円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	313,080円	279,369円	
(4) 6. 0Mbit/sを超える1. 0Mbit/sごとに		クラスが下記以外のもの		13,803円	10,110円	
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	11,521円	8,559円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	11,751円	8,731円	
			保守の区別が上記以外のもの	12,213円	9,073円	
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	8,044円	6,289円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	8,204円	6,415円	
50. 0Mbit/sから134. 0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの		(7) 50. 0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの		1,036,244円	802,705円
			セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	824,480円	657,404円
				保守の区別がタイプ1-2のもの	840,965円	670,548円
				保守の区別が上記以外のもの	873,939円	696,836円
	エコノミークラスのもの		保守の区別がタイプ1-1のもの	660,800円	550,640円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	674,012円	561,649円	
	(4) 50. 0Mbit/sを超える1. 0Mbit/sごとに	クラスが下記以外のもの		2,611円	1,912円	
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	3,054円	2,189円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	3,114円	2,232円	
			保守の区別が上記以外のもの	3,236円	2,320円	
エコノミークラスのもの		保守の区別がタイプ1-1のもの	1,532円	1,196円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの	1,562円	1,220円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの	1,623円	1,268円		
		保守の区別が上記以外のもの				
134. 7Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,258,091円	965,195円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	1,083,931円	843,415円	
			保守の区別が上記以外のもの	1,105,604円	860,279円	
	エコノミークラスのもの		保守の区別がタイプ1-1のもの	1,148,957円	894,008円	
			保守の区別がタイプ1-1のもの	790,891円	652,273円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	806,704円	665,314円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	838,331円	691,397円	
			保守の区別が上記以外のもの			

3. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	438,365円	384,910円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	340,285円	314,455円	
			保守の区別が上記以外のもの	347,087円	320,739円	
	エコノミークラスのもの		保守の区別がタイプ1-1のもの	360,687円	333,309円	
			保守の区別がタイプ1-1のもの	336,621円	312,021円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	343,351円	318,257円	
			保守の区別が上記以外のもの	356,806円	330,729円	
	4. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	492,537円	424,740円
				保守の区別がタイプ1-2のもの	376,735円	342,295円
				保守の区別がタイプ1-2のもの	384,265円	349,136円
エコノミークラスのもの			保守の区別がタイプ1-1のもの	399,325円	362,819円	
			保守の区別がタイプ1-1のもの	369,407円	337,427円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	376,792円	344,171円	
			保守の区別が上記以外のもの	391,558円	357,659円	
5. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの		クラスが下記以外のもの	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	536,860円	457,328円
				保守の区別がタイプ1-1のもの	407,557円	365,737円
				保守の区別がタイプ1-2のもの	415,703円	373,047円
	エコノミークラスのもの		保守の区別がタイプ1-1のもの	431,994円	387,667円	
			保守の区別がタイプ1-1のもの	396,565円	358,435円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	404,494円	365,599円	
			保守の区別が上記以外のもの	420,346円	379,927円	
	6. 0Mbit/sから49. 0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	(7) 6. 0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの		591,033円	497,159円
			セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	440,343円	391,143円
				保守の区別がタイプ1-2のもの	449,144円	398,961円
			保守の区別が上記以外のもの	466,752円	414,598円	
エコノミークラスのもの			保守の区別がタイプ1-1のもの	425,687円	381,407円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	434,193円	389,030円	
(4) 6. 0Mbit/sを超える1. 0Mbit/sごとに		クラスが下記以外のもの		17,684円	13,003円	
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	14,852円	11,049円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	15,147円	11,271円	
			保守の区別が上記以外のもの	15,741円	11,713円	
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	10,104円	7,896円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	10,310円	8,055円	
50. 0Mbit/sから134. 0Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの		(7) 50. 0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの		1,369,144円	1,069,271円
			セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,093,803円	877,323円
				保守の区別がタイプ1-2のもの	1,115,676円	894,865円
				保守の区別が上記以外のもの	1,159,418円	929,949円
	エコノミークラスのもの		保守の区別がタイプ1-1のもの	870,299円	728,849円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	887,702円	743,421円	
	(4) 50. 0Mbit/sを超える1. 0Mbit/sごとに	クラスが下記以外のもの		3,186円	2,343円	
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	3,826円	2,754円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	3,901円	2,809円	
			保守の区別が上記以外のもの	4,054円	2,920円	
エコノミークラスのもの		保守の区別がタイプ1-1のもの	1,842円	1,437円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの	1,879円	1,466円		
		保守の区別がタイプ1-2のもの	1,953円	1,524円		
		保守の区別が上記以外のもの				
134. 7Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,640,007円	1,268,423円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	1,418,949円	1,111,449円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	1,447,323円	1,133,673円	
	エコノミークラスのもの		保守の区別がタイプ1-1のもの	1,504,072円	1,178,122円	
			保守の区別がタイプ1-1のもの	1,026,901円	851,011円	
			保守の区別がタイプ1-1のもの	1,047,435円	868,026円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	1,088,500円	902,058円	
			保守の区別が上記以外のもの			

区分	料金額		備考			
	通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料				
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	130円	1,346円	-	
	一般専用ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	専ら音声を送送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	180円	1,039円	-	
	アイ高速デジタル伝送に係るもの	50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	180円	1,039円	-	
		64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	130円	1,346円	-
			エコノミークラスのもの	120円	1,270円	-
			保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	120円 120円 130円	1,270円 1,295円 1,346円	-
		128kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	250円	2,692円	-
			エコノミークラスのもの	240円	2,540円	-
			保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	240円 240円 250円	2,591円 2,591円 2,692円	-
		192kbit/sの符号伝送が可能なもの	380円	4,039円	-	
		256kbit/sの符号伝送が可能なもの	510円	5,385円	-	
		384kbit/sの符号伝送が可能なもの	760円	8,077円	-	
		512kbit/sの符号伝送が可能なもの	1,020円	10,770円	-	
		768kbit/sの符号伝送が可能なもの	1,530円	16,154円	-	
	ウATM専用に係るもの	1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	2,290円	24,232円	-	
		1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	3,050円	32,309円	-
			エコノミークラスのもの	2,880円	30,480円	-
			保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	2,940円 2,940円 3,050円	31,090円 31,090円 32,309円	-
		3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	5,470円	57,887円	-	
		4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	8,010円	84,811円	-	
	アイ高速デジタル伝送に係るもの	6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	10,430円	110,388円	-
			エコノミークラスのもの	4,100円	141,204円	-
			保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	4,180円 4,180円 4,350円	144,028円 144,028円 149,676円	-
		0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	420円	14,603円	-
			セカンドクラスのもの	200円	6,888円	-
			保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	200円 200円 210円	7,026円 7,026円 7,301円	-
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	200円	6,888円	-
保守の区別がタイプ1-2のもの			200円	7,026円	-	
保守の区別が上記以外のもの			210円	7,301円	-	
1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの		クラスが下記以外のもの	800円	27,380円	-	
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	400円	13,776円	-
			保守の区別がタイプ1-2のもの	410円	14,052円	-
	保守の区別が上記以外のもの		420円	14,603円	-	
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	400円	13,776円	-	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	410円	14,052円	-	
保守の区別が上記以外のもの		420円	14,603円	-		
2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	1,480円	51,109円	-		
	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	750円	25,830円	-	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	770円	26,347円	-	
		保守の区別が上記以外のもの	800円	27,380円	-	
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	700円	24,108円	-	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	710円	24,590円	-	
保守の区別が上記以外のもの		740円	25,554円	-		
3.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,170円	74,838円	-		
	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,100円	37,884円	-	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	1,120円	38,642円	-	
		保守の区別が上記以外のもの	1,170円	40,157円	-	
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,000円	34,440円	-	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	1,020円	35,129円	-	
保守の区別が上記以外のもの		1,060円	36,506円	-		

区分	料金額		備考			
	通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料				
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	180円	1,742円	-	
	一般専用ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	専ら音声を送送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	190円	1,391円	-	
	アイ高速デジタル伝送に係るもの	50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	190円	1,391円	-	
		64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	180円	1,742円	-
			エコノミークラスのもの	170円	1,643円	-
			保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	170円 170円 180円	1,676円 1,676円 1,742円	-
		128kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	360円	3,483円	-
			エコノミークラスのもの	340円	3,286円	-
			保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	350円 350円 360円	3,352円 3,352円 3,483円	-
		192kbit/sの符号伝送が可能なもの	540円	5,225円	-	
		256kbit/sの符号伝送が可能なもの	720円	6,966円	-	
		384kbit/sの符号伝送が可能なもの	1,080円	10,449円	-	
		512kbit/sの符号伝送が可能なもの	1,440円	13,933円	-	
		768kbit/sの符号伝送が可能なもの	2,160円	20,899円	-	
	ウATM専用に係るもの	1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	3,240円	31,348円	-	
		1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	4,320円	41,798円	-
			エコノミークラスのもの	4,080円	39,432円	-
			保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	4,160円 4,160円 4,320円	40,221円 40,221円 41,798円	-
		3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	7,750円	74,888円	-	
		4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	11,350円	109,720円	-	
	アイ高速デジタル伝送に係るもの	6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	14,780円	142,810円	-
			エコノミークラスのもの	7,380円	199,588円	-
			保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	7,530円 7,530円 7,820円	203,580円 203,580円 211,563円	-
		0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	760円	20,640円	-
			セカンドクラスのもの	360円	9,736円	-
			保守の区別がタイプ1-1のもの 保守の区別がタイプ1-2のもの 保守の区別が上記以外のもの	370円 370円 380円	9,931円 9,931円 10,320円	-
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	360円	9,736円	-
保守の区別がタイプ1-2のもの			370円	9,931円	-	
保守の区別が上記以外のもの			380円	10,320円	-	
1.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの		クラスが下記以外のもの	1,430円	38,701円	-	
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	720円	19,472円	-
			保守の区別がタイプ1-2のもの	730円	19,861円	-
	保守の区別が上記以外のもの		760円	20,640円	-	
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	720円	19,472円	-	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	730円	19,861円	-	
保守の区別が上記以外のもの		760円	20,640円	-		
2.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,670円	72,241円	-		
	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,350円	36,510円	-	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	1,380円	37,240円	-	
		保守の区別が上記以外のもの	1,430円	38,701円	-	
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,260円	34,076円	-	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	1,290円	34,758円	-	
保守の区別が上記以外のもの		1,340円	36,121円	-		
3.0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	3,910円	105,782円	-		
	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,890円	51,114円	-	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	1,930円	52,136円	-	
		保守の区別が上記以外のもの	2,000円	54,181円	-	
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,800円	48,680円	-	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	1,840円	49,654円	-	
保守の区別が上記以外のもの		1,910円	51,601円	-		

4. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	2,760円	94,917円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	1,400円	48,216円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	1,430円	49,180円	
		保守の区別が上記以外のもの	1,480円	51,109円	
		保守の区別がタイプ1-1のもの	1,300円	44,772円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	1,330円	45,667円	
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,380円	47,458円	
		保守の区別が上記以外のもの	3,290円	113,170円	
		保守の区別がタイプ1-1のもの	1,700円	58,548円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	1,730円	59,719円	
		保守の区別が上記以外のもの	1,800円	62,061円	
		保守の区別がタイプ1-1のもの	1,550円	53,382円	
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	1,580円	54,450円	
		保守の区別が上記以外のもの	1,640円	56,585円	
		クラスが下記以外のもの	3,870円	133,248円	
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	2,000円	68,880円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	2,040円	70,258円
			保守の区別が上記以外のもの	2,120円	73,013円
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1,800円	61,992円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	1,840円	63,232円	
保守の区別が上記以外のもの		1,910円	65,712円		
(イ) 6. 0Mbit/sを超える1. 0Mbit/sごとに	クラスが下記以外のもの	200円	6,928円		
	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	160円	5,557円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	160円	5,669円	
		保守の区別が上記以外のもの	170円	5,891円	
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	100円	3,287円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	100円	3,353円	
保守の区別が上記以外のもの		100円	3,485円		
(7) 50. 0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	12,720円	438,077円		
	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	9,100円	313,404円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	9,280円	319,672円	
		保守の区別が上記以外のもの	9,650円	332,208円	
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	6,000円	206,640円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	6,120円	210,773円	
		保守の区別が上記以外のもの	6,360円	219,038円	
	(イ) 50. 0Mbit/sを超える1. 0Mbit/sごとに	クラスが下記以外のもの	40円	1,310円	
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	50円	1,621円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	50円	1,653円
			保守の区別が上記以外のもの	50円	1,718円
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	20円	628円
保守の区別がタイプ1-2のもの			20円	641円	
保守の区別が上記以外のもの	20円		666円		
134. 7Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	15,950円	549,421円		
	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	13,100円	451,164円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	13,360円	460,187円	
		保守の区別が上記以外のもの	13,890円	478,234円	
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	7,550円	260,022円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	7,700円	265,222円	
保守の区別が上記以外のもの		8,000円	275,623円		

2-6-2 分岐回線の部分の基本額

区分		料金額	備考
専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	ア一般	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	8,909円
	イ高速	専ら音声を送送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	-
	デジタル伝送に係るもの	50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	6,021円
	デジタル伝送に係るもの	64kbit/sの符号伝送が可能なもの	96,351円
		128kbit/sの符号伝送が可能なもの	105,229円
		192kbit/sの符号伝送が可能なもの	113,995円
		256kbit/sの符号伝送が可能なもの	122,835円
		384kbit/sの符号伝送が可能なもの	140,515円
		512kbit/sの符号伝送が可能なもの	158,197円
		768kbit/sの符号伝送が可能なもの	193,557円
		1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	246,601円
		1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	299,643円
		3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	467,611円
4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	644,419円		
6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	812,385円		

4. 0Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	4,960円	134,162円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	2,520円	68,152円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	2,570円	69,515円	
		保守の区別が上記以外のもの	2,670円	72,241円	
		保守の区別がタイプ1-1のもの	2,340円	63,284円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	2,390円	64,550円	
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	2,480円	67,081円	
		保守の区別が上記以外のもの	5,820円	157,382円	
		保守の区別がタイプ1-1のもの	3,060円	82,756円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	3,120円	84,411円	
		保守の区別が上記以外のもの	3,240円	87,721円	
		保守の区別がタイプ1-1のもの	2,790円	75,454円	
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-2のもの	2,850円	76,963円	
		保守の区別が上記以外のもの	2,960円	79,981円	
		クラスが下記以外のもの	6,870円	185,763円	
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	3,600円	97,360円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	3,670円	99,307円
			保守の区別が上記以外のもの	3,820円	103,202円
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	3,240円	87,624円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	3,300円	89,376円	
保守の区別が上記以外のもの		3,430円	92,881円		
(イ) 6. 0Mbit/sを超える1. 0Mbit/sごとに	クラスが下記以外のもの	340円	9,265円		
	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	280円	7,523円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	280円	7,674円	
		保守の区別が上記以外のもの	290円	7,975円	
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	160円	4,370円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	170円	4,458円	
保守の区別が上記以外のもの		170円	4,632円		
(7) 50. 0Mbit/sのもの	クラスが下記以外のもの	21,940円	593,409円		
	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	15,840円	428,384円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	16,160円	436,952円	
		保守の区別が上記以外のもの	16,790円	454,087円	
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	10,350円	279,910円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	10,560円	285,508円	
		保守の区別が上記以外のもの	10,970円	296,705円	
	(イ) 50. 0Mbit/sを超える1. 0Mbit/sごとに	クラスが下記以外のもの	60円	1,669円	
		セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	80円	2,119円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	80円	2,161円
			保守の区別が上記以外のもの	80円	2,246円
		エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	30円	802円
保守の区別がタイプ1-2のもの			30円	818円	
保守の区別が上記以外のもの	30円		850円		
134. 7Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	27,190円	735,311円		
	セカンドクラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	22,500円	608,500円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	22,950円	620,670円	
		保守の区別が上記以外のもの	23,850円	645,010円	
	エコノミークラスのもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	12,870円	348,062円	
		保守の区別がタイプ1-2のもの	13,130円	355,023円	
保守の区別が上記以外のもの		13,640円	368,946円		

2-6-2 分岐回線の部分の基本額

区分		料金額	備考
専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	ア一般	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	10,154円
	イ高速	専ら音声を送送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	-
	デジタル伝送に係るもの	50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	7,084円
	デジタル伝送に係るもの	64kbit/sの符号伝送が可能なもの	103,246円
		128kbit/sの符号伝送が可能なもの	115,196円
		192kbit/sの符号伝送が可能なもの	127,013円
		256kbit/sの符号伝送が可能なもの	138,918円
		384kbit/sの符号伝送が可能なもの	162,730円
		512kbit/sの符号伝送が可能なもの	186,543円
		768kbit/sの符号伝送が可能なもの	234,166円
		1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	305,601円
		1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	377,037円
		3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	603,250円
4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	841,368円		
6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,067,581円		

2-6の2 データ伝送機能

2-6の2-1 基本料

区分			1回線ごとに月額		
			料金額	備考	
データ 伝送機 能	中継局セルリ レー装置、中 継伝送路設備 及び端末回線 を収容する伝 送装置（端末 回線を終端す るための装置 を除きま す。）により 通信路の設定 並びに伝送を 行う機能	ク ラ ス 1 の も の	上限伝送速度が64Kbit/sのもの	4,394円	-
			上限伝送速度が128Kbit/sのもの	8,359円	
			上限伝送速度が192Kbit/sのもの	12,324円	
			上限伝送速度が256Kbit/sのもの	16,289円	
			上限伝送速度が384Kbit/sのもの	24,219円	
			上限伝送速度が500Kbit/sのもの	32,149円	
			上限伝送速度が1Mbit/sのもの	55,939円	
			上限伝送速度が2Mbit/sのもの	111,449円	
			ク ラ ス 2 の も の	上限伝送速度が 500Kbit/sのもの	
	最低伝送速度が300Kbit/sのもの	21,324円			
	上限伝送速度が1 Mbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの		14,187円	
		最低伝送速度が500Kbit/sのもの		36,788円	
	上限伝送速度が2 Mbit/sのもの	最低伝送速度が200Kbit/sのもの		27,709円	
		最低伝送速度が1Mbit/sのもの		64,028円	
	上 限 伝 送 速 度 が 3 Mbit/sのもの	最低伝送速度が300Kbit/sのもの		40,950円	
		最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの		95,867円	
	上 限 伝 送 速 度 が 4 Mbit/sのもの	最低伝送速度が400Kbit/sのもの		53,362円	
		最低伝送速度が2Mbit/sのもの		127,666円	
	上 限 伝 送 速 度 が 5 Mbit/sのもの	最低伝送速度が500Kbit/sのもの		65,138円	
		最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの		157,205円	
	上 限 伝 送 速 度 が 6 Mbit/sのもの	最低伝送速度が600Kbit/sのもの		75,328円	
		最低伝送速度が3Mbit/sのもの		186,745円	
	上 限 伝 送 速 度 が 7 Mbit/sのもの	最低伝送速度が700Kbit/sのもの		84,448円	
		最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの		211,724円	
	上 限 伝 送 速 度 が 8 Mbit/sのもの	最低伝送速度が800Kbit/sのもの	90,870円		
最低伝送速度が4Mbit/sのもの		236,704円			
上 限 伝 送 速 度 が 9 Mbit/sのもの	最低伝送速度が900Kbit/sのもの	97,730円			
	最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの	259,423円			
上 限 伝 送 速 度 が 10Mbit/sのもの	最低伝送速度が1Mbit/sのもの	104,549円			
	最低伝送速度が5Mbit/sのもの	282,142円			

2-6の2 データ伝送機能

2-6の2-1 基本料

区分			1回線ごとに月額		
			料金額	備考	
データ 伝送機 能	中継局セルリ レー装置、中 継伝送路設備 及び端末回線 を収容する伝 送装置（端末 回線を終端す るための装置 を除きま す。）により 通信路の設定 並びに伝送を 行う機能	ク ラ ス 1 の も の	上限伝送速度が64Kbit/sのもの	6,143円	-
			上限伝送速度が128Kbit/sのもの	11,701円	
			上限伝送速度が192Kbit/sのもの	17,259円	
			上限伝送速度が256Kbit/sのもの	22,817円	
			上限伝送速度が384Kbit/sのもの	33,933円	
			上限伝送速度が500Kbit/sのもの	45,049円	
			上限伝送速度が1Mbit/sのもの	78,397円	
			上限伝送速度が2Mbit/sのもの	156,209円	
			ク ラ ス 2 の も の	上限伝送速度が 500Kbit/sのもの	
	最低伝送速度が300Kbit/sのもの	30,099円			
	上限伝送速度が1 Mbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの		20,816円	
		最低伝送速度が500Kbit/sのもの		52,108円	
	上限伝送速度が2 Mbit/sのもの	最低伝送速度が200Kbit/sのもの		40,658円	
		最低伝送速度が1Mbit/sのもの		90,791円	
	上 限 伝 送 速 度 が 3 Mbit/sのもの	最低伝送速度が300Kbit/sのもの		60,056円	
		最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの		135,867円	
	上 限 伝 送 速 度 が 4 Mbit/sのもの	最低伝送速度が400Kbit/sのもの		78,230円	
		最低伝送速度が2Mbit/sのもの		180,942円	
	上 限 伝 送 速 度 が 5 Mbit/sのもの	最低伝送速度が500Kbit/sのもの		94,960円	
		最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの		222,849円	
	上 限 伝 送 速 度 が 6 Mbit/sのもの	最低伝送速度が600Kbit/sのもの		109,522円	
		最低伝送速度が3Mbit/sのもの		264,702円	
	上 限 伝 送 速 度 が 7 Mbit/sのもの	最低伝送速度が700Kbit/sのもの		122,805円	
		最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの		300,105円	
	上 限 伝 送 速 度 が 8 Mbit/sのもの	最低伝送速度が800Kbit/sのもの	132,032円		
最低伝送速度が4Mbit/sのもの		335,566円			
上 限 伝 送 速 度 が 9 Mbit/sのもの	最低伝送速度が900Kbit/sのもの	141,870円			
	最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの	364,522円			
上 限 伝 送 速 度 が 10Mbit/sのもの	最低伝送速度が1Mbit/sのもの	151,763円			
	最低伝送速度が5Mbit/sのもの	393,536円			

2-6の2-2 加算料

区分			1回線ごとに月額		
			料金額	備考	
データ 伝送機 能	中継局セルリ レー装置、中 継伝送路設備 及び端末回線 を収容する伝 送装置（端末 回線を終端す るための装置 を除きま す。）により 通信路の設定 並びに伝送を 行う機能	クラ ス ス 1 の も の	上限伝送速度が64Kbit/sのもの		824円
			上限伝送速度が128Kbit/sのもの		1,648円
			上限伝送速度が192Kbit/sのもの		2,472円
			上限伝送速度が256Kbit/sのもの		3,296円
			上限伝送速度が384Kbit/sのもの		4,944円
			上限伝送速度が500Kbit/sのもの		6,592円
			上限伝送速度が1Mbit/sのもの		11,536円
			上限伝送速度が2Mbit/sのもの		23,072円
	クラ ス ス 2 の も の	上限伝送速度が 500Kbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの	2,085円	
			最低伝送速度が300Kbit/sのもの	4,342円	
		上限伝送速度が1 Mbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの	2,859円	
			最低伝送速度が500Kbit/sのもの	7,556円	
		上限伝送速度が2 Mbit/sのもの	最低伝送速度が200Kbit/sのもの	5,669円	
			最低伝送速度が1Mbit/sのもの	13,217円	
		上限伝送速度が3 Mbit/sのもの	最低伝送速度が300Kbit/sのもの	8,421円	
			最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの	19,834円	
		上限伝送速度が4 Mbit/sのもの	最低伝送速度が400Kbit/sのもの	11,000円	
			最低伝送速度が2Mbit/sのもの	26,442円	
		上限伝送速度が5 Mbit/sのもの	最低伝送速度が500Kbit/sのもの	13,448円	
			最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの	32,581円	
上限伝送速度が6 Mbit/sのもの	最低伝送速度が600Kbit/sのもの	15,565円			
	最低伝送速度が3Mbit/sのもの	38,720円			
上限伝送速度が7 Mbit/sのもの	最低伝送速度が700Kbit/sのもの	17,461円			
	最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの	43,911円			
上限伝送速度が8 Mbit/sのもの	最低伝送速度が800Kbit/sのもの	18,795円			
	最低伝送速度が4Mbit/sのもの	49,102円			
上限伝送速度が9 Mbit/sのもの	最低伝送速度が900Kbit/sのもの	20,221円			
	最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの	53,824円			
上限伝送速度が 10Mbit/sのもの	最低伝送速度が1Mbit/sのもの	21,638円			
	最低伝送速度が5Mbit/sのもの	58,545円			

2-6の2-2 加算料

区分			1回線ごとに月額		
			料金額	備考	
データ 伝送機 能	中継局セルリ レー装置、中 継伝送路設備 及び端末回線 を収容する伝 送装置（端末 回線を終端す るための装置 を除きま す。）により 通信路の設定 並びに伝送を 行う機能	クラ ス ス 1 の も の	上限伝送速度が64Kbit/sのもの		1,363円
			上限伝送速度が128Kbit/sのもの		2,726円
			上限伝送速度が192Kbit/sのもの		4,089円
			上限伝送速度が256Kbit/sのもの		5,452円
			上限伝送速度が384Kbit/sのもの		8,178円
			上限伝送速度が500Kbit/sのもの		10,904円
			上限伝送速度が1Mbit/sのもの		19,082円
			上限伝送速度が2Mbit/sのもの		38,164円
	クラ ス ス 2 の も の	上限伝送速度が 500Kbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの	3,571円	
			最低伝送速度が300Kbit/sのもの	7,238円	
		上限伝送速度が1 Mbit/sのもの	最低伝送速度が100Kbit/sのもの	4,961円	
			最低伝送速度が500Kbit/sのもの	12,635円	
		上限伝送速度が2 Mbit/sのもの	最低伝送速度が200Kbit/sのもの	9,827円	
			最低伝送速度が1Mbit/sのもの	22,121円	
		上限伝送速度が3 Mbit/sのもの	最低伝送速度が300Kbit/sのもの	14,584円	
			最低伝送速度が1.5Mbit/sのもの	33,175円	
		上限伝送速度が4 Mbit/sのもの	最低伝送速度が400Kbit/sのもの	19,041円	
			最低伝送速度が2Mbit/sのもの	44,229円	
		上限伝送速度が5 Mbit/sのもの	最低伝送速度が500Kbit/sのもの	23,144円	
			最低伝送速度が2.5Mbit/sのもの	54,506円	
上限伝送速度が6 Mbit/sのもの	最低伝送速度が600Kbit/sのもの	26,715円			
	最低伝送速度が3Mbit/sのもの	64,770円			
上限伝送速度が7 Mbit/sのもの	最低伝送速度が700Kbit/sのもの	29,972円			
	最低伝送速度が3.5Mbit/sのもの	73,452円			
上限伝送速度が8 Mbit/sのもの	最低伝送速度が800Kbit/sのもの	32,235円			
	最低伝送速度が4Mbit/sのもの	82,148円			
上限伝送速度が9 Mbit/sのもの	最低伝送速度が900Kbit/sのもの	34,647円			
	最低伝送速度が4.5Mbit/sのもの	89,249円			
上限伝送速度が 10Mbit/sのもの	最低伝送速度が1Mbit/sのもの	37,074円			
	最低伝送速度が5Mbit/sのもの	96,364円			

2-8 番号案内機能等

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 番号案内サービス接続機能(中継交換機等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第4欄又は第5欄に規定する箇所での接続により、番号案内台(オペレータを含みます。以下同じとします。)、その附帯設備(特定協定事業者の伝送路設備及び特定端末系事業者の番号案内データベース設備を含みます。以下2-8において同じとします。)を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1案内ごとに	152円	携帯・自動車電話事業者、特定中継事業者又は端末系事業者に適用します。
(2) 番号案内サービス接続機能(端末回線線端等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1欄に規定する箇所での接続により、番号案内台及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	アイ以外の場合	156円	第4条(端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等)に規定する端末回線線端接続事業者に適用します。
	イ(略)	(略)	(略)	
(2)-2 NPS交換機利用機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、NPS交換機(番号案内サービスを提供するために必要となる交換設備をいいます。以下同じとします。)及び伝送路設備を利用する機能	1案内ごとに	25円	特定端末系事業者に適用します。
(3) 番号データベース接続機能	ア(略)	(略)	(略)	(略)

2-8 番号案内機能等

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) 番号案内サービス接続機能(中継交換機等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第4欄又は第5欄に規定する箇所での接続により、番号案内台(オペレータを含みます。以下同じとします。)、その附帯設備(特定協定事業者の伝送路設備及び特定端末系事業者の番号案内データベース設備を含みます。以下2-8において同じとします。)を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	1案内ごとに	197円	携帯・自動車電話事業者、特定中継事業者又は端末系事業者に適用します。
(2) 番号案内サービス接続機能(端末回線線端等接続)	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1欄に規定する箇所での接続により、番号案内台及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	アイ以外の場合	201円	第4条(端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等)に規定する端末回線線端接続事業者に適用します。
	イ(略)	(略)	(略)	
(2)-2 NPS交換機利用機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、NPS交換機(番号案内サービスを提供するために必要となる交換設備をいいます。以下同じとします。)及び伝送路設備を利用する機能	1案内ごとに	39円	特定端末系事業者に適用します。
(3) 番号データベース接続機能	ア(略)	(略)	(略)	(略)

	イ 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、番号案内データベース設備及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等の案内情報を提供する機能	1案内ごとに	12.54円	特定端末系事業者に適用します。
	ウ～エ (略)	(略)	(略)	(略)
(4) 番号案内先への通信実現機能	番号案内台及びその附帯設備を利用し、番号案内に係る通信を切断することなく、その案内先への通信を実現するための機能	1通信ごとに	37円	_____

	イ 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、番号案内データベース設備及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等の案内情報を提供する機能	1案内ごとに	35.11円	特定端末系事業者に適用します。
	ウ～エ (略)	(略)	(略)	(略)

2-9 手動交換機能

区分	単位	料金額	備考
(1) 手動交換サービス接続機能	1通信ごとに	1,185円	携帯・自動車電話事業者又は特定中継事業者に適用します。
(2) 手動コネクトサービス取扱機能	1通信ごとに	194円	携帯・自動車電話事業者又は特定中継事業者に適用します。
(3) 削除	_____	_____	_____

2-9 削除

2-10 公衆電話機能
2-10-1 基本料

区 分		単位	料金額	備 考
(1) 公衆電話 発信機能	当社が設置する公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	1.6844円	—
(2) デジタル公衆電話発信機能	当社が設置するデジタル公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	1.0006円	—

2-10-2 (略)

2-11 その他の機能

区 分		単位	料金額	備 考
(1)~(10) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(11) 自動コレクトサービス接続機能	中継交換機及びその附帯設備と協定事業者の電気通信設備を接続し、当社から発信する通信について、着信課金による交換を行う機能	1通信ごとに	254円	特定中継事業者に適用します。
(12) DSL回線管理機能	協定事業者のDSLサービスにおけるDSL回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	49円	—
	アイ以外のもの	1回線ごとに月額	60円	
(13) DSL回線故障対応機能	協定事業者のDSLサービスにおける故障の発生原因を特定するために対応する機能	1回線ごとに月額	(略)	—
(14) PHS基地局回線管理機能	協定事業者の基地局回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	60円	PHS事業者に適用します。
(15) 光回線設備管理機能	協定事業者の光信号端末回線又は光信号中継回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線又は1波長ごとに月額	60円	—

2-10 公衆電話機能
2-10-1 基本料

区 分		単位	料金額	備 考
(1) 公衆電話 発信機能	当社が設置する公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	2.0677円	—
(2) デジタル公衆電話発信機能	当社が設置するデジタル公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	1秒ごとに	1.2442円	—

2-10-2 (略)

2-11 その他の機能

区 分		単位	料金額	備 考
(1)~(10) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(11) 削除				
(12) DSL回線管理機能	協定事業者のDSLサービスにおけるDSL回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	48円	—
	アイ以外のもの	1回線ごとに月額	57円	
(13) DSL回線故障対応機能	協定事業者のDSLサービスにおける故障の発生原因を特定するために対応する機能	1回線ごとに月額	(略)	—
(14) 削除				
(15) 光回線設備管理機能	協定事業者の光信号端末回線又は光信号中継回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線又は1波長ごとに月額	57円	—

(16) IP通信網回線管理機能	協定事業者のIP通信網回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	60円	_____	
(17) 端末回線伝送機能管理機能	協定事業者の端末回線伝送機能の回線（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2-3欄で接続するものに限ります。）の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	60円	_____	
(17)-2 下部端末回線管理機能	協定事業者の下部端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	60円	_____	
(18) 光信号分岐端末回線管理機能	協定事業者の光信号分岐端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1光信号分岐端末回線ごとに月額	60円	_____	
(19) 光信号局内伝送機能	光信号局内伝送路により1芯にて伝送を行う機能	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに月額	414円	_____
		イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり月額	0.776円	_____
(20) 光信号局内回線管理機能	協定事業者の光信号局内伝送路の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	60円	_____	

(16) IP通信網回線管理機能	協定事業者のIP通信網回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	57円	_____	
(17) 端末回線伝送機能管理機能	協定事業者の端末回線伝送機能の回線（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2-3欄で接続するものに限ります。）の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	57円	_____	
(17)-2 下部端末回線管理機能	協定事業者の下部端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	57円	_____	
(18) 光信号分岐端末回線管理機能	協定事業者の光信号分岐端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1光信号分岐端末回線ごとに月額	57円	_____	
(19) 光信号局内伝送機能	光信号局内伝送路により1芯にて伝送を行う機能	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに月額	444円	_____
		イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	1回線ごとに1メートルあたり月額	0.888円	_____
(20) 光信号局内回線管理機能	協定事業者の光信号局内伝送路の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	57円	_____	

2-12 (略)

2-13 ルーティング伝送機能

区 分		単 位	料金額	備 考
(1)~(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 特別 收容局ル ータ接続 ルーティ ング伝送 機能	第5条(標準 的な接続箇 所)第1項の 表中第8欄 のうち特別 收容局ルー ータで接続し、 IP通信網 を利用した 交換及び伝 送を行う機 能	ア~ウ (略)	(略)	(略)
	エ ATMインタ フェースにより符号 伝送が可能なもの	1ポートごとに 月額	<u>301,746円</u>	_____
	オ ISDN一次群 速度ユーザ・網イン タフェースにより 符号伝送が可能な もの	1ポートごとに 月額	<u>5,410円</u>	_____

2-14 網同期クロック供給機能

1事業者あたり月額

区 分		料金額	備 考
網同期クロック供 給機能	協定事業者の設置する電気通信設備の同 期をとるために、当社のクロック発振装 置から発振したクロックを提供する機能	<u>14,320円</u>	_____

2-12 (略)

2-13 ルーティング伝送機能

区 分		単 位	料金額	備 考
(1)~(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 特別 收容局ル ータ接続 ルーティ ング伝送 機能	第5条(標準 的な接続箇 所)第1項の 表中第8欄 のうち特別 收容局ルー ータで接続し、 IP通信網 を利用した 交換及び伝 送を行う機 能	ア~ウ (略)	(略)	(略)
	エ ATMインタ フェースにより符号 伝送が可能なもの	1ポートごとに 月額	<u>231,752円</u>	_____
	オ ISDN一次群 速度ユーザ・網イン タフェースにより 符号伝送が可能な もの	1ポートごとに 月額	<u>6,324円</u>	_____

2-14 網同期クロック供給機能

1事業者あたり月額

区 分		料金額	備 考
網同期クロック供 給機能	協定事業者の設置する電気通信設備の同 期をとるために、当社のクロック発振装 置から発振したクロックを提供する機能	<u>15,742円</u>	_____

第2 網改造料

- 1 適用 (略)
2 料金額

2-1 (略)

2-2 取得固定資産価額の算定に係る比率

区 分		内 容
取付費比率	交換機械設備	0.257
	電力設備	0.883
	伝送機械設備	0.166
	無線機械設備	0.056
諸掛費比率	土地及び通信用建物	0.079
	土地及び通信用建物以外	0.006
共通割掛費比率		0.066

2-3 年額料金の算定に係る比率

区 分		内 容	
設備管理運営費比率	(1) (2) 以外の場合	端末回線伝送機能	0.036
		端末系交換機能	0.051
		中継系交換機能	0.058
		中継伝送機能	0.036
		通信料対応設備合計	0.049
		データ系設備合計	0.104
	(2) 除却費を個別に支払う場合 (個別管理対象設備に限ります。)	端末回線伝送機能	0.034
		端末系交換機能	0.047
		中継系交換機能	0.053
		中継伝送機能	(略)
		通信料対応設備合計	0.045
		データ系設備合計	0.101
繰延資産比率		0.0112	
投資等比率		0.0013	
貯蔵品比率		0.0081	
他人資本比率		0.280	
自己資本比率		0.720	
他人資本利率		0.0101	
自己資本利益率		0.0086	
有利子負債以外の負債の比率		0.043	
有利子負債以外の負債の利子相当率		0.0102	
利益対応税率		0.4728	
貸倒率		(略)	

第2 網改造料

- 1 適用 (略)
2 料金額

2-1 (略)

2-2 取得固定資産価額の算定に係る比率

区 分		内 容
取付費比率	交換機械設備	0.256
	電力設備	0.922
	伝送機械設備	0.161
	無線機械設備	0.129
諸掛費比率	土地及び通信用建物	0.082
	土地及び通信用建物以外	0.007
共通割掛費比率		0.084

2-3 年額料金の算定に係る比率

区 分		内 容	
設備管理運営費比率	(1) (2) 以外の場合	端末回線伝送機能	0.034
		端末系交換機能	0.052
		中継系交換機能	0.060
		中継伝送機能	0.037
		通信料対応設備合計	0.050
		データ系設備合計	0.101
	(2) 除却費を個別に支払う場合 (個別管理対象設備に限ります。)	端末回線伝送機能	0.032
		端末系交換機能	0.048
		中継系交換機能	0.054
		中継伝送機能	(略)
		通信料対応設備合計	0.046
		データ系設備合計	0.099
繰延資産比率		0.0097	
投資等比率		0.0011	
貯蔵品比率		0.0089	
他人資本比率		0.250	
自己資本比率		0.750	
他人資本利率		0.0097	
自己資本利益率		0.0066	
有利子負債以外の負債の比率		0.048	
有利子負債以外の負債の利子相当率		0.0085	
利益対応税率		0.4560	
貸倒率		(略)	

第2表 工事費及び手続費

第1 工事費

1 適用

区 分	内 容
(1)～(2) (略)	(略)
(3) 工事費の見直し	当社は、2（工事費の額）2-1第10欄、第15欄から第21欄まで、 <u>並びに</u> 2-2第1欄及び第3欄に掲げる工事費の算定に用いられる作業時間を改めようとするときは、協定事業者と事前に協議を行うよう努めることとします。
(4) <u>PHS基地局回線設置工事費及び通信路設定伝送機能等設置工事費の適用</u>	協定事業者が現に契約している当社の電気通信サービスに係る契約の解除（当社と協定事業者との間で締結された協定等（相互接続協定及び卸電気通信役務の提供に関する契約をいいます。）における、当社の契約約款により提供される当社の電気通信サービスの契約の解除に相当するものを含みます。）と同時に、その場所で新たに相互接続を行う場合には、2（工事費の額）2-1第11欄及び第13欄の支払いについては、それぞれ電話サービス契約約款又は専用サービス契約約款に定める施設設置負担金の差額負担の規定を準用します。

第2表 工事費及び手続費

第1 工事費

1 適用

区 分	内 容
(1)～(2) (略)	(略)
(3) 工事費の見直し	当社は、2（工事費の額）2-1第10欄、第15欄から第21欄まで、 <u>及び</u> 2-2第1欄に掲げる工事費の算定に用いられる作業時間を改めようとするときは、協定事業者と事前に協議を行うよう努めることとします。
(4) <u>通信路設定伝送機能等設置工事費の適用</u>	協定事業者が現に契約している当社の電気通信サービスに係る契約の解除（当社と協定事業者との間で締結された協定等（相互接続協定及び卸電気通信役務の提供に関する契約をいいます。）における、当社の契約約款により提供される当社の電気通信サービスの契約の解除に相当するものを含みます。）と同時に、その場所で新たに相互接続を行う場合には、2（工事費の額）2-1第13欄の支払いについては、専用サービス契約約款に定める施設設置負担金の差額負担の規定を準用します。

2 工事費の額

2-1 工事費

区 分	単 位	工事費の額	備 考
(1)～(9) (略)			
(10) VPN工事費	ア 当社の加入者交換機にVPNサービス機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに 2,593円	中継事業者（特定中継事業者を除きます。）に適用します。
	イ 当社の加入者交換機に登録されたVPNサービス機能を廃止すると同時に新たな方式によるVPNサービス機能を登録する工事及びVPNサービス機能に係るデータ設定を変更する工事に要する費用	1回線ごとに 3,229円	

2 工事費の額

2-1 工事費

区 分	単 位	工事費の額	備 考
(1)～(9) (略)			
(10) VPN工事費	ア 当社の加入者交換機にVPNサービス機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに 2,604円	中継事業者（特定中継事業者を除きます。）に適用します。
	イ 当社の加入者交換機に登録されたVPNサービス機能を廃止すると同時に新たな方式によるVPNサービス機能を登録する工事及びVPNサービス機能に係るデータ設定を変更する工事に要する費用	1回線ごとに 3,242円	

(11) PHS 基地局回線設置工事費	PHS事業者が基地局回線を設置する工事に要する費用	1 基地局回線ごとに	電話サービス契約約款に規定する施設設置負担金に相当する額	PHS 事業者に適用します。
(12) PHS 基地局回線移転工事・収容替え工事費	PHS事業者が、基地局回線を移転又は収容替えする工事に要する費用	1 基地局回線ごとに	電話サービス契約約款に規定する工事費に相当する額	ア PHS 事業者に適用します。 イ 移転元又は収容替え元及び移転先又は収容替え先のそれぞれの工事に適用します。 ウ PHS 事業者が事業許可を受けた業務区域内であって、PHS 接続装置の回線の増設を伴わない場合に限り適用します。
(13) 通信路設定伝送機能等設置工事費	料金表第 1 表第 1 (網使用料) 2 (料金額) の 2-1-1-1 (PHS 基地局回線機能を除きます。) に規定する機能及び 2-6 に規定する機能により接続する専用回線であって専用サービス契約約款に施設設置負担金の規定があるものを利用するときに、相互接続点にその両端が終端する専用回線を設置する工事に要する費用	(略)	(略)	(略)

(11)~(12) 削除				
(13) 通信路設定伝送機能等設置工事費	料金表第 1 表第 1 (網使用料) 2 (料金額) の 2-1-1-1 に規定する機能及び 2-6 に規定する機能により接続する専用回線であって専用サービス契約約款に施設設置負担金の規定があるものを利用するときに、相互接続点にその両端が終端する専用回線を設置する工事に要する費用	(略)	(略)	(略)

(14) 通信路設定伝送機能等提供工事費	料金表第1表第1(網使用料)2(料金額)の2-1-1-1(PHS基地局回線機能を除きます。)及び2-6に規定する機能により接続する専用回線であって利用者料金が役務区間合算料金であるものを利用するときに、相互接続点にその両端又は片端が終端する専用回線を設置する工事に要する費用	(略)	(略)			
(15) テレドームサービス登録工事費	当社の加入者交換機にテレドームサービスを登録する工事に要する費用	1回線ごとに	1,766円	特定中継事業者 に適用します。		
(16) 地域指定着信課金機能用迷惑電話おこわり機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定する地域指定着信課金機能用迷惑電話おこわり機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに	2,161円	特定中継事業者 に適用します。		
(17) グループセキュリティサービス登録工事費	当社の加入者交換機にグループセキュリティサービスを登録する工事に要する費用	新設の場合	1回線ごとに	1,500円	特定中継事業者 に適用します。	
		廃止の場合	1回線ごとに	1,364円		
(18) メンバーズネットサービス登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定するメンバーズネット機能(以下「メンバーズネットサービス」といいます。)を登録する工事に要する費用	新設の場合	1回線ごとに	平日 昼間	4,198円	特定中継事業者 に適用します。
				平日 夜間	4,842円	
				平日 深夜	5,578円	
				土日 祝日 昼 夜 間	5,026円	
				土日 祝日 深夜	5,761円	
				廃止の場合	1回線ごとに	
		平日 夜間	3,824円			
		平日 深夜	4,405円			

(14) 通信路設定伝送機能等提供工事費	料金表第1表第1(網使用料)2(料金額)の2-1-1-1及び2-6に規定する機能により接続する専用回線であって利用者料金が役務区間合算料金であるものを利用するときに、相互接続点にその両端又は片端が終端する専用回線を設置する工事に要する費用	(略)	(略)			
(15) テレドームサービス登録工事費	当社の加入者交換機にテレドームサービスを登録する工事に要する費用	1回線ごとに	1,773円	特定中継事業者 に適用します。		
(16) 地域指定着信課金機能用迷惑電話おこわり機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定する地域指定着信課金機能用迷惑電話おこわり機能を登録する工事に要する費用	1回線ごとに	2,170円	特定中継事業者 に適用します。		
(17) グループセキュリティサービス登録工事費	当社の加入者交換機にグループセキュリティサービスを登録する工事に要する費用	新設の場合	1回線ごとに	1,506円	特定中継事業者 に適用します。	
		廃止の場合	1回線ごとに	1,370円		
(18) メンバーズネットサービス登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定するメンバーズネット機能(以下「メンバーズネットサービス」といいます。)を登録する工事に要する費用	新設の場合	1回線ごとに	平日 昼間	4,215円	特定中継事業者 に適用します。
				平日 夜間	4,861円	
				平日 深夜	5,598円	
				土日 祝日 昼 夜 間	5,046円	
				土日 祝日 深夜	5,783円	
				廃止の場合	1回線ごとに	
		平日 夜間	3,838円			
		平日 深夜	4,421円			

				土日 祝日 昼夜間	3,969円						
				土日 祝日 深夜	4,549円						
(19) 特定中継事業者利用停止工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約者に対する利用停止情報を登録する工事に要する費用	1回線ごとに			759円	特定中継事業者に適用します。					
(20) 特定中継事業者契約不締結工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約不締結情報を登録する工事に要する費用	1回線ごとに			179円	特定中継事業者に適用します。					
(21) 全国型着信短縮ダイヤル機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定端末系事業者の契約約款等に規定する全国型着信短縮ダイヤル機能を登録する工事に要する費用	1工事ごとに			6,946円	特定端末系事業者に適用します。					
(22)～(24) (略)	(略)	(略)			(略)	(略)					
(25) ルーティング番号登録工事費	ルーティング番号を加入者交換機に登録等する工事に要する費用	ア 基本額	(7) (イ)以外の場合	1 ルーティング番号ごとに	平日 昼間	1,130円	移転先事業者に適用します。				
					平日 夜間	1,303円					
					平日 深夜	1,501円					
					土日 祝日 昼夜間	1,353円					
					土日 祝日 深夜	1,550円					
					(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号ごとに		平日 昼間	704円		
					平日 夜間	812円					
					平日 深夜	935円					
					土日 祝日 昼夜間	843円					
					土日 祝日 深夜	966円					
					イ (略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)

				土日 祝日 昼夜間	3,985円						
				土日 祝日 深夜	4,567円						
(19) 特定中継事業者利用停止工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約者に対する利用停止情報を登録する工事に要する費用	1回線ごとに			762円	特定中継事業者に適用します。					
(20) 特定中継事業者契約不締結工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約不締結情報を登録する工事に要する費用	1回線ごとに			180円	特定中継事業者に適用します。					
(21) 全国型着信短縮ダイヤル機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定端末系事業者の契約約款等に規定する全国型着信短縮ダイヤル機能を登録する工事に要する費用	1工事ごとに			6,974円	特定端末系事業者に適用します。					
(22)～(24) (略)	(略)	(略)			(略)	(略)					
(25) ルーティング番号登録工事費	ルーティング番号を加入者交換機に登録等する工事に要する費用	ア 基本額	(7) (イ)以外の場合	1 ルーティング番号ごとに	平日 昼間	1,134円	移転先事業者に適用します。				
					平日 夜間	1,308円					
					平日 深夜	1,506円					
					土日 祝日 昼夜間	1,358円					
					土日 祝日 深夜	1,556円					
					(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号ごとに		平日 昼間	707円		
					平日 夜間	815円					
					平日 深夜	938円					
					土日 祝日 昼夜間	846円					
					土日 祝日 深夜	970円					
					イ (略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)

(26) ルーティング番号等削除工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号又は契約者回線番号等を削除する事に要する費用	アルーティング番号のみを削除する場合	(7) (イ) 以外の場合	1 ルーティング番号ごとに	平日	1,130円	—
					平日	1,303円	
					平日	1,501円	
					深夜	1,353円	
					土日	1,353円	
					祝日	1,353円	
					昼夜間	1,353円	
					土日	1,550円	
					祝日	1,550円	
					祝日深夜	1,550円	
			(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号ごとに	平日	617円	
					平日	712円	
					平日	820円	
					深夜	739円	
	(7) (イ) 以外の場合	1 ルーティング番号及び契約者回線番号等ごとに	平日	1,266円	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用します。		
			平日	1,460円			
			平日	1,682円			
			深夜	1,515円			
			土日	1,515円			
			祝日	1,515円			
昼夜間			1,515円				
土日			1,737円				
祝日			1,737円				
祝日深夜			1,737円				
(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合			1 ルーティング番号及び契約者回線番号	平日		617円	
				平日		712円	
				平日		820円	
				深夜		739円	
(7) (イ) 以外の場合			1 ルーティング番号	平日		1,130円	—
				平日		1,303円	
	平日	1,501円					
	深夜	1,353円					
	土日	1,353円					
	祝日	1,353円					
	昼夜間	1,353円					
	土日	1,550円					
	祝日	1,550円					
	祝日深夜	1,550円					

(26) ルーティング番号等削除工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号又は契約者回線番号等を削除する事に要する費用	アルーティング番号のみを削除する場合	(7) (イ) 以外の場合	1 ルーティング番号ごとに	平日	1,134円	—
					平日	1,308円	
					平日	1,506円	
					深夜	1,358円	
					土日	1,358円	
					祝日	1,358円	
					昼夜間	1,358円	
					土日	1,556円	
					祝日	1,556円	
					祝日深夜	1,556円	
			(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合	1 ルーティング番号ごとに	平日	620円	
					平日	715円	
					平日	823円	
					深夜	742円	
	(7) (イ) 以外の場合	1 ルーティング番号及び契約者回線番号等ごとに	平日	1,271円	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用します。		
			平日	1,465円			
			平日	1,688円			
			深夜	1,521円			
			土日	1,521円			
			祝日	1,521円			
昼夜間			1,521円				
土日			1,744円				
祝日			1,744円				
祝日深夜			1,744円				
(イ) 当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合			1 ルーティング番号及び契約者回線番号	平日		620円	
				平日		715円	
				平日		823円	
				深夜		742円	
(7) (イ) 以外の場合			1 ルーティング番号	平日		1,134円	—
				平日		1,308円	
	平日	1,506円					
	深夜	1,358円					
	土日	1,358円					
	祝日	1,358円					
	昼夜間	1,358円					
	土日	1,556円					
	祝日	1,556円					
	祝日深夜	1,556円					

		削除する場合		等ごとに	土日 祝日深夜	847円							
(26)-2 ルーティング番号変更工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号を変更する工事に要する費用	ア 基本額	(ア) (イ)以外の場合	1ルーティング番号ごとに	平日 昼間	2,260円	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用します。						
					平日 夜間	2,606円							
					平日 深夜	3,002円							
					土日 祝日 昼夜間	2,705円							
					土日 祝日 深夜	3,101円							
					平日 昼間	1,155円							
					平日 夜間	1,332円							
					平日 深夜	1,534円							
					土日 祝日 昼夜間	1,382円							
					土日 祝日 深夜	1,584円							
					イ (略)	(略)		(略)	(略)				
					(27) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
					(27)-2 光屋内配線工事費	光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置され		ア 光屋内配線を新たに設置する場合	1工事ごとに	平日昼間	14,603円	_____	
		平日夜間	16,450円	_____									
平日深夜	18,560円	_____											
土日祝日 昼間	16,976円	_____											
土日祝日 夜間	16,976円	_____											
土日祝日 深夜	19,084円	_____											
イ 協定事業者が現に利用している光屋内配線を加	1工事ごとに	平日昼間	10,909円	_____									
平日夜間		12,583円	_____										
平日深夜		14,495円	_____										

		削除する場合		等ごとに	土日 祝日深夜	851円						
(26)-2 ルーティング番号変更工事費	加入者交換機に登録されたルーティング番号を変更する工事に要する費用	ア 基本額	(ア) (イ)以外の場合	1ルーティング番号ごとに	平日 昼間	2,269円	ルーティング番号を指定した協定事業者に適用します。					
					平日 夜間	2,616円						
					平日 深夜	3,013円						
					土日 祝日 昼夜間	2,716円						
					土日 祝日 深夜	3,113円						
					平日 昼間	1,159円						
					平日 夜間	1,337円						
					平日 深夜	1,539円						
					土日 祝日 昼夜間	1,388円						
					土日 祝日 深夜	1,590円						
					イ (略)	(略)		(略)	(略)			
					(27) (略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
					(27)-2 光屋内配線工事費	光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置され		ア 光屋内配線を新たに設置する場合	1工事ごとに	平日昼間	14,597円	_____
		平日夜間	16,448円	_____								
平日深夜	18,561円	_____										
土日祝日 昼間	16,978円	_____										
土日祝日 夜間	16,978円	_____										
土日祝日 深夜	19,094円	_____										
イ 協定事業者が現に利用している光屋内配線を加	1工事ごとに	平日昼間	10,954円	_____								
平日夜間		12,631円	_____									
平日深夜		14,546円	_____									

(28) (略)	(略)	工する場合	1 工事ごとに	土日祝日 昼間	13,060 円	_____		
				土日祝日 夜間	13,060 円	_____		
				土日祝日 深夜	14,970 円	_____		
				① 当社が利用者宅内通を試験を実施しない場合	3,699 円	利用者宅内での光屋内配線の開通試験は協定事業者を実施していただきます。		
		ウ 既に設置された当社の光屋内配線をそのまま転用する場合	(7) 利用者宅内の壁面に設置された光成端盤（光線そのままとする）を転用する場合	② 当社が利用者宅内通を試験を実施する場合	1 工事ごとに	平日昼間	8,434 円	_____
						平日夜間	9,161 円	_____
						平日深夜	9,991 円	_____
						土日祝日 昼間	9,368 円	_____
						土日祝日 夜間	9,368 円	_____
						土日祝日 深夜	10,197 円	_____
						④ 利用者宅内の壁面に新たに光成端盤を設置する場合	1 工事ごとに	平日昼間
		平日夜間	7,706 円	_____				
		平日深夜	8,355 円	_____				
土日祝日 昼間	7,868 円	_____						
土日祝日 夜間	7,868 円	_____						
土日祝日 深夜	8,516 円	_____						

(28) (略)	(略)	工する場合	1 工事ごとに	土日祝日 昼間	13,111 円	_____		
				土日祝日 夜間	13,111 円	_____		
				土日祝日 深夜	15,028 円	_____		
				① 当社が利用者宅内通を試験を実施しない場合	2,641 円	利用者宅内での光屋内配線の開通試験は協定事業者を実施していただきます。		
		ウ 既に設置された当社の光屋内配線をそのまま転用する場合	(7) 利用者宅内の壁面に設置された光成端盤（光線そのままとする）を転用する場合	② 当社が利用者宅内通を試験を実施する場合	1 工事ごとに	平日昼間	7,396 円	_____
						平日夜間	8,124 円	_____
						平日深夜	8,955 円	_____
						土日祝日 昼間	8,332 円	_____
						土日祝日 夜間	8,332 円	_____
						土日祝日 深夜	9,164 円	_____
						④ 利用者宅内の壁面に新たに光成端盤を設置する場合	1 工事ごとに	平日昼間
		平日夜間	6,762 円	_____				
		平日深夜	7,412 円	_____				
土日祝日 昼間	6,925 円	_____						
土日祝日 夜間	6,925 円	_____						
土日祝日 深夜	7,576 円	_____						

(29) 光回線設備収容替工事費	当社が別に定める伝送品質を満たしている場合において、協定事業者の要望により光回線設備の芯線を芯線毎に切替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)	(7) 基本額	1 工事ごとに	6,995 円	—
			(イ) 加算額	1 工事ごとに	8,230 円	—
		イ 一般光信号中継回線の場合	(7) 基本額	1 工事ごとに	1,439 円	—
			(イ) 加算額	1 工事ごとに	7,921 円	—
(30) 光回線設備接続モジュール取替工事費	光回線設備の提供開始後において、協定事業者の要望により光回線設備接続モジュールを取替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線の場合	(7) 基本額	1 工事ごとに	6,995 円	—
			(イ) 加算額	1 工事ごとに	12,342 円	—
		イ 一般光信号中継回線の場合	(7) 基本額	1 工事ごとに	1,439 円	—
			(イ) 加算額	1 工事ごとに	10,496 円	—
(31) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(32) 光信号電気信号変換装置データ設定変更工事費	光信号電気信号変換装置における回線情報の設定変更を行う工事に要する費用			1 工事ごとに	8,854 円	—
(33) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(34) 光信号分岐端末回線	光信号分岐端末回線を光局外スプリッタに接続する工事に要する費用	1 光	平日 昼間		4,198 円	—

(29) 光回線設備収容替工事費	当社が別に定める伝送品質を満たしている場合において、協定事業者の要望により光回線設備の芯線を芯線毎に切替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)	(7) 基本額	1 工事ごとに	7,023 円	—
			(イ) 加算額	1 工事ごとに	8,263 円	—
		イ 一般光信号中継回線の場合	(7) 基本額	1 工事ごとに	1,444 円	—
			(イ) 加算額	1 工事ごとに	7,953 円	—
(30) 光回線設備接続モジュール取替工事費	光回線設備の提供開始後において、協定事業者の要望により光回線設備接続モジュールを取替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線の場合	(7) 基本額	1 工事ごとに	7,023 円	—
			(イ) 加算額	1 工事ごとに	12,392 円	—
		イ 一般光信号中継回線の場合	(7) 基本額	1 工事ごとに	1,444 円	—
			(イ) 加算額	1 工事ごとに	10,538 円	—
(31) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(32) 光信号電気信号変換装置データ設定変更工事費	光信号電気信号変換装置における回線情報の設定変更を行う工事に要する費用			1 工事ごとに	8,889 円	—
(33) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(34) 光信号分岐端末回線	光信号分岐端末回線を光局外スプリッタに接続する工事に要する費用	1 光	平日 昼間		4,149 円	—

線接続工事費	用	信号分岐端末回線ごとに	平日 夜間	4,812円	—
			平日 深夜	5,515円	
			土日祝 日昼間	4,989円	
			土日祝 日夜間	4,989円	
			土日祝 日深夜	5,691円	
			(35) 光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費	光信号分岐端末回線を収容するための光信号分岐端末回線収容キャビネット等を設置(既設未利用のものを新たに利用する場合を含みます。)する工事に要する費用	
平日 夜間	1,619円				
平日 深夜	1,752円				
土日祝 日昼間	1,652円				
土日祝 日夜間	1,652円				
土日祝 日深夜	1,786円				
(36) 光信号分岐端末回線設置等加算工事費	光信号分岐端末回線を設置等する工事を平日昼間以外に実施する場合に加算する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日 夜間	1,098円	—
			平日 深夜	2,355円	
			土日祝 日昼間	1,414円	
			土日祝 日夜間	1,414円	
			土日祝 日深夜	2,668円	
			(37) 融着接続工事費	光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)との接続を申込み場合に、	

線接続工事費	る費用	信号分岐端末回線ごとに	平日 夜間	4,757円	—
			平日 深夜	5,451円	
			土日祝 日昼間	4,995円	
			土日祝 日夜間	4,995円	
			土日祝 日深夜	5,626円	
			(35) 光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費	光信号分岐端末回線を収容するための光信号分岐端末回線収容キャビネット等を設置(既設未利用のものを新たに利用する場合を含みます。)する工事に要する費用	
平日 夜間	1,633円				
平日 深夜	1,768円				
土日祝 日昼間	1,677円				
土日祝 日夜間	1,677円				
土日祝 日深夜	1,803円				
(36) 光信号分岐端末回線設置等加算工事費	光信号分岐端末回線を設置等する工事を平日昼間以外に実施する場合に加算する費用	1 光信号分岐端末回線ごとに	平日 夜間	1,093円	—
			平日 深夜	2,341円	
			土日祝 日昼間	1,406円	
			土日祝 日夜間	1,406円	
			土日祝 日深夜	2,655円	
			(37) 融着接続工事費	光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)との接続を申込み場合に、	

	当該回線の架空部分と引込部分を、融着接続工事（光ファイバケーブル同士を融解して接続する工事をいい、単芯により構成される光ファイバケーブルについて工事を行う場合に限ります。）により接続する場合に要する費用	ごと	土日祝日 昼間	4,028 円	_____
--	---	----	------------	---------	-------

	当該回線の架空部分と引込部分を、融着接続工事（光ファイバケーブル同士を融解して接続する工事をいい、単芯により構成される光ファイバケーブルについて工事を行う場合に限ります。）により接続する場合に要する費用	ごと	土日祝日 昼間	4,044 円	_____
--	---	----	------------	---------	-------

2-2 2-1 以外の工事費

区 分		単 位	備 考
(1) ~ (2) (略)	(略)	(略)	(略)
(3) PHS接 続装置に係 る収容替え 工事費	PHS事業者に係る基地局回線を遠隔装置からPHS接続装置に収容替えする場合、その遠隔装置を撤去する場合、基地局回線をPHS接続装置から当社が指定する加入者交換機に収容替えする場合、そのPHS接続装置を撤去する場合、基地局回線を隔装置から当社が指定する加入者交換機に収容替えする場合又はその遠隔装置を撤去する場合に要する費用	1 工事ご とに	PHS事業 者に適用し ます。

2-3 (略)

2-2 2-1 以外の工事費

区 分		単 位	備 考
(1) ~ (2) (略)	(略)	(略)	(略)
(3) 削除	_____	_____	_____

2-3 (略)

2-4 2-3に適用する作業単金

区 分	単 位	内 容
平日昼間	一人当たり1時間ごとに	6,174 円
平日夜間	一人当たり1時間ごとに	7,121 円
平日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,203 円
土日祝日昼夜間	一人当たり1時間ごとに	7,391 円
土日祝日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,472 円

2-4 2-3に適用する作業単金

区 分	単 位	内 容
平日昼間	一人当たり1時間ごとに	6,199 円
平日夜間	一人当たり1時間ごとに	7,148 円
平日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,232 円
土日祝日昼夜間	一人当たり1時間ごとに	7,420 円
土日祝日深夜	一人当たり1時間ごとに	8,505 円

2 手続費の額
2-1 手続費

区 分		単位	手続費の額	備 考	
(1) PHS 基地局 回線設 置手続 費	PHS事業者が、基地局回線を設置する場合の手 続きに要する費用	1回線ご とに	電話サービス 契約約款に規 定する契約料 に相当する額	PHS事業者 に適用しま す。	
(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(3) 電話 帳掲載手 続費	協定事業者の 契約者の契約 者回線番号等 を電話帳に掲 載する場合に 要する費用	ア 50音別電話帳に掲載する場 合	1発行ご とに1掲 載あたり	80円	—
		イ 職業別電話帳に掲載する場 合	1発行ご とに1掲 載あたり	218円	—
(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(5) お客 様情報 照会書 作成手 続費	第98条（個別契約事業者に対する契約者情報の提 供）又は第99条（みなし契約事業者に対する契約 者情報の提供）第3項の規定により、契約者回線 番号等及び契約者回線の設置場所等の契約者情報 を提供する場合の手続きに要する費用	1件ごと に	228円	中継事業者又 は国際系事業 者に適用しま す。	
(6) 利用 契約締 結手続 費	電話サービス、総合デジタル通信サービス又は 音声利用IP通信網サービスの契約を行うこと により、協定事業者と電気通信サービスの契約を 締結することになる場合の手続きに要する費用	1件ごと に	(略)	みなし契約事 業者に適用し ます。	
(7) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(8) みな し契約者 に関する 宛名情報 提供手続 費	第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報 の提供）第1項又は第2項の規定により、契約 者回線番号等、当社の利用者料金に係る請求書 の送付先の氏名又は名称及びその住所等の契約 者情報等を磁気媒体により提供する場合の手続 きに要する費用	1照平日 会ご屋 とに間 土日 祝日 屋夜 間	8,335円	みなし契約事 業者に適用し ます。	
			9,978円		
		1件ごとに	13.54円		
(9) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

2 手続費の額
2-1 手続費

区 分		単位	手続費の額	備 考	
(1) 削除					
(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(3) 電話 帳掲載手 続費	協定事業者の 契約者の契約 者回線番号等 を電話帳に掲 載する場合に 要する費用	ア 50音別電話帳に掲載する場 合	1発行ご とに1掲 載あたり	79円	—
		イ 職業別電話帳に掲載する場 合	1発行ご とに1掲 載あたり	225円	—
(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(5) お客 様情報 照会書 作成手 続費	第98条（個別契約事業者に対する契約者情報の提 供）又は第99条（みなし契約事業者に対する契約 者情報の提供）第3項の規定により、契約者回線 番号等及び契約者回線の設置場所等の契約者情報 を提供する場合の手続きに要する費用	1件ごと に	229円	中継事業者又 は国際系事業 者に適用しま す。	
(6) 利用 契約締 結手続 費	電話サービス、総合デジタル通信サービス又は 音声利用IP通信網サービスの契約を行うこと により、協定事業者と電気通信サービスの契約を 締結することになる場合の手続きに要する費用	1件ごと に	(略)	みなし契約事 業者に適用し ます。	
(7) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(8) みな し契約者 に関する 宛名情報 提供手続 費	第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報 の提供）第1項又は第2項の規定により、契約 者回線番号等、当社の利用者料金に係る請求書 の送付先の氏名又は名称及びその住所等の契約 者情報等を磁気媒体により提供する場合の手続 きに要する費用	1照平日 会ご屋 とに間 土日 祝日 屋夜 間	8,369円	みなし契約事 業者に適用し ます。	
			10,017円		
		1件ごとに	13.74円		
(9) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(10) 立会費	当社が指定する立会者の立会いに要する費用	ア (略)		(略)	(略)	(略)
		イ 第95条の3(接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り)第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等(電力設備及び空気調整設備を除きます。)を当社の通信用建物において搬出入する場合	1 回 ご と に	平日昼間	<u>10,885円</u>	—————
				平日夜間	<u>12,554円</u>	
				平日深夜	<u>14,462円</u>	
				土日祝日 昼夜間	<u>13,030円</u>	
				土日祝日 深夜	<u>14,936円</u>	
		ウ 第95条の第1項第2号に定める接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合	1 回 ご と に	平日昼間	<u>11,897円</u>	—————
				平日夜間	<u>13,722円</u>	
				平日深夜	<u>15,807円</u>	
				土日祝日 昼夜間	<u>14,242円</u>	
土日祝日 深夜	<u>16,326円</u>					
(イ) 協定事業者の光信号局内伝送路を当社の加入者光主配線盤又は中継光	1 回 ご と に	平日昼間	<u>8,471円</u>	—————		
		平日夜間	<u>9,770円</u>			
		平日深夜	<u>11,255円</u>			
		土日祝日 昼夜間	<u>10,140円</u>			

(10) 立会費	当社が指定する立会者の立会いに要する費用	ア (略)		(略)	(略)	(略)
		イ 第95条の3(接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り)第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等(電力設備及び空気調整設備を除きます。)を当社の通信用建物において搬出入する場合	1 回 ご と に	平日昼間	<u>10,929円</u>	—————
				平日夜間	<u>12,602円</u>	
				平日深夜	<u>14,513円</u>	
				土日祝日 昼夜間	<u>13,081円</u>	
				土日祝日 深夜	<u>14,994円</u>	
		ウ 第95条の第1項第2号に定める接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合	1 回 ご と に	平日昼間	<u>11,945円</u>	—————
				平日夜間	<u>13,774円</u>	
				平日深夜	<u>15,863円</u>	
				土日祝日 昼夜間	<u>14,298円</u>	
土日祝日 深夜	<u>16,389円</u>					
(イ) 協定事業者の光信号局内伝送路を当社の加入者光主配線盤又は中継光	1 回 ご と に	平日昼間	<u>8,505円</u>	—————		
		平日夜間	<u>9,807円</u>			
		平日深夜	<u>11,294円</u>			
		土日祝日 昼夜間	<u>10,180円</u>			

		場合であつて、その装置を社通用物に当てる場合	主配線盤に接続し又は切断する場合	土日祝日 深夜	<u>11,624円</u>	
		エ 第95条の3第1項第4号に規定する接続に必要な装置等の設置に着手するに当たって当社とその設置作業の内容について確認及び調整を行う場合		1回ごとに	<u>9,773円</u>	_____
(11) 端末回線線路条件調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第1項第1号の規定により、当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失を除きます。）に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用			1回線ごとに	<u>1,031円</u>	_____
(12) 端末回線収容状況調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第1項第2号の規定により、当社が収容情報に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用			1回線ごとに	<u>648円</u>	_____
(13) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)

		場合であつて、その装置を社通用物に当てる場合	主配線盤に接続し又は切断する場合	土日祝日 深夜	<u>11,669円</u>	
		エ 第95条の3第1項第4号に規定する接続に必要な装置等の設置に着手するに当たって当社とその設置作業の内容について確認及び調整を行う場合		1回ごとに	<u>9,813円</u>	_____
(11) 端末回線線路条件調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第1項第1号の規定により、当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失を除きます。）に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用			1回線ごとに	<u>1,035円</u>	_____
(12) 端末回線収容状況調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第1項第2号の規定により、当社が収容情報に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用			1回線ごとに	<u>651円</u>	_____
(13) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)

(13)- 2 DSL 回線収 容状況 調査費	ア 収容に係る利用制限を満たすか否かを確認等するために収容状況を調査等する費用		1回線ごとに	704円	_____		
	イ 第52条（協定事業者の切分責任等）第3項の規定に基づき、そのDSL回線が事後対策対象回線であるかどうかの事実、及びそのDSL回線を利用する協定事業者名等の調査に要する費用		1回線ごとに	957円	申告事業者に適用します。		
(13)- 3 DSL 回線換 算線路 長等調 査費	当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失に限ります。）に関する情報を調査する場合に要する費用		1回線ごとに	710円	_____		
(14)優先 接続受 付手続 費	優先接続の受付に要する費用		1変更ごとに	213円	_____		
(15)光回 線設備線 路条件調 査費	第99条の6（光回線設備に係る情報の提供）の規定により、当社が光回線設備の線路条件の情報提供を行う場合の調査に要する費用	ア 同条第1項第1号に規定する光回線設備の伝送損失又はパルス測定結果の調査に要する費用	(7) 基本額	① 利用者の建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	6,273円	_____
				② 当社の通信用建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	722円	_____
		(イ) 加算額	伝送損失又はパルス測定結果の調査を行う場合	1回線ごとの1調査ごとに	821円	_____	
		イ 同条第1項第2号に規定する光回線設備（光信号分岐端末回線を除きます。）の経過年数の調査に要する費用	1区間ごとに	1,648円	_____		
		ウ 同条第2項に規定する光	(7) 基本額	1番号ごとの1成功検索ごとに	10円	_____	

(13)- 2 DSL 回線収 容状況 調査費	ア 収容に係る利用制限を満たすか否かを確認等するために収容状況を調査等する費用		1回線ごとに	707円	_____		
	イ 第52条（協定事業者の切分責任等）第3項の規定に基づき、そのDSL回線が事後対策対象回線であるかどうかの事実、及びそのDSL回線を利用する協定事業者名等の調査に要する費用		1回線ごとに	961円	申告事業者に適用します。		
(13)- 3 DSL 回線換 算線路 長等調 査費	当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失に限ります。）に関する情報を調査する場合に要する費用		1回線ごとに	713円	_____		
(14)優先 接続受 付手続 費	優先接続の受付に要する費用		1変更ごとに	36円	_____		
(15)光回 線設備線 路条件調 査費	第99条の6（光回線設備に係る情報の提供）の規定により、当社が光回線設備の線路条件の情報提供を行う場合の調査に要する費用	ア 同条第1項第1号に規定する光回線設備の伝送損失又はパルス測定結果の調査に要する費用	(7) 基本額	① 利用者の建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	6,298円	_____
				② 当社の通信用建物で測定を行う場合	1地点ごとの1調査ごとに	725円	_____
		(イ) 加算額	伝送損失又はパルス測定結果の調査を行う場合	1回線ごとの1調査ごとに	824円	_____	
		イ 同条第1項第2号に規定する光回線設備（光信号分岐端末回線を除きます。）の経過年数の調査に要する費用	1区間ごとに	1,655円	_____		
		ウ 同条第2項に規定する光	(7) 基本額	1番号ごとの1成功検索ごとに	6円	_____	

		信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用	(イ) 光信号端末回線（光外ブリタを含む）の調査を行う場合の加算額	① 1の光信号端末回線の概算提供可能時期を回答するとき	1番号ごとの1成功検索ごとに	(略)	_____	
				② 同時に複数の光信号端末回線の概算提供可能時期を回答するとき	1番号ごとの1成功検索ごとに	(略)	_____	
(16)～(20) (略)	(略)				(略)	(略)	(略)	(略)
(21) 相互接続点に係る情報調査費	相互接続点の設置の可否について調査する場合又は第10条の2（事前照会）第2項第4号に規定する事項に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック（それを設置するために要するスペースが1基準架を超えないものであって、当社が別に定める設置基準を満たすものに限り、）を協定事業者が設置する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	8,755円	_____			
		イ 光信号局内伝送路のみを当社の通信用建物内に協定事業者が設置する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	833円	_____			
(16)～(20) (略)	(略)				(略)	(略)	(略)	(略)
(21) 相互接続点に係る情報調査費	相互接続点の設置の可否について調査する場合又は第10条の2（事前照会）第2項第4号に規定する事項に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック（それを設置するために要するスペースが1基準架を超えないものであって、当社が別に定める設置基準を満たすものに限り、）を協定事業者が設置する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	8,790円	_____			
		イ 光信号局内伝送路のみを当社の通信用建物内に協定事業者が設置する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	837円	_____			

(22) 一般光信号中継回線に係る情報調査費	第10条の2(事前照会)第2項第9号又は第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項に規定する事項の調査に要する費用		1区間ごとに	2,130円	_____	
(23) 光信号端末回線の事前照会に係る情報調査費	光信号端末回線に関する情報(第10条の2(事前照会)第2項第8号に係るものに限ります。)を提供する場合に要する費用	ア 提供可能時期の調査に要する費用	(7) 光信号端末回線(既に設置された当社の光屋内配線を除きます。)に係る情報を提供する場合	1区間ごとに	4,334円	_____
			(イ) 既に設置された光当社の屋内配線に係る情報を提供する場合	1区間ごとに	12,552円	
		イ 伝送損失の調査に要する費用	1区間ごとに	2,766円	_____	
(24) 自前工事調整等作業費	接続申込者が接続に必要な装置等を設置又は撤去する場合において、その設置に付随する設計工事調整、接続に必要な装置等の設置又は撤去の結果の確認、その撤去に伴う設備情報の変更管理、その他の作業に要する費用	ア 接続に必要な装置等の設置に付随する設計に要する費用	(7) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	48,083円	_____
			(イ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	33,957円	

(22) 一般光信号中継回線に係る情報調査費	第10条の2(事前照会)第2項第9号又は第34条の2(一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み)第2項に規定する事項の調査に要する費用		1区間ごとに	2,139円	_____	
(23) 光信号端末回線の事前照会に係る情報調査費	光信号端末回線に関する情報(第10条の2(事前照会)第2項第8号に係るものに限ります。)を提供する場合に要する費用	ア 提供可能時期の調査に要する費用	(7) 光信号端末回線(既に設置された当社の光屋内配線を除きます。)に係る情報を提供する場合	1区間ごとに	4,352円	_____
			(イ) 既に設置された光当社の屋内配線に係る情報を提供する場合	1区間ごとに	12,603円	
		イ 伝送損失の調査に要する費用	1区間ごとに	2,777円	_____	
(24) 自前工事調整等作業費	接続申込者が接続に必要な装置等を設置又は撤去する場合において、その設置に付随する設計工事調整、接続に必要な装置等の設置又は撤去の結果の確認、その撤去に伴う設備情報の変更管理、その他の作業に要する費用	ア 接続に必要な装置等の設置に付随する設計に要する費用	(7) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	48,278円	_____
			(イ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	34,095円	

			(f) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>22,770円</u>	—	
			(I) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>19,121円</u>	—	
		イ 接続に必要な装置等の設置の結果の確認に要する費用	(7) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>8,829円</u>	—	
			(4) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>8,119円</u>	—	
			(g) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>6,761円</u>	—	
			(f) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>22,862円</u>	—	
			(I) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>19,198円</u>	—	
		イ 接続に必要な装置等の設置の結果の確認に要する費用	(7) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>8,865円</u>	—	
			(4) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>8,152円</u>	—	
			(g) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>6,788円</u>	—	

		(イ) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>6,625円</u>	_____
		ウ 接続に必要な装置等の撤去の結果の確認に要する費用	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>6,686円</u>	_____
		エ 接続に必要な装置等の撤去に伴う設備情報の変更管理に要する費用	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>5,662円</u>	_____
(25) 光配線区域情報調査費	第99条の6(光回線設備に係る情報の提供)第3項の規定により、当社が光配線区域に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 第1号に規定する光配線区域の範囲に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとに	<u>8,202円</u>	_____
		イ 第2号に規定する光配線区域の外縁に位置している電柱等の座標に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとに	<u>1,306円</u>	_____

		(イ) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>6,652円</u>	_____	
		ウ 接続に必要な装置等の撤去の結果の確認に要する費用	(7) (イ) 以外の場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>6,714円</u>	_____
			(イ) 確認の対象が接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック内に終始し、接続申込者が撮影した写真により確認を行う場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>3,100円</u>	_____
		エ 接続に必要な装置等の撤去に伴う設備情報の変更管理に要する費用	1通信用建物ごとの1件ごとに	<u>5,684円</u>	_____	
(25) 光配線区域情報調査費	第99条の6(光回線設備に係る情報の提供)第3項の規定により、当社が光配線区域に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 第1号に規定する光配線区域の範囲に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとに	<u>6,122円</u>	_____	
		イ 第2号に規定する光配線区域の外縁に位置している電柱等の座標に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとに	<u>1,154円</u>	_____	

		ウ 第3号に規定する光配線区域内の加入電話等敷設数に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとに	<u>2,114円</u>	_____
(26) ルーティング番号登録工事等受付手数料	当社が指定した電気通信回線設備を通じたルーティング番号登録工事等の申込みの受付に要する費用	ア イ以外の場合	1件ごとに	<u>29円</u>	_____
		イ ルーティング番号等削除工事（ルーティング番号のみを削除する場合があります。）又はルーティング番号変更工事を行う場合	1件ごとに	<u>79円</u>	_____
(27) 同一番号移転可否情報調査費	同一番号移転可否情報を提供する手続きに要する費用	ア イ以外の場合	1電気通信番号ごとの1件ごとに	(略)	_____
		イ 当社が指定した電気通信回線設備を通じて調査を行う場合	1電気通信番号ごとの1件ごとに	<u>221円</u>	_____
(28) き線点情報調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第2項の規定により、当社がき線点情報を提供する場合は調査に要する費用		1通信用建物ごとに	<u>26,686円</u>	_____
(29) き線点換算線路長調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第3項の規定により、き線点換算線路長を調査する場合に要する費用		1電柱ごとに	<u>710円</u>	_____
(30) メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第4項の規定により、当社がメタリック加入者線とDSLサービスを提供する協定事業者が電柱に設置するDSLサービスに係る接続に必要な装置等との接続可否に係る情報を提供する場合は調査に要する費用	ア 机上調査を行う場合	1電柱ごとに	<u>1,155円</u>	_____
		イ 現地調査を行う場合	1電柱ごとに	<u>10,372円</u>	_____

		ウ 第3号に規定する光配線区域内の加入電話等敷設数に係る情報を提供する場合に要する費用	1通信用建物ごとに	<u>1,913円</u>	_____
(26) ルーティング番号登録工事等受付手数料	当社が指定した電気通信回線設備を通じたルーティング番号登録工事等の申込みの受付に要する費用	ア イ以外の場合	1件ごとに	<u>34円</u>	_____
		イ ルーティング番号等削除工事（ルーティング番号のみを削除する場合があります。）又はルーティング番号変更工事を行う場合	1件ごとに	<u>90円</u>	_____
(27) 同一番号移転可否情報調査費	同一番号移転可否情報を提供する手続きに要する費用	ア イ以外の場合	1電気通信番号ごとの1件ごとに	(略)	_____
		イ 当社が指定した電気通信回線設備を通じて調査を行う場合	1電気通信番号ごとの1件ごとに	<u>232円</u>	_____
(28) き線点情報調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第2項の規定により、当社がき線点情報を提供する場合は調査に要する費用		1通信用建物ごとに	<u>26,628円</u>	_____
(29) き線点換算線路長調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第3項の規定により、き線点換算線路長を調査する場合に要する費用		1電柱ごとに	<u>713円</u>	_____
(30) メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第4項の規定により、当社がメタリック加入者線とDSLサービスを提供する協定事業者が電柱に設置するDSLサービスに係る接続に必要な装置等との接続可否に係る情報を提供する場合は調査に要する費用	ア 机上調査を行う場合	1電柱ごとに	<u>1,159円</u>	_____
		イ 現地調査を行う場合	1電柱ごとに	<u>10,414円</u>	_____

(31) 接続工事等時刻指定手続費	指定時刻に接続工事等を行う場所に到着するための手続きに要する費用		1件ごとに	平日昼間	7,890円	——	(31) 接続工事等時刻指定手続費	指定時刻に接続工事等を行う場所に到着するための手続きに要する費用		1件ごとに	平日昼間	7,922円	——
				平日夜間	14,335円	——					平日夜間	14,389円	——
				平日深夜	22,468円	——					平日深夜	22,547円	——
				土日祝日昼間	9,446円	——					土日祝日昼間	9,483円	——
				土日祝日夜間	14,878円	——					土日祝日夜間	14,936円	——
				土日祝日深夜	23,205円	——					土日祝日深夜	23,295円	——
				(32) 端末回線情報提供手続費	端末回線情報を電気通信回線設備を通じて提供する場合に要する費用						月額	1,692,000円	——
(33) テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ	ア 第34条の10（光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み）第1項に規定する事項の調査に要する費用（協定事業者が同条第6項又は第7項に規定する事項の申込みを行った場合であって、同条第1項に規定する	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,266円	——	(33) テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ	ア 第34条の10（光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み）第1項に規定する事項の調査に要する費用（協定事業者が同条第6項又は第7項に規定する事項の申込みを行った場合であって、同条第1項に規定する	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,275円	——		

分散可否調査費	調査のみを行った場合を含みます。)	(イ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	<u>2,778 円</u>	
	イ 第 34 条の 10 第 2 項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	<u>1,994 円</u>	左欄と併せて第 23 欄に掲げる費用の支払いを要します。
		(イ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	<u>2,513 円</u>	
	ウ 第 34 条の 10 第 3 項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	<u>1,994 円</u>	_____

分散可否調査費	調査のみを行った場合を含みます。)	(イ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	<u>2,790 円</u>	
	イ 第 34 条の 10 第 2 項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	<u>2,002 円</u>	左欄と併せて第 23 欄に掲げる費用の支払いを要します。
		(イ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	<u>2,523 円</u>	
	ウ 第 34 条の 10 第 3 項に規定する事項の調査に要する費用	(7) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの	1 区間ごとに	<u>2,002 円</u>	_____

	(イ) 光局外 スプリッ タを含ま ないもの と光局外 スプリッ タを含む ものの組 み合わせ に係るもの	1 区間ご とに	<u>3,068 円</u>	
エ 第 34 条の 10 第 6 項に 規定する事項の調査に要 する費用	(7) 光局外 スプリッ タを含ま ないもの 同士の組 み合わせ に係るもの	1 区間ご とに	<u>3,704 円</u>	左欄と併せ て第 23 欄に 掲げる費用 の支払いを 要します。
	(イ) 光局外 スプリッ タを含ま ないもの と光局外 スプリッ タを含む ものの組 み合わせ に係るもの	1 区間ご とに	<u>4,217 円</u>	
オ 第 34 条の 10 第 7 項に 規定する事項の調査に要 する費用	(7) 光局外 スプリッ タを含ま ないもの 同士の組 み合わせ に係るもの	1 区間ご とに	<u>3,704 円</u>	_____

	(イ) 光局外 スプリッ タを含ま ないもの と光局外 スプリッ タを含む ものの組 み合わせ に係るもの	1 区間ご とに	<u>3,081 円</u>	
エ 第 34 条の 10 第 6 項に 規定する事項の調査に要 する費用	(7) 光局外 スプリッ タを含ま ないもの 同士の組 み合わせ に係るもの	1 区間ご とに	<u>3,719 円</u>	左欄と併せ て第 23 欄に 掲げる費用 の支払いを 要します。
	(イ) 光局外 スプリッ タを含ま ないもの と光局外 スプリッ タを含む ものの組 み合わせ に係るもの	1 区間ご とに	<u>4,234 円</u>	
オ 第 34 条の 10 第 7 項に 規定する事項の調査に要 する費用	(7) 光局外 スプリッ タを含ま ないもの 同士の組 み合わせ に係るもの	1 区間ご とに	<u>3,719 円</u>	_____

		(イ) 光局外 スプリッ タを含ま ないもの と光局外 スプリッ タを含む ものの組 み合わせ に係るもの	1 区間ご とに	<u>4,217 円</u>	
	カ (略)		(略)	(略)	(略)
(34) 申込 者情報 確認結 果即時 通知手 続費	第99条の13 (申込者情報確認結果の即時通知) 第1項に規定する申込者情報確認結果を提供する 場合の手続きに要する費用		月額	<u>1,360,892 円</u>	—

2-2~2-3 (略)

		(イ) 光局外 スプリッ タを含ま ないもの と光局外 スプリッ タを含む ものの組 み合わせ に係るもの	1 区間ご とに	<u>4,234 円</u>	
	カ (略)		(略)	(略)	(略)
(34) 申込 者情報 確認結 果即時 通知手 続費	第99条の13 (申込者情報確認結果の即時通知) 第1項に規定する申込者情報確認結果を提供する 場合の手続きに要する費用		月額	<u>1,489,274 円</u>	—

2-2~2-3 (略)

第2表の2 建設請負契約に基づく負担額

1 算出式

(略)

(1)～(5) (略)

(6) (略)

区 分	内 容
一般管理費比率	0.101

第2表の2 建設請負契約に基づく負担額

1 算出式

(略)

(1)～(5) (略)

(6) (略)

区 分	内 容
一般管理費比率	0.098

第3表 預かり保守等契約等に基づく負担額

第1 通信用建物に係る負担額

1 算出式

(略)

(1) (略)

ア (略)

①～③ (略)

④ (略)

区 分	内 容
設備管理運営費比率	0.303
減価償却率	(略)

イ (略)

(2) (略)

ア～イ (略)

ウ (略)

区 分		内 容
取付費比率	受電設備	1.306
	発電設備	0.672
	電源設備及び蓄電池設備	0.910
	空気調整設備	1.614
設備管理運営費比率	電力設備及び空気調整設備	0.044
自己資本利益率		0.0341

(3) (略)

第3表 預かり保守等契約等に基づく負担額

第1 通信用建物に係る負担額

1 算出式

(略)

(1) (略)

ア (略)

①～③ (略)

④ (略)

区 分	内 容
設備管理運営費比率	0.300
減価償却率	(略)

イ (略)

(2) (略)

ア～イ (略)

ウ (略)

区 分		内 容
取付費比率	受電設備	1.319
	発電設備	0.628
	電源設備及び蓄電池設備	0.915
	空気調整設備	1.602
設備管理運営費比率	電力設備及び空気調整設備	0.020
自己資本利益率		0.0429

(3) (略)

2 接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当の保管料
 2-1 (略)
 2-2 料金額

1 平方メートル毎に年額

通信用建物が所属する行政区域	通信用建物名	土地	通信用建物
北海道	札幌西	1,551円	33,080円
	札幌南	930円	35,950円
	札幌1外	4,193円	78,754円
	大通り2丁目	4,187円	50,892円
	新琴似	762円	26,301円
	篠路	587円	21,575円
	札幌東	743円	123,562円
	丘珠	763円	23,409円
	東苗穂	59円	34,661円
	札幌白石	1,013円	32,562円
	札幌北郷	446円	28,137円
	札幌豊平	944円	27,314円
	札幌月寒	1,279円	35,000円
	清田	471円	28,366円
	真駒内	1,268円	47,910円
	発寒	1,078円	19,726円
	厚別	568円	30,066円
	もみじ台	672円	20,519円
	手稲	512円	16,668円
	函館	334円	69,341円
	函館松陰	774円	34,480円
	函館北	539円	21,474円
	桔梗	135円	19,342円
	函館千歳	566円	61,514円
	小樽2	331円	19,057円
	旭川	303円	36,402円
	旭川東光	347円	23,244円
	春光	332円	13,796円
	東鷹栖	214円	22,275円
	永山	260円	19,263円
	東旭川	222円	15,633円
	旭川市外	251円	27,126円
	旭川神楽	284円	17,129円
	室蘭	223円	24,311円
	新室西	266円	73,040円
	釧路	357円	50,136円
	釧路鳥取	253円	22,170円
	釧路南	328円	29,097円
	釧路武佐	221円	24,702円
	愛国	369円	25,458円
	帯広稲田	340円	30,927円
	西帯広	284円	18,641円
	白樺通り	398円	34,291円
	帯広東	277円	27,315円
	北海道北見	288円	15,635円
	岩見沢	208円	25,895円
	網走	180円	18,670円
	留萌	97円	16,261円
	苫小牧	313円	19,190円
	苫小牧東	167円	73,582円
	苫小牧西	282円	23,603円
	勇払	143円	28,970円
	稚内	213円	19,218円
	稚内南	184円	32,714円
	美唄	205円	17,190円
	芦別	132円	12,533円
	江別	453円	18,049円
	札幌大麻	198円	16,391円
	紋別	93円	23,675円
	士別	99円	21,204円
	名寄	166円	21,066円
	根室	162円	24,876円
	千歳	327円	25,087円

2 接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当の保管料
 2-1 (略)
 2-2 料金額

1 平方メートル毎に年額

通信用建物が所属する行政区域	通信用建物名	土地	通信用建物
北海道	札幌西	1,569円	31,374円
	札幌南	998円	32,221円
	札幌1外	4,364円	64,559円
	大通り2丁目	4,360円	43,969円
	新琴似	768円	24,432円
	篠路	565円	20,514円
	札幌東	721円	99,368円
	丘珠	761円	21,141円
	東苗穂	55円	32,278円
	札幌白石	1,028円	30,085円
	札幌北郷	428円	25,220円
	札幌豊平	925円	23,214円
	札幌月寒	1,271円	30,201円
	清田	592円	22,058円
	真駒内	1,312円	39,286円
	発寒	1,157円	17,125円
	厚別	596円	26,565円
	もみじ台	656円	17,795円
	手稲	518円	14,573円
	函館	336円	88,531円
	函館松陰	772円	30,464円
	函館北	553円	18,061円
	桔梗	132円	17,770円
	函館千歳	557円	53,680円
	小樽2	322円	16,954円
	旭川	301円	32,249円
	旭川東光	342円	20,730円
	春光	338円	12,075円
	東鷹栖	196円	19,334円
	永山	250円	16,920円
	東旭川	212円	13,323円
	旭川市外	257円	24,528円
	旭川神楽	223円	14,815円
	室蘭	218円	21,046円
	新室西	234円	68,376円
	釧路	364円	48,916円
	釧路鳥取	256円	24,851円
	釧路南	243円	25,999円
	釧路武佐	181円	22,510円
	愛国	356円	22,287円
	帯広稲田	332円	20,310円
	西帯広	287円	15,661円
	白樺通り	378円	30,123円
	帯広東	276円	24,843円
	北海道北見	277円	13,745円
	岩見沢	200円	23,633円
	網走	177円	16,238円
	留萌	90円	14,177円
	苫小牧	268円	16,533円
	苫小牧東	153円	43,718円
	苫小牧西	270円	20,379円
	勇払	123円	29,088円
	稚内	206円	17,453円
	稚内南	170円	29,168円
	美唄	165円	14,787円
	芦別	105円	10,921円
	江別	436円	16,070円
	札幌大麻	196円	37,499円
	紋別	97円	20,213円
	士別	102円	18,421円
	名寄	168円	18,581円
	根室	160円	23,095円
	千歳	293円	21,784円

泉沢	304円	37,663円
滝川	128円	16,675円
砂川	195円	16,029円
石狩深川	338円	21,160円
富良野	225円	31,988円
恵庭	274円	22,436円
島松	302円	19,002円
北海道伊達	440円	12,437円
石狩広島	314円	12,624円
輪厚	951円	22,852円
石狩	47円	30,117円
当別	118円	15,062円
倶知安	236円	24,664円
岩内	187円	23,161円
余市	186円	19,067円
北海道栗山	176円	14,952円
門別富川	154円	24,538円
静内	22円	23,816円
浦河	228円	16,472円
木野	374円	25,626円
土幌	53円	17,674円
鹿追	57円	24,052円
新得	111円	19,728円
大樹	111円	33,587円
本別	269円	28,021円
足寄	139円	21,832円
釧路白糠	123円	41,395円
中標津	174円	30,384円
根室標津	74円	35,075円
札幌石山	511円	21,834円
川沿	654円	17,384円
東相の内	197円	33,348円
遠軽	204円	19,376円
幕別	146円	23,246円
南幌	113円	33,284円
簾舞	131円	30,922円
虻田	188円	21,609円
錦岡	519円	33,925円
美幌	190円	15,714円
岩見沢幌向	51円	37,205円
湯の川	405円	18,221円
神楽岡	343円	19,043円
本輪西	351円	16,922円
白鳥台	235円	18,537円
七重浜	405円	16,112円
上磯	310円	49,525円
函館大野	238円	35,740円
森	283円	22,187円
北海道八雲	273円	30,824円
苫小牧萩野	117円	20,822円
知内	371円	41,149円
長万部	131円	21,997円
旭川東川	389円	20,983円
音更	211円	56,991円
蘭越	202円	24,453円
鷹栖	175円	30,139円
桜ヶ岡	179円	14,145円
木古内	234円	22,909円
今金	163円	18,462円
白老	139円	26,688円
赤平	114円	14,798円
東神楽	127円	41,626円
美瑛	207円	22,096円
奈井江	117円	23,783円
上富良野	166円	32,964円
十勝池田	116円	15,871円
大楽毛	141円	22,981円
浦幌	103円	51,465円
西の里	1,221円	17,460円

泉沢	283円	61,828円
滝川	116円	14,659円
砂川	178円	13,444円
石狩深川	274円	19,901円
富良野	214円	29,281円
恵庭	272円	19,231円
島松	263円	15,777円
北海道伊達	424円	10,577円
石狩広島	300円	10,911円
輪厚	923円	19,651円
石狩	38円	26,836円
当別	110円	12,548円
倶知安	237円	23,156円
岩内	166円	20,584円
余市	161円	19,795円
北海道栗山	137円	13,122円
門別富川	121円	23,296円
静内	31円	21,708円
浦河	204円	14,711円
木野	349円	25,563円
土幌	52円	15,261円
鹿追	51円	21,045円
新得	106円	54,308円
大樹	99円	29,165円
本別	248円	19,407円
足寄	132円	19,026円
釧路白糠	116円	37,063円
中標津	154円	26,775円
根室標津	68円	35,038円
札幌石山	501円	18,813円
川沿	673円	15,576円
東相の内	164円	29,561円
遠軽	194円	18,102円
幕別	142円	20,239円
南幌	111円	33,846円
簾舞	128円	27,055円
虻田	177円	18,734円
錦岡	450円	30,468円
美幌	183円	14,122円
岩見沢幌向	39円	32,465円
湯の川	380円	33,522円
神楽岡	328円	16,691円
本輪西	337円	16,712円
白鳥台	223円	16,194円
七重浜	428円	32,132円
上磯	303円	45,268円
函館大野	242円	28,938円
森	175円	19,804円
北海道八雲	260円	27,027円
苫小牧萩野	104円	18,814円
知内	320円	36,748円
長万部	119円	19,233円
旭川東川	273円	17,767円
音更	209円	51,276円
蘭越	187円	49,590円
鷹栖	152円	25,981円
桜ヶ岡	96円	11,829円
木古内	171円	18,361円
今金	157円	24,729円
白老	122円	23,247円
赤平	80円	12,830円
東神楽	102円	31,380円
美瑛	144円	19,393円
奈井江	107円	22,124円
上富良野	116円	28,770円
十勝池田	117円	13,937円
大楽毛	104円	20,508円
浦幌	81円	46,044円
西の里	1,162円	14,639円

石狩高岡	33円	50,925円
江差	278円	29,847円
旭岡	186円	35,979円
銭亀	64円	49,428円
羽幌	142円	21,455円
厚岸	121円	24,517円
北海道松前	873円	21,967円
鶴川	133円	19,029円
十勝清水	102円	28,853円
歌志内	41円	47,026円
花畔	184円	21,204円
松前福島	111円	21,502円
上の国	260円	40,358円
北檜山	173円	31,539円
古平	91円	44,323円
上砂川	95円	37,502円
上川	55円	18,217円
中富良野	187円	27,488円
増毛	103円	37,539円
早来	122円	19,762円
新冠	380円	20,323円
庶路	85円	22,699円
稀府	165円	21,207円
茂辺地	235円	27,231円
上士幌	357円	30,391円
定山溪	120円	17,802円
二セコ	230円	55,901円
音別	153円	22,413円
空知太	157円	23,686円
喜茂別	140円	40,101円
京極	334円	34,435円
比布	244円	25,759円
伊達豊浦	373円	24,559円
絵鞆	219円	23,878円
登別	232円	26,709円
遠矢	171円	27,249円
女満別	236円	29,002円
熊石	224円	14,409円
瀬棚	185円	27,131円
中湧別	135円	14,762円
興部	69円	27,076円
えりも	337円	19,609円
西神楽	169円	38,531円
山部	131円	30,829円
大沼	245円	35,022円
江差乙部	319円	31,618円
久遠	132円	20,168円
仁木	376円	27,146円
妹背牛	224円	39,738円
深川沼田	270円	32,077円
幾寅	117円	33,247円
遠別	224円	28,219円
津別	275円	24,442円
小清水	246円	26,581円
訓子府	240円	21,669円
佐呂間	202円	28,775円
常呂	219円	21,603円
滝上	99円	17,500円
雄武	83円	22,378円
早来追分	295円	22,259円
平取	121円	28,697円
厚賀	197円	21,877円
あいの里	324円	128,934円
弟子屈	153円	31,518円
茶志内	82円	58,801円
日高町	124円	27,478円
稚内豊富	321円	58,540円
留辺蘂	90円	18,545円
朝里	404円	32,089円

石狩高岡	22円	29,895円
江差	251円	26,711円
旭岡	164円	31,547円
銭亀	59円	54,528円
羽幌	73円	18,893円
厚岸	112円	21,531円
北海道松前	510円	18,837円
鶴川	110円	21,161円
十勝清水	96円	28,146円
歌志内	31円	42,469円
花畔	185円	18,964円
松前福島	106円	18,814円
上の国	230円	36,258円
北檜山	160円	57,503円
古平	76円	66,518円
上砂川	74円	32,587円
上川	50円	15,884円
中富良野	149円	24,092円
増毛	98円	35,390円
早来	114円	18,301円
新冠	277円	56,132円
庶路	81円	19,563円
稀府	141円	18,490円
茂辺地	232円	23,522円
上士幌	241円	22,035円
定山溪	95円	14,764円
二セコ	206円	37,761円
音別	98円	22,511円
空知太	133円	20,569円
喜茂別	100円	34,800円
京極	220円	70,827円
比布	175円	55,348円
伊達豊浦	322円	21,510円
絵鞆	182円	45,088円
登別	222円	22,634円
遠矢	126円	23,507円
女満別	218円	25,235円
熊石	162円	12,459円
瀬棚	157円	23,998円
中湧別	114円	12,602円
興部	60円	23,903円
えりも	294円	28,039円
西神楽	123円	33,615円
山部	120円	27,152円
大沼	202円	31,344円
江差乙部	263円	27,810円
久遠	104円	79,884円
仁木	307円	24,561円
妹背牛	217円	76,391円
深川沼田	202円	69,972円
幾寅	107円	29,613円
遠別	155円	25,494円
津別	182円	21,088円
小清水	203円	23,047円
訓子府	159円	18,702円
佐呂間	146円	25,176円
常呂	205円	18,751円
滝上	81円	15,439円
雄武	74円	60,612円
早来追分	223円	19,239円
平取	102円	24,792円
厚賀	158円	18,900円
あいの里	289円	118,899円
弟子屈	138円	28,202円
茶志内	62円	54,984円
日高町	97円	56,168円
稚内豊富	271円	33,171円
留辺蘂	58円	16,182円
朝里	428円	28,593円

銭函	118円	34,362円
才タモイ	168円	23,925円
岩見沢三笠	61円	19,420円
江部乙	51円	31,136円
音江	75円	21,254円
鷺別	278円	30,938円
登別東	190円	21,575円
七飯	355円	39,605円
南茅部	193円	9,938円
由仁	187円	40,409円
栗山長沼	160円	19,186円
新十津川	159円	34,222円
当麻	290円	24,818円
美深	46円	22,116円
北見枝幸	244円	25,190円
端野	498円	18,974円
虎杖浜	114円	38,389円
芽室	232円	31,334円
札内	323円	27,556円
阿寒	244円	21,533円
岩内前田	196円	73,411円
卯原内	107円	70,733円
生田原	94円	56,319円
登別温泉	151円	27,952円
夕張	142円	12,754円
花咲	77円	53,699円
有珠	115円	36,104円
栗沢	110円	31,018円
風連	106円	51,126円
広尾	95円	16,484円
霧多布	278円	53,454円
蘭島	104円	32,429円
月形	180円	42,835円
斜里	160円	20,530円
別海	246円	20,944円
和寒	195円	29,703円

青森県

松森	535円	22,871円
沖館	528円	25,441円
青森荒川	409円	18,297円
野内	309円	59,593円
青森新城	159円	23,376円
四ツ石	226円	24,346円
東野内	223円	35,757円
弘前	324円	25,454円
弘前南	582円	12,980円
弘前城東	312円	28,923円
青森八戸	883円	35,367円
八戸高館	598円	24,642円
八戸港	316円	20,593円
是川	(略)	16,844円
新尻内	488円	26,941円
八戸NW3棟	626円	30,147円
黒石	336円	14,639円
五所川原	298円	28,238円
十和田	259円	28,884円
八戸三沢	368円	20,197円
むつ	135円	21,697円
青森大湊	35円	11,893円
青森小湊	163円	33,969円
蟹田	97円	45,324円
鱒ヶ沢	313円	22,014円
浪岡	125円	15,457円
野辺地	192円	16,924円
七戸	128円	19,889円
六ヶ所	204円	74,852円
三戸	202円	11,320円
八戸階上	125円	24,092円

銭函	248円	29,634円
才タモイ	149円	20,557円
岩見沢三笠	60円	17,661円
江部乙	44円	27,258円
音江	47円	18,372円
鷺別	253円	27,676円
登別東	167円	17,495円
七飯	289円	33,708円
南茅部	183円	16,054円
由仁	127円	35,244円
栗山長沼	134円	17,830円
新十津川	119円	30,304円
当麻	243円	21,533円
美深	36円	19,490円
北見枝幸	183円	22,655円
端野	447円	51,468円
虎杖浜	98円	33,798円
芽室	238円	40,203円
札内	275円	24,104円
阿寒	185円	18,538円
岩内前田	166円	109,482円
卯原内	67円	62,321円
生田原	78円	49,264円
登別温泉	141円	24,752円
夕張	107円	10,699円
花咲	60円	47,539円
有珠	83円	31,929円
栗沢	102円	27,793円
風連	95円	30,348円
広尾	60円	14,014円
霧多布	167円	42,378円
蘭島	95円	60,277円
月形	119円	37,249円
斜里	151円	18,631円
別海	234円	58,175円
和寒	147円	25,751円
香深	206円	49,850円
船泊	123円	52,659円

青森県

松森	538円	20,791円
沖館	543円	20,440円
青森荒川	434円	16,313円
野内	299円	53,831円
青森新城	150円	20,689円
四ツ石	119円	21,001円
東野内	193円	31,937円
弘前	320円	23,061円
弘前南	530円	34,776円
弘前城東	265円	30,981円
青森八戸	842円	33,428円
八戸高館	583円	22,295円
八戸港	289円	21,839円
是川	(略)	15,346円
新尻内	427円	51,920円
八戸NW3棟	591円	27,122円
黒石	298円	15,037円
五所川原	286円	21,638円
十和田	235円	25,949円
八戸三沢	371円	20,902円
むつ	132円	17,664円
青森大湊	34円	11,055円
青森小湊	148円	28,959円
蟹田	93円	29,138円
鱒ヶ沢	268円	19,749円
浪岡	118円	12,799円
野辺地	165円	14,512円
七戸	120円	17,338円
六ヶ所	170円	68,302円
三戸	195円	9,421円
八戸階上	119円	21,069円

八戸大館	1,337円	27,275円
百石	238円	28,416円
八戸下田	128円	34,372円
青森大畑	121円	79,811円
木造	135円	15,915円
大浦	188円	49,760円
弘前藤崎	184円	38,149円
大鰐	156円	31,576円
板柳	167円	36,389円
金木	420円	15,544円
六戸	211円	27,668円
上北	126円	60,017円
五戸	142円	19,904円
今別	710円	26,026円
陸奥常盤	246円	40,476円
上市川	50円	30,176円
陸奥横浜	239円	23,472円
深浦	357円	41,914円
弘前森田	100円	22,750円
田舎館	104円	73,063円
乙供	124円	59,728円
天間林	70円	35,021円
田子	466円	30,250円
福地	346円	19,132円
北金ヶ沢	373円	38,634円
弘前新和	94円	30,083円
高杉	78円	87,466円
奥内	111円	18,914円
新平賀	271円	92,104円
八戸南郷	306円	22,668円
長橋	67円	32,669円
四和	79円	46,855円
陸奥蓬田	216円	77,104円
弘前柏	251円	34,065円
車力	157円	34,052円
小阿弥	74円	40,050円
弘前中里	177円	34,269円
市浦	123円	31,052円
青森白糠	239円	42,006円
上名久井	284円	26,619円
諏訪平	433円	29,111円
倉石	157円	30,292円
青森新郷	175円	21,583円
尾上	74円	39,995円
小泊	298円	75,924円
青森大間	314円	32,660円
近川駅前	73円	26,724円
千歳平	72円	30,695円
弘前石川	380円	24,001円
弘前鶴田	224円	28,064円
弘前梅沢	55円	28,897円
稲垣	149円	44,726円
名川	268円	30,766円
青森	461円	45,437円
浅虫	273円	71,273円
温湯	96円	27,239円
浜三沢	76円	18,007円
織笠	82円	26,303円
国吉	224円	36,921円
弘前相馬	315円	33,735円
目屋	118円	50,333円
陸奥川内	361円	38,761円
佐井	172円	29,149円
盛岡2	795円	35,215円
盛岡仙北	1,315円	30,993円
盛岡上田	488円	39,377円
青山第二	517円	39,783円
盛岡飯岡	665円	36,247円
宮古2	520円	36,388円

岩手県

八戸大館	1,299円	23,671円
百石	218円	24,985円
八戸下田	125円	30,471円
青森大畑	124円	54,373円
木造	127円	13,697円
大浦	161円	44,204円
弘前藤崎	162円	33,347円
大鰐	152円	21,338円
板柳	158円	33,166円
金木	378円	14,464円
六戸	187円	68,566円
上北	123円	55,281円
五戸	98円	17,436円
今別	455円	22,819円
陸奥常盤	227円	37,329円
上市川	33円	29,570円
陸奥横浜	202円	22,637円
深浦	305円	32,242円
弘前森田	85円	34,484円
田舎館	87円	44,429円
乙供	110円	53,460円
天間林	61円	30,881円
田子	414円	26,855円
福地	308円	16,785円
北金ヶ沢	313円	33,835円
弘前新和	77円	25,953円
高杉	68円	80,976円
奥内	100円	16,047円
新平賀	251円	84,510円
八戸南郷	279円	21,121円
長橋	63円	72,616円
四和	67円	40,123円
陸奥蓬田	176円	70,614円
弘前柏	207円	29,801円
車力	142円	77,206円
小阿弥	60円	35,228円
弘前中里	157円	30,393円
市浦	110円	27,206円
青森白糠	154円	81,386円
上名久井	245円	25,223円
諏訪平	372円	25,932円
倉石	108円	28,507円
青森新郷	124円	20,951円
尾上	52円	34,751円
小泊	270円	49,036円
青森大間	228円	28,815円
近川駅前	64円	25,056円
千歳平	59円	26,848円
弘前石川	341円	20,635円
弘前鶴田	204円	24,202円
弘前梅沢	48円	74,680円
稲垣	127円	68,993円
名川	244円	27,149円
青森	447円	43,443円
浅虫	182円	43,085円
温湯	88円	22,703円
浜三沢	71円	16,682円
織笠	74円	23,707円
国吉	192円	32,562円
弘前相馬	272円	73,812円
目屋	95円	33,603円
陸奥川内	274円	33,279円
佐井	144円	26,421円
盛岡2	815円	38,322円
盛岡仙北	1,367円	21,433円
盛岡上田	504円	34,775円
青山第二	491円	34,935円
盛岡飯岡	691円	23,247円
宮古2	485円	31,675円

岩手県

大船渡	198円	103,607円
岩手水沢	293円	25,986円
花巻	333円	31,651円
新宮野目	477円	27,240円
北上	280円	24,036円
相去	365円	56,174円
久慈	332円	30,233円
遠野	262円	29,911円
一関	313円	23,819円
陸前高田	293円	86,704円
釜石	353円	51,901円
釜石上中島	639円	26,782円
江刺	184円	45,037円
二戸	274円	23,552円
新西根	199円	42,237円
千厩	359円	20,324円
宮古大野	293円	16,242円
盛岡太田	270円	33,401円
滝沢	292円	35,037円
藤根	201円	26,109円
赤荻	704円	26,652円
紫波	470円	62,591円
矢巾	641円	24,898円
広瀬	94円	19,262円
盛岡乙部	253円	28,249円
江釣子	178円	47,943円
雫石	220円	23,432円
岩手	368円	19,054円
石鳥谷	210円	24,457円
水沢西根	291円	29,630円
新平泉	306円	85,470円
岩泉	393円	23,135円
小鳥谷	362円	49,357円
摺沢	347円	21,828円
岩手川崎	186円	61,729円
水沢東山	186円	102,929円
津軽石	190円	81,006円
萩荘	386円	20,928円
花巻温泉	252円	18,999円
宮古山田	323円	61,328円
鶴住居	157円	97,264円
種市	490円	41,434円
釜石広田	253円	86,608円
金田一	344円	44,488円
渋民	252円	49,618円
好摩	537円	38,975円
水沢小山	241円	55,021円
胆沢	176円	41,018円
軽米	783円	50,349円
豊間根	409円	11,286円
住田	296円	12,609円
細浦	308円	79,601円
田老	237円	77,980円
岩手上郷	318円	13,710円
釜石平田	339円	33,584円
六原	116円	19,354円
三陸	240円	84,931円
綾里	308円	34,907円
宮古小川	169円	39,184円
普代	425円	53,092円
宮古八木	314円	21,022円
湯口	167円	54,136円
和賀	160円	77,012円
滝沢駅前	310円	54,597円
大槌	138円	212,754円
一戸	270円	30,441円
伊手	119円	47,606円
上平沢	187円	27,146円
盛岡東和	179円	27,548円

大船渡	265円	64,698円
岩手水沢	267円	31,711円
花巻	301円	34,144円
新宮野目	436円	23,265円
北上	255円	21,923円
相去	345円	50,115円
久慈	314円	22,234円
遠野	255円	26,754円
一関	293円	26,937円
陸前高田	161円	349,070円
釜石	363円	43,995円
釜石上中島	619円	25,183円
江刺	180円	31,001円
二戸	248円	16,419円
新西根	182円	31,697円
千厩	325円	16,234円
宮古大野	272円	14,823円
盛岡太田	264円	24,831円
滝沢	281円	29,728円
藤根	196円	17,618円
赤荻	649円	24,760円
紫波	468円	38,515円
矢巾	634円	46,185円
広瀬	81円	17,740円
盛岡乙部	234円	25,948円
江釣子	175円	43,105円
雫石	215円	40,974円
岩手	315円	16,893円
石鳥谷	194円	21,769円
水沢西根	273円	24,007円
新平泉	289円	118,481円
岩泉	350円	18,731円
小鳥谷	322円	46,205円
摺沢	337円	19,631円
岩手川崎	143円	55,472円
水沢東山	177円	82,184円
津軽石	140円	87,850円
萩荘	370円	19,433円
花巻温泉	229円	18,431円
宮古山田	110円	54,242円
鶴住居	605円	299,315円
種市	445円	35,829円
釜石広田	292円	66,972円
金田一	310円	29,655円
渋民	242円	46,544円
好摩	491円	34,728円
水沢小山	219円	47,568円
胆沢	164円	49,425円
軽米	697円	29,797円
豊間根	691円	22,588円
住田	291円	38,763円
細浦	217円	73,491円
田老	389円	243,802円
岩手上郷	295円	12,805円
釜石平田	291円	41,151円
六原	99円	18,074円
三陸	194円	80,214円
綾里	276円	32,537円
宮古小川	149円	34,355円
普代	408円	49,725円
宮古八木	278円	17,978円
湯口	146円	48,368円
和賀	155円	68,789円
滝沢駅前	275円	38,322円
大槌	113円	218,198円
一戸	251円	17,202円
伊手	103円	42,263円
上平沢	179円	25,471円
盛岡東和	166円	55,856円

	九戸	310円	20,179円
	唐丹	479円	71,158円
	小本	151円	18,605円
	姉体	117円	29,754円
	二子	168円	25,512円
	水沢飯豊	108円	37,758円
	盛岡西山	98円	61,058円
	葛巻	341円	75,727円
	平館	165円	44,443円
	東八幡平	258円	33,826円
	大迫	319円	54,274円
	金ヶ崎	272円	30,267円
	前沢	314円	29,955円
	衣川	232円	39,440円
	花泉	656円	46,708円
	宮守	428円	34,990円
	安代	351円	71,710円
	田山	218円	38,983円
	湯田	131円	32,675円
	室根	185円	46,806円
	宮古新里	281円	37,636円
	浄法寺	497円	39,073円
	岩手大東	263円	12,988円
	水沢藤沢	333円	31,901円
	田野畑	248円	67,646円
	宮古川井	179円	63,477円
宮城県	仙台青葉通	3,315円	101,066円
	仙台長町	1,096円	44,726円
	台原	525円	33,576円
	愛子	604円	40,509円
	岩切	412円	45,370円
	仙台大高砂	1,181円	19,709円
	鶴ヶ谷	531円	49,252円
	苦竹料金	623円	37,611円
	榴ヶ岡	433円	42,522円
	南小泉	1,309円	14,013円
	荒井	790円	29,110円
	仙台中田	633円	18,935円
	西多賀	525円	25,727円
	仙台泉	1,045円	44,529円
	野村	629円	30,533円
	泉ヶ岳	107円	63,047円
	門脇	229円	37,306円
	塩釜	285円	21,455円
	古川	371円	31,157円
	気仙沼	183円	31,203円
	仙南白石	184円	36,184円
	名取	509円	20,151円
	岩沼桜	604円	25,074円
	仙南	238円	32,657円
	村田	97円	54,686円
	仙南船岡	632円	83,519円
	利府	728円	53,746円
	富谷	352円	65,674円
	明石交換所	366円	76,874円
	築館源光	243円	31,244円
	迫	55円	39,255円
	宮城河北	176円	48,449円
	矢本	671円	61,455円
	八木山	2,593円	30,578円
	多賀城	841円	39,500円
	仙台松島	188円	24,320円
	七ヶ浜	155円	130,049円
	栗駒	201円	15,453円
	折立	427円	27,901円
	三本木	248円	50,013円
	仙台中山	1,073円	23,919円
	大衡	206円	26,960円
	中新田	263円	47,504円

	九戸	263円	18,324円
	唐丹	539円	106,915円
	小本	139円	18,009円
	姉体	214円	26,264円
	二子	171円	20,522円
	水沢飯豊	103円	63,951円
	盛岡西山	85円	54,459円
	葛巻	309円	121,203円
	平館	160円	39,506円
	東八幡平	229円	29,582円
	大迫	301円	48,508円
	金ヶ崎	267円	47,658円
	前沢	306円	58,737円
	衣川	222円	35,887円
	花泉	550円	41,437円
	宮守	409円	32,471円
	安代	308円	64,473円
	田山	193円	34,273円
	湯田	112円	29,185円
	室根	156円	44,058円
	宮古新里	250円	41,037円
	浄法寺	447円	34,472円
	岩手大東	243円	37,557円
	水沢藤沢	406円	22,023円
	田野畑	296円	63,277円
	宮古川井	155円	56,256円
宮城県	仙台青葉通	3,678円	89,113円
	仙台長町	1,066円	36,458円
	台原	599円	26,672円
	愛子	624円	36,811円
	岩切	433円	232,385円
	仙台大高砂	1,182円	28,598円
	鶴ヶ谷	578円	49,842円
	苦竹料金	553円	33,552円
	榴ヶ岡	243円	38,723円
	南小泉	1,311円	16,259円
	荒井	889円	25,527円
	仙台中田	683円	23,929円
	西多賀	524円	23,304円
	仙台泉	976円	40,034円
	野村	660円	24,506円
	泉ヶ岳	111円	56,546円
	門脇	315円	33,310円
	塩釜	274円	20,281円
	古川	356円	33,326円
	気仙沼	121円	26,848円
	仙南白石	167円	30,961円
	名取	539円	17,670円
	岩沼桜	621円	22,575円
	仙南	231円	26,180円
	村田	227円	32,856円
	仙南船岡	580円	69,573円
	利府	753円	48,672円
	富谷	343円	41,351円
	明石交換所	311円	70,636円
	築館源光	214円	27,520円
	迫	60円	56,782円
	宮城河北	220円	45,031円
	矢本	787円	55,524円
	八木山	2,813円	27,042円
	多賀城	940円	35,309円
	仙台松島	181円	21,295円
	七ヶ浜	218円	118,771円
	栗駒	185円	14,348円
	折立	400円	25,117円
	三本木	242円	44,203円
	仙台中山	1,157円	21,032円
	大衡	192円	24,061円
	中新田	258円	29,511円

亘理	478円	49,228円
石越	183円	18,362円
歌津	273円	342,469円
角田	180円	62,905円
鹿島台	305円	21,486円
生出	216円	12,542円
仙台今泉	520円	30,278円
仙南槻木	430円	31,584円
第2高館	273円	87,647円
古川中田	304円	36,280円
古川南郷	202円	28,380円
若柳	183円	72,477円
渡波	265円	76,186円
西古川	213円	91,393円
石巻階上	315円	29,347円
関上	102円	17,958円
丸森	232円	61,362円
坂元	185円	32,700円
山下	276円	35,782円
大郷	154円	20,354円
古川小野田	265円	18,228円
古川松山	403円	36,047円
岩出山	194円	20,013円
涌谷	211円	43,816円
籠岳	165円	23,940円
田尻	483円	14,782円
小牛田	279円	31,701円
北浦駅前	121円	27,997円
寺崎	250円	15,516円
女川	116円	167,098円
志津川	199円	280,039円
本吉	559円	32,331円
唐桑	215円	175,558円
荒谷	261円	22,703円
芋沢	149円	64,183円
円田	131円	46,260円
色麻	202円	41,529円
古川鳴子	210円	44,113円
一迫	355円	18,869円
登米	225円	80,972円
古川南方	331円	29,355円
広淵	203円	21,627円
野蒜	73円	59,227円
遠刈田	165円	16,717円
高清水	484円	13,490円
金成	145円	33,728円
仙南北郷	143円	34,129円
古川宮崎	267円	16,419円
瀬峰	447円	16,924円
鷺沢	79円	18,514円
米谷	126円	43,760円
宮城河南	365円	15,732円
鳴瀬	225円	46,477円
作並	156円	94,953円
仙南川崎	219円	48,496円
仙南大内	181円	18,025円
牡鹿	73円	173,525円
石巻津山	123円	32,012円
古川新田	190円	19,753円
古川米山	268円	12,008円
石巻雄勝	74円	167,826円
石巻大島	276円	25,671円
新棟秋田	341円	44,579円
秋田大町	254円	29,247円
土崎	257円	20,214円
秋田仁井田	368円	26,556円
能代	124円	17,048円
東能代	220円	24,106円
横手	184円	26,704円

秋田県

亘理	471円	44,484円
石越	168円	17,593円
歌津	244円	325,338円
角田	172円	46,701円
鹿島台	226円	19,411円
生出	208円	10,473円
仙台今泉	620円	25,630円
仙南槻木	462円	29,736円
第2高館	258円	81,044円
古川中田	296円	34,126円
古川南郷	198円	56,861円
若柳	170円	60,109円
渡波	266円	62,704円
西古川	204円	55,252円
石巻階上	385円	26,327円
関上	268円	13,797円
丸森	218円	36,082円
坂元	167円	29,540円
山下	248円	28,581円
大郷	123円	18,523円
古川小野田	243円	16,788円
古川松山	381円	32,512円
岩出山	195円	17,957円
涌谷	221円	32,749円
籠岳	148円	43,550円
田尻	435円	13,543円
小牛田	242円	25,959円
北浦駅前	117円	26,398円
寺崎	243円	13,304円
女川	76円	281,153円
志津川	21円	263,773円
本吉	542円	28,843円
唐桑	249円	163,779円
荒谷	231円	21,556円
芋沢	133円	55,294円
円田	126円	34,541円
色麻	183円	36,159円
古川鳴子	189円	29,995円
一迫	333円	26,108円
登米	217円	46,864円
古川南方	311円	49,114円
広淵	328円	19,517円
野蒜	72円	55,839円
遠刈田	156円	15,251円
高清水	454円	21,359円
金成	135円	43,676円
仙南北郷	128円	32,387円
古川宮崎	236円	24,923円
瀬峰	416円	25,255円
鷺沢	71円	29,109円
米谷	119円	51,884円
宮城河南	459円	14,301円
鳴瀬	211円	39,114円
作並	163円	87,019円
仙南川崎	203円	40,926円
仙南大内	164円	50,027円
牡鹿	34円	148,494円
石巻津山	117円	43,360円
古川新田	178円	36,348円
古川米山	241円	26,477円
石巻雄勝	86円	156,868円
石巻大島	268円	22,837円
新棟秋田	318円	39,123円
秋田大町	241円	34,602円
土崎	241円	18,685円
秋田仁井田	342円	24,031円
能代	111円	16,195円
東能代	161円	24,021円
横手	179円	25,023円

秋田県

秋田大館	220円	17,483円
十二所	66円	25,042円
秋田本荘	186円	25,385円
男鹿	110円	18,306円
秋田湯沢	120円	27,652円
大曲	179円	39,360円
鹿角	175円	16,803円
大館鷹巣	146円	27,319円
五城目	197円	30,709円
秋田追分	195円	23,403円
天王	273円	24,776円
秋田大湯	361円	47,484円
仁賀保	164円	27,491円
象潟	271円	18,849円
横手神岡	118円	30,704円
角館	197円	28,152円
西馬音内	347円	19,746円
東成瀬	126円	48,050円
外旭川	278円	24,686円
釈迦内	104円	29,753円
太平	123円	37,732円
下浜	88円	27,358円
角間川	168円	51,745円
内小友	112円	53,351円
比内	256円	16,220円
合川	39円	55,722円
八郎潟	217円	26,219円
横手六郷	152円	21,410円
森岳	225円	37,318円
由利	140円	30,215円
稲川	356円	32,808円
横手雄勝	385円	32,923円
八竜	163円	17,025円
琴丘	147円	18,033円
刈和野	170円	39,471円
中仙	210円	29,281円
小坂	185円	26,200円
東由利	190円	24,682円
秋田太田	215円	38,391円
千畑	151円	34,523円
秋田井川	357円	31,142円
飯田川	127円	14,784円
若美	177円	26,302円
二ツ井	212円	29,169円
花岡	87円	25,624円
雄和	201円	36,735円
上小阿仁	211円	32,963円
八森	173円	30,333円
沢目	117円	34,153円
田沢湖	189円	35,386円
米内沢	172円	18,846円
秋田船越	171円	27,995円
秋田河辺	256円	18,129円
矢島	162円	9,797円
秋田北浦	81円	38,365円
金浦	318円	26,455円
八幡平	132円	35,771円
阿仁	166円	30,181円
横手神代	265円	51,444円
秋田脇本	57円	36,669円
由利院内	376円	48,383円
平鹿	113円	15,958円
雄物川	247円	23,443円
西目	384円	22,701円
増田	152円	33,569円
横手大森	298円	43,082円
秋田大内	286円	36,194円
秋田鳥海	147円	32,833円
西明寺	263円	39,738円

秋田大館	190円	15,382円
十二所	59円	22,097円
秋田本荘	183円	22,809円
男鹿	97円	16,184円
秋田湯沢	105円	21,602円
大曲	147円	32,189円
鹿角	160円	14,829円
大館鷹巣	139円	24,022円
五城目	172円	26,020円
秋田追分	202円	20,269円
天王	263円	21,550円
秋田大湯	353円	42,607円
仁賀保	145円	22,997円
象潟	248円	16,890円
横手神岡	106円	27,234円
角館	187円	28,305円
西馬音内	313円	17,330円
東成瀬	102円	42,677円
外旭川	245円	21,630円
釈迦内	91円	25,081円
太平	102円	33,103円
下浜	82円	26,099円
角間川	122円	45,648円
内小友	87円	47,658円
比内	234円	14,009円
合川	36円	35,169円
八郎潟	179円	23,015円
横手六郷	149円	18,583円
森岳	302円	32,741円
由利	124円	26,861円
稲川	321円	29,101円
横手雄勝	342円	28,525円
八竜	181円	14,532円
琴丘	126円	15,639円
刈和野	151円	34,920円
中仙	184円	26,107円
小坂	165円	23,102円
東由利	164円	21,130円
秋田太田	186円	33,553円
千畑	141円	30,212円
秋田井川	255円	25,799円
飯田川	157円	11,692円
若美	148円	23,033円
二ツ井	192円	25,931円
花岡	79円	22,638円
雄和	179円	32,654円
上小阿仁	137円	29,107円
八森	150円	28,323円
沢目	113円	32,751円
田沢湖	166円	31,445円
米内沢	157円	16,572円
秋田船越	153円	24,567円
秋田河辺	239円	17,275円
矢島	143円	8,952円
秋田北浦	78円	34,032円
金浦	264円	25,551円
八幡平	114円	31,781円
阿仁	145円	26,341円
横手神代	235円	45,517円
秋田脇本	54円	32,129円
由利院内	304円	42,542円
平鹿	105円	13,694円
雄物川	218円	20,356円
西目	353円	21,876円
増田	134円	29,311円
横手大森	264円	38,848円
秋田大内	273円	28,186円
秋田鳥海	121円	28,820円
西明寺	210円	34,756円

	横手山内	319円	39,376円
	須川	79円	34,869円
	横手十文字	237円	14,446円
	横手金沢	191円	41,173円
	大館大湯	112円	46,721円
	十和田南	161円	29,379円
	早口	201円	25,266円
	秋田道川	204円	26,602円
	秋田協和	239円	39,414円
	横手仙北	196円	25,725円
	後三年	200円	47,018円
	五里合	101円	26,068円
	藤里	206円	50,913円
	大雄	248円	33,521円
	外小友	149円	38,814円
山形県	山形	400円	31,616円
	山形金井	469円	19,913円
	山形十文字	258円	21,988円
	今塚	1,054円	36,726円
	あかねヶ丘	696円	42,844円
	米沢	289円	28,223円
	米沢窪田	206円	26,801円
	八幡原	87円	51,672円
	鶴岡	334円	16,282円
	酒田2	361円	28,761円
	酒田緑ヶ丘	339円	27,615円
	酒田高砂	152円	25,337円
	新庄	396円	30,219円
	寒河江	373円	49,901円
	山形上山	270円	18,688円
	村山	185円	30,895円
	長井	152円	37,175円
	天童	357円	41,114円
	高掬	461円	11,865円
	神町	404円	21,397円
	東根	307円	15,033円
	尾花沢	326円	79,501円
	南陽	184円	31,825円
	河北	168円	23,895円
	山形朝日	215円	18,319円
	白鷹	192円	20,586円
	余目	140円	17,359円
	藤島	202円	42,076円
	酒田三川	(略)	44,242円
	温海	363円	45,378円
	山形小国	219円	41,226円
	庄内朝日機械	140円	50,420円
	山形川西	250円	29,907円
	酒田水沢	107円	46,298円
	袖浦	128円	29,251円
	山形大江	339円	36,909円
	山辺	388円	42,965円
	山形中山	332円	20,750円
	南原	105円	32,424円
	宮内	218円	19,075円
	高畠	315円	24,100円
	櫛引	147円	33,330円
	白岩	378円	21,843円
	山形西川	147円	38,625円
	糠野目	252円	45,414円
	米沢飯豊	197円	31,894円
	酒田羽黒	247円	59,761円
	本道寺	70円	93,257円
	山形平田	316円	23,443円
	酒田立川	237円	34,370円
	酒田松山	252円	39,649円
	酒田三瀬	96円	34,232円
	山形金山	110円	32,289円
	真室川	247円	34,067円

	横手山内	271円	34,455円
	須川	71円	64,998円
	横手十文字	215円	12,397円
	横手金沢	168円	30,952円
	大館大湯	104円	42,516円
	十和田南	148円	25,887円
	早口	191円	21,204円
	秋田道川	184円	26,000円
	秋田協和	204円	72,449円
	横手仙北	171円	22,128円
	後三年	173円	41,449円
	五里合	84円	21,311円
	藤里	149円	45,811円
	大雄	222円	29,594円
	外小友	164円	33,023円
山形県	山形	388円	27,261円
	山形金井	472円	16,884円
	山形十文字	270円	19,533円
	今塚	1,079円	109,692円
	あかねヶ丘	676円	37,119円
	米沢	266円	25,934円
	米沢窪田	195円	23,783円
	八幡原	76円	39,179円
	鶴岡	328円	15,431円
	酒田2	357円	29,210円
	酒田緑ヶ丘	317円	24,446円
	酒田高砂	124円	23,277円
	新庄	374円	27,694円
	寒河江	352円	33,204円
	山形上山	266円	19,050円
	村山	175円	29,880円
	長井	151円	34,804円
	天童	356円	33,119円
	高掬	501円	10,237円
	神町	387円	19,430円
	東根	292円	28,620円
	尾花沢	311円	73,002円
	南陽	185円	31,167円
	河北	160円	20,896円
	山形朝日	195円	15,892円
	白鷹	187円	17,901円
	余目	134円	15,700円
	藤島	197円	37,648円
	酒田三川	(略)	39,750円
	温海	358円	41,179円
	山形小国	202円	36,484円
	庄内朝日機械	124円	44,890円
	山形川西	243円	26,540円
	酒田水沢	96円	40,930円
	袖浦	116円	27,188円
	山形大江	314円	32,450円
	山辺	370円	39,817円
	山形中山	355円	17,392円
	南原	97円	28,380円
	宮内	215円	35,428円
	高畠	305円	20,421円
	櫛引	140円	29,511円
	白岩	363円	19,765円
	山形西川	124円	34,105円
	糠野目	226円	40,702円
	米沢飯豊	175円	26,282円
	酒田羽黒	241円	53,871円
	本道寺	59円	80,464円
	山形平田	304円	19,752円
	酒田立川	218円	28,501円
	酒田松山	242円	33,672円
	酒田三瀬	86円	30,946円
	山形金山	102円	28,407円
	真室川	194円	30,140円

	中和田	191円	22,588円
	鼠ヶ関	139円	25,953円
	蔵王	191円	49,351円
	酒田大山	285円	17,499円
	湯野浜	264円	77,986円
	本楯	139円	41,102円
	泉田	112円	39,521円
	村山大久保	272円	34,648円
	山形白鳥	267円	39,191円
	山形東郷	140円	60,488円
	福原	156円	40,844円
	大石田	174円	46,419円
	鮭川	155円	35,266円
	古口	172円	37,419円
	遊佐	235円	23,754円
	吹浦	66円	46,950円
	酒田八幡	129円	40,050円
	舟形	214円	30,988円
	須田板	205円	39,358円
	山形玉野	111円	35,367円
	清水	132円	39,825円
福島県	福島	370円	48,153円
	福島清水	653円	26,866円
	福島佐倉	438円	22,034円
	瀬上	497円	17,162円
	福島大森	465円	23,411円
	蓬萊	353円	24,960円
	飯坂	257円	26,917円
	福島花園	598円	34,534円
	会津若松	442円	24,829円
	東栄町分局	746円	24,634円
	福島郡山	1,399円	27,905円
	郡山芳賀	649円	50,235円
	笹川	676円	23,847円
	日和田	148円	41,206円
	喜久田	(略)	51,109円
	大槻	650円	22,390円
	郡山守山	72円	49,017円
	磐梯熱海	(略)	57,291円
	いわき	475円	38,865円
	小名浜	367円	30,327円
	勿来	373円	33,764円
	内郷	495円	15,772円
	好間	557円	38,763円
	草野	377円	14,335円
	いわき常磐	265円	21,813円
	四倉	407円	61,366円
	いわき若葉台	1,204円	23,841円
	いわき泉	508円	21,289円
	いわき玉川	389円	20,766円
	いわき窪田	445円	29,452円
	白河	287円	35,272円
	福島原町	363円	26,861円
	郡山須賀川	321円	36,019円
	喜多方	335円	16,568円
	福島相馬	550円	21,925円
	二本松	312円	21,338円
	福島藤田	303円	31,733円
	二本松本宮	245円	14,157円
	田島	342円	23,541円
	猪苗代	286円	52,005円
	会津若松坂下	378円	26,913円
	郡山西郷	313円	30,769円
	郡山石川	(略)	29,490円
	三春	236円	19,428円
	磐城富岡	487円	17,060円
	浪江	959円	26,063円
	会津山口	385円	28,177円
	会津若松広田	191円	66,451円

	中和田	192円	20,377円
	鼠ヶ関	128円	56,262円
	蔵王	184円	43,571円
	酒田大山	281円	14,225円
	湯野浜	227円	68,515円
	本楯	125円	34,802円
	泉田	105円	34,848円
	村山大久保	214円	30,485円
	山形白鳥	216円	34,938円
	山形東郷	127円	54,017円
	福原	147円	36,040円
	大石田	164円	41,536円
	鮭川	124円	31,368円
	古口	137円	33,202円
	遊佐	222円	19,676円
	吹浦	58円	39,513円
	酒田八幡	126円	33,730円
	舟形	194円	60,662円
	須田板	173円	34,257円
	山形玉野	89円	30,997円
	清水	108円	35,166円
福島県	福島	389円	44,079円
	福島清水	716円	23,857円
	福島佐倉	440円	20,313円
	瀬上	552円	14,620円
	福島大森	575円	20,519円
	蓬萊	350円	21,923円
	飯坂	254円	23,862円
	福島花園	551円	31,050円
	会津若松	425円	23,190円
	東栄町分局	731円	20,372円
	福島郡山	1,459円	24,402円
	郡山芳賀	687円	36,891円
	笹川	705円	21,014円
	日和田	146円	37,640円
	喜久田	(略)	39,708円
	大槻	669円	18,189円
	郡山守山	76円	44,462円
	磐梯熱海	(略)	52,027円
	いわき	522円	32,779円
	小名浜	389円	27,348円
	勿来	387円	30,399円
	内郷	536円	13,785円
	好間	576円	35,167円
	草野	406円	14,221円
	いわき常磐	260円	20,081円
	四倉	436円	41,268円
	いわき若葉台	1,270円	20,981円
	いわき泉	568円	42,809円
	いわき玉川	443円	18,438円
	いわき窪田	475円	26,320円
	白河	295円	31,952円
	福島原町	446円	26,172円
	郡山須賀川	295円	32,675円
	喜多方	319円	16,510円
	福島相馬	527円	16,952円
	二本松	315円	17,316円
	福島藤田	302円	28,926円
	二本松本宮	243円	11,973円
	田島	338円	24,220円
	猪苗代	277円	35,913円
	会津若松坂下	374円	24,894円
	郡山西郷	306円	27,257円
	郡山石川	(略)	24,211円
	三春	227円	17,183円
	磐城富岡	466円	14,738円
	浪江	951円	23,633円
	会津山口	334円	22,970円
	会津若松広田	200円	51,835円

福島梁川	370円	36,002円
保原	422円	19,523円
江名	264円	35,835円
福島川俣	250円	23,513円
塙	517円	26,526円
新地	(略)	38,568円
小高	664円	38,489円
福島伊達	421円	49,156円
桑折	413円	23,836円
福島松川	247円	29,867円
鏡石	320円	15,364円
塩川	386円	43,618円
棚倉	291円	17,274円
郡山浅川	188円	31,496円
福島鹿島	352円	30,369円
柳津	85円	47,580円
飯野	282円	36,211円
磐梯	194円	47,544円
霊山	214円	56,381円
橋本	328円	24,254円
泉崎	186円	54,539円
大玉	216円	31,177円
大林	356円	34,927円
表郷	134円	41,438円
郡山中島	125円	69,882円
湖南	129円	44,772円
白沢	151円	29,458円
多田野	112円	22,117円
古殿	230円	32,459円
西会津	111円	28,327円
北会津	131円	23,621円
新鶴	258円	45,359円
いわき広野	34円	21,726円
久ノ浜	136円	49,858円
船引	384円	20,479円
鮫川	158円	15,197円
福島東和	307円	35,053円
郡山岩瀬	(略)	33,951円
川桁	110円	59,130円
柳橋	186円	32,156円
岩代	116円	21,391円
郡山長沼	217円	36,954円
会津若松下郷	294円	24,980円
熱塩	160円	72,285円
山都	179円	24,874円
郡山東	111円	32,503円
大信	185円	39,151円
都路	110円	14,387円
常葉	169円	25,096円
檜葉	563円	30,866円
庭坂	266円	22,736円
沼之内	333円	43,954円
いわき小川	262円	27,211円
上遠野	379円	24,045円
小作田	296円	21,219円
原釜	214円	35,448円
裏磐梯	1,163円	79,432円
会津高田	318円	74,252円
会津本郷	226円	20,053円
郡山玉川	222円	21,456円
小野新町	309円	40,932円
大熊	607円	25,456円
いわき双葉	256円	34,258円
飯舘	498円	25,563円
天栄	277円	30,665円
只見	360円	35,203円
会津若松吾妻	87円	126,210円
矢祭	395円	21,963円
滝根	184円	27,581円

福島梁川	380円	32,740円
保原	397円	17,463円
江名	241円	32,564円
福島川俣	222円	21,616円
塙	520円	23,413円
新地	(略)	35,148円
小高	658円	35,351円
福島伊達	415円	41,737円
桑折	408円	21,911円
福島松川	266円	26,802円
鏡石	330円	14,808円
塩川	358円	38,427円
棚倉	273円	15,756円
郡山浅川	134円	29,078円
福島鹿島	349円	27,746円
柳津	80円	41,833円
飯野	296円	33,109円
磐梯	183円	42,480円
霊山	200円	49,558円
橋本	466円	21,164円
泉崎	184円	48,244円
大玉	208円	29,236円
大林	326円	30,834円
表郷	123円	37,676円
郡山中島	122円	47,658円
湖南	124円	39,653円
白沢	144円	27,358円
多田野	115円	19,766円
古殿	210円	28,574円
西会津	104円	25,143円
北会津	127円	20,709円
新鶴	235円	40,325円
いわき広野	291円	19,958円
久ノ浜	194円	252,889円
船引	355円	40,131円
鮫川	145円	14,802円
福島東和	293円	33,082円
郡山岩瀬	(略)	29,203円
川桁	99円	34,403円
柳橋	184円	29,265円
岩代	118円	19,173円
郡山長沼	208円	32,679円
会津若松下郷	256円	21,723円
熱塩	139円	45,654円
山都	170円	21,668円
郡山東	109円	22,154円
大信	184円	33,391円
都路	104円	13,989円
常葉	163円	23,295円
檜葉	38円	24,585円
庭坂	20円	21,108円
沼之内	353円	39,772円
いわき小川	277円	24,749円
上遠野	362円	22,316円
小作田	298円	19,032円
原釜	234円	31,447円
裏磐梯	1,115円	73,178円
会津高田	295円	43,517円
会津本郷	218円	17,479円
郡山玉川	216円	20,008円
小野新町	305円	37,545円
大熊	596円	24,183円
いわき双葉	246円	31,034円
飯舘	485円	23,697円
天栄	249円	26,633円
只見	346円	31,266円
会津若松吾妻	72円	112,810円
矢祭	382円	19,941円
滝根	182円	26,061円

	大越	185円	41,811円
	郡山七郷	243円	21,512円
	移	203円	29,302円
茨城県	水戸大町	588円	51,555円
	茨城赤塚	(略)	40,811円
	水戸吉田	378円	17,809円
	千波	627円	32,815円
	多賀	383円	22,447円
	久慈浜	397円	16,336円
	日立別館	332円	26,498円
	茨城日高	284円	40,404円
	土浦	260円	45,834円
	荒川沖	472円	19,833円
	神立	247円	16,725円
	石岡国府	414円	25,031円
	下館別館	406円	24,230円
	下館川島	340円	17,144円
	結城	436円	21,571円
	結城南	247円	22,111円
	竜ヶ崎	206円	36,201円
	土浦佐貫	219円	24,768円
	那珂湊	351円	20,478円
	阿字ヶ浦	482円	22,492円
	下妻	353円	36,916円
	水海道菅生	492円	13,947円
	水海道別	588円	52,026円
	茨城勝田	365円	31,784円
	高萩	212円	20,892円
	北茨城	255円	22,724円
	取手	408円	22,825円
	茨城岩井	190円	29,675円
	土浦牛久	783円	27,086円
	つくば	1,452円	46,300円
	大穂	720円	19,910円
	桜	253円	23,103円
	つくば北	172円	25,642円
	筑波山	383円	29,496円
	吉沼	125円	19,438円
	筑波谷田部	419円	22,730円
	土浦豊里	447円	28,263円
	大洗	464円	17,375円
	友部	388円	44,945円
	茨城東海	603円	24,026円
	那珂	371円	8,558円
	常陸大宮	375円	32,599円
	金砂郷	179円	15,486円
十王	371円	22,921円	
常陸鹿島	665円	26,745円	
神栖	582円	28,200円	
茨城萩原	296円	16,739円	
潮来延方	451円	16,666円	
美浦	242円	20,781円	
谷和原	519円	42,400円	
守谷清水	780円	59,121円	
古河2	642円	4,857円	
古河旭	1,283円	10,737円	
総和2	325円	51,409円	
古河南	410円	50,659円	
茨城境	406円	26,567円	
石岡東	411円	64,303円	
石岡	643円	54,555円	
常陸太田別館	343円	32,304円	
羽島	287円	20,911円	
千葉若松	154円	29,489円	
矢田部	275円	27,589円	
阿見	(略)	11,076円	
高場	403円	64,908円	
笠間	400円	19,102円	
稲戸井	563円	20,685円	

	大越	41円	37,382円
	郡山七郷	233円	20,801円
	移	201円	28,297円
茨城県	水戸大町	581円	46,899円
	茨城赤塚	(略)	35,002円
	水戸吉田	350円	20,222円
	千波	581円	28,818円
	多賀	380円	20,188円
	久慈浜	384円	15,430円
	日立別館	308円	23,789円
	茨城日高	274円	42,645円
	土浦	267円	44,039円
	荒川沖	489円	16,602円
	神立	253円	34,162円
	石岡国府	405円	33,189円
	下館別館	387円	20,706円
	下館川島	319円	15,419円
	結城	418円	21,718円
	結城南	227円	20,203円
	竜ヶ崎	83円	32,634円
	土浦佐貫	468円	25,578円
	那珂湊	316円	18,402円
	阿字ヶ浦	449円	20,182円
	下妻	321円	32,003円
	水海道菅生	451円	34,566円
	水海道別	517円	46,896円
	茨城勝田	357円	27,952円
	高萩	202円	32,314円
	北茨城	221円	19,466円
	取手	476円	23,583円
	茨城岩井	186円	35,333円
	土浦牛久	789円	23,086円
	つくば	1,556円	41,268円
	大穂	733円	17,881円
	桜	243円	20,441円
	つくば北	146円	23,341円
	筑波山	348円	20,087円
	吉沼	98円	40,010円
	筑波谷田部	383円	19,862円
	土浦豊里	427円	29,046円
	大洗	448円	15,581円
	友部	376円	41,634円
	茨城東海	532円	21,134円
	那珂	365円	7,728円
	常陸大宮	367円	28,703円
	金砂郷	152円	14,347円
十王	363円	25,960円	
常陸鹿島	549円	23,795円	
神栖	486円	22,735円	
茨城萩原	266円	17,526円	
潮来延方	344円	14,713円	
美浦	221円	36,402円	
谷和原	443円	37,484円	
守谷清水	728円	55,745円	
古河2	650円	18,925円	
古河旭	1,208円	10,121円	
総和2	313円	45,566円	
古河南	381円	27,256円	
茨城境	382円	38,200円	
石岡東	377円	58,567円	
石岡	540円	49,216円	
常陸太田別館	328円	23,675円	
羽島	283円	15,372円	
千葉若松	134円	26,549円	
矢田部	259円	45,211円	
阿見	(略)	10,283円	
高場	400円	43,994円	
笠間	360円	18,152円	
稲戸井	543円	18,842円	

茨城	294円	49,588円
茨城岩瀬	289円	25,415円
大子	289円	33,090円
鉾田	125円	22,739円
江戸崎	179円	16,355円
伊奈	373円	43,190円
藤代蔵前	514円	33,114円
奥野	163円	14,981円
牛堀	442円	39,754円
阿見南	136円	17,105円
茨城東	87円	47,236円
総和	325円	28,265円
岡田	247円	14,528円
関城	138円	24,488円
茨城協和	493円	11,179円
利根	142円	8,328円
いばらき旭	106円	34,698円
常澄	243円	31,285円
内原	956円	17,651円
石岡大野	184円	28,898円
茎崎	218円	19,390円
新利根	113円	24,053円
岩間	324円	21,243円
八郷	126円	14,964円
茨城鳥栖	110円	31,159円
湊沼	183円	36,518円
瓜連	517円	20,014円
茨城北浦	71円	17,520円
茨城玉造	60円	23,731円
常北	307円	32,729円
岡郷	184円	11,499円
五霞	201円	14,842円
茨城八千代	288円	32,591円
大洋	110円	11,297円
茨城土浦	234円	36,978円
波崎	242円	43,820円
茨城出島	131円	28,338円
沖宿	133円	23,395円
潮来	(略)	30,349円
明野	151円	36,228円
真壁	226円	21,605円
茨城千代田	316円	35,466円
茨城大津	303円	19,224円
茨城稲田	170円	23,564円
七郷	214円	16,545円
桂	(略)	19,738円
土浦河内	123円	24,459円
美野里	175円	55,650円
新治	199円	17,040円
茨城麻生	187円	25,393円
飯富	209円	21,170円
国田	212円	9,873円
菅原	223円	63,785円
行方	110円	25,509円
蔵川	116円	22,685円
出島東	145円	15,321円
小幡	95円	18,118円
雨引	236円	23,159円
八俣	118円	14,693円
猿島	143円	62,658円
御前山	180円	17,115円
茨城三和	795円	52,434円
沓掛	166円	28,718円
いばらき小川	241円	32,594円
山方	268円	24,688円
水府	134円	8,763円
茨城桜川	90円	14,980円
石下	213円	40,055円
茨城美和	281円	88,968円

茨城	282円	57,116円
茨城岩瀬	271円	22,847円
大子	242円	29,485円
鉾田	176円	19,680円
江戸崎	161円	14,998円
伊奈	346円	86,710円
藤代蔵前	485円	29,047円
奥野	156円	13,808円
牛堀	388円	36,357円
阿見南	134円	10,009円
茨城東	76円	24,675円
総和	313円	25,023円
岡田	186円	36,753円
関城	132円	23,299円
茨城協和	477円	12,489円
利根	133円	7,859円
いばらき旭	102円	26,334円
常澄	228円	27,520円
内原	948円	16,002円
石岡大野	176円	30,342円
茎崎	203円	17,223円
新利根	112円	24,294円
岩間	316円	19,276円
八郷	87円	13,473円
茨城鳥栖	109円	25,659円
湊沼	162円	23,448円
瓜連	492円	17,842円
茨城北浦	73円	15,757円
茨城玉造	104円	23,238円
常北	270円	30,261円
岡郷	179円	10,434円
五霞	183円	13,491円
茨城八千代	280円	29,982円
大洋	97円	10,344円
茨城土浦	249円	35,422円
波崎	244円	39,362円
茨城出島	119円	27,657円
沖宿	123円	15,322円
潮来	(略)	41,024円
明野	139円	26,333円
真壁	229円	19,799円
茨城千代田	312円	31,091円
茨城大津	293円	17,740円
茨城稲田	165円	27,666円
七郷	194円	15,427円
桂	(略)	19,387円
土浦河内	124円	18,538円
美野里	165円	30,415円
新治	180円	15,108円
茨城麻生	181円	42,542円
飯富	199円	19,341円
国田	218円	13,081円
菅原	199円	57,540円
行方	89円	14,112円
蔵川	105円	20,210円
出島東	134円	22,930円
小幡	83円	19,622円
雨引	229円	21,053円
八俣	108円	13,467円
猿島	125円	44,872円
御前山	155円	16,042円
茨城三和	775円	30,071円
沓掛	153円	19,775円
いばらき小川	176円	70,273円
山方	208円	15,711円
水府	66円	8,086円
茨城桜川	84円	13,218円
石下	203円	27,203円
茨城美和	241円	79,008円

栃木県

宇都宮	716円	57,020円
宇都宮平出	310円	27,035円
道場宿	334円	60,160円
瑞穂野	241円	13,630円
徳次郎	551円	49,245円
砥上	606円	19,770円
江曾島	834円	15,031円
雀宮	842円	51,680円
足利	362円	30,268円
足利相生	514円	13,481円
足利西	353円	26,049円
足利南	552円	21,823円
栃木	416円	47,755円
栃木北	475円	34,163円
佐野	323円	28,317円
鹿沼	351円	25,456円
北犬飼	293円	15,032円
日光	388円	24,627円
今市	236円	29,615円
栃木小山	856円	48,655円
雨ヶ谷	451円	10,947円
延島	285円	24,682円
真岡	283円	33,617円
大田原2	250円	25,897円
矢板	617円	22,641円
黒磯	414円	30,538円
上三川	539円	21,172円
栃木河内	570円	14,192円
栃木芳賀	353円	51,670円
栃木壬生2	1,799円	25,326円
石橋	661円	30,978円
栃木小金井	667円	40,313円
新野木	675円	67,182円
栃木大平	413円	23,205円
岩舟	281円	23,630円
鬼怒川川治	(略)	23,044円
宝積寺	548円	15,163円
栃木烏山	246円	13,683円
西那須野2	425円	24,893円
田沼	364円	13,115円
益子	382円	36,123円
間々田	378円	50,333円
栃木城山	471円	15,772円
南犬飼	445円	21,285円
氏家別	463円	34,759円
葛生2	355円	48,077円
赤見	255円	41,281円
薬師寺	204円	15,914円
小山西	173円	18,753円
卒島	309円	11,615円
栃木富田	337円	27,454円
栃木藤岡2	298円	16,015円
栃木田原	217円	28,017円
栃木西方	179円	14,918円
上河内	243円	31,917円
野崎	258円	35,776円
佐久山	148円	24,787円
片岡	264円	32,368円
東那須野	310円	12,416円
栃木梅沢	187円	58,418円
楡木	195円	12,679円
栃木大沢	238円	19,671円
伊王野2	165円	30,396円
喜連川	239円	53,339円
馬頭	223円	12,122円
黒羽	81円	16,526円
黒田原	235円	47,340円
栃木二宮	288円	21,893円
市貝	298円	22,639円

栃木県

宇都宮	728円	51,654円
宇都宮平出	299円	28,810円
道場宿	328円	50,998円
瑞穂野	239円	21,419円
徳次郎	544円	28,299円
砥上	581円	41,049円
江曾島	839円	13,197円
雀宮	834円	43,493円
足利	348円	35,896円
足利相生	503円	34,740円
足利西	345円	17,620円
足利南	545円	20,878円
栃木	376円	37,513円
栃木北	372円	30,830円
佐野	300円	25,418円
鹿沼	327円	22,250円
北犬飼	275円	22,724円
日光	371円	59,866円
今市	224円	28,653円
栃木小山	831円	55,450円
雨ヶ谷	411円	9,403円
延島	262円	16,448円
真岡	278円	30,366円
大田原2	242円	23,588円
矢板	556円	21,990円
黒磯	390円	27,966円
上三川	521円	18,726円
栃木河内	560円	47,721円
栃木芳賀	339円	30,269円
栃木壬生2	1,781円	17,997円
石橋	604円	27,628円
栃木小金井	634円	36,257円
新野木	616円	102,920円
栃木大平	406円	20,593円
岩舟	278円	20,732円
鬼怒川川治	(略)	20,409円
宝積寺	539円	13,787円
栃木烏山	220円	13,852円
西那須野2	386円	17,884円
田沼	362円	11,144円
益子	364円	26,866円
間々田	369円	45,435円
栃木城山	355円	14,331円
南犬飼	438円	19,343円
氏家別	449円	31,681円
葛生2	338円	30,506円
赤見	246円	57,127円
薬師寺	194円	14,385円
小山西	159円	28,085円
卒島	268円	10,337円
栃木富田	314円	24,232円
栃木藤岡2	282円	14,439円
栃木田原	189円	26,081円
栃木西方	169円	13,429円
上河内	230円	29,480円
野崎	245円	132,447円
佐久山	141円	16,403円
片岡	247円	29,532円
東那須野	285円	11,503円
栃木梅沢	166円	52,839円
楡木	179円	94,527円
栃木大沢	189円	17,596円
伊王野2	139円	26,450円
喜連川	234円	51,778円
馬頭	204円	19,311円
黒羽	70円	14,860円
黒田原	223円	34,363円
栃木二宮	278円	19,520円
市貝	277円	20,861円

	南那須	218円	16,190円
	文挾	159円	38,701円
	栃木粟野	314円	18,880円
	玉生	262円	26,005円
	熟田	136円	26,281円
	栃木小川	485円	16,117円
	塩原2	240円	23,680円
	関谷	202円	15,524円
	栃木茂木	284円	33,943円
	湯津上	282円	14,640円
	足尾交換局2	308円	19,298円
	栃木水橋	165円	36,632円
	船生	146円	27,352円
	栃木大宮	163円	41,112円
	川治	163円	29,929円
	栃木2	416円	38,983円
	那須横沢	121円	16,308円
	那須	103円	81,980円
	那須大沢	84円	12,262円
	南摩	439円	13,679円
群馬県	前橋	652円	57,696円
	野中別	860円	28,869円
	前橋元総社	536円	36,959円
	佐島	410円	28,315円
	前橋芳賀	241円	31,208円
	国領	471円	39,356円
	群馬高崎	438円	53,758円
	高崎支店別1	438円	35,085円
	高崎問屋町	546円	48,068円
	倉賀野	750円	15,817円
	大類	1,041円	20,054円
	群馬長野	912円	22,459円
	桐生錦町	240円	17,501円
	桐生相生	572円	70,482円
	伊勢崎	436円	52,065円
	豊受	339円	36,618円
	群馬太田	873円	44,573円
	太田九合	822円	18,635円
	宝泉	426円	27,389円
	群馬沼田	836円	23,445円
	館林支別1	275円	39,944円
	群馬渋川	410円	19,852円
	群馬藤岡	452円	20,161円
	群馬富岡	291円	22,627円
	群馬安中	493円	19,298円
	新群馬町	466円	27,613円
	群馬新町	445円	11,794円
	群馬長野原	495円	40,534円
	草津温泉	307円	48,132円
	玉村	491円	47,159円
	笠懸	168円	10,526円
	大間々	764円	19,613円
	群馬大泉	215円	20,992円
	中之条	206円	32,575円
	高林	(略)	14,501円
	毛里田	235円	29,160円
	群馬川内	375円	14,141円
	赤城	139円	27,714円
	群馬富士見	(略)	24,125円
	群馬原町	108円	33,806円
	北軽井沢	31円	41,276円
	采女	291円	32,682円
	藪塚本町	109円	18,541円
群馬板倉	765円	29,231円	
群馬川俣	344円	31,226円	
赤岩	284円	21,404円	
吉井	294円	16,860円	
大胡	338円	19,961円	
粕川	322円	26,909円	

	南那須	198円	25,322円
	文挾	143円	25,249円
	栃木粟野	288円	36,202円
	玉生	250円	23,639円
	熟田	126円	25,259円
	栃木小川	421円	34,382円
	塩原2	230円	15,407円
	関谷	191円	14,421円
	栃木茂木	262円	30,991円
	湯津上	265円	13,298円
	足尾交換局2	288円	17,993円
	栃木水橋	150円	33,578円
	船生	135円	25,033円
	栃木大宮	151円	36,694円
	川治	138円	25,802円
	栃木2	376円	36,994円
	那須横沢	97円	23,519円
	那須	94円	77,798円
	那須大沢	65円	29,573円
	南摩	380円	25,151円
群馬県	前橋	660円	54,310円
	野中別	847円	24,805円
	前橋元総社	527円	39,476円
	佐島	414円	25,453円
	前橋芳賀	232円	37,932円
	国領	464円	38,324円
	群馬高崎	439円	50,322円
	高崎支店別1	439円	32,256円
	高崎問屋町	527円	34,538円
	倉賀野	777円	16,852円
	大類	1,023円	25,586円
	群馬長野	901円	19,868円
	桐生錦町	232円	18,457円
	桐生相生	540円	65,384円
	伊勢崎	421円	48,683円
	豊受	324円	32,825円
	群馬太田	871円	43,108円
	太田九合	799円	17,317円
	宝泉	418円	21,576円
	群馬沼田	800円	37,464円
	館林支別1	273円	25,675円
	群馬渋川	404円	21,149円
	群馬藤岡	446円	32,039円
	群馬富岡	320円	26,467円
	群馬安中	470円	16,635円
	新群馬町	429円	24,090円
	群馬新町	322円	10,341円
	群馬長野原	441円	31,444円
	草津温泉	300円	42,995円
	玉村	490円	48,236円
	笠懸	165円	18,875円
	大間々	763円	18,610円
	群馬大泉	222円	18,616円
	中之条	199円	28,828円
	高林	(略)	13,259円
	毛里田	221円	26,712円
	群馬川内	363円	16,050円
	赤城	134円	28,216円
	群馬富士見	(略)	21,080円
	群馬原町	102円	30,787円
	北軽井沢	26円	25,254円
	采女	272円	29,823円
	藪塚本町	106円	16,623円
群馬板倉	719円	31,210円	
群馬川俣	325円	29,355円	
赤岩	269円	19,082円	
吉井	450円	16,393円	
大胡	324円	24,915円	
粕川	315円	24,361円	

榛名	628円	20,167円
箕郷	420円	20,516円
鬼石	186円	25,548円
下仁田交換七	164円	22,501円
甘楽	210円	18,842円
松井田	475円	16,713円
月夜野	375円	29,816円
群馬水上	148円	41,625円
群馬布施	505円	38,215円
原市	308円	24,040円
浅間高原	116円	32,023円
子持	200円	37,050円
群馬吉岡	402円	13,791円
邑楽	268円	16,412円
群馬城南	333円	22,171円
駒形	690円	14,502円
梅田	243円	30,890円
群馬新里	84円	49,038円
新国定	675円	49,504円
群馬境交換七	292円	14,464円
尾島	224円	19,004円
群馬新田	239円	15,843円
新田金井	271円	29,758円
新南蛇井	562円	50,517円
北橋	211円	34,689円
渋川伊香保	367円	20,364円
群馬岩崎	129円	24,695円
館林東	219円	33,212円
倉淵	404円	28,327円
警戸	265円	32,782円
嬬恋	597円	25,033円
追貝	426円	37,194円
片品	413円	36,481円
伊勢崎支別1	436円	33,538円
猿ヶ京	704円	26,516円
川越	1,546円	35,797円
川越新宿	2,803円	39,577円
南古谷	2,620円	36,352円
川越霞ヶ関	2,947円	25,470円
熊谷末広	624円	38,904円
三ヶ尻	1,077円	27,131円
埼玉川口	4,482円	44,344円
川口青木	3,738円	51,629円
川口芝	2,062円	36,986円
安行	(略)	31,798円
浦和東	4,977円	27,747円
浦和白幡	3,621円	23,223円
浦和常盤	1,998円	39,763円
中尾	2,054円	28,122円
浦和美園	1,514円	67,561円
埼玉大宮	4,633円	33,928円
大宮東大成	1,793円	28,547円
大宮大和田	1,409円	22,105円
大宮指扇	1,472円	23,274円
行田別館	574円	18,689円
秩父	708円	30,061円
所沢	2,805円	34,312円
所沢元町	3,063円	26,706円
所沢北野	1,172円	20,203円
所沢東	2,090円	27,781円
所沢下富	1,413円	23,494円
飯能緑町	1,647円	24,309円
原市場	695円	33,196円
吾野	753円	36,356円
加須	485円	27,731円
加須花崎	490円	25,898円
埼玉本庄	606円	24,909円
東松山2	1,223円	21,333円
岩槻	1,253円	38,077円

埼玉県

榛名	592円	28,110円
箕郷	406円	17,778円
鬼石	174円	22,915円
下仁田交換七	155円	19,467円
甘楽	199円	17,860円
松井田	445円	15,169円
月夜野	311円	27,232円
群馬水上	139円	37,872円
群馬布施	443円	34,939円
原市	301円	20,410円
浅間高原	86円	28,114円
子持	185円	32,366円
群馬吉岡	396円	22,452円
邑楽	248円	15,120円
群馬城南	323円	19,467円
駒形	681円	22,478円
梅田	234円	28,448円
群馬新里	74円	75,412円
新国定	618円	124,804円
群馬境交換七	302円	20,887円
尾島	227円	26,306円
群馬新田	232円	13,992円
新田金井	249円	25,167円
新南蛇井	487円	72,856円
北橋	200円	31,663円
渋川伊香保	341円	18,861円
群馬岩崎	106円	21,214円
館林東	201円	31,074円
倉淵	368円	61,064円
警戸	213円	37,106円
嬬恋	522円	22,567円
追貝	390円	37,926円
片品	378円	66,159円
伊勢崎支別1	421円	30,278円
猿ヶ京	536円	21,540円
川越	1,531円	39,187円
川越新宿	2,641円	34,562円
南古谷	2,592円	67,151円
川越霞ヶ関	3,106円	22,936円
熊谷末広	616円	35,710円
三ヶ尻	1,070円	25,439円
埼玉川口	4,467円	38,741円
川口青木	3,762円	41,994円
川口芝	2,098円	30,585円
安行	(略)	29,492円
浦和東	5,102円	24,767円
浦和白幡	3,713円	20,305円
浦和常盤	2,056円	42,127円
中尾	2,010円	25,779円
浦和美園	1,509円	61,232円
埼玉大宮	4,951円	41,522円
大宮東大成	1,862円	27,106円
大宮大和田	1,415円	19,421円
大宮指扇	1,476円	22,173円
行田別館	537円	18,975円
秩父	683円	24,233円
所沢	2,746円	30,622円
所沢元町	3,118円	24,844円
所沢北野	1,103円	17,104円
所沢東	2,067円	23,912円
所沢下富	1,400円	20,619円
飯能緑町	1,582円	32,391円
原市場	673円	31,328円
吾野	703円	32,725円
加須	470円	26,154円
加須花崎	505円	22,125円
埼玉本庄	584円	23,113円
東松山2	1,162円	19,001円
岩槻	1,268円	34,420円

埼玉県

和土	847円	16,435円
春日部武里	1,369円	24,950円
春日部八木崎	1,253円	42,466円
狭山2	1,767円	14,679円
狭山入曾	4,242円	32,645円
埼玉羽生	412円	15,591円
鴻巣	1,019円	26,198円
埼玉深谷2	478円	25,310円
上尾	1,608円	26,121円
新平方	1,943円	25,253円
浦和与野	2,934円	23,791円
草加局舎1	1,201円	41,869円
草加弁天	1,123円	19,772円
草加清門	1,716円	28,635円
越谷	2,008円	34,365円
越谷大里	1,371円	28,095円
越谷蒲生	2,220円	49,075円
蕨戸田	2,504円	63,253円
西戸田	2,463円	36,697円
入間	3,675円	20,461円
入間西武	1,022円	38,547円
入間宮寺	430円	21,789円
入間金子	962円	39,726円
鳩ヶ谷	2,168円	27,685円
朝霞	1,650円	27,226円
志木	3,061円	28,176円
新座	2,160円	20,198円
埼玉加納	277円	19,860円
桶川	1,424円	51,145円
久喜2	1,443円	37,336円
鴻巣北本	2,796円	20,658円
草加八潮	1,758円	35,470円
埼玉富士見	1,922円	22,138円
埼玉三郷	1,772円	24,522円
三郷鷹野	1,270円	20,779円
三郷小谷堀	1,216円	28,406円
蓮田	1,238円	33,781円
坂戸本町	1,253円	20,738円
幸手	460円	24,311円
鶴ヶ島	1,107円	22,839円
武蔵日高電2	2,053円	28,955円
埼玉吉川	1,572円	28,427円
上尾伊奈	681円	30,759円
埼玉吹上2	928円	50,717円
大井	2,947円	20,256円
川越三芳	947円	31,258円
毛呂山2	511円	27,182円
嵐山	600円	49,848円
埼玉小川別	(略)	35,768円
川越川島	377円	22,127円
埼玉吉見	(略)	26,633円
皆野	410円	17,976円
熊谷吉田	353円	23,305円
埼玉江南	412円	24,467円
妻沼	399円	24,052円
埼玉岡部	498円	19,963円
寄居	467円	19,841円
川里	247円	39,753円
大利根	371円	20,862円
白岡	1,412円	21,558円
菖蒲	448円	38,086円
埼玉栗橋	613円	30,160円
鷺宮	667円	26,646円
杉戸別館	947円	24,476円
第二松伏	1,041円	32,226円
新庄和	1,855円	67,760円
箕田	597円	16,960円
埼玉滑川	577円	28,501円
児玉	301円	15,251円

和土	817円	13,460円
春日部武里	1,454円	25,493円
春日部八木崎	1,294円	38,786円
狭山2	1,786円	12,993円
狭山入曾	4,127円	27,353円
埼玉羽生	370円	15,280円
鴻巣	1,027円	23,262円
埼玉深谷2	488円	22,367円
上尾	1,628円	27,836円
新平方	1,959円	22,607円
浦和与野	2,976円	20,671円
草加局舎1	1,204円	40,961円
草加弁天	1,087円	19,503円
草加清門	1,670円	24,293円
越谷	2,028円	36,690円
越谷大里	1,338円	25,155円
越谷蒲生	2,151円	43,909円
蕨戸田	2,551円	37,693円
西戸田	2,459円	32,777円
入間	3,731円	19,031円
入間西武	1,020円	62,706円
入間宮寺	423円	19,154円
入間金子	949円	30,387円
鳩ヶ谷	2,241円	24,804円
朝霞	1,590円	27,016円
志木	3,059円	25,250円
新座	2,163円	17,392円
埼玉加納	273円	19,408円
桶川	1,431円	43,063円
久喜2	1,415円	31,823円
鴻巣北本	2,779円	16,914円
草加八潮	1,761円	24,454円
埼玉富士見	1,915円	19,421円
埼玉三郷	1,775円	21,364円
三郷鷹野	1,254円	17,226円
三郷小谷堀	1,203円	28,009円
蓮田	1,229円	29,166円
坂戸本町	1,260円	19,104円
幸手	453円	22,487円
鶴ヶ島	1,097円	20,139円
武蔵日高電2	2,026円	23,923円
埼玉吉川	1,560円	24,920円
上尾伊奈	647円	28,640円
埼玉吹上2	900円	33,942円
大井	2,913円	29,509円
川越三芳	941円	28,127円
毛呂山2	478円	23,523円
嵐山	589円	38,753円
埼玉小川別	(略)	32,079円
川越川島	369円	50,415円
埼玉吉見	(略)	18,147円
皆野	399円	57,000円
熊谷吉田	324円	20,994円
埼玉江南	401円	20,709円
妻沼	367円	20,002円
埼玉岡部	479円	17,575円
寄居	435円	17,478円
川里	234円	35,079円
大利根	353円	18,845円
白岡	1,413円	21,848円
菖蒲	454円	33,627円
埼玉栗橋	599円	26,847円
鷺宮	660円	26,686円
杉戸別館	899円	21,485円
第二松伏	935円	27,063円
新庄和	1,555円	78,169円
箕田	573円	14,235円
埼玉滑川	571円	25,930円
児玉	288円	53,890円

慈恩寺	352円	30,200円
神川	268円	37,145円
上里	519円	24,296円
熊谷豊里	151円	38,780円
北川辺	213円	17,527円
行田北河原	176円	29,675円
行田埼玉	282円	20,961円
加須樋遣川	174円	25,399円
高坂	1,384円	22,033円
冑山	378円	23,834円
川通	437円	18,533円
みろく	139円	27,255円
埼玉平野	462円	85,762円
幸手八代	446円	37,798円
越生	439円	23,498円
埼玉玉川	368円	29,236円
長瀨	581円	29,982円
上吉田	273円	33,905円
小鹿野	259円	23,428円
両神	326円	22,068円
埼玉荒川	423円	25,318円
埼玉美里	240円	21,717円
埼玉川本	249円	23,873円
寄居男衾	270円	23,611円
騎西	487円	24,641円
高麗	742円	31,009円
鳩山	320円	38,262円
埼玉花園	245円	14,887円
杉戸椿	580円	51,181円
内間木	1,100円	37,664円
名栗	132円	25,099円
東秩父	363円	21,356円
宝珠花	579円	28,427円
さいたま新都	(略)	160,791円
久喜	1,443円	49,625円
千葉県	1,155円	47,990円
千葉南	1,337円	45,256円
幕張	1,723円	51,537円
犢橋	603円	26,464円
千葉轟	1,932円	30,844円
桜木	1,931円	50,748円
誉田	808円	21,307円
新土気	1,128円	47,289円
高洲	2,112円	30,923円
稲毛	1,699円	20,228円
銚子	507円	35,694円
市川	3,564円	32,965円
鬼高	2,101円	32,508円
浦安行徳	3,863円	50,384円
市川中山	2,846円	50,942円
市川曾谷	3,113円	17,989円
市川原木	1,749円	26,249円
市川大野	1,485円	25,259円
船橋	1,918円	36,273円
薬園台	2,056円	22,360円
船橋本町	3,922円	39,007円
千葉上山	1,225円	35,732円
千葉豊富	882円	75,257円
二和	1,694円	34,764円
館山	708円	31,091円
木更津富士見	(略)	21,492円
下烏田	437円	15,797円
矢那	358円	26,564円
松戸	2,887円	96,125円
五香	1,275円	23,572円
松戸小金	1,584円	19,561円
松戸高塚	1,928円	19,540円
上花輪	787円	25,887円
川間交換セン	686円	32,786円

千葉県

慈恩寺	338円	26,803円
神川	171円	32,312円
上里	501円	21,527円
熊谷豊里	146円	31,276円
北川辺	198円	15,790円
行田北河原	162円	26,388円
行田埼玉	257円	17,528円
加須樋遣川	163円	71,071円
高坂	1,357円	20,795円
冑山	371円	21,352円
川通	421円	57,716円
みろく	135円	24,682円
埼玉平野	410円	104,851円
幸手八代	479円	80,523円
越生	430円	49,418円
埼玉玉川	345円	26,927円
長瀨	572円	27,185円
上吉田	248円	30,721円
小鹿野	244円	39,707円
両神	297円	67,433円
埼玉荒川	406円	22,766円
埼玉美里	234円	19,409円
埼玉川本	237円	54,912円
寄居男衾	255円	52,880円
騎西	469円	18,093円
高麗	666円	26,904円
鳩山	305円	28,518円
埼玉花園	236円	13,696円
杉戸椿	521円	48,478円
内間木	1,111円	26,957円
名栗	125円	22,734円
東秩父	322円	19,922円
宝珠花	566円	78,996円
さいたま新都	(略)	177,360円
久喜	1,415円	45,925円
千葉県	1,174円	40,973円
千葉南	1,347円	40,605円
幕張	2,024円	47,264円
犢橋	587円	23,367円
千葉轟	2,005円	26,981円
桜木	1,849円	33,482円
誉田	787円	16,007円
新土気	1,073円	44,040円
高洲	2,008円	26,669円
稲毛	1,719円	21,106円
銚子	491円	50,100円
市川	3,563円	30,067円
鬼高	1,933円	31,058円
浦安行徳	3,751円	48,051円
市川中山	2,864円	42,866円
市川曾谷	3,120円	15,799円
市川原木	1,687円	26,625円
市川大野	1,424円	22,194円
船橋	1,429円	37,979円
薬園台	2,083円	19,151円
船橋本町	3,980円	35,206円
千葉上山	1,159円	32,536円
千葉豊富	822円	68,152円
二和	1,658円	33,027円
館山	638円	30,226円
木更津富士見	(略)	20,065円
下烏田	383円	13,456円
矢那	338円	24,216円
松戸	2,918円	51,738円
五香	1,297円	21,061円
松戸小金	1,611円	17,647円
松戸高塚	1,761円	17,894円
上花輪	761円	18,139円
川間交換セン	664円	29,337円

千葉県

佐原	879円	24,531円
茂原別館	565円	31,412円
成田	878円	52,363円
成田赤坂	536円	28,340円
千葉佐倉	652円	55,992円
志津	649円	10,115円
馬渡	421円	18,709円
東金別館	545円	21,249円
八日市場	418円	37,298円
千葉旭	482円	43,613円
習志野	2,180円	20,372円
津田沼	2,753円	26,838円
千葉柏	3,059円	41,943円
逆井	1,969円	26,142円
田中	1,154円	18,892円
豊四季	2,107円	24,585円
市原	909円	31,168円
千葉八幡	739円	11,221円
辰巳	711円	24,364円
瀬又	514円	11,929円
流山	1,013円	28,420円
南流山	2,244円	11,197円
千葉八千代	1,167円	24,566円
吉橋	839円	36,594円
米本	935円	37,389円
我孫子	1,267円	18,366円
鴨川	862円	20,903円
鎌ヶ谷	1,245円	31,091円
君津	572円	20,627円
千葉富津	344円	16,020円
浦安	3,437円	25,049円
四街道	1,110円	56,330円
袖ヶ浦	658円	16,758円
八街	328円	29,393円
千葉船穂	1,079円	21,036円
関宿	504円	40,458円
沼南	622円	29,805円
白井	868円	25,476円
千葉大網	1,352円	43,660円
九十九里	149円	33,847円
成東	254円	24,328円
睦沢	260円	33,159円
長生	303円	15,470円
長柄	276円	26,578円
千葉御宿	600円	16,434円
坂月	5,480円	21,304円
木更津	469円	35,686円
茂原	768円	68,620円
勝浦	272円	35,321円
姉崎	368円	53,088円
富里	1,867円	30,614円
千葉大原	278円	30,097円
野呂	1,106円	27,279円
千葉清川	399円	16,817円
三ツ堀	355円	32,794円
成毛	121円	14,126円
千葉三和	345円	45,454円
湖北	574円	32,371円
小名木	1,170円	23,345円
東高野	230円	28,961円
酒々井	899円	29,022円
小見川	249円	20,881円
十倉	255円	27,565円
千葉野尻	178円	22,270円
四木	157円	18,195円
下総	148円	11,548円
印旛	259円	33,535円
本埜	183円	32,086円
千葉山田	41円	43,223円

佐原	853円	22,093円
茂原別館	538円	27,288円
成田	866円	33,077円
成田赤坂	520円	19,172円
千葉佐倉	636円	34,710円
志津	632円	7,955円
馬渡	394円	16,931円
東金別館	505円	19,073円
八日市場	389円	33,876円
千葉旭	475円	34,757円
習志野	2,291円	19,972円
津田沼	2,741円	23,228円
千葉柏	3,024円	37,019円
逆井	1,958円	23,374円
田中	1,147円	40,057円
豊四季	2,058円	24,501円
市原	871円	33,659円
千葉八幡	747円	10,755円
辰巳	696円	22,675円
瀬又	468円	9,988円
流山	959円	14,604円
南流山	2,259円	9,636円
千葉八千代	1,159円	26,142円
吉橋	773円	33,471円
米本	919円	33,356円
我孫子	1,175円	16,193円
鴨川	841円	18,595円
鎌ヶ谷	1,188円	26,899円
君津	582円	16,440円
千葉富津	330円	12,394円
浦安	3,473円	24,570円
四街道	885円	28,709円
袖ヶ浦	659円	18,081円
八街	317円	37,952円
千葉船穂	1,009円	18,565円
関宿	495円	36,629円
沼南	596円	28,669円
白井	820円	23,071円
千葉大網	1,340円	39,143円
九十九里	141円	30,521円
成東	248円	20,690円
睦沢	370円	30,231円
長生	284円	13,382円
長柄	262円	24,906円
千葉御宿	570円	15,216円
坂月	6,582円	18,514円
木更津	412円	33,653円
茂原	680円	63,518円
勝浦	268円	48,977円
姉崎	362円	49,485円
富里	1,775円	27,583円
千葉大原	238円	28,744円
野呂	1,001円	27,956円
千葉清川	365円	14,887円
三ツ堀	343円	35,672円
成毛	24円	12,877円
千葉三和	331円	41,895円
湖北	481円	29,561円
小名木	994円	18,766円
東高野	233円	26,807円
酒々井	843円	26,778円
小見川	261円	18,258円
十倉	252円	89,020円
千葉野尻	172円	20,024円
四木	148円	74,356円
下総	133円	10,419円
印旛	250円	24,393円
本埜	172円	23,388円
千葉山田	40円	38,748円

東庄	192円	19,920円
横芝	313円	23,817円
野栄	61円	9,829円
多古	194円	24,509円
芝山	122円	20,755円
船形	295円	19,366円
千葉一宮	384円	17,993円
本納	275円	47,509円
千葉白子	170円	20,914円
長南	167円	37,186円
夷隅	251円	28,788円
大多喜	279円	16,652円
白里	164円	36,017円
山武北	140円	44,174円
第二成東	135円	24,005円
有秋	578円	16,608円
千倉	203円	23,247円
三里塚	301円	25,633円
千葉岩根	251円	26,543円
塚原	478円	36,923円
天羽	604円	36,812円
大佐和	187円	15,717円
安食	222円	24,427円
千葉飯岡	147円	15,412円
岬	135円	12,835円
鋸南	157円	15,950円
扇島	120円	48,181円
香取	313円	14,848円
千葉末吉	336円	14,023円
久留里	505円	23,840円
千葉清和	267円	21,120円
広岡	294円	36,963円
千葉平川	172円	25,692円
千潟	247円	23,181円
蓮沼	149円	23,375円
給田	151円	31,879円
印西	524円	26,236円
丸山	56円	27,903円
岩戸	251円	20,155円
千葉茅野	282円	21,246円
千葉岩井	91円	28,384円
千葉光	140円	23,280円
千葉和田	619円	19,404円
天津小湊	280円	26,205円
八日市場北	230円	24,489円
富浦	488円	23,262円
北多古	110円	12,319円
木更津佐貫	503円	27,273円
木更津三芳	471円	21,515円
千葉白浜	340円	18,509円
千葉七浦	222円	26,606円
犬石	138円	38,496円
西岬	143円	35,335円
千葉亀山	190円	25,178円
千葉興津	464円	14,757円
布佐	346円	33,007円
千葉牛久	311円	19,229円
千葉戸田	437円	9,440円
江見	257円	13,000円
千葉金谷	624円	25,762円
峰上	298円	12,367円
海上	417円	24,612円
北光	92円	20,895円
大原山田	484円	37,537円
千葉小湊	232円	36,908円
鶴舞	327円	37,440円
高滝	261円	13,553円
月崎	195円	40,810円
九美上	126円	8,800円

東庄	185円	27,169円
横芝	305円	21,382円
野栄	60円	19,299円
多古	188円	21,217円
芝山	118円	18,683円
船形	286円	17,973円
千葉一宮	375円	15,575円
本納	271円	42,720円
千葉白子	164円	18,653円
長南	215円	33,718円
夷隅	241円	25,921円
大多喜	259円	14,684円
白里	157円	32,102円
山武北	128円	40,257円
第二成東	123円	21,316円
有秋	530円	15,737円
千倉	201円	20,662円
三里塚	296円	27,526円
千葉岩根	208円	23,898円
塚原	448円	26,526円
天羽	567円	47,537円
大佐和	181円	14,283円
安食	205円	22,225円
千葉飯岡	149円	13,949円
岬	130円	12,334円
鋸南	124円	14,457円
扇島	101円	32,338円
香取	281円	71,599円
千葉末吉	317円	12,110円
久留里	462円	21,349円
千葉清和	248円	19,299円
広岡	263円	34,118円
千葉平川	166円	23,352円
千潟	222円	21,190円
蓮沼	147円	20,462円
給田	145円	47,561円
印西	518円	29,721円
丸山	53円	25,217円
岩戸	236円	18,395円
千葉茅野	269円	19,422円
千葉岩井	88円	25,886円
千葉光	128円	34,492円
千葉和田	568円	16,799円
天津小湊	261円	23,615円
八日市場北	201円	103,536円
富浦	467円	21,207円
北多古	92円	70,259円
木更津佐貫	477円	87,906円
木更津三芳	467円	19,544円
千葉白浜	308円	17,442円
千葉七浦	198円	83,065円
犬石	150円	33,791円
西岬	138円	30,836円
千葉亀山	163円	22,916円
千葉興津	387円	13,628円
布佐	326円	29,693円
千葉牛久	306円	27,177円
千葉戸田	418円	67,085円
江見	231円	11,100円
千葉金谷	556円	83,956円
峰上	279円	90,602円
海上	401円	21,668円
北光	81円	19,197円
大原山田	343円	31,587円
千葉小湊	216円	34,372円
鶴舞	300円	34,566円
高滝	240円	76,583円
月崎	174円	37,904円
九美上	106円	62,737円

	殿廻	165円	132,102円
	平三	252円	35,664円
	大栄	110円	51,612円
	栗源	270円	12,727円
	千葉松尾	331円	18,004円
	北芝山	158円	25,273円
	南羽鳥	265円	28,980円
	鴨川仲	215円	27,324円
	古畑	231円	48,217円
	山武南	196円	28,474円
	神崎	321円	9,707円
	庄司	140円	42,183円
	東庄南	212円	27,991円
東京都	大手町 F S	43,828円	135,370円
	霞ヶ関	40,589円	35,953円
	神田	11,878円	22,527円
	駿河台	8,041円	22,216円
	九段	7,636円	14,776円
	丸の内	23,816円	28,819円
	京橋	7,849円	42,267円
	銀座	27,911円	35,667円
	東銀座	23,789円	16,750円
	東京築地	5,598円	49,032円
	茅場兜	5,924円	24,166円
	晴海	5,361円	20,472円
	東京浜町	3,890円	18,627円
	芝	14,834円	25,979円
	東京赤坂	12,980円	31,875円
	東京青山	23,349円	48,158円
	白金	16,575円	23,275円
	東京三田	9,007円	28,378円
	新宿	14,495円	31,706円
	東京大久保	9,761円	40,848円
	四谷	6,517円	41,911円
	牛込	5,570円	19,629円
	西新宿	20,449円	38,152円
	小石川	6,489円	30,269円
	東京大塚	5,876円	169,350円
	駒込第2	6,010円	21,805円
	東京上野	14,174円	37,260円
	浅草	2,807円	26,151円
	吉原	2,185円	28,111円
	墨田	3,309円	35,650円
	本所	3,405円	70,445円
	向島	3,863円	49,006円
	江東	4,073円	56,763円
	東京深川	3,622円	22,443円
	東京城東	3,628円	59,344円
	江東辰巳	2,803円	13,605円
	東京新有明	6,336円	37,639円
	東京大崎	10,353円	31,981円
	荏原	5,579円	26,033円
	品川	6,410円	39,560円
	大田支店埠頭	2,249円	45,737円
	自由ヶ丘	8,139円	34,428円
	目黒本館	5,823円	35,088円
	蒲田	5,837円	31,942円
	東京大森	5,487円	44,324円
	馬込	4,993円	24,747円
	池上	5,620円	15,684円
	羽田	4,509円	31,576円
	田園調布	16,663円	47,502円
	雪ヶ谷	5,212円	25,779円
	矢口	3,994円	28,327円
	世田谷	6,062円	46,173円
	成城	7,765円	28,600円
	砧	6,857円	30,789円
	弦巻	9,591円	30,108円
	東京烏山	7,364円	18,162円

	殿廻	146円	121,467円
	平三	210円	33,245円
	大栄	103円	47,757円
	栗源	260円	75,793円
	千葉松尾	326円	16,281円
	北芝山	150円	22,808円
	南羽鳥	200円	28,500円
	鴨川仲	191円	26,112円
	古畑	211円	44,755円
	山武南	184円	26,105円
	神崎	293円	84,272円
	庄司	120円	54,284円
	東庄南	166円	24,696円
東京都	大手町 F S	49,187円	125,264円
	霞ヶ関	45,331円	54,352円
	神田	13,324円	23,124円
	駿河台	9,075円	30,651円
	九段	8,335円	13,907円
	丸の内	26,476円	27,427円
	京橋	8,810円	47,284円
	銀座	34,003円	32,076円
	東銀座	27,135円	18,798円
	東京築地	6,159円	39,433円
	茅場兜	6,578円	23,765円
	晴海	6,423円	18,118円
	東京浜町	4,327円	25,727円
	芝	16,581円	23,055円
	東京赤坂	14,557円	28,808円
	東京青山	25,633円	43,363円
	白金	18,148円	21,939円
	東京三田	9,796円	25,727円
	新宿	15,840円	29,143円
	東京大久保	10,394円	38,130円
	四谷	7,081円	38,453円
	牛込	5,813円	22,627円
	西新宿	22,571円	38,628円
	小石川	6,677円	28,968円
	東京大塚	6,079円	102,548円
	駒込第2	6,585円	19,037円
	東京上野	15,349円	34,401円
	浅草	2,905円	23,258円
	吉原	2,236円	24,912円
	墨田	3,575円	85,660円
	本所	3,309円	65,557円
	向島	3,817円	34,526円
	江東	4,431円	40,481円
	東京深川	3,671円	24,907円
	東京城東	3,941円	56,050円
	江東辰巳	2,946円	14,334円
	東京新有明	6,503円	35,506円
	東京大崎	11,134円	28,738円
	荏原	5,913円	22,785円
	品川	6,791円	36,113円
	大田支店埠頭	2,300円	42,343円
	自由ヶ丘	8,852円	29,219円
	目黒本館	6,075円	32,183円
	蒲田	6,085円	28,596円
	東京大森	5,899円	34,108円
	馬込	5,148円	24,967円
	池上	5,806円	21,298円
	羽田	4,357円	26,203円
	田園調布	18,124円	43,256円
	雪ヶ谷	5,644円	23,716円
	矢口	3,897円	23,531円
	世田谷	6,341円	41,471円
	成城	8,339円	26,515円
	砧	7,112円	41,174円
	弦巻	8,744円	27,576円
	東京烏山	7,472円	18,441円

東京玉川	13,550円	26,587円
東京瀬田	4,654円	22,687円
上北沢	5,880円	19,664円
松沢ビル2	4,229円	22,711円
東渋谷	20,709円	49,875円
代々木	8,789円	22,555円
渋谷	20,285円	32,382円
東京野方	6,447円	53,707円
東京中野	8,286円	33,861円
高円寺	5,950円	26,599円
杉並	4,775円	40,500円
井草	10,931円	25,451円
荻窪	3,453円	22,710円
久我山	5,776円	33,444円
池袋	4,364円	60,816円
巣鴨	3,169円	29,563円
落合別館	5,484円	23,460円
十条	4,710円	29,387円
王子	2,421円	34,394円
田端尾久	3,627円	37,987円
赤羽営業別館	4,115円	30,503円
東京荒川	2,028円	66,022円
板橋	3,619円	47,027円
成増	4,169円	31,201円
志村	3,814円	29,015円
南板橋別館	5,465円	16,714円
北町	3,499円	34,970円
練馬	5,024円	48,751円
東京大泉	4,545円	33,537円
関町	4,916円	23,852円
西練馬	4,741円	32,202円
石神井	4,063円	49,054円
梅島	3,103円	94,097円
千住	3,429円	32,865円
西新井	2,804円	29,532円
竹の塚	3,141円	30,574円
東京綾瀬	2,453円	45,079円
葛飾	3,610円	29,847円
亀有	3,661円	22,759円
金町	4,570円	29,878円
江戸川別館	3,259円	28,252円
小岩	3,378円	29,983円
葛西	2,986円	43,769円
東江戸川	2,822円	39,536円
八王子元横山	2,679円	22,345円
八王子浅川	1,762円	28,767円
八王子明神	2,190円	20,799円
八王子由木	2,254円	25,879円
八王子片倉	4,099円	44,507円
八王子滝山	1,902円	20,045円
八王子新明神	2,714円	43,579円
立川砂川	2,915円	37,159円
新立川	4,681円	22,721円
武蔵野	13,769円	33,147円
吉祥寺	7,149円	39,497円
武蔵境	4,322円	22,875円
三鷹	4,508円	26,051円
青梅	1,052円	24,941円
青梅東	1,052円	17,325円
武蔵府中	4,489円	21,852円
昭島	5,140円	30,438円
調布	3,629円	32,448円
町田	3,518円	26,483円
鶴川	3,297円	30,481円
町田忠生	1,601円	21,865円
町田北忠生	3,727円	27,430円
町田鶴間	2,144円	21,198円
小金井	9,241円	28,287円
東京小平	3,109円	21,182円

東京玉川	13,960円	24,286円
東京瀬田	4,754円	25,303円
上北沢	6,276円	17,351円
松沢ビル2	4,278円	22,694円
東渋谷	22,588円	44,624円
代々木	9,565円	18,913円
渋谷	22,086円	33,049円
東京野方	6,656円	52,559円
東京中野	8,852円	30,403円
高円寺	6,118円	35,563円
杉並	4,993円	35,932円
井草	11,275円	22,826円
荻窪	3,594円	21,516円
久我山	5,898円	30,030円
池袋	4,682円	51,610円
巣鴨	3,310円	26,456円
落合別館	5,603円	24,364円
十条	4,764円	28,168円
王子	2,496円	60,412円
田端尾久	3,879円	34,338円
赤羽営業別館	4,045円	22,103円
東京荒川	1,993円	45,183円
板橋	3,678円	42,922円
成増	4,455円	28,834円
志村	3,908円	28,992円
南板橋別館	5,660円	14,763円
北町	3,579円	29,139円
練馬	5,146円	43,989円
東京大泉	4,604円	30,855円
関町	4,805円	21,316円
西練馬	4,778円	27,759円
石神井	4,161円	43,261円
梅島	3,130円	82,105円
千住	3,569円	27,949円
西新井	2,817円	26,584円
竹の塚	3,174円	26,821円
東京綾瀬	2,538円	39,465円
葛飾	3,627円	26,024円
亀有	3,718円	20,245円
金町	4,561円	25,900円
江戸川別館	3,153円	28,117円
小岩	3,388円	50,416円
葛西	3,113円	33,992円
東江戸川	2,884円	36,019円
八王子元横山	2,587円	19,846円
八王子浅川	1,843円	26,077円
八王子明神	2,246円	20,528円
八王子由木	2,381円	22,284円
八王子片倉	4,050円	36,188円
八王子滝山	1,870円	13,754円
八王子新明神	2,614円	39,638円
立川砂川	3,061円	40,699円
新立川	4,574円	19,668円
武蔵野	14,350円	44,573円
吉祥寺	7,726円	35,575円
武蔵境	4,441円	18,651円
三鷹	4,608円	24,139円
青梅	1,046円	24,694円
青梅東	1,094円	14,816円
武蔵府中	4,623円	22,759円
昭島	5,192円	27,628円
調布	3,951円	29,650円
町田	3,401円	22,802円
鶴川	3,275円	29,622円
町田忠生	1,599円	19,218円
町田北忠生	3,608円	23,562円
町田鶴間	2,149円	18,720円
小金井	9,964円	26,635円
東京小平	3,142円	19,099円

東京日野	5,860円	19,608円
日野高幡	3,480円	17,710円
東村山	2,209円	31,732円
東京国分寺	4,548円	33,849円
国立	3,971円	28,821円
田無	3,574円	36,666円
保谷	3,629円	26,067円
福生	2,301円	23,489円
狛江	3,401円	18,347円
村山大和	2,500円	24,992円
清瀬	2,649円	28,876円
東久留米	2,761円	36,903円
武蔵村山	3,610円	123,154円
多摩	2,478円	27,133円
稲城長沼	3,912円	12,597円
稲城坂浜	6,346円	17,311円
福生秋川	2,841円	24,067円
福生羽村	4,971円	32,154円
福生瑞穂	2,441円	20,311円
福生日の出	1,593円	26,806円
八王子恩方	2,856円	16,810円
伊豆大島	383円	42,590円
三宅島	152円	107,884円
八丈島	396円	76,061円
九段別棟	7,636円	120,506円
五日市	1,770円	27,734円
東京大崎2	10,353円	41,277円
蔵前	3,117円	86,883円
八王子下川口	1,512円	26,937円
青梅吉野	2,206円	36,113円
中ノ郷	159円	188,730円
青梅小曾木	596円	20,740円
青梅沢井	767円	87,809円
福生桧原	585円	27,504円
青梅奥多摩	905円	20,497円
青梅古里	904円	33,345円
東江戸川別館	2,822円	31,385円
津久井青野原	839円	19,565円
新島	109円	72,855円
神津島	141円	86,705円
小笠原父島	564円	85,500円
相模原	1,311円	41,239円
相模大野	2,764円	16,478円
神奈川橋本	3,150円	32,259円
相模原田名	1,216円	17,743円
相模原麻溝	1,574円	18,578円
新相模原	2,647円	34,093円
津久井城山	1,473円	28,877円
津久井	859円	13,355円
鶴見営業所2	3,522円	31,116円
東寺尾	5,976円	22,179円
松見	3,758円	31,775円
横浜北	6,948円	43,993円
神奈川新町	2,064円	38,490円
横浜中	2,653円	56,319円
本牧	4,103円	28,228円
横浜長者町	1,844円	48,520円
横浜港	2,653円	70,232円
横浜南	1,756円	31,881円
保土ヶ谷	1,882円	42,726円
希望が丘西谷	3,058円	17,884円
横浜今井	2,764円	22,548円
磯子	1,999円	25,324円
杉田	9,044円	47,333円
横浜金沢	1,593円	31,425円
港北NT	3,853円	40,873円
綱島	3,296円	41,687円
日吉	11,768円	40,091円
小机	5,255円	27,641円

神奈川県

東京日野	6,316円	18,593円
日野高幡	3,552円	15,476円
東村山	2,245円	28,643円
東京国分寺	4,608円	33,353円
国立	4,001円	25,536円
田無	3,657円	33,578円
保谷	3,679円	22,385円
福生	2,350円	20,729円
狛江	3,554円	19,653円
村山大和	2,529円	25,286円
清瀬	2,687円	20,882円
東久留米	2,804円	33,968円
武蔵村山	3,531円	46,819円
多摩	2,520円	24,172円
稲城長沼	4,232円	11,297円
稲城坂浜	6,350円	14,710円
福生秋川	2,894円	22,825円
福生羽村	5,437円	20,857円
福生瑞穂	2,512円	18,151円
福生日の出	1,552円	25,231円
八王子恩方	2,838円	14,605円
伊豆大島	357円	95,152円
三宅島	140円	65,192円
八丈島	405円	70,541円
九段別棟	8,335円	110,792円
五日市	1,771円	24,647円
東京大崎2	11,134円	36,895円
蔵前	3,148円	75,040円
八王子下川口	1,498円	24,187円
青梅吉野	2,137円	31,455円
中ノ郷	133円	172,669円
青梅小曾木	585円	17,496円
青梅沢井	724円	72,054円
福生桧原	546円	26,650円
青梅奥多摩	853円	18,809円
青梅古里	806円	28,366円
東江戸川別館	2,884円	27,764円
津久井青野原	727円	20,189円
新島	103円	71,953円
神津島	100円	113,404円
小笠原父島	502円	73,117円
相模原	1,309円	33,673円
相模大野	2,805円	14,533円
神奈川橋本	3,381円	30,863円
相模原田名	1,192円	15,622円
相模原麻溝	1,557円	16,451円
新相模原	2,476円	31,236円
津久井城山	1,446円	26,715円
津久井	827円	12,828円
鶴見営業所2	3,646円	27,444円
東寺尾	5,936円	20,245円
松見	4,009円	28,399円
横浜北	7,367円	40,556円
神奈川新町	2,075円	34,023円
横浜中	2,901円	52,397円
本牧	4,137円	24,839円
横浜長者町	1,928円	48,146円
横浜港	2,901円	77,288円
横浜南	1,903円	30,018円
保土ヶ谷	1,952円	36,544円
希望が丘西谷	3,034円	17,303円
横浜今井	2,760円	19,916円
磯子	2,030円	40,563円
杉田	8,867円	45,589円
横浜金沢	1,587円	27,489円
港北NT	3,965円	39,112円
綱島	3,364円	36,866円
日吉	12,702円	38,767円
小机	5,343円	24,609円

神奈川県

東山田	5,058円	22,557円
戸塚	2,506円	44,974円
神奈川平戸	3,270円	27,520円
小雀	2,569円	34,300円
港南	3,183円	25,415円
港洋	6,164円	20,761円
希望が丘	2,659円	36,951円
神奈川若葉台	3,162円	37,094円
都岡	2,138円	26,973円
神奈川中山	4,291円	41,951円
美しが丘	4,593円	23,187円
長津田	5,772円	24,477円
谷本	6,336円	31,697円
荏田	7,027円	16,931円
すみよし台	7,291円	23,023円
瀬谷	2,202円	50,603円
戸塚本郷	1,824円	20,466円
神奈川泉	5,165円	27,592円
岡津	2,436円	40,959円
渡田	2,645円	49,373円
川崎臨港	3,020円	67,112円
川崎別館	2,658円	83,304円
幸	4,075円	22,690円
幸加瀬	3,205円	18,657円
川崎北	8,438円	28,699円
川崎北木月	4,955円	36,646円
溝ノ口	4,990円	40,668円
神奈川大塚	3,328円	29,372円
川崎北子母口	3,625円	19,308円
登戸	8,220円	23,750円
菅	2,689円	33,979円
川崎北菅生	2,426円	20,541円
登戸百合ヶ丘	3,322円	27,142円
柿生	4,121円	30,401円
横須賀南	1,975円	22,591円
衣笠	1,922円	19,156円
横須賀別館	1,517円	41,708円
追浜	1,714円	14,801円
南久里浜	1,400円	24,060円
武山	1,136円	11,911円
野比	1,860円	23,667円
平塚	2,947円	34,088円
平塚中里	2,212円	28,770円
田村	1,859円	23,620円
新金目	1,213円	21,964円
神奈川鎌倉	5,239円	25,207円
大船	3,748円	41,816円
鎌倉腰越	2,449円	40,461円
神奈川藤沢	2,103円	53,958円
藤沢支別棟C	2,103円	32,485円
長後営別棟	1,714円	37,661円
藤沢新辻堂	6,811円	31,900円
善行	2,377円	19,109円
御所見	788円	30,214円
大庭	2,204円	23,794円
小田原	1,089円	39,716円
国府津	2,221円	32,993円
小田原谷津	2,133円	20,664円
小田原橋	1,213円	94,289円
富水	901円	18,362円
茅ヶ崎	3,291円	32,115円
茅ヶ崎松林	2,615円	25,298円
逗子	3,272円	16,504円
神奈川三浦	1,001円	38,122円
南下浦3	1,442円	24,579円
秦野	895円	25,404円
西秦野	1,547円	51,463円
鶴巻	3,196円	58,458円
北秦野	1,171円	53,019円

東山田	4,997円	20,101円
戸塚	2,513円	43,995円
神奈川平戸	3,357円	24,614円
小雀	2,558円	31,189円
港南	3,202円	21,902円
港洋	6,191円	18,075円
希望が丘	2,722円	32,043円
神奈川若葉台	2,973円	28,257円
都岡	2,136円	25,359円
神奈川中山	4,364円	40,969円
美しが丘	4,687円	24,594円
長津田	4,801円	22,846円
谷本	6,486円	25,828円
荏田	7,255円	15,142円
すみよし台	7,270円	18,030円
瀬谷	2,219円	33,610円
戸塚本郷	1,818円	19,155円
神奈川泉	5,270円	27,295円
岡津	2,465円	38,408円
渡田	2,564円	30,587円
川崎臨港	3,009円	39,522円
川崎別館	2,706円	77,006円
幸	4,109円	22,402円
幸加瀬	3,183円	16,509円
川崎北	9,066円	25,775円
川崎北木月	5,005円	31,483円
溝ノ口	5,158円	37,014円
神奈川大塚	3,312円	26,265円
川崎北子母口	3,576円	39,231円
登戸	8,536円	20,767円
菅	2,650円	31,181円
川崎北菅生	2,414円	18,485円
登戸百合ヶ丘	3,358円	23,844円
柿生	4,203円	27,409円
横須賀南	1,945円	31,059円
衣笠	1,905円	52,461円
横須賀別館	1,432円	37,167円
追浜	1,630円	13,108円
南久里浜	1,412円	20,805円
武山	1,094円	9,702円
野比	1,847円	20,373円
平塚	2,979円	31,330円
平塚中里	2,188円	25,670円
田村	1,833円	20,892円
新金目	1,142円	19,257円
神奈川鎌倉	4,205円	27,735円
大船	3,890円	37,576円
鎌倉腰越	2,403円	37,259円
神奈川藤沢	2,104円	58,347円
藤沢支別棟C	2,104円	34,194円
長後営別棟	1,705円	33,979円
藤沢新辻堂	6,866円	29,752円
善行	2,396円	29,106円
御所見	799円	27,066円
大庭	2,098円	20,685円
小田原	1,082円	34,963円
国府津	2,230円	29,555円
小田原谷津	2,202円	18,528円
小田原橋	1,151円	51,626円
富水	872円	16,045円
茅ヶ崎	3,201円	29,206円
茅ヶ崎松林	2,552円	19,156円
逗子	3,358円	19,328円
神奈川三浦	894円	35,428円
南下浦3	1,048円	20,862円
秦野	876円	27,496円
西秦野	1,498円	47,019円
鶴巻	3,083円	54,200円
北秦野	1,105円	46,789円

厚木支別棟	1,858円	30,795円
厚木岡田	1,726円	25,180円
荻野	1,224円	21,584円
依知	1,169円	23,913円
愛名	897円	18,607円
神奈川大和	1,425円	24,899円
大和下鶴間	1,850円	24,186円
桜ヶ丘	2,016円	21,814円
伊勢原	2,091円	36,224円
海老名	2,472円	22,820円
中河内	1,777円	21,028円
座間	1,761円	46,290円
南足柄別館	1,183円	42,248円
神奈川綾瀬	1,575円	18,625円
神奈川葉山	2,303円	46,634円
東葉山	1,586円	16,741円
寒川	1,470円	15,516円
大磯	2,362円	59,791円
二宮	2,742円	21,254円
神奈川中井	432円	88,931円
松田	1,227円	22,631円
神奈川山北	638円	99,511円
箱根	699円	47,916円
湯河原別館	1,281円	29,003円
神奈川中津	945円	21,953円
神奈川田浦	990円	44,850円
愛川	593円	59,673円
下曾我	1,186円	87,425円
箱根町	920円	186,803円
湯本	834円	157,731円
真鶴	917円	83,019円
八王子内郷	484円	33,590円
八王子藤野	743円	27,543円
松輪	1,101円	58,222円
日吉営業所B	9,807円	30,866円
仙石原	762円	181,881円
新潟県		
関屋	992円	32,171円
坂井輪	1,001円	18,736円
新潟東	420円	41,040円
小金	632円	26,651円
山二ツ	966円	40,929円
新潟	643円	33,283円
長岡	438円	46,131円
関原	327円	21,717円
南長岡	361円	31,375円
西長岡	674円	37,790円
北長岡	396円	24,114円
三条	606円	24,318円
柏崎別	460円	38,322円
新発田	410円	35,937円
新津	427円	16,727円
小千谷	457円	22,442円
越後加茂	316円	39,226円
十日町	495円	24,958円
見附	307円	17,669円
村上	508円	29,518円
廿六木	469円	22,900円
糸魚川別	603円	15,329円
新井	300円	18,199円
五泉西	453円	22,315円
越後白根	582円	33,987円
上越	463円	26,303円
高田	435円	19,484円
聖籠	146円	24,559円
越後亀田	409円	19,313円
越後吉田	273円	34,609円
巻	481円	26,000円
南三条	250円	46,195円
越後湯沢	297円	34,028円

厚木支別棟	1,847円	28,648円
厚木岡田	1,662円	21,835円
荻野	1,198円	18,826円
依知	1,158円	22,272円
愛名	876円	16,015円
神奈川大和	1,417円	23,889円
大和下鶴間	1,893円	21,235円
桜ヶ丘	2,004円	16,250円
伊勢原	2,102円	34,718円
海老名	2,577円	20,210円
中河内	1,689円	18,148円
座間	1,695円	43,554円
南足柄別館	1,118円	38,307円
神奈川綾瀬	1,549円	34,174円
神奈川葉山	2,157円	43,407円
東葉山	1,553円	14,428円
寒川	1,434円	14,852円
大磯	2,291円	54,390円
二宮	2,644円	19,399円
神奈川中井	403円	48,975円
松田	1,219円	20,621円
神奈川山北	604円	57,885円
箱根	617円	43,902円
湯河原別館	1,198円	26,338円
神奈川中津	930円	18,774円
神奈川田浦	970円	40,974円
愛川	568円	51,923円
下曾我	1,121円	48,704円
箱根町	896円	113,841円
湯本	982円	148,677円
真鶴	869円	48,660円
八王子内郷	471円	30,465円
八王子藤野	837円	22,315円
松輪	878円	51,691円
日吉営業所B	10,584円	27,108円
仙石原	528円	165,994円
新潟県		
関屋	978円	44,258円
坂井輪	952円	15,808円
新潟東	419円	43,678円
小金	637円	25,335円
山二ツ	912円	26,565円
新潟	634円	30,284円
長岡	422円	48,870円
関原	320円	19,022円
南長岡	332円	28,283円
西長岡	652円	26,997円
北長岡	375円	23,304円
三条	565円	21,589円
柏崎別	436円	34,890円
新発田	382円	31,916円
新津	395円	14,680円
小千谷	413円	19,706円
越後加茂	299円	29,555円
十日町	481円	22,418円
見附	294円	15,650円
村上	484円	26,934円
廿六木	457円	16,556円
糸魚川別	522円	15,668円
新井	268円	16,005円
五泉西	414円	19,807円
越後白根	551円	29,961円
上越	414円	23,875円
高田	422円	26,519円
聖籠	129円	21,402円
越後亀田	400円	16,860円
越後吉田	259円	22,754円
巻	467円	22,545円
南三条	236円	26,214円
越後湯沢	284円	30,477円

塩沢	340円	25,351円
六日町	777円	47,479円
越後大崎	195円	61,091円
安塚	57円	32,746円
佐和田南	510円	35,549円
両津	252円	15,185円
小出	417円	22,386円
内野交換所2	953円	53,492円
南新潟	206円	8,114円
与板	241円	11,821円
和島	99円	17,718円
第二三条	384円	22,771円
川東	59円	16,320円
紫雲寺	90円	20,612円
中条	320円	14,227円
大野町	470円	23,843円
松浜東	338円	42,511円
越後豊栄	498円	24,774円
石山東	876円	35,026円
下田第一	555円	27,009円
今町	437円	33,616円
水原	371円	66,713円
横越	342円	27,703円
分水	336円	43,245円
田上	237円	15,900円
寺泊	154円	16,233円
堀之内	(略)	32,156円
村松	271円	18,161円
越後安田	287円	28,247円
小須戸	342円	17,523円
弥彦	341円	11,412円
岩室	140円	16,754円
越後荒川	275円	27,787円
津川	235円	23,605円
月岡	238円	25,199円
刈羽	425円	30,879円
千手	166円	36,873円
栃尾	472円	35,131円
越後曾根	226円	20,364円
月潟	89円	14,581円
越後三川	139円	36,977円
出雲崎	212円	18,825円
石打	268円	28,571円
津南	397円	49,712円
越後板倉	64円	18,995円
関川	255円	45,395円
新潟朝日	36円	30,891円
岩船	233円	17,750円
土市	188円	30,457円
京ヶ瀬	201円	9,753円
脇野町	230円	83,956円
越後川口	174円	29,018円
広神	151円	76,869円
土樽	187円	61,802円
越後大和	200円	22,784円
越後大潟	345円	26,004円
頸城	136円	21,414円
神林	86円	49,507円
菅谷	175円	29,678円
鯖石	197円	34,943円
太郎代	158円	29,492円
越路	366円	18,557円
能生	382円	41,696円
青海	222円	34,439円
妙高高原	218円	30,200円
越後三和	130円	41,146円
越後小国	343円	31,542円
楡島	141円	23,406円
越後三国	83円	41,088円

塩沢	324円	22,196円
六日町	687円	46,487円
越後大崎	169円	54,656円
安塚	50円	29,095円
佐和田南	420円	32,670円
両津	223円	12,867円
小出	403円	28,507円
内野交換所2	952円	56,904円
南新潟	201円	10,548円
与板	231円	9,362円
和島	97円	16,040円
第二三条	364円	18,821円
川東	54円	18,024円
紫雲寺	87円	17,768円
中条	288円	12,985円
大野町	454円	21,140円
松浜東	326円	39,197円
越後豊栄	506円	15,588円
石山東	832円	31,345円
下田第一	517円	22,897円
今町	407円	29,472円
水原	366円	70,266円
横越	340円	19,096円
分水	319円	37,979円
田上	199円	13,179円
寺泊	147円	13,693円
堀之内	(略)	28,585円
村松	265円	17,459円
越後安田	271円	25,209円
小須戸	325円	22,418円
弥彦	319円	43,970円
岩室	129円	14,063円
越後荒川	222円	24,727円
津川	217円	21,206円
月岡	226円	41,772円
刈羽	415円	27,188円
千手	156円	30,076円
栃尾	404円	26,473円
越後曾根	216円	21,799円
月潟	84円	14,465円
越後三川	123円	32,446円
出雲崎	199円	15,529円
石打	253円	24,984円
津南	381円	40,915円
越後板倉	57円	16,342円
関川	235円	30,056円
新潟朝日	34円	26,739円
岩船	240円	15,233円
土市	182円	23,284円
京ヶ瀬	192円	9,615円
脇野町	224円	52,529円
越後川口	171円	24,125円
広神	140円	65,776円
土樽	166円	37,449円
越後大和	190円	20,106円
越後大潟	331円	22,363円
頸城	131円	48,187円
神林	79円	46,003円
菅谷	148円	25,795円
鯖石	178円	28,730円
太郎代	151円	26,964円
越路	349円	15,923円
能生	366円	38,104円
青海	205円	31,136円
妙高高原	195円	27,445円
越後三和	124円	35,916円
越後小国	325円	25,444円
楡島	121円	48,339円
越後三国	67円	33,261円

越後松代	213円	36,654円
松之山	138円	51,183円
越後山北	624円	28,915円
越後片貝	306円	28,828円
乙	86円	40,001円
越後黒川	402円	14,825円
守門	116円	40,928円
城内	144円	32,296円
五日町	159円	49,376円
高柳	116円	27,262円
越後西山	127円	39,015円
越後中郷	87円	29,879円
妙高	229円	37,216円
梶屋敷	204円	37,180円
佐渡小木	432円	21,846円
佐渡相川	356円	12,234円
赤泊	120円	20,320円
佐渡金井	144円	15,174円
真野	184円	33,310円
名柄	138円	108,412円
栃尾南	62円	49,159円
越後野田	113円	21,616円
高士	145円	33,240円
越後築地	161円	23,283円
潟東	230円	22,145円
牧村	81円	19,688円
柿崎	185円	32,729円
越後吉川	171円	57,215円
赤倉	971円	41,814円
岩沢	348円	34,828円
秋山郷	33円	81,337円
佐渡畑野	266円	19,342円
羽茂	302円	22,273円
山梨県		
甲府	297円	36,525円
甲府北	866円	24,169円
甲府南	738円	62,158円
山梨吉田	667円	25,541円
都留	391円	34,208円
東山梨	421円	26,675円
大月局舎2	731円	26,407円
韮崎	410円	18,526円
勝沼	499円	40,209円
石和	6,235円	23,342円
鰍沢青柳	340円	14,855円
身延	377円	23,660円
新竜王	640円	74,325円
山梨昭和	459円	19,357円
田富	479円	70,809円
小笠原	424円	25,914円
忍野	391円	18,512円
山中湖	413円	15,797円
上野原局舎	439円	47,295円
敷島	590円	95,181円
塩山	416円	23,024円
春日居	324円	25,999円
市川大門	415円	24,515円
山梨白根	260円	21,636円
山梨双葉	457円	23,611円
山梨高根	306円	39,986円
長坂	144円	16,124円
山梨大泉	349円	36,942円
山梨曾根	324円	42,250円
小淵沢	134円	20,529円
河口湖	501円	17,600円
山梨八代	333円	19,063円
甲斐明野	368円	10,379円
山梨一宮	266円	30,105円
中富	343円	16,354円
南部	646円	25,216円

越後松代	206円	28,654円
松之山	129円	37,429円
越後山北	565円	24,840円
越後片貝	295円	25,313円
乙	62円	36,137円
越後黒川	386円	12,583円
守門	109円	33,314円
城内	156円	27,624円
五日町	149円	44,443円
高柳	106円	23,649円
越後西山	114円	34,258円
越後中郷	82円	26,486円
妙高	214円	28,538円
梶屋敷	187円	31,166円
佐渡小木	394円	18,488円
佐渡相川	308円	14,439円
赤泊	99円	16,377円
佐渡金井	136円	14,063円
真野	169円	29,551円
名柄	127円	94,475円
栃尾南	50円	38,325円
越後野田	99円	15,048円
高士	124円	31,645円
越後築地	133円	41,343円
潟東	205円	20,057円
牧村	66円	17,245円
柿崎	181円	27,232円
越後吉川	163円	36,363円
赤倉	877円	26,671円
岩沢	332円	28,030円
秋山郷	28円	79,136円
佐渡畑野	193円	13,760円
羽茂	252円	16,919円
山梨県		
甲府	287円	30,865円
甲府北	797円	19,930円
甲府南	723円	56,037円
山梨吉田	635円	22,802円
都留	347円	30,813円
東山梨	396円	22,272円
大月局舎2	740円	22,632円
韮崎	367円	16,121円
勝沼	474円	36,299円
石和	5,569円	21,690円
鰍沢青柳	338円	14,048円
身延	348円	21,088円
新竜王	583円	67,598円
山梨昭和	435円	70,547円
田富	463円	43,956円
小笠原	395円	22,698円
忍野	375円	10,480円
山中湖	504円	14,183円
上野原局舎	429円	30,676円
敷島	575円	89,838円
塩山	395円	20,394円
春日居	296円	23,110円
市川大門	391円	21,643円
山梨白根	249円	19,478円
山梨双葉	425円	21,288円
山梨高根	293円	35,789円
長坂	131円	14,905円
山梨大泉	311円	34,988円
山梨曾根	294円	38,331円
小淵沢	126円	21,525円
河口湖	483円	15,417円
山梨八代	313円	17,358円
甲斐明野	312円	12,219円
山梨一宮	262円	84,787円
中富	315円	14,980円
南部	584円	22,544円

	須玉	446円	18,833円
	白州	318円	9,842円
	下部	382円	8,772円
	大月東	638円	7,984円
	山梨六郷	388円	46,557円
	山梨清里	394円	34,175円
	鳴沢	102円	28,487円
	大目	481円	10,707円
	小沼	492円	7,413円
	田富局舎2	479円	82,466円
	牧丘	295円	35,657円
	山梨平野	282円	18,062円
	早川	161円	7,919円
長野県	信濃吉田	772円	28,705円
	後町	610円	38,450円
	南長野	544円	35,671円
	信濃古里	340円	22,667円
	大豆島	459円	23,220円
	村井	845円	20,321円
	西松本	247円	13,367円
	南松本	973円	23,977円
	信濃上田	457円	38,029円
	信濃大屋	556円	12,221円
	信濃塩田	598円	23,478円
	岡谷	342円	35,912円
	飯田	500円	37,006円
	信濃山本	401円	22,017円
	諏訪	479円	17,786円
	須坂	521円	24,673円
	小諸	273円	23,903円
	伊那	416円	28,572円
	駒ヶ根	497円	20,085円
	信濃中野	447円	25,999円
	信濃大町	262円	25,178円
	信濃茅野	387円	21,649円
	塩尻	675円	16,876円
	更埴	450円	9,382円
	信濃佐久	431円	14,668円
	岩村田	375円	26,692円
	軽井沢	1,680円	11,682円
	中軽井沢	286円	13,922円
	丸子	142円	12,135円
	東部	361円	19,832円
	下諏訪	521円	17,780円
	辰野	358円	21,481円
	箕輪	348円	25,051円
	豊科	502円	28,586円
	穂高	573円	14,804円
	白馬	222円	14,731円
	坂城	308円	19,456円
	戸倉上山田	468円	14,442円
	野沢温泉	141円	17,043円
	松本東館	742円	17,379円
	浅間	1,621円	15,508円
	信濃飯山	258円	11,178円
	御代田	240円	20,392円
信濃富士見	553円	19,974円	
信濃原	316円	21,939円	
信濃阿南	156円	27,068円	
木曾	338円	28,119円	
明科	375円	20,183円	
生坂	142円	6,367円	
波田	558円	17,265円	
信濃三郷	534円	12,873円	
信濃池田	208円	25,966円	
神城	260円	38,416円	
小布施	426円	22,445円	
湯田中	371円	23,650円	
信濃豊野	488円	37,628円	

	須玉	398円	18,214円
	白州	284円	19,237円
	下部	354円	6,583円
	大月東	589円	7,182円
	山梨六郷	363円	43,021円
	山梨清里	371円	27,560円
	鳴沢	93円	25,622円
	大目	395円	10,206円
	小沼	469円	6,668円
	田富局舎2	463円	62,517円
	牧丘	272円	31,314円
	山梨平野	255円	17,307円
	早川	139円	8,163円
長野県	信濃吉田	758円	28,936円
	後町	597円	36,283円
	南長野	522円	33,044円
	信濃古里	296円	18,704円
	大豆島	415円	21,484円
	村井	825円	19,200円
	西松本	224円	11,971円
	南松本	911円	25,388円
	信濃上田	441円	30,338円
	信濃大屋	555円	36,984円
	信濃塩田	586円	20,621円
	岡谷	330円	40,046円
	飯田	473円	28,884円
	信濃山本	372円	22,933円
	諏訪	431円	15,679円
	須坂	522円	22,910円
	小諸	259円	21,819円
	伊那	331円	31,521円
	駒ヶ根	446円	20,122円
	信濃中野	409円	27,914円
	信濃大町	252円	28,760円
	信濃茅野	370円	19,507円
	塩尻	679円	14,716円
	更埴	390円	7,923円
	信濃佐久	406円	17,158円
	岩村田	377円	24,097円
	軽井沢	1,703円	16,532円
	中軽井沢	281円	13,272円
	丸子	139円	15,449円
	東部	345円	17,408円
	下諏訪	516円	15,736円
	辰野	331円	19,814円
	箕輪	336円	23,818円
	豊科	488円	25,409円
	穂高	556円	14,072円
	白馬	212円	13,045円
	坂城	297円	20,346円
	戸倉上山田	433円	12,568円
	野沢温泉	120円	18,244円
	松本東館	719円	15,827円
	浅間	1,613円	16,596円
	信濃飯山	233円	10,530円
	御代田	238円	19,478円
信濃富士見	525円	19,432円	
信濃原	188円	19,375円	
信濃阿南	140円	24,629円	
木曾	301円	22,883円	
明科	369円	18,072円	
生坂	118円	31,796円	
波田	537円	16,832円	
信濃三郷	521円	12,226円	
信濃池田	201円	23,317円	
神城	242円	23,693円	
小布施	422円	28,376円	
湯田中	352円	21,200円	
信濃豊野	472円	36,915円	

飯綱	448円	41,672円
平岡	189円	48,120円
上松	263円	21,108円
木曾檜川	351円	30,519円
四賀	298円	15,633円
梓川	225円	27,225円
小谷話交換	329円	19,688円
七二会	45円	23,738円
若穂	219円	32,449円
信濃松代	296円	20,135円
浦里	129円	13,202円
信濃常盤	73円	35,108円
臼田	237円	18,803円
高野町	146円	27,255円
野辺山	57円	24,800円
南軽井沢	172円	18,863円
望月	155円	11,560円
信濃芦田	78円	20,856円
信濃長門	112円	14,197円
真田	91円	24,067円
武石	88円	18,550円
青木	114円	14,498円
高遠	293円	17,235円
信濃小野	84円	31,194円
飯島	257円	26,412円
信濃宮田	240円	28,235円
信濃松川	288円	23,727円
市田	324円	17,985円
阿智	106円	16,339円
麻績	129円	21,123円
信濃山形	113円	18,236円
信濃朝日	103円	20,800円
信濃有明	317円	13,784円
木島平	39円	25,848円
信濃町	209円	24,215円
信濃牟礼	134円	29,432円
信濃栄	26円	31,197円
狐島	578円	27,823円
蓼科	477円	15,489円
竜丘	646円	18,979円
樽池高原	234円	25,281円
南蓼科	654円	37,891円
浅科	404円	16,922円
三岳	225円	10,862円
遠山	164円	40,026円
鬼無里	236円	19,731円
喬木	448円	12,101円
戸隠	155円	50,720円
高府	112円	24,946円
信州新町	575円	24,573円
信濃下条	192円	14,455円
信濃西条	398円	14,675円
信濃大桑	187円	16,872円
信濃中川	91円	28,294円
信濃豊田	446円	26,222円
信濃和田	267円	8,054円
菅平	266円	44,023円
南木曾	303円	31,442円
八千穂	304円	25,555円
北御牧	403円	14,713円
野尻湖	564円	60,821円
藪原	302円	27,415円

飯綱	370円	37,962円
平岡	171円	48,495円
上松	240円	22,880円
木曾檜川	321円	18,177円
四賀	268円	19,023円
梓川	219円	29,899円
小谷話交換	297円	43,080円
七二会	39円	14,838円
若穂	200円	30,389円
信濃松代	288円	20,658円
浦里	125円	60,315円
信濃常盤	70円	31,689円
臼田	220円	21,347円
高野町	137円	28,477円
野辺山	46円	22,154円
南軽井沢	157円	16,667円
望月	154円	13,857円
信濃芦田	75円	22,842円
信濃長門	95円	13,948円
真田	39円	25,543円
武石	80円	18,612円
青木	101円	60,340円
高遠	275円	14,024円
信濃小野	77円	31,876円
飯島	242円	28,939円
信濃宮田	241円	95,141円
信濃松川	268円	26,712円
市田	302円	19,084円
阿智	94円	15,927円
麻績	119円	19,962円
信濃山形	108円	18,648円
信濃朝日	98円	20,523円
信濃有明	304円	13,574円
木島平	35円	23,005円
信濃町	185円	21,706円
信濃牟礼	125円	27,900円
信濃栄	20円	42,390円
狐島	524円	25,703円
蓼科	417円	35,604円
竜丘	608円	18,028円
樽池高原	205円	23,163円
南蓼科	543円	33,000円
浅科	383円	19,569円
三岳	203円	36,309円
遠山	148円	43,441円
鬼無里	202円	41,901円
喬木	391円	13,580円
戸隠	138円	46,203円
高府	105円	15,028円
信州新町	536円	23,893円
信濃下条	176円	14,238円
信濃西条	360円	14,544円
信濃大桑	170円	15,480円
信濃中川	84円	26,951円
信濃豊田	410円	24,592円
信濃和田	231円	32,038円
菅平	248円	39,894円
南木曾	275円	22,699円
八千穂	289円	49,284円
北御牧	384円	14,455円
野尻湖	459円	55,789円
藪原	272円	64,046円

第2 とう道又は管路に係る負担額
(略)

- 1 (略)
2 とう道又は管路に係る料金額
2-1 とう道に係る料金額

1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
北海道	32,905 円
青森県	21,597 円
岩手県	86,394 円
宮城県	51,273 円
秋田県	27,766 円
山形県	45,610 円
福島県	38,118 円
茨城県	33,398 円
栃木県	39,084 円
群馬県	31,849 円
埼玉県	35,617 円
千葉県	34,611 円
東京都	56,371 円
神奈川県	63,278 円
新潟県	42,085 円
山梨県	23,657 円
長野県	30,633 円

第2 とう道又は管路に係る負担額
(略)

- 1 (略)
2 とう道又は管路に係る料金額
2-1 とう道に係る料金額

1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
北海道	33,036 円
青森県	21,964 円
岩手県	76,235 円
宮城県	49,562 円
秋田県	27,188 円
山形県	45,931 円
福島県	36,757 円
茨城県	35,579 円
栃木県	39,235 円
群馬県	32,807 円
埼玉県	38,252 円
千葉県	35,283 円
東京都	56,221 円
神奈川県	65,762 円
新潟県	40,048 円
山梨県	24,321 円
長野県	30,793 円

2-2 管路に係る料金額

1条あたり1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
北海道	145 円
青森県	133 円
岩手県	230 円
宮城県	234 円
秋田県	155 円
山形県	137 円
福島県	203 円
茨城県	172 円
栃木県	197 円
群馬県	202 円
埼玉県	216 円
千葉県	(略)
東京都	381 円
神奈川県	300 円
新潟県	175 円
山梨県	242 円
長野県	161 円

第3 電柱に係る料金額

電柱に係る料金額は、1使用箇所ごとに年額696円とします。

2-2 管路に係る料金額

1条あたり1メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
北海道	144 円
青森県	134 円
岩手県	202 円
宮城県	228 円
秋田県	157 円
山形県	136 円
福島県	195 円
茨城県	178 円
栃木県	196 円
群馬県	201 円
埼玉県	220 円
千葉県	(略)
東京都	383 円
神奈川県	305 円
新潟県	185 円
山梨県	241 円
長野県	163 円

第3 電柱に係る料金額

電柱に係る料金額は、1使用箇所ごとに年額685円とします。

第4表 光信号引込等設備に係る負担額

第1 光信号引込等設備の維持等に係る負担額

1 (略)

2 負担額

区 分		単 位	負担額	備 考
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 光信号引込等設備管理負担額	当社が維持等する光信号引込等設備の情報の管理を行うとともにその負担額を請求するために要する負担額	1 光信号引込等設備ごとに月額	(略)	—

第2 光信号引込等設備の撤去に係る負担額

(略)

(1) (略)

未償却残高 = { (光信号引込等設備の取得固定資産価額 (16,814 円) - 光信号引込等設備の残存価額) × 光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率 + 光信号引込等設備の残存価額 } × (1 + 貸倒率)

ア～イ (略)

(2) (略)

1 光信号引込等設備ごとに

区 分	内 容
ア 光信号引込等設備を撤去する場合	7,210 円
イ 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等を撤去する場合	207 円

第4表 光信号引込等設備に係る負担額

第1 光信号引込等設備の維持等に係る負担額

1 (略)

2 負担額

区 分		単 位	負担額	備 考
(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(2) 光信号引込等設備管理負担額	当社が維持等する光信号引込等設備の情報の管理を行うとともにその負担額を請求するために要する負担額	1 光信号引込等設備ごとに月額	(略)	—

第2 光信号引込等設備の撤去に係る負担額

(略)

(1) (略)

未償却残高 = { (光信号引込等設備の取得固定資産価額 (15,968 円) - 光信号引込等設備の残存価額) × 光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率 + 光信号引込等設備の残存価額 } × (1 + 貸倒率)

ア～イ (略)

(2) (略)

1 光信号引込等設備ごとに

区 分	内 容
ア 光信号引込等設備を撤去する場合	7,372 円
イ 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等を撤去する場合	218 円

別表 1 接続により提供する機能

1-1 1-2 以外の接続機能

機能の区分	機能の内容	備 考
端末回線伝送機能	(略)	
I S M折返し機能	(略)	
端末系交換機能	(略)	
光信号電気信号変換機能	(略)	
光信号多重分離機能	(略)	
加入者交換機接続用伝送装置利用機能	(略)	
市内伝送機能	(略)	
中継系交換機能	(略)	
中継伝送機能	(略)	
通信路設定伝送機能	通信路の設定の機能を有する電気通信設備（加入者交換機と中継交換機を除きます。）及び伝送路設備により通信路の設定並びに伝送を行う機能（ <u>手動によるものを除きます。</u> ）	
データ伝送機能	(略)	
イーサネットフレーム伝送機能	(略)	
信号伝送機能	(略)	
番号案内機能	(略)	(略)
手動交換機能	<u>手動により相互接続通信の交換等を行う機能</u>	<u>この機能の接続可否については、技術的条件集別表 1 に規定します。</u>
公衆電話機能	(略)	
端末間伝送等機能	(略)	
ルーティング伝送機能	(略)	
網同期クロック供給機能	(略)	
上記以外の機能	(略)	

別表 2～4 (略)

別表 1 接続により提供する機能

1-1 1-2 以外の接続機能

機能の区分	機能の内容	備 考
端末回線伝送機能	(略)	
I S M折返し機能	(略)	
端末系交換機能	(略)	
光信号電気信号変換機能	(略)	
光信号多重分離機能	(略)	
加入者交換機接続用伝送装置利用機能	(略)	
市内伝送機能	(略)	
中継系交換機能	(略)	
中継伝送機能	(略)	
通信路設定伝送機能	通信路の設定の機能を有する電気通信設備（加入者交換機と中継交換機を除きます。）及び伝送路設備により通信路の設定並びに伝送を行う機能	
データ伝送機能	(略)	
イーサネットフレーム伝送機能	(略)	
信号伝送機能	(略)	
番号案内機能	(略)	(略)
公衆電話機能	(略)	
端末間伝送等機能	(略)	
ルーティング伝送機能	(略)	
網同期クロック供給機能	(略)	
上記以外の機能	(略)	

別表 2～4 (略)

別表5 既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額

区 分	単 位	精算額	備 考
既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額	1回線ごとに	3,699円	_____

別表5 既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額

区 分	単 位	精算額	備 考
既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額	1回線ごとに	2,641円	_____

附 則（平成11年7月1日東相制第99-2号）

（網改造料に関する特例措置）

第14条 特定中継事業者の契約約款等に規定するフリーダイヤルサービス、地域指定特定番号着信機能（以下「ナビダイヤルサービス」といいます。）、メンバーズネットサービスに係る網改造料については、料金表第1表第2（網改造料）の規定にかかわらず、料金表第1表第1（網使用料）に規定する加入者交換機能メニュー利用機能を利用したとみなして取扱うこととします。

（通信路設定伝送機能に関する経過措置）

第18条 この改正規定実施の際（平成12年3月6日）現に、専用サービス契約約款附則第11条に規定するもののうち、協定事業者と接続する通信路設定伝送機能については、以下の料金表を適用します。

料金表第1表第1（網使用料）1適用（10）の規定は、以下の料金表に適用します。

(1) 分岐回線以外の部分の基本額

ア. 基本料

1回線ごとに月額

区 分	料金額		備考
	右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能（一般専用に係るものに限ります。以下この条において同じとします。）	200bit/sの符号伝送が可能なもの	10,345円 9,349円

附 則（平成11年7月1日東相制第99-2号）

（網改造料に関する特例措置）

第14条 特定中継事業者の契約約款等に規定するフリーダイヤルサービス、メンバーズネットサービスに係る網改造料については、料金表第1表第2（網改造料）の規定にかかわらず、料金表第1表第1（網使用料）に規定する加入者交換機能メニュー利用機能を利用したとみなして取扱うこととします。

（通信路設定伝送機能に関する経過措置）

第18条 この改正規定実施の際（平成12年3月6日）現に、専用サービス契約約款附則第11条に規定するもののうち、協定事業者と接続する通信路設定伝送機能については、以下の料金表を適用します。

料金表第1表第1（網使用料）1適用（10）の規定は、以下の料金表に適用します。

(1) 分岐回線以外の部分の基本額

ア. 基本料

1回線ごとに月額

区 分	料金額		備考
	右欄以外の場合	通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合	
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能（一般専用に係るものに限ります。以下この条において同じとします。）	200bit/sの符号伝送が可能なもの	11,985円 10,784円

イ. 加算料

1回線ごとに月額

区分	料金額		備考
	通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料	
通信路設定伝送機能 専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	200bit/sの符号伝送が可能なもの 130円	1,346円	

(2) 分岐回線の部分の基本額

1回線ごとに月額

区分	料金額	備考
通信路設定伝送機能 専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	200bit/sの符号伝送が可能なもの 8,909円	

イ. 加算料

1回線ごとに月額

区分	料金額		備考
	通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料	
通信路設定伝送機能 専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	200bit/sの符号伝送が可能なもの 180円	1,742円	

(2) 分岐回線の部分の基本額

1回線ごとに月額

区分	料金額	備考
通信路設定伝送機能 専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	200bit/sの符号伝送が可能なもの 10,154円	

附 則（平成22年7月30日東相制第10-56号）
（経過措置）

2（略）

（1）-1～（1）-2（略）

（2）-1 通信路設定伝送機能（基本料）

1回線ごとに月額

区分				料金額		備考
				右欄以外の 場合	通信路設定伝 送機能を利用 する区間が同 一の単位料金 区域に終始す る場合	
通 信 路 設 定 伝 送 機 能	専 用 回 線 ノ ー ド 装 置 、 中 継 伝 送 路 設 備 及 び 端 末 回 線 を 収 容 す る 伝 送 装 置 に よ り 通 信 路 の 設 定 並 び に 伝 送 を 行 う 機 能	高 速 デ ィ ジ タ ル 伝 送 に 係 る もの	44.210Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,510,174円	1,504,474円	
			48.384Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,466,007円	1,460,307円	
			149.760Mbit/sの符号伝送が可能なもの	2,078,826円	2,070,851円	
			デュアルクラスのもの	2,034,659円	2,026,684円	
			599.040Mbit/sの符号伝送が可能なもの	5,656,073円	5,633,758円	
			デュアルクラスのもの	5,611,906円	5,589,591円	

附 則（平成22年7月30日東相制第10-56号）
（経過措置）

2（略）

（1）-1～（1）-2（略）

（2）-1 通信路設定伝送機能（基本料）

1回線ごとに月額

区分				料金額		備考
				右欄以外の 場合	通信路設定伝 送機能を利用 する区間が同 一の単位料金 区域に終始す る場合	
通 信 路 設 定 伝 送 機 能	専 用 回 線 ノ ー ド 装 置 、 中 継 伝 送 路 設 備 及 び 端 末 回 線 を 収 容 す る 伝 送 装 置 に よ り 通 信 路 の 設 定 並 び に 伝 送 を 行 う 機 能	高 速 デ ィ ジ タ ル 伝 送 に 係 る もの	44.210Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,939,837円	1,929,727円	
			48.384Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,807,337円	1,797,227円	
			149.760Mbit/sの符号伝送が可能なもの	2,516,476円	2,502,881円	
			デュアルクラスのもの	2,383,976円	2,370,381円	
			599.040Mbit/sの符号伝送が可能なもの	6,355,446円	6,318,671円	
			デュアルクラスのもの	6,222,946円	6,186,171円	

(2)-2 通信路設定伝送機能 (加算料)

1 回線ごとに月額

区分				料金額		備考	
				通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料		
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継路設備及び末端回線を受容する装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	高速デジタル伝送に係るもの	44.210Mbit/sの符号伝送が可能なもの	11,400円	88,334円		
			48.384Mbit/sの符号伝送が可能なもの	11,400円	44,167円		
			149.760Mbit/sの符号伝送が可能なもの	グレードが下記以外のもの	15,950円		88,334円
				デュアルクラスのもの	15,950円		44,167円
			599.040Mbit/sの符号伝送が可能なもの	グレードが下記以外のもの	44,630円		88,334円
				デュアルクラスのもの	44,630円		44,167円

(2)-2 通信路設定伝送機能 (加算料)

1 回線ごとに月額

区分				料金額		備考	
				通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料		
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継路設備及び末端回線を受容する装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	高速デジタル伝送に係るもの	44.210Mbit/sの符号伝送が可能なもの	20,220円	265,000円		
			48.384Mbit/sの符号伝送が可能なもの	20,220円	132,500円		
			149.760Mbit/sの符号伝送が可能なもの	グレードが下記以外のもの	27,190円		265,000円
				デュアルクラスのもの	27,190円		132,500円
			599.040Mbit/sの符号伝送が可能なもの	グレードが下記以外のもの	73,550円		265,000円
				デュアルクラスのもの	73,550円		132,500円

附 則（平成23年3月31日東相制第10-7088号）

（実施時期）

- 1 （略）
- （経過措置）
- 2 （略）

(1) 分岐回線以外の部分の基本額

ア. 基本料

1回線ごとに月額

区分		料金額		備考	
		右欄以外の 場合	通信路設定伝送 機能を利用する 区間が同一の単 位料金区域に終 始する場合		
通信 路設 定伝 送機 能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	1,191,222円	1,188,240円	—
		2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	10,345円	9,349円	
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの			
		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの			

イ. 加算料

1回線ごとに月額

区分		料金額		備考	
		右欄以外の 場合	通信路設定伝送 機能を利用する 区間が同一の単 位料金区域に終 始する場合		
通信 路設 定伝 送機 能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	380円	4,039円	—
		2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	130円	1,346円	
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの			
		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの			

附 則（平成23年3月31日東相制第10-7088号）

（実施時期）

- 1 （略）
- （経過措置）
- 2 （略）

(1) 分岐回線以外の部分の基本額

ア. 基本料

1回線ごとに月額

区分			料金額		備考
			右欄以外の 場合	通信路設定伝送 機能を利用する 区間が同一の単 位料金区域に終 始する場合	
通信 路設 定伝 送機 能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	1,125,626円	1,122,023円	—
		2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	11,985円	10,784円	
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの			
		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの			

イ. 加算料

1回線ごとに月額

区分			料金額		備考
			右欄以外の 場合	通信路設定伝送 機能を利用する 区間が同一の単 位料金区域に終 始する場合	
通信 路設 定伝 送機 能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	540円	5,225円	—
		2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	180円	1,742円	
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの			
		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの			

(2) 分岐回線の部分の基本額

		1回線ごとに月額		
区分		料金額	備考	
通信 路設 定伝 送機 能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	1,186,920円	—
		2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	8,909円	
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの		
		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの		

附 則（平成26年4月9日東相制第13-0106号）

（経過措置）

4 （略）

(1) 適用 （略）

(2) 料金額

		1回線ごとに月額		
区分		料金額	備考	
光信号 電気信 号変換 機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項表中第2欄で接続する場合において、光信号電気信号変換装置により信号（100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものに限り、）の相互変換を行う機能	最大16の光信号 端末回線を集線 して接続するも の	1,532円	—
		ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	1,532円	
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	1,578円	

(2) 分岐回線の部分の基本額

		1回線ごとに月額		
区分		料金額	備考	
通信 路設 定伝 送機 能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	専らAM放送の音響を伝送するため、通常50Hzから10kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	1,120,134円	—
		2,400bit/sの符号伝送が可能なもの	10,154円	
		4,800bit/sの符号伝送が可能なもの		
		9,600bit/sの符号伝送が可能なもの		

附 則（平成26年4月9日東相制第13-0106号）

（経過措置）

4 （略）

(1) 適用 （略）

(2) 料金額

		1回線ごとに月額		
区分		料金額	備考	
光信号 電気信 号変換 機能	第5条（標準的な接続箇所）第1項表中第2欄で接続する場合において、光信号電気信号変換装置により信号（100Mbit/sまでの符号伝送が可能なものに限り、）の相互変換を行う機能	最大16の光信号 端末回線を集線 して接続するも の	2,181円	—
		ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	2,181円	
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	2,246円	

附 則（平成 27 年 4 月 10 日東相制第 14-00098 号）

（実施時期）

1～2 （略）

3 第 74 条の 2（手数料の実績に基づく精算）の規定により精算を行う平成 25 年度の精算用料金は以下のとおりです。

区 分	単 位	料金額	備考		
みなし契約者に関する宛名情報提供手数料	1 件ごとに	13.66 円			
優先接続受付手数料	1 変更ごとに	172 円			
光回線設備線路条件調査費	ウ欄	(7) 基本額	1 番号ごとの 1	25 円	
		(イ) 加 算額	① 成功検索ごとに	3 円	
			②	5 円	
光配線区域情報調査費	ア欄	1 通信用建物ごとに	6,192 円		
ルーティング番号登録工事等受付手数料	ア欄	1 件ごとに	28 円		
	イ欄	1 件ごとに	76 円		
同一番号移転可否情報調査費	ア欄	1 電気通信番号ごとの 1 件ごとに	654 円		
	イ欄	1 電気通信番号ごとの 1 件ごとに	218 円		

（手数料の遡及適用）

4 料金表第 2 表（工事費及び手数料）第 2（手数料）2（手数料の額）2-1（手数料）第 31 欄、第 33 欄ウ(イ)欄及び第 34 欄に規定する手数料については、以下に定める期間について、それぞれの料金額を適用します。

区 分	単 位	料金額	備考	
接続工事等時刻指定手数料	1 件ごと とに	平日夜間	14,312 円	平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に限り適用します
		平日深夜	22,430 円	
		土日祝日夜間	14,858 円	
		土日祝日深夜	23,166 円	
テーブル分散による光信号端末回線の確認及びテーブル分散可否調査費	ウ(イ)欄	1 区間ごとに	3,065 円	平成 26 年 5 月 28 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。
申込者情報確認結果即時通知手数料	月額		1,661,964 円	平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に限り適用します。

附 則（平成 27 年 4 月 10 日東相制第 14-00098 号）

（実施時期）

1～2 （略）

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施します。ただし、この改正規定のうち、料金表（第 75 条（工事費及び手数料等の遡及適用）に規定する工事費、手数料及び負担額（第 4 表（光信号引込等設備に係る負担額）第 2（光信号引込等設備の撤去に係る負担額）第 1 号に規定する光信号引込等設備の未償却残高の算定にあたっては、改正後の第 1 表（接続料金）第 2（網改造料）2（料金額）2-3（年額料金の算定に係る比率）に規定する貸倒率によることとします。）を除きます。）、別表 5（既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額）、附則（平成 22 年 7 月 30 日東相制 10-56 号）、附則（平成 23 年 3 月 31 日東相制 10-7088 号）及び附則（平成 26 年 4 月 9 日東相制 13-0106 号）に係るものについては、平成 28 年 4 月 1 日から適用します。

(調整額の算定に係る経過措置)

2 料金表第 1 表第 2（網改造料）2-1（算出式）の規定に基づき算定する料金における調整額の算定及び料金表第 3 表第 1（通信用建物に係る負担額）1（算出式）の規定に基づき、料金表第 1 表第 2（網改造料）2-1（算出式）に規定する算出式を準用して算定する料金における調整額の算定に用いる利益対応税（平成 28 年度に適用するものに限りします。）は、利益対応税率を 0.5298 とし算定します。

(接続料金等の実績に基づく精算用料金)

3 第 74 条の 2（手数料の実績に基づく精算）の規定により精算を行う平成 26 年度の精算用料金は以下のとおりです。

区 分		単 位		料金額	備考
みなし契約者に関する宛名情報提供手数料		1 件ごとに		13.75 円	
優先接続受付手数料		1 変更ごとに		218 円	
光回線設備線路条件調査費	ウ欄	(7) 基本額	1 番号ごとの 1	5 円	
		(イ) 加	成功検索ごとに	1 円	
		算額		②	2 円
光配線区域情報調査費	ア欄	1 通信用建物ごとに		6,169 円	
	イ欄	1 通信用建物ごとに		1,157 円	
	ウ欄	1 通信用建物ごとに		1,918 円	
ルーティング番号登録工事等受付手数料	ア欄	1 件ごとに		29 円	
	イ欄	1 件ごとに		79 円	
同一番号移転可否情報調査費	ア欄	1 電気通信番号ごとの 1 件ごとに		654 円	
	イ欄	1 電気通信番号ごとの 1 件ごとに		221 円	

技術的条件集

第1章 通則
(用語の定義)
第1条 (略)

用語	意味
(略)	
(2) 分類	<p>接続番号を電気通信番号規則に規定する電気通信番号ごとに区分した概念 分類と電気通信番号の対応は次のとおり</p> <p>分類1 設置中継系番号: 電気通信番号規則第5条第1項に規定する電気通信番号を有する中継事業者(当社及び特定端末系事業者を除きます。)が利用する電気通信回線設備を識別するための電気通信番号 (略)</p> <p>分類5 <u>接続型PHS系番号</u>: 電気通信番号規則第9条第1項第3号に規定する電気通信番号を有する<u>接続型PHS事業者</u>が利用するPHSに係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号</p> <p>分類6 <u>活用型PHS系番号</u>: 電気通信番号規則第9条第1項第3号に規定する電気通信番号を有する<u>活用型PHS事業者</u>が利用するPHSに係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号</p> <p>分類7 無線呼出し系番号: 電気通信番号規則第9条第1項第4号に規定する電気通信番号を有する無線呼出し事業者が利用する端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号 (略)</p>
(3) 発信種別	<p>形態3-3及び形態4-6において、接続番号を当社発信時の端末回線の利用条件と利用者料金の課金機能により区分した概念 発信種別毎の接続条件は技術的条件集別表1及び別表2を参照 (略)</p> <p>発信種別4: 加入電話、公衆電話等からの発信時に、当社が、課金を行うための情報を決定し、又は協定事業者網から課金のための情報を受信し、利用者料金の課金と回収を行う発信区分(当社発信時の</p>

技術的条件集

第1章 通則
(用語の定義)
第1条 (略)

用語	意味
(略)	
(2) 分類	<p>接続番号を電気通信番号規則に規定する電気通信番号ごとに区分した概念 分類と電気通信番号の対応は次のとおり</p> <p>分類1 設置中継系番号: 電気通信番号規則第5条第1項に規定する電気通信番号を有する中継事業者(当社及び特定端末系事業者を除きます。)が利用する電気通信回線設備を識別するための電気通信番号 (略)</p> <p>分類5 PHS系番号: 電気通信番号規則第9条第1項第3号に規定する電気通信番号を有するPHS事業者が利用するPHSに係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号</p> <p>分類6 <u>削除</u></p> <p>分類7 無線呼出し系番号: 電気通信番号規則第9条第1項第4号に規定する電気通信番号を有する無線呼出し事業者が利用する端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号 (略)</p>
(3) 発信種別	<p>形態3-3及び形態4-6において、接続番号を当社発信時の端末回線の利用条件と利用者料金の課金機能により区分した概念 発信種別毎の接続条件は技術的条件集別表1及び別表2を参照 (略)</p> <p>発信種別4: 加入電話、公衆電話等からの発信時に、当社が、課金を行うための情報を決定し、又は協定事業者網から課金のための情報を受信し、利用者料金の課金と回収を行う発信区分(当社発信時の</p>

電気通信番号は分類4、分類5、分類6、分類7に限ります。また、当社発信時の有効最大受信桁数は11桁とします。)

(略)	(略)
(12) <u>端末回線線端接続インタフェース</u> (活用型P用インタフェース)	活用型PHS事業者が端末回線線端接続する時に適用するインタフェース種別
(略)	(略)
(34) <u>公衆用基地局</u>	活用型PHS事業者の設置する無線接続装置
(略)	(略)
(47) <u>接続型PHS系端末機器</u>	接続型PHS系番号を有する端末機器
(48) <u>活用型PHS系端末機器</u>	活用型PHS系番号を有する端末機器
(49) <u>PHS系端末機器</u>	接続型PHS系端末機器及び活用型PHS系端末機器
(略)	(略)
(75) <u>活用型PHSサービス接続機能</u>	活用型PHS事業者へ接続するために必要な番号変換、位置登録、端末認証等の情報をサービス制御局へ中継する機能
(略)	(略)

(略)

電気通信番号は分類4、分類5、分類7に限ります。また、当社発信時の有効最大受信桁数は11桁とします。)

(略)	(略)
(12) <u>削除</u>	削除
(略)	(略)
(34) <u>削除</u>	削除
(略)	(略)
(47) <u>PHS系端末機器</u>	PHS系番号を有する端末機器
(48) <u>削除</u>	削除
(49) <u>削除</u>	削除
(略)	(略)
(75) <u>削除</u>	削除
(略)	(略)

(略)

第2章 形態別技術的条件

第1節 形態1-1

(網構成)

第4条 当社の加入者交換機（以下「LS」といいます。）と公衆用基地局との接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続点単位に行うものとします。

2 方路選択の方法は次のとおりとします。

(1) 直接協定事業者網から当社網への発信時は当社網と直接協定事業者網とはPHS接続装置とその公衆用基地局との間の相互接続点で接続されます。

(2) 当社網から直接協定事業者網への着信時は当社網と直接協定事業者網とは接続番号が示す着信先のPHS端末機器番号について、当社網にて導出した位置登録先に対して一斉呼出しを行った際に選択された公衆用基地局とPHS接続装置との間の相互接続点で接続します。

(接続方式)

第5条 分類1による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。

ア 当社網と直接協定事業者網間での基本接続（電話系付加サービスの番号によらず、付加的な機能及び付帯するサービスに関わる電気通信役務が提供される場合を除きます。）において使用される接続番号（以下「一般ダイヤル」といいます。）の構成は次のとおりとします。

00XY + 0 + ABCDE + FGHIJ

事業者識別番号 市外局番+市内局番 加入者番号

当社網と直接協定事業者網間で転送する上記の着信番号の有効受信桁数は13桁から14桁とします。

ただし有効受信桁数未満の着信番号がタイミングアウトにより送出される場合があります。

00XY + 0A0 + CDE + FGHI

JK

事業者識別番号 サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

当社網と直接協定事業者網間で転送する上記の着信番号の有効受信桁数は15桁とします。

ただし有効受信桁数未満の着信番号がタイミングアウトにより送出され

第2章 形態別技術的条件

第1節 形態1-1

第4条 削除

第5条 削除

る場合があります。

00XY + X~X

事業者識別番号 国際公衆電気通信番号等

当社網と直接協定事業者網間で転送する上記の着信番号の有効受信桁数は5桁から19桁とします。

ただし有効受信桁数未満の着信番号がタイミングアウトにより送出される場合があります。

イ 当社網と直接協定事業者網間での基本接続以外の接続において使用される接続番号（以下「特殊ダイヤル」といいます。）の構成は次のとおりとします。

00XY + X~X + (β1~βn)

事業者識別番号 サービスコード

(ア) 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数は事業者識別番号からサービスコードまでの5桁から26桁とします。

ただし有効受信桁数未満の着信番号がタイミングアウトにより送出される場合があります。

(イ) β1~βnは当社網から公衆用基地局へ接続後、直接協定事業者網からのセカンドダイヤルトーン（以下「SDT」といいます。）や音声ガイダンス等に従い加入契約者がPB信号により送出するものとし、その情報内容や送出桁数等については当社は関与しません。

(2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間はTTC標準に準拠したPHS公衆用基地局—デジタル網間インタフェース仕様を適用し、技術的条件集別表7に示すとおりとします。

ただし、本仕様で規定された以外のメッセージ、情報要素等を受信した場合は、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

イ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべきパラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号 Called Party Number	順方向	●	1. 番号種別と番号デジットの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：網特有番号、番号デジット：00XY+X~X
発番号 Calling Party Number	順方向	●	1. 番号種別と番号デジットの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号

			番号ディジット: A 0 + C ~ J 又は A 0 + C ~ K
事業者情報 Carrier Information	逆方向	○	1. 事業者情報名と事業者識別コードの設定条件は次のとおりとします。 経路情報転送表示: 転送なし 事業者情報名: 着事業者情報 事業者識別コード: 事業者識別コード
CA情報 Charge Area Information	逆方向	○	1. 情報識別表示と料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示: CAコード 料金区域情報: CAコード 2. 国際系端末機器への接続時、本情報は設定されません。
課金情報種別 Charge Information Category	逆方向	＝	
課金情報 Charge Information	逆方向	＝	

(凡例) ●: 必ず設定されます ○: 必要時設定されます ー: 設定されません

ウ 技術的条件集別表5に示す接続シーケンスの内、分類1で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは公衆用基地局とデジタル網間のみを規定することとし、端末機器と公衆用基地局間及び、端末機器とデジタル網間については、公衆用基地局とデジタル網間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

呼の方向: 直接協定事業者網→当社網

項番	発信/着信端末機器種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン
1	PHS 端末機器発信 → ア ナログ端末機器着信	音声、3.1kHz オートダイヤ	PT-M1
2	PHS 端末機器発信 → I SDN 端末機器着信	音声、3.1kHz オートダイヤ	PT-M2
3	PHS 端末機器発信 → I SDN 端末機器着信	64 kbit/s 非制限	PT-M3

4	PHS 端末機器発信（完了）	音声、3.1kHz オーディオ	PT-M13
5	PHS 端末機器発信（完了）	64 kbit/s 非制限	PT-M14
6	PHS 端末機器発信（ハンドオーバー）	—	PT-M11
7	PHS 端末機器発信（位置登録）	—	PT-M12

2 分類2による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。

ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

00X(Y) + X~X

事業者識別番号 国際公衆電気通信番号等（010から始まる番号も含む）さらに接続番号を次のとおりに区分します。

(ア) 00XY₁系：00XYに続き国際公衆電気通信番号等が存在する接続番号

(イ) 00XY₄系：00XYに続き国際公衆電気通信番号等が存在しない接続番号

(ウ) その他：(ア) (イ) のうち当社が指定する接続番号

イ 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数は4桁から26桁とします。

ただし有効受信桁数未満の着信番号がタイミングアウトにより送出される場合があります。

(2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間はTTC標準に準拠したPHS公衆用基地局—デジタル網間インタフェース仕様を適用し、技術的条件集別表7に示すとおりとします。

ただし、本仕様で規定された以外のメッセージ、情報要素等を受信した場合は、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

イ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべきパラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号 Called Party Number	順方向	●	1. 番号種別と番号ディジットの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：網特有番号、番号ディジット：00X(Y) +X~X
発番号 Calling Party Number	順方向	●	1. 番号種別と番号ディジットの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号 番号ディジット：A0+C~J 又は A0+C~ K
事業者情報 Carrier Information	逆方向	○	1. 事業者情報名と事業者識別コードの設定条件は次のとおりとします。 経路情報転送表示：転送なし 事業者情報名：着事業者情報 事業者識別コード：事業者識別コード
CA情報 Charge Area Information	逆方向	二	
課金情報種別 Charge Information Category	逆方向	二	
課金情報 Charge Information	逆方向	二	

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます 一：設定されません

ウ 技術的条件集別表5に示す接続シーケンスの内、分類2で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは公衆用基地局とデジタル網間のみを規定することとし、端末機器と公衆用基地局間及び、端末機器とデジタル網間については、公衆用基地局とデジタル網間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	発信／着信端末機器種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン
----	-------------	-----------	-----------

1	PHS 端末機器発信 → ア ナログ端末機器着信 国際クレジットコール以外	音声、3.1kHz オデーイオ	PT-M4
2	PHS 端末機器発信 → ア ナログ端末機器着信 国際クレジットコール	音声、3.1kHz オデーイオ	PT-M5
3	PHS 端末機器発信 → ISDN 端末機器着信	音声、3.1kHz オデーイオ	PT-M2
4	PHS 端末機器発信 → ISDN 端末機器着信	64 kbit/s 非制限	PT-M3
5	PHS 端末機器発信 (不完 了)	音声、3.1kHz オデーイオ	PT-M13
6	PHS 端末機器発信 (不完 了)	64 kbit/s 非制限	PT-M14
7	PHS 端末機器発信 (ハン ドオーバ)	二	PT-M11
8	PHS 端末機器発信 (位置 登録)	二	PT-M12

3 分類3による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。

ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

0 + ABCDE + FGHIJ

国内プレフィックス 市外局番+市内局番 加入者番号

イ 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数は国内プレフィックスを除いた4桁から9桁とします。

ただし有効受信桁数未満の着信番号がタイミングアウトにより送出される場合があります。

(2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間はTTC標準に準拠したPHS公衆用基地局—デジタル網間インタフェース仕様を適用し、技術的条件集別表7に示すとおりとします。

ただし、本仕様で規定された以外のメッセージ、情報要素等を受信した場合は、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

イ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべきパラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号 Called Party Number	順方向	●	1. 番号種別と番号デジットの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号、番号デジット：A～J
発番号 Calling Party Number	順方向	●	1. 番号種別と番号デジットの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号 番号デジット：A0+C～J 又は A0+C～K
事業者情報 Carrier Information	逆方向	○	1. 事業者情報名と事業者識別コードの設定条件は次のとおりとします。 経路情報転送表示：転送なし 事業者情報名：着事業者情報 事業者識別コード：事業者識別コード
CA情報 Charge Area Information	逆方向	○	1. 情報識別表示と料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：CAコード 料金区域情報：CAコード
課金情報種別 Charge Information Category	逆方向	＝	
課金情報 Charge Information	逆方向	＝	

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます ＝：設定されません

ウ 技術的条件集別表5に示す接続シーケンスの内、分類3で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは公衆用基地局とデジタル網間のみを規定することとし、端末機器と公衆用基地局間及び、端末機器とデジタル網間については、公衆用基地局とデジタル網間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

項番	発信／着信端末機器種別	コネクシオンタイプ	シーケンスパターン
----	-------------	-----------	-----------

1	PHS 端末機器発信 → アナログ端末機器着信	音声、3.1kHz オートイ	PT-M1
2	PHS 端末機器発信 → ISDN 端末機器着信	音声、3.1kHz オートイ	PT-M2
3	PHS 端末機器発信 → ISDN 端末機器着信	64 kbit/s 非制限	PT-M3
4	PHS 端末機器発信 → 音声蓄積装置	音声、3.1kHz オートイ	PT-M15
5	PHS 端末機器発信 (不 完了)	音声、3.1kHz オートイ	PT-M13
6	PHS 端末機器発信 (不 完了)	64 kbit/s 非制限	PT-M14
7	PHS 端末機器発信 (ハ ンドオーバ)	二	PT-M11
8	PHS 端末機器発信 (位 置登録)	二	PT-M12

(3) 当社網と直接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は次のとおりとします。

ア 着側網は端末機器等からの応答を受信した場合は、発側網に対し直ちに応答信号を返送します。

イ 本則の通信時間の測定等に規定する当社の電気通信設備が応答信号を受信した時点はANMを受信した時点とします。本則の通信時間の測定等に規定する当社の電気通信設備が切断信号を受信した時点はRELを受信した時点、DISCを受信した時点、又は着信端末機器の切断時のSUSを受信したのちにRELを送信した時点とします。

4 分類4による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。

ア 直接協定事業者が提供するサービスに関わる制御呼(以下「サービス制御呼」といいます。)を除いて、当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

OA0 + CDE + FGHJK

サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

イ 当社網と直接協定事業者網間で使用するサービス制御呼に関わる接続

番号構成は次のとおりとします。

0 A 0	+	C D E	+	1 4 0 (X)
0 A 0	+	C D E	+	1 4 1 (X)
0 A 0	+	C D E	+	1 4 2 (X)
0 A 0	+	C D E	+	1 4 3 (X)
0 A 0	+	C D E	+	1 6 1 (X)
0 A 0	+	C D E	+	1 8 1 (X)

ウ 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数はサービス識別番号の1桁目の0を除いた8桁から10桁とします。

ただし有効受信桁数未滿の着信番号がタイミングアウトにより送出される場合があります。

(2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間はTTC標準に準拠したPHS公衆用基地局—デジタル網間インタフェース仕様を適用し、技術的条件集別表7に示すとおりとします。

ただし、本仕様で規定された以外のメッセージ、情報要素等を受信した場合は、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

イ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべきパラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号 Called Party Number	順方向	●	1. 番号種別と番号デジットの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号、番号デジット：A 0 + C ~ K
発番号 Calling Party Number	順方向	●	1. 番号種別と番号デジットの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号 番号デジット：A 0 + C ~ J 又は A 0 + C ~ K
事業者情報 Carrier Information	逆方向	○	1. 事業者情報名と事業者識別コードの設定条件は次のとおりとします。 経路情報転送表示：転送なし 事業者情報名：着事業者情報 事業者識別コード：事業者識別コード
CA情報 Charge Area Information	逆方向	○	1. 情報識別表示と料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：CAコード

			料金区域情報：CAコード
課金情報種別 Charge Information Category	逆方向	二	
課金情報 Charge Information	逆方向	二	

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます ー：設定されません

ウ 技術的条件集別表5に示す接続シーケンスの内、分類4で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは公衆用基地局とデジタル網間のみを規定することとし、端末機器と公衆用基地局間及び、端末機器とデジタル網間については、公衆用基地局とデジタル網間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

項番	発信/着信端末機器種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン
1	PHS 端末機器発信 → アナログ端末機器着信	音声、3.1kHz オートイ	PT-M1
2	PHS 端末機器発信 → ISDN 端末機器着信	音声、3.1kHz オートイ	PT-M2
3	PHS 端末機器発信 (不完了)	音声、3.1kHz オートイ	PT-M13
4	PHS 端末機器発信 (不完了)	6.4 kbit/s 非制限	PT-M14
5	PHS 端末機器発信 (ハンドオーバー)	ー	PT-M11
6	PHS 端末機器発信 (位置登録)	ー	PT-M12

(3) 当社網と直接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は次のとおりとします。

ア 着側網は端末機器等からの応答を受信した場合は、発側網に対し直ちに応答信号を返送します。

イ 本則の通信時間の測定等に規定する当社の電気通信設備が応答信号を受信した時点はANMを受信した時点とします。本則の通信時間の測定

等に規定する当社の電気通信設備が切断信号を受信した時点はRELを受信した時点、又は着信端末機器の切断時のSUSを受信したのちにRELを送信した時点とします。

5 分類5による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。

ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

O A O + C D E + F G H J K
サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

イ 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数はサービス識別番号の1桁目の0を除いた6桁から10桁とします。

ただし有効受信桁数未満の着信番号がタイミングアウトにより送出される場合があります。

(2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間はTTC標準に準拠したPHS公衆用基地局—デジタル網間インタフェース仕様を適用し、技術的条件集別表7に示すとおりとします。

ただし、本仕様で規定された以外のメッセージ、情報要素等を受信した場合は、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

イ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報(課金の観点から特記すべきパラメータのみ記述します。)は、次のとおりとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号 Called Party Number	順方向	●	1. 番号種別と番号デジットの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号、番号デジット：A0+C～K
発番号 Calling Party Number	順方向	●	1. 番号種別と番号デジットの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号 番号デジット：A0+C～J 又は A0+C～K
事業者情報	逆方向	○	1. 事業者情報名と事業者識別コードの設定条件は

Carrier Information			次のとおりとします。 経路情報転送表示：転送なし 事業者情報名：着事業者情報 事業者識別コード：事業者識別コード
CA情報 Charge Area Information	逆方向	○	1. 情報識別表示と料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：CAコード 料金区域情報：CAコード
課金情報種別 Charge Information Category	逆方向	＝	
課金情報 Charge Information	逆方向	＝	

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます ＝：設定されません

ウ 技術的条件集別表5に示す接続シーケンスの内、分類5で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは公衆用基地局とデジタル網間のみを規定することとし、端末機器と公衆用基地局間、及び端末機器とデジタル網間については、公衆用基地局とデジタル網間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	発信／着信端末機器種別	コネクシオンタイプ	シーケンスパターン
1	PHS 端末機器発信 → ISDN 端末機器着信	音声、3.1kHz オディオ	PT-M2
2	PHS 端末機器発信 → ISDN 端末機器着信	64 kbit/s 非制限	PT-M3
3	PHS 端末機器発信 (不完了)	音声、3.1kHz オディオ	PT-M13
4	PHS 端末機器発信 (不完了)	64 kbit/s 非制限	PT-M14
5	PHS 端末機器発信 (ハンドオーバー)	＝	PT-M11
6	PHS 端末機器発信 (位置登録)	＝	PT-M12

(3) 当社網と直接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は第4項(3)の規定を準用します。

6 分類6による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社及び特定端末系事業者に通知することを要します。

ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

$$\begin{array}{ccccccc} \text{O A O} & + & \text{C D} & + & \text{E F G H J} \\ \text{サービス識別番号} & & \text{事業者識別番号} & & \text{加入者番号} \\ \text{O A O} & + & \text{C D E} & + & \text{F G H J K} \\ \text{サービス識別番号} & & \text{事業者識別番号} & & \text{加入者番号} \end{array}$$

イ 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数はサービス識別番号の1桁目の0を除いた9桁から10桁とします。

ただし有効受信桁数未滿の着信番号がタイミングアウトにより送われる場合があります。

ウ 当社網が間接協定事業者網から有効受信桁数外の着信番号を受信した場合は、イの限りではありません。

(2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間はTTC標準に準拠したPHS公衆用基地局-デジタル網間インタフェース仕様を適用し、技術的条件集別表7に示すとおりとします。

ただし、本仕様で規定された以外のメッセージ、情報要素等を受信した場合は、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

イ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報(課金の観点から特記すべきパラメータのみ記述します。)は、次のとおりとします。

呼の方向：当社網→直接協定事業者網

情報名	方向	適用	記事
着番号 Called Party Number	順方向	●	1. 番号種別と番号デジットの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号 番号デジット：A0+C~J 又は A0+C~K
発番号 Calling	順方向	○	1. 番号種別と番号デジットの設定条件は次のとおりとします。

Party Number			<p>(1) 当社および端末系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、番号デジット：A～J</p> <p>(2) 国際系端末機器発信の場合 番号種別：網特有番号または国際番号、番号デジット：n～n (加入者電話番号による) ※ただし、本情報は設定されないことがあります。</p> <p>(3) 携帯・自動車電話系、接続型PHS系、活用型PHS系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、番号デジット：A0+C～K</p> <p>(4) IP電話 (050C～K) 端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、番号デジット：50+C～K</p>
事業者情報 Carrier Information	逆方向	二	
CA情報 Charge Area Information	逆方向	二	
課金情報種別 Charge Information Category	逆方向	二	
課金情報 Charge Information	逆方向	二	

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます ー：設定されません
呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号 Called Party Number	順方向	●	1. 番号種別と番号デジットの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号、番号デジット：A0+C～K
発番号 Calling	順方向	●	1. 番号種別と番号デジットの設定条件は次のとおりとします。

Party Number			番号種別：国内番号 番号ディジット：A0+C～J 又は A0+C～K
事業者情報 Carrier Information	逆方向	○	1. 事業者情報名と事業者識別コードの設定条件は次のとおりとします。 経路情報転送表示：転送なし 事業者情報名：着事業者情報 事業者識別コード：事業者識別コード
CA情報 Charge Area Information	逆方向	○	1. 情報識別表示と料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：CAコード 料金区域情報：CAコード
課金情報種別 Charge Information Category	逆方向	＝	
課金情報 Charge Information	逆方向	＝	

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます ＝：設定されません

ウ 技術的条件集別表5に示す接続シーケンスの内、分類6で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは公衆用基地局とデジタル網間のみを規定することとし、端末機器と公衆用基地局間、及び端末機器とデジタル網間については、公衆用基地局とデジタル網間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

項番	発信／着信端末機器種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン
1	アナログ端末機器発信 → PHS 端末機器着信	音声、3.1kHz オートイ	PT-M6
2	ISDN 端末機器発信 → PHS 端末機器着信	音声、3.1kHz オートイ	PT-M7
3	ISDN 端末機器発信 → PHS 端末機器着信	64 kbit/s 非制限	PT-M8
4	IP 電話網発信 → PHS 端末機器着信	音声、3.1kHz オートイ	PT-M20
5	アナログ端末機器発信 → PHS 端末機器着信	音声、3.1kHz オートイ	PT-M9

	圏外・電源断トーカーの送出		
6	I S D N 端末機器発信 → P H S 端末機器着信 圏外・電源断トーカーの送出	音声、3.1kHz オートイ	P T - M 1 0
7	I P 電話網発信 → P H S 端末機器着信 圏外・電源断トーカーの送出	音声、3.1kHz オートイ	P T - M 2 1
8	P H S 端末機器発信 (ハン ドオーバー)	二	P T - M 1 1
9	P H S 端末機器発信 (位置 登録)	二	P T - M 1 2

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	発信/着信端末機器種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン
1	P H S 端末機器発信 → I S D N 端末機器着信	音声、3.1kHz オートイ	P T - M 2
2	P H S 端末機器発信 → I S D N 端末機器着信	6 4 kbit/s 非制限	P T - M 3
3	P H S 端末機器発信 (不完 了)	音声、3.1kHz オートイ	P T - M 1 3
4	P H S 端末機器発信 (不完 了)	6 4 kbit/s 非制限	P T - M 1 4
5	P H S 端末機器発信 (ハン ドオーバー)	二	P T - M 1 1
6	P H S 端末機器発信 (位置 登録)	二	P T - M 1 2

当社網と直接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は次のとおりと
します。

ア 着側網は端末機器等からの応答を受信した場合は、発側網に対し直ちに
応答信号を返送します。

イ 本則の通信時間の測定等に規定する当社の電気通信設備が応答信号を
受信した時点はANMを受信した時点又はCONNを受信した時点とし
ます。本則の通信時間の測定等に規定する当社の電気通信設備が切断信
号を受信した時点はRELを受信した時点、DISCを受信した時点又
は着信端末機器の切断時のSUSを受信したのちにRELを送信した時
点とします。

7 分類8による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電話通信番号は電気通信番号規則を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を通知することを要します。

ア 当社網と直接協定事業者網間での基本接続（電話系付加サービスの番号によらず、付加的な機能及び付帯するサービスに関わる電気通信役務が提供される場合を除きます。）において使用される接続番号の構成は次のとおりとします。

$0091N1N2 + X \sim X$
事業者識別番号 国際公衆電気通信番号等

当社網と直接協定事業者網で転送する上記の着信番号の有効受信桁数は8桁から26桁とします。

ただし有効受信桁数未満の着信番号がタイミングアウトにより送出される場合があります。

イ 当社網と直接協定事業者網での基本接続以外の接続において使用される接続番号構成は次のとおりとします。

$0091N1N2 + X \sim X + (\beta 1 \sim \beta n)$
事業者識別番号 サービスコード

(ア) 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数は事業者識別番号からサービスコードまでの7桁から26桁とします。

ただし、有効受信桁数未満の着信番号がタイミングアウトにより送出される場合があります。

(イ) $\beta 1 \sim \beta n$ は当社網から公衆用基地局へ接続後、直接協定事業者網からのSDTや音声ガイダンス等に従い加入契約者がPB信号により送出するものとし、その情報内容や送出桁数等については当社は関与しません。

(2) 当社網と直接協定事業者網間での使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間はTTC標準に準拠したPHS公衆用基地局ーデジタル網間インタフェース仕様を適用し、技術的条件集別表7に示すとおりとします。

ただし、本仕様で規定された以外のメッセージ、情報要素等を受信した場合は、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

イ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべきパラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号 Called Party Number	順方向	●	1. 番号種別と番号デジットの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：網特有番号、番号デジット：0091 N1N2+X~X
発番号 Calling Party Number	順方向	●	1. 番号種別と番号デジットの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号 番号デジット：A0+C~J 又は A0+C~K
事業者情報 Carrier Information	逆方向	○	1. 事業者情報名と事業者識別コードの設定条件は次のとおりとします。 経路情報転送表示：転送なし 事業者情報名：着事業者情報 事業者識別コード：事業者識別コード
CA情報 Charge Area Information	逆方向	○	1. 情報識別表示と料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：CAコード 料金区域情報：CAコード
課金情報種別 Charge Information Category	逆方向	二	
課金情報 Charge Information	逆方向	二	

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます 二：設定されません

ウ 技術的条件集別表5に示す接続シーケンスの内、分類8で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは公衆用基地局とデジタル網間のみを規定することとし、端末機器と公衆用基地局間及び、端末機器とデジタル網間については、公衆用基地局とデジタル網間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	発信／着信端末機器種別	コネクショントイプ	シーケンスパターン
----	-------------	-----------	-----------

1	PHS 端末機器発信 → ア ナログ端末機器着信	音声、3.1kHz オートイコ	PT-M1
2	PHS 端末機器発信 → I SDN 端末機器着信	音声、3.1kHz オートイコ	PT-M2
3	PHS 端末機器発信 → I P 電話網着信	音声、3.1kHz オートイコ	PT-M19
4	PHS 端末機器発信 (不完 了)	音声、3.1kHz オートイコ	PT-M13
5	PHS 端末機器発信 (ハン ドオーバー)	二	PT-M11
6	PHS 端末機器発信 (位置 登録)	二	PT-M12

8 分類9による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。

ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

0 5 0 + C D E F + G H J K

サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

イ 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数はサービス識別番号の1桁目の0を除いた最大10桁とします。

ただし有効受信桁数未満の着信番号がタイミングアウトにより送出される場合があります。

(2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間はTTC標準に準拠したPHS公衆用基地局—デジタル網間インタフェース仕様を適用し、技術的条件集別表7に示すとおりとします。

ただし、本仕様で規定された以外のメッセージ、情報要素等を受信した場合は、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

イ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報(課金の観点から特記すべきパラメータのみ記述します。)は、次のとおりとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号 Called Party Number	順方向	●	1. 番号種別と番号ディジットの設定条件は次のとおりと します。 番号種別：国内番号、番号ディジット：50+C~K
発番号 Calling Party Number	順方向	●	1. 番号種別と番号ディジットの設定条件は次のとおりと します。 番号種別：国内番号 番号ディジット：A0+C~J 又は A0+C~K
事業者情報 Carrier Information	逆方向	○	1. 事業者情報名と事業者識別コードの設定条件は次 のとおりとします。 経路情報転送表示：転送なし 事業者情報名：着事業者情報 事業者識別コード：事業者識別コード
CA情報 Charge Area Information	逆方向	○	1. 情報識別表示と料金区域情報の設定条件は次のと おりとします。 情報識別表示：CAコード 料金区域情報：CAコード
課金情報種別 Charge Information Category	逆方向	二	
課金情報 Charge Information	逆方向	二	

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます 二：設定されません

ウ 技術的条件集別表5に示す接続シーケンスの内、分類9で規定する接
続シーケンスの一覧は次のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは公衆用基地局とデジタル網間のみを規定す
ることとし、端末機器と公衆用基地局間、及びデジタル網と着側網に
ついては、公衆用基地局とデジタル網間の接続シーケンスの解釈を補
助する位置づけとし、規定しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	発信／着信端末機器種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン
1	PHS 端末機器発信 → I P 電話網着信	音声、3.1kHz オフデイト	PT-M19

2	PHS 端末機器発信 (完了)	音声、3.1kHz オーディオ	PT-M13
3	PHS 端末機器発信 (ハンドオーバー)	二	PT-M11
4	PHS 端末機器発信 (位置登録)	二	PT-M12

(3) 当社網と直接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は第3項(3)の規定を準用します。

9 警察接続機能及び消防接続機能への接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)を準用することとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

110

緊急・公共的なサービス(警察)に利用する番号

119

緊急・公共的なサービス(消防)に利用する番号

イ 直接協定事業者網から当社網へ転送される着信番号の有効受信桁数は3桁とします。

(2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間はTTC標準に準拠したPHS公衆用基地局-デジタル網間インタフェース仕様を適用し、技術的条件集別表7に示すとおりとします。

ただし、本仕様で規定された以外のメッセージ、情報要素等を受信した場合は、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

イ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報(課金の観点から特記すべきパラメータのみ記述します。)は、次のとおりとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号 Called Party Number	順方向	●	1. 番号種別と番号デジットの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：網特有番号、番号デジット：110 / 119
発番号 Calling Party	順方向	●	1. 番号種別と番号デジットの設定条件は次のとおりとします。

Number			番号種別：国内番号 番号ディジット：A0+C～J 又は A0+C ～K
事業者情報 Carrier Information	逆方向	○	1. 事業者情報名と事業者識別コードの設定条件は次のとおりとします。 経路情報転送表示：転送なし 事業者情報名：着事業者情報 事業者識別コード：事業者識別コード
CA情報 Charge Area Information	逆方向	○	1. 情報識別表示と料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：CAコード 料金区域情報：CAコード
課金情報種別 Charge Information Category	逆方向	＝	
課金情報 Charge Information	逆方向	＝	

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます ー：設定されません

ウ 技術的条件集別表5に示す接続シーケンスの内、警察接続機能及び消防接続機能への接続で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは公衆用基地局とデジタル網間のみを規定することとし、端末機器と公衆用基地局間、及び端末機器とデジタル網間については、公衆用基地局とデジタル網間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

項番	発信／着信端末機器種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン
1	PHS 端末機器発信 → 受付台	音声、3.1kHz オート	PT-M1
2	PHS 端末機器発信 (ハ ンドオーバー)	＝	PT-M11
3	PHS 端末機器発信 (位 置登録)	＝	PT-M12

10 番号案内サービス接続機能への接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）を準用することとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

104

オペレータサービス(番号案内[各事業者の網内番号を中心とするサービス])に利用する番号

イ 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数は3桁とします。

(2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間はTTC標準に準拠したPHS公衆用基地局-デジタル網間インタフェース仕様を適用し、技術的条件集別表7に示すとおりとします。

ただし、本仕様で規定された以外のメッセージ、情報要素等を受信した場合は、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

イ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべきパラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号 Called Party Number	順方向	●	1. 番号種別と番号デジットの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：網特有番号、番号デジット：104
発番号 Calling Party Number	順方向	●	1. 番号種別と番号デジットの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号 番号デジット：A0+C～J 又は A0+C～K
事業者情報 Carrier Information	逆方向	○	1. 事業者情報名と事業者識別コードの設定条件は次のとおりとします。 経路情報転送表示：転送なし 事業者情報名：着事業者情報 事業者識別コード：事業者識別コード
CA情報 Charge Area Information	逆方向	○	1. 情報識別表示と料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：CAコード 料金区域情報：CAコード

課金情報種別 Charge Information Category	逆方向	○	1. 課金情報種別の設定条件は次のとおりとします。 (1) 活用型PHS系端末機器発信の場合 課金情報種別：事業者間相互接続柔軟課金
課金情報 Charge Information	逆方向	○	1. 課金情報の設定条件は次のとおりとします。 (1) 活用型PHS系端末機器発信の場合 信号要素種別：起動 オペレーションクラス：クラス1（報告なし） オペレーション種別：即時課金指示 課金者識別：発信者課金 料金収集方法：加入者請求ー正常 料金／レート表示：料金／レート情報なし

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます ー：設定されません

ウ 別表5に示す接続シーケンスの内、番号案内サービス接続機能への接続で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは公衆用基地局とデジタル網間のみを規定することとし、端末機器と公衆用基地局間及び、端末機器とデジタル網間については、公衆用基地局とデジタル網間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	発信／着信端末機器種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン
1	PHS 端末機器発信 → 案内台	音声、3.1kHz オペイ	PT-M16
2	PHS 端末機器発信 → 案内台 (ガイダンス)	音声、3.1kHz オペイ	PT-M17
3	PHS 端末機器発信 (完了)	音声、3.1kHz オペイ	PT-M13
4	PHS 端末機器発信 (ハンドオーバー)	ー	PT-M11
5	PHS 端末機器発信 (位置登録)	ー	PT-M12

(3) 当社網と直接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は次のとおりとします。

ア 当社網からCONNを直接協定事業者網に返送します。

イ 本則の通信時間の測定等に規定する課金信号を送信した時点とは1電話番号を案内する毎に当社網からFACILITYを送信した時点とします。

ウ 1通話における最大案内回数は15回とします。

11 災害時伝言ダイヤル接続機能への接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

171

網サービスの選択・制御(災害対策用連絡)に利用する番号

イ 直接協定事業者網から当社網へ転送される着信番号の有効受信桁数は3桁とします。

ウ 接続後、当社網からの音声ガイダンス等に従い直接協定事業者網からPB信号により送出する情報内容や送出桁数等については、次のとおりとします。

171ダイヤル後のインチャネル追加ダイヤル手順と、当社網からの音声ガイダンス等に従い直接協定事業者網からPB信号により投入される番号の条件は次のとおりとします。

操作内容	ダイヤル手順(注)
伝言録音	(171)●処理識別コード(1) ●BOX番号(0A~J)
伝言再生	(171)●処理識別コード(2) ●BOX番号(0A~J)
暗証番号有り伝言録音	(171)●処理識別コード(3) ●暗証番号(XXXX)●BOX番号(0A~J)
暗証番号有り伝言再生	(171)●処理識別コード(4) ●暗証番号(XXXX)●BOX番号(0A~J)

凡例 ●：当社網からの音声ガイダンスを示します。

注一 協定事業者網から投入する番号の条件は次のとおりとします。

処理識別コード：1(伝言登録)、2(伝言再生)、3(暗証番号有り伝言録音)、4(暗証番号有り伝言再生)

暗証番号：XXXX(0~9までの任意の数字による4桁の番号)

BOX番号：被災地の電話番号(端末系番号(0A~J))

(2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間はTTC標準に準拠したPHS公衆用基地局ーデジタル網間インタフェース仕様を適用し、技術的条件集別表7に示すとおりとします。

ただし、本仕様で規定された以外のメッセージ、情報要素等を受信した場合は、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

イ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべきパラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号 Called Party Number	順方向	●	1. 番号種別と番号ディジットの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：網特有番号、番号ディジット：171
発番号 Calling Party Number	順方向	●	1. 番号種別と番号ディジットの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号 番号ディジット：A0+C～J 又は A0+C～K
事業者情報 Carrier Information	逆方向	○	1. 事業者情報名と事業者識別コードの設定条件は次のとおりとします。 経路情報転送表示：転送なし 事業者情報名：着事業者情報 事業者識別コード：事業者識別コード
CA情報 Charge Area Information	逆方向	○	1. 情報識別表示と料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：CAコード 料金区域情報：CAコード
課金情報種別 Charge Information Category	逆方向	＝	
課金情報 Charge Information	逆方向	＝	

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます ＝：設定されません

ウ 技術的条件集別表5に示す接続シーケンスの内、災害時伝言ダイヤル接続機能への接続で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは公衆用基地局とデジタル網間のみを規定することとし、端末機器と公衆用基地局間及び、端末機器とデジタル

網間については、公衆用基地局とデジタル網間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	発信／着信端末機器種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン
1	PHS 端末機器発信 → 音声蓄積装置	音声、3.1kHz オディオ	PT-M15
2	PHS 端末機器発信（完了）	音声、3.1kHz オディオ	PT-M13
3	PHS 端末機器発信（ハンドオーバ）	—	PT-M11
4	PHS 端末機器発信（位置登録）	—	PT-M12

(3) 当社網と直接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は第3項(3)の規定を準用します。

12 気象情報提供機能への接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

177

網内情報提供サービス（天気予報）に利用する番号

イ 直接協定事業者網から当社網へ転送される着信番号の有効受信桁数は3桁とします。

(2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間はTTC標準に準拠したPHS公衆用基地局-デジタル網間インタフェース仕様を適用し、技術的条件集別表7に示すとおりとします。

ただし、本仕様で規定された以外のメッセージ、情報要素等を受信した場合は、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

イ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべきパラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
-----	----	----	----

着番号 Called Party Number	順方向	●	1. 番号種別と番号ディジットの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：網特有番号、番号ディジット：177
発番号 Calling Party Number	順方向	●	1. 番号種別と番号ディジットの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号 番号ディジット：A0+C～J 又は A0+C～K
事業者情報 Carrier Information	逆方向	○	1. 事業者情報名と事業者識別コードの設定条件は次のとおりとします。 経路情報転送表示：転送なし 事業者情報名：着事業者情報 事業者識別コード：事業者識別コード
CA情報 Charge Area Information	逆方向	○	1. 情報識別表示と料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：CAコード 料金区域情報：CAコード
課金情報種別 Charge Information Category	逆方向	＝	
課金情報 Charge Information	逆方向	＝	

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます ＝：設定されません

ウ 別表5に示す接続シーケンスの内、気象情報提供機能への接続で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは公衆用基地局とデジタル網間のみを規定することとし、端末機器と公衆用基地局間及び、端末機器とデジタル網間については、公衆用基地局とデジタル網間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	発信／着信端末機器種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン
1	PHS 端末機器発信 → 音源装置	音声、3.1kHz オディオ	PT-M1 PT-M2

2	PHS 端末機器発信 (不完了)	音声、3.1kHz オデーイ	PT-M13
3	PHS 端末機器発信 (ハンドオーバ)	二	PT-M11
4	PHS 端末機器発信 (位置登録)	二	PT-M12

(3) 当社網と直接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は第3項(3)の規定を準用します。

13 機能メニュー接続機能への接続方式は次のとおりとします。ただし、番号ポータビリティ接続機能により第14項のフリーダイヤル接続機能への接続となる場合があります。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。

ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします

0 A B 0 + D E F + G H J (K)

サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

当社網と直接協定事業者網間で転送する上記の着信番号の有効受信桁数はサービス識別番号の1桁目の0を除いた9桁から10桁とします。

0 A 0 + C D E + F G H J K

サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

当社網と直接協定事業者網間で転送する上記の着信番号の有効受信桁数はサービス識別番号の1桁目の0を除いた6桁から10桁とします。

0 0 X Y + X 1 X 2 ~ X n

事業者識別番号 サービスコード

当社網と直接協定事業者網間で転送する上記の着信番号の有効受信桁数は5桁から16桁とします。

ただし有効受信桁数未満の着信番号がタイミングアウトにより送出不される場合があります。

イ 当社網と直接協定事業者網間で使用する番号ポータビリティ接続機能への接続番号構成は次のとおりとします。

0120 + DEF + GHJ
 サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

当社網と直接協定事業者網間で転送する上記の着信番号の有効受信桁数はサービス識別番号の1桁目の0を除いた9桁とします。

0800 + DEF + GHJK
 サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

当社網と直接協定事業者網間で転送する上記の着信番号の有効受信桁数はサービス識別番号の1桁目の0を除いた10桁とします。

(2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間はTTC標準に準拠したPHS公衆用基地局—デジタル網間インタフェース仕様を適用し、技術的条件集別表7に示すとおりとします。

ただし、本仕様で規定された以外のメッセージ、情報要素等を受信した場合は、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

イ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべきパラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号 Called Party Number	順方向	●	1. 番号種別と番号ディジットの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号、 番号ディジット：AB0+D～J（K）又はA0+C～K 番号種別：網特有番号、番号ディジット：00XY+X～X
発番号 Calling Party Number	順方向	●	1. 番号種別と番号ディジットの設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号 番号ディジット：A0+C～K

事業者情報 Carrier Information	逆方向	○	2. 事業者情報名と事業者識別コードの設定条件は次のとおりとします。 経由情報転送表示：転送なし 事業者情報名：着事業者情報 事業者識別コード：事業者識別コード
CA情報 Charge Area Information	逆方向	○	1. 情報識別表示と料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：CAコード 料金区域情報：CAコード 2. 国際系端末機器への接続時、本情報は設定されません。
課金情報種別 Charge Information Category	逆方向	＝	
課金情報 Charge Information	逆方向	＝	

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます －：設定されません

ウ 技術的条件集別表5に示す接続シーケンスの内、加入者交換機機能メニュー接続機能への接続で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは公衆用基地局とデジタル網間のみを規定することとし、端末機器と公衆用基地局間及び、端末機器とデジタル網間については、公衆用基地局とデジタル網間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	発信／着信端末機器種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン
1	PHS 端末機器発信 → アナログ端末機器着信	音声、3.1kHz オデーイ	PT-M1 PT-M5
2	PHS 端末機器発信 → ISDN 端末機器着信	音声、3.1kHz オデーイ	PT-M2 PT-M18
3	PHS 端末機器発信 → ISDN 端末機器着信	64 kbit/s 非制限	PT-M3

4	<u>PHS 端末機器発信 (不完了)</u>	<u>音声、3.1kHz オーディオ</u>	<u>PT-M13</u>
5	<u>PHS 端末機器発信 (不完了)</u>	<u>64 kbit/s 非制限</u>	<u>PT-M14</u>
6	<u>PHS 端末機器発信 (ハンドオーバー)</u>	<u>二</u>	<u>PT-M11</u>
7	<u>PHS 端末機器発信 (位置登録)</u>	<u>二</u>	<u>PT-M12</u>

(活用型 PHS 特有機能)

第 6 条 活用型 PHS 特有機能は技術的条件集別表 8 に示すとおりとします。

(その他接続に必要な事項)

第 7 条 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第 6 条 削除

第 7 条 削除

第2節 形態1-2

(網構成)

第8条 (略)

(接続方式)

第9条 (略)

2 (略)

3 警察接続機能及び消防接続機能への接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第5条(接続方式)第9項(1)の規定を準用します。

(2)～(4) (略)

4 番号案内サービス接続機能への接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第5条(接続方式)第10項(1)の規定を準用します。

(2)～(4) (略)

5 分類2による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第5条(接続方式)第2項(1)の規定を準用します。

第2節 形態1-2

(網構成)

第8条 (略)

(接続方式)

第9条 (略)

2 (略)

3 警察接続機能及び消防接続機能への接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)を準用することとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

110

緊急・公共的なサービス(警察)に利用する番号

119

緊急・公共的なサービス(消防)に利用する番号

イ 直接協定事業者網から当社網へ転送される着信番号の有効受信桁数は3桁とします。

(2)～(4) (略)

4 番号案内サービス接続機能への接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)を準用することとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

104

オペレータサービス(番号案内[各事業者の網内番号を中心とするサービス])に利用する番号

イ 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数は3桁とします。

(2)～(4) (略)

5 分類2による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。

ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

00X(Y) + X～X

(2) ~ (4) (略)
(その他接続に必要な事項)

第10条 その他接続に必要な事項については第7条(その他接続に必要な事項)の規定を準用します。

事業者識別番号 国際公衆電気通信番号等(010から始まる番号も含む)

さらに接続番号を次のとおりに区分します。

(ア) 00XY₁系: 00XYに続き国際公衆電気通信番号等が存在する接続番号

(イ) 00XY₄系: 00XYに続き国際公衆電気通信番号等が存在しない接続番号

(ウ) その他: (ア) (イ)のうち当社が指定する接続番号

イ 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数は4桁から26桁とします。

ただし有効受信桁数未満の着信番号がタイミングアウトにより送出される場合があります。

(2) ~ (4) (略)

(その他接続に必要な事項)

第10条 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第3節 形態1—3

(網構成)

第11条 (略)

(接続方式)

第12条 (略)

2 (略)

3 警察接続機能及び消防接続機能への接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第5条(接続方式)第9項(1)の規定を準用します。

(2)～(4) (略)

4 (略)

(その他接続に必要な事項)

第13条 その他接続に必要な事項については第7条(その他接続に必要な事項)の規定を準用します。

第3節 形態1—3

(網構成)

第11条 (略)

(接続方式)

第12条 (略)

2 (略)

3 警察接続機能及び消防接続機能への接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第9条(接続方式)第3項(1)の規定を準用します。

(2)～(4) (略)

4 (略)

(その他接続に必要な事項)

第13条 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第4節 形態1－4

(網構成)

第14条 (略)

(インタフェース仕様)

第15条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第16条 その他接続に必要な事項については第7条(その他接続に必要な事項)の規定を準用します。

第4節 形態1－4

(網構成)

第14条 (略)

(インタフェース仕様)

第15条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第16条 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第4節の2 形態1-5

(網構成)

第16条の2 (略)

(インタフェース仕様)

第16条の3 (略)

(その他の接続点に必要な事項)

第16条の4 その他接続に必要な事項については第7条(その他の接続に必要な事項)の規定を準用します。

第4節の2 形態1-5

(網構成)

第16条の2 (略)

(インタフェース仕様)

第16条の3 (略)

(その他接続に必要な事項)

第16条の4 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第4節の3 形態1-6

(網構成)

第16条の5 (略)

(インタフェース仕様)

第16条の6 (略)

(その他接続に必要な事項)

第16条の7 その他接続に必要な事項については第7条(その他の接続に必要な事項)の規定を準用します。

第4節の3 形態1-6

(網構成)

第16条の5 (略)

(インタフェース仕様)

第16条の6 (略)

(その他接続に必要な事項)

第16条の7 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第4節の4 形態1－7

(網構成)

第16条の8 (略)

(インタフェース仕様)

第16条の9 (略)

(その他接続に必要な事項)

第16条の10 その他接続に必要な事項は第7条(その他接続に必要な事項)の規定を準用します。

第4節の4 形態1－7

(網構成)

第16条の8 (略)

(インタフェース仕様)

第16条の9 (略)

(その他接続に必要な事項)

第16条の10 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第4節の5 形態1－8
(網構成)

第16条の11 (略)
(インタフェース仕様)

第16条の12 (略)
(その他接続に必要な事項)

第16条の13 その他接続に必要な事項については第7条(その他接続に必要な事項)の規定を準用します。

第4節の5 形態1－8
(網構成)

第16条の11 (略)
(インタフェース仕様)

第16条の12 (略)
(その他接続に必要な事項)

第16条の13 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第4節の6 形態1-9

(網構成)

第16条の14 (略)

(接続方式)

第16条の15 番号案内サービス接続機能への接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第5条(接続方式)第10項(1)の規定を準用します。

(2)～(4) (略)

(その他接続に必要な事項)

第16条の16 その他接続に必要な事項については第7条(その他接続に必要な事項)の規定を準用します。

第4節の6 形態1-9

(網構成)

第16条の14 (略)

(接続方式)

第16条の15 番号案内サービス接続機能への接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第9条(接続方式)第4項(1)の規定を準用します。

(2)～(4) (略)

(その他接続に必要な事項)

第16条の16 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第5節の3 形態2-3

(網構成)

第19条の5 (略)

(インタフェース仕様)

第19条の6 (略)

(その他接続に必要な事項)

第19条の7 その他接続に必要な事項については第7条(その他接続に必要な事項)の規定を準用します。

第5節の3 形態2-3

(網構成)

第19条の5 (略)

(インタフェース仕様)

第19条の6 (略)

(その他接続に必要な事項)

第19条の7 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第5節の4 形態2-4

(網構成)

第19条の8 (略)

(インタフェース仕様)

第19条の9 (略)

(その他接続に必要な事項)

第19条の10 その他接続に必要な事項については第7条(その他接続に必要な事項)の規定を準用します。

第5節の4 形態2-4

(網構成)

第19条の8 (略)

(インタフェース仕様)

第19条の9 (略)

(その他接続に必要な事項)

第19条の10 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第7節 形態3-2

(網構成)

第26条 (略)

(接続方式)

第27条 (略)

2 分類4による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第5条(接続方式)第4項(1)の規定を準用します。

ただし、試験番号については本項(4)の規定を準用します。

- (2)～(4) (略)

(伝送装置間インタフェース仕様)

第28条 (略)

(網同期クロックインタフェース仕様)

第29条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第30条 その他接続に必要な事項については第7条(その他接続に必要な事項)の規定を準用します。

第7節 形態3-2

(網構成)

第26条 (略)

(接続方式)

第27条 (略)

2 分類4による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。

ア 直接協定事業者が提供するサービスに関わる制御呼(以下「サービス制御呼」といいます。)を除いて、当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

0 A 0 + C D E + F G H J K

サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

イ 当社網と直接協定事業者網間で使用するサービス制御呼に関わる接続番号構成は次のとおりとします。

0 A 0 + C D E + 1 4 0 (X)

0 A 0 + C D E + 1 4 1 (X)

0 A 0 + C D E + 1 4 2 (X)

0 A 0 + C D E + 1 4 3 (X)

0 A 0 + C D E + 1 6 1 (X)

0 A 0 + C D E + 1 8 1 (X)

ウ 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数はサービス識別番号の1桁目の0を除いた8桁から10桁とします。

ただし有効受信桁数未満の着信番号がタイミングアウトにより送出される場合があります。

ただし、試験番号については本項(4)の規定を準用します。

- (2)～(4) (略)

(伝送装置間インタフェース仕様)

第28条 (略)

(網同期クロックインタフェース仕様)

第29条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第30条 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第11節 形態4-3

(網構成)

第49条 (略)

(接続方式)

第50条 分類3による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第5条(接続方式)第3項(1)の規定を準用します。

ただし試験番号については本項(4)に規定します。

- (2)～(4) (略)

2 分類4による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第5条(接続方式)第4項(1)の規定を準用します。

ただし、試験番号は本項(4)に規定します。

また、当社網が間接協定事業者網から有効受信桁数外の着信番号を受信した場合は、当社網から直接協定事業者網へ有効な受信桁数外の着信番号を転送する場合があります。

- (2) (略)

ア、イ (略)

ウ I S U P仕様は、技術的条件集別表4をベースドキュメントとし、分類4で設定する次の表で示す事項を含んだものとします。なお、次の表の項番は、技術的条件集別表4のNTT-Q763に対応していますが、パラメータの項番(3. I S D Nユーザ部のパラメータに規定する項番とします。)の内で規定のない項番については、使用しないこととします。

ただし、当社が中継接続を行う多数事業者間接続において、本I S U P仕様で規定されていないメッセージ、パラメータ、パラメータ情報要素等を当社網が間接協定事業者網より受信した場合、それらを直接協定事業

第11節 形態4-3

(網構成)

第49条 (略)

(接続方式)

第50条 分類3による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。

ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

0 + ABCDE + FGHIJ
国内プレフィックス 市外局番+市内局番 加入者番号

イ 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数は国内プレフィックスを除いた4桁から9桁とします。

ただし有効受信桁数未滿の着信番号がタイミングアウトにより送られる場合があります。

ただし試験番号については本項(4)に規定します。

- (2)～(4) (略)

2 分類4による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

- (1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第27条(接続方式)第2項(1)の規定を準用します。

ただし、試験番号は本項(4)に規定します。

また、当社網が間接協定事業者網から有効受信桁数外の着信番号を受信した場合は、当社網から直接協定事業者網へ有効な受信桁数外の着信番号を転送する場合があります。

- (2) (略)

ア、イ (略)

ウ I S U P仕様は、技術的条件集別表4をベースドキュメントとし、分類4で設定する次の表で示す事項を含んだものとします。なお、次の表の項番は、技術的条件集別表4のNTT-Q763に対応していますが、パラメータの項番(3. I S D Nユーザ部のパラメータに規定する項番とします。)の内で規定のない項番については、使用しないこととします。

ただし、当社が中継接続を行う多数事業者間接続において、本I S U P仕様で規定されていないメッセージ、パラメータ、パラメータ情報要素等を当社網が間接協定事業者網より受信した場合、それらを直接協定事業

者網に対して透過中継することがあります。この場合と当社網が直接協定事業者網から本 I S U P 仕様で規定された以外のメッセージ、パラメータ、パラメータ情報要素等を受信した場合、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

呼の方向：当社網→直接協定事業者網

項番	項目	仕様	記事
(略)	(略)	(略)	(略)

- 注 1：当社端末機器発信時のみ“00001001”、“00001111”を使用します。
 注 2：当社端末機器発信時のみ“10”を使用します。
 注 3：活应用型 P H S 系及び接続型 P H S 系端末機器発信時は“1”を使用します。
 注 4：活应用型 P H S 系及び接続型 P H S 系端末機器発信時は使用しません。
 注 5：C Q M については当社網→直接協定事業者網方向では 0～29 を使用します。
 注 6：活应用型 P H S 系及び接続型 P H S 系端末機器発信時は、信号の向きが順方向の中断／再開表示パラメータを使用しません。
 注 7：当社端末機器発信時及び活应用型 P H S 系端末機器発信時のみ“0000011”を使用します。
 注 8：活应用型 P H S 系及び接続型 P H S 系端末機器発信時は、信号の向きが順方向の S U S / R E S を使用しません。

エ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべき I S U P パラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。なお、事業者情報転送の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

呼の方向：当社網→直接協定事業者網

情報名	方向	適用	記事
着番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号、アドレス情報：A 0 + C ~ K
発番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとする。 (1) 当社及び端末系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：A ~ J (2) <u>活应用型 P H S 系及び接続型 P H S 系</u> 端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：A 0 + C ~ K
(略)	(略)	(略)	(略)

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます -：設定されません

者網に対して透過中継することがあります。この場合と当社網が直接協定事業者網から本 I S U P 仕様で規定された以外のメッセージ、パラメータ、パラメータ情報要素等を受信した場合、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

呼の方向：当社網→直接協定事業者網

項番	項目	仕様	記事
(略)	(略)	(略)	(略)

- 注 1：当社端末機器発信時のみ“00001001”、“00001111”を使用します。
 注 2：当社端末機器発信時のみ“10”を使用します。
 注 3：P H S 系端末機器発信時は“1”を使用します。
 注 4：P H S 系端末機器発信時は使用しません。
 注 5：C Q M については当社網→直接協定事業者網方向では 0～29 を使用します。
 注 6：P H S 系端末機器発信時は、信号の向きが順方向の中断／再開表示パラメータを使用しません。
 注 7：当社端末機器発信時のみ“0000011”を使用します。

注 8：P H S 系端末機器発信時は、信号の向きが順方向の S U S / R E S を使用しません。

エ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべき I S U P パラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。なお、事業者情報転送の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

呼の方向：当社網→直接協定事業者網

情報名	方向	適用	記事
着番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号、アドレス情報：A 0 + C ~ K
発番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとする。 (1) 当社及び端末系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：A ~ J (2) P H S 系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：A 0 + C ~ K
(略)	(略)	(略)	(略)

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます -：設定されません

3 分類5による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第5条(接続方式)第5項(1)ア及びイの規定を準用します。

ただし試験番号については(4)に規定します。

(2)～(4) (略)

4 分類6による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第5条(接続方式)第6項(1)ア及びイの規定を準用します。

ただし試験番号については(4)に規定します。

(2) 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、TTC標準に準拠したNo.7信号方式を適用します。

イ MTP仕様は、技術的条件集別表3に示すとおりとします。

ウ ISUP仕様は、技術的条件集別表4をベースドキュメントとし、分類6で設定する次の表で示す事項を含んだものとします。なお、次の表の項番は、技術的条件集別表4のNTT-Q763に対応していますが、パラメータの項番(3. ISDNユーザ部のパラメータに規定する項番とします。)の内で規定のない項番については、使用しないこととします。

ただし、当社が中継接続を行う多数事業者間接続において、本ISUP仕様で規定されていないメッセージ、パラメータ、パラメータ情報要素等を当社網が間接協定事業者網より受信した場合、それらを直接協定事業者網に対して透過中継することがあります。この場合と当社網が直接協定事業者網から本ISUP仕様で規定された以外のメッセージ、パラメータ、パラメータ情報要素等を受信した場合、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

3 分類5による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。

ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

0 A O + C D E + F G H J K
サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

イ 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数はサービス識別番号の1桁目の0を除いた6桁から10桁とします。

ただし有効受信桁数未滿の着信番号がタイミングアウトにより送出される場合があります。

ただし試験番号については(4)に規定します。

(2)～(4) (略)

4 削除

項番	項 目	仕 様	記事
1.	概要	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
1.0	本標準の範囲、参考文献、定義、 略語		
1.0.1	本標準の範囲		
1.0.2	参考文献		
1.0.3	用語と定義		
1.0.4	略語		
1.0.5	コーディング原則の概要		
1.1	ルーチングラベル		
1.2	回線番号	C I C 設定フィールドは13ビットと します	
1.3	メッセージ種別	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
1.4	フォーマッティングの原則		
1.5	固定長必須部		
1.6	可変長必須部		
1.7	オプション部		
1.8	オプションパラメータの終了 表示 オクテット		
1.9	送出順序		
1.10	予備ビットのコーディング		
1.11	国内用信号種別とパラメータ		
1.12	メッセージ種別コードとパラ メータコードの割当		
1.13	「予備」コードと「留保」コ ードの意味		
2.	パラメータのコード		
2.1	メッセージ種別のコード	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
2.2	長さ表示のコーディング		
2.3	ポインタのコーディング		
3.	I S D N ユーザ部のパラメ ータ		

3.1	<u>パラメータ名</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと	
3.3	<u>アクセス転送</u>	します	
3.5	<u>逆方向呼表示</u>		
	<u>BA：課金表示</u>	ACMでは技術的条件集別表 4 に示すとおりとします ANMでは“01, 10”を使用します	
	<u>DC：着ユーザ状態表示 (CLS)</u>	ACMでは“00”を使用します ANMでは“00, 01”を使用します	
	<u>FE：着ユーザ種別表示</u>	“00, 01”を使用します	
	<u>HG：エンド・エンド法表示</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
	<u>I：相互接続表示</u>		
	<u>J：エンド・エンド情報表示</u>		
	<u>K：ISUP1リンク表示</u>		
	<u>L：保留表示</u>		
	<u>M：ISDNアクセス表示 (IAI)</u>	“1”を使用します	
	<u>N：エコー制御装置表示</u>	“0”を使用します	
	<u>P0：SCCP法表示</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
3.9	<u>着番号</u>		
	<u>a) 奇数／偶数表示</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
	<u>b) 番号種別表示</u>	“0000011”を使用します	
	<u>c) 網内番号表示 (INN表示)</u>	“0”を使用します	
	<u>d) 番号計画表示</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
	<u>e) アドレス情報</u>		
	<u>f) フィラー</u>		
3.10	<u>発番号</u>		
	<u>a) 奇数／偶数表示</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりとします	
	<u>b) 番号種別表示</u>	“0000011”を使用します	
	<u>c) 発番号不完全表示 (NI)</u>	“0”を使用します	
	<u>d) 番号計画表示</u>	技術的条件集別表 4 に示すとおりと	

		します	
	e)表示識別	“00, 01” を使用します	
	f)網検証識別	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
	g)アドレス情報		
	h)フィルター		
3.11	発ユーザ種別	“00001010, 00001011, 00001101, 00001111” を使用します	
3.12	理由表示		
	a)拡張表示	“1” を使用します	
	b)コーディング標準	“00” を使用します	
	c)生成源	“0000, 0011, 0100, 0101, 1010” を 使用します	
	e)理由種別	“0000001, 0000010, 0000011, 0000100 0000101, 0010000, 0010001, 0010010 0010011, 0010100, 0010101, 0010110 0011011, 0011100, 0011101, 0011111 0100010, 0100110, 0101001, 0101010 0101011, 0101111, 0110010, 0110111 0111001, 0111010, 0111111, 1000001 1000101, 1000110, 1001111, 1010111 1011000, 1011011, 1011111, 1100001 1100011, 1101111, 1111111” を使 用します	
	f)診断情報	“新しい相手先/着番号のコーディン グ, 属性識別のコーディング” を使用 します	
3.14	回線状態表示 (国内用)	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
3.20	オプションパラメータ終了表 示		
3.21	イベント情報		
	GA: イベント表示	“0000001, 0000010, 0000011” を使 用します	
	H: イベント提示制限表示	“0” を使用します	
3.23	順方向呼表示		
	A: 国内/国際呼表示	“0” を使用します	
	CB: エンド・エンド法表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	

		します	
	D: 相互接続表示		
	E: エンド・エンド情報表示		
	F: I SUP 1リンク表示		
	HG: I SUP 1リンク希望表示	“10” を使用します	
	I: I SDNアクセス表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと	
	KJ: S CCP法表示	します	
	L: 予備		
	M-P: 国内使用に留保		
3. 26	汎用番号		
	a) 番号情報識別子	“00000110” を使用します	
	b) 奇数／偶数表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと	
		します	
	c) 番号種別表示	“0000011” を使用します	
	d) 番号不完全表示	“0” を使用します	
	e) 番号計画表示	“001” を使用します	
	f) 表示識別	“00, 01” を使用します	
	g) 網検証識別	“01, 11” を使用します	
	h) アドレス情報	技術的条件集別表 4 に示すとおりと	
		します	
	i) フィラー		
3. 35	接続特性表示		
	BA: 衛星回線表示	“00, 01” を使用します	
	DC: 導通試験表示	“00” を使用します	
	E: エコー制御装置表示	技術的条件集別表 4 に示すとおりと	
		します	
	F-H: 予備		
3. 37	オプション逆方向呼表示		
	A: インバンド情報表示	“1” を使用します	
	B: 着信転送可能性表示	“0” を使用します	
	C-D: 予備	技術的条件集別表 4 に示すとおりと	
		します	
	E-H: 国内使用に留保		
3. 43	範囲と状態		

	a) 範囲	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します 範囲コード： CQR (0～31) GRA (1～11) GRS (1～11) CQM (0～31)	注 1
	b) 状態	CQR、GRS、CQMは使用しませ ん GRAは技術的 条件集別表 4 に示すとおりとします	
3. 54	通信路要求表示	“00000000, 00000011” を使用します	
3. 57	ユーザサービス情報	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
3. 103	料金区域情報		
	a) 奇数／偶数	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
	b) 情報識別表示	“0000001” を使用します	
	c) 料金区域情報	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
	d) フィラー		
3. 110	発信者番号非通知理由		
	a) 拡張表示	“1” を使用します	
	b) 発信者番号非通知理由	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
3. 112	付加ユーザ種別		
	HA:付加ユーザ種別名	“11111100, 11111101” を使用します	
	PI:移動系付加ユーザ種別 2	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
	PI:移動系付加ユーザ種別 1		
3. 114	事業者情報転送	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
4.	ISDNユーザ部信号とコー ド		
4. 1	概説	技術的条件集別表 4 に示すとおりと します	
表4-1	ACM	逆方向呼表示、オプション逆方向呼表 示、理由表示、料金区域情報、事業者	

		情報転送、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-2	<u>ANM</u>	逆方向呼表示、アクセス転送、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-3	<u>CPG</u>	イベント情報、理由表示、アクセス転送、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-4	<u>CQR</u>	技術的条件集別表4に示すとおりとします	
表4-5	<u>GRA</u>		
表4-12	<u>IAM</u>	接続特性表示、順方向呼表示、発ユーザ種別、通信路要求表示、着番号、発番号、アクセス転送、ユーザーサービス情報、料金区域情報、汎用番号、発信者番号非通知理由、付加ユーザ種別、事業者情報転送、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-13	<u>REL</u>	理由表示、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-14	<u>RLC</u>	技術的条件集別表4に示すとおりとします	
表4-18	<u>SUS, RES</u>	使用しません	
表4-19	<u>BLO, BLA, RSC, UBL, UBA</u>	技術的条件集別表4に示すとおりとします	
表4-21	<u>GRS, CQM</u>		
表4-34	<u>CHG</u>	使用しません	

注1：CQMについては当社網→直接協定事業者網方向では0～29を使用します。
 エ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべきISUPパラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。なお、事業者情報転送の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号、アドレス情報：A 0 + C ~ K
発番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 (1) 携帯・自動車電話系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：A 0 + C ~ K
料金区域情報	順方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：CAコード 料金区域情報：CAコード
契約者番号	順方向	—	
事業者情報転送	順方向	●	別途協議とします。
付加ユーザ種別	順方向	○	1. 付加ユーザ種別の設定条件は次のとおりとします。 (1) 携帯・自動車電話系端末機器発信の場合 付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別 1 付加ユーザ種別 1：移動通信(自動車・携帯電話サービス)、または 移動通信(船舶電話サービス)、 または 移動通信(航空機電話サービス) 付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別 2 付加ユーザ種別 2：移動通信(大容量方式)、または は 移動通信(N/J-TACS)、または 移動通信(PDC800MHz)、または 移動通信(PDC1.5GHz)、または 移動通信(N-STAR 衛星) ※ただし、本情報は設定されないことがあります。
料金区域情報	逆方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：CAコード 料金区域情報：CAコード

課金情報種別	逆方向	—	
課金情報	逆方向	—	
課金情報遅延	逆方向	—	
事業者情報転送	逆方向	●	別途協議とします。
付加ユーザ種別	逆方向	—	

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます —：設定されません

オ 技術的条件集別表 5 に示す接続シーケンスの内、分類 6 で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは発側網と着側網間のみを規定することとし、端末機器と発側網間及び、端末機器と着側網間については、発側網と着側網間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	発信／着信端末機器種別	コネクショントタイプ	シーケンスパターン
1	アナログ端末機器発信 → ISDN 端末機器着信	3.1kHz オデーイ	PT-A2
2	ISDN 端末機器発信 → ISDN 端末機器着信	音声、3.1kHz オデーイ	PT-A4
3	アナログ端末機器発信 (不 完了)	3.1kHz オデーイ	PT-B1
4	ISDN 端末機器発信 (不 完了)	音声、3.1kHz オデーイ	PT-B2
5	アナログ端末機器発信 (着 側切断)	3.1kHz オデーイ	PT-I1 (4)
6	ISDN 端末機器発信 (着 側切断)	音声、3.1kHz オデーイ	PT-I2 (4)

(3) 当社網と直接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は第 1 項 (3) の規定を準用します。

(4) 当社網と直接協定事業者網間で使用する試験方式は第 1 項 (4) の規定を準用します。

5 (略)

6 番号案内サービス接続機能への接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第 5 条 (接続方式) 第 10 項 (1) の規定を準用します。

ただし試験番号については本項 (4) に規定します。

(2) ~ (4) (略)

7 災害時伝言ダイヤル接続機能への接続方式は次のとおりとします。

5 (略)

6 番号案内サービス接続機能への接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第 9 条 (接続方式) 第 4 項 (1) の規定を準用します。

ただし試験番号については本項 (4) に規定します。

(2) ~ (4) (略)

7 災害時伝言ダイヤル接続機能への接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第5条(接続方式)第11項(1)の規定を準用します。

ただし試験番号については本項(4)に規定します。

(2)～(4) (略)

(輻輳制御方式)

第51条 (略)

(伝送装置間インタフェース仕様)

第52条 (略)

(網同期クロックインタフェース仕様)

第53条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第54条 その他接続に必要な事項は第36条(その他接続に必要な事項)の規定を準用します。

ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

171

網サービスの選択・制御(災害対策用連絡)に利用する番号

イ 直接協定事業者網から当社網へ転送される着信番号の有効受信桁数は3桁とします。

ただし試験番号については本項(4)に規定します。

(2)～(4) (略)

(輻輳制御方式)

第51条 (略)

(伝送装置間インタフェース仕様)

第52条 (略)

(網同期クロックインタフェース仕様)

第53条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第54条 通信回線、共通線信号リンクの新設・増減設単位及び共通線信号局番号、C I C、TGNの付与方法その他の接続に必要な事項のうち細目に渡るものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第14節 形態4-6

(網構成)

第66条 (略)

(接続方式)

第67条 (略)

2 番号案内サービス接続機能への接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第5条(接続方式)第10項(1)の規定を準用します。

ただし試験番号については本項(4)に規定します。

(2)～(4) (略)

3 災害時伝言ダイヤル接続機能への接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第5条(接続方式)第11項(1)の規定を準用します。

ただし試験番号については本項(4)に規定します。

(2) (略)

ア～ウ (略)

エ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報(課金の観点から特記すべきISUPパラメータのみ記述します。)は、次のとおりとします。なお、事業者情報転送の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号	(略)	(略)	(略)
発番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 (1) 携帯・自動車電話系、 <u>接続型</u> PHS系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：A0+C～K (2) (略)
料金区域情報	(略)	(略)	(略)
契約者番号	(略)	(略)	(略)
事業者情報転送	(略)	(略)	(略)
付加ユーザ種別	順方向	○	1. 付加ユーザ種別の設定条件は次のとおりとします。 (1) (略)

第14節 形態4-6

(網構成)

第66条 (略)

(接続方式)

第67条 (略)

2 番号案内サービス接続機能への接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第9条(接続方式)第4項(1)の規定を準用します。

ただし試験番号については本項(4)に規定します。

(2)～(4) (略)

3 災害時伝言ダイヤル接続機能への接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第50条(接続方式)第7項(1)の規定を準用します。

ただし試験番号については本項(4)に規定します。

(2) (略)

ア～ウ (略)

エ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報(課金の観点から特記すべきISUPパラメータのみ記述します。)は、次のとおりとします。なお、事業者情報転送の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号	(略)	(略)	(略)
発番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 (1) 携帯・自動車電話系、PHS系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：A0+C～K (2) (略)
料金区域情報	(略)	(略)	(略)
契約者番号	(略)	(略)	(略)
事業者情報転送	(略)	(略)	(略)
付加ユーザ種別	順方向	○	1. 付加ユーザ種別の設定条件は次のとおりとします。 (1) (略)

			(2) <u>接続型</u> P H S 系端末機器および端末系端末機器発信の場合、本情報は設定されません。
(略)	(略)	(略)	(略)

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます -：設定されません

オ (略)

(3) ~ (4) (略)

4 他事業者アクセス短桁ダイヤル機能〔他事業者仮想私設網サービス〕に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) (略)

ア (略)

イ 直接協定事業者網から当社網へ接続する場合に使用する接続番号構成は第5条(接続方式)第3項(1)および第4項(1)(ただし、イ項のサービス制御呼に関わる接続先番号は除く)の規定を準用します。

ウ~ケ (略)

(2) ~ (5) (略)

5、6 (略)

7 加入者交換機機能メニュー接続機能への接続方式は次のとおりとします。

(1) (略)

(2) (略)

ア~ウ (略)

エ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報(課金の観点から特記すべき I S U P パラメータのみ記述します。)は、次のとおりとします。なお、事業者間情報転送の経路事業者情報の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
(略)	(略)	(略)	(略)
発番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 (1) 端末系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：A~J (2) 携帯・自動車電話系、 <u>接続型</u> P H S 系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：A 0 + C~K

			(2) P H S 系端末機器および端末系端末機器発信の場合、本情報は設定されません。
(略)	(略)	(略)	(略)

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます -：設定されません

オ (略)

(3) ~ (4) (略)

4 他事業者アクセス短桁ダイヤル機能〔他事業者仮想私設網サービス〕に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) (略)

ア (略)

イ 直接協定事業者網から当社網へ接続する場合に使用する接続番号構成は第50条(接続方式)第1項(1)および第27条(接続方式)第2項(1)(ただし、イ項のサービス制御呼に関わる接続先番号は除く)の規定を準用します。

ウ~ケ (略)

(2) ~ (5) (略)

5、6 (略)

7 加入者交換機機能メニュー接続機能への接続方式は次のとおりとします。

(1) (略)

(2) (略)

ア~ウ (略)

エ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報(課金の観点から特記すべき I S U P パラメータのみ記述します。)は、次のとおりとします。なお、事業者間情報転送の経路事業者情報の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
(略)	(略)	(略)	(略)
発番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 (1) 端末系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：A~J (2) 携帯・自動車電話系、P H S 系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：A 0 + C~K

			(3) (略)
(略)	(略)	●	(略)

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます -：設定されません

オ (略)

(3) ~ (4) (略)

8 ~ 10 (略)

(輻輳制御方式)

第 68 条 (略)

(伝送装置間インタフェース仕様)

第 69 条 (略)

(網同期クロックインタフェース仕様)

第 70 条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第 71 条 その他接続に必要な事項は第 36 条 (その他接続に必要な事項) の規定を準用します。

			(3) (略)
(略)	(略)	●	(略)

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます -：設定されません

オ (略)

(3) ~ (4) (略)

8 ~ 10 (略)

(輻輳制御方式)

第 68 条 (略)

(伝送装置間インタフェース仕様)

第 69 条 (略)

(網同期クロックインタフェース仕様)

第 70 条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第 71 条 通信回線、共通線信号リンクの新設・増減設単位及び共通線信号局番号、C I C、T G Nの付与方法その他の接続に必要な事項のうち細目に渡るものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第 16 節 形態 5

(専用回線ノード装置インタフェース仕様)

第 77 条 (略)

(伝送装置間インタフェース仕様)

第 78 条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第 79 条 その他接続に必要な事項については第 7 条 (その他接続に必要な事項) の規定を準用します。

第 16 節 形態 5

(専用回線ノード装置インタフェース仕様)

第 77 条 (略)

(伝送装置間インタフェース仕様)

第 78 条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第 79 条 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第 16 節の 2 形態 5—2
(網構成)

第 79 条の 2 (略)
(インタフェース仕様)

第 79 条の 3 (略)
(伝送装置間インタフェース仕様)

第 79 条の 4 (略)
(その他接続に必要な事項)

第 79 条の 5 その他接続に必要な事項は第 7 条 (その他接続に必要な事項) の規定を準用します。

第 16 節の 2 形態 5—2
(網構成)

第 79 条の 2 (略)
(インタフェース仕様)

第 79 条の 3 (略)
(伝送装置間インタフェース仕様)

第 79 条の 4 (略)
(その他接続に必要な事項)

第 79 条の 5 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第18節 形態6-2

(網構成)

第84条 (略)

(接続方式)

第85条 ナビダイヤル接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) (略)

(2) 直接協定事業者網から当社網へ信号により通知する電気通信番号は第5条(接続方式)第3項(1)の規定を準用します。

(3)～(7) (略)

2 テレドーム接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) (略)

(2) 直接協定事業者網から当社網へ信号により通知する電気通信番号は第5条(接続方式)第3項(1)の規定を準用します。

(3)～(7) (略)

3 ファクシミリ通信網サービス接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) (略)

(2) 直接協定事業者網から当社網へ信号により通知する電気通信番号は第5条(接続方式)第3項(1)の規定を準用します。

(3)～(7) (略)

4 削除

5 災害時伝言ダイヤル接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網から直接協定事業者網へ問い合わせを行う電気通信番号は第5条(接続方式)第11項(1)ア及びイの規定を準用します。

(2) 直接協定事業者網から当社網へ信号により通知する電気通信番号は第5条(接続方式)第3項(1)の規定を準用します。

(3)～(7) (略)

6 伝言ダイヤル通話接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) (略)

(2) 直接協定事業者網から当社網へ信号により通知する電気通信番号は第5条(接続方式)第3項(1)の規定を準用します。

(3)～(7) (略)

7 グループセキュリティサービス接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

第18節 形態6-2

(網構成)

第84条 (略)

(接続方式)

第85条 ナビダイヤル接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) (略)

(2) 直接協定事業者網から当社網へ信号により通知する電気通信番号は第50条(接続方式)第1項(1)の規定を準用します。

(3)～(7) (略)

2 テレドーム接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) (略)

(2) 直接協定事業者網から当社網へ信号により通知する電気通信番号は第50条(接続方式)第1項(1)の規定を準用します。

(3)～(7) (略)

3 ファクシミリ通信網サービス接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) (略)

(2) 直接協定事業者網から当社網へ信号により通知する電気通信番号は第50条(接続方式)第1項(1)の規定を準用します。

(3)～(7) (略)

4 削除

5 災害時伝言ダイヤル接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網から直接協定事業者網へ問い合わせを行う電気通信番号は第50条(接続方式)第7項(1)ア及びイの規定を準用します。

(2) 直接協定事業者網から当社網へ信号により通知する電気通信番号は第50条(接続方式)第1項(1)の規定を準用します。

(3)～(7) (略)

6 伝言ダイヤル通話接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) (略)

(2) 直接協定事業者網から当社網へ信号により通知する電気通信番号は第50条(接続方式)第1項(1)の規定を準用します。

(3)～(7) (略)

7 グループセキュリティサービス接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第5条（接続方式）第3項（1）の規定を準用します。

(2) ~ (6) (略)

8、9 (略)

10 活用型PHSサービス接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網から直接協定事業者網へ問い合わせを行う電気通信番号は第5条（接続方式）第6項（1）ア及びイの規定を準用します。

(2) 直接協定事業者網から当社網へ信号により通知する電気通信番号は第5条（接続方式）第3項（1）の規定を準用します。

(3) 当社網と直接協定事業者網間で回線非対応信号を使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、TTC標準に準拠したNo.7信号方式を適用します。

イ MTP仕様は、技術的条件集別表3または技術的条件集別表3.1に示すとおりとします。

ウ SCCP仕様は、技術的条件集別表12.1に示すとおりとします。

エ TC仕様は、技術的条件集別表13又は技術的条件集別表13.1に示すとおりとします。

オ INAP仕様又は網特有ASE仕様を適用します。INAP仕様は、技術的条件集別表19.1に示すとおりとします。当社網と直接協定事業者網間の転送情報（各信号に設定されうるパラメータを記述します。）は次のとおりとします。

信号の方向：当社網→SCP（ActivationReceivedAndAuthorized）

情報名	適用
<u>callUnrelatedDpSpecificCommonParameters</u>	●
<u>serviceAddressInformation</u>	●
<u>serviceKey</u>	○
<u>miscCallInfo</u>	●
<u>callingPartyNumber</u>	○
<u>terminalType</u>	●
<u>componentType</u>	○
<u>componentCorrelationID</u>	○
<u>extensions</u>	○
<u>component</u>	○

信号の方向：SCP→当社網（RequestReportBCUSMEvent）

(1) 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第50条（接続方式）第1項（1）の規定を準用します。

(2) ~ (6) (略)

8、9 (略)

10 削除

情報名	適用
<u>bcusmEvents</u>	●
<u>ComponentType</u>	●
<u>componentCorrelationID</u>	○
<u>monitorDuration</u>	○

信号の方向：SCP→当社網 (SendComponent)

情報名	適用
<u>ComponentType</u>	○
<u>componentCorrelationID</u>	○
<u>message</u>	●
<u>component</u>	○

信号の方向：当社網→SCP (ComponentReceived)

情報名	適用
<u>callUnrelatedDpSpecificCommonParameters</u>	●
<u>serviceAddressInformation</u>	●
<u>serviceKey</u>	○
<u>miscCallInfo</u>	●
<u>callingPartyNumber</u>	○
<u>terminalType</u>	●
<u>componentType</u>	○
<u>componentCorrelationID</u>	○
<u>component</u>	○

信号の方向：SCP→当社網 (InitialDP)

情報名	適用
<u>serviceKey</u>	●
<u>dialledDigits</u>	○
<u>calledPartyNumber</u>	○
<u>callingPartyCategory</u>	○
<u>misCallInfo</u>	●
<u>originalCalledPartyID</u>	○
<u>terminalType</u>	●
<u>extension</u>	○
<u>forwardCallIndicator</u>	○
<u>bearerCapability</u>	○

<u>eventTypeBCSM</u>	<u>○</u>
<u>redirectingPartyID</u>	<u>○</u>
<u>redirectionInformation</u>	<u>○</u>
<u>cause</u>	<u>○</u>

信号の方向：SCP→当社網 (AuthorizeOrigination)

情報名	適用
<u>callingTerminalEnciferKey</u>	<u>○</u>
<u>authenticationCategory</u>	<u>○</u>
<u>pSubscriberDtata</u>	<u>○</u>
<u>originalCalledPartyID</u>	<u>○</u>
<u>natureOfConnectionIndicators</u>	<u>○</u>
<u>iSDNAccessrelatedInformation</u>	<u>○</u>
<u>transitNetworkSelection</u>	<u>○</u>
<u>forwardCallIndicators</u>	<u>○</u>
<u>authenticationInformationSet</u>	<u>○</u>

信号の方向：SCP→当社網 (Connect)

情報名	適用
<u>destinationRoutingAddress</u>	<u>●</u>
<u>alertingPattern</u>	<u>○</u>
<u>iSDNAccessrelatedInformation</u>	<u>○</u>
<u>originalCalledPartyID</u>	<u>○</u>
<u>extension</u>	<u>○</u>
<u>forwardCallIndicator</u>	<u>○</u>

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます

網特有ASE仕様は、技術的条件集別表 16 に示すとおりとします。当社網と直接協定事業者網間の転送情報（各信号に設定されるパラメータを記述します。）は次のとおりとします。

信号の方向：当社網→NSP (PRIS)

情報名	適用
<u>発番号</u>	<u>○</u>

発信地域情報	○
発信ユーザ番号	●
着番号	●
ユーザサービス情報	○
順方向呼表示	●
発信ユーザ種別	●
隣接網形態識別	○
網機能種別	○
交換機間ハンドオーバ表示	●
付加ユーザ種別	○
第2網機能種別	○
事業者情報転送	○

信号の方向：NSP→当社網（SDIF）

情報名	適用
制御対象	●
ARE情報	●
情報送信制御	●
次オペレーション実行契機	●

信号の方向：NSP→当社網（CNET）

情報名	適用
着番号	●
順方向呼表示	●
網機能種別	●
着ユーザ番号	●
第2網機能種別	○

信号の方向：NSP→当社網（RLSE）

情報名	適用
理由表示	●
ARE情報	○
局内トランク種別	○
リダイレクション理由	●
転送先番号	●
網機能種別	●
着ユーザ番号	●

信号の方向：当社網→NSP（RPEV）

情報名	適用
呼状態	●
理由表示	●
通信時間	○
通信開始時刻	○
通信終了時刻	○
信号局番号	●
案内回数	○
保守情報	○
着番号	○
課金情報	○
料金算定区間MB I	○
料金明細情報	○

信号の方向：NSP→当社網（QCHG）

情報名	適用
課金形態	●
課金情報	●
料金算定区間	●

信号の方向：NSP→当社網（RVIF）

情報名	適用
情報受信法表示	●
情報受信桁数	●

信号の方向：当社網←→NSP（DSET）

情報名	適用
サービスクラス	●
対象情報種別	●
暗証番号	●
暗証番号誤り回数	●
サービス提供状態	○
転送先番号	○
サービス契約者番号	●
発番号	●
着番号	●
発ユーザ番号	●
トーキパターン	○

信号の方向：NSP←→当社網（DSETの不成功応答）

情報名	適用
エラー表示	●

信号の方向：当社網→直接協定事業者網（DGET）

情報名	適用
サービスクラス	●
対象情報種別	●
着番号	●
発ユーザ番号	●

信号の方向：直接協定事業者網→当社網（DGETの成功応答）

情報名	適用
アプリケーション転送	●
認証種別	●
ハンドオーバー演算結果	●

信号の方向：直接協定事業者網→当社網（DGETの不成功応答）

情報名	適用
エラー表示	●

信号の方向：当社網←→NSP（DGET）

情報名	適用
サービスクラス	●
発ユーザ番号	●
対象情報種別	●
サービス契約者番号	●
着番号	●

信号の方向：NSP←→当社網（DGETの成功応答）

情報名	適用
暗証番号	●
付加サービス契約情報	●
設定用コード	●
暗証番号誤り回数	●
転送先番号	●
転送先番号2	●
P用加入者データ	●

信号の方向：NSP←→当社網（DGETの不成功応答）

情報名	適用
-----	----

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます

カ 技術的条件集別表5に示す接続シーケンスの内、活用型PHSサービス接続機能に関わる接続で規定する接続シーケンス例はPT-O10又はPT-O11のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは、発側網とNSP又はSCP間のみを規定することとし、その他については、発側網とNSP又はSCP間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

(4) 当社網と直接協定事業者網間で回線対応信号を使用する信号方式は、第32条(接続方式)第1項の分類3の規定を準用します。

(5) 本則の共通線信号網利用機能(ア欄)に関わる料金の適用の信号はSCCPメッセージをいいます。

(6) 当社網と直接協定事業者間で使用する試験方式は、第1項(7)の規定を準用します。

1.1 削除

1.2 電報接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) (略)

(2) 直接協定事業者網から当社網へ信号により通知する電気通信番号は第5条(接続方式)第3項(1)の規定を準用します。

(3)～(7) (略)

1.3 フリーダイヤル接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網から直接協定事業者網へ問い合わせを行う電気通信番号は電気通信番号規則を準用することとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は届出接続約款中第2条(接続方式)第2項(1)の規定を準用します。ただし、番号ポータビリティ接続機能において使用する接続番号は次のとおりとします。

(ア) 当社網から移転元事業者となる直接協定事業者網のNSPへ問い合わせを行う接続番号は届出接続約款中第2条(接続方式)第2項(1)の規定を準用します。

(イ) (略)

イ (略)

(2) 直接協定事業者網から当社網へ信号により通知する電気通信番号は第5条(接続方式)第3項(1)の規定を準用します。ただし、番号ポータビリティ接続機能において使用する接続番号は次のとおりとします。

1.1 削除

1.2 電報接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) (略)

(2) 直接協定事業者網から当社網へ信号により通知する電気通信番号は第5.0条(接続方式)第1項(1)の規定を準用します。

(3)～(7) (略)

1.3 フリーダイヤル接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) 当社網から直接協定事業者網へ問い合わせを行う電気通信番号は電気通信番号規則を準用することとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は届出接続約款中第6条(接続方式)第1項(1)の規定を準用します。ただし、番号ポータビリティ接続機能において使用する接続番号は次のとおりとします。

(ア) 当社網から移転元事業者となる直接協定事業者網のNSPへ問い合わせを行う接続番号は届出接続約款中第6条(接続方式)第1項(1)の規定を準用します。

(イ) (略)

イ (略)

(2) 直接協定事業者網から当社網へ信号により通知する電気通信番号は第5.0条(接続方式)第1項(1)の規定を準用します。ただし、番号ポータビリティ接続機能において使用する接続番号は次のとおりとします。

(3)～(7) (略)

14～15 (略)

(伝送装置間インタフェース仕様)

第86条 (略)

(網同期クロックインタフェース仕様)

第87条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第88条 その他接続に必要な事項は第7条(その他接続に必要な事項)の規定を準用します。

(3)～(7) (略)

14～15 (略)

(伝送装置間インタフェース仕様)

第86条 (略)

(網同期クロックインタフェース仕様)

第87条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第88条 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第 18 節の 2 形態 6-3

(網構成)

第 88 条の 2 (略)

(接続方式)

第 88 条の 3 NTT-CS 2. 1 による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) ~ (8) (略)

2 NTT-CS 2. 2 による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) ~ (5) (略)

(6) 当社網と直接協定事業者網間又は間接協定事業者網間で回線対応信号を使用する信号方式は、第 32 条 (接続方式) 第 1 項の分類 1 から分類 6 の規定を準用します。

(7) (8) (略)

3 NTT-CS 2. 3 による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) ~ (5) (略)

(6) 当社網と直接協定事業者網間又は間接協定事業者網間で回線対応信号を使用する信号方式は、第 32 条 (接続方式) 第 1 項の分類 1 から分類 6 の規定を準用します。

(7) (8) (略)

(輻輳制御方式)

第 88 条の 4 (略)

(伝送装置間インタフェース仕様)

第 88 条の 5 (略)

(網同期クロックインタフェース仕様)

第 88 条の 6 (略)

(その他接続に必要な事項)

第 88 条の 7 その他接続に必要な事項は、技術的条件集第 7 条 (その他接続に必要な事項) の規定を準用します。

第 18 節の 2 形態 6-3

(網構成)

第 88 条の 2 (略)

(接続方式)

第 88 条の 3 NTT-CS 2. 1 による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) ~ (8) (略)

2 NTT-CS 2. 2 による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) ~ (5) (略)

(6) 当社網と直接協定事業者網間又は間接協定事業者網間で回線対応信号を使用する信号方式は、第 32 条 (接続方式) 第 1 項の分類 1 から分類 5 の規定を準用します。

(7) (8) (略)

3 NTT-CS 2. 3 による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

(1) ~ (5) (略)

(6) 当社網と直接協定事業者網間又は間接協定事業者網間で回線対応信号を使用する信号方式は、第 32 条 (接続方式) 第 1 項の分類 1 から分類 5 の規定を準用します。

(7) (8) (略)

(輻輳制御方式)

第 88 条の 4 (略)

(伝送装置間インタフェース仕様)

第 88 条の 5 (略)

(網同期クロックインタフェース仕様)

第 88 条の 6 (略)

(その他接続に必要な事項)

第 88 条の 7 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第 19 節 形態 7

(網構成)

第 89 条 (略)

(番号案内データベース接続インタフェース仕様)

第 90 条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第 91 条 その他接続に必要な事項については第 7 条 (その他接続に必要な事項) の規定を準用します。

第 19 節 形態 7

(網構成)

第 89 条 (略)

(番号案内データベース接続インタフェース仕様)

第 90 条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第 91 条 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第 19 節の 2 形態 7-2
(網構成)

第 91 条の 2 (略)
(インタフェース仕様)

第 91 条の 3 (略)
(その他接続に必要な事項)

第 91 条の 4 その他接続に必要な事項については第 7 条 (その他接続に必要な事項) の規定を準用します。

第 19 節の 2 形態 7-2
(網構成)

第 91 条の 2 (略)
(インタフェース仕様)

第 91 条の 3 (略)
(その他接続に必要な事項)

第 91 条の 4 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第 20 節 形態 8
(網構成)

第 92 条 (略)
(接続方式)

第 93 条 (略)
(その他接続に必要な事項)

第 94 条 その他接続に必要な事項については第 7 条 (その他接続に必要な事項) の規定を準用します。

第 20 節 形態 8
(網構成)

第 92 条 (略)
(接続方式)

第 93 条 (略)
(その他接続に必要な事項)

第 94 条 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第 21 節 形態 9

(網構成)

第 95 条 (略)

(インタフェース仕様)

第 96 条 (略)

(その他の接続に必要な事項)

第 97 条 その他接続に必要な事項については、第 7 条(その他の接続に必要な事項)の規定を準用します。

第 21 節 形態 9

(網構成)

第 95 条 (略)

(インタフェース仕様)

第 96 条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第 97 条 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第 22 節 形態 10

(網構成)

第 98 条 (略)

(接続方式)

第 99 条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第 100 条 その他接続に必要な事項については第 7 条 (その他接続に必要な事項) の規定を準用します。

第 22 節 形態 10

(網構成)

第 98 条 (略)

(接続方式)

第 99 条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第 100 条 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第23節 形態1 1

(網構成)

第101条 (略)

(インタフェース仕様)

第102条 (略)

(その他の接続点に必要な事項)

第103条 その他接続に必要な事項については、第7条(その他の接続に必要な事項)の規定を準用します。

第23節 形態1 1

(網構成)

第101条 (略)

(インタフェース仕様)

第102条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第103条 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第 24 節 形態 1 2

(網構成)

第 104 条 (略)

(インタフェース仕様)

第 105 条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第 106 条 その他接続に必要な事項については、第 7 条(その他の接続に必要な事項)の規定を準用します。

第 24 節 形態 1 2

(網構成)

第 104 条 (略)

(インタフェース仕様)

第 105 条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第 106 条 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第 25 節 形態 1 3

(網構成)

第 107 条 (略)

(インタフェース仕様)

第 108 条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第 109 条 その他接続に必要な事項については、第 7 条(その他の接続に必要な事項)の規定を準用します。

第 25 節 形態 1 3

(網構成)

第 107 条 (略)

(インタフェース仕様)

第 108 条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第 109 条 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第 25 節の 2 形態 1 3 - 2
(網構成)

第 109 条の 2 (略)
(インタフェース仕様)

第 109 条の 3 (略)
(その他接続に必要な事項)

第 109 条の 4 その他接続に必要な事項については、第 7 条(その他の接続に必要な事項)の規定を準用します。

第 25 節の 2 形態 1 3 - 2
(網構成)

第 109 条の 2 (略)
(インタフェース仕様)

第 109 条の 3 (略)
(その他接続に必要な事項)

第 109 条の 4 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第 26 節 形態 1 4

(網構成)

第 110 条 (略)

(インタフェース仕様)

第 111 条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第 112 条 その他接続に必要な事項については第 7 条 (その他接続に必要な事項) の規定を準用します。

第 26 節 形態 1 4

(網構成)

第 110 条 (略)

(インタフェース仕様)

第 111 条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第 112 条 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第 26 節の 2 形態 1 4 - 2
(網構成)

第 112 条の 2 (略)
(インタフェース仕様)

第 112 条の 3 (略)
(その他接続に必要な事項)

第 112 条の 4 その他接続に必要な事項については第 7 条 (その他接続に必要な事項)
の規定を準用します。

第 26 節の 2 形態 1 4 - 2
(網構成)

第 112 条の 2 (略)
(インタフェース仕様)

第 112 条の 3 (略)
(その他接続に必要な事項)

第 112 条の 4 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接
協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第 27 節 形態 1 5

(網構成)

第 113 条 (略)

(インタフェース仕様)

第 114 条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第 115 条 その他接続に必要な事項については第 7 条 (その他接続に必要な事項) の規定を準用します。

第 27 節 形態 1 5

(網構成)

第 113 条 (略)

(インタフェース仕様)

第 114 条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第 115 条 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第 28 節 形態 1 6

(網構成)

第 116 条 (略)

(インタフェース仕様)

第 117 条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第 118 条 その他接続に必要な事項は第 7 条 (その他接続に必要な事項) の規定を準用
します。

第 28 節 形態 1 6

(網構成)

第 116 条 (略)

(インタフェース仕様)

第 117 条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第 118 条 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定
事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第31節 形態19

(網構成)

第128条 (略)

(インタフェース仕様)

第129条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第130条 その他接続に必要な事項については第7条(その他接続に必要な事項)の規定を準用します。

第31節 形態19

(網構成)

第128条 (略)

(インタフェース仕様)

第129条 (略)

(その他接続に必要な事項)

第130条 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

技術的条件集別表1 相互接続箇所毎の接続番号

1. 直接協定事業者との接続箇所ごとの接続番号
(略)

(1/6)

インタフェース種別	端末回線線端接続インタフェース							
	形態 1- 1 (活用 型P 用インタ フェース)	形態 1- 2 (電話 サービス 契約 約款 を準 用し た インタ フェ ース)	形態 1- 3 (総合 デザイ グ 外通 信サ ービス 契約 約款 を準 用し た インタ フェ ース)	形態 1- 4 (専用 線用 インタ フェ ース)	形態 1- 5 (DSL 用インタ フェ ース)	形態1- 6 (光信号 端末回線 用インタ フェ ース)	形態1- 7 (IP通 信網I S P接続用 ルータ接 続インタ フェ ース)	形態1- 8 (き線 点近傍 の電柱 等の端 子盤接 続イン タフェ ース (DSL 用イン タフェ ース)
接続番号								
分類1 (00XY ～)設置中継 系番号	入	(略)	(略)	(分 類に よら ない)	(分 類に よら ない)	(分 類に よら ない)	(分 類に よら ない)	(分 類に よら ない)
分類2 (00XY ～)国際系番 号	入	(略)	(略)					
分類3 (0A～ J)端末系番号	入	(略)	(略)					
分類4 (0A0-CDE～) 携帯・自動車 電話系番号	入	(略)	(略)					
分類5 (0A0-CDE～) 接続型PHS 系番号	入	(略)	(略)					

技術的条件集別表1 相互接続箇所毎の接続番号

1. 直接協定事業者との接続箇所ごとの接続番号
(略)

(1/6)

インタフェース種別	端末回線線端接続インタフェース							
	形態 1- 2 (電話 サービス 契約 約款 を準 用し た インタ フェ ース)	形態 1- 3 (総合 デザイ グ 外通 信サ ービス 契約 約款 を準 用し た インタ フェ ース)	形態 1- 4 (専用 線用 インタ フェ ース)	形態 1- 5 (DSL 用インタ フェ ース)	形態1- 6 (光信号 端末回線 用インタ フェ ース)	形態1- 7 (IP通 信網I S P接続用 ルータ接 続インタ フェ ース)	形態1- 8 (き線 点近傍 の電柱 等の端 子盤接 続イン タフェ ース (DSL 用イン タフェ ース)	
接続番号								
分類1 (00XY ～)設置中継 系番号	(略)	(略)	(分 類に よら ない)	(分 類に よら ない)	(分 類に よら ない)	(分 類に よら ない)	(分 類に よら ない)	
分類2 (00XY ～)国際系番 号	(略)	(略)						
分類3 (0A～ J)端末系番号	(略)	(略)						
分類4 (0A0-CDE～) 携帯・自動車 電話系番号	(略)	(略)						
分類5 (0A0-CDE～) PHS系番号	(略)	(略)						

分類 6 (OA0-CDE～) 活用型PHS 系番号	出入	二	二					
分類 7 (OA0-CDE～) 無線呼出し系 番号	二	(略)	(略)					
分類 8 (0091 ～)非設置中 継系番号	入	(略)	(略)					
分類 9 (050C ～K)IP電話 番号	入	(略)	(略)					

(2/6)

インタフェース種別 接続番号	端末回線 接続インタフェース			加入者交換機 接続インタフェース	
	形態1-9 (音声利用 IP通信網 サービス契約 を準用した インタフェース)	形態2-3 (光信号伝 送装置接続 インタフェース)	形態2-4 (光信号 電気信号 変換装置 接続インタ フェース)	形態3-2 (MF用 インタフェース)	形態3-3 (多数事業者 間接続用 インタフェース)
(略)	(略)			(略)	(略)
分類 5 (OA0-CDE～) 接続型PHS 系番号	(略)	(分類によ らない)	(分類によ らない)	(略)	(略)
分類 6 (OA0-CDE～) 活用型PH S系番号	二			二	入

分類 7 (OA0-CDE～) 無線呼出し系 番号	(略)	(略)						
分類 8 (0091 ～)非設置中 継系番号	(略)	(略)						
分類 9 (050C ～K)IP電話 番号	(略)	(略)						

(2/6)

インタフェース種別 接続番号	端末回線 接続インタフェース			加入者交換機 接続インタフェース	
	形態1-9 (音声利用 IP通信網 サービス契約 を準用した インタフェース)	形態2-3 (光信号伝 送装置接続 インタフェース)	形態2-4 (光信号 電気信号 変換装置 接続インタ フェース)	形態3-2 (MF用 インタフェース)	形態3-3 (多数事業者 間接続用 インタフェース)
(略)	(略)			(略)	(略)
分類 5 (OA0-CDE～) PHS系番号	(略)	(分類によ らない)	(分類によ らない)	(略)	(略)

分類 7 (OA0-CDE～) 無線呼出し 系番号	(略)			(略)	(略)
(略)	(略)			(略)	(略)

(3/6)

インターフェース種別 接続番号	中継交換機接続インターフェース	
	形態 4-3 (M用 インターフェース)	形態 4-6 (多数事業者 間接続用 インターフェース)
(略)	(略)	(略)
分類 5 (OA0-CDE～) 接続型 P H S 系番号	(略)	(略)
分類 6 (OA0-CDE～) 活用型 P H S 系番号	入	入
分類 7 (OA0-CDE～) 無線呼出し 系番号	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

分類 7 (OA0-CDE～) 無線呼出し 系番号	(略)			(略)	(略)
(略)	(略)			(略)	(略)

(3/6)

インターフェース種別 接続番号	中継交換機接続インターフェース	
	形態 4-3 (M用 インターフェース)	形態 4-6 (多数事業者 間接続用 インターフェース)
(略)	(略)	(略)
分類 5 (OA0-CDE～) P H S 系番号	(略)	(略)
分類 7 (OA0-CDE～) 無線呼出し 系番号	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

インタフェース種別	専用線接続インタフェース		信号網接続インタフェース		番号案内データベース接続インタフェース	N P S 交換機接続インタフェース	サービス制御統括局接続インタフェース	端末回線 MDF 接続インタフェース
	形態 5	形態 5 - 2 (IP 通信網 I S P 接続用ルータ接続インタフェース)	形態 6-2 (加入者交換機高度サービス個別接続用インタフェース)	形態 6 - 3 (加入者交換機高度サービス接続用インタフェース)	形態 7	形態 7 - 2	形態 8	形態 9 (DSL 用インタフェース)
接続番号								
(略)								
分類 5 (OA0-C DE~) 接続型 P H S 系番号								
分類 6 (OA0-C DE~) 活用型 P H S 系番号	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)
分類 7 (OA0-C DE~) 無線呼出し系番号								
(略)								

インタフェース種別	専用線接続インタフェース		信号網接続インタフェース		番号案内データベース接続インタフェース	N P S 交換機接続インタフェース	サービス制御統括局接続インタフェース	端末回線 MDF 接続インタフェース
	形態 5	形態 5 - 2 (IP 通信網 I S P 接続用ルータ接続インタフェース)	形態 6-2 (加入者交換機高度サービス個別接続用インタフェース)	形態 6 - 3 (加入者交換機高度サービス接続用インタフェース)	形態 7	形態 7 - 2	形態 8	形態 9 (DSL 用インタフェース)
接続番号								
(略)								
分類 5 (OA0-C DE~) P H S 系番号								
分類 7 (OA0-C DE~) 無線呼出し系番号								
(略)								

(5/6)

インタフェース種別	ISM 折返し接続インタフェース	端末回線加入者交換機接続インタフェース	光信号端末回線接続インタフェース	一般光信号中継回線接続インタフェース	特別光信号中継回線接続インタフェース	IP 通信網 I S P 接続用ルータ接続インタフェース (PPPoE 方式)	IP 通信網 I S P 接続用ルータ接続インタフェース (IPoE 方式)
	形態 1 0	形態 1 1 (電話サービス契約約款準用インタフェース)	形態 1 2	形態 1 3	形態 1 3-2	形態 1 4	形態 1 4-2
接続番号	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
分類 5 (OA0-CDE ~) 接続型 P H S 系番号	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
分類 6 (OA0-CDE ~) 活用型 P H S 系番号	二	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)
分類 7 (OA0-CDE ~) 無線呼出し系番号	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(5/6)

インタフェース種別	ISM 折返し接続インタフェース	端末回線加入者交換機接続インタフェース	光信号端末回線接続インタフェース	一般光信号中継回線接続インタフェース	特別光信号中継回線接続インタフェース	IP 通信網 I S P 接続用ルータ接続インタフェース (PPPoE 方式)	IP 通信網 I S P 接続用ルータ接続インタフェース (IPoE 方式)
	形態 1 0	形態 1 1 (電話サービス契約約款準用インタフェース)	形態 1 2	形態 1 3	形態 1 3-2	形態 1 4	形態 1 4-2
接続番号	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
分類 5 (OA0-CDE ~) P H S 系番号	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
分類 7 (OA0-CDE ~) 無線呼出し系番号	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(6/6)

インタフェース種別	収容局ルータ接続インタフェース	中継局セルリレー接続インタフェース	IP 通信網一般中継局ルータ接続インタフェース	中継局イーサネットスイッチ接続インタフェース
接続番号	形態 15 (IP 通信網収容局ルータ接続インタフェース)	形態 16	形態 17	形態 19
(略)	(分類によらない)	(分類によらない)	(略)	(分類によらない)
分類 5 (OA0-CDE~) 接続型 PHS 系番号			-	
分類 6 (OA0-CDE~) 活用型 PHS 系番号			二	
分類 7 (OA0-CDE~) 無線呼出し系番号			-	
(略)			(略)	

凡例 - : 未規定

(注) 番号ポータビリティ接続機能は、分類 3 の当社入接続、形態 6-2 及び形態 6-3 での直接協定事業者網の NSP 又は SCP から信号により通知する接続番号が OA~J での接続及び形態 4-6 での分類 3 の当社出接続において提供する。

2. サービス番号への接続条件

サービス番号への接続条件は、次のとおりとする。

(6/6)

インタフェース種別	収容局ルータ接続インタフェース	中継局セルリレー接続インタフェース	IP 通信網一般中継局ルータ接続インタフェース	中継局イーサネットスイッチ接続インタフェース
接続番号	形態 15 (IP 通信網収容局ルータ接続インタフェース)	形態 16	形態 17	形態 19
(略)	(分類によらない)	(分類によらない)	(略)	(分類によらない)
分類 5 (OA0-CDE~) PHS 系番号			-	
分類 7 (OA0-CDE~) 無線呼出し系番号			-	
(略)			(略)	

凡例 - : 未規定

(注) 番号ポータビリティ接続機能は、分類 3 の当社入接続、形態 6-2 及び形態 6-3 での直接協定事業者網の NSP 又は SCP から信号により通知する接続番号が OA~J での接続及び形態 4-6 での分類 3 の当社出接続において提供する。

2. サービス番号への接続条件

サービス番号への接続条件は、次のとおりとする。

- (1) 1XY系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。
- ア 手動交換サービス接続機能(接続番号は100)の接続先は、形態4-3及び形態4-6での分類4及び形態4-6での分類3の当社出接続において提供する。
- イ 番号案内サービス接続機能は、形態1-1、形態1-2、形態1-9、形態4-3及び形態4-6での接続番号が104の当社入接続において提供する。
- ウ 手動コレクトサービス接続機能(接続番号は106)の接続先は、形態4-3及び形態4-6での分類4及び形態4-6での分類3の当社出接続において提供する。
- エ 警察接続機能は、形態1-1、形態1-2及び形態1-3での接続番号が110の当社入接続において提供する。
- オ 消防接続機能は、形態1-1、形態1-2及び形態1-3での接続番号が119の当社入接続において提供する。
- カ (略)
- キ でんわ会議接続機能は、形態1-1、形態1-2、形態1-3、形態3-3、形態4-3及び形態4-6での分類3の当社入接続において提供する。
- ク 災害時伝言ダイヤル接続機能は、形態1-1、形態4-3及び形態4-6での接続番号が171の当社入接続及び形態6-2での接続番号が171の当社出接続において提供する。
- ケ 気象情報提供機能は、形態1-1での接続番号が177の当社入接続において提供する。
- コ 自動コレクトサービス接続機能(接続番号は108)の接続先は、形態4-6での分類3の当社出接続において提供する。
- サ～セ (略)
- ソ 番号案内先への通信実現機能(接続番号は104)の接続先は、形態4-6での分類3の当社出接続において提供する。
- タ、チ (略)
- (2) 市外局番+1XY系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。
- ア 気象情報提供機能は、形態1-1、形態1-2、形態1-3、形態3-2、形態4-3及び形態4-6での接続番号が0+市外局番+177(分類3とする)の当社入接続及び形態3-3及び形態4-6での接続番号が0+市外局番+177(分類3とする)の当社出接続において提供する。なお、中継事業者網経由の気象情報提供機能は、形態3-3及び形態4-6での接続番号が00XY+0+市外局番+177(分類1及び分類8とする)の当社出接続において提供する。
- (3) 0AB0系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。
- ア～オ (略)

- (1) 1XY系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。
- ア 削除
- イ 番号案内サービス接続機能は、形態1-2、形態1-9、形態4-3及び形態4-6での接続番号が104の当社入接続において提供する。
- ウ 削除
- エ 警察接続機能は、形態1-2及び形態1-3での接続番号が110の当社入接続において提供する。
- オ 消防接続機能は、形態1-2及び形態1-3での接続番号が119の当社入接続において提供する。
- カ (略)
- キ でんわ会議接続機能は、形態1-2、形態1-3、形態3-3、形態4-3及び形態4-6での分類3の当社入接続において提供する。
- ク 災害時伝言ダイヤル接続機能は、形態4-3及び形態4-6での接続番号が171の当社入接続及び形態6-2での接続番号が171の当社出接続において提供する。
- ケ 削除
- コ 削除
- サ～セ (略)
- ソ 削除
- タ、チ (略)
- (2) 市外局番+1XY系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。
- ア 気象情報提供機能は、形態1-2、形態1-3、形態3-2、形態4-3及び形態4-6での接続番号が0+市外局番+177(分類3とする)の当社入接続及び形態3-3及び形態4-6での接続番号が0+市外局番+177(分類3とする)の当社出接続において提供する。なお、中継事業者網経由の気象情報提供機能は、形態3-3及び形態4-6での接続番号が00XY+0+市外局番+177(分類1及び分類8とする)の当社出接続において提供する。
- (3) 0AB0系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。
- ア～オ (略)

カ 加入者交換機機能メニュー接続機能は、形態1-1及び形態4-6での接続番号が0AB0+DEFGHJ(K)の当社入接続及び形態6-3での接続番号が0AB0+DEFGHJ(K)の当社出接続において提供する。ただし、移転元事業者網への番号ポータビリティ接続機能は、形態1-1及び形態4-6での接続番号が0120+DEFGHJまたは0800+DEFGHJKの当社入接続及び形態6-3での接続番号が0120+DEFGHJまたは0800+DEFGHJKの当社出接続において提供し、移転先事業者網への番号ポータビリティ接続機能は、形態4-6での接続番号が0120+DEF(GHJK)または0800+DEF(GHJKL)の当社入接続及び形態6-3での接続番号が0120+DEF(GHJK)または0800+DEF(GHJKL)の当社出入接続において提供する。

キ〜ク (略)

(4) 00XY系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。

ア 加入者交換機機能メニュー接続機能は、形態1-1及び形態4-6での接続番号が00XY+X〜Xの当社入接続及び形態6-3での接続番号が00XY+X〜Xの当社出接続において提供する。

(5) 0A0系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。

ア 加入者交換機機能メニュー接続機能は、形態1-1及び形態4-6での接続番号が0A0+CDEFGHJKの当社入接続及び形態6-3での接続番号が0A0+CDEFGHJKの当社出接続において提供する。

カ 加入者交換機機能メニュー接続機能は、形態4-6での接続番号が0AB0+DEFGHJ(K)の当社入接続及び形態6-3での接続番号が0AB0+DEFGHJ(K)の当社出接続において提供する。ただし、移転元事業者網への番号ポータビリティ接続機能は、形態4-6での接続番号が0120+DEFGHJまたは0800+DEFGHJKの当社入接続及び形態6-3での接続番号が0120+DEFGHJまたは0800+DEFGHJKの当社出接続において提供し、移転先事業者網への番号ポータビリティ接続機能は、形態4-6での接続番号が0120+DEF(GHJK)または0800+DEF(GHJKL)の当社入接続及び形態6-3での接続番号が0120+DEF(GHJK)または0800+DEF(GHJKL)の当社出入接続において提供する。

キ〜ク (略)

(4) 00XY系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。

ア 加入者交換機機能メニュー接続機能は、形態4-6での接続番号が00XY+X〜Xの当社入接続及び形態6-3での接続番号が00XY+X〜Xの当社出接続において提供する。

(5) 0A0系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。

ア 加入者交換機機能メニュー接続機能は、形態4-6での接続番号が0A0+CDEFGHJKの当社入接続及び形態6-3での接続番号が0A0+CDEFGHJKの当社出接続において提供する。

技術的条件集別表2 付加サービス等の利用条件

1. 電話サービスの利用条件

当社の電話サービス契約約款に基づく付加サービス等の利用条件は次のとおりとする。

(1) 端末回線の利用条件

端末回線の利用条件は次に示すとおりとする。

(1/2)

接続条件 電話サービスの 端末回線の種別	分類1 による 当社網 からの 発信	分類2 による 当社網 からの 発信	分類3 による 当社網 からの 発信	分類4 による 当社網 からの 発信	分類5 による 当社網 からの 発信	分類6 による 当社網 からの 発信	分類7 による 当社網 からの 発信	分類9 による 当社網 からの 発信	分類3 による 当社網 への 着信
加入電話(単独電話)	○(注1)	○(注2)	○	○	○(注3)	○(注3)	○	○	○
加入電話(事業所 集団電話)	○(注4)	○(注5)	○	○(注6)	○(注6)	○(注6)	○(注6)	○	○
支店代行電話	○	○	○	○	○	○	○	○	○
着信用電話	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	○
有線放送電話接続 電話	×	×	○	×	×	×	×	○	○
公衆電話	○(注7)	○(注8)	○	○	○	○	○	○	×

(2/2)

接続条件 電話サービスの 端末回線の種別	発信種別1に よる当社網 からの 発信	発信種別2に よる当社網 からの 発信	発信種別3に よる当社網 からの 発信	発信種別4に よる当社網 からの 発信
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

凡例 ○：利用できる、×：利用できない、斜線：対象外
注1～注9 (略)

(2) 付加機能の利用条件

付加機能(電話サービス)の利用条件は次に示すとおりとする。

付加機能の種類 [付加サービス名]	相互接続に関わる利用条件

技術的条件集別表2 付加サービス等の利用条件

1. 電話サービスの利用条件

当社の電話サービス契約約款に基づく付加サービス等の利用条件は次のとおりとする。

(1) 端末回線の利用条件

端末回線の利用条件は次に示すとおりとする。

(1/2)

接続条件 電話サービスの 端末回線の種別	分類1 による 当社網 からの 発信	分類2 による 当社網 からの 発信	分類3 による 当社網 からの 発信	分類4 による 当社網 からの 発信	分類5 による 当社網 からの 発信	分類7 による 当社網 からの 発信	分類9 による 当社網 からの 発信	分類3 による 当社網 への 着信
加入電話(単独電話)	○(注1)	○(注2)	○	○	○(注3)	○	○	○
加入電話(事業所 集団電話)	○(注4)	○(注5)	○	○(注6)	○(注6)	○(注6)	○	○
支店代行電話	○	○	○	○	○	○	○	○
着信用電話	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	○
有線放送電話接続 電話	×	×	○	×	×	×	○	○
公衆電話	○(注7)	○(注8)	○	○	○	○	○	×

(2/2)

接続条件 電話サービスの 端末回線の種別	発信種別1に よる当社網 からの 発信	発信種別2に よる当社網 からの 発信	発信種別3に よる当社網 からの 発信	発信種別4に よる当社網 からの 発信
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

凡例 ○：利用できる、×：利用できない、斜線：対象外
注1～注9 (略)

(2) 付加機能の利用条件

付加機能(電話サービス)の利用条件は次に示すとおりとする。

付加機能の種類 [付加サービス名]	相互接続に関わる利用条件

発着信専用機能	1. 分類 1、分類 2、分類 3、分類 4、分類 5、 <u>分類 6</u> 、分類 7、発信種別 1、発信種別 2、発信種別 3 及び発信種別 4 の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
(略)	(略)

2. 総合デジタル通信サービスの利用条件

当社の総合デジタル通信サービス契約約款に基づく付加サービス等の利用条件は、次のとおりとする。

(1) 端末回線の利用条件

端末回線の利用条件は次に示すとおりとする。

(1/2)

接続条件	分類 1 による当社網からの発信	分類 2 による当社網からの発信	分類 3 による当社網からの発信	分類 4 による当社網からの発信	分類 5 による当社網からの発信	分類 <u>6</u> による <u>当社網からの発信</u>	分類 7 による当社網からの発信	分類 9 による当社網からの発信	分類 3 による当社網からの発信
総合デジタル通信サービスの端末回線の種別									
第 1 種総合デジタル通信サービス	○								
第 2 種総合デジタル通信サービス	○								
デジタル公衆電話サービス	○ (注 1)	○ (注 2)	○	○	○	<u>○</u>	○	○	×

(2/2)

接続条件	発信種別 1 による当社網からの発信	発信種別 2 による当社網からの発信	発信種別 3 による当社網からの発信	発信種別 4 による当社網からの発信
総合デジタル通信サービスの端末回線の種別				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

発着信専用機能	1. 分類 1、分類 2、分類 3、分類 4、分類 5、分類 7、発信種別 1、発信種別 2、発信種別 3 及び発信種別 4 の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
(略)	(略)

2. 総合デジタル通信サービスの利用条件

当社の総合デジタル通信サービス契約約款に基づく付加サービス等の利用条件は、次のとおりとする。

(1) 端末回線の利用条件

端末回線の利用条件は次に示すとおりとする。

(1/2)

接続条件	分類 1 による当社網からの発信	分類 2 による当社網からの発信	分類 3 による当社網からの発信	分類 4 による当社網からの発信	分類 5 による当社網からの発信	分類 7 による当社網からの発信	分類 9 による当社網からの発信	分類 3 による当社網からの発信
総合デジタル通信サービスの端末回線の種別								
第 1 種総合デジタル通信サービス	○							
第 2 種総合デジタル通信サービス	○							
デジタル公衆電話サービス	○ (注 1)	○ (注 2)	○	○	○	○	○	×

(2/2)

接続条件	発信種別 1 による当社網からの発信	発信種別 2 による当社網からの発信	発信種別 3 による当社網からの発信	発信種別 4 による当社網からの発信
総合デジタル通信サービスの端末回線の種別				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

凡例 ○：利用できる、×：利用できない
注1～注3（略）

(2) 通信種別の利用条件

通信種別の利用条件は次に示すとおりとする。

総合デジタル 通信サービスの 通信種別	接続条件	形態 1-1に おける	形態 3-3に おける	形態 4-3に おける	形態 4-6に おける
		接続	接続	接続	接続
通話モード			○		
デジタル通信モード(64kb/s)		○	○	×	○

凡例 ○：利用できる、×：利用できない

(3) 付加機能の利用条件

付加機能(総合デジタル通信サービス)の利用条件は次に示すとおりとする。

付加機能の種類 [付加サービス名]	相互接続に関わる利用条件
発信者番号通知機能	1. 分類1、分類2、分類3、分類4、分類5、 <u>分類6</u> 、 分類7、発信種別1、発信種別2、発信種別3及び発信種別4の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
サブアドレス通知機能	1. 分類1、分類2、分類3、分類4、分類5、 <u>分類6</u> 、 分類7、発信種別1、発信種別2、発信種別3及び発信種別4の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
通信中機器移動機能	1. 分類1、分類2、分類3、分類4、分類5、 <u>分類6</u> 、 分類7、発信種別1、発信種別2、発信種別3及び発信種別4の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
発信専用制御機能	1. 分類1、分類2、分類3、分類4、分類5、 <u>分類6</u> 、 分類7、発信種別1、発信種別2、発信種別3及び発信種別4の接続番号への発信時に本機能を利用可能とする。
(略)	(略)

凡例 ○：利用できる、×：利用できない
注1～注3（略）

(2) 通信種別の利用条件

通信種別の利用条件は次に示すとおりとする。

総合デジタル 通信サービスの 通信種別	接続条件	形態 3-3 における	形態 4-3 における	形態 4-6 における
		接続	接続	接続
通話モード			○	
デジタル通信モード(64kb/s)		○	×	○

凡例 ○：利用できる、×：利用できない

(3) 付加機能の利用条件

付加機能(総合デジタル通信サービス)の利用条件は次に示すとおりとする。

付加機能の種類 [付加サービス名]	相互接続に関わる利用条件
発信者番号通知機能	1. 分類1、分類2、分類3、分類4、分類5、分類7、 発信種別1、発信種別2、発信種別3及び発信種別4の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
サブアドレス通知機能	1. 分類1、分類2、分類3、分類4、分類5、分類7、 発信種別1、発信種別2、発信種別3及び発信種別4の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
通信中機器移動機能	1. 分類1、分類2、分類3、分類4、分類5、分類7、 発信種別1、発信種別2、発信種別3及び発信種別4の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
発信専用制御機能	1. 分類1、分類2、分類3、分類4、分類5、分類7、 発信種別1、発信種別2、発信種別3及び発信種別4の接続番号への発信時に本機能を利用可能とする。
(略)	(略)

発着信専用機能	1. 分類1、分類2、分類3、分類4、分類5、 <u>分類6</u> 、 分類7、発信種別1、発信種別2、発信種別3及び発 信種別4の接続番号への発信時、及び協定事業者網か らの着信時に本機能を利用可能とする。
(略)	(略)

3. 音声利用 I P 通信網サービスの利用条件

当社の音声利用 I P 通信網サービス契約約款に基づく付加サービス等の利用条件は、次のとおりとする。

(1) 端末回線の利用条件

端末回線の利用条件は次に示すとおりとする。

(1/3)

接続条件	分類3 による 当社網 からの 発信	分類4 による 当社網 からの 発信	分類6 による 当社網 からの 発信	分類7 による 当社網 からの 発信	分類9 による 当社網 からの 発信	分類3 による 当社網 からの 発信
音声利用 I P 通信網サー ビスの端末回線	○					

(2/3)

接続条件	発信種別1に よる当社網 からの 発信	発信種別4に よる当社網 からの 発信
音声利用 I P 通信網サー ビスの端末回線	○	

(3/3)

接続条件	形態 4-6 におけ る接続	形態 6-2 におけ る接続	形態 6-3 におけ る接続	形態 17 におけ る接続 ※
音声利用 I P 通信網サー ビスの端末回線	○			

※第1種サービスを除く

発着信専用機能	1. 分類1、分類2、分類3、分類4、分類5、分類7、発 信種別1、発信種別2、発信種別3及び発信種別4の接 続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本 機能を利用可能とする。
(略)	(略)

3. 音声利用 I P 通信網サービスの利用条件

当社の音声利用 I P 通信網サービス契約約款に基づく付加サービス等の利用条件は、次のとおりとする。

(1) 端末回線の利用条件

端末回線の利用条件は次に示すとおりとする。

(1/3)

接続条件	分類3 による 当社網 からの 発信	分類4 による 当社網 からの 発信	分類5 による 当社網 からの 発信	分類7 による 当社網 からの 発信	分類9 による 当社網 からの 発信	分類3 による 当社網 からの 発信
音声利用 I P 通信網サー ビスの端末回線	○					

(2/3)

接続条件	発信種別1に よる当社網 からの 発信	発信種別4に よる当社網 からの 発信
音声利用 I P 通信網サー ビスの端末回線	○	

(3/3)

接続条件	形態 4-6 におけ る接続	形態 6-2 におけ る接続	形態 6-3 におけ る接続	形態 17 におけ る接続 ※
音声利用 I P 通信網サー ビスの端末回線	○			

※第1種サービスを除く

凡例 ○：利用できる ×：利用できない

4. 特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの利用条件

当社の特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス契約約款に基づく付加サービス等の利用条件は、次のとおりとする。

(1) 端末回線の利用条件

端末回線の利用条件は次に示すとおりとする。

(1/3)

接続条件	分類 3 による 当社網 からの 発信	分類 4 による 当社網 からの 発信	分類 6 による 当社網 からの 発信	分類 7 による 当社網 からの 発信	分類 9 による 当社網 からの 発信	分類 3 による 当社網 への 着信
特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの端末回線	○					

(2/3)

接続条件	発信種別 1 に よる当社網 からの 発信	発信種別 4 に よる当社網 からの 発信
特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの端末回線	○	

(3/3)

接続条件	形態 4-6 におけ る接続	形態 6-2 におけ る接続	形態 6-3 におけ る接続	形態 17 におけ る接続 ※
特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの端末回線	○			

※第 1 種サービスを除く

凡例 ○：利用できる ×：利用できない

凡例 ○：利用できる ×：利用できない

4. 特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの利用条件

当社の特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス契約約款に基づく付加サービス等の利用条件は、次のとおりとする。

(1) 端末回線の利用条件

端末回線の利用条件は次に示すとおりとする。

(1/3)

接続条件	分類 3 による 当社網 からの 発信	分類 4 による 当社網 からの 発信	分類 5 による 当社網 からの 発信	分類 7 による 当社網 からの 発信	分類 9 による 当社網 からの 発信	分類 3 による 当社網 への 着信
特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの端末回線	○					

(2/3)

接続条件	発信種別 1 に よる当社網 からの 発信	発信種別 4 に よる当社網 からの 発信
特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの端末回線	○	

(3/3)

接続条件	形態 4-6 におけ る接続	形態 6-2 におけ る接続	形態 6-3 におけ る接続	形態 17 におけ る接続 ※
特定地域向け音声利用 I P 通信網サービスの端末回線	○			

※第 1 種サービスを除く

凡例 ○：利用できる ×：利用できない

技術的条件集別表4 I SUP仕様

技術的条件集別表4 (I SUP仕様) の記述に関する留意事項 (略)

NTT-Q761 No.7 信号方式ISDNユーザ部の機能 (略)

NTT-Q762 信号と信号情報の機能概要 (略)

NTT-Q763 フォーマット及びコード

1~2 (略)

3. ISDNユーザ部のパラメータ

3.1~3.103 (略)

3.104 課金情報

課金情報パラメータフィールドのフォーマットを、図3-98/NTT-Q763に示す。

図3-98/NTT-Q763 課金情報パラメータフィールド【JT-Q763に準拠する】

フィールド構成は、課金情報種別パラメータの値がNTT-Q763で規定されている以外の場合は、網毎に規定する。

(1)~(4) (略)

▼ (5) 課金情報種別パラメータ値が00000100の場合

課金情報パラメータフィールドのフォーマットを、図3-99M/NTT-Q763に示す。

	8	7	6	5	4	3	2	1
1	予 備					信号要素種別		
2	奇数/ 偶数	予 備						
	第2情報				第1情報			
	着信地域情報							
n	フィラー (必要な場合)				第n情報			

図3-99M/NTT-Q763 課金情報パラメータフィールド

a) 信号要素種別：一対の信号のやりとりを識別するために送信される情報である。

000 予備

001 予備

010 起動：実行すべきオペレーションを実行する。

011 成功応答：起動によって要求されたオペレーションの正常な終了を通知する。

技術的条件集別表4 I SUP仕様

技術的条件集別表4 (I SUP仕様) の記述に関する留意事項 (略)

NTT-Q761 No.7 信号方式ISDNユーザ部の機能 (略)

NTT-Q762 信号と信号情報の機能概要 (略)

NTT-Q763 フォーマット及びコード

1~2 (略)

3. ISDNユーザ部のパラメータ

3.1~3.103 (略)

3.104 課金情報

課金情報パラメータフィールドのフォーマットを、図3-98/NTT-Q763に示す。

図3-98/NTT-Q763 課金情報パラメータフィールド【JT-Q763に準拠する】

フィールド構成は、課金情報種別パラメータの値がNTT-Q763で規定されている以外の場合は、網毎に規定する。

(1)~(4) (略)

(5) 削除

1 0 0 } 予備
1 1 1 }

b) 奇数／偶数表示

0 着信地域情報桁数が偶数
1 着信地域情報桁数が奇数

c) 着信地域情報

コーディング側がBCDの場合、着信地域情報は次の様に4ビット情報に分割される。

<u>0 0 0 0</u>	ディジット0
<u>0 0 0 1</u>	1
<u>0 0 1 0</u>	2
<u>0 0 1 1</u>	3
<u>0 1 0 0</u>	4
<u>0 1 0 1</u>	5
<u>0 1 1 0</u>	6
<u>0 1 1 1</u>	7
<u>1 0 0 0</u>	8
<u>1 0 0 1</u>	9

d) フィラー

桁数が奇数の着信地域情報の場合、フィラーコード“0 0 0 0”が最後の着信地域情報の後に挿入される。▲

【JT-Q763では▼▲を規定していない】

3. 105 課金情報種別

課金情報種別パラメータフィールドのフィールドを、図3-100/NTT-Q763に示す。

図3-100/NTT-Q763 【JT-Q763に準拠する】

3. 105 課金情報種別

課金情報種別パラメータフィールドのフィールドを、図3-100/NTT-Q763に示す。

図3-100/NTT-Q763 【JT-Q763に準拠する】

次のコードが課金情報種別パラメータフィールドで使用される。

▼00000000 網固有情報
00000001 国際自即公衆
00000010 柔軟課金
00000011 応用課金レート転送
00000100 NTT網接続型PHS
00000101 } 網固有情報
10000000 }
10000001 } 予備
11111101 }
11111110 課金レート転送
11111111 予備▲

【JT-Q763では▼▲の規定が異なる】

3. 106～3. 117 (略)

次のコードが課金情報種別パラメータフィールドで使用される。

▼00000000 網固有情報
00000001 国際自即公衆
00000010 柔軟課金
00000011 応用課金レート転送
00000100 }
10000000 } 網固有情報
10000001 } 予備
11111101 }
11111110 課金レート転送
11111111 予備▲

【JT-Q763では▼▲の規定が異なる】

3. 106～3. 117 (略)

技術的条件集別表 4. 1 I S U P 仕様 (網内信号部)

技術的条件集別表 4.1 (I S U P 仕様 網内信号部) の記述に関する留意事項 (略)

N T T - Q 7 6 1 - 1 No.7 信号方式 I S D N ユーザ部の機能 (略)

N T T - Q 7 6 2 - 1 信号と信号情報の機能概要

- 1、2 (略)
- 3. 信号パラメータ
- 3. 1 ~ 3. 9 0 (略)
- 3. 9 1 通信路要求表示 【技別 4 に準拠する】
- 3. 9 1. 1 ~ 3. 9 1. 6 (略)
- 3. 9 1. 7 従属パラメータ
- 3. 9 1. 7. 1 ~ 3. 9 1. 7. 3 6 (略)
- 3. 9 1. 7. 3 7 交換機間ハンドオーバ表示

PHS 接続装置間ハンドオーバ呼であることを識別するための情報。また、要求されたオペレーション種別に対する、応答、エラー情報の転送にも使用される。

- 3. 9 1. 9 ~ 3. 1 1 6 (略)
- 4. パラメータ情報 (略)

N T T - Q 7 6 3 - 1 フォーマット及びコード

- 1、2 (略)
- 3. I S D N ユーザ部のパラメータ
- 3. 1 パラメータ名
パラメータ名のコードを、パラメータの内容を規定している章番号と併せて、表 3 - 1 / N T T - Q 7 6 3 - 1 に示す。

表 3 - 1 / N T T - Q 7 6 3 - 1

パラメータ名	節番号	コード	記事
(略)	(略)	(略)	
オペレータサービス特有情報	3.91.7.36	0 0 1 0 0 1 0 1	
交換機間ハンドオーバ表示	3.91.7.37	0 0 1 0 0 1 1 0 ▲	

【技別 4 では ▼ ▲ を規定していない】

- 3. 2 ~ 3. 9 1. 6 (略)
- 3. 9 1. 7 従属パラメータ
グローバル情報パラメータ、エンド情報転送パラメータのサブフィールドで使用される従属パラメータは表 X に示される。

技術的条件集別表 4. 1 I S U P 仕様 (網内信号部)

技術的条件集別表 4.1 (I S U P 仕様 網内信号部) の記述に関する留意事項 (略)

N T T - Q 7 6 1 - 1 No.7 信号方式 I S D N ユーザ部の機能 (略)

N T T - Q 7 6 2 - 1 信号と信号情報の機能概要

- 1、2 (略)
- 3. 信号パラメータ
- 3. 1 ~ 3. 9 0 (略)
- 3. 9 1 通信路要求表示 【技別 4 に準拠する】
- 3. 9 1. 1 ~ 3. 9 1. 6 (略)
- 3. 9 1. 7 従属パラメータ
- 3. 9 1. 7. 1 ~ 3. 9 1. 7. 3 6 (略)
- 3. 9 1. 7. 3 7 削除

- 3. 9 1. 9 ~ 3. 1 1 6 (略)
- 4. パラメータ情報 (略)

N T T - Q 7 6 3 - 1 フォーマット及びコード

- 1、2 (略)
- 3. I S D N ユーザ部のパラメータ
- 3. 1 パラメータ名
パラメータ名のコードを、パラメータの内容を規定している章番号と併せて、表 3 - 1 / N T T - Q 7 6 3 - 1 に示す。

表 3 - 1 / N T T - Q 7 6 3 - 1

パラメータ名	節番号	コード	記事
(略)	(略)	(略)	
オペレータサービス特有情報	3.91.7.36	0 0 1 0 0 1 0 1 ▲	

【技別 4 では ▼ ▲ を規定していない】

- 3. 2 ~ 3. 9 1. 6 (略)
- 3. 9 1. 7 従属パラメータ
グローバル情報パラメータ、エンド情報転送パラメータのサブフィールドで使用される従属パラメータは表 X に示される。

表X 従属パラメータ一覧

従属パラメータコード	従属パラメータ	設定されるパラメータ	参 照
(略)	(略)	(略)	(略)
00100101	オペレータサービス特有情報	エンド情報転送	3.91.7.36
00100110	交換機間ハンドオーバー表示	エンド情報転送	3.91.7.37

3.91.7.1~3.91.7.32 (略)

3.91.7.33 隣接網形態識別

隣接網形態識別従属パラメータのフォーマットは、図3-81-7.33/NTT-Q763-1で示される。

	8	7	6	5	4	3	2	1
1	従属パラメータ名 (00100010)							
2	従属パラメータ長							
3	隣接網形態識別表示							

図3-81-7.33/NTT-Q763-1
隣接網形態識別従属パラメータフィールド

a) 従属パラメータ名

隣接網形態識別 (00100010) が設定される。

b) 従属パラメータ長

従属パラメータの内容部のオクテット長を2進数で表わす。

次のコードが隣接網形態識別従属パラメータの内容部のフィールドで使用される。

c) 隣接網形態識別表示

00000000	予備
00000001	PHS事業者網 (依存型)
00000010	PHS事業者網 (接続型)
00000011	移動体網
00000100	国際網
00000101	地域網
00000110	中継網

表X 従属パラメータ一覧

従属パラメータコード	従属パラメータ	設定されるパラメータ	参 照
(略)	(略)	(略)	(略)
00100101	オペレータサービス特有情報	エンド情報転送	3.91.7.36

3.91.7.1~3.91.7.32 (略)

3.91.7.33 隣接網形態識別

隣接網形態識別従属パラメータのフォーマットは、図3-81-7.33/NTT-Q763-1で示される。

	8	7	6	5	4	3	2	1
1	従属パラメータ名 (00100010)							
2	従属パラメータ長							
3	隣接網形態識別表示							

図3-81-7.33/NTT-Q763-1
隣接網形態識別従属パラメータフィールド

a) 従属パラメータ名

隣接網形態識別 (00100010) が設定される。

b) 従属パラメータ長

従属パラメータの内容部のオクテット長を2進数で表わす。

次のコードが隣接網形態識別従属パラメータの内容部のフィールドで使用される。

c) 隣接網形態識別表示

00000000	予備
00000001	予備
00000010	PHS事業者網
00000011	移動体網
00000100	国際網
00000101	地域網
00000110	中継網

00000111 総合通信事業者網
その他 予備

3.91.7.34~3.91.7.36 (略)

3.91.7.37 交換機間ハンドオーバ表示

交換機間ハンドオーバ表示従属パラメータのフォーマットは、図3-81-7.37/NTT-Q763-1で示される。

	8	7	6	5	4	3	2	1
1	従属パラメータ名 (00100110)							
2	従属パラメータ長							
3	予備	F	E	D	C	B	A	
4	付加情報名							
5	付加情報長							
6	付加情報1							
	⋮							
	付加情報名							
	付加情報長							
n	付加情報m							

図3-81-7.37/NTT-Q763-1 交換機間ハンドオーバ表示従属パラメータフィールド

注) 「付加情報名」以降の4~nオクテットは繰り返し設定されることがある。なお、この場合のコード順序は特に規定しない。

00000111 総合通信事業者網
その他 予備

3.91.7.34~3.91.7.36 (略)

3.91.7.37 削除

a) 従属パラメータ名

交換機間ハンドオーバ表示 (00100110) が設定される。

b) 従属パラメータ長

従属パラメータの内容部のオクテット長を2進数で表す。

次のコードが交換機間ハンドオーバ表示従属パラメータの内容部のフィールドで使用される。

c) 信号要素種別

ビットBA

00 起動

01 成功応答

10 失敗応答

11 予備

d) オペレーション種別

ビットFEDC

0000 予備

0001 ハンドオーバ呼接続要求

0010 ハンドオーバ呼解放要求

その他 予備

e) 付加情報名

00000000 予備

00000001 ハンドオーバ用演算結果

00000010 予備

00000011 認証キー (非反転)

00000100 ハンドオーバ用在圏エリア番号

00000101 ハンドオーバ用認証エラー表示

00000110 認証種別

その他 予備

f) 付加情報長

付加情報のオクテット長を2進数で表す。

g) 付加情報

(1) 付加情報名が00000001: ハンドオーバ用演算結果の場合

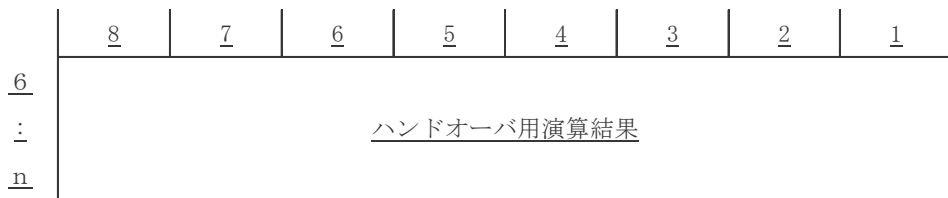


図3-81-7. 37A/NTT-Q763-1 付加情報名がハンドオーバ用演算結果の場合の付加情報フィールド

接続装置間ハンドオーバで端末認証を行うための情報。

i) ハンドオーバ用演算結果
64ビットのビット列で表現される。

(2) 削除

(3) 付加情報名が00000011：認証キー(非反転)の場合

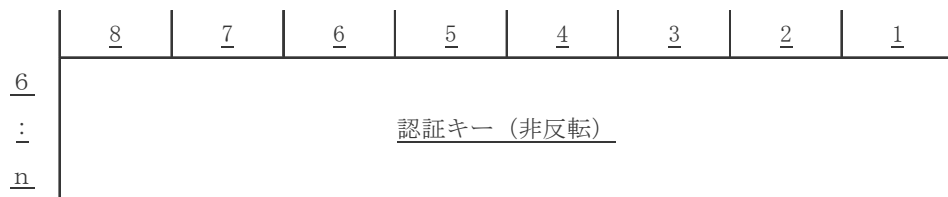


図3-81-7. 37C/NTT-Q763-1 付加情報名が認証キー(非反転)の場合の付加情報フィールド

PHSサービスで端末認証を行う場合に利用されるキー情報。

i) 認証キー(非反転)
64ビットのビット列で表現される。

(4) 付加情報名が00000100：ハンドオーバ用在圏エリア番号の場合

	8	7	6	5	4	3	2	1
6	奇偶	予備						
7	第2アドレス情報				第1アドレス情報			
	⋮							
n	フィラー (必要な場合)				第Nアドレス情報			

図 3-8 1-7. 37D/NTT-Q763-1 付加情報名がハンドオーバ用在圏エリア番号の場合の付加情報フィールド

接続装置間ハンドオーバ時の在圏エリア情報。

i) 奇数/偶数表示

- 0 アドレス情報の桁数が偶数
- 1 アドレス情報の桁数が奇数

ii) アドレス情報

- 0000 デジット0
- 0001 デジット1
- 0010 デジット2
- 0011 デジット3
- 0100 デジット4
- 0101 デジット5
- 0110 デジット6
- 0111 デジット7
- 1000 デジット8
- 1001 デジット9
- その他 予備

iii) フィラー

アドレス情報の桁数が奇数の場合、フィラーコード“0000”が最後のアドレス情報の後に挿入される。

(5) 付加情報名が00000101：ハンドオーバ用認証エラー表示の場合

	8	7	6	5	4	3	2	1
6	クラス		形式	エラーバリュートグ				
	0	0	0	0	0	0	1	0
7	パラメータ長							
	0	0	0	0	0	0	0	1
8	ハンドオーバ用認証エラー値							

図 3-81-7. 37E/NTT-Q763-1 付加情報名がハンドオーバ用認証エラー表示の場合の付加情報フィールド

接続装置間ハンドオーバ時の認証実施時におけるエラー表示。

i) ハンドオーバ用認証エラー値

6～8オクテットについては JT-Q950 の規定に基づき以下のリターンエラー値を設定する。

0 0 0 0 0 0 1 1 利用不可
 0 0 0 0 0 1 0 1 情報内容不十分
 0 0 0 0 0 1 1 1 無効な呼状態

(6) 付加情報名が 0 0 0 0 0 1 1 0 : 認証種別の場合

	8	7	6	5	4	3	2	1
6	認証種別							

図 3-81-7. 37F/NTT-Q763-1 付加情報名が認証種別の場合の付加情報フィールド

PHS サービスで端末認証を行う場合の認証方法を指定するための情報。

i) 認証種別

0 0 0 0 0 0 0 1 NTT
 その他 予備

3. 91. 9～3. 103 (略)

3. 104 課金情報

課金情報パラメータフィールドのフォーマットを、図3-98/NTT-Q763-1に示す。

図3-98/NTT-Q763-1 【技別4に準拠する】

フィールド構成は、課金情報種別パラメータの値がNTT-Q763-1で規定されている以外の場合は、網毎に規定する。

(1)～(4) (略)

(5) 課金情報種別パラメータ値が00000100の場合 【技別4に準拠する】

▼ (6) 課金情報種別パラメータ値が00000101の場合

課金情報パラメータフィールドのフォーマットを、図3-99N/NTT-Q763-1に示す。

	8	7	6	5	4	3	2	1
1	予備					情報送信/受信種別		
2	料金算定情報種別							
3	料金算定情報種別長							
4	料金算定情報							
n								

図3-99N/NTT-Q763-1 課金情報パラメータフィールド

a) 情報送信/受信種別

000 予備

001 情報送信 (受信時報告必要)

010 情報送信 (報告不要)

011 情報受信

その他 予備

b) 料金算定情報種別

00000000 予備

00000001 着POI-MAC (正規化MAコード)

00000010 端末在圏MA

11111111 料金算定情報なし

その他 予備

3. 91. 9～3. 103 (略)

3. 104 課金情報

課金情報パラメータフィールドのフォーマットを、図3-98/NTT-Q763-1に示す。

図3-98/NTT-Q763-1 【技別4に準拠する】

フィールド構成は、課金情報種別パラメータの値がNTT-Q763-1で規定されている以外の場合は、網毎に規定する。

(1)～(4) (略)

(5) 削除

(6) 削除

(注) 「料金算定情報種別」以降が同一パラメータ内に繰り返し設定されることがある。

(例：着POI-MACと端末在圏MA)

c) 料金算定情報種別長

料金算定情報のオクテット長をバイナリで表す。

d) 料金算定情報

1. 料金算定情報種別が00000001の場合

	8	7	6	5	4	3	2	1
4 a	着POI-MAC							(LSB)
4 b	予備						(MSB)	

図3-99O/NTT-Q763-1 料金算定情報フィールド

2. 料金算定情報種別が00000010の場合

	8	7	6	5	4	3	2	1
4 a	奇/偶	予備						
4 b	第2情報				第1情報			
	端末在圏MA							
4 n	フィラー (必要な場合)				第n情報			

図3-99P/NTT-Q763-1 料金算定情報フィールド

a) 着POI-MAC

着ユーザの在圏MACが2オクテットのバイナリで表現される。

b) 奇数/偶数表示

0 端末在圏MA桁数が偶数

1 端末在圏MA桁数が奇数

c) 端末在圏MA

0000 デジット0

↓

1001 デジット9

d) フィラー

桁数が奇数の着信地域情報の場合、フィラーコード“0000”が最後の端末

在圏MAの後に挿入される。▲

【技別4では▼▲を規定していない】

3. 105 課金情報種別

課金情報種別パラメータフィールドのフィールドを、図3-100/NTT-Q763-1に示す。

図3-100/NTT-Q763-1 【技別4に準拠する】

次のコードが課金情報種別パラメータフィールドで使用される。

00000000 ▼KDD・国際自即公衆▲

【技別4とは▼▲の規定が異なる】

00000001 国際自即公衆

00000010 柔軟課金

00000011 応用課金レート転送

00000100 NTT網接続型PHS

00000101 ▼料金算定情報

00000110

網固有情報

10000000

▲

【技別4とは▼▲の規定が異なる】

(略)

3. 106~3. 111. 1 (略)

3. 111. 2 リダイレクション理由

リダイレクション理由パラメータのフォーマットは、図3-81-10/NTT-Q763-1で示される。

	8	7	6	5	4	3	2	1
1	H	G	F	E	D	C	B	A

図3-81-10/NTT-Q763-1 リダイレクション理由パラメータフィールド

リダイレクション理由
ビットGFEDCBA

3. 105 課金情報種別

課金情報種別パラメータフィールドのフィールドを、図3-100/NTT-Q763-1に示す。

図3-100/NTT-Q763-1 【技別4に準拠する】

次のコードが課金情報種別パラメータフィールドで使用される。

00000000 ▼KDD・国際自即公衆▲

【技別4とは▼▲の規定が異なる】

00000001 国際自即公衆

00000010 柔軟課金

00000011 応用課金レート転送

00000100

網固有情報

10000000

(略)

3. 106~3. 111. 1 (略)

3. 111. 2 リダイレクション理由

リダイレクション理由パラメータのフォーマットは、図3-81-10/NTT-Q763-1で示される。

	8	7	6	5	4	3	2	1
1	H	G	F	E	D	C	B	A

図3-81-10/NTT-Q763-1 リダイレクション理由パラメータフィールド

リダイレクション理由
ビットGFEDCBA

0 0 0 0 0 0 0 } 予備
 0 0 0 0 0 0 1 } 予備
 1 1 1 1 0 1 1 }
 1 1 1 1 1 0 0 災害対策用全国利用型伝言ダイヤル
 1 1 1 1 1 0 1 依存型PHS接続
 1 1 1 1 1 1 0 番号ポータビリティ
 1 1 1 1 1 1 1 予備

ビットH：予備 ▲

【技別4では▼▲を規定していない】

3. 1 1 2 ~ 3. 1 1 7 (略)

4. I S D Nユーザ部メッセージとコード
 (略)

表4-1 / N T T - Q 7 6 3 - 1 (略)

表4-2 / N T T - Q 7 6 3 - 1
 メッセージ種別：応答 (A N M)

パラメータ	参照節	タイプ	長さ (オクテット)
(略)	(略)	(略)	(略)
エンド情報転送 (従属パラメータ)	3.91.6	O	3 ~ 1 2 8
NSP設定情報	3.91.7.25		3 ~ 6 4
番号変換履歴	3.91.7.26		3 ~ 6 4
着ユーザ付加サービス情報	3.91.7.30		4
交換機間ハンドオーバー表示	3.91.7.37		3 ~ 8 9
グローバル情報 (従属パラメータ)	3.91.5	O	3 ~ 1 2 8
第1衛星チャネル表示	3.91.7.8		7 ~ 3 0
第2衛星チャネル表示	3.91.7.9		7 ~ 3 0
着信拒否遭遇呼	3.91.7.21		3
第2網機能種別	3.91.7.7		4
(略)	(略)	(略)	(略)

(注1) 35オクテットまでのみを提供する網がある。

(注2) このパラメータは最大10回繰り返されることがある。

【技別4では▼▲を規定していない】

0 0 0 0 0 0 0 } 予備
 0 0 0 0 0 0 1 } 予備
 1 1 1 1 0 1 1 }
 1 1 1 1 1 0 0 災害対策用全国利用型伝言ダイヤル
 1 1 1 1 1 0 1 予備
 1 1 1 1 1 1 0 番号ポータビリティ
 1 1 1 1 1 1 1 予備

ビットH：予備 ▲

【技別4では▼▲を規定していない】

3. 1 1 2 ~ 3. 1 1 7 (略)

4. I S D Nユーザ部メッセージとコード
 (略)

表4-1 / N T T - Q 7 6 3 - 1 (略)

表4-2 / N T T - Q 7 6 3 - 1
 メッセージ種別：応答 (A N M)

パラメータ	参照節	タイプ	長さ (オクテット)
(略)	(略)	(略)	(略)
エンド情報転送 (従属パラメータ)	3.91.6	O	3 ~ 1 2 8
NSP設定情報	3.91.7.25		3 ~ 6 4
番号変換履歴	3.91.7.26		3 ~ 6 4
着ユーザ付加サービス情報	3.91.7.30		4
グローバル情報 (従属パラメータ)	3.91.5	O	3 ~ 1 2 8
第1衛星チャネル表示	3.91.7.8		7 ~ 3 0
第2衛星チャネル表示	3.91.7.9		7 ~ 3 0
着信拒否遭遇呼	3.91.7.21		3
第2網機能種別	3.91.7.7		4
(略)	(略)	(略)	(略)

(注1) 35オクテットまでのみを提供する網がある。

(注2) このパラメータは最大10回繰り返されることがある。

【技別4では▼▲を規定していない】

表4-3/NTT-Q763-1～表4-11/NTT-Q763-1 (略)

表4-12/NTT-Q763-1
メッセージ種別：アドレス (IAM)

パラメータ	参照節	タイプ	長さ (オクテット)
(略)	(略)	(略)	(略)
エンド情報転送 (従属パラメータ)	3.91.6	○	3～128
機能レベル表示	3.91.7.1		3
CUG接続制御	3.91.7.6		3
通信中発信呼表示	3.91.7.10		3
発ユーザ番号	3.91.7.11		4～12
着ユーザ番号	3.91.7.12		4～14
オプション転送情報	3.91.7.13		3
転送元ユーザ番号	3.91.7.14		4～12
着信指示用音源種別	3.91.7.15		3～5
第1着ユーザ番号	3.91.7.20		4～14
隣接網形態種別	3.91.7.33		3
クラス符号	3.91.7.24		3
オペレータサービス特有情報	3.91.7.36		3～17
交換機間ハンドオーバ表示	3.91.7.37		3～89
グローバル情報 (従属パラメータ)	3.91.5	○	3～128
第2網機能種別	3.91.7.7		4
第1衛星チャネル表示	3.91.7.8		7～30
第2衛星チャネル表示	3.91.7.9		7～30
閉番号区域内呼表示	3.91.7.16		3
回線優先クラス	3.91.7.29		3
網特有ロケーション番号	3.91.7.28		5～14
ポータビリティ番号	3.91.7.32		4～14
(略)	(略)	(略)	(略)

(注) このパラメータは最大10回繰り返されることもある。

【技別4では▼▲を規定していない】

表4-13/NTT-Q763-1

表4-3/NTT-Q763-1～表4-11/NTT-Q763-1 (略)

表4-12/NTT-Q763-1
メッセージ種別：アドレス (IAM)

パラメータ	参照節	タイプ	長さ (オクテット)
(略)	(略)	(略)	(略)
エンド情報転送 (従属パラメータ)	3.91.6	○	3～128
機能レベル表示	3.91.7.1		3
CUG接続制御	3.91.7.6		3
通信中発信呼表示	3.91.7.10		3
発ユーザ番号	3.91.7.11		4～12
着ユーザ番号	3.91.7.12		4～14
オプション転送情報	3.91.7.13		3
転送元ユーザ番号	3.91.7.14		4～12
着信指示用音源種別	3.91.7.15		3～5
第1着ユーザ番号	3.91.7.20		4～14
隣接網形態種別	3.91.7.33		3
クラス符号	3.91.7.24		3
オペレータサービス特有情報	3.91.7.36		3～17
グローバル情報 (従属パラメータ)	3.91.5	○	3～128
第2網機能種別	3.91.7.7		4
第1衛星チャネル表示	3.91.7.8		7～30
第2衛星チャネル表示	3.91.7.9		7～30
閉番号区域内呼表示	3.91.7.16		3
回線優先クラス	3.91.7.29		3
網特有ロケーション番号	3.91.7.28		5～14
ポータビリティ番号	3.91.7.32		4～14
(略)	(略)	(略)	(略)

(注) このパラメータは最大10回繰り返されることもある。

【技別4では▼▲を規定していない】

表4-13/NTT-Q763-1

メッセージ種別：切断（REL）

パラメータ	参照節	タイプ	長さ（オクテット）
（略）	（略）	（略）	（略）
エンド情報転送 （従属パラメータ）	3.91.6	O	3～128
CUG接続制御	3.91.7.6		3
着ユーザ番号	3.91.7.12		4～14
ガイダンス通知拒否表示	3.91.7.23		4
網特有事業者情報	3.91.7.34		5～64
交換機間ハンドオーバー表示	3.91.7.37		3～89
グローバル情報 （従属パラメータ）	3.91.5	O	3～242
網状態	3.91.7.17		6～16
詳細理由	3.91.7.18		3～16
IAM情報	3.91.7.27		33～240
ポータビリティ番号	3.91.7.32		4～14▲
（略）	（略）	（略）	（略）

▼（注1）国内用のみ

（注X） 関門局（IGS、SZC）が、他事業者網内で生成されたRELを中継する時に当社／

他事業者切り分けのため本パラメータを設定する。 ▲

（注▼Y▲） サービス活性化パラメータのフィーチャーコードが「リルーチング要求」の場合に、本パラメータが設定される。

【技別4では▼▲を規定していない】

（略）

メッセージ種別：切断（REL）

パラメータ	参照節	タイプ	長さ（オクテット）
（略）	（略）	（略）	（略）
エンド情報転送 （従属パラメータ）	3.91.6	O	3～128
CUG接続制御	3.91.7.6		3
着ユーザ番号	3.91.7.12		4～14
ガイダンス通知拒否表示	3.91.7.23		4
網特有事業者情報	3.91.7.34		5～64
グローバル情報 （従属パラメータ）	3.91.5	O	3～242
網状態	3.91.7.17		6～16
詳細理由	3.91.7.18		3～16
IAM情報	3.91.7.27		33～240
ポータビリティ番号	3.91.7.32		4～14▲
（略）	（略）	（略）	（略）

▼（注1）国内用のみ

（注X） 関門局（IGS、SZC）が、他事業者網内で生成されたRELを中継する時に当社／

他事業者切り分けのため本パラメータを設定する。 ▲

（注▼Y▲） サービス活性化パラメータのフィーチャーコードが「リルーチング要求」の場合に、本パラメータが設定される。

【技別4では▼▲を規定していない】

（略）

技術的条件集別表5 接続シーケンス

シーケンスパターン一覧

シーケンスパターン	シーケンス分類	記事
(略)	(略)	(略)
P T-L×	(略)	(略)
P T-M×	公衆用基地局-デジタル網間	活用型PHS系端末機器接続
P T-O×	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

*1、*2 (略)

P T-A 1 ~ P T-L 1 2 (略)

技術的条件集別表5 接続シーケンス

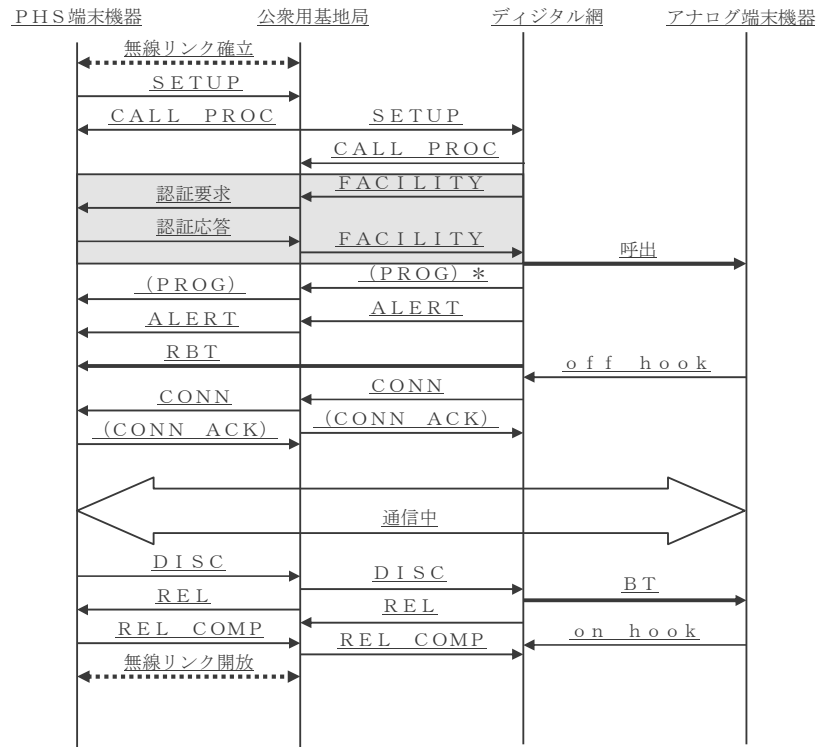
シーケンスパターン一覧

シーケンスパターン	シーケンス分類	記事
(略)	(略)	(略)
P T-L×	(略)	(略)
P T-M×	削除	削除
P T-O×	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

*1、*2 (略)

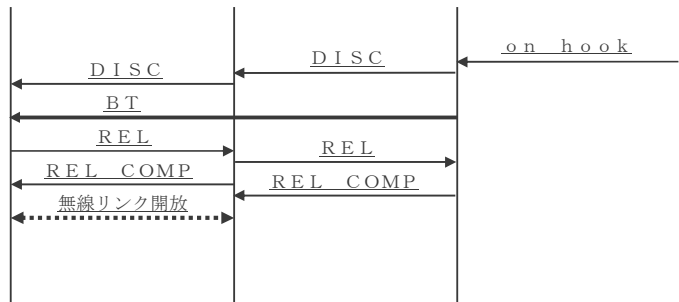
P T-A 1 ~ P T-L 1 2 (略)

PT-M1



* : 当社網からは複数PROGが送信される場合がある。

着側切断のシーケンス



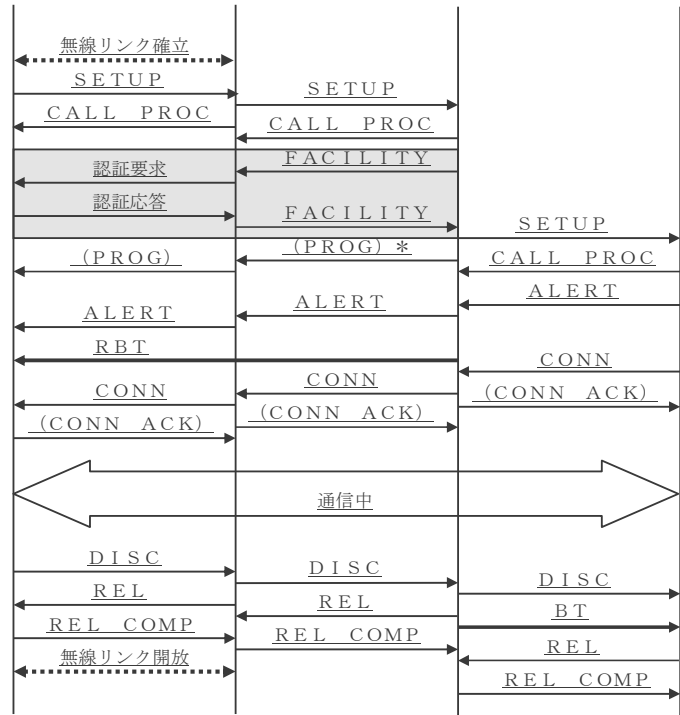
■ : 直接協定事業者網が当社認証方式の場合

PT-M1

削除

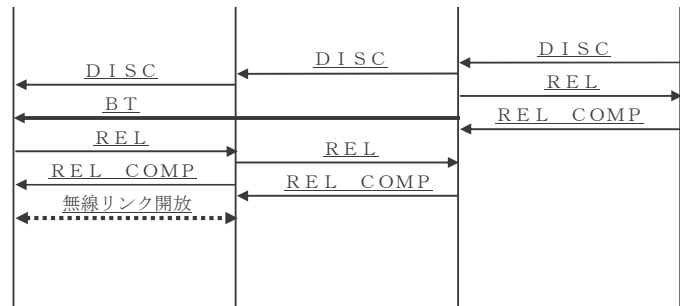
PT-M2

PHS 端末機器 公衆用基地局 デジタル網 ISDN 端末機器



* : 当社網からは複数 PROG が送信される場合がある。

着側切断のシーケンス



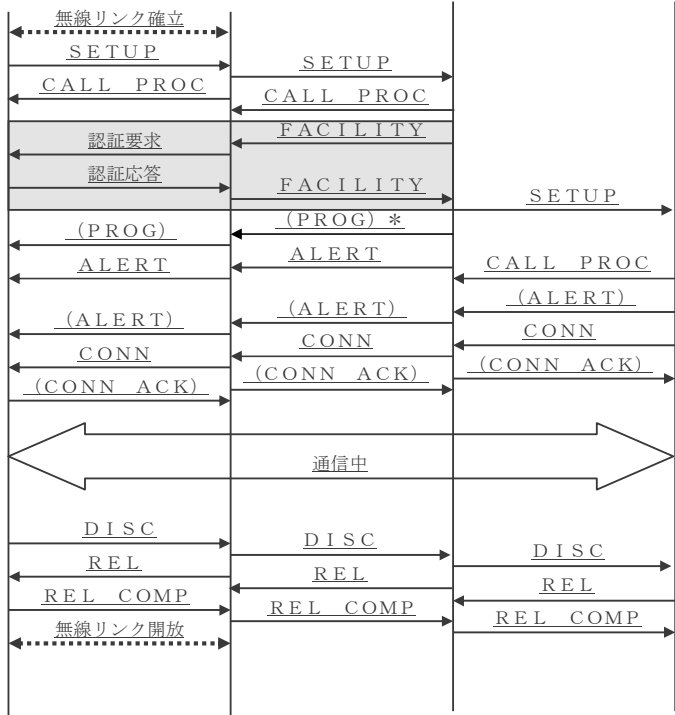
■ : 直接協定事業者網が当社認証方式の場合

PT-M2

削除

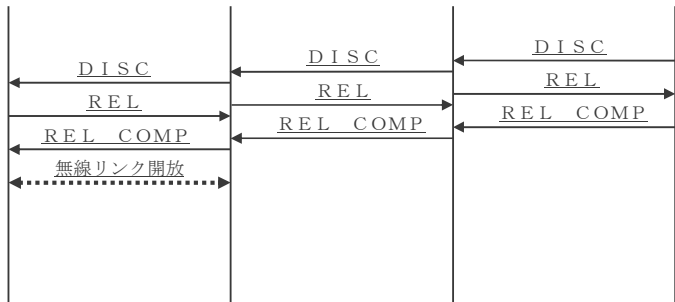
PT-M3

PHS 端末機器 公衆用基地局 デジタル網 ISDN 端末機器



* : 当社網からは複数PROGが送信される場合がある。

着側切断のシーケンス



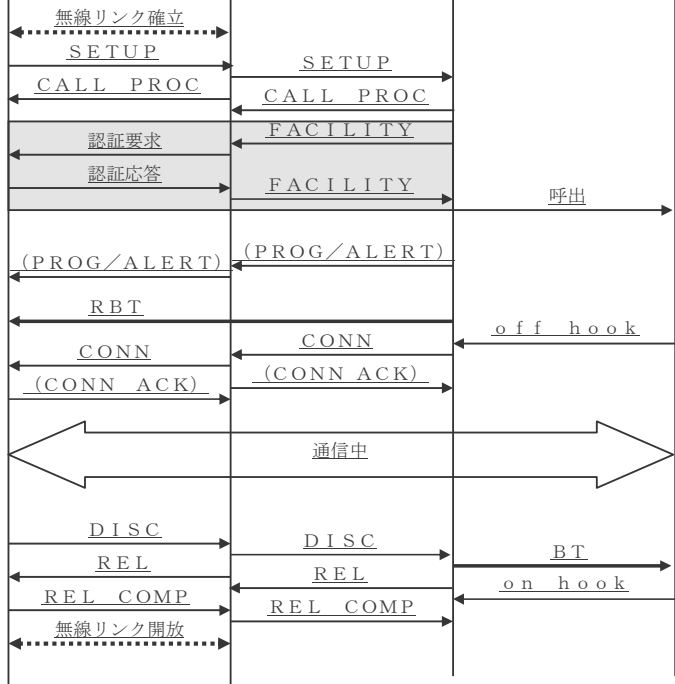
■ : 直接協定事業者網が当社認証方式の場合

PT-M3

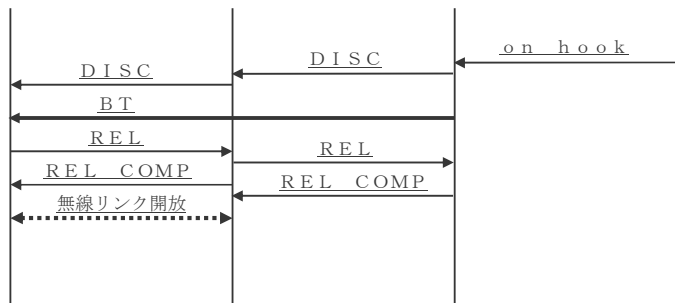
削除

PT-M4

PHS 端末機器 公衆用基地局 デジタル網 アナログ端末機器



着側切断のシーケンス

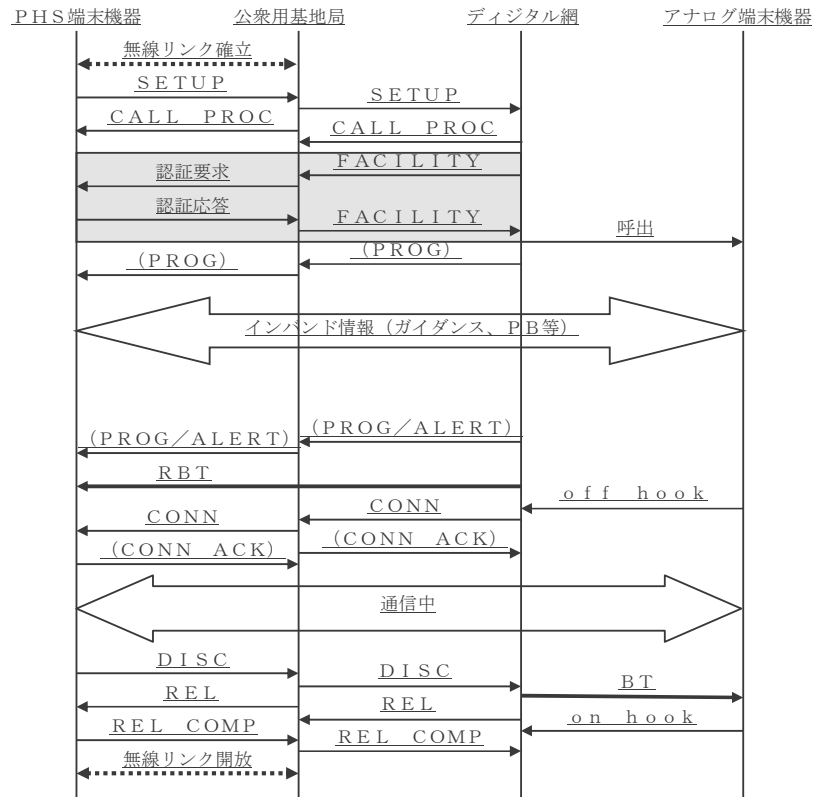


■ : 直接協定事業者網が当社認証方式の場合

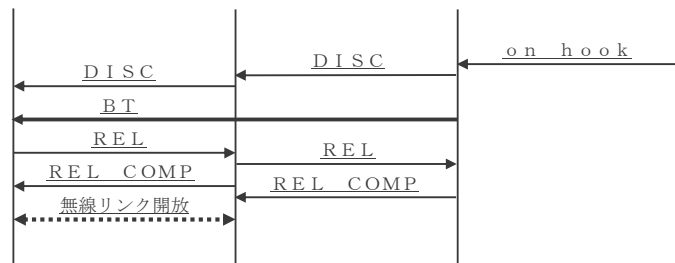
PT-M4

削除

PT-M5



着側切断のシーケンス

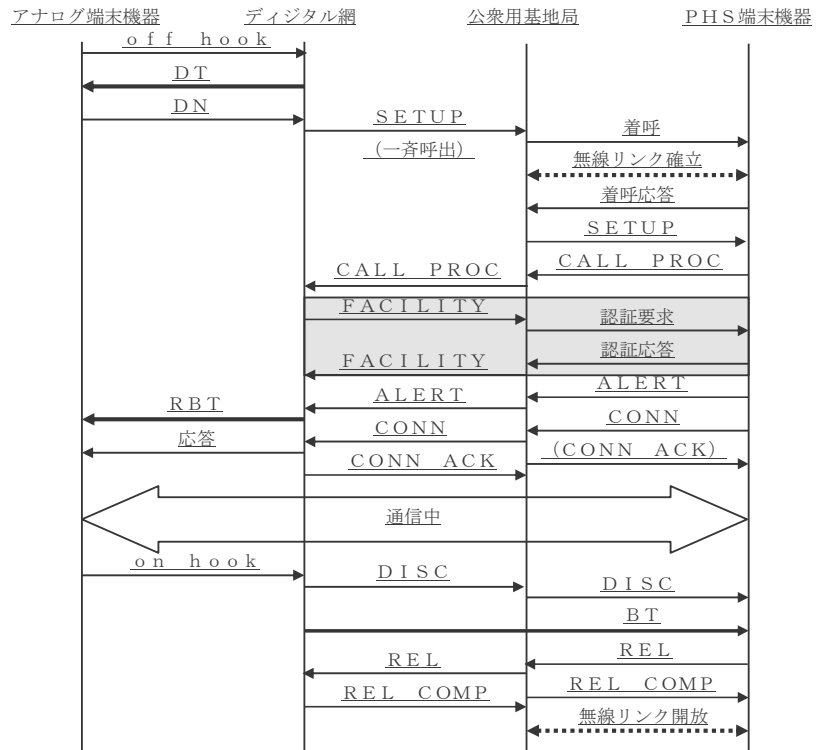


■ : 直接協定事業者網が当社認証方式の場合

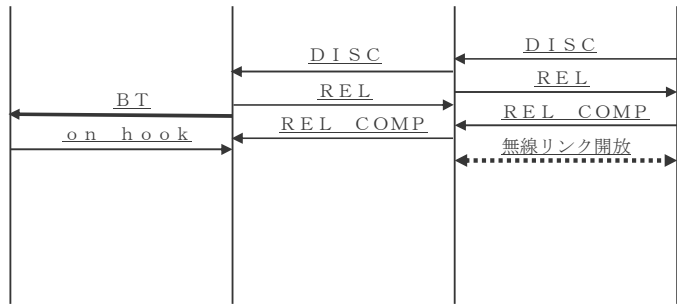
PT-M5

削除

PT-M6



着側切断のシーケンス



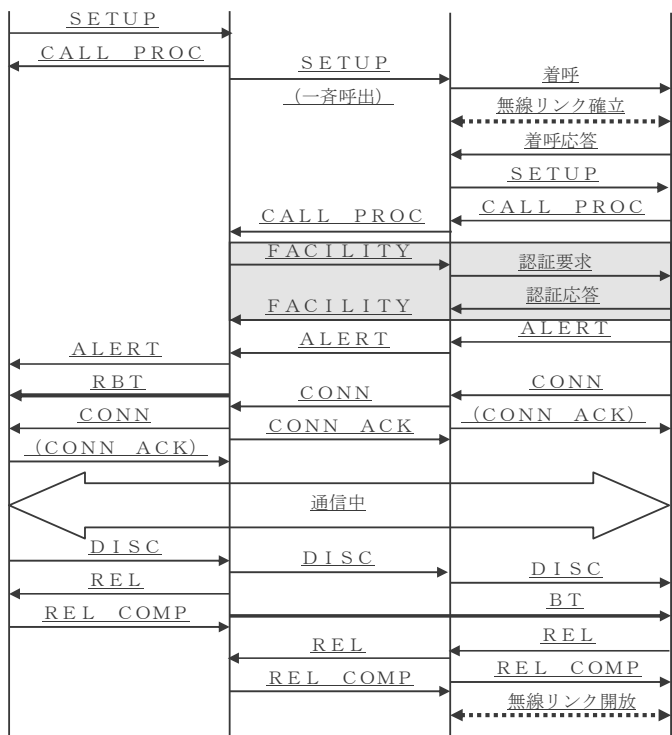
■ : 直接協定事業者網が当社認証方式の場合

PT-M6

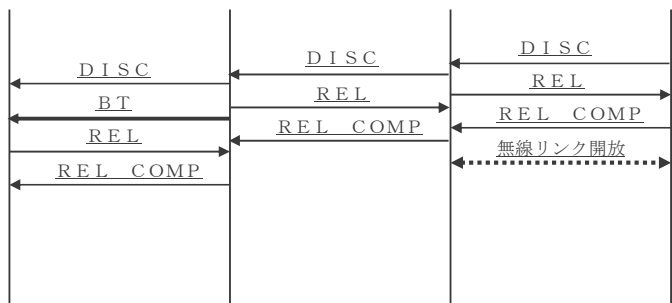
削除

PT-M7

ISDN端末機器 デジタル網 公衆用基地局 PHS端末機器



着側切断のシーケンス



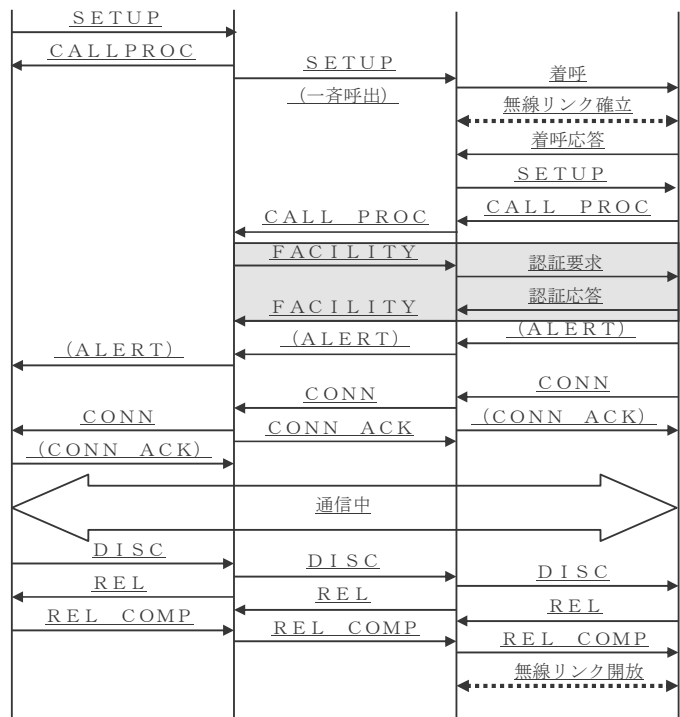
■ : 直接協定事業者網が当社認証方式の場合

PT-M7

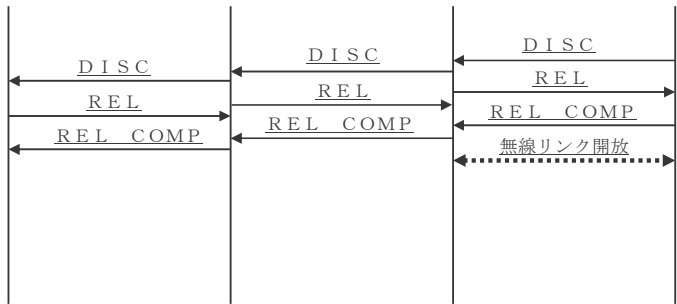
削除

PT-M8

ISDN 端末機器 デジタル網 公衆用基地局 PHS 端末機器



着側切断のシーケンス



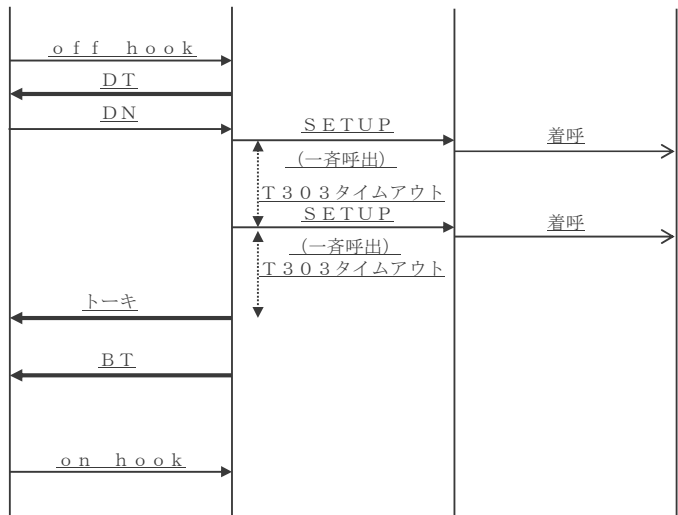
■ : 直接協定事業者網が当社認証方式の場合

PT-M8

削除

PT-M9

アナログ端末機器 デジタル網 公衆用基地局 PHS端末機器

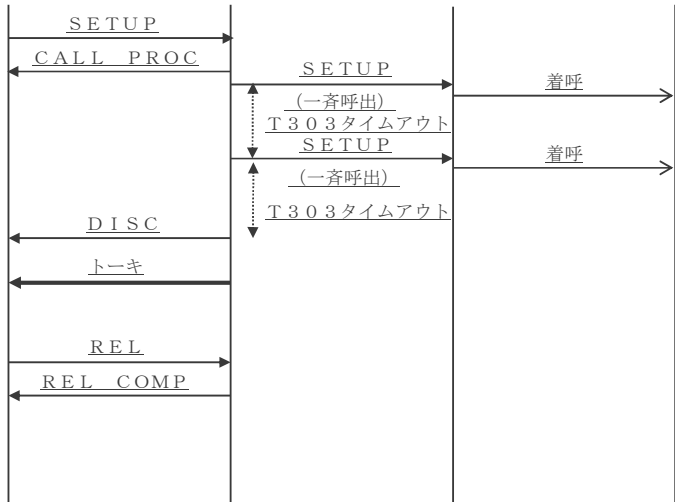


PT-M9

削除

PT-M10

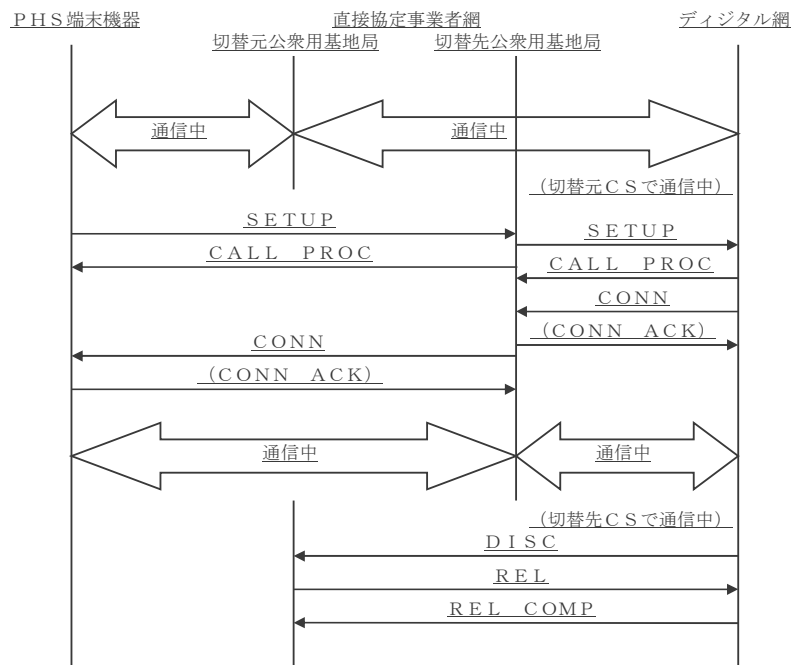
ISDN端末機器 デジタル網 公衆用基地局 PHS端末機器



PT-M10

削除

PT-M11



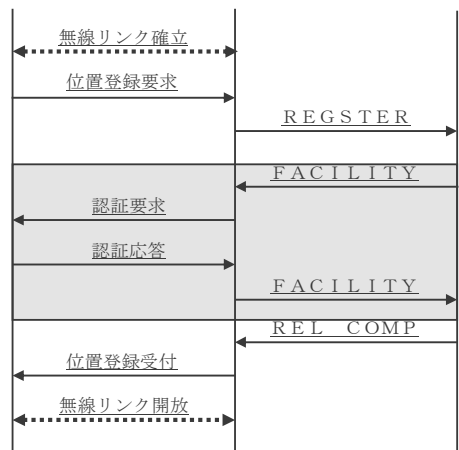
以降のシーケンスは各活用型PHS網発信のシーケンスに同じ

PT-M11

削除

PT-M12

PHS 端末機器 公衆用基地局 デジタル網



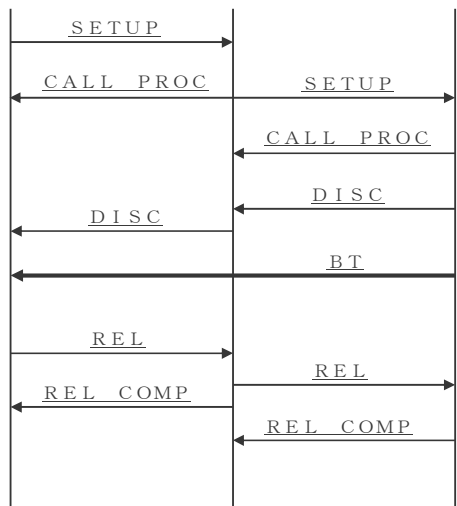
: 直接協定事業者網が当社認証方式の場合

PT-M12

削除

PT-M13

PHS端末機器 公衆用基地局 デジタル網

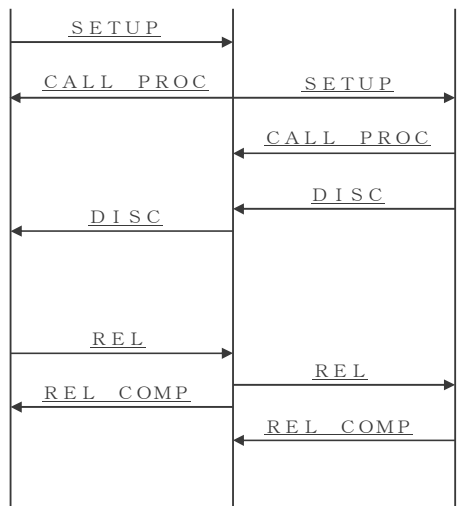


PT-M13

削除

PT-M14

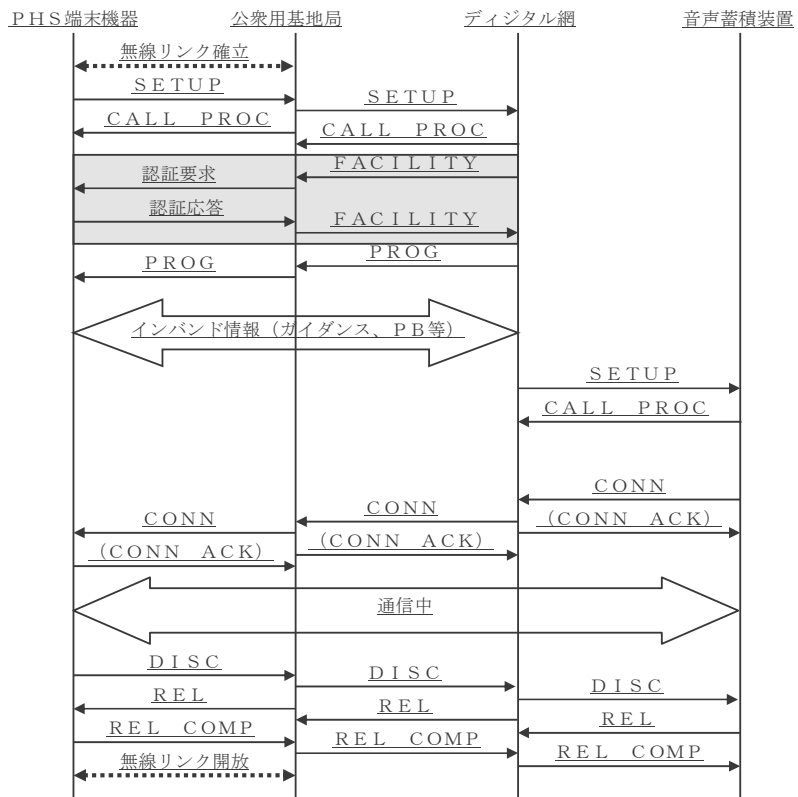
PHS端末機器 公衆用基地局 デジタル網



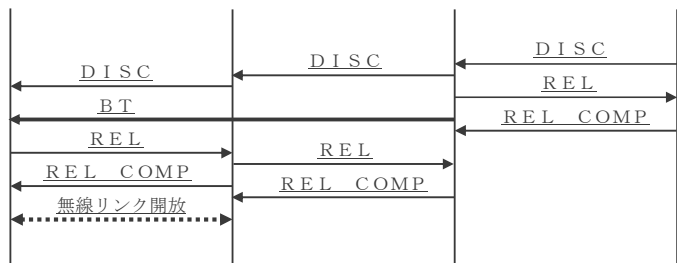
PT-M14

削除

PT-M15



着側切断のシーケンス



■ : 直接協定事業者網が当社認証方式の場合

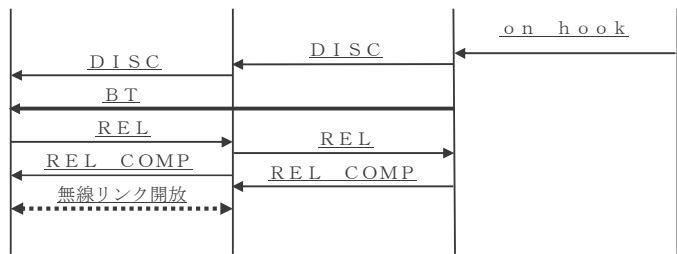
PT-M15

削除

PT-M16



着側切断のシーケンス



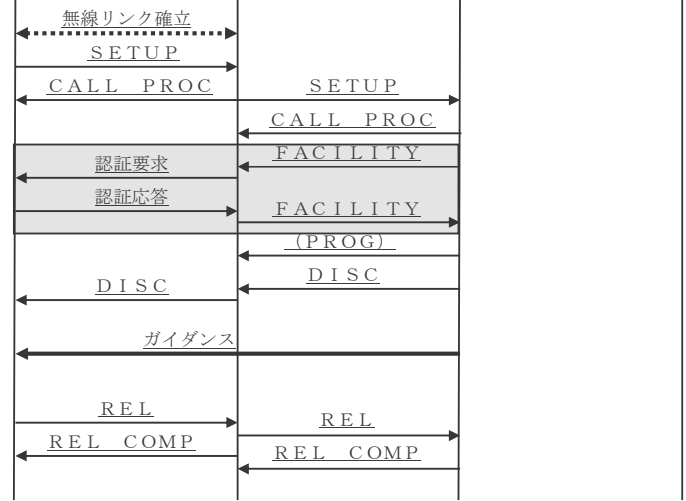
注：複数回案内する場合は繰り返しのシーケンスとなる [] : 直接協定事業者網が当社認証方式の場合

PT-M16

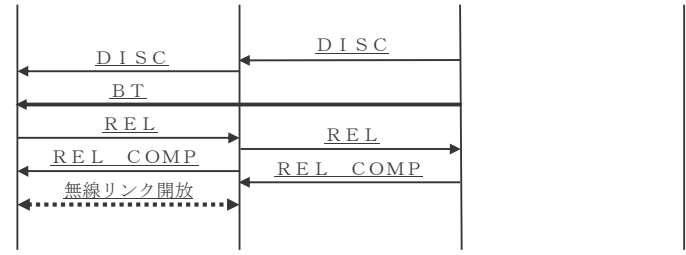
削除

PT-M17

PHS 端末機器 公衆用基地局 デジタル網 案内台



着側切断のシーケンス

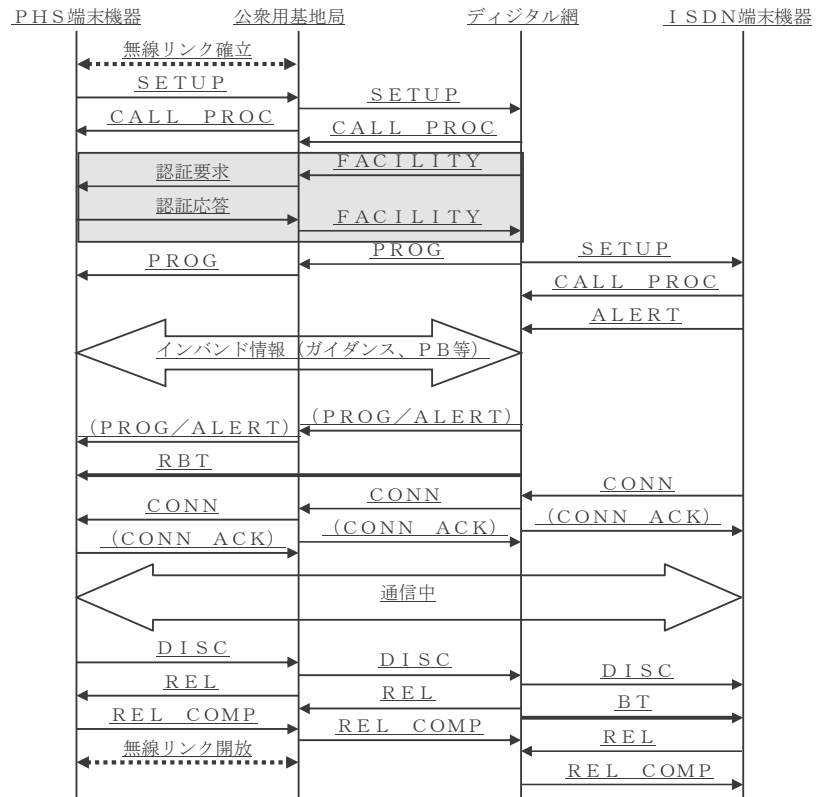


■ : 直接協定事業者網が当社認証方式の場合

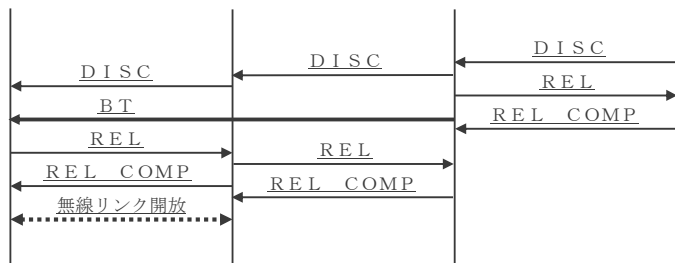
PT-M17

削除

PT-M18



着側切断のシーケンス



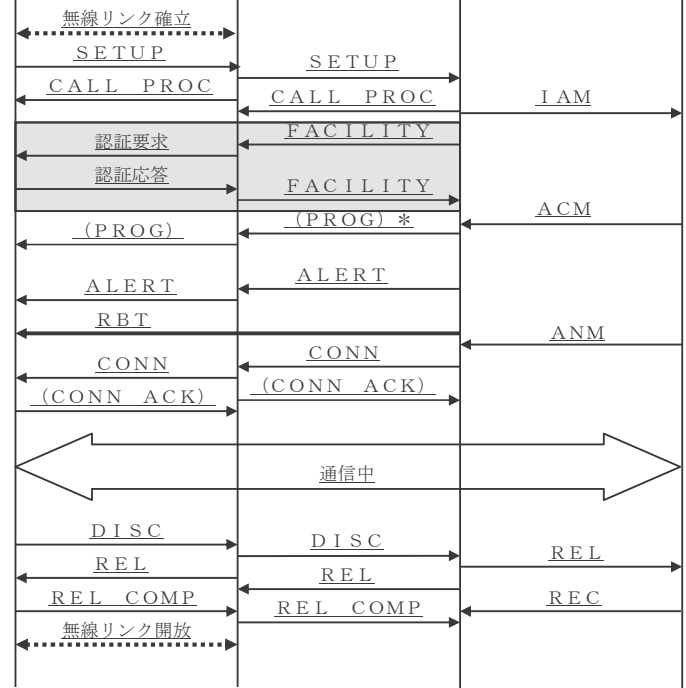
■ : 直接協定事業者網が当社認証方式の場合

PT-M18

削除

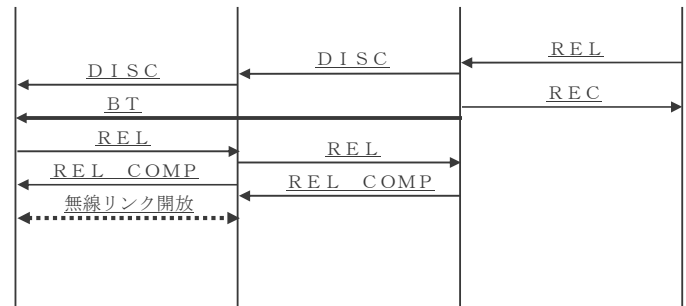
PT-M19

PHS 端末機器 公衆用基地局 デジタル網 着側網



* : 当社網からは複数PROGが送信される場合がある。

着側切断のシーケンス



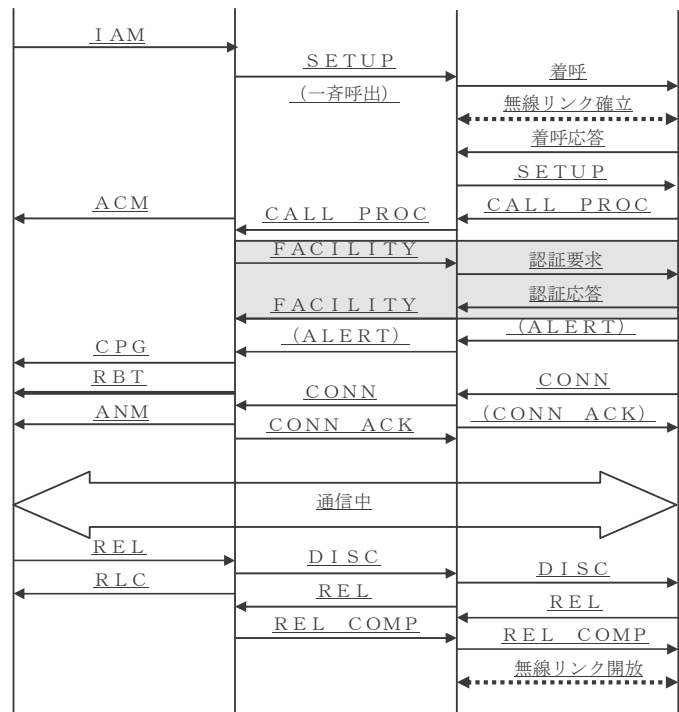
■ : 直接協定事業者網が当社認証方式の場合

PT-M19

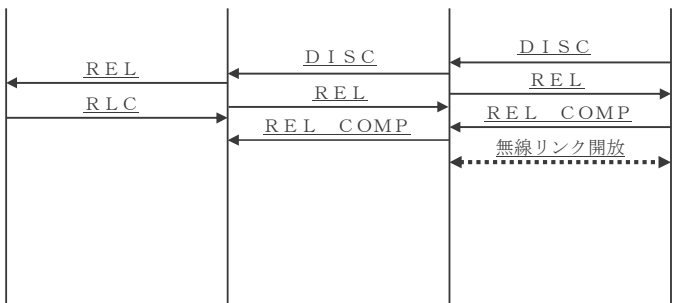
削除

PT-M20

発側網 デジタル網 公衆用基地局 PHS端末機器



着側切断のシーケンス

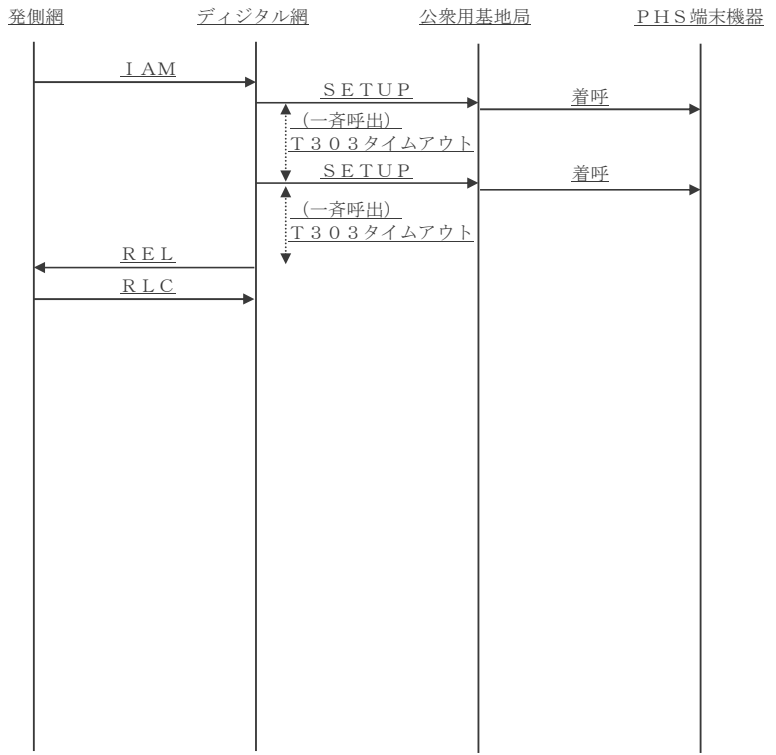


■ : 直接協定事業者網が当社認証方式の場合

PT-M20

削除

PT-M21

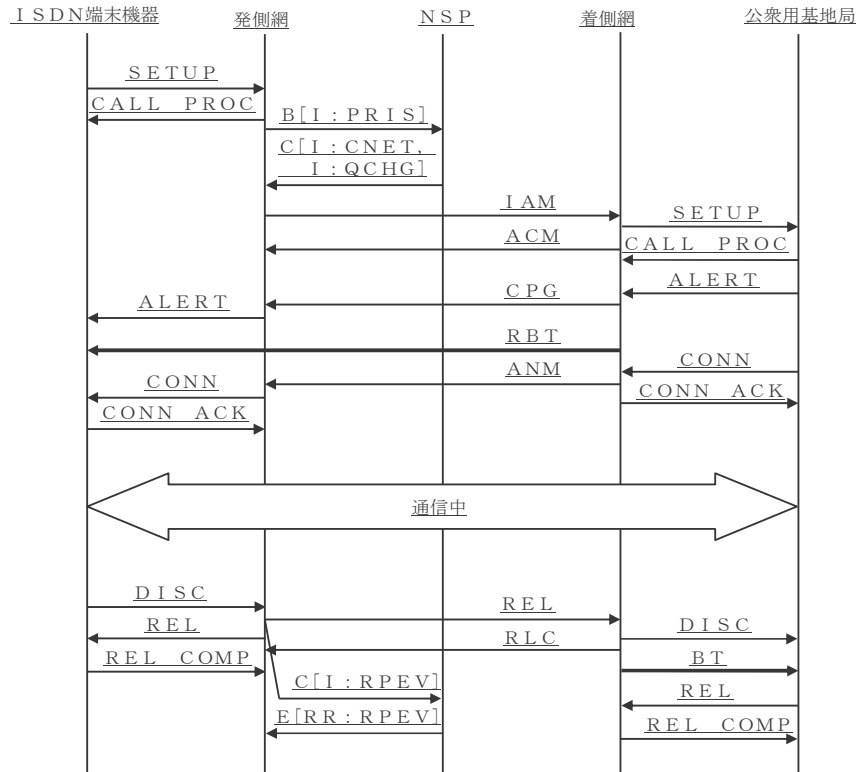


PT-M21

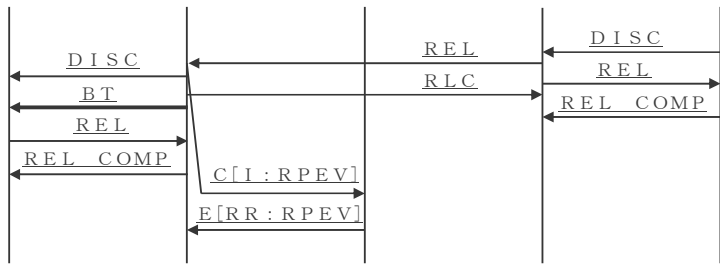
削除

PT-O1~PT-O9 (略)

PT-O10



着側切断のシーケンス

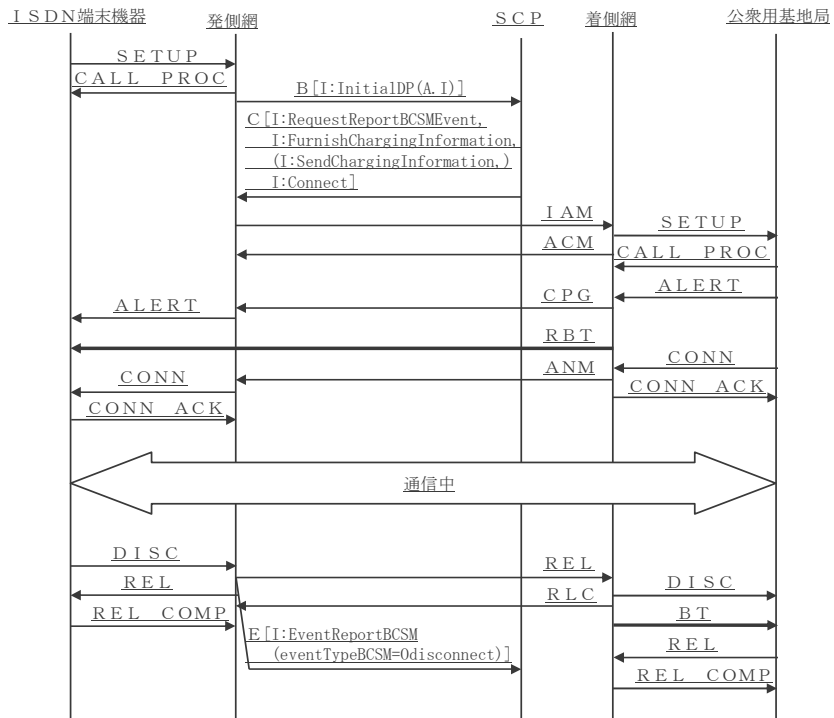


PT-O1~PT-O9 (略)

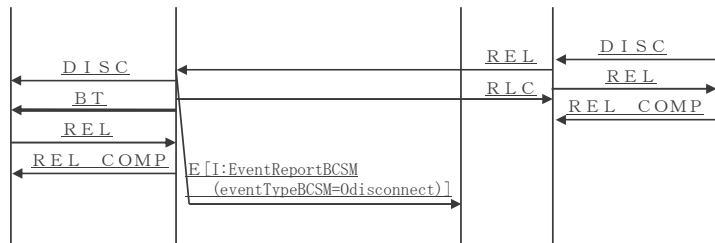
PT-O10

削除

PT-O11



着側切断のシーケンス



(略)

PT-O11

削除

(略)

技術的条件集別表7 PHS公衆用基地局—デジタル網間インタフェース仕様

技術的条件集別表7（公衆用基地局—デジタル網間インタフェース仕様）の記述に関する留意事項

1. 本別表は、以下に示すTTC標準をベースドキュメントとし参照している。

本別表の標準番号	TTC標準の標準番号及び版数（制定月日）
<u>NTT-G961</u>	<u>JT-G961 第5.1版（2001年9月5日）</u>
<u>NTT-I430</u>	<u>JT-I430 第6.2版（2000年2月1日）</u>
<u>NTT-Q921-b</u>	<u>JT-Q921-b 第2版（2000年4月20日）</u>
<u>NTT-Q931-b</u>	<u>JT-Q931-b 第6版（2000年4月20日）</u>
<u>NTT-X25</u>	<u>JT-X25 第3版（1993年11月26日）</u>
<u>NTT-Q932-a</u>	<u>JT-Q932-a 第5版（2000年4月20日）</u>
<u>NTT-Q957.1-a</u>	<u>JT-Q957.1-a 第2版（2001年11月27日）</u>
<u>NTT-Q951.3-b</u>	<u>JT-Q951.3-b 第1版（1999年11月25日）</u>
<u>NTT-Q951.4-b</u>	<u>JT-Q951.4-b 第1版（1999年11月25日）</u>
<u>NTT-Q952-b</u>	<u>JT-Q952-b 第1版（1999年11月25日）</u>

2. 本別表では、TTC標準の規定と当社の規定に差分がある場合についてのみ、その具体的内容を記述している。以下にTTC標準の規定に準拠した事項及び、TTC標準の規定との間に差分がある事項の表記方法を示す。

1) 当社の規定がTTC標準の規定に準拠している事項

技術的条件集別表7 削除

【JT-****に準拠する】

2) 当社では規定していないが、TTC標準では規定している事項

【JT-****では▽△を規定している】

▽ ～TTC標準規定の記述～ △

3) 当社では規定しているが、TTC標準では規定していない事項

▼ ～当社規定の記述～ ▲

【JT-****では▼▲を規定していない】

4) 当社の規定とTTC標準の規定が異なる事項

▼ ～当社規定の記述～ ▲

【JT-****では▼▲の規定が異なる】

5) TTC標準では規定しているが、当社網、直接協定事業者網間では使用、あるいは適用しない事項

【規定しない】

3. 本別表で用いられる、用語、語句の意味は、TTC標準の内容に準拠している。

4. 本別表のセクション番号は、TTC標準のセクション番号に対応している。

ただし、TTC標準のセクション番号はITU-Tのセクション番号に対応しており、またITU-Tでのみ規定されていて、TTC標準、当社のどちらも規定していない事項については、その記述を全て割愛してあるため、セクション番号が連続しない場合がある。

NTT-G961 ISDN基本アクセスメタリック加入者伝送方式

1. 概要【JT-G961に準拠する】

2. 機能【JT-G961に準拠する】

▼ただし、適用機器の違いにより、TE（端末）をCS（公衆用基地局）に、DSUをNTに読み変える必要がある。▲

【JT-G961では▼▲を規定していない】

2. 1 Bチャンネル【JT-G961に準拠する】

2. 2 Dチャンネル【JT-G961に準拠する】

2. 3 ビットタイミング【JT-G961に準拠する】

2. 4 オクテットタイミング【JT-G961に準拠する】

2. 5 フレーム同期【JT-G961に準拠する】

2. 6 LTまたはNT1からの起動

本機能は、LTとNT1間のデジタル伝送システム(DTS)をノーマル運用状態へ復帰させる。本機能を実行するために必要な手順は、本標準の6章で記述される。LTからの起動は、DTSのみか、またはDTSに宅内機器を加えたものに行える。宅内機器が接続されていない場合は、DTSは常時、起動状態を維持することが可能である。

▼本システムでは、デジタル網はレイヤ1を常時起動状態で運用する。▲

【JT-G961では▼▲を規定していない】

注 NT1の運用保守と起動/停止手順に要求される機能は、2B+Dチャンネルと同時に伝送される付加的な伝送容量を用いて伝送される。この伝送容量はCLチャンネルと名付けられる。

2. 7 停止

本機能は、低消費電力モードにすること、あるいは他システムへのシステム間漏話を減少させることをNT1において可能とするために記述されている。手順と情報交換は、本標準の6章で記述されている。停止はET(回線接続)によってのみ実行される。2.6節の(注)参照。▼本システムでは、デジタル網はレイヤ1を常時起動状態で運用する。▲

【JT-G961では▼▲を規定していない】

2. 8 給電【JT-G961に準拠する】

2. 9 運用保守【JT-G961に準拠する】

3. 伝送媒体【JT-G961に準拠する】

4. システム性能【JT-G961に準拠する】

5. 伝送方式【JT-G961に準拠する】

6. 起動/停止【JT-G961に準拠する】

7. 運用保守【JT-G961に準拠する】

8. 給電

8. 1 概要

本節はNT1への給電およびTTC標準JT-I430に従ったユーザ網インタフェースへの電力の供給について取り扱うものである。

起動/停止手順が適用されるとき、NT1、およびLTでのパワーダウンモードが定義される。▼起動/停止本システムでは、デジタル網はレイヤ1を常時起動状態で運用する。▲

【JT-G961では▼▲を規定していない】

- 8. 2 NT1への給電【JT-G961に準拠する】
- 8. 3 給電および受電方式【JT-G961に準拠する】
- 8. 4 DLL抵抗【JT-G961に準拠する】
- 8. 5 ウェット電流【JT-G961に準拠する】
- 8. 6 LTアスペクト【JT-G961に準拠する】
- 8. 7 NT1の電力要求条件【JT-G961に準拠する】
- 8. 8 過渡電流制限【JT-G961に準拠する】

9. 環境条件【JT-G961に準拠する】

10. 電気的特性【JT-G961に準拠する】

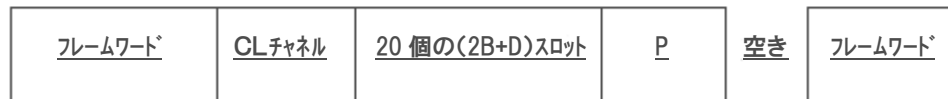
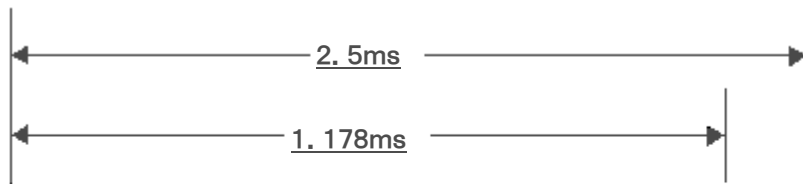
10. 1 伝送路符号【JT-G961に準拠する】

10. 2 符号速度【JT-G961に準拠する】

10. 3 フレーム構成

1つのフレームは377ビットで、1.178ms 間隔以内である。フレームの繰り返し周期は2.5msとする。

それぞれのフレームは、1つのフレームワード、(2B+D)チャンネル、CLチャンネルと1つのパリティビットを含んでおり、以下の図に示す通りである。



Pパリティビット：

Pビットは1つのフレームにおける2進“1”の数が偶数個となるように用いられる。

従って、1つのフレームにおける2進“1”の数が奇数個のとき、Pビットには“1”が、偶数個のとき“0”がセットされる。

▼本システムでは、Dチャンネル共用機能のため、Dチャンネルを使用しない物理インタ

フェースが存在する。この場合でも、物理的にはフレーム内にDチャンネルのビットが存在する。▲

【JT-G961では▼▲を規定していない】

10.3.1 フレーム長【JT-G961に準拠する】

10.3.2 LT-NT1方向のビット割り当て【JT-G961に準拠する】

10.3.3 NT1-LT方向のビット割り当て【JT-G961に準拠する】

10.4 フレームワード【JT-G961に準拠する】

10.5 フレーム同期手順【JT-G961に準拠する】

10.6 マルチフレーム【JT-G961に準拠する】

10.7 LT-NT1およびNT1-LTのフレーム間のフレームオフセット

【JT-G961に準拠する】

10.8 CLチャンネル【JT-G961に準拠する】

10.9 スクランプリング【JT-G961に準拠する】

10.10 起動/停止

本節では、起動/停止の手順と、起動/停止に使用される信号について記述する。

以下の定義は、ここで定義されたラインシステムの起動/停止の要求を明確化させる目的のものである。

【JT-G961では▽△を規定している】

▽また本節の内容を以下の様に読み替えることにより、ユーザ・網インタフェースとしてJT-I430-aを提供する専用線基本アクセスメタリック伝送方式に適用することができる。

- (a) 10.10.1節でSIG1及びユーザ側から起動時のSIG2の適用を除外する。
 - (b) 10.10.2節でタイムT2の適用を除外する。
 - (c) 表10-3/JT-G961でFE1、FE2、FE5及びFE6の適用を除外する。
 - (d) 図10-11/JT-G961のユーザ側からの起動、図10-12/JT-G961の網側からの停止、図10-13/JT-G961から図10-16/JT-G961までの適用を除外する。
 - (e) NT1の状態遷移表として、表10-4/JT-G961の代わりに表10-4/JT-G961を適用する。
 - (f) LTの状態遷移表として、表10-5/JT-G961の代わりに表10-7/JT-G961を適用する。△
- (1) このラインシステムの手順は、TTC標準JT-I430に従う呼制御のためのT参照点インタフェース上の手順と、またループバック1(LT内)、ループバック2(NT1内)の制御、そしてITU-T勧告I.603に従うその他のループバックをサポートする。ループバック1と2は非透過である。

注1 非透過ループバック1は、いかなるライン信号もLT-NT1方向に送信しないことによって提供される。

注2 非透過ループバック2は、NT1からT参照点インタフェースに対し無信号(INFO0)を送信することによって提供される。

- (2) システムはラインシステムとT参照点インタフェースの両者の起動を提供し、またラインシステムとT参照点インタフェース両者の停止も提供する。

T参照点インタフェースが停止したままでの、全情報転送能力が可能であるようなラインシステムだけの起動は提供されていない。

しかしながらこの起動モードを提供するためには、NT1からネットワークへのINFO1受信表示が、10.8.3.2節(10),(b)で定義されるNT1-LT方向の予備CLチャンネルによって実施されるときに可能である。

- (3) NT1がLTからのローカルラインを介して給電されるような場合に、起動/停止によりパワーダウン状態が可能となる。

パワーダウン状態は、停止状態に等しく、この停止状態の下では、いかなる信号もローカルライン上に存在しない。

しかし、T参照点インタフェースに提供される給電は、指定されたTEからの発呼を考慮して、ローカルライン給電が停止している状態でも、TTC標準JT-I430に定義される制限給電状態が提供される。

停止状態でのT参照点インタフェースへの最低給電電力は420mWとなるべきである。

停止状態では、NT1はLTからのSIG3(アウェーク信号)とT参照点インタフェースからのINFO1を検出するための最低限の電力のみを消費する。

起動した状態でも、T参照点インタフェースに提供する給電電力はTTC標準JT-I430で定義される制限給電値に従って提供される。

NT1がLTからのローカルラインを介して給電される場合、NT1のラインからの最大の許容給電消費量はT参照点のインタフェースへの制限モード給電を含めて1000mW以下である。

- (4) TTC標準JT-I430の5.5節で定義されるウォームスタートとコールドスタートのような起動プロセスの2つのタイプは定義されない。

ウォームスタートの採用は、停止した状態から起動した状態まで、より短い起動時間を実現する。

コールドスタートとウォームスタートの両方が提供されると、ETのレイヤ1は2つのタイマT1の値を扱うことが要求される。

ここで定義されるラインシステムは、10.10.6節で定義されるローカルラインを介してのLTからNT1の初期給電を含み、ウォームスタートの起動時間値を満足しなければならない。

- (5) LTとNT1の間にはマスター／スレーブ関係があり、NT1の起動要求開始時でも、LT(ETの了解により)が手順および通信を継続する主導権を持つ。
- (6) 起動中には、ある固有な信号がイコライザの収束、ビット同期およびフレーム同期の高速化のために送信される。
- (7) T参照点インタフェースへのINFO2は、LT-NT1間およびNT1-LT間のラインシステムの同期後に送信される。
これは、TTC標準JT-G696の5.3.1.6節の(b)に指定される。
この場合、早まったINFO4の送信を避けるために、遅延時間(INFO3の受信による)がETのレイヤ1にて制御される。そして、付加的な機能要素FE13がラインシステムINFO4送信許可を通知するために定義されている。
表6-3/NT-I430の(注4)とTTC標準JT-G960の5.3.1.4節を参照のこと。
- (8) ユーザ側からの起動時には、瞬時のラインの短絡または開放によるNT1の一瞬の電源断後において、短絡または開放障害解除後TEがINFO0送信状態に陥っている場合には、ラインシステムは障害前の動作状態を復旧しないかも知れない。
これは、NT1がユーザ側からの起動によってINFO2が送信されたという前歴情報を喪失するためである。
このような状態を避けるために、ユーザ側からの起動時でもETがLTから起動開始表示要素FE2を受信後にETがLTに対して機能要素FE1による起動要求が行われるかもしれない。これは、ネットワーク側からの起動と同じ状態をラインシステムに見せることとなる。

▼本システムでは、デジタル網はレイヤ1を常時起動状態で運用する。▲

【JT-G961では▼▲を規定していない】

10.10.1 起動に使用する信号

起動／停止手順の間、以下の特定信号(SIG)がLTとNT1間のローカルラインの上で交換される。3種類の信号が存在する。

一つ目は10.3節で定義されるフレーム構成を持たない信号であり、二つ目はフレーム構成を形成し、ラインシステムの同期確立の前(CLチャネルビットが使

用不可能)に通信される信号である。三つ目はフレーム構成を形成し、ラインシステムがフレーム同期状態(C Lチャンネルビットが使用可能)にて通信される信号である。

信号の定義は以下に与えられており、フレーム構成に従うSIGのリストは表10-1/NTT-G961と表10-2/NTT-G961に示される。

(1) フレーム構造を持たない信号

【JT-G961では▽△を規定している】

▽SIG0 LTからNT1、NT1からLT

無信号

SIG1 LTからNT1

ラインシステムの停止信号

NT1のレイヤ1エンティティにパワーダウン状態への以降を要求する信号。

この信号は、ラインシステムとT参照点インタフェースの両者を停止する。

この信号はSIG3が現れるまで連続する。

この信号は、NT1がローカルラインを介してLTから給電される場合に、ローカルライン上のDC給電電圧極性を使用することにより実現される。△

SIG2a NT1からLT

アウェーク(了解)信号

LTとETのレイヤ1を起動する信号であり、ラインシステムとT参照点インタフェースの起動を開始する。

この信号は、NT1でT参照点インタフェースを介してのINFO1の受信によって実行される。

また、この信号はSIG3のアウェーク了解信号としても使用される。

この信号はSIG3が存在している限り連続する。

この信号は、NT1がローカルラインを経てLTから給電される場合に、ローカルライン上のDC給電電流を使用することにより実現される。

【JT-G961では▽△を規定している】

▽SIG2b NT1からLT

SIG2a

SIG2a存在しないことに対応する

SIG3 LTからNT1

アウェーク（了解）信号

NT1のレイヤ1を起動させる信号であり、NT1は電源投入状態となり、LT側からの信号に対して同期をとる準備を行う。

また、この信号はSIG2aのアウェーク了解としても使用される。

この信号はSIG1が出現するまで連続する。

この信号は、NT1がローカルラインを経てLTから給電される場合に、ローカルライン上のDC給電電圧極性を使用することにより実現される。

SIG0、SIG1およびユーザ側からの起動時のSIG2の適用を除外する。

表10-3/NTT-G961はFE2、FE5、FE6の適用を除外する。

この信号の電圧極性はSIG1とは逆である。

(2) フレーム構成を形成する信号

(CLチャンネルビットは使用不可能である。)

SIG4 LTからNT1

トレーニング信号

NT1でのラインイコライザの収束、ビット同期およびフレーム同期の高速化のための信号である。

信号構成はフレーム構成に従い、またフレームワードを含むものとする。

CLチャンネルビットは“0”に設定される。

この信号の実現方法例は、図10-8/NTT-G961に示される。

また、この信号は起動要求が発せられている状態下で、LTがフレーム同期外れ状態のときに送信される。

SIG5 NT1からLT

トレーニング信号

LTでのラインイコライザの収束、ビット同期およびフレーム同期の高速化のための信号である。

信号構成はフレーム構成に従い、またフレームワードを含むものとする。

CLチャンネルビットは“0”に設定されるものとする。

この信号の実現方式例は、図10-9/NTT-G961に示される。

この信号で、NT1がSIG4により同期確立したことをLTに通知する。

(3) フレーム構成を持つ信号

(CLチャンネルビットは有効である)

S I G 6 L TからNT 1

ラインシステム起動表示信号：

ラインシステム起動確立をNT 1に通知する信号

この信号は、NT 1に対し、INFO 2を送信させることによりT参照点インタフェースの起動開始を指示するものである。

この信号はフレームワード、CLチャンネルのマルチフレームワードとCRCビットを含んでいる。

CLチャンネルのOFSビットは“1”に設定される。

起動要求機能要素FE 1がLTで受信されるとCLチャンネルのARビットは“1”に設定され、または起動要求機能要素FE 1がLTで受信されなければARビットは“0”に設定される。

Sビットを除いて、他のCLチャンネルビットは“0”に設定される。

Sと2B+Dチャンネルビットは、無効データかもしれない。

S I G 7 L TからNT 1

通常信号

NT 1がINFO 3受信の状態ではT参照点インタフェースに対しINFO 4を送信することにより、TEとET間に完全なレイヤ1情報転送能力を確立することを許可する信号である。

この信号はフレームワード、CLチャンネルのマルチフレームワード、CRCビットを含む。

CLチャンネルのOFSとAPビットは“1”に設定される。

起動要求機能要素FE 1がLTで受信されると、CLチャンネルのARビットは“1”に設定され、また起動要求機能要素FE 1がLTで受信されないとARビットは“0”に設定される。

ネットワークがSビットの転送機能を提供するならば、V1参照点インタフェースを通過するSビットはCLチャンネルのSビットにそのまま転送される。

他のCLチャンネルビットは“0”に設定される。

2B+Dチャンネルビットは有効データである。

S I G 8 NT 1からLT

INFO 3受信表示信号：

NT 1がINFO 3の受信を示し、LTとETに対し、TEとETの間の完全なレイヤ1情報転送能力を要求する信号。

この信号は、T参照点インタフェースからのINFO 3の受信によって送信され

る。

また、この信号はループバック 2 の停止動作中信号としても使用される。

この信号は、フレームワード、CLチャンネルのマルチフレームワード、FEBE ビット、CRC ビットを含む。

CLチャンネル上のAIビットは“1”に設定され、CLチャンネル上のQ1、Q2、Q3、Q4ビットは“1”に設定される。基本ループバック 2 のみをサポートするNT1にあつては、ID1は“0”に設定される。

他のCLチャンネルビットは“0”に設定される。

2B+Dチャンネルビットは、すべて“1”に設定されるだろう。

SIG9 LTからNT1

ループバック 2 指示信号

ラインシステム起動確立をNT1に通知し、NT1にループバック 2 を要求する信号。

この信号はフレームワード、CLチャンネルのマルチフレームワード、Sビット、CRCビットを含んでいる。

CLチャンネルのOFSとH1、H2、H3ビットは“1”に設定される。

基本ループバック 2 シーケンスのみを提供するLTにあつてはAPは“0”に、拡張ループバック 2 シーケンスも提供するLTにあつてはAPは“1”に設定される。

他のCLチャンネルビットは“0”に設定される。

2B+Dチャンネルビットは有効データである。

SIG10 NT1からLT

ループバック 2 動作信号：

NT1がループバック 2 中であることを示す信号

この信号はフレームワード、CLチャンネルのマルチフレームワード、FEBE ビット、及びCRCビットを含む。

CLチャンネルのT1、T2、T3及びAIビットは“1”に設定される。

2B+DチャンネルのQ1、Q2、Q3、Q4ビットは有効データである。

基本ループバック 2 のみをサポートするNT1にあつては、ID1は“0”に設定される。

他のCLチャンネルビットは“0”に設定される。

NT1内にてループバックが正常に動作している時には、2B+D信号はNT1の受信したデータが折り返り、Q1、Q2、Q3、Q4ビットはNT1が受信したSビットが折り返る。

Q1、Q2、Q3、Q4ビットおよびSビットの使用はオプションである。

SIG11 NT1からLT

通常の動作信号

SIG7の受信により送信される信号

この信号はフレームワード、CLチャンネルのマルチフレームワード、FEBEビット、CRCビットを含む。

CLチャンネルのAIビットは“1”に設定される。

2B+DのチャンネルとQ1, Q2, Q3, Q4ビットは有効データである。

基本ループバック2のみをサポートするNT1にあつては、ID1は“0”に設定される。

他のCLチャンネルビットは“0”に設定される。

SIG12 NT1からLT

ループバック2起動信号中表示信号：

NT1がループバック2起動要求を受信中であることを示して、ループバック2が起動中であることを表示する信号

この信号はフレームワード、CLチャンネルのマルチフレームワード、FEBEビット、CRCビットを含む。

CLチャンネルのT1, T2, T3, T4, Q1, Q2, Q3, Q4は“1”に設定される。

基本ループバック2のみをサポートするNT1にあつては、ID1は“0”に設定される。

他のCLチャンネルビットは“0”に設定される。

2B+Dチャンネルビットは、すべて“1”に設定されるだろう。

SIG13 LTからNT1

Tインタフェース停止信号

INFO0を送ることによって、T参照点インタフェースの停止を要求する信号

この信号はフレームワード、CLチャンネルのマルチフレームワード、CRCビットを含む。

CLチャンネルのOFS, DRビットは“1”に設定される。

Sビットを除いて、他のCLチャンネルビットは“0”に設定される。

Sと2B+Dチャンネルビットは無効データかもしれない。

この信号の使用はネットワークオプションである。

この信号は、ラインシステムを停止しないでT参照点インタフェースを停止する

事を可能にし、この状態からネットワークはループバック 2 または T 参照点のインタフェース再起動を行うことが可能となる。

ユーザ側からの起動は、この信号を NT 1 が受信している間は受け付けられない

S I G 1 4 NT 1 から LT

I N F O 2 送信中表示信号：

NT 1 が、I N F O 2 を送信することにより、T 参照点インタフェースを起動中であることを示す信号。

この信号は、インタフェースの起動が開始された時、またはラインシステムが起動状態であるがインタフェースのフレーム同期外れ状態に入った時に送信される。

またこの信号は、T インタフェース停止信号 S I G 1 3 の了解としても使用される。

S I G 1 4 が S I G 1 3 の了解として使用されるとき、I N F O 2 の送信は S I G 1 3 により禁止され、I N F O 0 が T 参照点インタフェースに向けて送信される

この信号はフレームワード、CL チャンネルのマルチフレームワード、F E B E ビット、CRC ビットを含んでいる。

CL チャンネルの Q 1, Q 2, Q 3, Q 4 ビットは“1”に設定される。

基本ループバック 2 のみをサポートする NT 1 にあつては、I D 1 は“0”に設定される。

他の CL チャンネルビットは“0”に設定される。

2 B + D チャンネルビットは、すべて“1”に設定されるだろう。

この信号は、起動手順の早期段階で FEBE を通知するためだろう。

起動手順の早期の F E B E 機能の通知が必要とされないならば、この信号を S I G 5 に置き換えることが可能である。

S I G 1 5 LT から NT 1

ループバック 2 停止信号

ループバック 2 の停止を要求する信号

この信号はフレームワード、CL チャンネルのマルチフレームワード、CRC ビットを含んでいる。

CL チャンネルの O F S ビットは“1”に設定される。

S ビットを除いて、他の CL チャンネルビットは“0”に設定される。

S と 2 B + D チャンネルビットは、無効データかもしれない。

この信号の使用はネットワークオプションである。

この信号はラインシステムの停止なしにNT1がループバック2を停止させるのを可能にし、ネットワークはT参照点インタフェースの起動、あるいはループバック2の再起動を行うことができる。

INFO1がNT1に受信された時、ユーザ側からの起動が行われるだろう。

10. 10. 2 タイマの定義

TTC標準JT-I430に定義されるタイマT1とタイマT2が使用される。
タイマの位置は次の通りである。

タイマT1：ETレイヤ1

【JT-G961では▽△を規定している】

▽タイマT2：LT△

タイマT1▽とタイマT2△の値は、TTC標準JT-I430の6. 2. 5節に定められる仕様に従う。

タイマT1の値の一例は1秒であり、ラインシステムの起動時間はこの値を考慮すべきである。

注 実現上のオプションとして、タイマT2はETのレイヤ1にて所有されるかも知れない。

この場合、追加の機能要素が、ラインシステムのタイマT2の満了を通知するために定義される必要がある。

10. 10. 3 起動手順の詳細

起動と停止手順は以下のダイアグラムに示される。

ダイアグラムは正常時の状態について示される。

(1) ネットワーク側からの起動

図10-10 / NTT-G961を参照

【JT-G961では▽△を規定している】

▽(2) ユーザ側からの起動

図10-11 / JT-G961を参照

(3) ネットワーク側からの停止

図10-12 / JT-G961を参照△

(4) 基本ループバック2の起動

図10-13 / NTT-G961を参照

(5) 拡張ループバック2の起動

図10-14 / NTT-G961を参照

【JT-G961では▽△を規定している】

▽(6)基本ループバック2の起動

図10-15/JT-G961、図10-16/JT-G961を参照

△

注 V1参照点を通過する機能要素(FE)の定義は、TTC標準JT-G960の5章にて与えられる。

起動/停止に使用されるFEは表10-3/NTT-G961に示される。

10. 10. 4 NT1状態遷移表【JT-G961に準拠する】

10. 10. 5 LTの状態遷移表【JT-G961に準拠する】

10. 10. 6 起動時間【JT-G961に準拠する】

表10-1/NTT-G961 LT-NT1方向の信号のフレーム構成【JT-G961に準拠する】

表10-2/NTT-G961 NT1-LT方向の信号のフレーム構成【JT-G961に準拠する】

表10-3/NTT-G961 起動/停止手順に関する機能要素の定義
(ITU-T G.961)

FEs	方向	定義
FE1	LT←ET	ラインシステムおよび参照点Tインタフェース起動要求
FE3	LT→ET	ラインシステム起動完了表示
FE4	LT→ET	Tインタフェースまたはループバック起動完了表示
FE7	LT→ET	フレーム同期はずれまたはラインシステム異常表示
FE8	LT←ET	ループバック2起動要求
FE9	LT←ET	ループバック1起動要求
FE12	LT→ET	Tインタフェースにおけるフレーム同期はずれ、またはNT1のTインタフェースでのループバック信号フレーム同期はずれ
FE13 (注)	LT←ET	参照点Tに対するINFO4送信許可

注 表6-3/JT-I430の(注4)またはTTC標準JT-G960の5.3.1.4節を参照

図10-10/NTT-G961 (ITU-T G. 961) 網側からの起動【JT-G961に準拠する】

表10-4/NTT-G961 (ITU-T G. 961) 状態遷移表 NT【JT-G961に準拠する】

表10-5/NTT-G961 (ITU-T G. 961) 状態遷移表 LT【JT-G961に準拠する】

10.11 ジッタ【JT-G961に準拠する】

10.12 NT1とLTの送信部出力特性【JT-G961に準拠する】

10.13 送信部/送信部の終端【JT-G961に準拠する】

付属資料A TCM方式を用いたラインシステムの拡張機能および必要条件【JT-G961に準拠する】

付録I 妨害波規定【JT-G961に準拠する】

付録II 用語【JT-G961に準拠する】

NTT-I430 ISDN基本ユーザ・網インタフェース レイヤ1仕様

1. 本標準の規定範囲【JT-I430に準拠する】

2. レイヤ間のサービス特性

2.1 伝送媒体に要求するサービス【JT-I430に準拠する】

2.2 レイヤ2に提供するサービス【JT-I430に準拠する】

2.2.1 伝送能力【JT-I430に準拠する】

2.2.2 起動停止

レイヤ1は、ユーザのTE、NTを要求に応じて停止、再起動させる信号能力及び必要な手順を提供する。起動、停止手順については6.2節に規定する。

▼本システムでは、デジタル網はレイヤ1を常時起動状態で運用する。このため、デジタル網は状態G2（起動動作中）、G3（起動）のみをとり、PH-起動-要求、MPH-停止要求プリミティブは使用しない。ただし、公衆用基地局側のインプリメントは自由であり、呼毎起動に対応した処理でも問題ない。▲

【JT-I430では▼▲を規定していない】

2.2.3 Dチャンネルアクセス【JT-I430に準拠する】

2.2.4 保守【JT-I430に準拠する】

2.2.5 状態表示【JT-I430に準拠する】

2.3 レイヤ1と他のエンティティ間のプリミティブ

プリミティブとは、レイヤ1と他のエンティティ間における情報と制御の論理的やり取りを抽象的に表すものである。それらはエンティティやインタフェースの実現方法を規定したり制約するものではない。

レイヤ1とレイヤ2の境界において又はマネジメントエンティティに対して授受されるプリミティブ及びこれらのプリミティブに関連するパラメータ値を表2-1/JT-I 430にまとめ定義する。シンタックスの記述やプリミティブの使用方法は、ITU-T勧告X.211及び本標準の6章における関連の詳細な記述を参照すること。

表2-1/NTT-I 430 レイヤ1に関連するプリミティブ

(ITU-T I.430)

一般名	種別		パラメータ		メッセージユニットの内容
	要求	表示	優先順位 識別子	メッセージ ユニット	
レイヤ1とレイヤ2間					
PH-データ	X (注2)	X	X (注3)	X	レイヤ2相互間のメッセージ
PH-起動	X	X	二	二	
PH-停止	二	X	二	二	
マネジメントエンティティとレイヤ1間					
MPH-エラー	二	X	二	X	エラーあるいは前のエラーからの復旧タイプ
MPH-起動	二	X	二	二	
MPH-停止	X	X	二	二	
MPH-情報	二	X	二	X	接続/非接続

注1 上表でxはプリミティブ又はそのパラメータが存在することを、-は存在しないことを示す。

注2 PH-データ要求は、データ受領のためレイヤ1とレイヤ2との間に伏在する交渉を含む。

注3 優先表示は要求プリミティブのみに適用する。

3. 動作モード【JT-I430に準拠する】

4. 配線構成の形式【JT-I430に準拠する】

5. 機能特性【JT-I430に準拠する】

5. 1 基本インタフェースの機能【JT-I430に準拠する】

5. 1. 1 Bチャンネル【JT-I430に準拠する】

5. 1. 2 ビットタイミング【JT-I430に準拠する】

5. 1. 3 オクテットタイミング【JT-I430に準拠する】

5. 1. 4 フレーム同期【JT-I430に準拠する】

5. 1. 5 Dチャンネル【JT-I430に準拠する】

5. 1. 6 Dチャンネルアクセス手順【JT-I430に準拠する】

5. 1. 7 給電【JT-I430に準拠する】

5. 1. 8 停止

呼が無いとき、TEとNTが低消費電力モードになることを可能とするため、本機能を規定する。給電部1からインタフェースを通して電力を供給されているTEと、リモートに電力を供給されているNTを、停止によって低消費電力モード（9章参照）にする。停止が起きる手順と正確な条件については6.2節に規定する。（ある状況では、NTは常に起動状態のままであってもよい。）

▼本システムでは、デジタル網はレイヤ1を常時起動状態で運用する。このため、デジタル網は状態G2（起動動作中）、G3（起動）のみをとり、PH一起動一要求、MPH-停止要求プリミティブは使用しない。ただし、公衆用基地局側のインプリメントは自由であり、呼毎起動に対応した処理で問題ない。▲

【JT-I430では▼▲を規定していない】

5. 1. 9 起動

本機能は、停止の間、低消費電力モードになっていたTEやNTの全ての機能を、通常給電状態か制限給電状態にかかわらず、動作電力モード（9章参照）に回復する。起動が起きる手順と正確な条件については6.2節に規定する。（ある状況では、NTは常に起動状態のままであってもよい。）

▼本システムでは、デジタル網はレイヤ1を常時起動状態で運用する。このため、デジタル網は状態G2（起動動作中）、G3（起動）のみをとり、PH一起動一要求、MPH-停止要求プリミティブは使用しない。ただし、公衆用基地局側のインプリメントは自由であり、呼毎起動に対応した処理で問題ない。▲

【JT-I430では▼▲を規定していない】

5. 2 相互接続回路【JT-I430に準拠する】

5. 3 接続/非接続表示【JT-I430に準拠する】

5. 4 フレーム構成

伝送の各方向でビット列はそれぞれ48ビットのフレームから構成されている。フレームの構成は全ての構成（ポイント・ポイント、ポイント・マルチポイント）について同一である。

▼本システムでは、Dチャンネル共用機能のため、Dチャンネルを使用しない物理インタフェースが存在する。この場合でも、物理的にはフレーム内にDチャンネルのビットが存在する。▲

【JT-I430では▼▲を規定していない】

5. 5 伝送路符号【JT-I430に準拠する】

5. 6 タイミングの考え方【JT-I430に準拠する】

6. インタフェース手順

6. 1 Dチャンネルアクセス手順【JT-I430に準拠する】

6. 2 起動停止

▼本システムでは、デジタル網はレイヤ1を常時起動状態で運用する。このため、デジタル網は状態G2（起動動作中）、G3（起動）のみをとり、PH一起動一要求、MPH-停止要求プリミティブは使用しない。ただし、公衆用基地局側のインプリメントは自由であり、呼毎起動に対応した処理で問題ない。▲

【JT-I430では▼▲を規定していない】

6. 2. 1 定義【JT-I430に準拠する】

6. 2. 2 信号【JT-I430に準拠する】

6. 2. 3 TE側の起動/停止の手順【JT-I430に準拠する】

6. 2. 4 NT側の起動/停止【JT-I430に準拠する】

6. 2. 5 タイマ値【JT-I430に準拠する】

6. 2. 6 起動時間【JT-I430に準拠する】

6. 3 フレーム同期手順【JT-I430に準拠する】

6. 4 Bチャンネル上の空きチャンネルコード【JT-I430に準拠する】

7. レイヤ1の保守【JT-I430に準拠する】

8. 電気的特性【JT-I430に準拠する】

9. 給電【JT-I430に準拠する】

10. 接続コネクタ及び端子配置【JT-I430に準拠する】

付属資料A TE、NT起動/停止のSDL表示及び状態遷移表【JT-I430に準拠する】

付属資料B 試験構成【JT-I430に準拠する】

付録I 電気的特性の基本として用いられる配線構成と一巡遅延の考察【JT-I430に準拠する】

付録Ⅱ 基本ユーザ・網インタフェースに定義する試験ループバック【JT-I430に準拠する】

付録Ⅲ 用語リスト【JT-I430に準拠する】

付録Ⅳ 試験方法【JT-I430に準拠する】

付録Ⅴ 装置のためのガイドライン【JT-I430に準拠する】

NTT-Q921-b PHS公衆用基地局-デジタル網間インタフェース レイヤ2仕様

【JT-Q921-bに準拠する】

NTT-Q931-b PHS公衆用基地局 デジタル網間インタフェース レイヤ3仕様

1. 概要【JT-Q931-bに準拠する】

2. 呼制御の概説【JT-Q931-bに準拠する】

3. メッセージの機能定義と内容

本章は、JT-Q931-bメッセージ構成の概要について、各メッセージの機能の定義及び内容（すなわち意味）に注目して述べています。各規定は、以下を含む。

a) メッセージの転送方向、定義区間および使用法の簡潔な記述を示す。定義区間としては以下の用語が使われている。

1. 定義区間「ローカル」とは、発アクセス又は着アクセスのどちらか一方のみに関連すること。

2. 定義区間「アクセス」とは、デジタル網内に関連せず、発アクセス及び着アクセスに関連すること。

3. 定義区間「デュアル」とは、発アクセスまたは着アクセスに関連しかつデジタル網内に関連すること。

4. 定義区間「グローバル」とは、発アクセス及び着アクセスに関連しかつデジタル網内に関連すること。

b) メッセージ内のコード群：0の情報要素を出現順（全てのメッセージ種別に共通）に示した表。各情報要素に対して、表は以下のものを示す。

1. 情報要素を規定する本仕様の項番。

2. 情報要素が送信されうる方向。例：公衆用基地局からデジタル網（‘c→n’）、デジタル網から公衆用基地局（‘n→c’）、もしくは（‘両方向’）。

3. 必須（M）もしくはオプション（O）指定の各場合において、対応する注釈は情報要素が含まれる環境を記述している。

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

▽4. 情報長欄の「*」は情報要素長の最大オクテット数を規定せず、デジタル網またはサービスに依存し得ることを示す。△

(注) 全てのメッセージは、他のコード群5, 6, 7の情報要素と4.5.2~4.5.4節で記述されたコーディングルールに従った固定シフトと一時シフト情報要素を含む場合があります。これらは、第3章の各表には含まれていない。

c) 必要に応じた詳細な注釈。

3. 1 回線交換モード接続制御用メッセージ【JT-Q931-bに準拠する】

3. 1. 1 「呼出」(ALERTing)

本メッセージは、着信公衆用基地局の呼出が開始されたことを示すために、着信公衆用基地局から転送され、そしてデジタル網から発信公衆用基地局に転送される。

(参照 表 3-2/NTT-Q931-b)



表 3-2 / NTT-Q931-b
「呼出」(ALERT) メッセージ内容

メッセージ種別： 呼出

定義区間： グローバル

方向： 両方向

情報要素	参照	方向	種別	情報長
プロトコル識別子	4.2	両方向	M	1
呼番号	4.3	両方向	M	3
メッセージ種別	4.4	両方向	M	1
チャンネル識別子	4.5.13	c→n	O (注1)	2~4
ファシリティ	付加サービス編	n→c	O (注2)	(注3)
経過識別子	4.5.23	n→c	O (注4)	2~4

注1 - 『呼設定受付』(CALL PROC) メッセージの「チャンネル識別子」と同内容のもののみ許容されます。

注2 - 付加サービスのファンクショナル手順に用いられます。本メッセージにおいて、本

情報要素は繰り返すことができません。

注3－アプリケーションに依存します。

注4－インタワーキングの事象の場合、本メッセージに含まれる。デジタル網から公衆用基地局の方向で、インバンド情報／パターンを提供する接続の場合、本メッセージに含まれる。▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

3. 1. 2 「呼設定受付」 (CALL PROCeeding)

本メッセージは、要求された呼設定が開始され、これ以上の呼設定情報は受け付けられないことを表示するためにデジタル網から発信公衆用基地局にあるいは着信公衆用基地局からデジタル網へ転送される。(参照 表 3-3/NTT-Q931-b)

▼
表 3-3 / NTT-Q931-b
「呼設定受付」 (CALL PROC) メッセージ内容

メッセージ種別： 呼設定受付

定義区間： ローカル

方向： 両方向

情報要素	参照	方向	種別	情報長
プロトコル識別子	4.2	両方向	M	1
呼番号	4.3	両方向	M	3
メッセージ種別	4.4	両方向	M	1
チャンネル識別子	4.5.13	両方向	O (注1)	2～4
経過識別子	4.5.23	n→c	O (注2)	2～4

注1－デジタル網から公衆用基地局の方向で本メッセージが『呼設定』 (SETUP) メッセージに対する最初の応答メッセージである場合、チャンネル識別子情報要素は必須である。

公衆用基地局からデジタル網の方向で本メッセージが『呼設定』 (SETUP) メッセージに対する最初のメッセージで、公衆用基地局が『呼設定』 (SETUP) メッセージで指示されたBチャンネルを受け付けない場合は本情報要素は必須である。

注2－インタワーキングの事象の場合、本メッセージに含まれる。デジタル網から公衆用基地局の方向で、インバンド情報／パターンを提供する接続の場合、本メッセージに含まれる。▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

3. 1. 3 「応答」 (CONNect)

ージは着信公衆用基地局が呼を受け付けたことを通知するために着信公衆用基地局からデジタル網に、またデジタル網から発信公衆用基地局に送られる。

(参照 表3-4/NTT-Q931-b)

▼

表3-4/NTT-Q931-b

「応答」 (CONN) メッセージ内容

メッセージ種別: 応答

定義区間: グローバル

方向: 両方向

情報要素	参照	方向	種別	情報長
プロトコル識別子	4.2	両方向	M	1
呼番号	4.3	両方向	M	3
メッセージ種別	4.4	両方向	M	1
チャンネル識別子	4.5.13	c→n	O (注1)	2~4
ファシリティ	付加サービス編	n→c	O (注2)	(注3)
経過識別子	4.5.23	n→c	O (注4)	2~4
低位レイヤ整合性	4.5.19	両方向	O (注5)	2~18

注1-『呼設定受付』 (CALL PROC) メッセージの「チャンネル識別子」と同内容のもののみ許容される。

注2-付加サービスのファンクショナル手順に用いられる。本メッセージにおいて、本情報要素は繰り返すことができない。

注3-アプリケーションに依存する。

注4-インタワーキングの事象の場合、本メッセージに含まれます。デジタル網から公衆用基地局の方向で、インバンド情報/パターンを提供する場合、本メッセージに含まれる。

注5-応答する側が発信側に対して低位レイヤ整合性情報を返送したい場合、公衆用基地局の方からデジタル網の方向において本メッセージに含まれる。着信側が低位レイヤ整合性情報要素を含んだ応答を行った場合に、デジタル網から公衆用基地局

の方向において含まれる。低位レイヤ整合性交渉に対してオプションとして含まれる。

(付属資料 J 参照) ▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

3. 1. 4 「応答確認」 (CONNect ACKnowledge) 【JT-Q931-bに準拠する】

3. 1. 5 「切断」 (DISConnect)

本メッセージはエンド・エンド接続を切断復旧することを、デジタル網に要求するために、公衆用基地局より、もしくはエンド・エンド接続が切断復旧されたことを表示するためにデジタル網により送られる。

(参照 表 3-6/NTT-Q931-b)



表 3-6 / NTT-Q931-b

「切断」 (DISC) メッセージ内容

メッセージ種別： 切断

定義区間： グローバル

方向： 両方向

情報要素	参照	方向	種別	情報長
プロトコル識別子	4.2	両方向	M	1
呼番号	4.3	両方向	M	3
メッセージ種別	4.4	両方向	M	1
理由表示	4.5.12	両方向	M	4~32
ファシリティ	付加サービス編	n→c	O (注1)	(注2)
経過識別子	4.5.23	n→c	O (注3)	2~4

注1-付加サービスのファンクショナル手順に用いられます。本メッセージにおいて、本情報要素は繰り返すことができる。

注2-アプリケーションに依存する。

注3-デジタル網から公衆用基地局の方向ではデジタル網がインバンドトーンを提供する場合、本メッセージに含まれる。▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

3. 1. 7 「通知」 (NOTIFY) 【JT-Q931-bに準拠する】

3. 1. 8 「経過表示」 (PROGress)

本メッセージは、インタワーキングが生じた時、またはインバンド情報/パターンを提供する時、これらの事象を呼の過程として表示するのにデジタル網から転送される。
(参照 表 3-9/NTT-Q931-b)



表 3-9 / NTT-Q931-b
「経過表示」 (PROG) メッセージ内容

メッセージ種別： 経過表示
定義区間： グローバル
方向： 両方向

情報要素	参照	方向	種別	情報長
プロトコル識別子	4.2	両方向	M	1
呼番号	4.3	両方向	M	3
メッセージ種別	4.4	両方向	M	1
理由表示	4.5.12	両方向	O (注1)	2~32
ファシリティ	付加サービス編	n →c	O (注2)	(注3)
経過識別子	4.5.23	両方向	M	4

注1 - デジタル網がインバンド情報/パターンの提供に関する付加的な情報を提供するために本メッセージに含まれる。

注2 - 付加サービスのファンクショナル手順に用いられます。本メッセージにおいて、本情報要素は繰り返すことができない。

注3 - アプリケーションに依存する。



【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

3. 1. 9 「解放」 (RELease)

本メッセージは公衆用基地局またはデジタル網のいずれか一方から送信され、本メッセージを送信している装置が情報チャネル (もしあれば) を既に切断した事を示し、チャ

ネルと呼番号を解放するために送信される。さらに「解放」(REL)メッセージを受信した装置ではチャンネルを解放し、さらに「解放完了」(REL COMP)メッセージを送信したあとと呼番号を解放する準備をする。(参照 表 3-10/NTT-Q931-b)



表 3-10/NTT-Q931-b

「解放」(REL)メッセージ内容

メッセージ種別：解放

定義区間：ローカル(注1)

方向：両方向

情報要素	参照	方向	種別	情報長
プロトコル識別子	4.2	両方向	M	1
呼番号	4.3	両方向	M	3
メッセージ種別	4.4	両方向	M	1
理由表示	4.5.12	両方向	O(注2)	2~32
ファシリティ	付加サービス編	両方向	O(注3)	(注4)

注1-本メッセージは、ローカルな意味を持つ。しかしながら、最初の呼切断復旧メッセージとして使用される時は、グローバルな意味を持つ情報を転送し得る。

注2-本メッセージが最初の呼切断復旧メッセージである場合は必須である。また、エラー処理条件の結果として「解放」(REL)メッセージが送信される場合も本メッセージに含まれる。

注3-付加サービスのファンクショナル手順に用いられる。本メッセージにおいて、本情報要素は繰り返すことができる。

注4-アプリケーションに依存する。▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

3. 1. 10 「解放完了」(RELease COMpLETE)

本メッセージは、公衆用基地局もしくはデジタル網のいずれか一方から送信される。本メッセージを送信している装置が情報チャンネル(もしあれば)及び呼番号を解放したことを示す。解放された情報チャンネルは、再利用が可能となり、さらに本メッセージを受信した装置は呼番号を解放する。(参照 表 3-11/NTT-Q931-b)



表 3-11 / NTT-Q931-b
「解放完了」(REL COMP) メッセージ内容

メッセージ種別: 解放完了
定義区間: ローカル(注1)
方向: 両方向

情報要素	参照	方向	種別	情報長
プロトコル識別子	4.2	両方向	M	1
呼番号	4.3	両方向	M	3
メッセージ種別	4.4	両方向	M	1
理由表示	4.5.12	両方向	O(注2)	2~32
ファシリティ	付加サービス 編	両方向	O(注3)	(注4)

注1-本メッセージは、ローカルな意味を持つ。しかしながら、最初の呼切断復旧メッセージとして使用される時はグローバルな意味を持つ情報を転送することがある。

注2-本メッセージが最初の呼切断復旧メッセージである場合は必須である。また、エラー処理条件の結果として「解放完了」メッセージが送信される場合も本メッセージに含まれる。

注3-付加サービスのファンクショナル手順に用いられる。本メッセージにおいて、本情報要素は繰り返すことができる。

注4-アプリケーションに依存する。▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

3.1.14 「呼設定」(SETUP)

本メッセージは、発信公衆用基地局からデジタル網へ、もしくはデジタル網から着信公衆用基地局に呼設定を開始するために転送される。(参照 3-15/NTT-Q931-b)



表 3-15 / NTT-Q931-b
「呼設定」(SETUP) メッセージ内容

メッセージ種別: 呼設定
定義区間: グローバル
方向: 両方向

情報要素	参照	方向	種別	情報長
プロトコル識別子	4.2	両方向	M	1
呼番号	4.3	両方向	M	3
メッセージ種別	4.4	両方向	M	1
伝達能力	4.5.5	両方向	M	4～10
チャンネル識別子	4.5.13	両方向	O (注1)	2～4
ファシリティ	付加サービス 編	c→n	O (注2)	(注3)
経過識別子	4.5.23	n→c	O (注4)	2～4
発番号	4.5.10	両方向	O (注5)	2～36
発サブアドレス	4.5.11	両方向	O (注6)	2～23
着番号	4.5.8	両方向	M	2～35
着サブアドレス	4.5.9	両方向	O (注7)	2～23
低位レイヤ整合性	4.5.19	両方向	O (注8)	2～18
高位レイヤ整合性	4.5.17	両方向	O (注9)	2～5

注1－本情報要素はデジタル網から公衆用基地局への方向において必須。公衆用基地局からデジタル網への方向においては、公衆用基地局がチャンネルを表示することを要求する場合、本メッセージに含まれる。

含まれない場合は“任意チャンネルの受付可能”とみなして解釈される。

注2－付加サービスのファンクショナル手順に用いられる。本メッセージにおいて、本情報要素は繰り返すことができる。

注3－アプリケーションに依存する。

注4－インタワーキングの事象の場合、本メッセージに含まれる。デジタル網から公衆用基地局方向でインバンド情報/パターンを提供する場合、本メッセージに含まれる。

注5－発信側の識別のために、発信公衆用基地局またはデジタル網からの本メッセージに含まれ得る。基本呼制御では、デジタル網から公衆用基地局方向には含まれないことがある。

公衆用基地局からデジタル網の方向には必須である。

注6－発信側が発サブアドレスの表示を行ないたい場合は、公衆用基地局からデジタル

網への方で本メッセージに含まれる。基本呼制御において、デジタル網から公衆用基地局方向に含まれ得る。

注7－発信公衆用基地局が着サブアドレスの表示を行いたい場合は、公衆用基地局からデジタル網への方で本メッセージに含まれる。「呼設定」(SETUP)メッセージの中に着サブアドレス情報要素を含めているならば、デジタル網から公衆用基地局の方で、本メッセージに含まれる。

注8－発信側が、着信側に対して低位レイヤ整合性情報を与えたい場合、公衆用基地局からデジタル網の方で本メッセージに含まれる。もし、発信側が低位レイヤ整合性情報要素を含んだ発信を行うならば、デジタル網から公衆用基地局の方で本メッセージに含まれる。

注9－発信側が、着信側に対して高位レイヤ整合性情報を与えたい場合、公衆用基地局からデジタル網の方で本メッセージに含まれる。もし、発信側が高位レイヤ整合性情報要素を含んだ発信を行うならば、デジタル網から公衆用基地局の方で本メッセージに含まれる。▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

3. 1. 16 「状態表示」(STATUS) 【JT-Q931-bに準じる】

3. 1. 17 「状態問合せ」(STATUS ENquiry) 【JT-Q931-bに準じる】

3. 2 パケットモードアクセスコネクション用メッセージ

表3-22/NTT-Q931-bに、X. 31パケットモードアクセスコネクション用メッセージを要約する。

表3-22/NTT-Q931-bは6章で定義されるケースB (ISDNバーチャルサーキット・サービスへのパケット交換アクセス) に対して用いられる。ケースA (PSPDNサービスへの回線交換アクセス) に対しては、節3. 1の表3-1/NTT-Q931-bが用いられる。

▼

表3-22/NTT-Q931-b
パケットモードアクセスコネクション用メッセージ

参 照

<u>・アクセスコネクション設定用メッセージ</u>	
<u>呼出 (ALERTing)</u>	<u>3.2.1</u>
<u>呼設定受付 (CALL PROceeding)</u>	<u>3.2.2</u>
<u>応答 (CONNect)</u>	<u>3.2.3</u>
<u>応答確認 (CONNect ACKnowledge)</u>	<u>3.2.4</u>
<u>呼設定 (SETUP)</u>	<u>3.2.9</u>
<u>・アクセスコネクション切断復旧用メッセージ</u>	
<u>切断 (DISConnect)</u>	<u>3.2.5</u>
<u>解放 (RELease)</u>	<u>3.2.7</u>
<u>解放完了 (RELease COMplete)</u>	<u>3.2.8</u>
<u>・その他のメッセージ</u>	
<u>状態表示 (STATUS)</u>	<u>3.2.10</u>
<u>状態問合せ (STATUS ENQuiry)</u>	<u>3.2.11</u>

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】 ▲

3.2.1 「呼出」(ALERTing)

本メッセージは、着信公衆用基地局の呼出が開始されたことを示すために、着信公衆用基地局からデジタル網に転送される。(参照 表3-23/NTT-Q931-b)



表3-23/NTT-Q931-b
「呼出」(ALERT)メッセージ内容

メッセージ種別 : 呼出

定義区間 : ローカル

方向 : 公衆用基地局からデジタル網へ

情報要素	参照	方向	種別	情報長
プロトコル識別子	4.2	c→n	M	1
呼番号	4.3	c→n	M	2～3
メッセージ種別	4.4	c→n	M	1
チャンネル識別子	4.5.13	c→n	O (注)	2～*

注一本メッセージが「呼設定」(SETUP)メッセージに対する応答の最初のメッセージで公衆用基地局が「呼設定」(SETUP)メッセージで指示されたチャンネルを受付けない場合はチャンネル識別子情報要素は必須である。▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

3.2.2 「呼設定受付」(CALL PROCeeding)

本メッセージは、要求されたアクセスコネクション設定が開始されたことを表示するためにデジタル網から発信公衆用基地局にあるいは着信公衆用基地局からデジタル網へ転送される。(参照 表3-24/NTT-Q931-b)

▼

表3-24/NTT-Q931-b
「呼設定受付」(CALL PROC) メッセージ内容

メッセージ種別 : 呼設定受付
定義区間 : ローカル
方向 : 両方向

情報要素	参照	方向	種別	情報長
プロトコル識別子	4.2	c→n	M	1
呼番号	4.3	c→n	M	2～3
メッセージ種別	4.4	c→n	M	1
チャンネル識別子	4.5.13	c→n	O (注)	2～*

注一デジタル網から公衆用基地局の方向で本メッセージが「呼設定」(SETUP)メッセージに対する応答の最初のメッセージである場合、チャンネル識別子情報要素は必須で

ある。

公衆用基地局からデジタル網の方向で本メッセージが「呼設定」(SETUP)メッセージに対する応答の最初のメッセージで、かつ、公衆用基地局が「呼設定」(SETUP)メッセージの中で指示されたB-チャンネルを受付けない場合、チャンネル識別子情報要素は必須である。▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

3. 2. 3 「応答」(CONNECT)

本メッセージは、アクセスコネクションを受付けたことを通知するために着信公衆用基地局からデジタル網に、またデジタル網から発信公衆用基地局に転送される。

(参照 表3-25/NTT-Q931-b)

▼

表3-25/NTT-Q931-b
「応答」(CONN)メッセージ内容

メッセージ種別 : 応答

定義区間 : ローカル

方向 : 両方向

情報要素	参照	方向	種別	情報長
プロトコル識別子	4.2	両方向	M	1
呼番号	4.3	両方向	M	2~3
メッセージ種別	4.4	両方向	M	1
チャンネル識別子	4.5.13	両方向	O(注)	2~*

注-本メッセージが「呼設定」(SETUP)メッセージに対する応答の最初のメッセージで公衆用基地局が「呼設定」(SETUP)メッセージで指示されたチャンネルを受付けない場合はチャンネル識別子情報要素は必須である。▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

3. 2. 4 「応答確認」(CONNECT ACKnowledge)

本メッセージはどの公衆用基地局がアクセスコネクションを与えられたかを示すためにデジタル網から着信公衆用基地局に送られる。また、対称なアクセスコネクション制御手順を可能とするために発信公衆用基地局からデジタル網に送信され得る。(参照 表3-26/NTT-Q931-b)



表 3-26 / NTT-Q931-b
「応答確認」(CONN ACK) メッセージ内容

メッセージ種別 : 応答確認
定義区間 : ローカル
方向 : 両方向

情報要素	参照	方向	種別	情報長
プロトコル識別子	4.2	両方向	M	1
呼番号	4.3	両方向	M	2~3
メッセージ種別	4.4	両方向	M	1



【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

3.2.5 「切断」(DISConnect)

本メッセージはアクセスコネクションを切断復旧することをデジタル網に要求するために、公衆用基地局より、もしくはアクセスコネクションが切断復旧されたことを表示するためにデジタル網により公衆用基地局へ転送される。(参照 表 3-27 / NTT-Q931-b)



表 3-27 / NTT-Q931-b
「切断」(DISC) メッセージ内容

メッセージ種別 : 切断
定義区間 : ローカル
方向 : 両方向

情報要素	参照	方向	種別	情報長
プロトコル識別子	4.2	両方向	M	1
呼番号	4.3	両方向	M	2~3
メッセージ種別	4.4	両方向	M	1
理由表示	4.5.12	両方向	M	4~32



【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

3. 2. 6 「経過表示」(PROGress) 【規定しない】

3. 2. 7 「解放」(RELease)

本メッセージは公衆用基地局もしくはデジタル網のいずれか一方から送信され、本メッセージを送信している装置がチャンネル（もしあれば）を既に切断したことを示し、チャンネルと呼番号を解放するために送信される。さらに「解放」(REL)メッセージを受信した側ではチャンネルを解放し、さらに「解放完了」(REL COMP)メッセージを送信したあと呼番号を解放する準備をする。本メッセージは、アクセスコネクションが、Dチャンネル又は存在するチャンネル上で与えられたこと及び、デジタル網が呼番号を解放する意図があることを表示するためにデジタル網から公衆用基地局へ送出される。(参照 表3-29/NTT-Q931-b)



表3-29/NTT-Q931-b
「解放」(REL)メッセージ内容

メッセージ種別 : 解放
定義区間 : ローカル (注1)
方向 : 両方向

情報要素	参照	方向	種別	情報長
プロトコル識別子	4.2	両方向	M	1
呼番号	4.3	両方向	M	2~3
メッセージ種別	4.4	両方向	M	1
理由表示	4.5.12	両方向	O (注2)	2~32

注1-本メッセージはローカルな意味を持つ。しかしながら、最初の切断復旧メッセージとして使用される場合はグローバルな意味をもつ情報を転送し得る。

注2-本メッセージが最初の切断復旧メッセージである場合は必須である。また、エラー処理条件の結果として「解放」(REL)メッセージが送信される場合も本メッセージに含まれる。▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

3. 2. 8 「解放完了」(RELease COMPLETE)

本メッセージは公衆用基地局もしくはデジタル網のいずれか一方から送信され、本メッセージを送信している装置がチャネル（もしあれば）および呼番号を解放したことを示す。解放されたチャネルは再利用が可能となり、さらに本メッセージを受信した装置は呼番号を解放する。（参照 表 3-30 / NTT-Q931-b）



表 3-30 / NTT-Q931-b
「解放完了」(REL COMP)メッセージ内容

メッセージ種別 : 解放完了
定義区間 : ローカル (注1)
方向 : 両方向

情報要素	参照	方向	種別	情報長
プロトコル識別子	4.2	両方向	M	1
呼番号	4.3	両方向	M	2~3
メッセージ種別	4.4	両方向	M	1
理由表示	4.5.12	両方向	O (注2)	2~32

注1 - 本メッセージはローカルな意味を持つが、最初の切断復旧メッセージとして使用される時はグローバルな意味をもつ情報を転送し得る。

注2 - 本メッセージが最初の切断復旧メッセージである場合は必須である。また、エラー処理条件の結果として「解放完了」(REL COMP)メッセージが送信される場合も本メッセージに含まれる。▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

3. 2. 9 「呼設定」(SETUP)

本メッセージは発信公衆用基地局からデジタル網へ、もしくはデジタル網から着信公衆用基地局にアクセスコネクション設定を開始するために転送される。（参照 表 3-31 / NTT-Q931-b）



表 3-31 / NTT-Q931-b
「呼設定」(SETUP)メッセージ内容

メッセージ種別 : 呼設定
定義区間 : ローカル
方向 : 両方向

情報要素	参照	方向	種別	情報長
プロトコル識別子	4.2	両方向	M	1
呼番号	4.3	両方向	M	2～3
メッセージ種別	4.4	両方向	M	1
伝達能力	4.5.5	両方向	M(注1)	4～13
チャンネル識別子	4.5.13	両方向	O(注2)	2～*
情報速度	4.6.3	n→c	O(注3)	2～6
エンド・エンド中継遅延	4.6.2	n→c	O(注4)	2～11
中継遅延選択表示	4.6.9	n→c	O(注5)	2～5
パケットレイバ・イリパラメータ	4.6.4	n→c	O(注6)	2～3
パケットレイアウト・ウイズ	4.6.5	n→c	O(注7)	2～4
パケットサイズ	4.6.6	n→c	O(注8)	2～4
発番号	4.5.10	n→c	O(注9)	2～36
発サブアドレス	4.5.11	n→c	O(注10)	2～23
着番号	4.5.8	n→c	O(注11)	2～35
着サブアドレス	4.5.9	n→c	O(注12)	2～23
ユーザ・ユーザ	4.5.30	n→c	O(注13)	(注14)

注1－伝達能力情報要素は、もし適当であれば、パケットモードのアクセスコネクションを含むITU-Tテレコミュニケーション・サービスを記述するのに用いることができる。

注2－本情報要素はデジタル網から公衆用基地局へ方向において必須。公衆用基地局からデジタル網へ方向においては、公衆用基地局がチャンネルを表示することを要求する場合、本メッセージに含まれる。

含まれない場合は、“任意チャンネルの受付可能”とみなして解釈される。

注3－デジタル網がNTT-X25/NTT-Q931-b情報要素マッピングをインプリメントしており、かつ呼に対する情報転送速度を着信公衆用基地局へ表示する場合に、デジタル網から公衆用基地局へ方向で本メッセージに含まれる。

注4－デジタル網がNTT-X25/NTT-Q931-b情報要素マッピングをインプリメントしており、かつ呼に対するエンド・エンド中継遅延を着信公衆用基地局へ表示する場合に、デジタル網から公衆用基地局へ方向で本メッセージに含まれる。

注5－デジタル網がNTT-X25/NTT-Q931-b情報要素マッピングをインプリメントしており、かつ呼に対する最大許容中継遅延を着信公衆用基地局へ表示する場合に、デジタル網から公衆用基地局へ方向で本メッセージに含まれる。

注6—デジタル網がNTT-X25/NTT-Q931-b情報要素マッピングをインプリメントしており、かつ呼に対するパケットレイヤバイナリパラメータを着信公衆用基地局へ表示する場合に、デジタル網から公衆用基地局への方向で、本メッセージに含まれる。

注7—デジタル網がNTT-X25/NTT-Q931-b情報要素マッピングをインプリメントしており、かつ呼に対するパケットレイヤウィンドウサイズを着信公衆用基地局へ表示する場合に、デジタル網から公衆用基地局への方向で、本メッセージに含まれる。

注8—デジタル網がNTT-X25/NTT-Q931-b情報要素マッピングをインプリメントしており、かつ呼に対するパケットサイズを着信公衆用基地局へ表示する場合に、デジタル網から公衆用基地局の方向で、本メッセージに含まれる。

注9—公衆用基地局・デジタル網間での公衆用基地局識別が必要な場合に、公衆用基地局からデジタル網の方向で、本メッセージに含まれる。デジタル網がNTT-X25/NTT-Q931-b情報要素マッピングをインプリメントしており、かつ発番号を着信公衆用基地局への表示を行う場合に、デジタル網から公衆用基地局の方向で、本メッセージに含まれる。

注10—公衆用基地局・デジタル網間での公衆用基地局識別が必要な場合に、公衆用基地局からデジタル網の方向で、本メッセージに含まれる。デジタル網がNTT-X25/NTT-Q931-b情報要素マッピングをインプリメントしており、かつ発サブアドレスを着信公衆用基地局への表示を行う場合に、デジタル網から公衆用基地局の方向で、本メッセージに含まれる。

注11—デジタル網がNTT-X25/NTT-Q931-b情報要素マッピングをインプリメントしており、かつ着番号を着信公衆用基地局への表示を行う場合に、デジタル網から公衆用基地局の方向で、本メッセージに含まれる。

注12—デジタル網がNTT-X25/NTT-Q931-b情報要素マッピングをインプリメントしており、かつ着サブアドレスを着信公衆用基地局への表示を行う場合に、デジタル網から公衆用基地局の方向で、本メッセージに含まれる。

注13—発信公衆用基地局が、公衆用基地局情報を含み、かつデジタル網が、NTT-X25/NTT-Q931-b情報要素マッピングをインプリメントする場合に、デジタル網から公衆用基地局の方向で、本メッセージに含まれる。

注14—最小の長さは2オクテットである。また、標準の最大デフォルト長は131オクテットである。▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

3. 2. 10 「状態表示」(STATUS)

本メッセージは「状態問合せ」(STATUS ENQ)メッセージに対する応答として、または節5. 8に示されるエラー状態を通知するために任意の時点で公衆用基地局またはデ

デジタル網から送信される。(参照 表3-32/NTT-Q931-b)



表3-32/NTT-Q931-b
「状態表示」(STATUS)メッセージ内容

メッセージ種別 : 状態表示
定義区間 : ローカル
方向 : 両方向

情報要素	参照	方向	種別	情報長
プロトコル識別子	4.2	両方向	M	1
呼番号	4.3	両方向	M	2~3
メッセージ種別	4.4	両方向	M	1
理由表示	4.5.12	両方向	M	4~32
呼状態	4.5.7	両方向	M	3



【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

3.2.11 「状態問合せ」(STATUS ENquiry)

本メッセージは、公衆用基地局もしくはデジタル網によって、レイヤ3の同位エンティティからの「状態表示」(STATUS)メッセージ要求がある場合いつでも送信される。また、「状態問合せ」(STATUS ENQ)メッセージに対する応答としての「状態表示」(STATUS)メッセージ送出手は必須である。(参照 表3-33/NTT-Q931-b)



表3-33/NTT-Q931-b
「状態問合せ」(STATUS ENQ)メッセージ内容

メッセージ種別 : 状態問合せ
定義区間 : ローカル
方向 : 両方向

情報要素	参照	方向	種別	情報長
------	----	----	----	-----

プロトコル識別子	4.2	両方向	M	1
呼番号	4.3	両方向	M	2～3
メッセージ種別	4.4	両方向	M	1



【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

3.4 グローバル呼番号を用いたメッセージ【JT-Q931-bに準じる】

3.4.1 「初期設定」(REStart)

本メッセージは、公衆用基地局もしくは、デジタル網から表示されたチャンネル、又はインタフェースの初期設定(アイドル状態に戻す)を要求するために転送される。(参照 表3-49/NTT-Q931-b)



表3-49/NTT-Q931-b
「初期設定」(REST)メッセージ内容

メッセージ種別： 初期設定
定義区間： ローカル
方向： 両方向

情報要素	参照	方向	種別	情報長
プロトコル識別子	4.2	両方向	M	1
呼番号	4.3	両方向	M(注1)	3
メッセージ種別	4.4	両方向	M	1
チャンネル識別子	4.5.13	両方向	O(注2)	2～4
初期状態表示	4.5.25	両方向	M	3

注1-本メッセージは、節4.3で定義されるグローバル呼番号と共に送られる。

注2-初期設定対象の特定のチャンネルを表示する必要がある場合、本メッセージに含まれる。▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

3.4.2 「初期設定確認」(REStart ACKnowledge)

本メッセージは、『初期設定』メッセージの受信を確認するため及び要求された初期設定が完了したことを示すため転送される。(参照 表 3-50/NTT-Q931-b)



表 3-50/NTT-Q931-b

「初期設定確認」(REST ACK) メッセージ内容

メッセージ種別: 初期設定確認

定義区間: ローカル

方向: 両方向

情報要素	参照	方向	種別	情報長
プロトコル識別子	4.2	両方向	M	1
呼番号	4.3	両方向	M(注1)	3
メッセージ種別	4.4	両方向	M	1
チャンネル識別子	4.5.13	両方向	O(注2)	2~4
初期状態表示	4.5.25	両方向	M	3

注1-本メッセージは、節4.3で定義されるグローバル呼番号と共に送られる。

注2-初期設定対象の特定のチャンネルを表示する必要がある場合、本メッセージに含まれる。▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

3.4.3 「状態表示」(STATUS) 【JT-Q931-bに準拠する】

4. メッセージフォーマットと情報要素のコーディング【JT-Q931-bに準拠する】

4.1 概要【JT-Q931-bに準拠する】

4.2 プロトコル識別子【JT-Q931-bに準拠する】

4.3 呼番号【JT-Q931-bに準拠する】

4.4 メッセージ種別

メッセージ種別は、送出されるメッセージの機能を識別するために用いる。

メッセージ種別は、各メッセージの3番目に配置され、図4-6/NTT-Q931-bや表4-2/NTT-Q931-bに示されているようにコード化する。

ビット8は拡張ビットとして、将来の使用のため予約されている。

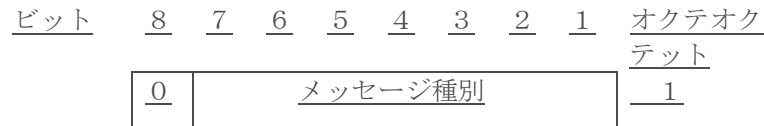


図4-6 / NTT-Q931-b メッセージ種別



表4-2 / NTT-Q931-b メッセージ種別

8	7	6	5	4	3	2	1	
0	0	0	-	-	-	-	-	呼設定用メッセージ
0	0	0	0	0	1	-	-	呼出 (ALERTing)
0	0	0	0	1	0	-	-	呼設定受付 (CALL PROCEEDing)
0	0	1	1	1	-	-	-	応答 (CONNECT)
0	1	1	1	1	-	-	-	応答確認 (CONNECT ACKnowledge)
0	0	0	0	1	1	-	-	経過表示 (PROGRESS)
0	0	1	0	1	-	-	-	呼設定 (SETUP)
0	1	0	-	-	-	-	-	呼切断用メッセージ
0	0	1	0	1	-	-	-	切断 (DISCONNECT)
0	1	1	0	1	-	-	-	解放 (RELEASE)
1	1	0	1	0	-	-	-	解放完了 (RELEASE COMPLETE)
0	0	1	1	0	-	-	-	初期設定 (RESTART)
0	1	1	1	0	-	-	-	初期設定確認 (RESTART ACKnowledge)
0	1	1	-	-	-	-	-	その他のメッセージ
0	1	1	1	0	-	-	-	通知 (NOTIFY)
1	1	1	0	1	-	-	-	状態表示 (STATUS)
1	0	1	0	1	-	-	-	状態問合せ (STATUS ENQUIRY)

注1—これが使用された場合メッセージ種別は、国内規定に基づき、次のオクテットで定義される。

注2—付加サービスのファンクショナル手順に用いられるファシリティ[FACILITY]および登録[REGISTER]に関しては付加サービス仕様に示す。▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

4.5 他の情報要素【JT-Q931-bに準拠する】

4.5.1 コーディング規定

他の情報要素のコーディングは、以下に述べるコーディング規定に従う。これらの規定は、メッセージ処理をする各装置が、処理上、必要である情報要素を見つけ、必要でないものを無視するように考えられたものである。

2種類の情報要素を規定する。

- (1) 単一固定長情報要素 図4-7(a)/NTT-Q931-b及び図4-7(b)
/NTT-Q931-b
- (2) 可変長情報要素 図4-7(c)/NTT-Q931-b

以下の情報要素に関して、情報要素識別子ビットのコーディングを表4-3/NTT-Q931-bに示す。

メッセージ中の各情報要素には特定な順番がある。可変長フォーマットの情報要素識別子のコード値は、メッセージ中の各情報要素の現れる順番に従い、小さい方から割り付けられる。これは、受信装置が全体のメッセージを見ずに特別の情報要素の有無を判断できるためである。

単一固定長情報要素は、メッセージ内の任意の場所に設置され得る。

単一固定長情報要素は2つのタイプがある。タイプ1の情報要素は、ビット7, 6, 5で示す。ビット7, 6, 5が‘010’はタイプ2単一固定長情報要素として予約済である。

ここでは、情報要素についての記述に、予備ビットを含んでいる場合、これらの予備ビットは、0に設定されている。将来の実用を考えると、予備ビットが1に設定されているからといって、メッセージを拒否すべきではない。可変長情報要素の第2のオクテットは、最初のオクテットのコーディングに関係なくその情報要素内容(オクテット3以下)の総オクテット長を示している。情報要素内容のオクテットの数はバイナリでコード化され、最下位はビット1(2⁰)です。

オプションになっている可変長情報要素は、存在し得るが、内容を持たない。例えば、「呼設定」(SETUP)メッセージは、オクテット長ゼロのチャンネル識別子情報要素を含んでいることもある。これは受信側に情報要素が“存在していない”ものとして処理される。同様に、情報要素がない場合は、“情報要素内容をもたない”として処理される。

次の規定は可変長情報要素のコーディングに適用する。

- (a) オクテット番号における最初の数字は、1つのオクテットあるいはオクテット

のグループである。

- (b) 各オクテットグループは、情報要素内の独立した単位である。オクテットグループの内部構造は以下に示す方法とは別の方法で定義されることもあり得る。
- (c) オクテットグループは、何らかの拡張法の使用により形成される。拡張ビットとしてビット8を使用し、オクテット(N)を次にくるオクテット(Na, Nb…)へ拡張できる方法が望ましい。
ビット‘0’は、オクテットが次のオクテットへ継続していることを示す。
ビット‘1’は、このオクテットがオクテットグループの最後のオクテットであることを示す。
1つのオクテット(Nb)が存在すれば、前のオクテット(NとNa)もまた存在する。
4.5.5節などの記述では、別のオクテットがあとに続く場合、ビット8は“0/1 拡張”と書かれている。これが拡張領域上最後のオクテットであれば、ビット8は“1 拡張”と書かれている。
仕様を追加する場合、追加オクテットが、それ以前の最後のオクテットのあとで定義されうる（その場合、“1 拡張”という記述を“0/1 拡張”に変更）ので、装置はそのような追加オクテットを受け入れる準備をする必要がある。ただし、これらのオクテットをその装置が解釈したり、その内容に従い機能したりする必要はない。
- (d) 上で定義された拡張法に加えて、オクテット(N)のビット7～1の表示により次のオクテット(N₁, N₂…)へ拡張される。
- (e) (c)と(d)の拡張法は組み合わせで使用されうる。拡張法(c)は順序の上で優先権をもつ。従って、全てのオクテットNa, Nb…は必ずオクテットN₁, N₂…の前に現れる。この規則は、オクテットN₁, N₂…がオクテットNa, Nb…の拡張法を用いて拡張される場合にも適用される。
- (f) 同様な規則は、拡張法(d)が繰り返される場合にも適用されうる。即ちオクテットN_{1.1}, N_{1.2}…はオクテットN₂の前に現れる。
- (g) オプションのオクテットは、アスタリスク(*)の印をつける。

注1－拡張法(c)は、繰り返し使用できない。即ち、オクテット4bになるべきオクテットにオクテット4aの拡張法を組み込むことはできない。

注2－プロトコル設計者は、複数の拡張法の使用をする場合、結果としてのコーディングが唯一の解釈となることを保証するよう注意すべきである。

注3－幾つかの情報要素には、コーディング標準フィールドが規定されています。情報要素がコーディング標準の国内標準で規定される場合、情報要素の構造を本仕様の規定と同様に規定することを推奨する。

ビット	8	7	6	5	4	3	2	1	オクテット
	1	情報要素識別子				情報要素内容			1

(a) 単一固定長情報要素フォーマット (タイプ1)

ビット	8	7	6	5	4	3	2	1	オクテット
	1	情報要素識別子							1

(b) 単一固定長情報要素フォーマット (タイプ2)

ビット	8	7	6	5	4	3	2	1	オクテット
	0	情報要素識別子							1
		情報要素内容長							2
		情報要素内容							3

(c) 可変長情報要素フォーマット

図4-7/NTT-Q931-b 情報要素フォーマット



表4-3/NTT-Q931-b 情報要素識別子コーディング

ビット	8	7	6	5	4	3	2	1	参照	最大長
1	:	:	:	-	-	-	-	-	単一固定長情報要素	(オクテット)
0	0	0	0	-	-	-	-	-	予約済	(注1)
0	:	:	:	:	:	:	:	:	可変長情報要素	
0	0	0	0	0	1	0	0	0	伝達能力 [Bearer Capability]	4.5.5 10
0	0	0	0	1	0	0	0	0	理由表示 [Cause] (注2)	4.5.12 32
0	0	1	0	1	0	0	0	0	呼状態 [Call state]	4.5.7 3
0	0	1	1	0	0	0	0	0	チャネル識別子 [Channel identification]	4.5.13 4
0	0	1	1	1	1	0	0	0	経過識別子 [Progress indicator] (注2)	4.5.23 4
0	1	0	0	1	1	1	0	0	通知識別子 [Notification indicator]	4.5.22 3
1	0	0	0	0	0	0	0	0	情報速度 [Information rate]	4.6.3 6
1	0	0	0	0	1	0	0	0	エンド・エンド中継遅延 [End-to-end transit delay]	4.6.2 11
1	0	0	0	0	1	1	0	0	中継遅延選択表示 [Transit delay selection and indication]	4.6.9 5
1	0	0	0	1	0	0	0	0	パケットレイヤバイナリパラメータ [Packet layer binary parameters]	4.6.4 3
1	0	0	0	1	0	1	0	0	パケットレイヤウィンドウサイズ	4.6.5 4

[Packet layer window size]									
1	0	0	0	1	1	0	パケットサイズ[Packet size]	4.6.6	4
1	1	0	1	1	0	0	発番号 [Calling party number]	4.5.10	3 6
1	1	0	1	1	0	1	発サブアドレス [Calling party subaddress]	4.5.11	2 3
1	1	1	0	0	0	0	着番号 [Called party number]	4.5.8	3 5
1	1	1	0	0	0	1	着サブアドレス [Called party subaddress]	4.5.9	2 3
1	1	1	1	0	0	1	初期設定表示 [Restart indicator]	4.5.25	3
1	1	1	1	1	0	0	低位レイヤ整合性情報 [Low layer compatibility]	4.5.19	1 8
1	1	1	1	1	0	1	高位レイヤ整合性情報 [High layer compatibility]	4.5.17	5
上記以外								予約済 (注3)	

(注1) 可変長情報要素の最大長制限は、現在の TTC 標準のコーディング値だけを考慮している。本標準の今後の拡張は、これらの制限に制約されない。

(注2) 本情報要素は、繰り返され得る。

(注3) 予約済の値の内ビット5～8が‘0000’にコード化されたものは、受信側によって理解する必要がある。(節5.8.7.1 参照)。

(注4) 付加サービスのファンクショナル手順に用いられるファシリティ情報要素については付加サービス仕様を示す。



【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

4.5.2 コード群の拡張【規定しない】

4.5.3 固定シフト手順【規定しない】

4.5.4 一時シフト手順【規定しない】

4.5.5 伝達能力 [Bearer capability]

伝達能力情報要素の目的は、デジタル網が提供する伝達サービス要求を表示することである。本情報要素は、デジタル網によって使用される可能性のある情報のみを含む。付属資料I 参照のこと。通信可能性確認に関連している伝達能力情報要素の使用法は、付属資料Bで記述している。

伝達能力情報要素は、図4-11/NTT-Q931-bと表4-6a/NTT-Q931-b～表4-6i/NTT-Q931-bに示されているようにコード化する。

本情報要素がない場合には、伝達能力のデフォルトは想定されない。

要素の最大長はTTC標準を使用している場合は、10オクテットである。

▼

ビット	8	7	6	5	4	3	2	1	オクテット
-----	---	---	---	---	---	---	---	---	-------

ト

伝達能力			1
0	0	0	1
情報要素識別子			
伝達能力内容長			2
1 拡張	コーディング標準	情報転送能力	3
1 拡張	転送モード	情報転送速度	4
0/1 拡張	0 1 レイヤ1識別	ユーザ情報レイヤ1プロトコル	5*
0/1 拡張	同期 / 非同 期	インバント 交渉	5 a* (注)
1 拡張	0 1 レイヤ2識別	ユーザ情報レイヤ2プロトコル	6*
0 拡張	0 1 レイヤ3識別	ユーザ情報レイヤ3プロトコル	7*

図4-11/NTT-Q931-b 伝達能力情報要素

(注) このオクテットは、オクテット3が非制限デジタル情報を示し、オクテット5がTTC標準速度整合 (JT-V110/JT-X30) を示す場合にのみ存在する。▲【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

▼
表4-6 a/NTT-Q931-b 伝達能力情報要素

コーディング標準 (オクテット3)

ビット
7 6
0 0 TTC標準

情報転送能力（オクテット3）

ビット					
5	4	3	2	1	
0	0	0	0	0	音声
0	1	0	0	0	非制限デジタル情報
1	0	0	0	0	3.1kHz オーディオ
上記以外					予約済▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

転送モード（オクテット4） 【JT-Q931-bに準拠する】

▼

表4-6b/NTT-Q931-b 伝達能力情報要素

情報転送速度（オクテット4）

ビット					回線交換モード	パケット交換
5	4	3	2	1		
0	0	0	0	0	—	このコードはパケット交換モードの呼に使用する。
1	0	0	0	0	64 kbit/s	—
上記以外					予約済	

(注) 付加属性を表4-7/NTT-Q931-bに定義する。

ユーザ情報レイヤ1プロトコル（オクテット5）

ビット					
5	4	3	2	1	
0	0	0	0	1	TTTC標準速度整合(JT-V110/JT-X30):これは下記に定義されたオクテット5aが存在することを表している。
0	0	0	1	0	標準 JT-G711 μ -law
上記以外					予約済

(注) 転送モードが回線交換モードであり情報転送能力が非制限デジタル情報の場合に、ユーザ情報レイヤ1プロトコルが網に明示されない場合が存在し、その際にはオクテット5は省略した場合のみ許容し、その他の場合は、オクテット5は必須である。もし、転送モードがパケット交換モードであれば、オクテット5は省略されることがある。▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】



表4-6c/NTT-Q931-b 伝達能力情報要素

同期/非同期 (オクテット5 a)

ビット	
7	
0	同期

(注) 同期ユーザ速度の場合、オクテット5 b-5 dは省略可能。

インバンド交渉 (オクテット5 a)

ビット	
6	
0	インバンド交渉不可

(注) 標準JT-V110及びJT-X30あるいはモデムタイプ勧告参照▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】



表4-6d/NTT-Q931-b 伝達能力情報要素

ユーザ速度 (オクテット5 a)

ビット					
5	4	3	2	1	
0	1	1	0	0	32 kbit/s 標準 JT-I460
0	1	1	1	1	56 kbit/s 勧告 V.6
上記以外					予約済▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】



表4-6k/NTT-Q931-b 伝達能力情報要素

ユーザ情報レイヤ2プロトコル (オクテット6)

ビット					
5	4	3	2	1	
0	0	0	1	0	標準 JT-Q921-b [3]
0	0	1	1	0	標準 JT-X25リンクレイヤ

上記以外 予約済

(注) 転送モードがパケット交換モードであればオクテット6は存在すべきである。他のケースではユーザレイヤ2プロトコルがデジタル網に識別される場合、オクテット6は存在すべきである。そうでなければオクテット6は省略すべきである。



【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】



表4-61 / NTT-Q931-b 伝達能力情報要素

ユーザ情報レイヤ3プロトコル (オクテット7)

ビット					
5	4	3	2	1	
0	0	0	1	0	標準 JT-Q931-b
0	0	1	1	0	標準 JT-X25パケットレイヤ
上記以外					予約済

(注) ユーザ情報レイヤ3プロトコルがデジタル網に識別される場合オクテット7は存在すべきである。そうでなければオクテット7は省略すべきである。▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】



表4-7 / JT-Q931-b 伝達能力属性

伝達能力属性		付 加 属 性			
転送モード	情報転送能力	構 造	通信形態	呼設定法	対称性
回線交換	音 声	8 kHz 構造	ポイント・ポイント	即 時	両方向対称
回線交換	非制限データ	8 kHz 構造	ポイント・ポイント	即 時	両方向対称
回線交換	3.1kHz オーディオ	8 kHz 構造	ポイント・ポイント	即 時	両方向対称



【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

4. 5. 7 呼状態 [Call state]

呼状態情報要素は、現在の呼のステータス状態（節2. 1参照）やグローバルインタフェース状態（節2. 4参照）を記述するために用いられる。

呼状態情報要素は図4-13/NTT-Q931-bや表4-8/NTT-Q931-bに示されているようにコード化する。

TTC標準コーディングを使用すると本情報要素の最大長は3オクテットである。

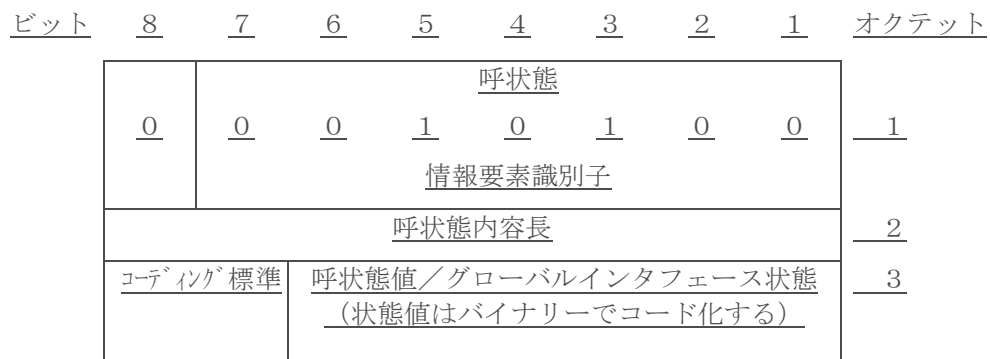


図4-13/JT-Q931-b 呼状態情報要素



表4-8 a/NTT-Q931-b 呼状態情報要素

コーディング標準 (オクテット3)

ビット	8	7	
	0	0	TTC標準▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】



表4-8 b/NTT-Q931-b 呼状態情報要素

呼状態値 (オクテット3)

ビット	6	5	4	3	2	1	公衆用基地局状態	デジタル網状態
	0	0	0	0	0	0	C0 一空	N0 一空

0	0	0	0	0	1	C 1	－発呼	N 1	－発呼
0	0	0	0	1	1	C 3	－発呼受付	N 3	－発呼受付
0	0	0	1	0	0	C 4	－呼出通知	N 4	－呼出通知
0	0	0	1	1	0	C 6	－着呼	N 6	－着呼
0	0	0	1	1	1	C 7	－呼出中	N 7	－呼出中
0	0	1	0	0	0	C 8	－応答	N 8	－応答
0	0	1	0	0	1	C 9	－着呼受付	N 9	－着呼受付
0	0	1	0	1	0	C 1 0	－通信中	N 1 0	－通信中
0	0	1	0	1	1	C 1 1	－切断要求	N 1 1	－切断要求
0	0	1	1	0	0	C 1 2	－切断通知	N 1 2	－切断通知
0	1	0	0	1	1	C 1 9	－解放要求	N 1 9	－解放要求
0	1	0	1	1	0	－	－	N 2 2	－呼廃棄
上記以外						予約済		予約済	

グローバルインタフェース状態値（オクテット3）

ビット						
6	5	4	3	2	1	状態
0	0	0	0	0	0	REST 0－空
1	1	1	1	0	1	REST 1－初期設定要求
1	1	1	1	1	0	REST 2－初期設定
上記以外						予約済▲

【JT-Q 9 3 1-bでは▼▲の規定が異なる】

4. 5. 8 着番号 [Called party number]

着番号情報要素は、通信相手を指定し、図4-14/NTT-Q 9 3 1-b及び表4-9/NTT-Q 9 3 1-bに示すようにコード化する。本情報要素の最大長は▼3 5オクテットである。▲

【JT-Q 9 3 1-bでは▼▲の規定が異なる】

図4-14/NTT-Q 9 3 1-b【JT-Q 9 3 1-bに準じる】

▼
表4-9/NTT-Q 9 3 1-b 着番号情報要素

番号種別（オクテット3）（注1）					
7	6	5			
0	1	0	国内番号（注2）		
0	1	1	網特有番号（注3）		
上記以外 予約済					

注1—国内番号の定義は、ITU-T勧告I. 330を参照。

注2—プレフィクスやエスケープを含まない。

注3—番号種別“網特有番号”は、サービスを提供する網特有の管理番号あるいはサービス番号を示すことに使われる。例えば、オペレータをアクセスする場合に使用される。▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

番号計画識別子 (オクテット3)

4 3 2 1

0 0 0 1 ISDN/電話番号計画 (勧告E.164)

上記以外 予約済

番号ディジット (オクテット4以上)

このフィールドは、適当な番号計画で規定される形式に従って、IA5キャラクタでコード化される。

4.5.9 着サブアドレス [Called party subaddress] 【JT-Q931-bに準拠する】

4.5.10 発番号 [Calling party number]

発番号情報要素は、呼の発信元を識別するために用い、図4-16/JT-Q931-b及び表4-11/JT-Q931-bに示すようにコード化する。本情報要素の最大長は▼36オクテットである。▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

図4-16/NTT-Q931-b 【JT-Q931-bに準じる】

▼

表4-11a/NTT-Q931-b 発番号情報要素
番号種別 (オクテット3) (注1)

7 6 5

0 0 1 国際番号 (注2)

0 1 0 国内番号 (注2)

0 1 1 網特有番号 (注3)

上記以外 予約済

(注1) 国際、国内番号の定義は、ITU-T勧告I. 330を参照。

(注2) プレフィクスやエスケープを含まない。

(注3) 番号種別“網特有番号”は、サービスを提供する網特有の管理番号あるいはサービス番号を示すことに使われる。例えば、オペレータをアクセスする場合に使用される。▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

▼

表4-11b/NTT-Q931-b 発番号情報要素

番号計画識別子 (オクテット3)

4 3 2 1

0 0 0 1 ISDN/電話番号計画 (ITU-T勧告E. 164)

上記以外 予約済

表示識別子 (オクテット3a)

7 6 意味

0 0 表示許可

0 1 表示制限

1 0 インタワーキングのため利用できない番号

1 1 予約済

▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

▼ (注1) 発呼時、オクテット3aが省略された場合、デジタル網は、値は“01”とみなす。また、付加サービスにおける発番号情報要素の表示識別子規定は、付加サービス仕様に記述している。▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

(注2) このフィールドの意味と使用法は、ITU-T勧告Q. 951の3章と4章に定義される。

▼着呼時の発番号情報要素、表示識別子、番号ディジットの組み合わせは次の3通りのみである。

発番号情報要素	表示識別子	番号ディジット
○	表示許可	○
○	表示制限	○
＝	＝	＝

▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

網検証識別子 (オクテット3a)

2 1 意味

0 1 ユーザ記入、網検証成功

1 1 網記入

▼(注) 公衆用基地局が移動局の認証を行う形態のインタフェースでは、発呼時、デジタル網への「呼設定」メッセージ内の発番号情報要素内の網検証識別子フィールドにおいて、「01-ユーザ記入、網検証成功」もしくは、「11-網記入」を明示しなければならない。また、デジタル網が移動局の認証を行う形態のインタフェースでは、発呼時、デジタル網への「呼設定」メッセージ内の発番号情報要素内のオクテット3 aが省略された場合、網検証識別子は「01-ユーザ記入、網検証成功」とデジタル網は解釈する。また、付加サービスにおいて使用される発番号情報要素の網検証識別子規定は、付加サービス仕様に記述している。▲

【JT-Q 9 3 1-bでは▼▲を規定していない】

番号ディジット (オクテット4以上)

このフィールドは、適当な番号計画で規定される形式に従って、IA5キャラクタでコード化される。

4. 5. 1 1 発サブアドレス [Calling party subaddress] 【JT-Q 9 3 1-bに準拠する】

4. 5. 1 2 理由表示 [Cause]

理由表示情報要素の内容と使用法標準はJT-Q 8 5 0に定義される。

▼

JT-Q 8 5 0参照時の補足事項を以下にまとめる。

2.2.2 コーディング標準	「ITU-T勧告およびTTC標準、この場合下記のようにコーディングする。」のみ許容する。
2.2.3 生成源	(1) ユーザの位置により、ローカル公衆網と、リモート公衆網が同じ網の場合もある。 (2) 公衆用基地局で設定する理由表示には、「ローカルユーザ収容公衆網」を設定する必要がある。

2.2.6 診断情報	各理由表示において含まれる診断情報を表4-12-1/JT-Q931-bにまとめる。
------------	---

▲
【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

▼

表4-12-1/NTT-Q931-b 診断情報

理由表示		診断情報
番号	理由種別	
# 1	欠番	(注1)
# 2	指定中継網へのルートなし	中継網識別
# 3	相手へのルートなし	(注1)
# 16	正常切断	(注1)
# 21	通信拒否	(注1)ユーザの提供する情報
# 22	相手加入者番号変更	新しい相手加入者番号(注2)
# 43	アクセス情報廃棄	廃棄された情報要素識別子
# 49	QOS利用不可	(注1)
# 57	伝達能力不許可	(注3)
# 58	現在利用不可伝達能力	(注3)
# 65	未提供伝達能力指定	(注3)
# 66	未提供チャンネル種別指定	チャンネル種別
# 82	無効チャンネル番号使用	チャンネル識別子
# 86	指定中断呼切断復旧済	切断原因
# 88	端末属性不一致	不一致パラメータ(注4)
# 96	必須情報要素不足	情報要素識別子
# 97	メッセージ種別未定義又は未提供	メッセージ種別
# 98	呼状態とメッセージ不一致または メッセージ種別未定義又は未提供	メッセージ種別
# 99	情報要素未定義	情報要素識別子
# 100	情報要素内容無効	情報要素識別子
# 101	呼状態とメッセージ不一致	メッセージ種別
# 102	タイマ満了による回復	タイマ番号(注5)

(注1) 以下のコーディングが使用されます。

ビット8 : 1

ビット7-3 : 0 0 0 0

ビット2-1：以下の状態

00 - 不定

01 - 固定

10 - 一時的

上記以外 予約済

(注2) 新しい相手加入者番号は、情報要素識別子を含む着番号情報要素と同様にコード化される。中継網情報要素も同様に含めることもできる。

(注3) 理由表示番号#57、#58、#65の診断情報フィールドは、図4-17-1/JT-Q931-bと表4-12-2/JT-Q931-bに示す。

(注4) 不一致パラメータは不一致となった情報要素識別子から構成されます。

(注5) “タイム番号”は、IA5キャラクタでコード化されます。例えばT308は、‘3’、‘0’、‘8’とコード化され、次のコーディング方法が、各々のオクテットで使用されます。

ビット8 : 予備“0”

ビット7-1 : IA5キャラクタ▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

▼

	ビット	8	7	6	5	4	3	2	1	
0/1 拡張	属性番号								オクテット5	
0/1 拡張	リジェクト属性								オクテット5 a	
0/1 拡張	利用可能な属性								オクテット5 b	

(注6) 診断情報が用いられる時、オクテット5と5 aは存在します。オクテット5 aはオプションです。

(注7) オクテット5-5 bは、複数のリジェクト属性を示すため、繰り返すこともできます。

図4-17-1/NTT-Q931-b

理由表示番号57、58、65のときの診断情報フィールドのコーディング▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

▼

表4-12-2/JT-Q931-b

理由表示番号57、58、65のときの診断情報フィールドのコーディング

属性番号 (オクテット5)

ビット	7	6	5	4	3	2	1	No.	
	0	1	1	0	0	0	1	1	情報転送能力
	0	1	1	0	0	1	0	2	情報転送モード
	0	1	1	0	0	1	1	3	情報転送速度
	0	1	1	1	0	0	1	9	レイヤ識別

リジェクト属性 (オクテット5 a)

属性番号

1. 情報転送能力

ビット 7-6 : 0 0
5-1 : 表4-6 / JT-Q931-b のオクテット3に従う。

2. 情報転送モード

ビット 7-6 : 表4-6 / JT-Q931-b のオクテット4に従う。
5-1 : 0 0 0 0 0

3. 情報転送速度

ビット 7-6 : 0 0
5-1 : 表4-6 / JT-Q931-b のオクテット4に従う。

4. レイヤ識別

ビット 7 6
0 1 (レイヤ1) ビット5-1は表4-6 / JT-Q931-b のオクテット5に従う。

利用可能な属性 (オクテット5 b)

オクテット5 a と同じコーディング▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

4. 5. 13 チャンネル識別子 [Channel identification]

チャンネル識別子情報要素は、本信号手順によって制御されるインタフェース内のチャンネルを識別するために用いられ、図4-18 / NTT-Q931-b、表4-13 / JT-Q931-bに示すようにコード化される。

本情報要素の最大長のデフォルト値は▼4オクテットです。▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

図4-18/NTT-Q931-b チャンネル識別子情報要素【JT-Q931-bに準拠する】

▼

表4-13a/JT-Q931-b チャンネル識別子情報要素

インタフェース識別有無表示 (オクテット3)

7

0 暗黙のうちに識別されるインタフェース (注1) (注2)

1 オクテット3.1から始まる1もしくはそれ以上のオクテットで明確に識別されるインタフェース

(注1) 本情報要素を運んでいるDチャンネルを含むインタフェースを示す。

(注2) インタフェースが暗黙のうちに規定される場合は、オクテット3.1は省略される。▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

▼

表4-13b/NTT-Q931-b チャンネル識別子情報要素

インタフェース種別 (オクテット3)

6

0 基本インタフェース

上記以外 予約済

(注) インタフェースがインタフェース識別子有無表示フィールド (オクテット3:ビット7) と、もし存在する場合はインタフェース識別子フィールド (オクテット3.1) との指定によって識別されているので、インタフェース種別もこれにより認識される。

変更不可表示 (オクテット3)

4

0 指定されたチャンネルを変更してもよいことを示す。

1 指定されたチャンネルは変更できないことを示す。

(注) 変更不可表示はBチャンネル選択においてのみ意味がある。

Dチャンネル選択表示 (オクテット3)

3

0 指定チャンネルは、Dチャンネルでない。

上記以外 予約済

(注) Dチャンネルを指定することができるのは、このDチャンネル選択表示ビットのみである。

情報チャンネル選択 (オクテット3) (注1)

基本インタフェース

2 1

0 1 B1チャンネル

1 0 B2チャンネル

1 1 任意チャンネル (注2)

上記以外 予約済▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

▼

表4-13c/NTT-Q931-b チャンネル識別子情報要素

(注1) 情報チャンネル選択は、Dチャンネルには適用されない。

(注2) この値は、初期設定手順では使用されない。

インタフェース識別子 (オクテット3.1)

本情報が指定するインタフェースに対し、加入契約時に与えられた2進数コード。加入契約時にインタフェース識別子用の2進数コードで、使用されるオクテット数と各オクテットの内容を指定する。

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

(注1) インタフェースが暗黙のうちに規定される場合は、オクテット3.1は省略される。▽オクテット3の「情報チャンネル選択」フィールド (ビット2~1) が、「任意チャンネル」と指定されているとき、インタフェース識別子フィールドが存在する場合は全て「0」に設定される。△

(注2) インタフェース識別子の値“0”は任意インタフェースと解釈される。

(注3) インタフェース識別子は“1~126”まで利用できる。

4.5.17 高位レイヤ整合性 [High layer compatibility]

高位レイヤ整合性情報要素は、相手ユーザが整合性をチェックするための手段を提供する。(付属資料B参照)。

▽高位レイヤ整合性情報要素は、図4-23/NTT-Q931-bと表4-15/NTT-Q931-bに示すようにコード化する。

高位レイヤ整合性情報要素は、選択のための2つの高位レイヤ能力を指定するため

に、「呼設定」(SETUP)メッセージの中に繰り返すことができる。高位レイヤ整合性情報要素が繰り返し識別子情報要素なしに繰り返されているならば、デフォルトとして優先度の低い順に設定されているものとして解釈すべきである。△

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

本情報要素の最大長は5オクテットです。

(注)－高位レイヤ整合性情報要素は、網内では、発信側のエンティティと、発信側のエンティティにより番号で指示された着信側のエンティティとの間をトランスペアレントに運ばれる。

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

▽明らかに、テレサービスを実行する機能を持つ網は、この情報をこのテレサービスを与えるために解析してもよい。△

図4-23/NTT-Q931-b 高位レイヤ整合性情報要素【JT-Q931-bに準拠する】

表4-15a/NTT-Q931-b 高位レイヤ整合性情報要素【JT-Q931-bに準拠する】

表4-15b/NTT-Q931-b 高位レイヤ整合性情報要素【JT-Q931-bに準拠する】

表4-15c/NTT-Q931-b 高位レイヤ整合性情報要素【JT-Q931-bに準拠する】

表4-15d/NTT-Q931-b 高位レイヤ整合性情報要素【JT-Q931-bに準拠する】

表4-15e/NTT-Q931-b 高位レイヤ整合性情報要素【JT-Q931-bに準拠する】

表4-15f/NTT-Q931-b 高位レイヤ整合性情報要素【JT-Q931-bに準拠する】

4.5.19 低位レイヤ整合性 [Low layer compatibility]

低位レイヤ整合性情報要素は、アドレスで指示されたエンティティ（例えば、発信側によって、番号で指示されたリモートユーザやインタワーキングユニットや網の高位レイヤ機能ノードのような）との通信可能性確認に使用されるべき手段を提供する。低位レイヤ整合性情報要素は、発信側エンティティと、発信側のエンティティより番号で指示された着信側のエンティティとの間を網内では、トランスペアレントに運ばれる。付属資料B及び付属資料I参照。

低位レイヤ整合性情報要素は着信側のエンティティから発信側のエンティティへもトランスペアレントに運ばれる。

低位レイヤ整合性情報要素は、図4-25/JT-Q931-bと表4-16/JT

—Q 9 3 1—bに示すようにコード化する。本情報要素の最大長は18オクテットである。

【JT-Q 9 3 1—bでは▽△を規定している】

▽網は、情報要素の最大長として16オクテットのみをサポートする場合もある。△

図4-25/JT-Q 9 3 1—b 低位レイヤ整合性情報要素【JT-Q 9 3 1—bに準拠する】

▼

表4-16 a/NTT-Q 9 3 1—b 低位レイヤ整合性情報要素
コーディング標準 (オクテット3)

ビット		
7	6	
0	0	ITU-T勧告およびITU-T勧告に準拠するTTC標準 (この場合下記コーディングに従います)
0	1	ISO/IEC標準 (注)
1	0	国内標準 (注)
1	1	インタフェースの網 (公衆または私設のいずれも) 側において定義された標準 (注)

(注) これら他のコーディング標準は、必要な低位レイヤ整合性がITU-T勧告およびITU-T勧告に準拠するTTC標準のコーディングで表せない場合のみ使用されるべきである。

情報転送能力 (オクテット3)

ビット					
5	4	3	2	1	
0	0	0	0	0	音 声
0	1	0	0	0	非制限デジタル情報
0	1	0	0	1	制限デジタル情報
1	0	0	0	0	3.1kHz オーディオ
1	0	0	0	1	トーン/アナウンスを伴う非制限デジタル情報 (注)
1	1	0	0	0	ビデオ
上記以外					予約済

交渉指示 (オクテット3 a)

ビット
7

0 アウトバンド交渉不可能

1 アウトバンド交渉可能

(注2) オクテット3 aが省略された場合“アウトバンド交渉不可能”とみなされる。

転送モード (オクテット4)

ビット

7 6

0 0 回線交換モード

1 0 パケット交換モード

上記以外 予約済▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

表4-16 b / NTT-Q931-b 低位レイヤ整合性情報要素【JT-Q931-bに準拠する】

表4-16 c / NTT-Q931-b 低位レイヤ整合性情報要素【JT-Q931-bに準拠する】

表4-16 d / NTT-Q931-b 低位レイヤ整合性情報要素【JT-Q931-bに準拠する】

表4-16 e / NTT-Q931-b 低位レイヤ整合性情報要素【JT-Q931-bに準拠する】

表4-16 g / NTT-Q931-b 低位レイヤ整合性情報要素【JT-Q931-bに準拠する】

表4-16 h / NTT-Q931-b 低位レイヤ整合性情報要素【JT-Q931-bに準拠する】

表4-16 i / NTT-Q931-b 低位レイヤ整合性情報要素【JT-Q931-bに準拠する】

表4-16 j / NTT-Q931-b 低位レイヤ整合性情報要素【JT-Q931-bに準拠する】

表4-16 k / NTT-Q931-b 低位レイヤ整合性情報要素【JT-Q931-bに準拠する】

表4-16 l / NTT-Q931-b 低位レイヤ整合性情報要素【JT-Q931-bに準拠する】

表4-16 m / NTT-Q931-b 低位レイヤ整合性情報要素【JT-Q931-bに準拠する】

表4-17 / NTT-Q931-b 低位レイヤ整合性属性【JT-Q931-bに準拠する】

4. 5. 2 2 通知識別子 [Notification indicator] 【JT-Q931-bに準拠する】

4. 5. 2 3 経過識別子 [Progress indicator]

経過識別子情報要素は、呼の生成中に起こったイベントを表すために用いる。本情報要素は、メッセージの中で2回まで繰り返されても良い。

経過識別子情報要素は、図4-29/NTT-Q931-bと表4-20/NTT-Q931-bに示すようにコード化する。本情報要素の最大長のデフォルト値は、4オクテットである。

図4-29/NTT-Q931-b 【JT-Q931-bに準拠する】

▼
表4-20 a/NTT-Q931-b 経過識別子情報要素
コーディング標準 (オクテット3)

7	6
0	0

TTC標準、この場合下記のようにコーディングする。

生成源 (オクテット3)

4	3	2	1	
0	0	0	0	ユーザ
0	0	1	0	ローカルユーザ収容公衆網 (自分側)
0	1	0	0	リモートユーザ収容公衆網 (相手側)
0	1	0	1	リモートユーザ収容私設網 (相手側)
1	0	1	0	インタワーキング先の網
				上記以外 予約済

(注1) 公衆用基地局の場所により、自分および相手側公衆網が一致することがある。

(注2) 公衆用基地局は、ローカルユーザ収容公衆網とする。▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

▼
表4-20 b/JT-Q931-b 経過識別子情報要素
経過内容 (オクテット4)

7	6	5	4	3	2	1	番号
0	0	0	0	0	0	0	1. 呼がISDNエンド・エンドでない。これ以降の経過情報はイ

ンバンドとなる。

0 0 0 0 0 1 0	2.	非ISDN着側アドレス
0 0 0 0 0 1 1	3.	非ISDN発側アドレス
0 0 0 1 0 0 0	8.	インバンド信号ないし、適当なパターン

が利用可能。

上記以外

予約済

(注1) この経過内容値は、完全なISDN環境におけるインタワーキングの場合のみ使用される。例えば選択された伝達能力が未提供または、要求されたリソースやルートが利用不可能な場合である。非ISDN環境でのインタワーキングの場合#1の経過内容が使用されるかもしれない。着側アドレスが非ISDNの場合は、#2の経過内容が使用されるかもしれない。

(注2) PHSとのインタワークはISDNとみなす。▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

4. 5. 24 繰り返し表示【規定しない】

4. 5. 25 初期設定表示 [Restart indicator] 【JT-Q931-bに準拠する】

4. 5. 26 分割メッセージ [Segmented message] 【規定しない】

4. 5. 30 ユーザ・ユーザ [User-user] 【JT-Q931-bに準拠する】

4. 6 パケット通信のための情報要素

以下で定義している情報要素は、標準JT-X31で記述しているパケット通信のサポートで使用する。

パケット呼のアウトバンド呼制御のための情報要素の使用法は、今後の検討課題である。

4. 6. 1 閉域ユーザグループ (Closed user group) 【規定しない】

4. 6. 2 エンド・エンド中継遅延 (End-to-end transit delay) 【JT-Q931-bに準拠する】

4. 6. 3 情報速度 (Information Rate)

情報速度情報要素の目的は、終端ユーザに着呼するNTT-X25発呼要求パケットによって示されるスループットを知らせることである。

この情報速度情報要素は図4-39/NTT-Q931-b及び表4-29/NTT-Q931-bに示すようにコード化される。

本情報要素の最大長は6オクテットである。

8	7	6	5	4	3	2	1	オクテット
情報速度								1
0	1	0	0	0	0	0	0	
情報要素識別子								2
情報速度内容長								
1	0	0						3
拡張	予備		着呼情報速度					
1	0	0						4
拡張	予備		発呼情報速度					
1	0	0						5*
拡張	予備		最小着呼情報速度					
1	0	0						6*
拡張	予備		最小発呼情報速度					

図4-39/NTT-Q931-b 情報速度情報要素

(注) この情報要素は、着側デジタル網の通知フェーズでのみ適用する。もし、X.25着呼パケットにスルーブッククラスファシリティが存在する場合、その内容は情報速度情報要素にコピーされる。発信公衆用基地局からのデータ転送方向における情報速度は、オクテット3にコピーされる。着信公衆用基地局からのデータ転送方向における情報速度はオクテット4にコピーされる。このビット順序は、表4-30/NTT-Q931-bに記述したように守られるべきである。

▼ 着呼パケットにスルーブッククラスファシリティが存在しないで、オクテット5, 6が存在する場合、オクテット3, 4は“スルーブックのデフォルト値(契約時指定)”が設定される。(この値は、将来変更される可能性がある。)なお、オクテット5, 6は省略される場合がある。▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

もし、X.25着呼要求パケットに最小スルーブッククラスファシリティが存在する場合、その内容は情報速度情報要素にコピーされる。発信公衆用基地局からのデータ転送方向における最小情報速度は、オクテット5にコピーされる。着信公衆用基地局からのデータ転送方向における最小情報速度はオクテット6にコピーされる。このビット順序は、表4-30/NTT-Q931-bに記述したように守られるべきである。

表4-29/NTT-Q931-b 情報速度情報要素

着呼/発呼情報速度 (オクテット3及び4)

この着呼/発呼情報速度を示すフィールドは、それぞれデジタル網から公衆用基地局方向および公衆用基地局からデジタル網への情報速度を示すのに用いられる。

発信DTEからのデータ転送方向で用いる情報速度は、オクテット3のビット5、4、3、2、及び1に示される。着信DTEからのデータ転送方向で用いる情報速度は、オクテット4のビット5、4、3、2、及び1に示される。

これらのビットは、表4-30/NTT-Q931-bに示すようにコード化する。

最小着呼/発呼情報速度 (オクテット5及び6)

発信DTEからのデータ転送方向で用いる最小情報速度は、オクテット5のビット5、4、3、2、及び1に示される。着信DTEからのデータ転送方向で用いる最小情報速度は、オクテット6のビット5、4、3、2、及び1に示される。

これらのビットは、表4-30/NTT-Q931-bに示すようにコード化する。



表4-30/NTT-Q931-b スループットクラスのコーディング

ビット					スループットクラス
5	4	3	2	1	[ビット/秒]
0	0	0	0	0	予約済
0	0	0	0	1	予約済
0	0	0	1	0	予約済
0	0	0	1	1	75
0	0	1	0	0	150
0	0	1	0	1	300
0	0	1	1	0	600
0	0	1	1	1	1200
0	1	0	0	0	2400
0	1	0	0	1	4800
0	1	0	1	0	9600
0	1	1	1	0	予約済
0	1	1	1	1	予約済



【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

4.6.4 パケットレイヤバイナリパラメータ (Packet Layer Binary Parameters)

【JT-Q931-bに準拠する】

4.6.5 パケットレイヤウィンドウサイズ (Packet Layer Window Size)

パケットレイヤウィンドウサイズ情報要素の目的は、呼で使用するレイヤ3のウィンドウサイズの要求された値を示すことである。この値はバイナリでコード化される。

パケットレイヤウィンドウサイズは図4-41/NTT-Q931-bに示すようにコード化される。

本情報要素の最大長は4オクテットである。

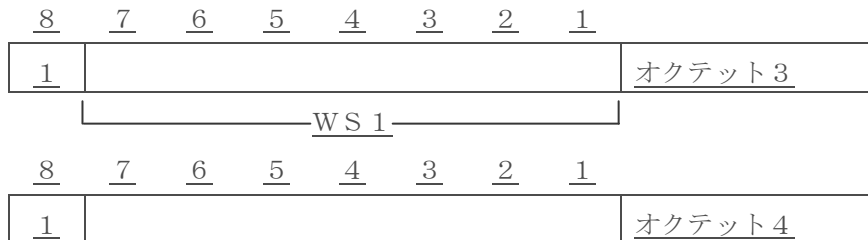
8	7	6	5	4	3	2	1	オクテット
パケットレイヤウィンドウサイズ								
0	1	0	0	0	1	0	1	1
情報要素識別子								
パケットレイヤウィンドウサイズ内容長								2
1								3
拡張	フォワード値							
1								4*
拡張	バックワード値							(注)

図4-41/NTT-Q931-b パケットレイヤウィンドウサイズ情報要素

(注) このオクテットは省略可である。省略されたときは、デフォルト値を示すものとする。

▼デジタル網では、このオクテットは省略しない。

また、フォワード値とバックワード値は、それぞれ以下のようにコーディングされる。



WS 1 : 着呼公衆用基地局から転送するときのウィンドウサイズ

WS 2 : 発呼公衆用基地局から転送するときのウィンドウサイズ

WS 1, 2はビット1を最下位とするバイナリで示される値である。▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

4. 6. 6 パケットサイズ (Packet Size)

パケットサイズ情報要素の目的は、呼で使用するパケットサイズの要求値を示すことである。この値は

log₂でコード化される。

パケットサイズ情報要素は、図4-42/NTT-Q931-bに示すようにコード化される。

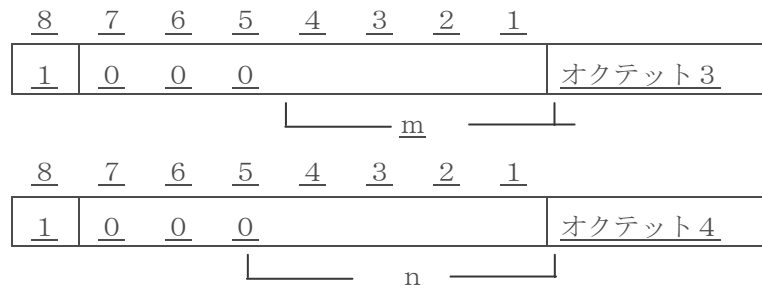
本情報要素の最大長は4オクテットである。

8	7	6	5	4	3	2	1	オクテット
パケットサイズ								
0	1	0	0	0	1	1	0	1
情報要素識別子								
パケットサイズ内容長								2
1 拡張	フォワード値 (注2)							3
1 拡張	バックワード値 (注2)							4* (注1)

(注1) このオクテットは省略可である。省略されたときは、デフォルト値が要求されたものとする。

(注2) '000 0000' は、予約済である。

▼また、フォワード値とバックワード値は、それぞれ以下のようにコーディングされる。



2^m : 着呼公衆用基地局から転送するときのパケットサイズ
 2^n : 発呼公衆用基地局から転送するときのパケットサイズ
 m, n はビット 1 を最下位とするバイナリで示される値である。▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

図4-42 / NTT-Q931-b パケットサイズ情報要素

4. 6. 7 転送元番号 (Redirecting number) 【規定しない】

4. 6. 8 着信課金表示 (Reverse charging indication) 【規定しない】

4. 6. 9 中継遅延選択表示 (Transit delay selection and indication)

【JT-Q931-bに準拠する】

5. 回線交換呼制御手順

この節では、回線交換モードでの伝達能力をサポートするDチャンネル信号手順について述べる。

この節で参照する呼状態は、デジタル網側の状態、公衆用基地局側の状態および公衆用基地局側とデジタル網側共通の状態からなる。特に限定しない場合、以下で記述するすべての状態は、共通であると解釈します（公衆用基地局側、デジタル網側呼状態としてそれぞれ節2.1.1、2.1.2を参照）。呼状態の概要図を付図A-2 / NTT-Q931-b、付図A-3 / NTT-Q931-b（付属資料A）に示す。

この節で規定されている手順の詳細なSDL [Specification and Description Language] ダイアグラムと状態遷移表は付図A-4 / NTT-Q931-b～A-6 / NTT-Q931-bに示す。本文中に不明確な点がある場合、付図A-4 / NTT-Q931-b～付図A-6 / NTT-Q931-bのSDLダイアグラムを用いる。本文とSDLダイアグラムが異なる場合、本文を優先する。

(注) 一本節は回線交換接続制御に関するメッセージのシーケンスを記述する。この基本的

なプロトコルに対するオプションとしての拡張と、付加サービスの場合に適用する例外は、付加サービス仕様に規定される。

この仕様で用いるすべてのメッセージにはファンクショナル情報要素が含まれうる。ファンクショナル情報要素は要素の生成や分析に際し公衆用基地局において、ある程度の処理機能を要求されるものである。

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

▽本仕様では、ファンクショナル情報要素が含まれ得るメッセージを節3.1で明らかにしている。

データリンクレイヤ最大フレーム長（標準JT-Q921-bで定義）を超えたレイヤ3メッセージの転送に適応させるために、メッセージ分割と再組立の手法が付属資料Hの記述に従って、オプションとして実現されうる。メッセージ分割は、最初のメッセージセグメントの送出時に、分割メッセージからなるすべての情報が有効である場合にのみ用いられる。

（注）メッセージ分割は、付加的には用いられるとしても、たとえば、分割モード中の数字送出による数字の様に、情報が呼制御により今なお提供されている場合、現行の手順に替えて用いられることはありません。メッセージ分割は、メッセージ長が標準JT-Q921-bで定義されたN201パラメータの値を超える場合にのみ用いられます。△

5.1 発側インタフェースでの呼設定

これらの手順が起動される以前に、データリンクコネクションが公衆用基地局とデジタル網との間に設定されていなければなりません。すべてのレイヤ3メッセージは、DL-データ要求プリミティブを用いてデータリンクレイヤに送出される。標準JT-Q920およびJT-Q921-bで述べられているデータリンクサービスが前提となっている。

5.1.1 発呼要求【JT-Q931-bに準拠する】

5.1.2 Bチャンネル選択-発信側

「呼設定」(SETUP)メッセージでは、公衆用基地局が次の1つを指定する。

- (a) チャンネルが指定されている。他チャンネルへの変更不可（すなわち、チャンネル識別子情報要素のオクテット3の情報チャンネル選択フィールド（ビット2～1）でチャンネルが指定されており、かつ変更不可表示フィールド（同情報要素のオクテット3のビット4）が“1”にセットされている状態）。
- (b) チャンネルが指定されている。他チャンネルへの変更可（すなわち、チャンネル識別子情報要素のオクテット3の情報チャンネル選択フィールド（ビット2～1）でチャンネルが指定されており、かつ変更不可表示フィールド（同情報要素のオクテット3のビット4）が“0”にセットされている状態）。
- (c) 任意チャンネル（すなわち、チャンネル識別子情報要素のオクテット3の情報チャンネル選択フィールド（ビット2～1）が“任意チャンネル”と指定されているか、又は

チャンネル識別子情報要素自体が存在しない状態)。

▼(d) オクテット3の「情報チャンネル選択」フィールド(ビット2~1)が「任意チャンネル」と指示され、かつインタフェース識別子フィールドが全て「0」に設定される場合は、オクテット3の「チャンネル変更不可表示」フィールド(ビット4)が「指定されたチャンネルを変更してもよいことを示す」に設定され、かつ「Dチャンネル選択表示」フィールド(ビット3)が「指定チャンネルは、Dチャンネルでない」に設定されなければならない。▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

指定がない場合は(c)とみなされる。(a)および(b)の場合、指定されたチャンネルが提供できればデジタル網はそのチャンネルを選択する。

(b)の場合、デジタル網が希望チャンネルを提供できないならば、Dチャンネルに対応する他の使用可能なBチャンネルを選択します。(c)の場合、デジタル網は、Dチャンネルに対応する適当なBチャンネルを選択する。

選択されたBチャンネルは「呼設定」(SETUP)メッセージに対してデジタル網から返送する最初のメッセージ(すなわち「呼設定受付」(CALL PROC)メッセージ)中の“チャンネルが指定されている、他チャンネルへの変更不可”を含むチャンネル識別子情報要素に表示される。このメッセージの送出後、デジタル網は情報チャンネルの接続を行う。公衆用基地局は、経過識別子#8“インバンド信号なし、適当なパターンが利用可能”および経過識別子#1“呼がISDNエンド・エンドでない。これ以降の経過情報はインバンドとなる。”を含む「呼設定受付」(CALL PROC)、「経過表示」(PROG)または「呼出」

(ALERT)メッセージを受信するまで接続する必要はない。この時点まで、デジタル網は公衆用基地局がBチャンネルを接続していないと仮定する。▼その後、公衆用基地局がローカルトーンを生成していなければ、公衆用基地局はBチャンネルを接続する。▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

「応答」(CONN)メッセージの受信により、公衆用基地局はBチャンネルを接続します(もし接続していないならば)。

(a)の場合で指定されたチャンネルが使用できない時、及び(b)、(c)の場合で利用できるチャンネルがない時それぞれ理由表示#44“要求回線/チャンネル利用不可”又は理由表示#34“利用可回線/チャンネルなし”を含む「解放完了」(REL COMP)メッセージが節5.3で規定されているようにデジタル網から送出される。

(a)の場合で指定されたチャンネルが存在しない時、理由表示#82“無効チャンネル番号使用”が「解放完了」(REL COMP)メッセージに含まれる。▼公衆用基地局は、(a)を指定することが望ましい。▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

▼(d)の場合で、この条件を満たさない「呼設定」(SETUP)を受信したデジタル網は、理由表示#34“利用可回線/チャンネルなし”を含む「解放完了(REL COMP)メッセージを節5.3で規定されるように送出する。▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

5.1.4 無効呼情報【JT-Q931-bに準拠する】

5.1.5 発呼受付【JT-Q931-bに準拠する】

5.1.6 発側インタフェースにおけるインタワーキングの通知【JT-Q931-bに準拠する】

5.1.7 呼出通知【JT-Q931-bに準拠する】

5.1.8 応答通知【JT-Q931-bに準拠する】

5.1.9 着信拒否【JT-Q931-bに準拠する】

5.2 着側インタフェースでの呼設定

確実なデータリンクコネクションは、公衆用基地局が「呼設定」(SETUP)メッセージに答える以前に、公衆用基地局により設定されていなければならない。

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

▽データリンクコネクションは、(ローカルな手順または自動割当手順により)TEIが割り当てられるとすぐに、公衆用基地局により確立されうる。本手順は、デジタル網のオプションである。△

「呼設定」(SETUP)メッセージは、DL-ユニットデータ要求プリミティブを用いてレイヤ2に届けられる。公衆用基地局・デジタル網インタフェースを介してやり取りされる全てのメッセージに含まれる呼番号は、デジタル網から送出される「呼設定」(SETUP)メッセージで特定される呼番号値を含む。

▼公衆用基地局からの警察・消防受付台への発呼接続後に、公衆用基地局からの切断要求により解放された場合、デジタル網は40秒間使用していた回線に関するリソースを保留しますが、この保留中に警察・消防受付台からの呼び返しがあった場合の動作は、節5.10に示してあります。▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

5.2.1 着呼

デジタル網は、インタフェースを介して「呼設定」(SETUP)メッセージを転送することにより、公衆用基地局・デジタル網間インタフェースでの呼の到着を示します。このメッセージは、Bチャンネルが空でない場合にも転送されうる。

必須情報要素の他にも「呼設定」(SETUP)メッセージは節 3.1.14 で規定された情報要素を含みうる。

「呼設定」(SETUP)メッセージ送出後、デジタル網はタイマT303、T312を開始します。(タイマT303とT312の値は節 9.1 に記してある。)その時デジタル網は、「着呼」状態に入る。

(注) タイマT312は、呼番号の保持を監視するために使用される。T312のタイマ値は、もしデジタル網切断指示が呼設定フェーズの間に受信されるならば、呼番号の解放の前に応答しているすべての公衆用基地局が解放される可能性を最大にするような値である。タイマT312の満了後の手順については、節 5.3.2 (e)および節 5.2.5.3 を参照のこと。

「呼設定」(SETUP)メッセージは着信公衆用基地局が呼を処理するのに必要な全ての情報を含む。

「呼設定」(SETUP)メッセージの受信で、公衆用基地局は「着呼」状態に入る。

▼デジタル網は、最初の「呼設定」(SETUP)メッセージ送信後約5秒間経過した時点で、下記の場合を除いて、「呼設定」(SETUP)メッセージを再送し、タイマT303及びT312を再開する。

- ・「呼設定」(SETUP)メッセージを再送しないケース
 - ①「着呼受付」状態の公衆用基地局が存在する場合
 - ②選択された公衆用基地局(注)が決定している場合
 - ③端末認証が成功した場合

また、「呼設定」(SETUP)メッセージを再送する場合、最初の「呼設定」(SETUP)メッセージに対して応答(「状態問合せ」(STATUS ENQ)メッセージを除く)を返した公衆用基地局に対しては「呼設定」(SETUP)メッセージは送出されない。

【当社が提供する端末認証機能を用いる場合】

(注) 選択公衆用基地局

デジタル網では、下記の場合に選択公衆用基地局と見なす。

- ・「着呼受付」状態である公衆用基地局より、呼の接続性が確認(認証成功)された後に最初の「呼出」(ALERT)もしくは「応答」(CONN)メッセージを受信した場合。
- ・最初の「呼出」(ALERT)メッセージ受信後に呼の接続性が確認(認証成功)された場合

【当社が提供する端末認証機能を用いない場合】

(注) 選択公衆用基地局

デジタル網では、下記の場合に選択公衆用基地局と見なす。

- ・「着呼受付」状態である公衆用基地局より、呼の接続性が確認（認証成功）された後に最初の「経過表示」（PROG）、「呼出」（ALERT）もしくは「応答」（CONN）メッセージを受信した場合。



【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

5. 2. 2 通信可能性確認【JT-Q931-bに準拠する】

5. 2. 3 Bチャンネル選択ー着信側

着信時、デジタル網と公衆用基地局間においてBチャンネル選択のための交渉が許されている。同じDチャンネルにより制御されるBチャンネルだけが選択制御手順の対象である。選択制御手順は、以下のとおりである。

(a) 「呼設定」（SETUP）メッセージでデジタル網は以下の1つを指定する。

- (1)チャンネルが指定されている。他チャンネルへの変更不可（すなわち、チャンネル識別子情報要素のオクテット3の情報チャンネル選択フィールド（ビット2～1）でチャンネルが指定されており、かつ変更不可表示フィールド（同情報要素のオクテット3のビット4）が“1”にセットされている状態）。

▼節5. 10参照。▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

- (2)任意チャンネル（すなわち、チャンネル識別子情報要素のオクテット3の情報チャンネル選択フィールド（ビット2～1）が“任意チャンネル”と指定されているか、又はチャンネル識別子情報要素自体が存在しない状態）。

(b) (1)の場合、指定されたチャンネルを受付けることができ、かつ利用可能ならば、公衆用基地局はそのチャンネルを選択する。

(2)の場合、公衆用基地局は、Dチャンネルと対応する任意に利用可能なチャンネルを選択し、「呼設定」（SETUP）メッセージに対する「呼設定受付」（CALL PROC）メッセージに、そのチャンネルを表示する。

(1)の場合で「呼設定受付」（CALL PROC）メッセージに表示されたBチャンネルがデジタル網に指定されたチャンネルと異なるか、(2)の場合で「呼設定受付」（CALL PROC）メッセージに表示されたBチャンネルがデジタル網で受け付けられないなら、デジタル網は理由表示#6 “チャンネル利用不可”を含む「解放」（REL）メッセージを送出して呼を切断復旧する。

(c) ▼(1)の場合▲チャンネル識別子情報要素が最初に応答するメッセージに表示

されていない場合、「呼設定」(SETUP)メッセージで指定されたBチャンネルが仮定される。

(d) Bチャンネルが公衆用基地局により選択されたとき、そのチャンネルは公衆用基地局により接続されることができます。

(e) (1)の場合で、Bチャンネルが利用不可又は、(2)の場合で利用できるチャンネルがなく公衆用基地局が要求された呼を処理できないならば、公衆用基地局はそれぞれ理由表示#44“要求回線/チャンネル利用不可”、または理由表示#34“利用可回線/チャンネルなし”を含む「解放完了」(REL COMP)メッセージを返送し、「空」状態に戻る。

▼通常、デジタル網は「任意チャンネル」を表示して着信するが、「指定チャンネルあり、変更不可」を表示して着信する場合がある。(節5.10参照)▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

5.2.5 呼出確認

5.2.5.1 「呼設定」(SETUP)メッセージに対する応答

エンド・エンドの通話が成立するに十分な条件が満足されていると判断した公衆用基地局は、「呼設定受付」(CALL PROC)メッセージにより応答し、「着呼受付」状態に遷移する。

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

▽(注)経過識別子情報要素は、「呼設定受付」(CALL PROC)、「呼出」(ALERT)及び「応答」(CONN)メッセージに含まれることがある。(例えば、アナログ端末がISDN PABXに接続されているとき)。△

エンド・エンドの通信が成立し得るが、「呼設定」(SETUP)メッセージの伝達能力情報要素が提供できないと判断した公衆用基地局は、「解放完了」(REL COMP)メッセージを理由表示#65“未提供伝達能力指定”と共にデジタル網に送信し、「空」状態に遷移する。

エンド・エンドの通信が成立し得るが、呼を拒否することを公衆用基地局が望む場合、「解放完了」(REL COMP)メッセージを、理由表示#21“通信拒否”とともに転送し、「空」状態に遷移する。

デジタル網は、これらの「解放完了」(REL COMP)メッセージを節5.2.5.3に従って処理します。

エンド・エンドの通信が成立しないと判断した公衆用基地局は(移動局からの応答がない場合等)、「呼設定」(SETUP)メッセージを無視する。

5. 2. 5. 2 「呼設定受付」 (CALL PROC) ▼、「経過表示」 (PROG) ▲および「呼出」 (ALERT) メッセージの受信
【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

公衆用基地局からの▼最初の▲「呼設定受付」 (CALL PROC) メッセージを受信したデジタル網はタイマT303を停止し、タイマT310を開始し、「着呼受付」状態に遷移する。

デジタル網はタイマT312の満了以前▼で最初の「呼設定」 (SETUP) メッセージ送出から約10秒以内▲に、「呼設定受付」 (CALL PROC) メッセージを送った着信公衆用基地局を「着呼受付」状態とみなす。公衆用基地局がタイマT312満了後に「呼設定受付」 (CALL PROC) メッセージを送った場合の動作は、節5.2.5.4に記述してあります。▼タイマT310は、再設定されない。▲

「呼設定受付」 (CALL PROC) メッセージを送出している公衆用基地局からの「呼出」 (ALERT) メッセージの受信で、デジタル網は▼その「呼出」 (ALERT) メッセージが初めて受信したものであれば▲タイマT310 (もし動作中なら) を停止し、タイマT301を開始し、「呼出中」状態に遷移し、発信側に「呼出」 (ALERT) メッセージを送出する。

▼「呼設定受付」 (CALL PROC) メッセージを送出している公衆用基地局からの「経過表示」 (PROG) メッセージ経過識別子#8 “インバンド信号ないし、適当なパターンが利用可能” の受信で、デジタル網はその「経過表示」 (PROG) メッセージが初めて受信したものであれば、T310タイマを停止し、「着呼受付」状態を継続したままデジタル網内にて呼出監視機能に従ったタイマを設定する。

「呼出」 (ALERT) メッセージを送出している公衆用基地局からの「経過表示」 (PROG) メッセージ経過識別子#8 “インバンド信号ないし、適当なパターンが利用可能” の受信で、デジタル網はその「経過表示」 (PROG) メッセージが初めて受信したものであれば、T301タイマを停止し、「呼出中」状態を継続したままデジタル網内にて呼出監視機能に従ったタイマを設定し、送出されている呼出音を停止する。

この時、その他の公衆用基地局で「着呼受付」状態の公衆用基地局があるならば、理由表示#26 “選択されなかったユーザの切断復旧” を伴った「解放」 (REL) メッセージにより切断復旧され、節5.3.4の手順がその公衆用基地局にとられます。もし、受信した「呼出」 (ALERT) メッセージが初めてでなければ、メッセージ順序エラーとして扱われます。(節5.8.4参照) ▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

…
【当社が提供する端末認証機能を用いる場合】

デジタル網は「呼設定受付」(CALL PROC)メッセージの次のメッセージとして、「呼出」(ALERT)メッセージを送った認証成功済みの着信公衆用基地局を▼選択された公衆用基地局とすると共に▲「呼出中」状態とみなす。

【当社が提供する端末認証機能を用いない場合】

デジタル網は「呼設定受付」(CALL PROC)メッセージの次のメッセージとして、▼「経過表示」(PROG)メッセージを送った着信公衆用基地局を選択された公衆用基地局とする。また、「呼設定受付」(CALL PROC)メッセージの次のメッセージとして、▲「呼出」(ALERT)メッセージを送った着信公衆用基地局を▼選択された公衆用基地局とすると共に▲「呼出中」状態とみなす。

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

5. 2. 5. 3 着信側における呼設定時の着信公衆用基地局の切断復旧

タイマT303の満了以前に「解放完了」(REL COMP)メッセージを受信した場合、▼デジタル網は▼その公衆用基地局の切断復旧を開始する。▲公衆用基地局は、この切断復旧により呼番号を解放し、「空」状態に遷移する。▼

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

▼タイマT303満了以前に「切断」(DISC)、「解放」(REL)メッセージを受信時、デジタル網はその公衆用基地局に「解放」(REL)または「解放完了」(RELCOMP)メッセージを送信する。

なお、タイマT303満了以前に「切断」(DISC)、「解放」(REL)、「解放完了」(RELCOMP)メッセージ受信時、理由表示は、デジタル網により保持され、二回目のタイマT303が満了した場合、保持された理由表示は「切断」(DISC)メッセージに含まれ、発ユーザに送られ、デジタル網は「呼廃棄」状態に遷移する。

異なる複数の理由表示を「切断」(DISC)、「解放」(REL)、「解放完了」(REL COMP)メッセージによって受信時、デジタル網は以下の順番で優先順位をつける。

- 1) #17かつ生成源がユーザ
- 2) #21かつ生成源がユーザ
- 3) 上記以外かつ生成源がユーザ
- 4) #17かつ生成源がユーザ以外
- 5) #21かつ生成源がユーザ以外
- 6) #18かつ生成源がユーザ以外
- 7) 上記以外かつ生成源がユーザ以外▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

【当社が提供する端末認証機能を用いる場合】

デジタル網において呼の接続性が確認された公衆用基地局から、「応答」(CONN)メッセージ受信前に「切断」(DISC)、「解放」(REL)、「解放完了」(REL COMP)メッセージを受信した場合、デジタル網は呼の切断復旧を開始する。

▼選択公衆用基地局が決定する以前に、公衆用基地局から、「切断」(DISC)、「解放」(REL)、「解放完了」(REL COMP)メッセージを受信した場合、デジタル網はその公衆用基地局の切断復旧を開始する。公衆用基地局はこの切断復旧により呼番号を解放し「空」に遷移する。

選択公衆用基地局が決定し、かつ選択公衆用基地局以外から「切断」(DISC)、「解放」(REL)、「解放完了」(REL COMP)メッセージを受信した場合、デジタル網はメッセージ順序エラー(5.8.4 参照)となる場合を除き、その公衆用基地局の切断復旧を開始します。公衆用基地局はこの切断復旧により呼番号を解放し「空」に遷移する。▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

【当社が提供する端末認証機能を用いない場合】

デジタル網において▼選択された▲公衆用基地局から、「応答」(CONN)メッセージ受信前に▼理由表示情報要素を含む「経過表示」(PROG)、「切断」(DISC)、「解放」(REL)、「解放完了」(REL COMP)メッセージを受信した場合、デジタル網は呼の切断復旧を開始する。

▼選択公衆用基地局が決定する以前に、▲公衆用基地局から、「切断」(DISC)、「解放」(REL)、「解放完了」(REL COMP)メッセージを受信した場合、デジタル網はその公衆用基地局の切断復旧を開始する。▼公衆用基地局はこの切断復旧により呼番号を解放し「空」に遷移する。

選択公衆用基地局が決定し、かつ選択公衆用基地局以外から理由表示情報要素を含む「経過表示」(PROG)、「切断」(DISC)、「解放」(REL)、「解放完了」(REL COMP)メッセージを受信した場合、デジタル網はメッセージ順序エラー(5.8.4 参照)となる場合を除き、その公衆用基地局の切断復旧を開始します。公衆用基地局はこの切断復旧により呼番号を解放し「空」に遷移する。▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

▼二回目の▲タイマT303が満了した(すなわち、「呼設定受付」(CALL PROC)メッセージ▽など有効なメッセージ△が来ない)場合、デジタル網は「呼廃棄」状態に遷移します。

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

5. 2. 5. 4 呼設定不完了

【当社が提供する端末認証機能を用いる場合】

▼デジタル網が、最初に「呼設定」(SETUP)メッセージを送出してから約10秒以内に選択公衆用基地局が決定していない場合、網内からの切断通知を受信した場合及び2回目タイマT303満了以前に公衆用基地局から、「切断」(DISC)、「解放」(REL)、「解放完了」(REL COMP)メッセージを受信した場合を除いて、デジタル網は発信側に対して、理由表示#20“加入者不在”を伴い、切断復旧手順を開始します。デジタル網は「呼廃棄」状態に遷移する。

この後タイマT312満了前に「呼設定受付」(CALL PROC)メッセージを受信したデジタル網は、その公衆用基地局に対しメッセージ順序エラーの場合を除き、理由表示#26“選択されなかったユーザの切断復旧”または理由表示#102“タイマ満了による回復”を伴った「解放」(REL)メッセージで切断復旧する。

その他の場合でデジタル網がタイマT312を満了する以前の「呼廃棄」状態のとき、「呼設定」(SETUP)メッセージに対する「呼設定受付」(CALL PROC)メッセージを受信した場合、デジタル網は理由表示#102“タイマ満了による回復”を含む「解放」(REL)メッセージを送る場合を除いて節5.3.2(b)又は(e)の手順に従い、着信公衆用基地局の切断復旧手順を開始する。また、デジタル網が、タイマT312満了後、着呼に対する「呼設定受付」(CALL PROC)メッセージを受信した場合、節5.8.3.2に従い無効呼番号を持ったメッセージの受信と解釈する。

デジタル網が、「呼出」(ALERT)メッセージを受信した後でかつ、タイマT301(または、デジタル網内の呼出監視機能に従ったタイマ)の満了以前に、「応答」(CONN)、「切断」(DISC)、「解放」(REL)、「解放完了」(REL COMP)メッセージを受信しなかった場合、デジタル網は発信側に対して、理由表示#19“着信ユーザ呼出中応答なし”を含めて「切断」(DISC)メッセージを送信し切断復旧を開始する。

また、デジタル網は着信公衆用基地局に対しては理由表示#102“タイマ満了による回復”を伴った「切断」(DISC)メッセージを送信する。上記の場合を除く着信公衆用基地局への切断復旧は、節5.3.2(e)(ii)、節5.3.3、節5.3.4の手順に従います。▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

【当社が提供する端末認証機能を用いない場合】

▼デジタル網が、2回目のタイマT303の満了以前に再送した「呼設定」(SETUP)メッセージに対して、何の応答も受信せず2回目のタイマT303が満了した場合、網内からの切断通知を受信する場合と、2回目タイマT303満了以前に「切断」(DISC)、「解放」(REL)、「解放完了」(REL COMP)メッセージを受信した場合を除いて、デジタル網は発信側に対して、理由表示#20“加入者不在”を伴い、切断復旧手順を開始する。デジタル網は「呼廃棄」状態に遷移する。

デジタル網がタイマT312を満了する以前の「呼廃棄」状態のとき、「呼設定」

(SETUP) メッセージに対する「呼設定受付」 (CALL PROC) メッセージを受信した場合、デジタル網は理由表示 # 1 0 2 “タイマ満了による回復” を含む「解放」 (REL) メッセージを送る場合を除いて、節 5. 3. 2 (b) または (e) の手順に従い、着信公衆用基地局の切断復旧手順を開始する。また、デジタル網が、タイマ T 3 1 2 の満了後、着呼に対する「呼設定受付」 (CALL PROC) メッセージを受信した場合、節 5. 8. 3. 2 に従い、無効呼番号を持ったメッセージの受信と解釈する。

デジタル網が、最初の「呼設定」 (SETUP) メッセージ送信後約 10 秒以内に最初の「呼設定受付」 (CALL PROC) メッセージを受信した後でタイマ T 3 1 0 の満了以前に、「経過表示」 (PROG)、「呼出」 (ALERT)、「応答」 (CONN) メッセージを受信しなかった場合、かつ、網内から切断通知を受信しなかった場合、デジタル網は発信側に対して、理由表示 # 1 8 “着ユーザ応答なし” を伴った「切断」 (DISC) メッセージを送出し切断復旧手順を開始する。また、デジタル網は着信公衆用基地局に対しては、理由表示 # 1 0 2 “タイマ満了による回復” を伴った「解放」 (REL) メッセージを送る。上記の場合を除く、着公衆用基地局への切断復旧手順は、節 5. 3. 2 (e)、節 5. 3. 3 または節 5. 3. 4 に従います。

デジタル網が、「呼出」 (ALERT) メッセージを受信した後でかつ、タイマ T 3 0 1 (または、デジタル網内の呼出監視機能に従ったタイマ) の満了以前に、「経過表示」 (PROG)、「応答」 (CONN)、「切断」 (DISC)、「解放」 (REL)、「解放完了」 (REL COMP) メッセージを受信しなかった場合、デジタル網は発信側に対して、理由表示 # 1 9 “着信ユーザ呼出中応答なし” を含めて「切断」 (DISC) メッセージを送信し切断復旧を開始する。また、デジタル網は着信公衆用基地局に対しては理由表示 # 1 0 2 “タイマ満了による回復” を伴った「切断」 (DISC) メッセージを送信する。上記の場合を除く着信公衆用基地局への切断復旧は、節 5. 3. 2 (e) (ii)、節 5. 3. 3、節 5. 3. 4 の手順に従う▲

【JT-Q 9 3 1-b では▼▲の規定が異なる】

5. 2. 6 着信側インタフェースでのインタワークの通知

▼呼の確立の過程において、(例えば、別網、非 I SDN ユーザ、又は発着ユーザの非 I SDN 装置とのインタワークのため) その呼が I SDN 環境に入り込む場合があります。この場合、呼が I SDN 環境へ入り込んだポイントにおいて、着信公衆用基地局に送られる「呼設定」 (SETUP) メッセージの中に以下のような経過内容を含む経過識別子情報要素が含まれます。

(a) # 1 : “呼がエンドエンドでない。これ以降の呼経過情報はインバンド信号となる

(注)経過内容 # 1 の受信で、着信公衆用基地局は節 5. 2. 8 の手順に従い、B チャンネルへの接続を行う。

(b) # 3 : 非 I SDN 発側アドレス▲

【JT-Q 9 3 1-b では▼▲の規定が異なる】

5. 2. 7 応答

公衆用基地局は、デジタル網に対して「応答」(CONN)メッセージを送出することにより着呼の受付を通知する。「応答」(CONN)メッセージを送出すると、公衆用基地局はタイマT313(タイマT313の値は、節9.2で規定)を開始し「応答」状態に遷移する。「呼出」(ALERT)メッセージがデジタル網に対して前もって送outされている場合、「応答」(CONN)メッセージは、呼番号のみ含んでいるかもしれない。

「呼設定」(SETUP)メッセージに表示されたBチャネルを使って呼を受付けることができ、呼出通知が必要ない場合、「呼出」(ALERT)メッセージを先に送ることなしに「応答」(CONN)メッセージを送出してもよい。

【当社が提供する端末認証機能を用いる場合】

▼認証を成功し、「着呼受付」状態の公衆用基地局が「呼出」(ALERT)メッセージを先に送ることなしに「応答」(CONN)メッセージを送出した場合、その公衆用基地局を選択公衆用基地局とみなす。▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

【当社が提供する端末認証機能を用いない場合】

▼デジタル網は、「着呼受付」状態の公衆用基地局が、最初の「呼出」(ALERT)メッセージを先に送ることなしに最初の「応答」(CONN)もしくは「経過表示」(PROG)メッセージを送出した場合、その公衆用基地局を選択公衆用基地局とみなす。▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

5. 2. 8 通信可【JT-Q931-bに準拠する】

5. 3 呼切断復旧

5. 3. 1 用語【JT-Q931-bに準拠する】

5. 3. 2 例外状態

正常な状態において、呼の切断復旧は一般的に公衆用基地局又はデジタル網が「切断」(DISC)メッセージを送出し、節5.3.3と節5.3.4で決められた手順を続けた場合に行われます。以下に示す場合のみが、その例外である。

(a)「呼設定」(SETUP)メッセージの応答として、(例えば、使用できるBチャネルがない場合)他の応答が事前に送outされていなければ、「解放完了」(REL COMP)メッセージで応答し、呼番号を解放して「空」状態に遷移することにより、公衆用基地局又はデジタル網は呼を拒否できる。

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

(b)着信時選択されなかった公衆用基地局呼の切断復旧は、デジタル網からの「解放」(REL)▽もしくは、「切断」(DISC)△メッセージで行われます。(節5.2.9参照)

(d)発呼側からのBチャンネル選択手順(節5.2.3参照、節5.1.2参照)不成功は、「解放」(REL)メッセージの送出によって終結される。「解放」(REL)メッセージは、理由表示#6“チャンネル利用不可”を含んでいる。その後、デジタル網と公衆用基地局は、節5.3.3と節5.3.4の手順を続ける。

(e)(i)「呼設定」(SETUP)メッセージが送出され、網内からの切断通知を、タイマT312の満了以前の呼設定中に受信したならば、(もし動作中であれば)タイマT303を停止し、▼もし「着呼受付」状態の公衆用基地局があるならば、その公衆用基地局に対し、網内からの切断通知に含まれた理由表示を伴った「解放」(REL)メッセージを送出し、タイマT312動作中ならば、▲デジタル網は「呼廃棄」状態に遷移する。▼タイマT312満了以前に「呼設定受付」(CALL PROC)メッセージを返す公衆用基地局は、網内からの切断通知に含まれた理由表示を伴った「解放」(REL)メッセージにより切断復旧され、節5.3.4の手順がその公衆用基地局に対して続けられる。▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

応答を返した公衆用基地局や、タイマT312の満了以前に続いて応答を返す公衆用基地局は、(デジタル網からの切断通知に含まれた理由表示等を伴った)「解放」(REL)メッセージにより切断復旧され、節5.3.4の手順がその公衆用基地局に対して続けられる。タイマT312の満了により、デジタル網は節5.8.3.2の手順に従って、その後の全ての応答を取り扱う。デジタル網は、切断復旧手順の完結として「空」状態に遷移する。

▼(ii)選択公衆用基地局が切断復旧され、かつタイマT312動作中にその他の公衆用基地局から「呼設定受付」(CALL PROC)メッセージを受信した場合、理由表示#26“選択されなかったユーザの切断復旧”を伴った「解放」(REL)メッセージにより切断され、節5.3.4の手順がその公衆用基地局に対して続けられる。▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

【当社が提供する端末認証機能を用いない場合では▽△を規定している】

▽(iii)「呼設定」(SETUP)メッセージが転送された場合、網内からの切断通知をタイマT312の満了後の呼設定中に受信したならばすでに応答している公衆用基地局は、(デジタル網内からの切断通知に含まれた理由表示を伴った)「解放」(REL)メッセージにより切断復旧され、節5.3.4の手順がその公衆用基地局に対して続けられる。デジタル網は、切断復旧手順の完結として「空」状態に遷移する。△

5.3.3 選択された公衆用基地局によって開始される切断復旧

節5.3.2及び節5.8で述べられている例外とは別に、公衆用基地局は「切断」(DISC)メッセージの送出、タイマT305(タイマT305の値は節9.2で規定)の開始、B

チャンネルの切断、そして「切断要求」状態に遷移することにより、切断復旧を開始する。

（注）公衆用基地局が「解放」（REL）メッセージの送出によって呼の切断復旧を開始するとき、節5.3.4 に記述された手順が続けられる。

「切断」（DISC）メッセージを受けることで、デジタル網は「切断要求」状態に遷移する。

「切断」（DISC）メッセージの受信によりデジタル網はBチャンネルを切断し、リモート側に対し、デジタル網側の切断復旧手順を開始する。呼に使用されているBチャンネルが切断されると、デジタル網は「解放」（REL）メッセージを公衆用基地局へ送出し、タイマT308（タイマT308の値は節9.1で規定）を開始し、「解放要求」状態に遷移する。

（注）「解放」（REL）メッセージはローカルのみで意味があるものであり、リモート側からの切断復旧の確認を意味するものではない。

「解放」（REL）メッセージを受けることにより公衆用基地局はタイマT305を停止し、Bチャンネルを解放し、「解放完了」（REL COMP）メッセージを送出し、呼番号を解放し、「空」状態に遷移する。公衆用基地局からの「解放完了」（REL COMP）メッセージを受けることで、デジタル網はタイマT308を停止し、Bチャンネルを解放し、T312が動作中でなければ呼番号を解放し、そして「空」状態に遷移します。

タイマT305が満了となった場合、公衆用基地局は「切断」（DISC）メッセージに含まれていた理由表示番号を入れた「解放」（REL）メッセージをデジタル網に送出し、タイマT308を開始し、「解放要求」状態に遷移します。さらに、公衆用基地局は理由表示#102“タイマ満了による回復”で示される、第2の理由表示情報要素を通知してもよい。

タイマT308が第一回目の満了となった場合、デジタル網は「解放」（REL）メッセージを再送出し、タイマT308を再開します。さらに、デジタル網は、理由表示#102“タイマ満了による回復”を示す第2の理由表示情報要素を通知してもよい。

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

2度目のタイマT308の満了以前に公衆用基地局からの「解放完了」（REL COMP）メッセージを受けなかった場合、デジタル網は▽Bチャンネルを保守状態にし、△T312が動作中でなければ呼番号を解放し、「空」状態に遷移する。

▽（注1）節5.5に記述されている初期設定手順が、保守状態にあるBチャンネルに用いられる

ことがあります。

（注2）「切断」（DISC）メッセージを受けたときにデジタル網が取りうるその

他の動作については今後の検討である。保守状態に関して取られる動作は、デジタル網に依存する。△

5. 3. 4 デジタル網によって開始される切断復旧

節5.3.2及び節5.8に示した例外状態は別として、デジタル網は「切断」(DISC)メッセージを送出し、「切断通知」状態に遷移することにより、解放を開始します。「切断」(DISC)メッセージは、解放のためにローカルで生成されるもので、Bチャンネルが公衆用基地局・デジタル網間インタフェースで切断されたことを示すものではない。

(注) デジタル網が「解放」(REL)メッセージの送出によって呼の切断復旧を開始するとき、節5.3.3に記述された手順が続けられる。

5. 3. 4. 1 トーン/アナウンスが提供される場合の切断復旧

インバンドトーン/アナウンスが提供される場合(節5.4参照)、「切断」メッセージは、経過内容#8“インバンド信号ないし、適当なパターンが利用可能”を含む。

デジタル網はタイマT306を開始し、そして「切断通知」状態に遷移します。

経過識別子の経過内容#8を含んだ「切断」(DISC)メッセージの受信により、公衆用基地局は(もし、まだ接続していなければ)インバンドトーン/アナウンスを受けるためにBチャンネルを接続し、「切断通知」状態に遷移してもよい。一方、インバンドトーン/アナウンスの接続を行わずに切断復旧動作を続ける場合、公衆用基地局はBチャンネルを切断し、「解放」(REL)メッセージを送出し、タイマT308を開始し、「解放要求」状態に遷移する。

公衆用基地局が、提供されるインバンドトーン/アナウンスメントを利用している場合、公衆用基地局が(デジタル網から「解放」(REL)メッセージを受信する前に)、その後ひき続いて、Bチャンネルからの切断を行ない、「解放」(REL)メッセージを送出し、タイマT308を開始し、そして「解放要求」状態に遷移することによって、切断復旧を続けてもよい。

「解放」(REL)メッセージの受信により、デジタル網はタイマT306を停止し、Bチャンネルを切断・解放し、「解放完了」(REL COMP)メッセージを送出し、T312が動作中でなければ呼番号を解放し、そして「空」状態に遷移する。

タイマT306が満了した場合、デジタル網はBチャンネルを切断し、「切断」(DISC)メッセージにもともと含まれていた理由表示番号を入れた「解放」(REL)メッセージを送出し、タイマT308を開始し、そして「解放要求」状態に遷移することにより、切断復旧動作を続ける。

さらに、「切断」(DISC)メッセージに含まれていた理由表示に加え「解放」(REL)メッセージは、理由表示#102“タイマ満了による回復”を示す第2の理由表示情報要素を含む場合があります。この理由表示は、満了したタイマを識別する診断情報フィールドをオプションとして含むうる。

▼満了したタイマ番号を診断情報に含む。▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

「解放」(REL)メッセージの受信により、公衆用基地局は節5.3.3節に従い動作する。

5.3.4.2 トーン/アナウンスが提供されない場合の切断復旧

インバンドトーン/アナウンスが提供されない場合、「切断」(DISC)メッセージは経過識別子の経過内容#8“インバンド信号なし、適当なパターンが利用可能”が含まれない。デジタル網は「切断」(DISC)メッセージを送出し、タイマT305を開始し、Bチャンネルを切断し、そして「切断通知」状態に遷移することにより、切断復旧を開始する。

経過内容#8を含まない「切断」(DISC)メッセージを受信すると、公衆用基地局はBチャンネルを切断し、「解放」(REL)メッセージを送出し、タイマT308を開始し、そして「解放要求」状態に遷移する。

「解放」(REL)メッセージの受信により、デジタル網はタイマT305を停止して、Bチャンネルを解放し、「解放完了」(REL COMP)メッセージを送出し、T312が動作していなければ呼番号を解放し、そして「空」状態に遷移する。

タイマT305が満了した場合、デジタル網は、もとの「切断」(DISC)メッセージに含まれていた理由表示番号を入れた「解放」(REL)メッセージを公衆用基地局に送し、タイマT308を開始し、「解放要求」状態に遷移する。先の切断復旧の理由表示に加えて、「解放」(REL)メッセージは第2の理由表示情報要素として理由表示#102“タイマ満了による回復”を含みうる。

▼満了したタイマ番号を診断情報に含みます。「解放」(REL)メッセージの受信により、公衆用基地局は節5.3.3節に従い動作する。▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

5.3.4.3 切断復旧の成立【JT-Q931-bに準拠する】

5.3.5 切断復旧手順の衝突

公衆用基地局とデジタル網の双方から同時に同じ呼に対して「切断」(DISC)メッセージが送出されるとき、切断復旧手順の衝突が起こります。デジタル網が、「切断通知」状態の間に「切断」(DISC)メッセージを受信した場合、デジタル網はタイマT305またはT306(どちらでも動いている方)を停止し、Bチャンネルを切断し(もし切断されていなければ)、「解放」(REL)メッセージを送出し、タイマT308を開始し、そして「解放要求」状態に遷移します。同様に、公衆用基地局が「切断要求」状態の間に「切断」(DISC)メッセージを受信した場合、公衆用基地局は、タイマT305を停止し、「解放」(REL)メッセージを送出し、タイマT308を開始し、そして「解放要求」状態に遷移する。

切断復旧手順の衝突は、双方が同時に同じ呼に対して「解放」(REL)メッセージを送出するときも生じます。デジタル網が「解放要求」状態において、そのような「解放」(REL)メッセージを受信した場合、タイマT308を停止し、▼呼番号と▲Bチャンネルを解放し、T312動作中でなければ呼番号を解放し、「解放完了」(REL COMP)メッセージを送受せずに「空」状態に遷移する。

▼同様に、公衆用基地局が「解放要求」状態において、「解放」(REL)を受信した場合、タイマT308を停止し、呼番号とBchを解放し、解放完了(REL COMP)を送出せずに、「空」状態に遷移する。▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

5.4 インバンド・トーンとアナウンス

呼状態の変化とは関連性がなく、又通信中状態に達する前の、デジタル網により発生されるインバンド・トーン／アナウンスについては、「経過表示」(PROG)メッセージはインバンド・トーン／アナウンスの適用と同時に返されます。「経過表示」(PROG)メッセージは経過内容#8“インバンド信号なし、適当なパターンが利用可能”を含む。

インバンド・トーン／アナウンスが呼状態変化と共に与えられなければならない場合は、インバンド情報または適切なパターンが現在使えることを示す経過内容#8“インバンド信号なし、適当なパターンが利用可能”を持つ、適切なメッセージ(例えば「呼出」(ALERT)、「切断」(DISC)等、該当の節を参照)がインバンド・トーン／アナウンスの適用と同時に送出される。

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

▽(注1) デジタル網が“TTC標準テレコミュニケーションサービス”を提供する場合、インバンドトーン／アナウンスの提供に関するサービス要求は、TTC標準JT-I200シリーズに示されている。△

(注2) 「経過表示」(PROG)メッセージが使用される場合、公衆基地局は節5.3.3の手順に従って適用されインバンド・トーン／アナウンスの結果として、呼の切断復旧を開始するかもしれない。

▽(注3) 節5.4で今述べられたプロトコルは発信公衆用基地局・デジタル網間インタフェースに適用される。網間インタフェース、着信公衆用基地局・デジタル網間インタフェースで適用されるプロトコルは今後の検討課題である。△

5.5 初期設定手順【JT-Q931-bに準拠する】

5.7 呼の衝突【JT-Q931-bに準拠する】

5.8 エラー状態の処理

JT-Q931-bの公衆用基地局-デジタル網間呼制御メッセージのプロトコル識

別子を使用して信号情報を転送する全ての手順は、節5.8.1 から節5.8.7 までに記述されているチェックを通ったメッセージだけに適用される。節5.8.1 から節5.8.7 のエラー処理手順は、注がある場合を除き、通常の呼番号あるいはグローバル呼番号を用いるメッセージに適用される。

詳細なエラー処理手順は、インプリメントに依存し、デジタル網ごとに異なりうる。エラー状態に対する通常の処理を容易にするための機能は、本章で規定され、各インプリメントにおいても実現されるべきである。

節5.8.1 ～節5.8.7 は、優先順に記述されている。

5. 8. 1 プロトコル識別子エラー【JT-Q931-bに準拠する】

5. 8. 2 欠損メッセージ【JT-Q931-bに準拠する】

5. 8. 3 呼番号エラー【JT-Q931-bに準拠する】

5. 8. 4 メッセージ種別またはメッセージ順序エラー【JT-Q931-bに準拠する】

5. 8. 5 一般情報要素エラー

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

▽一般情報要素エラー手順は、コード群が0以外の情報要素にも適用することが可能でず。この場合、理由表示情報要素は診断情報フィールドにおいて、節4.5の固定シフト手順または一時シフト手順により、コード群が0以外の情報要素であることを示しうる。

△

5. 8. 5. 1 誤った順序の情報要素【JT-Q931-bに準拠する】

5. 8. 5. 2 重複した情報要素【JT-Q931-bに準拠する】

5. 8. 6 必須情報要素エラー

5. 8. 6. 1 必須情報要素不足

1つ以上の必須情報要素が不足している、「呼設定」(SETUP)メッセージ、「切断」(DISC)メッセージ、「解放」(REL)メッセージ、または「解放完了」(REL COMP)メッセージ以外のメッセージを受信した場合、このメッセージによって何も動作しないし状態も変わらない。理由表示#96“必須情報要素不足”を伴った「状態表示」(STATUS)メッセージが返される。

1つ以上の必須情報要素が不足している「呼設定」(SETUP)メッセージ、または「解放」(REL)メッセージを受信した場合、理由表示#96“必須情報要素不足”を伴った「解放完了」(REL COMP)メッセージが返される。

理由表示情報要素が含まれていない「切断」(DISC)メッセージを受信した場合は、ローカルインタフェースに送出される解放メッセージに理由表示#96“必須情報要素不足”が含まれているという点を除いて理由表示#31“その他の正常クラス”を伴った

「切断」(DISC)メッセージを受信した場合と同じ動作がとられる(節5.3参照)。

理由表示情報要素が含まれていない「解放完了」(REL COMP)メッセージを受信した場合は、理由表示#31“その他の正常クラス”を伴った「解放完了」(REL COMP)メッセージを受信したものと仮定する。

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

▽情報要素長が“0”に設定された情報要素は、情報要素が不足していると扱われる。△

5.8.6.2 必須情報要素内容エラー

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

▽伝達能力情報要素が「回線交換モード」と設定されていて、網がオクテット5b、5c、5dを解釈できない場合は、デジタル網はプロトコルエラーとせずこれらのオクテットを受け付け、変更無しに転送しても良い。△

1つ以上の無効な内容の必須情報要素を伴った「呼設定」(SETUP)メッセージ、「切断」(DISC)メッセージ、「解放」(REL)メッセージ、または「解放完了」(REL COMP)メッセージ以外のメッセージを受信した場合、このメッセージによって何も動作しないし状態も変わらない。理由表示#100“情報要素の内容が無効”を伴った「状態表示」(STATUS)メッセージが返される。

1つ以上の無効な内容の必須情報要素を伴った「呼設定」(SETUP)メッセージまたは「解放」(REL)メッセージを受信した場合、理由表示#100“情報要素の内容が無効”を伴った「解放完了」(REL COMP)メッセージが返される。

無効な内容の理由表示情報要素を伴った「切断」(DISC)メッセージを受信した場合、理由表示#100“情報要素の内容が無効”を伴った「解放」(REL)メッセージをローカルインタフェースに送信することを除いて、理由表示#31“その他の正常クラス”を伴った「切断」(DISC)メッセージを受信した場合と同じ動作がとられる(節5.3参照)。

無効な内容の理由表示情報要素を伴った「解放完了」(REL COMP)メッセージを受信した場合は理由表示#31“その他の正常クラス”を伴った「解放完了」(REL COMP)メッセージを受信したものと仮定する。

一般的に、最大長(3章で与えられた)を越えた長さの情報要素は、内容誤りの情報要素として扱われる。

(注) 公衆用基地局のオプションとして、公衆用基地局によって理解できない理由表示値、生成源コード、診断情報を、あたかも理由表示#31“その他の正常クラス”として扱い、理由表示#100“情報要素の内容が無効”を伴った「解放」(REL)メッセージ

を送信する代わりに他のエンティティに渡してもよい。このオプションは、理由表示値、生成源コード、診断情報の勧告への将来の追加による公衆用基地局の適合性のためのものである。

5. 8. 7 非必須情報要素エラー

以降の節は、必須であるとは認識されない情報要素についての動作に関する。

5. 8. 7. 1 認識されない情報要素【JT-Q931-bに準拠する】

5. 8. 7. 2 非必須情報要素内容エラー

無効な内容を持つ1つ以上の非必須情報要素を持つメッセージを受信した場合、動作はメッセージと認識され有効な内容を持つ情報要素に対してなされる。1つの理由表示情報要素を含んだ「状態表示」(STATUS)メッセージが返されうる。「状態表示」(STATUS)メッセージは、受信メッセージ処理後の受信側の呼状態を示します。理由表示情報要素には理由表示#100“情報要素の内容が無効”を含み診断情報部分がもし存在すれば、そこに無効な内容を持つそれぞれの情報要素についての情報要素識別子が含まれる。

最大長(3章で与えられた)を超える長さを持つ情報要素は、内容エラーとして扱われる。しかし、アクセス情報要素(例 着サブアドレス)に対しては理由表示#43“アクセス情報廃棄”が理由表示#100“情報要素の内容が無効”の代わりに用いられる。

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

▽しかし、あるデジタル網では、アクセス情報要素は最大長の範囲内に切り詰められ処理される。△

公衆用基地局のオプションとして、公衆用基地局によって理解できない理由表示値、生成源コード、診断情報を見捨てるか、または、公衆用基地局の場合は理由表示情報要素の内容を見捨てる代わりに他のエンティティ(例えば移動局)に渡してもよい。

またオプションとして、理由表示#100“情報要素の内容が無効”を伴った「状態表示」(STATUS)メッセージを送ってもよい。このオプションは、理由表示値、生成源コード、診断情報の勧告への将来の追加による公衆用基地局の適合性のためのものである。

▽デジタル網が低位レイヤ整合性情報要素を解釈できない場合、プロトコルエラーとせずこれらの情報要素を受け付けても良い。△

5. 8. 7. 3 予期しない認識された情報要素【JT-Q931-bに準拠する】

5. 8. 8 データリンクリセット【JT-Q931-bに準拠する】

5. 8. 9 データリンク障害

ネットワークエンティティがデータリンク障害であることをDL-解放-表示プリミティブによってデータリンク層エンティティから通知された場合、次の手順が適用される。

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

▽(a) 通信中状態以外のすべての呼は内部で切断復旧する。

(b) 通信中状態の呼に対しては、実装されている場合はタイマT309を開始する。

△

▼タイマが動作していない呼は、タイマT309を開始する。このとき、リモート側に対しデジタル網は、理由表示#41“一時的障害”を含んだ「切断」(DISC)メッセージを送出し切断復旧を行う。▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

タイマT309がすでに動作中の場合は、再開しない。

JT-Q931-bエンティティは、DL-設定-要求プリミティブを送ることによってレイヤ2の再設定を要求する。

DL-設定-確認プリミティブによってレイヤ2再設定の通知があった場合は、次の手順を適用する。

JT-Q931-bエンティティはタイマT309を停止し、次のいずれかの処理を行う。

— JT-Q931-bエンティティは、同位エンティティに対して、現在の呼の状態を通知するために、理由表示#31“その他の正常クラス”を伴う「状態表示」(STATUS)メッセージを送信する。

— 同位エンティティの呼状態を確かめるために節5.8.10による状態問合せ手順を実行する。

▼デジタル網では、T309停止後の上記処理を未提供とする。T309停止後の上記処理のかわりに、デジタル網、タイマT309を停止し、当該インタフェースに対し、理由表示#41“一時的障害”を含んだ「切断」(DISC)メッセージを送出し切断復旧を行う。公衆用基地局では、本処理の利用についてオプション扱いとする。

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

▽データリンク再設定の前にタイマT309が満了した場合、デジタル網はネットワークコネクションを切断復旧し、理由表示#27“相手端末故障中”を伴ってリモート側に通知し、Bチャンネルを切断解放し、呼番号を解放し、「空」状態に入る。△

▼データリンク再設定の前にタイマT309が満了した場合、デジタル網は当該インタフェースに対し、Bチャンネルを切断解放し、呼番号を解放し、「空」状態に入る。▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

データリンク再設定の前にタイマT309が満了した場合、公衆用基地局は、もしあれば、関連するコネクションを、理由表示#27“相手端末故障中”を伴って切断復旧し、Bチャンネルを切断解放し、呼番号を解放し、「空」状態に移す。

タイマT309のインプリメントは、公衆用基地局側でオプションであり、デジタル網側では、必須である。

JT-Q931-bエンティティがデータリンク障害の結果として、内部的に呼を切断復旧するとき、オプションとして「切断」(DISC)メッセージを送信するためにデータリンクを再設定してもよい。

5.8.10 状態問合せ手順

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

エンティティが、同位エンティティに呼の状態の正確さを検査したい場合、呼の状態を要求するために「状態問合せ」(STATUS ENQ)メッセージを送ることがある。特にこの場合、節5.8.8と節5.8.9に示したエラー状態の手順が適用されることがある。

「状態問合せ」(STATUS ENQ)メッセージを送信する時、「状態表示」(STATUS)メッセージの受信を予期してタイマT322を開始する。タイマT322が動作中の間は、唯一つの未解決な呼状態情報についての要求が存在している。タイマT322がすでに動作している場合は、再開しない。タイマT322が満了する前に切断復旧メッセージを受信した場合、タイマT322を停止し呼の切断復旧を続ける。

「状態問合せ」(STATUS ENQ)メッセージを受信した受信側は、現在の呼の状態の通知(通信中の呼または呼設定中の呼の場合は現在の呼の状態、通信中の呼または呼設定中の呼と関連しない場合は「空」状態)と理由表示#30“状態問合せへの応答”または理由表示#97“メッセージ種別未定義又は未提供”を伴った「状態表示」(STATUS)メッセージを回答する(節5.8.4参照)。「状態問合せ」(STATUS ENQ)メッセージの受信によって状態は変わらない。

上記のような状況での「状態表示」(STATUS)メッセージの送信または受信は、送信側と受信側のどちらの呼の状態にも直接影響を与えない。「状態表示」(STATUS)メッセージの受信側は理由表示情報要素を調べる。「状態表示」(STATUS)メッセージが理由表示#97“メッセージ種別未定義又は未提供”▽または理由表示#98“呼状態とメッセージ不一致、またはメッセージ種別未定義又は未提供”△を含んでいる場合、タイマT322は「状態問合せ」(STATUS ENQ)メッセージの明白な応答があるまで継続する。理由表示#30“状態問合せへの応答”を伴った「状態表示」(STATUS)メッセージを受信した場合、タイマT322を停止し、その「状態表示」(STATUS)メッセージの情報に基づいて受信側の現在の状態に関係した適切な動作をとる。理由表示#97“メッセージ種別未定義又は未提供”▽または理由表示#98“呼状態とメッセージ不一致、またはメッ

ページ種別未定義又は未提供”△を伴った「状態表示」(STATUS)メッセージを受信した後、タイマT322が満了した場合、その「状態表示」(STATUS)メッセージの情報に基づいて受信側の現在の呼状態に関係した適切な動作をとる。

それ以上の適切な動作は、インプリメントに依存する。しかし、動作は以下の章で適用される範囲で規定される。

「状態表示」(STATUS)メッセージを受信しないでタイマT322が満了した場合、応答を受信するまで「状態問合せ」(STATUS ENQ)メッセージを1回以上再送してもよい。「状態問合せ」(STATUS ENQ)メッセージの再送回数はインプリメントに依存する。「状態問合せ」(STATUS ENQ)メッセージの再送が最大回数に達した場合、呼は理由表示#41“一時的障害”を伴ってローカルインタフェースで切断復旧される。また必要ならばデジタル網も、理由表示#41“一時的障害”を用いてネットワーク接続を切断復旧する。

5. 8. 1.1 「状態表示」(STATUS)メッセージの受信

状態不一致を通知する「状態表示」(STATUS)メッセージを受信した場合、受信側エンティティは、

(a)理由表示#101“呼状態とメッセージ不一致”を伴った「解放」(REL)または「解放完了」(RELCOMP)メッセージを送信することによって呼を切断復旧します。または、

(b)その他の(呼状態の)不一致から回復を試みる動作をとります。(本動作は、インプリメント上のオプションである)

▼デジタル網は、不一致から回復するため、呼の切断復旧をします。これ以外の動作は行わない。公衆用基地局は、適当な動作を取ることにも可能である。▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

以下に規定された以外の場合の呼状態が不一致かどうかの判定はインプリメント上の決定に委ねられる。

(a)「空」状態において、「空」状態以外の任意の呼状態を通知した「状態表示」(STATUS)メッセージを受信した場合、受信側エンティティは次のいずれかをとります。

(1)理由表示#101“呼状態とメッセージ不一致”を伴った「解放」(REL)メッセージを送信して節5.3の手順に従う。

(2)理由表示#101“呼状態とメッセージ不一致”を伴った「解放完了」(REL COMP)メッセージを送信して「空」状態に止まる。

(b)「解放要求」状態において、「空」状態以外の任意の呼状態を通知した「状態表示」(STATUS)メッセージを受信した場合、何の動作もとらない。

(c)「空」状態以外のいかなる状態において、「空」状態を通知した「状態表示」(STATUS)メッセージを受信した場合、受信側は全てのリソースを解放し、「空」状態へ遷移しま

す。

「空」状態において、「空」状態を通知する「状態表示」(STATUS)メッセージを受信した場合、そのメッセージを廃棄し「空」状態にとどまり他に何の動作もとらない。
▽必要ならば、デジタル網は理由表示# 4 1 “一時的失敗”を使ってコネクションを開放する。△

両立する呼の状態を通知し、かつ以下の理由表示のひとつを含んでいる「状態表示」(STATUS)メッセージを受信することがある。

(a) # 96 “必須情報要素不足”

(b) # 97 “メッセージ種別未定義または未提供”

(c) # 99 “情報要素未定義”または

(d) # 100 “情報要素の内容が無効”

この場合とられる動作は、インプリメントのオプションである。その他の手順が決められない場合、受信側は受信した「状態表示」(STATUS)メッセージの理由表示を使用して、節5.3 に記述されている手順で呼を切断復旧する。

▼デジタル網においては、受信した「状態表示」(STATUS)メッセージの理由表示における診断情報として、必須情報と認識される情報要素またはメッセージが示されていた場合には節5.3に記述されている手順で呼を切断復旧する。。また、非必須情報と認識される情報要素またはメッセージが診断情報として示されていた場合、現状態にとどまり、他に何の動作もとらない。▲

【JT-Q 9 3 1 - bでは▼▲を規定していない】

「初期設定要求」または「初期設定」状態において、グローバル呼番号を持ち状態不一致を通知する「状態表示」(STATUS)メッセージを受信した場合、受信側DSS.1 エンティティはレイヤマネジメントへ通知しこのメッセージによってそれ以上の動作はとらない。

「空」状態の場合、グローバル呼番号を持った「状態表示」(STATUS)メッセージの受信によって何の動作もとらない。

(注) 高位レイヤのアクティビティ(例 システムまたはレイヤマネジメント)の結果による動作は、(「初期設定」(REST)メッセージの再送を含めて)インプリメントに依存する。

上記の場合を除いて、グローバル呼番号を持つ「状態表示」(STATUS)メッセージの受信時のエラー処理手順はインプリメントのオプションである。

5. 9 公衆用基地局への通知手順【JT-Q 9 3 1 - bに準拠する】

▼5. 10 警察・消防受付台からの再呼び

緊急呼の呼び返し時にデジタル網の動作は、基本的に当社の総合デジタル通信サービス契約約款に規定する技術的事項におけるポイント・ポイント接続時の網とユーザの動作に準じたデジタル網と公衆用基地局の動作となる。

(注1) 呼び返し時のSETUP は、UIフレーム(レイヤ2)が使われます。チャンネル識別子には、「指定チャンネルあり、変更不可」が設定される。

(注2) T303の値は、9節参照。▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

6. パケット通信手順

本章は、ISDNにおけるパケット通信を提供するためのDチャンネル信号手順の役割を説明するためのものである。端末アダプタ機能についての完全な記述は標準JT-X.31にある。

(注) 端末とは公衆用基地局側のCSの中にあるパケット終端装置のこと。

標準JT-X.31に従い、公衆用基地局は次のいずれかの方法によりパケット交換設備にアクセスし得る。

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

▽a. PSPDNサービスへの回線交換形アクセス(ケースA)

本アクセスは、AUと呼ばれる公衆網(例えばPSPDN)のアクセスポートへISDNを介したトランスペアレントなアクセスコネクションを設定することによる。このコネクションは、公衆用基地局あるいはAUによって開始され得る。ISDNの観点からは、5章の回線交換形の呼制御手順が適用される。この場合、Bチャンネルだけが用いられる。△

b. ISDNバーチャルサーキットサービスへのパケット交換形アクセス(ケースB)

本アクセスは、ISDNのパケットハンドラー(PH)へのパケット交換形のアクセスコネクションを設定することによる。このコネクションは、公衆用基地局あるいはISDNによって設定され得る。この場合、BチャンネルとDチャンネルの両方が用いられ得る。

本標準の節6.1~6.5、付録Ⅱは、標準JT-X.31の節6.1~6.5、付録Ⅲと一致する。

「公衆用基地局」という用語は、ISDNパケットモード端末(TE1)あるいは既存のデータ端末装置(DTE/TE2)に端末アダプタ(TA)が付いた組合せにより構成されるユーザ装置を指す。DTEは、公衆用基地局-デジタル網インタフェース上のNTT-Q.931-bシグナリングメッセージで提供される情報のすべてを受信しなくともよい。

ISDNのTA/TE1の網に対するインタフェースは、S/Tインタフェースである。従って、TA/TE1の実現に際しては、BチャンネルとDチャンネルの接続確立および制御に関して、標準NTT-Q. 921-bおよび本標準に記述されている手順を含むべきである。

呼毎アクセス接続に対しては、節6. 1から6. 4が適用される。呼毎アクセス接続のメッセージフロー図の例は付録Ⅱに示されている。

BチャンネルとDチャンネル上での半固定接続として2つの物理タイプを本章で示す。

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

タイプ1 端末とPH▽/AU△間に半固定的に物理レイヤが設定されている。すなわち、標準JT-I430/I431物理レイヤは起動状態を維持し、ISDNを介した物理パスが半固定的に接続されている。

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

タイプ2 端末とPH▽/AU△間に半固定的にX. 25データリンクレイヤと物理レイヤが設定されている。(この場合、公衆用基地局とデジタル網はX. 25データリンクを設定状態に保つべきである。)

▼ただし、PVCの場合、データリンクの設定は公衆網基地局側から起動する。▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

PVCが適用されるときは、タイプ2の半固定接続が存在しなければならない。

タイプ1の半固定接続では、X. 25呼の確立と解放は節6. 3の手順に従う。

タイプ2の半固定接続では、X. 25呼の確立と解放は節6. 3. 2の手順に従う。

タイプ2の半固定接続をPVCとして用いる場合、以下の手順は適用されない。

これらの半固定接続は、NTT-Q931-b手順を用いず、登録時の手順で設定される。

6. 1 発信アクセス

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

公衆用基地局が、発信X. 25バーチャルコールに対して既に確立されたチャンネルを選択するならば、節6. 3に記述された手順が適用される。選択チャンネルが▽AU/△PHへ確立されていなければ、節6. 3の手順を用いてバーチャルコールを確立する前に、以下の小節に記述されているチャンネルを活性化する手順が用いられる。

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

▽X. 25データ呼の発信において、公衆用基地局はデジタル網の提供形態によって回線交換サービス（ケースA）か、パケット交換サービス（ケースB）かを最初に決定しなければならない。回線交換呼の発信の場合、公衆用基地局は節6. 1. 1の手順に従う。△パケット交換呼の発信の場合、公衆用基地局は使用するチャンネルが、BチャンネルかDチャンネルかを決定する。公衆用基地局がBチャンネルを使用するならば節6. 1. 2. 1に記述されている手順が用いられる。公衆用基地局がDチャンネルを使用するならば節6. 1. 2. 2に記述されている手順が用いられる。

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

▽（注）デジタル網によっては、すべてのタイプのアクセスを提供しないかも知れない。Bチャンネルアクセスの場合は、理由表示#65“未提供伝達能力指定”を付加した「解放完了」(REL COMP)メッセージを送信することで、デジタル網は提供していないサービスへの要求を拒否する。Dチャンネルアクセス（SAPI=16を伴うSABME）を要求した場合、そのサービスを提供していない網のポートでは、応答を返すことを必要としない。

△

6. 1. 1 PSPDNサービスへの回線交換形アクセス（ケースA）【規定しない】

6. 1. 2 ISDNバーチャルサーキットサービスへのアクセス（ケースB）

6. 1. 2. 1 Bチャンネル

呼毎アクセスによるBチャンネルコネクションは、節3. 2に定義されたメッセージを用い、以下の場合を除いて節5. 1に述べられている呼の確立のためのDチャンネル信号手順により制御される。

- a) 節5. 1. 3に詳述されている分割発呼の手順は適用されない。
- b) 節5. 1. 5. 2に詳述されている発呼受付及び分割発呼の手順は適用されない。
- c) 節5. 1. 6に詳述されている発信インタフェースにおけるインタワーキングの手順は適用されない。
- d) 節5. 1. 7に詳述されている呼出通知の手順は適用されない。
- e) 節5. 1. 8に詳述されている応答通知の手順は次のように適用される。

ーアクセスコネクションの受付により、デジタル網は公衆用基地局・デジタル網インタフェースを通じて発信公衆用基地局に「応答」(CONN)メッセージを送り、通信状態に入る。

—このメッセージは、発信公衆用基地局に対し1つのアクセスコネクションがPHへ設定されたことを表す。

—この「応答」(CONN)メッセージの受信により、発信公衆用基地局は動作中であればタイマT310を停止し、オプションとして「応答確認」(CONN ACK)メッセージを送ってもよく、その後、通信状態に入る。

f) 節5. 1. 9に詳述されている通信拒否の手順は次のように適用される。

—アクセスコネクションを受け付けることができない場合は、網は節5. 3に述べられているように、発側の公衆用基地局・デジタル網インタフェースにおいてISDNアクセスコネクション切断復旧を開始する。

g) 5. 1. 10に詳述されている中継網選択の手順は適用されない。

呼毎コネクションとして使用される特定のBチャネルは節5. 1. 2に述べられ、表6-1/NTT-Q931-bにまとめられているチャネル交渉手順を用いて選択される。

表6-1/NTT-Q931-b

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

公衆用基地局要求チャネルとデジタル網からの応答—▽AUまたは△PHへの発信アクセス

「呼設定」(SETUP)メッセージ中に表示されたチャネル 公衆用基地局からデジタル網			許容されるデジタル網の 応答
情報チャネル選択	チャネル 変更不可表示	Dチャネル選択 表示 注3	デジタル網から公衆用基地局
Bi	変更不可	なし	Bi
	変更可能	なし	Bi, Bi'
任意のB	(無視)	なし	Bi'
	(なし)		Bi'

記号—

Bi : 指定された(空き)Bチャネル

Bi' : 他の任意の空きBチャンネル

(注1) 他の全てのコーディングは無効である。

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

(2) (注2) 本表において、『「呼設定」(SETUP)メッセージ中に表示されたチャンネル』という見出しの下の全ての欄は、公衆用基地局からデジタル網へ、▽AUまたは△PHへのコネクションを要求するために送られた「呼設定」(SETUP)メッセージ中に含まれるチャンネル識別子情報要素の、公衆用基地局に可能なコーディングを示している(節4.5.13参照)。『許容されるデジタル網の応答』の下の欄は、デジタル網から公衆用基地局へ許容されている応答を示す。

(注3) Dチャンネル選択表示は、「なし」の場合“0”に、「あり」の場合“1”にコード化する。

ISDNのPHへの呼毎コネクションのために「呼設定」(SETUP)メッセージに含まれる伝達能力情報要素は次のようにコーディングされる。

－情報転送能力は「非制限デジタル」にセットする。

－転送モードは「パケット交換モード」にセットする。

－情報転送速度は00000にセットする。

－ユーザ情報レイヤ2プロトコルは「標準JT-X.25リンクレイヤ」にセットする。

－ユーザ情報レイヤ3プロトコルは「標準JT-X.25パケットレイヤ」にセットする。

(注) 伝達能力情報要素に5a、5b、5c、5dを含めてはならない。

呼毎アクセスコネクションは、節6.3に記述されているX.25リンクレイヤとX.25パケットレイヤ手順に従い、パケット通信を提供するために使用され得る。ISDN網によっては特定のユーザプロファイルを選択するために「呼設定」(SETUP)メッセージに発番号と発サブアドレスを要求するかもしれない。

▼Bチャンネルアクセスコネクション確立後、デジタル網はBチャンネルの状態を監視する。

LAPBフラグシーケンスによる同期の確認ができない場合、デジタル網は呼毎アクセスコネクションを切断復旧することがある。▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

6.1.2.2 Dチャンネル【JT-Q931-bに準拠する】

6.2 着信アクセス

6. 2. 1 PSPDNサービスからのアクセス (ケースA) 【規定しない】

6. 2. 2 ISDNバーチャルサーキットサービスからのアクセス (ケースB)

X. 25着呼を提供するために、デジタル網は以下のステップをこの順に実行しなければならない。

(1) チャンネル選択ー 着呼で使用する物理チャンネル/論理リンクを識別しなければならない。デジタル網はチャンネルを選択するためにユーザプロフィール情報、デジタル網リソース等を用い得る。あるいは、以下の (2) の手順を行う。

(2) 物理チャンネル/論理リンク設定ー (1) で物理的なBチャンネルかDチャンネル上の論理リンクが決まらないとき、デジタル網は節6. 2. 2. 3の手順を用い得る。続けて、デジタル網は (3) を行う。

(3) X. 25バーチャルコール設定ー デジタル網は節6. 3に記述された手順を用いてバーチャルコールを設定する。

ISDNバーチャルサーキットベアラサービスの構成では、デジタル網は新たな着呼パケットを送信するために使用するチャンネル種別を以下のように選択する。

(1) デジタル網とすべてのユーザパケットモード端末間の着呼提供手順 (標準JT-X31の節3. 2. 3. 2、節3. 2. 3. 3参照) によって、新たな着呼パケットをISDNユーザに通知してもよい。

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

▽ (2) PHとコネクションが設定されている端末への着バーチャルコールはJT-Q931-b着呼提供手順 (標準JT-X31の節3. 2. 3. 1、節3. 2. 3. 2参照) を用いることなく、設定されているアクセスコネクションで直接端末に提供してもよい。△

6. 2. 2. 1 Bチャンネル

チャンネル交渉なしにX. 25呼がBチャンネルに提供される場合、節3. 2のメッセージを使用して、節5. 2に記述された手順が以下の例外とともに適用される。

a) 節5. 2. 4に示した分割着呼の手順は適用されない。

b) 節5. 2. 5. 2に示した「呼設定受付」(CALL PROC) メッセージおよび「呼出」(ALERT) メッセージの受信に対する手順は、次の例外とともに適用される。

－「呼出」(ALERT)メッセージの受信によって、デジタル網は対応する「呼出」(ALERT)メッセージを発信公衆用基地局に送ってはならない。

c) 節5. 2. 5. 4で詳述される不完了呼に対する手順は、下記の注とともに適用される。

－デジタル網は表6-5/NTT-Q931-bからの適切な切断原因を使用して発信X. 25DTEに対し、着X. 25バーチャルコールを切断復旧する。

d) 節5. 2. 6に示した着信側インタフェースにおけるインタワークの通知に対する手順は下記の例外とともに適用される。

－呼設定中にISDN環境に入った呼の場合は利用できない。

－着信公衆用基地局宅内の中でISDN環境から離れた呼の場合は通知は発信側へ送られない。

－インバンドの情報/パターンの場合、利用できない。

e) 節5. 2. 8に示した通信可に対する手順は次の例外とともに適用される。

－デジタル網は発信公衆用基地局へ「応答」(CONN)メッセージを送る手順を開始してはならない。

f) 節5. 9に示した公衆用基地局への通知に対する手順は適用されない。

設定済のBチャンネルコネクションを使う場合は、着呼パケットは節6. 3に従って送信される。

新たにBチャンネルコネクションを設定する場合は、選択された公衆用基地局の識別は最初に受信した「応答」(CONN)メッセージのコネクションエンドポイントサフィックス(CES)による。

▼Bチャンネルアクセスコネクション確立後、デジタル網はBチャンネルの状態を監視する。LAPBフラグシーケンスによる同期の確認ができない場合、デジタル網は呼毎アクセスコネクションを切断復旧することがあります。▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

6. 2. 2. 2 Dチャンネル【JT-Q931-bに準拠する】

6. 2. 2. 3 着呼提供

6. 2. 2. 3. 1 着呼提供時のチャンネル選択

着呼提供手順は5章の手順とレイヤ3メッセージを用いて行われる。着呼提供手順はDチャンネル上の信号手順である回線交換呼制御手順が用いられ、チャンネル選択がデジタル網オプションとして提供されているならば、チャンネル選択手順を伴う。

5章に記述されている通り、デジタル網は、着呼提供に「応答」(CONN)メッセージで最初に応答した公衆用基地局を選択する。選択された公衆用基地局が新たなBチャンネル上にX. 25の呼を設定するよう要求していたならば、デジタル網は「応答確認」(CONN ACK)メッセージを公衆用基地局に返送して、チャンネルが利用可能であることを知らせる。複数の端末が「呼設定」(SETUP)メッセージに対して肯定的に「応答」したならば、デジタル網は理由表示# 26 “選択されなかった公衆用基地局の切断復旧”を付加した「解放」(REL)メッセージを送信して、選択されなかった各端末を切断する。

選択された公衆用基地局が設定済BチャンネルまたはDチャンネル上にX. 25呼を設定するよう要求していた場合は、デジタル網は理由表示# 7 “呼が設定済みのチャンネルへ着呼”を付加した「解放」(REL)メッセージを送信して、「応答」(CONN)メッセージに「応答」する。デジタル網はまた理由表示# 26 “選択されなかった公衆用基地局の切断復旧”を付加した「解放」(REL)メッセージを、肯定的に「応答」した他のすべての端末に返送する。デジタル網はその後に選択されたチャンネル上にX. 25の呼を送信する。

(注1) 「解放」(REL)メッセージと着呼パケットの送信はどちらが先でもよい。

(3) (注2) デジタル網は「解放」(REL)メッセージを送信し、公衆用基地局は「解放完了」(REL COMP)メッセージで「応答」する。

▼・パケット接続遅延短縮のため、設定済Bチャンネルを設定している場合は、LAPBを切断しないことが望まれる。

・Bチャンネル上のLAPBを切断する場合は、Bチャンネルを解放することが望まれる。

理由表示# 7 “呼が設定済みのチャンネルへ着呼”の「解放」(REL)メッセージに対する「解放完了」(REL COMP)メッセージの理由表示は# 16 “正常切断”を設定するか、あるいは理由表示は設定しない。

当面、「解放完了」(REL COMP)メッセージには# 16 “正常切断”以外の理由表示を設定すると、デジタル網は、設定済みBチャンネルまたはDチャンネルへの着呼を解放する。▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

最初に肯定的に「応答」した公衆用基地局が示したチャンネルが使用できない状態にあると

きは、デジタル網はNTT-Q931-b呼切断復旧手順を用い、理由表示#6“チャンネル利用不可”を付加して呼を切断復旧する。「呼設定」(SETUP)メッセージ中に示したチャンネルを公衆用基地局が受け入れない場合、公衆用基地局は理由表示#34“利用可回線/チャンネルなし”または理由表示#44“要求回線/チャンネル利用不可”を付加した「解放完了」(REL COMP)メッセージで呼を切断復旧する。

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

▽デジタル網オプションや加入時の合意に基づいて、デジタル網は特定の着呼に対してアクセスチャンネルやアクセスチャンネル種別(例えば、BまたはD)を選ぶ場合がある。△

チャンネル識別子情報要素が、情報チャンネル選択=チャンネルなし、チャンネル変更不可表示=1、Dチャンネル選択表示=1の時、伝達能力情報要素は以下のようにコーディングされる。

- 情報転送能力は「非制限デジタル情報」にセットする。
- 転送モードは「パケット交換モード」にセットする。
- 情報転送速度は「パケット交換モード(00000)」にセットする。
- ユーザ情報レイヤ2プロトコルは「標準JT-Q921-b」にセットする。
- ユーザ情報レイヤ3プロトコルは「標準JT-X.25パケットレイヤ」にセットする。

それ以外の場合、伝達能力情報要素は以下のようにコーディングされる。

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

- 情報転送能力はa)「非制限デジタル情報」▽あるいはb)「制限デジタル情報」△にセットする。
- 転送モードは「パケット交換モード」にセットする。
- 情報転送速度は「パケット交換モード(00000)」にセットする。
- ユーザ情報レイヤ2プロトコルは「標準JT-X.25リンクレイヤ」にセットする。
- ユーザ情報レイヤ3プロトコルは「標準JT-X.25パケットレイヤ」にセットする。

端末がDチャンネル表示設定で応答するならば(表6-3/NTT-Q931-b参照)、レイヤ2プロトコルは標準JT-Q921-b(LAPD)が使用される。

着呼に対するチャンネル選択手順は、発信側で選択されたチャンネル種別とは無関係である。この点でユーザ速度と利用可能な帯域に互換性があれば、両端で使用されるチャンネル種別の組合せは任意である。

この手順で用いられるチャンネル選択手順の原則は表6-3/NTT-Q931-bに示されている。

(4) (注3)「空きBチャンネル」と「変更可能」を表示するチャンネル識別子情報要素を含んだ着信の「呼設定」(SETUP)メッセージが、放送形式データリンク上に送信されたときには、着信公衆用基地局は異なる空きBチャンネルで応答することは許されていない。異なる空きBチャンネルで応答するオプションはポイント・ポイント着呼提供に限定される。

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

(5) ▽(注4)パケット交換モード呼の着信を提供するデジタル網は、SAPI=0でパケット交換モード呼のJT-Q931-b信号手順を用いるべきである。ウ 本オプションは、パケット交換モード呼に対して以下の制限のもとでJT-Q931-bの全手順を用いるべきである。

エ すべての呼に対して「指定チャンネルはDチャンネルである」を選択し、またチャンネル選択手順を適用しない。SAPI=16手順をインプリメントする端末は、ポータビリティ確保のためSAPI=0手順もインプリメントするべきである。

オ ()内は本標準の対象外である。△

表6-3/NTT-Q931-b

デジタル網要求チャンネルと公衆用基地局からの応答-パケットモード着信アクセス

「呼設定」(SETUP)メッセージ中に表示されたチャンネル デジタル網から公衆用基地局			許容される公衆用基地局 の応答
情報チャンネル 選択	チャンネル変更不可 表示	Dチャンネル選択 表示 (注2)	公衆用基地局からディ ジタル網
B _i	変更不可	なし	B _i
		あり	B _i , D
B _i	変更可能	なし	B _i , B _i ', B _j
		あり	B _i , B _i ', B _j , D
チャンネルなし	変更可能	なし	B _j
		あり	B _j , D
	変更不可	あり	D

記号 B_i : 指定された(空き)Bチャンネル

Bi' : 他の任意の空きBチャンネル▼ (放送形式の着呼提供には許容されない) ▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

Bj : 公衆用基地局の制御により設定済みBチャンネル▽ (無条件通知クラスを契約している公衆用基地局は、公衆用基地局に割りあてられている半固定Bチャンネルを指定してもよい) △

D : Dチャンネル

(注1) 他のすべてのコーディングは無効である。

(注2) Dチャンネル選択表示は「なし」の場合は“0”に、「あり」の場合は“1”にコード化する。

6. 2. 2. 3. 2 情報要素のマッピング

デジタル網によっては、着呼パケット中のすべてあるいは一部の情報を「呼設定」(SETUP)メッセージ中にマッピングするサービス(TTC標準JT-X. 31の節3. 2. 3参照)を提供することがある。X. 25着呼パケットの情報要素からNTT-Q931-b「呼設定」(SETUP)メッセージの情報要素へのマッピングを表6-4/NTT-Q931-bに示す。着呼パケットはこれらのフィールドを含んだまま送信される。マッピングの条件はTTC標準JT-X. 31の節3. 2. 3参照のこと。

▼
表6-4/NTT-Q931-b
X. 25着呼パケットの情報から対応するNTT-Q931-b「呼設定」(SETUP)メッセージ情報要素へのマッピング

	<u>X. 25着呼パケット中の情報</u>	<u>NTT-Q931-b「呼設定」(SETUP)中の対応する情報要素</u>
	<u>起呼DTEアドレス</u>	<u>発番号 (注6)</u>
	<u>被呼DTEアドレス</u>	<u>着番号</u>
	<u>起呼ユーザデータ</u>	<u>ユーザ・ユーザ (注2)</u>
	<u>Dビット</u>	<u>パケットレイヤバイナリパラメータ (注7)</u>
	<u>モジュロ</u>	<u>パケットレイヤバイナリパラメータ (注7)</u>
	<u>フロー制御パラメータネゴシエーション</u>	<u>パケットサイズ、パケットレイヤウィンドウサイズ</u>

X. 25 ユーザファシリティ	スループットクラスネゴシエーション	情報速度 (注4)
	ファーストセレクト	パケットレイヤバイナリパラメータ (注7)
	着信課金	未提供
	閉域ユーザグループ選択	未提供
	転送遅延選択/表示	中継遅延選択表示
DTE ファシリティ	起呼アドレス拡張	発サブアドレス
	被呼アドレス拡張	着サブアドレス (注5)
	エンドツウエンド転送遅延	エンド・エンド中継遅延
	最小スループットクラス	情報速度 (注3)
イ	優先データネゴシエーション	パケットレイヤバイナリパラメータ (注7)

(注1) 本仕様では、無条件通知クラスを採用しているためマッピングは表6-4/N T T-Q 9 3 1-bに基づいて行われる。

(注2) ユーザ・ユーザ情報要素のユーザデータの最大長は128オクテットである。
また、ユーザ・ユーザ情報要素中のプロトコル識別子へ、当面一定値“勧告X. 244”を設定する。なお、この値は将来変更する場合がある。

(注3) この情報は、情報速度情報要素がN T T-Q 9 3 1-bの「呼設定」(SETUP)メッセージで提供されるときでも、必ずしも存在するとは限らない。

(注4) J T-X. 25着呼パケットにスループットクラスネゴシエーションが設定されていないとき、そのバーチャルコールに適用するデジタル網のデフォルトスループット値が提供される。

(注5) デジタル網は、X. 25着呼パケットのコーディングがJ T-X. 25 (88)に準拠していると仮定して、X. 25着呼パケットの被呼アドレス拡張ファシリティのパラメータフィールドの第1オクテットのビット8、7をN T T-Q 9 3 1-bの「呼設定」(SETUP)メッセージの着サブアドレス情報要素の第3オクテットのサブアドレス種別にマッピングする。したがって、着公衆用基地局は、X. 25着呼パケットのコーディングが'84年版のI T U-T勧告X. 25に準拠しているとき、そのサブアドレス種別は正しくないかもしれないことに注意すべきである。

(注6) このマッピングは必須であり、オクテット3aは、表示識別子が“表示許可”に、デジタル網検証識別子が“デジタル網記入”に設定される。

(注7) パケットレイヤバイナリパラメータ情報要素中の送達確認には、X. 25着呼パケット中のDビットの情報がマッピングされる。▲

【J T-Q 9 3 1-bでは▼▲の規定が異なる】

6. 2. 2. 3. 3 着呼提供手順なしのチャネル選択【規定しない】

6. 3 X. 25バーチャルコールの設定と解放

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

すべての場合、一旦物理チャネルを選択し、さらに必要ならPH▽あるいはAU△に接続すれば、バーチャルコールは以下の手順に従って設定される。▽デジタル網によっては、勧告X. 32の端末識別手順の一部も必要であるかも知れない。△

6. 3. 1 リンクレイヤの設定と解放

リンクレイヤ（Bチャネル上のLAPBあるいはDチャネル上のLAPD）の設定は、次によって開始される。

－発呼の場合、発信端末

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

▽ケースAの着呼の場合、AU△

－ケースBの着呼の場合、PH

リンクレイヤの解放は次によって開始され得る。

－端 末

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

▽ケースAの場合、AU△

－ケースBの場合、PH

6. 3. 2 パケットレイヤバーチャルコールの設定と解放

レイヤ3の呼設定と解放にはX. 25パケットレイヤ手順が用いられる。パケットレイヤ手順は、更にリンクレイヤの設定状態あるいは解放状態を制御、監視することが可能である。

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

▽ケースBでは、PHはタイマT320（TTC標準JT-Q931-bに定義された）を保持してもよい。T320は、もしインプリメントされているならば、次の場合に起動される。

(a) 最後のバーチャルコールの切断時

(b) 発信Bチャネルアクセスコネクションの場合、デジタル網による「応答」(CONN)メッセージの送信時

(c) 着信Bチャネルアクセスコネクションの場合、デジタル網による「応答確認」

(CONN ACK)メッセージの送信時

(d) Dチャネルアクセスコネクションのためのリンクレイヤ設定時

タイマT320は次の場合に停止される。

- (a) 最初の(次の)バーチャルコール設定時
- (b) 公衆用基地局からのJT-Q931-b切断復旧メッセージの受信時
- (c) Dチャンネル上のSAPI=16リンクの切断時

タイマT320の満了によりPHはリンクレイヤを解放し、Bチャンネルアクセスの場合、Bチャンネルの切断復旧を開始する。△

X.25論理チャンネルは、それらの下位の論理リンクと関連している。特に、パケット通信にBチャンネルを用いた場合、論理チャンネルとそれらの下位のLAPB論理リンクには関連性がある。従って、それぞれ異なるBチャンネル上で同一の論理チャンネル番号が同時に使われることがある。

6.4 呼の切断復旧

6.4.1 Bチャンネルアクセス

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

交換形コネクシオンの切断は、節5.3に記述されている呼切断復旧のためのDチャンネル信号手順に従って実行される。▽PSPDNサービスへアクセスするためには、例外は適用されない。△ISDNバーチャルサーキットサービスの場合は、節3.2のメッセージが用いられ、下記の例外が適用される。

- ・節5.3.1の用語で定義されている用語の「ISDN回線交換接続」は、「呼毎パケットモードアクセスコネクション」に置き換えて適用される。
- ・節5.3.2で詳述されている例外条件(f)は適用されない。
- ・節5.3.4.1のトーンとアナウンスをとまなう切断復旧手順は用いられない。

Bチャンネルは、公衆用基地局によっていつでも切断復旧され得るが、一般的にはそのBチャンネル上の最後のバーチャルコールの切断復旧に引き続いて切断される。

ケースBのISDNバーチャルサーキットサービスで、X.25バーチャルコールがBチャンネル上に存在している間に公衆用基地局がNTT-Q931-bの切断復旧メッセージを使用してBチャンネルアクセスを切断復旧すると、デジタル網は切断原因#17“リモート手順誤り”、診断符号#64“呼設定、呼切断または登録の問題(呼設定の問題)”を付加してX.25バーチャルコールを切断する。

▼Bチャンネルアクセスコネクション確立後、デジタル網はBチャンネルの状態を監視する。LAPBフラグシーケンスによる同期の確認ができない場合、デジタル網はBチャンネルアクセスコネクションを切断復旧することがある。▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

ケースBの場合、X. 25データ転送フェーズ中に、PHがNTT-Q931-bの初期設定表示を受信すると、X. 25バーチャルコールは以下のように扱われる。

- パケットハンドラへの呼毎コネクションによって設定された交換形バーチャルサーキットに対しては、切断原因#9“障害”、診断符号#0“追加情報なし”を付加したX. 25切断指示パケットが送られる。
- パケットハンドラへのセミパーマネントコネクションによって設定されたバーチャルコールに対しては、何の処理も実行されない。

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

▽タイムT320の満了で、デジタル網は、X. 25のリンクレイヤとアクセスコネクションを切断復旧し得る。Bチャンネルの切断復旧は、上記の例外を除き、節5. 3に記述されているように、理由表示#102“タイム満了による復旧”を付加しておこなわれる。△

6. 4. 2 Dチャンネルアクセス【JT-Q931-bに準拠する】

6. 4. 3 追加の誤り処理情報

ISDNアクセスコネクションの誤りが発生した場合またはX. 25バーチャルコールが早切りされた場合、節5. 8の規則が適用される。さらに、使用に適した理由表示／切断原因を決めるために、以下の規則が優先順位に従って適用される。

- (1) X. 25データ転送フェーズ中にPHがNTT-Q931-bの切断復旧メッセージあるいは「初期設定」(REST)メッセージを受け取ったならば、節6. 4. 1が適用される。
- (2) 通常、ISDNアクセスコネクションが相手公衆用基地局にNTT-Q931-bメッセージを用いて拒否されたならば、X. 25バーチャルコールは切断指示パケットと診断符号#0“追加情報なし”を伴う切断原因#0“DTE復旧”を使って切断復旧される。
デジタル網によっては、表6-5/NTT-Q931-bにしたがってX. 25の切断原因に対応するNTT-Q931-bの理由表示をマッピングする。
- (3) NTT-Q931-bの「呼設定」(SETUP)メッセージを公衆用基地局・デジタル網インタフェースに送信するのを妨げる条件が存在するならば、X. 25バーチャルコールは切断指示パケットを使用して切断復旧される。表6-5/NTT-Q931-bは適切な切断原因を選択するためのガイドラインとなる。すなわち、インタフェースの条件を示すNTT-Q931-b理由表示のX. 25へのマッピングが使用される。
- (4) NTT-Q931-bの「呼設定」(SETUP)メッセージが公衆用基地局・ディジ

タル網インタフェースを経由して送られて、タイマT303の2回目の満了以前に
応答がないならば、規則(3)が適用される。

(5) NTT-Q931-bの「呼設定」(SETUP)メッセージが公衆用基地局・ディジ
タル網インタフェースを経由して送られて、呼の拒否とは異なるが、ISDNアク
セスコネクションの切断復旧となるような応答を公衆用基地局から受け取ったな
らば、X.25バーチャルコールは切断指示パケットを使用して切断復旧される。
その切断指示パケットには診断符号#64“呼設定、呼切断あるいは登録の問題”
を伴う切断原因#17“リモート手順エラー”が含まれる。

(6) 発信公衆用基地局からのX.25復旧要求パケットを、着信公衆用基地局へのX.
25着呼パケットの送信に先立って受信したならば(早切り)、PHは発信公衆用
基地局に切断確認パケットを送り、アクセスコネクションは以下のように扱われ
る。

・NTT-Q931-bの「呼設定」(SETUP)メッセージが無条件通知クラス(標
準JT-X.31の節3.2.3参照)であった場合、もし設定されているなら
ば、アクセスコネクションは切断復旧される。NTT-Q931-bの切断復旧
メッセージは、表6-6/NTT-Q931-bに記述されている適切な理由表
示を含む。

▼・標準JT-Q931-bの「呼設定」(SETUP)メッセージが条件付き通知クラ
ス(標準JT-X.31の節3.2.3参照)で、その標準JT-Q931-b
の「呼設定」(SETUP)メッセージに対して肯定的に回答する端末が、少なくとも
1つあるならば以下の2つのオプション中から選択される。

(a) アクセスコネクションは、無条件通知クラスに関して述べられているように
切断復旧される。

(b) アクセスコネクションは、確立されて、タイマT320がスタートする。タ
イマT320の満了によりアクセスコネクションは切断復旧される。この理由
表示は#102“タイマ満了による復旧”で診断情報はタイマT320を表示
する。▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

6.4.4 理由表示/切断原因のマッピング

6.4.4.1 PSPDNサービスへの/からのアクセス(ケースA)【規定しない】

6.4.4.2 ISDNバーチャルサーキットサービスへの/からのアクセス(ケ
ースB)

NTT-Q931-bとNTT-X.25の間で理由表示/切断原因のマッピングが

必要な場合がいくつかある。ISDN網はNTT-Q931-bとNTT-X.25の間で理由表示/切断原因のマッピングを行うため、表6-5/NTT-Q931-b、表6-6/NTT-Q931-bを使用する。付録IIの図にいくつかの例を示す。

表6-5/NTT-Q931-b

NTT-Q931-b理由表示フィールドからX.25切断原因フィールドへのマッピング

項番	NTT-Q931-b理由表示	コード	NTT-Q931-b診断情報	X.25切断原因	コード	X.25診断	コード
1	欠番	1	条件：不明、一時的、永続的	接続不可	13	無効被呼アドレス	67
2	相手へのルートなし	3	条件：不明、一時的、永続的	接続不可	13	無効被呼アドレス	67
3	チャンネル利用不可	6	(なし)	リモート手順誤り	17	呼設定、呼切断又は登録の問題	64
4	正常切断	16	条件：不明、一時的、永続的	DTE復旧	0	追加情報なし	0
5	着ユーザビジー	17	(なし)	相手DTEビジー	1	使用可論理チャンネルなし	71
6	着ユーザレスポンスなし	18	(なし)	リモート手順誤り	17	呼設定、呼切断又は登録の問題	64
7	着ユーザ応答なし (呼出中)	19	(なし)	リモート手順誤り	17	呼設定、呼切断又は登録の問題	64
8	通信拒否	21	条件：不明、一時的、永続的 /ユーザ提供の情報	DTE復旧	0	追加情報なし	0
9	相手加入者番号変更	22	新相手加入者番号	接続不可	13	無効被呼アドレス	67

10	着側インタフェース起動不可	27	(なし)	障害	9	追加情報なし	0
11	無効番号フォーマット(不完全番号)	28	(なし)	ローカル手順誤り	19	無効被呼アドレス	67
12	その他の正常クラス	31	(なし)	DTE 復旧	0	追加情報なし	0
13	利用可能回線／チャンネルなし	34	(なし)	相手 DTE ビジニ	1	使用可論理チャンネルなし	71
14	網障害	38	(なし)	障害	9	追加情報なし	0
15	一時的失敗	41	(なし)	障害	9	追加情報なし	0
16	交換機輻輳	42	(なし)	網輻輳	5	追加情報なし	0
17	要求回線／チャンネル利用不可	44	(なし)	相手 DTE ビジニ	1	使用可論理チャンネルなし	71
18	その他のリソース使用不可クラス	47	(なし)	網輻輳	5	追加情報なし	0
19	サービス品質(QoS)利用不可	49	条件：不明、一時的、永続的	網輻輳	5	追加情報なし	0
20	伝達能力不許可	57	属性番号	相手プロトコル不一致	33	追加情報なし	0
21	現在利用不可伝達能力	58	属性番号	リモート手順誤り	17	呼設定、呼切断又は登録の問題	64
22	その他のサービス利用不可クラス	63	(なし)	リモート手順誤り	17	呼設定、呼切断又は登録の問題	64

表6-5/NTT-Q931-b (つづき)

項番	NTT-Q931-b 理由表示	コード	NTT-Q931-b 診断情報	X. 25 切断原因	コード	X. 25 診断	コード
23	未提供伝達能力指定	65	属性番号	相手プロトコル不一致	33	追加情報なし	0
24	未提供チャンネル種別指定	66	チャンネルタイプ	リモート手順誤り	17	呼設定、呼切断又は登録の問題	64
25	その他のサービス又はオプションの未提供クラス	79	(なし)	リモート手順誤り	17	呼設定、呼切断又は登録の問題	64
26	無効呼番号値指定	81	(なし)	リモート手順誤り	17	呼設定、呼切断又は登録の問題	64
27	無効チャンネル番号使用	82	チャンネル識別	リモート手順誤り	17	呼設定、呼切断又は登録の問題	64
28	端末属性不一致	88	パラメータ不一致	相手プロトコル不一致	33	追加情報なし	0
29	その他の無効メッセージクラス	95	(なし)	リモート手順誤り	17	呼設定、呼切断又は登録の問題	64
30	必須情報要素不足	96	情報要素識別子	リモート手順誤り	17	呼設定、呼切断又は登録の問題	64
31	メッセージ種別未定義又は未提供	97	メッセージタイプ	リモート手順誤り	17	呼設定、呼切断又は登録の問題	64
32	呼状態とメッセージ不一致、又はメッセージ種別未定義又は未提供	98	メッセージタイプ	リモート手順誤り	17	呼設定、呼切断又は登録の問題	64

33	情報要素／パラメータ未定義または未提供	99	情報要素識別子	リモート手順誤り	17	呼設定、呼切断又は登録の問題	64
34	情報要素内容無効	100	情報要素識別子	リモート手順誤り	17	呼設定、呼切断又は登録の問題	64
35	呼状態とメッセージ不一致	101	メッセージタイプ	リモート手順誤り	17	呼設定、呼切断又は登録の問題	64
36	タイマ満了による回復	102	タイマ番号	リモート手順誤り	17	呼設定、呼切断又は登録の問題	64
37	その他の手順誤りクラス	111	(なし)	リモート手順誤り	17	呼設定、呼切断又は登録の問題	64
38	その他のインタワーキングクラス	127	(なし)	リモート手順誤り	17	呼設定、呼切断又は登録の問題	64

2 (注1) X. 25データ転送フェーズ中に切断が起きたとき、節6. 4. 1に記述されている手順が用いられる。

3 (注2) X. 25データ転送フェーズ中にNTT-Q931-bの「初期設定」(RESTART)メッセージが受信されたとき、交換されたバーチャルサーキットは、切断原因#9“障害”で診断符号#0“追加情報なし”を含む切断指示パケットにより切断される。▼パーマネントバーチャルサーキットに対しては影響を与えない。▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

表6-6 / NTT-Q931-b

着呼の早切りのためのX. 25切断原因からNTT-Q931-b理由表示へのマッピング

切断指示パケット中のX.25切断原因				NTT-Q931-b エラー条件			
項	X.25/X.96 切断	ユー	診断	ユー	NTT-Q931-b 理由表示	ユー	診断

番	原因	ド		ド		ド	
1	DTE 復旧	0	追加情報なし	0	正常切断	16	(なし)
		1XX	DTE が設定	XX			
2	網輻輳	5	追加情報なし	0	交換機輻輳	42	(なし)
3	障害	9	追加情報なし	0	着側インタフェース起動不可	27	(なし)
4	リモート手順誤り	17	(任意)		その他の手順誤りクラス	111	(なし)

【JT-Q931-bでは▽△を規定している】

ウ ▽ (注) 上記のようにX. 25からJT-Q931-bへのマッピングを提供する代わりに、デジタル網のオプションとしてJT-Q931-b理由表示へマッピングせず、X. 25切断指示パケットから切断原因をコピーすることにより、PHは、オクテット3で『ITU-Tコーディング標準』、オクテット3aで『X. 25』を通知するJT-Q931-b理由表示情報要素をコーディングし、オクテット4、5を標準JT-X. 25に従ってコーディングしてもよい。△

6. 5 アクセスの衝突【JT-Q931-bに準拠する】

9 システムパラメータリスト

表9-1/NTT-Q931-b、表9-2/NTT-Q931-bは記述が要約されている。

詳細は明確な記述のある5章を参照する事。

9. 1 デジタル網側のタイマ

表9-1/NTT-Q931-bに指定されているタイマは、インタフェースのデジタル網側で管理される。

9. 2 公衆用基地局側のタイマ

表9-2/NTT-Q931-bに指定されているタイマは、インタフェースの公衆用基地局側で管理される。

タイマT305、T308及びT313は、全ての公衆用基地局側で必須である。

▼表9-1/NTT-Q931-b デジタル網側にあるタイマ (1/4) ▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

タイム番号	デフォルトタイムアウト値	呼の状態	開始条件	正常停止条件	1回目満了時の動作	2回目満了時の動作	備考
T303	5秒 注1	着呼	「呼設定」(SETUP)送信時。	「呼設定受付」(CALL PROC)を受信した時	「呼設定」(SETUP)を再送信し、T303, T312を再開する。	網内の接続を切断復旧させ呼の廃棄状態へ移行。	必須
T305	30秒	切断通知	経過内容#8を待たない「切断」(DISC)送信時	「解放」(REL)又は「切断」(DISC)受信時。	「解放」(REL)を送信	—	必須
T306	30秒 注4	切断通知	経過内容#8を持つ「切断」(DISC)送信時	「解放」(REL)又は「切断」(DISC)受信時。	トーン/アナウンスを停止し「解放」(REL)を送信。	—	イベントトーンが供給されている場合は必須。 5.4.5.3.4.1及びJT-I200シリーズを参照
T301	3分以上	呼出中	「呼出」(ALERT)受信時	「応答」(CONN)▼、 「経過表示」(PROG)▲受信時	呼を切断復旧する。	—	注2 ▼注7▲
T308	4秒	解放要求	「解放」(REL)送信時	「解放完了」(REL COMP)又は、「解放」(REL)受信時。	「解放」(REL)を再送信し、T308を再開する。	Bチャネルを保守状態にし呼番号	必須

	注1					を解放する。 注5	
T309	90秒	任意の安定状態	データリンク切断時で安定状態の呼が失われない時	データリンクが再接続された時。	網内の接続を切断復旧し、Bチャネル及び呼番号を解放する。	二	必須
T310	10秒	着呼受付	「呼設定受付」(CALL PROC)受信時	「呼出」(ALERT), 「応答」(CONN) ▼, 「経過表示」(PROG) ▲	5.2.5.3により呼を切断復旧する。	二	必須 ▼注7▲
T312	T303+2秒	着呼の廃棄等	「呼設定」(SETUP)の送信又は再送信時。	タイムアウト	注3	二	必須
T316	2分	初期設定要求	「初期設定」(REST)送信時	「初期設定確認」(REST ACK)受信時	「初期設定」(REST)は数回送信されうる。	「初期設定」(REST)は数回送信されうる。 注6	5.5がイプリメントされている場合は必須

T320	3.0秒	a) Bチャネルアクセス: 通信中 b) Dチャネルアクセス: 空	a) Bチャネルアクセス「応答」(CONN) 送信又は受信時。 b) Dチャネルアクセス DL 設定確認又は DL 設定表示受信時。 c) 最後の論理チャネルの切断復旧時。	発呼要求パケット受信時又は着呼パケット送信時又は「切断」(DISC) 受信時又はDチャネルアクセスにおいてDL解放表示を受信した時。	a) Bチャネルアクセスレイヤを切断し切断復旧を開始する。 b) Dチャネルアクセス DL 解放要求を送信する。	二	オプション6.3参照
T322	4秒	全ての呼状態	「状態間合」(STAT ENQ) 送信時。	「状態表示」(STATUS) , 「切断」(DISC) , 「解放」(REL) , 「解放完了」(REL COMP) 受信時。	「切断」(DISC) は、数回送信してもよい。	二	§5.8.10がインプリメントされている時は必須

二；タイマが再開され示す。

注1. このデフォルト値は、レイヤ2でのデフォルト値（即ち $[N200+1] \times T200$ ）を使用すると仮定したものである。

レイヤ2でのデフォルト値が自由交渉手順によって変更されるとき、これらの値も変更される必要があるかどうかは、今後の検討課題である。

注2. デジタル網が内部的な呼出しの時間監視機能を既に採用している場合、タイマT301は使用されない。

注3. 「呼廃棄」状態において、呼番号は解放される。
それ以外では T312 満了時にいかなる活動も行われない。

注4. タイマ T 3 0 6 の値は、アナウンスの長さに依存する。

注5. 保守状態として何の動作もとらず、「空」状態にする。

注6. デフォルト値2回を適用し、R E S T は最大2回送出する。

▼注7. 「経過表示」(PROG)メッセージ経過識別子# 8 “インバンド信号ないし、
適当なパターンが利用可能”を受信時に限る。▲
【JT-Q 9 3 1-b では▼▲を規定していない】

▼表9-2/NTT-Q 9 3 1-b 公衆用基地局側にあるタイマ▲
【JT-Q 9 3 1-b では▼▲の規定が異なる】

タイ マ 番 号	デフォ ルト タイマ 値	呼の 状態	開 始 条 件	正常停止条件	1回目満了 自の動作	2回目 満了時 の動作	備 考
T301	3分 以上	呼出 通知	「呼出」 (ALERT) 送 信時。	「応答」 (CONN)受信時	呼を切断復 旧する。	二	
T303	5秒	発呼	「呼設定」 (SETUP) 送 信時。	「呼設定受 付」(CALL PROC)又は「解 放完了」(REL COMP)受信時。	「呼設定」 (SETUP) を 再送信し T303 を再開 始する。 もし、「解 放完了」 (REL COMP) を既に受信 していれ ば、呼を切 断復旧す る。	内部の 接続を 切断復 旧し「解 放完了」 (REL COMP) を 送信、空 へ遷移 する。	

T305	30秒	切断要求	「切断」(DISC)送信時。	「解放」(REL)又は「切断」(DISC)受信時。	「解放」(REL)を送信する。	二	必須
T308	4秒 注1	解放要求	「解放」(REL)送信時。	「解放完了」(REL COMP)又は「解放」(REL)受信時。	「解放」(REL)再送信しT308を再開する。	Bチャネルを保守状態にし呼番号を解放する。注5	必須
T309	90秒	任意の安定状態	データリンク切断時で安定状態の呼が失われる時。	データリンクが再接続された時	内部の接続を切断復旧し、Bチャネル及び呼番号を解放する。	二	オプション
T310 注4	30～120秒	発呼受付	「呼設定受付」(CALL PROC)受信時。	「呼出」(ALERT), 「応答」(CONN), 「切断」(DISC), 又は「経過表示」(PROG)を受信した時。	「切断」(DISC)送信	二	必須
T313	4秒 注1	応答	「応答」(CONN)送信時。	「応答確認」(CONN ACK)受信時。	「切断」(DISC)送信	二	必須
T316	2分	初期設定要求	「初期設定」(REST)送信時。	「初期設定確認」(REST ACK)受信時。	「初期設定」(REST)は数回送信してもよい。	二	5.5をインプリメントした場合は必須
T317	注2	初期設定	「初期設定」(REST)	内部での呼番号の解放時。	保守動作の通知。	二	〃

			受信時。				
T322	4秒	全ての呼状態	「状態間合」(STAT ENQ)送信時。	「状態表示」(STATUS)、「切断」(DISC)、「解放」(REL)、「解放完了」(REL COMP)受信時。	「状態間合」(STAT ENQ)数回再送信しても良い。	「状態間合」(STAT ENQ)は数回再送信しても良い。	§5.8.10がインプリメントされている場合は必須

注1. このデフォルト値は、レイヤ2でのデフォルト値(即ち [N200+1] × T200)を使用すると仮定したものである。レイヤ2でのデフォルト値が自由交渉手順によって変更された時、これらの値も変更される必要があるかどうかは、今後の課題である。

注2. このタイマ値は実装に依存するがT316の値より小さくしなければならない。

注3. 公衆用基地局が内部的な呼出の時間監視機能を既に採用している場合、タイマT301は使用されない。

注4. 「呼設定受付」(CALL PROC)メッセージ又は先行する「経過表示」(PROG)メッセージに経過内容#1もしくは#2がある場合T310は開始されない。

注5. 節5.5に記述されている初期設定手順は保守状態にあるBチャンネルに関して用いられる。
- ;タイマが再開始されない事を示す。

付属資料A 公衆用基地局側及びデジタル網側SDL図【JT-Q931-bに準拠する】

概略SDL図(公衆用基地局側)【JT-Q931-bに準拠する】

詳細SDL図(公衆用基地局側)【JT-Q931-bに準拠する】

概略SDL図(デジタル網側)【JT-Q931-bに準拠する】

詳細SDL図(デジタル網側)【JT-Q931-bに準拠する】

付属資料B: 通信可能性確認【規定しない】

付属資料H: メッセージ分割手順【規定しない】

付属情報I: 低位レイヤ情報コード化原則【規定しない】

付属情報J: 低位レイヤ整合性交渉【規定しない】

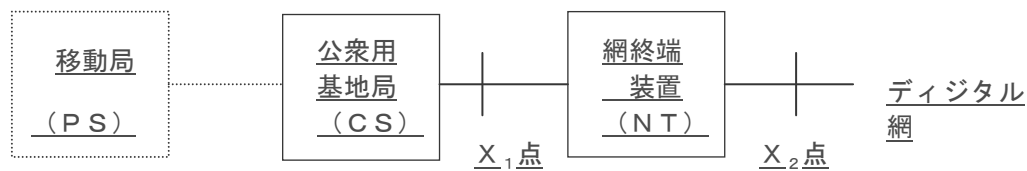
付属情報O: インタフェース構造

この付属資料では、公衆用基地局-デジタル網間のインタフェース構造について記述する。この公衆用基地局-デジタル網間のインタフェース構造は標準JT-I411で規定されるインタフェース構造をもとにして変更を加えたものです。以下にJT-

I 4 1 1 からの変更点を示す。

1. 公衆用基地局ーデジタル網間インタフェースの参照構成及び規定点

インタフェースの参照構成を付図O-1/NTT-Q931-bに示す。図に示すように、機能群としては移動局 (PS)、公衆用基地局 (CS)、網終端装置 (NT) となる。参照点は付図O-1/NTT-Q931-bに示すようにX1点、X2点がある。公衆用基地局ーデジタル網間インタフェースの規定点はX1点、X2点である。インタフェース規定点X1は、網終端装置 (NT) と公衆用基地局 (CS) の接続点であり、インタフェース規定点X2は網終端装置 (NT) とデジタル網側の回線の最初の接続点である。



網終端装置 (NT) : 伝送路終端等のレイヤ1機能を持つ

公衆用基地局 (CS) : 移動局との間で陸上移動無線通信を行い移動局と網を接続する。

▼公衆用基地局ー当社網間インタフェースにおける規定点として、X1点は未提供とする。公衆用基地局と当社網とのインタフェース規定点は、X2点とする。▲

【JT-Q931-bでは▼▲を規定していない】

付図O-1/NTT-Q931-b インタフェース規定点

2. チャネル種別【JT-Q931-bに準拠する】

3. インタフェース構造【JT-Q931-bに準拠する】

4. アクセス能力【JT-Q931-bに準拠する】

5. レイヤ構成

	規定点X ₁	規定点X ₂	
レイヤ3	TTC標準レイヤ3仕様	JT-Q931-bに準拠 JT-X. 25に準拠	
レイヤ2	TTC標準レイヤ2仕様	JT-Q921-bに準拠	

レイヤ1 (注1)	TTC標準レイヤ1仕様	TTC標準メタリック加入者線
	JT-I 430 準拠 (注2)	伝送方式レイヤ1仕様 JT-G 960 準拠

公衆用基地局ー当社網間インタフェースにおける規定点として、 X_1 点は未提供とする。
公衆用基地局と当社網とのインタフェース規定点は、 X_2 とする。

(注1) ポイント・ポイント動作、及び、常時起動に限定

(注2) 常時起動に関しては、TTC標準レイヤ1仕様JT-I 430-a 準拠

▼付図O-3/NTT-Q931-b レイヤ構成▲

【JT-Q931-bでは▼▲の規定が異なる】

付録I： 理由表示一覧表【規定しない】

付録II： メッセージフロー図の例及びコズマッピングに関する例【規定しない】

付録III： 標準JT-Q93Xシリーズ及びITU-T 勧告Q.93Xシリーズ、ITU-T 勧告Q.95X
シリーズの割当済みの情報要素識別子及びメッセージ種別コーディング
の一覧（TTC標準JT-Q931-bに対する）【規定しない】

付録IV： 簡易型携帯電話システムの概要【規定しない】

付録V： 情報要素のコーディング例【JT-Q931-bに準拠する】

付録VI： 呼処理シーケンス【規定しない】

付録VII： グループ化された複数のインタフェースに対する着信

公衆用基地局への着信時、デジタル網より無線呼出エリアに相当するグループ化された複数のインタフェースに対して「呼設定」(SETUP)メッセージを送出する。本付録では、動作の理解を助けるために、本条件に基づいた記述を行う。

複数インタフェースに対して着信を行うことから、同時に生起する呼が増加する。このため、呼番号長は2オクテットとする。また、着信した複数のインタフェースに対して、通信に移行する呼は単一であるため、チャンネルの無効保留を避ける目的で、デジタル網では公衆用基地局のチャンネル選択を行わず、任意チャンネルを表示して着信する。

着信公衆用基地局は、節5.8.1から節5.8.7までに記述されている動作を行い、呼が継続できる場合は、着信側を起動する。着信側が起動できない場合、公衆用基地局は「呼設定」(SETUP)メッセージを無視する。着信側は起動できるが、公衆用基地局が通信を起動できないと判断した場合、公衆用基地局は適当な理由表示(例. 理由表示#65“未提供伝達能力指定”、#21“通信拒否”等)を

に伴い、「解放完了」(REL COMP)メッセージをデジタル網へ返送する。公衆用基地局が通信を継続できると判断したが、着信側から呼切断を起動された場合、公衆用基地局はその切断理由を伴ってデジタル網に対し、切断復旧を開始する。着信側が起動可能でかつ、公衆用基地局が通信を継続できると判断し、着信側から切断を要求されない場合、公衆用基地局は、デジタル網に「呼設定受付」(CALL PROC)メッセージを返送する。

デジタル網が送出した「呼設定」(SETUP)メッセージに対して、複数の公衆用基地局から何らかの応答を受け取る可能性が有る。

デジタル網が送出した「呼設定」(SETUP)メッセージに対して、複数の公衆用基地局から呼の継続を要求された場合は、デジタル網が最初に呼の接続性を確認できた公衆用基地局に対してのみ呼の接続手順を実施する。デジタル網が最初に呼の接続性を確認できた時点で、その以前にその他の公衆用基地局からの呼の継続に対する要求があった場合、理由表示# 26 “選択されなかったユーザの切断復旧”を伴う「解放」(REL)メッセージにより、切断復旧を行います。呼の接続性が確認できた後、その他の公衆用基地局からの呼の継続に対する要求を受けた場合で、タイマT 3 1 2が動作中のとき、理由表示# 26 “選択されなかったユーザの切断復旧”「解放」(REL)メッセージもしくは、適切な理由表示(例、理由表示# 6 3 “その他のサービスまたはオプションの利用不可クラス”)を伴う「切断」(DISC)メッセージにより、要求を送信した公衆用基地局の切断復旧を行う。タイマT 3 1 2満了後、その他の公衆用基地局からの呼の継続に対する要求を受信した場合、デジタル網は無効呼番号を持つメッセージとみなし、要求を送信した公衆用基地局に対し節5. 8. 3. 2の切断復旧手順を取る。

デジタル網は、呼が継続している場合に、呼が継続している以外の公衆用基地局からの「解放完了」(REL COMP)メッセージは無視する。また、「切断」(DISC)メッセージ、または「解放」(REL)メッセージを受信した場合は、インタフェース規定に従った動作をとりますが、他のインタフェースで継続している呼には影響を与えない。「呼設定」(SETUP)メッセージ再送後のタイマT 3 0 3満了前に、理由表示を受信した場合、受信した理由をリモート側に通知する。プロトコル上、複数の理由を通知することは可能であるが、一般的に生成源がユーザを示すものが優先される。理由を受信していない場合、理由表示# 20 “加入者不在”が用いられる。

TTC標準用語対照表【JT-Q 9 3 1-bに準拠する】

NTT-X 2 5 X. 2 5パケットモード端末インタフェース

1. DTE/DCEインタフェース特性(物理インタフェース)【規定しない】

2. DTE/DCEインタフェースのリンクアクセス手順【規定しない】

3. DTE/DCEパケットレイヤインタフェース【JT-X25に準拠する】

3. 1 論理チャネル【JT-X25に準拠する】

3. 2 パケットの基本構造【JT-X25に準拠する】

3. 3 リスタート手順【JT-X25に準拠する】

3. 4 エラー処理【JT-X25に準拠する】

3. 4. 1 診断 (DG) パケット【規定しない】

4. バーチャルサーキットサービスの手順

4. 1 バーチャルコールサービスの手順

バーチャルコールに使用するそれぞれの論理チャネルにおけるDTE/DCEパケットレイヤインタフェースの状態遷移図は、付属資料Aの付図A-1/JT-X25、付図A-2/JT-X25および付図A-3/JT-X25に示す。

付属資料Aの各状態でパケットを受信した場合のDCE動作は、付属資料Bに示す。

以下の節に記述する呼設定および解放の手順は、DTE/DCEインタフェース上のバーチャルコールサービスに割当てた各論理チャネルにそれぞれ独立に適用する。

▼DCEは、DTEに着呼があった場合、被呼DTEの接続拒否と見なし、バーチャルコールを切断する。▲

【JT-X25では▼▲を規定していない】

4. 2 パーマネントバーチャルサーキットサービスの手順【JT-X25に準拠する】

4. 3 データ転送および割込転送の手順【JT-X25に準拠する】

4. 3. 1 データ転送状態【JT-X25に準拠する】

4. 3. 2 データ (DT) パケットのユーザデータフィールド長

【JT-X25では▽△を規定している】

▽標準△最大ユーザデータフィールド長は、128オクテットとする。

【JT-X25では▽△を規定している】

さらに、電気通信事業者は、▽標準△最大ユーザデータフィールド長の他に、16, 3

2, 64, 256, 512, 1024, 2048, および4096オクテットの最大ユーザデータフィールド長を提供することがある。網オプションである最大ユーザデータフィールド長を、当面の間、DTE/DCEインタフェース上でのすべてのバーチャルコールに共通な最大ユーザデータフィールド長のデフォルト値として選択することがある(6.9節参照)。当面の間、各パーマネントバーチャルサーキットの最大ユーザデータフィールド長にデフォルト値以外の値を選択することがある(6.9節参照)。バーチャルコール毎の最大ユーザデータフィールド長のネゴシエーションは、フロー制御パラメータネゴシエーションファシリティを用いて行うことができる(6.12節参照)。DTEまたはDCEが送信するデータ(DT)パケット中のユーザデータフィールドには、合意した最大ユーザデータフィールド長以内の任意のオクテット数を含むことができる。

DCEは、データ(DT)パケット中のユーザデフォルトフィールドが、その網内で許容する最大ユーザデータフィールド長を越えた場合、リセット原因を「ローカル手順誤り」として、バーチャルコールまたはパーマネントバーチャルサーキットをリセットする。

4.3.3 送達確認ビット(Dビット)【JT-X25に準拠する】

4.3.4 モアデータ表示(Mビット)

DTEまたはDCEは、2パケット以上のシーケンスを表示する場合、以下に記述するモアデータ表示(Mビット)を使用する。

すべてのデータ(DT)パケットは、Mビットを「1」に設定することができる。最大ユーザデータフィールド長のフィールド長の長さである(DT)パケットで、または、Dビットを「1」に設定した最大ユーザデータフィールド長に長さが満たないデータ(DT)パケットで、Mビットを「1」に設定した場合、さらにその後にデータが続くことを示す。

【JT-X25では▽△を規定している】

▽ Dビットを「0」に設定した最大ユーザデータフィールド長の長さであるデータ(DT)パケットで、Mビットを「1」に設定した場合のみ、網内で後続のデータ(DT)パケットと結合することができる。△

Mビットを「1」に設定した(DT)パケットが、最大ユーザデータフィールド長の長さである(Dビットの設定とは関係ない)場合、または、Dビットを「1」に設定しているが最大ユーザデータフィールド長に長さが満たない場合は、最後のデータ(DT)パケットを除き、Mビットを「1」に設定したすべてのデータパケットシーケンスは、最後のデータ(DT)パケットを除き、Mビットを「1」に設定したデータパケットシーケンスとして、送達する。

カテゴリAおよびBの2種類のデータ (DT) パケットを、表4-1/JT-X25に示すとおり定義する。また、バーチャルコールおよびパーマネントバーチャルサーキットの両端におけるMビットおよびDビットに対して網が行う処理は、表4-1/JT-X25に示す。

4.3.5 完結パケットシーケンス

完結パケットシーケンスは、カテゴリAの連続したパケット (カテゴリAのパケットが存在する場合) とこれに続くカテゴリBの1つのパケットから構成するパケットシーケンスと定義する。カテゴリAのパケットは、ちょうど最大ユーザデータフィールド長の長さであり、Mビットを「1」に設定した、Dビットを「0」に設定したデータ (DT) パケットである。その他のすべてのデータ (DT) パケットは、カテゴリBのパケットである。

送信DTEから転送した完結パケットシーケンスは、常に受信DTEに対して、ひとつの完結パケットシーケンスとして、送達する。

【JT-X25では▽△を規定している】

▽ 受信側が送信側より大きい最大ユーザデータフィールド長である場合、完結パケットシーケンス中のパケットは網内で結合する。これらのパケットは、最後のパケットを除く各パケットは、ちょうど最大ユーザデータフィールド長の長さであり、Mビットを「1」に、Dビットを「0」に設定した完結パケットシーケンスとして、送達する。シーケンスの最後のパケットのユーザデータフィールドは、最大長未満の場合があり、MビットおよびDビットは、表4-1/JT-X25に示すとおり設定する。△

送受信の両側で最大ユーザデータフィールド長が等しい場合、データ (DT) パケットのユーザデータフィールドは、網が受信したものとまったく同じ形で受信DTEに送達する。

【JT-X25では▽△を規定している】

▽ ただし、Mビットを「1」に、Dビットを「0」に設定した最大長のパケットに空パケットが続く場合は、その2個のパケットは1個のカテゴリBの最大長を持つパケットとするために結合することがある。△

送信DTEから転送した完結パケットシーケンス中の最後のパケットが、ユーザデータフィールドが最大長未満で、Mビットを「1」に、Dビットを「0」に設定している場合は、その完結パケットシーケンス中の最後のパケットは、Mビットを「0」に設定して、受信DTEに対して、送達する。

【JT-X25では▽△を規定している】

▽ 受信側が送信側より小さい最大ユーザデータフィールド長である場合、網内でパケ

ットは分解し、完結パケットシーケンスを維持するように、MビットおよびDビットを設定する。△

4. 3. 6 クオリファイアビット (Qビット) 【JT-X25に準拠する】

4. 3. 7 割込手順【JT-X25に準拠する】

4. 3. 8 データ (DT) パケットの転送遅延

転送遅延は、バーチャルコールまたはパーマネントバーチャルサーキット固有の特性であり、伝送の両方向に共通である。

この転送遅延は、勧告X. 135の3. 1節にデータパケット転送遅延として定義されており、勧告X. 135の3. 2節に与えられる条件下で、勧告X. 135の図2で定義されている境界B2とBn-1間 (すなわち、アクセス回線を除く) を測定し、平均値として表現する。

バーチャルコール毎の転送遅延の選択、およびバーチャルコールに適用される転送遅延の値の起呼DTEおよび被呼DTEへの表示は、転送遅延選択ファシリティおよび転送遅延表示ファシリティ (6. 27節参照) によって行うことがある。

▼網から通知される転送遅延の値は、当面一定値とする。▲

【JT-X25では▼▲を規定していない】

4. 4 フロー制御【JT-X25に準拠する】

4. 4. 1 フロー制御【JT-X25に準拠する】

4. 4. 1. 1 データ (DT) パケットの番号付与

バーチャルコールまたはパーマネントバーチャルサーキットで、DTE/DCEインタフェースを通じて、転送するデータ (DT) パケットには、いずれの方向の転送においてもシーケンス番号を付与する。

パケットシーケンス番号付与は、モジュロ8で行う。パケットシーケンス番号は、0から7までの全範囲を循環する。

【JT-X25では▽△を規定している】

▽電気通信事業者によっては拡張パケットシーケンス番号付与ファシリティを提供するが (6. 2節参照)、このファシリティを選択した場合、パケットシーケンス番号付与は、モジュロ128で行う。モジュロ128の場合には、パケットシーケンス番号は、0から127までの全範囲を循環する。△

モジュロ8あるいはモジュロ128でのパケットシーケンス番号付与は、送受両方向の転送において同一とし、かつDTE/DCEインタフェース上の全論理チャンネルにおいて同一でなければならない。

データ (DT) パケットのみが、パケット送信シーケンス番号P (S) と呼ばれるシー

ケンス番号をもつ。

論理チャンネルがフロー制御レディ状態（d1）に入った時、DTE/DCEインタフェース上のあるデータ転送方向に送信する最初のデータ（DT）パケットは、パケット送信シーケンス番号P（S）=0をもつ。

4.4.1.2 ウィンドウの説明

ウィンドウは、DTE/DCEインタフェースにおいて、バーチャルコールまたはパーマネントバーチャルサーキットに使用する論理チャンネルのデータ転送の各データ転送方向毎に定義し、そのインタフェースを通過できるデータ（DT）パケットのW個の連続したパケット送信シーケンス番号P（S）の順序集合である。

ウィンドウ中の最若番号のシーケンス番号を、ウィンドウ下限という。DTE/DCEインタフェースで、バーチャルコールまたはパーマネントバーチャルサーキットがフロー制御レディ状態（d1）に入った場合、各データ転送方向のウィンドウ下限は、0である。

DTE/DCEインタフェースに送出できない最初のデータ（DT）パケットのパケット送信シーケンス番号は、ウィンドウ下限+Wの値（モジュロ8あるいは拡張時はモジュロ128）である。

DTE/DCEインタフェースでの各データ転送方向の標準ウィンドウサイズWの値は、2である。2以外のウィンドウサイズも許容される。

【JT-X25では▽△を規定している】

▽当面の間、オプションであるウィンドウサイズを、DTE/DCEインタフェースでの全てのバーチャルコールに対し共通なデフォルトウィンドウサイズとして選択することが出来る（6.10節参照）。当面の間、パーマネントバーチャルサーキットでは、デフォルト値以外のウィンドウサイズを選択してもよい（6.10節参照）。バーチャルコール毎のウィンドウサイズのネゴシエーションは、6.12節に記述するフロー制御パラメータネゴシエーションファシリティにより実行してもよい。△

4.4.1.3 フロー制御の原理【JT-X25に準拠する】

4.4.1.4 送達確認【JT-X25に準拠する】

4.4.1.5 DTE受信可（RR）パケットおよびDCE受信可（RR）パケット【JT-X25に準拠する】

4.4.1.6 DTE受信不可（RNR）パケットおよびDCE受信不可（RNR）パケット

【JT-X25に準拠する】

4. 4. 2 スループット特性およびスループットクラス【JT-X25に準拠する】

4. 4. 3 リセット手順【JT-X25に準拠する】

4. 5 パケット転送における解放手順、リセット手順およびリスタート手順の影響【JT-X25に準拠する】

4. 6 パケットレイヤにおける物理レイヤおよびデータリンクレイヤの影響【規定しない】

5 パケットフォーマット

5. 1 概要【JT-X25に準拠する】

5. 2 呼設定パケットと呼解放パケット【JT-X25に準拠する】

5. 3 データパケットと割込パケット【JT-X25に準拠する】

5. 4 フロー制御パケットとリセットパケット【JT-X25に準拠する】

5. 5 リスタートパケット【JT-X25に準拠する】

5. 6 診断パケット【規定しない】

5. 7 オプションルユーザファシリティのためのパケット【規定しない】

6 オプションルユーザファシリティ（パケットレイヤ）の手順

6. 1 オンラインファシリティ登録【規定しない】

6. 2 拡張パケットシーケンス番号付与【規定しない】

6. 3 Dビット修飾【JT-X25に準拠する】

6. 4 パケット再送【規定しない】

6. 5 着呼禁止【規定しない】

6. 6 発呼禁止【規定しない】

- 6. 7 単方向発論理チャネル【規定しない】
- 6. 8 単方向着論理チャネル【規定しない】
- 6. 9 非標準デフォルトパケットサイズ【規定しない】
- 6. 10 非標準デフォルトウィンドウサイズ【規定しない】
- 6. 11 デフォルトスループットクラス割当【JT-X25に準拠する】
- 6. 12 フロー制御パラメータネゴシエーション【JT-X25に準拠する】
- 6. 13 スループットクラスネゴシエーション【JT-X25に準拠する】
- 6. 14 閉域ユーザグループ（CUG）に関するファシリティ【JT-X25に準拠する】
- 6. 15 相互形閉域ユーザグループ（BCUG）に関するファシリティ【規定しない】
- 6. 16 ファーストセレクト【JT-X25に準拠する】
- 6. 17 ファーストセレクト許容【JT-X25に準拠する】
- 6. 18 着信課金【JT-X25に準拠する】
- 6. 19 着信課金許容【JT-X25に準拠する】
- 6. 20 ローカル課金防止【規定しない】
- 6. 21 網利用識別者（NUI）に関するファシリティ【規定しない】
- 6. 22 課金情報通知【規定しない】
- 6. 23 ROAに関するファシリティ【JT-X25に準拠する】
- 6. 24 代表選択（ハントグループ）【JT-X25に準拠する】
- 6. 25 着信転送とDTEによる着信転送に関するファシリティ【規定しない】

6. 26 被呼ラインアドレス変更通知【JT-X25に準拠する】

6. 27 転送遅延選択および表示【JT-X25に準拠する】

6. 28 TOA/NPIアドレス加入【規定しない】

6. 29 オルタナティブアドレスに関するファシリティ【規定しない】

7 ファシリティフィールドと登録フィールドのフォーマット【規定しない】

図表

表2-1/NTT-X25 フレームフォーマット ー基本 (モジュロ8) 動作【JT-X25に準拠する】

表2-2/NTT-X25 フレームフォーマット ー拡張 (モジュロ128) 動作【規定しない】

表2-3/NTT-X25 LAPB制御フィールドのフォーマット ー基本 (モジュロ8) 動作【JT-X25に準拠する】

表2-4/NTT-X25 LAPB制御フィールドのフォーマット ー拡張 (モジュロ128) 動作【規定しない】

表2-5/NTT-X25 LAPBコマンドとレスポンス ー基本 (モジュロ8) 動作【JT-X25に準拠する】

表2-6/NTT-X25 LAPBコマンドとレスポンス ー拡張 (モジュロ128) 動作【規定しない】

表2-7/NTT-X25 LAPB FRMR情報フィールドのフォーマット ー基本 (モジュロ8) 動作【JT-X25に準拠する】

表2-8/NTT-X25 LAPB FRMR情報フィールドのフォーマット ー拡張

張 (モジュロ128)
動作【規定しない】

表2-9/NTT-X25 マルチリンクフレームのフォーマット【規定しない】

表2-10/NTT-X25 マルチリンク制御 (MLC) フィールドのフォーマット
【規定しない】

図2-1/NTT-X25 代表的なオクテット伝送 (調歩同期伝送) 【規定しない】

図2-2/NTT-X25 マルチリンク機能構成【規定しない】

図2-3/NTT-X25 マルチリンク制御フィールドパラメータ【規定しない】

図2-4/NTT-X25 マルチリンクでの紛失フレームの検出【規定しない】

表3-1/NTT-X25 各サービスにおけるパケットタイプおよびそれらの使用
【規定しない】

表4-1/NTT-X25 データ (DT) パケットの2つのカテゴリの定義およびM
ビット、Dビットに対する網の処理



送信DTEから送出されたデータパケット				受信DTEに受信されるデータパ ケット	
カテゴリ	Mビッ ト	Dビット	最大データ 長	Mビット	Dビット
<u>B</u>	<u>0 or 1</u>	<u>0</u>	<u>NO</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
<u>B</u>	<u>0</u>	<u>1</u>	<u>NO</u>	<u>0</u>	<u>1</u>
<u>B</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>NO</u>	<u>1</u>	<u>1</u>
<u>B</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>YES</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
<u>B</u>	<u>0</u>	<u>1</u>	<u>YES</u>	<u>0</u>	<u>1</u>
<u>A</u>	<u>1</u>	<u>0</u>	<u>YES</u>	<u>1</u>	<u>0</u>
<u>B</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>YES</u>	<u>1</u>	<u>1</u>



【JT-X25では▼▲の規定が異なる】

表5-1/NTT-X25 ゼネラルフォーマット識別子 (GFI) フィールドの符号化

ゼネラルフォーマット識別子		オクテット1のビット位置			
		8	7	6	5
呼設定の packets (CR, CA)	シーケンス番号方式モジュロ8	X	X	0	1
呼解放の packets (CQ, CI, CF)	シーケンス番号方式モジュロ8	X	0	0	1
フロー制御の packets (RR, RNR)	シーケンス番号方式モジュロ8	0	0	0	1
割込の packets (IT, IF)					
リセットの packets (RQ, RI, RF)					
リスタートの packets (SQ, SI, SF)					
データ packets (DT)	シーケンス番号方式モジュロ8	X	X	0	1

注—「X」で示すビットは本文で記述するとおり「0」または「1」を設定する。

【JT-X25では▼▲の規定が異なる】

表5-2/NTT-X25 パケットタイプ識別子フィールドの符号化

パケットタイプ		オクテット3のビット位置							
DCEからDTEへ	DTEからDCEへ	8	7	6	5	4	3	2	1
呼設定および解放									
	発呼要求 (CR)	0	0	0	0	1	0	1	1
	着呼受付 (CA)	0	0	0	0	1	1	1	1
切断指示 (CI)	復旧要求 (CQ)	0	0	0	1	0	0	1	1
DCE復旧確認 (CF)	DTE切断確認 (CF)	0	0	0	1	0	1	1	1
データおよび割込									
DCEデータ (DT)	DTEデータ (DT)	X	X	X	X	X	X	X	0
DCE割込 (IT)	DTE割込 (IT)	0	0	1	0	0	0	1	1
DCE割込確認 (IF)	DTE割込確認 (IF)	0	0	1	0	0	1	1	1
フロー制御およびリセット									

DCE受信可(7ビット) (RR)	DTE受信可(7ビット) (RR)	X X X 0 0 0 0 1
DCE受信不可(7ビット) (RN R)	DTE受信不可(7ビット) (RN R)	X X X 0 0 1 0 1
リセット指示 (RI)	リセット要求 (RQ)	0 0 0 1 1 0 1 1
DCEリセット確認 (RF) リスタート	DTEリセット確認 (RF)	0 0 0 1 1 1 1 1
リスタート指示 (SI)	リスタート要求 (SQ)	1 1 1 1 1 0 1 1
DCEリスタート (SF)	DTEリスタート確認 (SF)	1 1 1 1 1 1 1 1

注一「X」で示すビットは本文で記述するとおり「0」または「1」を設定する。

【JT-X25では▼▲の規定が異なる】

表5-3/NTT-X25 アドレスタイプ (TOA) サブフィールドの符号化【規定しない】

表5-4/NTT-X25 番号計画識別 (NPI) サブフィールドの符号化【規定しない】

表5-5/NTT-X25 オルタナティブアドレスコーディング認証として解釈するときの番号計画識別

(NPI) サブフィールドのコーディング【規定しない】

表5-6/NTT-X25 切断指示 (CI) パケット中の切断原因フィールドの符号化【JT-X25に準拠する】

表5-7/NTT-X25 リセット指示 (RI) パケットのリセット原因フィールドの符号化

▼

リセット切断原因	ビット位置							
	8	7	6	5	4	3	2	1
DTE起動 (DTEリセット)	0	0	0	0	0	0	0	0
DTE起動 (DTEリセット) (注1)	1	X	X	X	X	X	X	X

障害 (注2)	0	0	0	0	0	0	0	1
リモート手順誤り	0	0	0	0	0	0	1	1
ローカル手順誤り	0	0	0	0	0	1	0	1
網輻輳	0	0	0	0	0	1	1	1
リモートDTE運用可 (注2)	0	0	0	0	1	0	0	1
網運用可 (注2)	0	0	0	0	1	1	1	1
DTEプロトコル不一致	0	0	0	1	0	0	0	1
網障害 (注2)	0	0	0	1	1	1	0	1

注1ービット位置8に「1」が設定されている時、「X」と表示されているビットは、リモートDTEがリセット要求 (RQ) パケットのリセット原因 (バーチャルコールおよびパーマネントバーチャルサーキット) またはリスタート要求 (SQ) パケットのリスタート原因 (パーマネントバーチャルサーキット) で設定した値である。ただし、129、170 (10進数) を除く。

注2ーパーマネントバーチャルサーキットに対してのみ適用する。

【JT-X25では▼▲の規定が異なる】 ▲

表5-8 / NTT-X25 リスタート指示 (SI) パケットのリスタート原因フィールドの符号化

リスタート原因	オクテット1のビット位置							
	8	7	6	5	4	3	2	1
ローカル手順誤り	0	0	0	0	0	0	0	1
網輻輳	0	0	0	0	0	0	1	1
網運用可	0	0	0	0	0	1	1	1

【JT-X25では▼▲の規定が異なる】 ▲

表5-9 / NTT-X25 登録確認 (GF) パケットの原因フィールドの符号化【規定しない】

図5-1 / NTT-X25 Aビットを「0」に設定する場合のアドレスブロックのフォーマット

【規定しない】

図5-2 / NTT-X25 Aビットを「1」に設定する場合のアドレスブロックのフォーマット

【規定しない】



オクテット	ビット位置							
	8	7	6	5	4	3	2	1
1	ゼネラルフォーマット識別子 GFI (注)				論理チャンネルグループ番号 LCGN			
2	論理チャンネル番号 LCN							
3	パケットタイプ識別子							
4	0	0	0	0	1	0	1	1
4	アドレスブロック (5. 2. 1 節参照)							
	ファシリティ長							
	ファシリティ							
	起呼ユーザデータ							

注－「X X 0 1」と符号化する。

【JT-X25では▼▲の規定が異なる】

【JT-X25では▽△を規定している】

図5-3 / NTT-X25 発呼要求 (CR) パケット▽および着呼 (CN) パケット△のフォーマット



オクテット	ビット位置							
	8	7	6	5	4	3	2	1
1	ゼネラルフォーマット識別子 GFI (注1)				論理チャンネルグループ番号 LCGN			
2	論理チャンネル番号 LCN							
3	パケットタイプ識別子							
4	0	0	0	0	1	1	1	1
4	アドレスブロック (5. 2. 1 節参照)							
	ファシリティ長							
	ファシリティ							
	起呼ユーザデータ (注2)							

注1-「XX01」と符号化する。

注2-本フィールドは拡張フォーマットでのみ存在できる(5.2.3.2節参照)。

【JT-X25では▼▲の規定が異なる】

【JT-X25では▽△を規定している】

図5-4/NTT-X25 ▽着呼受付(CA)パケットおよび△接続完了(CC)パケットのフォーマット

図5-5/NTT-X25 復旧要求(CQ)パケットおよび切断指示(CI)パケットのフォーマット

【JT-X25に準拠する】

《ただし、モジュロ128の場合については規定範囲外としサポートしない》

図5-6/NTT-X25 DTE切断確認(CF)パケットおよびDCE復旧確認(CF)パケットのフォーマット【JT-X25に準拠する】

《ただし、モジュロ128の場合については規定範囲外としサポートしない》

図5-7/NTT-X25 DTEデータ(DT)パケットおよびDCEデータ(DT)パケットのフォーマット【JT-X25に準拠する】

《ただし、モジュロ128の場合については規定範囲外としサポートしない》

図5-8/NTT-X25 DTE割込(IT)パケットおよびDCE割込(IT)パケットのフォーマット

【JT-X25に準拠する】

《ただし、モジュロ128の場合については規定範囲外としサポートしない》

図5-9/NTT-X25 DTE割込確認(IF)パケットおよびDCE割込確認(IF)パケットのフォーマット【JT-X25に準拠する】

《ただし、モジュロ128の場合については規定範囲外としサポートしない》

図5-10/NTT-X25 DTE受信可(RR)およびDCE受信可(RR)パケットのフォーマット

【JT-X25に準拠する】

《ただし、モジュロ128の場合については規定範囲外としサポートしない》

図5-11/NTT-X25 DTE受信不可(RNR)およびDCE受信不可(RNR)パケットのフォーマット【JT-X25に準拠する】

《ただし、モジュロ128の場合については規定範囲外としサポートしない》

図5-12/NTT-X25 リセット要求(RQ)およびリセット指示(RI)パケ

ットのフォーマット

【JT-X25に準拠する】

《ただし、モジュロ128の場合については規定範囲外としサポートしない》

図5-13/NTT-X25 DTEリセット確認 (RF) およびDCEリセット確認 (RF) パケットのフォーマット【JT-X25に準拠する】

《ただし、モジュロ128の場合については規定範囲外としサポートしない》

図5-14/NTT-X25 リスタート要求 (SQ) パケットおよびリスタート指示 (SI) パケットのフォーマット【JT-X25に準拠する】

《ただし、モジュロ128の場合については規定範囲外としサポートしない》

図5-15/NTT-X25 DTEリスタート確認 (SF) パケットおよびDCEリスタート確認 (SF) パケットのフォーマット【JT-X25に準拠する】

《ただし、モジュロ128の場合については規定範囲外としサポートしない》

図5-16/NTT-X25 診断 (DG) パケットのフォーマット【規定しない】

図5-17/NTT-X25 DTEリジェクト (REJ) パケットのフォーマット【規定しない】

図5-18/NTT-X25 登録要求 (GQ) パケットのフォーマット【規定しない】

図5-19/NTT-X25 登録確認 (GF) パケットのフォーマット【規定しない】

表6-1/NTT-X25 着呼 (CN) パケット中のファシリティ指示に対応する着呼受付 (CA) パケット中の有効なファシリティ要求【規定しない】

表6-2/NTT-X25 発呼要求 (CR) パケット中のファシリティ要求に対応する接続完了 (CC) パケット中の有効なファシリティ指示【JT-X25に準拠する】

表6-3/NTT-X25 発呼要求 (CR) パケット中の閉域ユーザグループ (CUG) 関連ファシリティの意味【規定しない】

表6-4/NTT-X25 着呼(CN)パケット中の閉域ユーザグループ(CUG)
関連ファシリティの意味【規定しない】

表7-1/NTT-X25 ファシリティ符号フィールド/登録符号フィールドの全ク
ラスの符号化
【JT-X25に準拠する】

表7-2/NTT-X25 ファシリティ符号フィールドの符号化【JT-X25に準
拠する】

表7-3/NTT-X25 基本スループットクラスネゴシエーションファシリティに
おけるスループットクラスの符号化【JT-X25に準拠
する】

表7-4/NTT-X25 拡張スループットクラスネゴシエーションファシリティに
おけるスループットクラスの符号化【規定しない】

表7-5/NTT-X25 着信転送またはDTEによる着信転送通知ファシリティフ
ィールドの理由の符号化【規定しない】

表7-6/NTT-X25 被呼ラインアドレス変更通知ファシリティのためのパラメ
ータフィールドの符号化【JT-X25に準拠する】

表7-7/NTT-X25 登録符号フィールドの符号化【規定しない】

表7-8/NTT-X25 バーチャルコールに使用する全ての論理チャネルがP1状
態にあるときのみネゴ
シエーション可能なファシリティの場合の登録パラメータ
フィールドのビット位置とファシリティの関係【規定しな
い】

表7-9/NTT-X25 常時ネゴシエーション可能なファシリティの場合の登録パ
ラメータフィールドのビット位置とファシリティの関係
【規定しない】

表7-10/NTT-X25 ファシリティの使用可否を示す場合の登録パラメータフ
ィールドのビットIと ファシリティの関係【規定しな

い

図7-1/NTT-X25 ファシリティ要素/登録要素の一般的なフォーマット【規定しない】

付属資料A-DTE/DCEパケットレイヤインタフェースにおける状態遷移図【JT-X25に準拠する】

付属資料B-DTE/DCEパケットレイヤインタフェースでのパケット受信時の状態別DCE動作

▼まえがき

本付属資料は、DTE/DCEパケットレイヤインタフェースにおいて、パケット受信時のDCE動作について規定したものである。

いずれの表においても、DCE動作は、以下の方法により示す。

- 廃棄：DCEは受信パケットを廃棄し、そのパケットの受信に基づいた動作は行わない。DCEは同じ状態にとどまる。
- 正常または誤り：対応する動作は各表の後に明記する。▲

【JT-X25では▼▲の規定が異なる】

付表B-1/NTT-X25 パケットレイヤ状態遷移表—任意の状態（特殊な場合）

▼

<u>DTEからのパケット</u>	<u>すべての状態</u>
<u>パケット長2オクテット未満の任意のパケット（パケットを含まないデータリンクレイヤでは有効なIフレームを含む）</u>	<u>廃棄</u>
<u>不正なゼネラルフォーマット識別子（GFI）をもつ任意のパケット</u>	<u>廃棄</u>
<u>未割当て論理チャネルをもつ任意のパケット</u>	<u>廃棄</u>
<u>有効なGFIをもち、割当てられた論理チャネルをもつ任意のパケット、またはGFIが有効でオクテット1のビット位置1から4およびオクテット2のビット位置1から8が「0」である任意のパケット</u>	<u>（付表B-2/ NTT-X25参照）</u>

【JT-X25では▼▲の規定が異なる】

付表B-2/NTT-X25 パケットレイヤ状態遷移表—リスタート状態

<u>DCEから見たインタフェースの状態</u>	<u>パケットレイヤ</u>	<u>DTE</u> <u>リスタート</u> <u>要求 r 2</u>	<u>DCE</u> <u>リスタート</u> <u>指示 r 3</u>
<u>DTEからのパケット</u>	<u>レディ r 1</u>		
<u>オクテット1のビット位置1から4およびオクテット2のビット位置1から8が「0」であるリスタート要求</u>	<u>正常</u> <u>(r 2)</u>	<u>廃棄</u>	<u>正常</u> <u>(r 1)</u>
<u>オクテット1のビット位置1から4およびオクテット2のビット位置1から8が「0」であるDTEリスタート確認</u>	<u>誤り</u> <u>(r 3)</u> <u># 1 7</u>	<u>誤り</u> <u>(r 3)</u> <u># 1 8</u>	<u>正常</u> <u>(r 1)</u>
<u>割当てられた論理チャネルをもつ、データ、割込、フロー制御または、リセット</u>	<u>付表B-3/NTT-X25または付表B-4/NTT-X25参照(注)</u>	<u>誤り</u> <u>(r 3)</u> <u># 1 8</u>	<u>廃棄</u>
<u>オクテット1のビット位置1から4またはオクテット2のビット位置1から8が「0」でない、リスタート要求、DTEリスタート確認</u>	<u>付表B-3/NTT-X25または付表B-4/NTT-X25参照(注)</u>	<u>誤り</u> <u>(r 3)</u> <u># 4 1</u>	<u>廃棄</u>
<u>割当てられた論理チャネルをもちパケットタイプ識別子1オクテット未満のパケット</u>	<u>付表B-3/NTT-X25または付表B-4/NTT-X25参照(注)</u>	<u>誤り</u> <u>(r 3)</u> <u># 3 8</u>	<u>廃棄</u>
<u>割当てられた論理チャネルをもち未定義またはDCEが未提供であるパケットでタイプ識別子をもつパケット</u>	<u>付表B-3/NTT-X25または付表B-4/NTT-X25参照(注)</u>	<u>誤り</u> <u>(r 3)</u> <u># 3 3</u>	<u>廃棄</u>
<u>オクテット1のビット位置1から4およびオクテット2のビット位置1から8が「0」であるリスタート要求およびDTEリスタート確認以外のパケット</u>	<u>廃棄</u>	<u>廃棄</u>	<u>廃棄</u>

注—付表B-3/JT-X25は、パーチャルコールに割当てられる論理チャネル用であり、付表B-4/JT-X25は、パーマネント

バーチャルサーキットに割当てられる論理チャネル用である。
 誤り(r 3)#X: DCEは、受信したパケットを廃棄し、DTEに対して、原因「ローカル手順誤り」(診断符号#X) リスタート指示(SI)パケットを送出することにより、リスタート実行中であることを通知し、状態r 3に遷移する。バーチャルコールを確立している場合、相手DTEに対して、原因「リモート手順誤り」(診断符号は同じ)の切断指示(CI)パケットを送出することにより、リスタート実行中であることを通知する。パーマネントバーチャルサーキットの場合、相手DTEに対して、原因「リモート手順誤り」(診断符号は同じ)のリセット指示(RI)パケットを送出することにより、通知する。

正常(r i): 以下の誤り条件が発生していない場合、DCE動作は本標準の3節に定義される手順に従う。また、DTE/DCEインタフェースは、状態r iに遷移する。

- (a) 状態r 3において、受信したリスタート要求(SQ)パケットまたはDTEリスタート確認(SF)パケットが、最大許容長を越えるか短すぎる場合、DCEは、誤り#39, #38の各手順を開始する。
- (b) 状態r 1において、受信したリスタート要求(SQ)パケットが、最大許容長を越えるか短すぎる場合、DCEはそのパケットを廃棄する。



【JT-X25では▼▲の規定が異なる】

付表B-3/NTT-X25 パケットレイヤ状態遷移表—呼設定および呼解放状態

放状態



DCEから見た インタフェース の状態	パケットレイヤレディ r 1						
	レディ	DTE 待機	DCE 待機	データ 転送	呼衝突	DTE 復旧要 求	DCE 切断指 示
バーチャルコール に割当てた論 理チャネル番号を持つ DTEパケット	p 1	p 2 (注 3)	p 3 (注 2)	p 4	p 5 (注 2) (注 3)	p 6	p 7

発呼要求	正常 (p 2)	誤り (p 7) # 2 1	正常 (p 5)	誤り (p 7) # 2 3	誤り (p 7) # 2 4	誤り (p 7) # 2 5	廃棄
着呼受付	誤り (p 7) # 2 0	誤り (p 7) # 2 1	正常 (p 4)	誤り (p 7) # 2 3	誤り (p 7) # 2 4	誤り (p 7) # 2 5	廃棄
復旧要求	正常 (p 6)	正常 (p 6)	正常 (p 6)	正常 (p 6)	正常 (p 6)	廃棄	正常 (p 1)
DTE切断確認	誤り (p 7) # 2 0	誤り (p 7) # 2 1	誤り (p 7) # 2 2	誤り (p 7) # 2 3	誤り (p 7) # 2 4	誤り (p 7) # 2 5	正常 (p 1)
データ、割込、リセットまたはフロー制御	誤り (p 7) # 2 0	誤り (p 7) # 2 1	誤り (p 7) # 2 2	付表B - 4 / NTT - X 2 5参照	誤り (p 7) # 2 4	誤り (p 7) # 2 5	廃棄
オクテット1のビット位置1から4およびオクテット2のビット位置1から8が「0」でないリスタート要求、DTEリスタート確認	誤り (p 7) # 4 1	誤り (p 7) # 4 1	誤り (p 7) # 4 1	付表B - 4 / NTT - X 2 5参照	誤り (p 7) # 4 1	誤り (p 7) # 4 1	廃棄
1オクテット未満のパケットタイプ識別子を持つパケット	誤り (p 7) # 3 8	誤り (p 7) # 3 8	誤り (p 7) # 3 8	付表B - 4 / NTT - X 2 5参照	誤り (p 7) # 3 8	誤り (p 7) # 3 8	廃棄

未定義またはDCEが未提供である	誤り (p 7)	誤り (p 7)	誤り (p 7)	付表B-4/NTT-X25参照	誤り (p 7)	誤り (p 7)	廃棄
パケットタイプ識別子を持つパケット	# 3 3	# 3 3	# 3 3		# 3 3	# 3 3	

注1-パーマネントバーチャルサーキットでは、状態p 4のみが存在し、付表B-4/NTT-X25に示される以外の動作をとらない。

注2-この状態は単方向発論理チャネル(DTEから見て)の場合存在しない。

注3-この状態は単方向着論理チャネル(DTEから見て)の場合存在しない。

誤り(p 7)#X: DCEは、受信したパケットを廃棄し、DTEに対して、原因「ローカル手順誤り」(診断符号# X)の切断指示(CI)パケットを送出することにより、切断実行中であることを通知し、状態p 7に遷移する。バーチャルコールが確立している場合、相手DTEに対して、原因「リモート手順誤り」(診断符号は同じ)の切断指示(CI)パケットを送出することにより、切断実行中であることを通知する。

正常(p i): DCE動作は、本標準の3章及び4章に定義する手順に従う。また、DTE/DCEインタフェースは、状態p iに遷移する。

【JT-X25では▼▲の規定が異なる】

付表B-4/NTT-X25 パケットレイヤ状態遷移表-データ転送状態

DCEからみたインタフェース状態 割当てられた論理チャネルをもつ DTEからのパケット	データ転送 (p 4)		
	フロー制御 レディ (d 1)	DTE リセット指示 (d 2)	DCE リセット指示 (d 3)
リセット要求	正常 (d 2)	廃棄	正常 (d 1)
DTEリセット確認	誤り (d 3) # 2 7	誤り (d 3) # 2 8	正常 (d 1)

データ、割込みまたはフロー制御	<u>正常</u> <u>(d 1)</u>	<u>誤り</u> <u>(d 3)</u> <u># 2 8</u>	廃棄
オクテット1のビット位置1から4およびオクテット2のビット位置1から8が「0」でない、リスタート要求、DTEリスタート確認、またはDTEリセット確認	<u>誤り</u> <u>(d 3)</u> <u># 4 1</u>	<u>誤り</u> <u>(d 3)</u> <u># 4 1</u>	廃棄
1オクテット未満の packets 識別子をもつ packets	<u>誤り</u> <u>(d 3)</u> <u># 3 8</u>	<u>誤り</u> <u>(d 3)</u> <u># 3 8</u>	廃棄
未定義またはDCEが未提供である packets でタイプ識別子をもつ packets	<u>誤り</u> <u>(d 3)</u> <u># 3 3</u>	<u>誤り</u> <u>(d 3)</u> <u># 3 3</u>	廃棄
パーマネントバーチャルサーキットにおける不正 packets タイプ	<u>誤り</u> <u>(d 3)</u> <u># 3 5</u>	<u>誤り</u> <u>(d 3)</u> <u># 3 5</u>	廃棄

誤り (d 3) #X : DCEは、受信した packets を廃棄し、DTEに対して、原因「ローカル手順誤り」(診断符号 # X) リセット指示 (R I) packets を送出することにより、リセット実行中であることを指示、状態 d 3に入る。また、相手DTEに対して、原因「リモート手順誤り」(診断符号は同じ) のリセット指示 (R I) packets を送出することにより、リセット実行中であることを通知する。

正常 (d i) : 以下の誤り条件または特別な状況が発生しない場合、DCE動作は本標準の4節に定義される手順に従う。

- (a) packets が最大許容長より長い場合、DCEは、誤り # 3 9、# 3 8、# 8 2の各手順を開始する。
- (b) DCEは、不正な送信シーケンス番号 P (S)、受信シーケンス番号 P (R) を受信した場合、誤り # 1、# 2の手順をそれぞれ起動する。
- (c) DCEは、未確認DCE割込み packets に対応しないDTE割込み確認 (I F) packets の受信を誤りとし、誤り # 4 3手順を開始する。DCEは、以前のDTE割り込み packets の確認前に受信したDTE割込み packets

ットは誤りとみなし、誤り#44の手順を開始する。
 (d) 網が一時的にデータトラヒックの処理が不可能となった場合(4.2節参照)、および状態d1において受信したパケットがデータ、割込、フロー制御またはリセット要求であった場合、DCEは原因「網障害」のリセット指示パケットをDTEに対し送出し、状態d3(データ、割込またはフロー制御パケット)またはd1(リセット要求パケット)に遷移する。

【JT-X25では▼▲の規定が異なる】

付属資料C—パケットレイヤのDCEタイムアウトおよびDTEタイムリミット

C.1 DCEタイムアウト【JT-X25に準拠する】

C.2 DTEタイムリミット【JT-X25に準拠する】

付表C-1/NTT-X25 DCEタイムアウト



タイムアウト番号	タイムアウト値	開始時間	論理チャネルの状態	正常終了時期	1回目のタイムアウト時の動作	2回目のタイムアウト時の動作
T10	60秒	DCEがリスタート指示パケットを送出	r3	DCEは状態r3を出る。(すなわちリスタート確認またはリスタート要求パケットを受信時)	DCEは状態r3に留まり、リスタート指示パケット(ローカル手順誤り#52)を再び送出し、タイムアウトT10をリスタートする。	

<u>T 1</u> <u>2</u>	<u>6 0</u> 秒	<u>D C E</u> がリセ ット指 示パケ ットを 送 <u>出</u>	<u>d 3</u>	<u>D C E</u> は状 態 <u>d 3</u> を出 る。(たと えばリセ ット確 認また はリセ ット要 求パケ ットを 受信時)	<u>D C E</u> は状 態 <u>d 3</u> に留 まり、 リセ ット指 示パ ケッ ト(ロー カル 手順 誤り # 5 1) を再 び送 出し、 タイ ムア ウト <u>T 1 2</u> をリ ス ター トす る	<u>D C E</u> は状 態 <u>d 3</u> に留 まり、 リ セ ット 指 示パ ケッ ト(ロー カル 手順 誤り # 5 1) を再 び送 出し、 タイ ムア ウト <u>T 1 2</u> をリ ス ター トす る
<u>T 1</u> <u>3</u>	<u>6 0</u> 秒	<u>D C E</u> が切 断指 示パ ケッ トを 送 <u>出</u>	<u>p 7</u>	<u>D C E</u> は状 態 <u>p 7</u> を出 る。(たと えば切 断確 認ま たは 復旧 要 求パ ケッ トを 受信 時)	<u>D C E</u> は状 態 <u>p 7</u> に留 まり、 切 断指 示パ ケッ ト(ロー カル 手順 誤り # 5 0) を再 び送 出し、 タイ ムア ウト <u>T 1 3</u> をリ ス ター トす る。	<u>D C E</u> は状 態 <u>p 1</u> に移 り、診 断 パ ケッ ト(# 5 0)を 送 出 す るこ とも あ る。

【JT-X25では▼▲の規定が異なる】

付表C-2/NTT-X25 DTEタイムリミット

<u>タイムア ウト番 号</u>	<u>タイムア ウト 値</u>	<u>開始時 間</u>	<u>論理チャ ネルの 状態</u>	<u>正常終了 時期</u>	<u>タイムア ウト時 の動作</u>
<u>T 2</u> <u>0</u>	<u>1 8 0</u> 秒以上	<u>D T E</u> がリ ス ター ト 要 求(S Q)パ ケッ トを 送 出	<u>r 2</u>	<u>D T E</u> は状 態 <u>r 2</u> を出 る。(す なわ ちリ ス ター ト確 認(S F)パ ケッ ト また はリ ス ター ト指 示 (S I)パ ケッ トを 受 信)	<u>リ ス ター ト要 求(S Q)パ ケッ トの 再 送 (注 1)</u>

T 2 1	2 0 0 秒以上	D T E が 発 呼 要 求 (C R) パケ ットを 送 出	p 2	D T E は 状 態 p 2 を 出 る。(た と え ば 切 断 指 示 (C I) パケ ットを受 信)	復 旧 要 求 (C Q) パ ケ ットの送 出
T 2 2	1 8 0 秒以上	D C E が リ セ ット 要 求 パケ ット (R Q) を 送 出	d 2	D T E は 状 態 d 2 を 出 る。(た と え ば リ セ っ ト 確 認 (R F) ま た は リ セ っ ト 指 示 (R I) パケ っ トを受 信)	バ ー チ ャ ル コ ー ル に 対 して、リ セ っ ト 要 求 (R Q) パケ っ トの再 送 ま た は 復 旧 要 求 (C Q) パケ っ トの送 出 パ ー マ ネ ン ト バ ー チ ャ ル サ ー キ ャ ッ ト に 対 し て、リ セ っ ト 要 求 (R Q) パケ っ トの再 送 (注 2)
T 2 3	1 8 0 秒以上	D T E が 復 旧 要 求 (C Q) パケ ットを 送 出	p 6	D T E は 状 態 p 6 を 出 る。(た と え ば 復 旧 確 認 (C F) パケ ットま た は 切 断 指 示 (C I) パケ っ トを受 信)	復 旧 要 求 (C Q) パ ケ ットの再 送 (注 2)

注 1—再送失敗のあとは、高位レイヤにより回復決定を行う。

注 2—再送失敗のあとは、論理チャネルは障害とみなされる。DTEはすべての論理チャネルを再初期化することが可能ならば、回復のためにリスタート手順を起動する。

【J T-X 2 5 では ▼ ▲ の規定が異なる】

付属資料D—切断指示、リセット指示、リスタート指示の診断符号フィールドのX、2 5 網での符号化

付表D-1 / N T T-X 2 5



診断	ビット位置	1 0 進数
	8 7 6 5 4 3 2 1	
付加情報無し	0 0 0 0 0 0 0 0	0

不正 P (S)	0 0 0 0 0 0 0 1	1
不正 P (R)	0 0 0 0 0 0 1 0	2
パケットタイプ不正	0 0 0 1 0 0 0 0	16
状態 r 1 に対して	0 0 0 1 0 0 0 1	17
状態 r 2 に対して	0 0 0 1 0 0 1 0	18
状態 r 3 に対して	0 0 0 1 0 0 1 1	19
状態 p 1 に対して	0 0 0 1 0 1 0 0	20
状態 p 2 に対して	0 0 0 1 0 1 0 1	21
状態 p 3 に対して	0 0 0 1 0 1 1 0	22
状態 p 4 に対して	0 0 0 1 0 1 1 1	23
状態 p 5 に対して	0 0 0 1 1 0 0 0	24
状態 p 6 に対して	0 0 0 1 1 0 0 1	25
状態 p 7 に対して	0 0 0 1 1 0 1 0	26
状態 d 1 に対して	0 0 0 1 1 0 1 1	27
状態 d 2 に対して	0 0 0 1 1 1 0 0	28
状態 d 3 に対して	0 0 0 1 1 1 0 1	29
非許容パケット	0 0 1 0 0 0 0 0	32
未定義パケット	0 0 1 0 0 0 0 1	33
一方向論理チャネルの呼	0 0 1 0 0 0 1 0	34
パーマネントバーチャルサーキット	0 0 1 0 0 0 1 1	35
での不正パケットタイプ		
未加入のリジェクトパケット	0 0 1 0 0 1 0 1	37
短すぎるパケット	0 0 1 0 0 1 1 0	38
長すぎるパケット	0 0 1 0 0 1 1 1	39
不正ゼネラルフォーマット識別子	0 0 1 0 1 0 0 0	40
オクテット1のビット1から4および	0 0 1 0 1 0 0 1	41
オクテット2のビット1から8が		
「0」でないリスタートパケット		
ファシリティに適合しないパケットタイプ	0 0 1 0 1 0 1 0	42
非許容の割込確認パケット	0 0 1 0 1 0 1 1	43
非許容の割込パケット	0 0 1 0 1 1 0 0	44
非許容のリジェクトパケット	0 0 1 0 1 1 0 1	45
タイムアウト	0 0 1 1 0 0 0 0	48
着呼パケットに対して	0 0 1 1 0 0 0 1	49
切断指示パケットに対して	0 0 1 1 0 0 1 0	50
リセット指示パケットに対して	0 0 1 1 0 0 1 1	51
リスタート指示パケットに対して	0 0 1 1 0 1 0 0	52

呼設定、切断または登録の問題	0 1 0 0 0 0 0 0	6 4
非許容ファシリティ符号	0 1 0 0 0 0 0 1	6 5
非許容ファシリティパラメータ	0 1 0 0 0 0 1 0	6 6
不正被呼アドレス	0 1 0 0 0 0 1 1	6 7
不正起呼アドレス	0 1 0 0 0 1 0 0	6 8
不正ファシリティ／登録長	0 1 0 0 0 1 0 1	6 9
着呼禁止	0 1 0 0 0 1 1 0	7 0
論理チャンネル使用不可	0 1 0 0 0 1 1 1	7 1
発着呼衝突	0 1 0 0 1 0 0 0	7 2
ファシリティの二重出現	0 1 0 0 1 0 0 1	7 3
0でないアドレス長	0 1 0 0 1 0 1 0	7 4
0でないファシリティ長	0 1 0 0 1 0 1 1	7 5
期待されるファシリティなし	0 1 0 0 1 1 0 0	7 6
I T U-Tで規定されたD T Eファシリティ不正	0 1 0 0 1 1 0 1	7 7
その他	0 1 0 1 0 0 0 0	8 0
D T Eからの不正な原因符号	0 1 0 1 0 0 0 1	8 1
オクテット非整列	0 1 0 1 0 0 1 0	8 2
Qビット設定矛盾	0 1 0 1 0 0 1 1	8 3

【J T-X 2 5では▼▲の規定が異なる】

付属資料E—オプションルユーザファシリティに対するオンライン登録ファシリティの使用可否

【規定しない】

付属資料F—O S Iネットワークサービスおよび他の目的をサポートするためのI T U-Tで規定された

D T Eファシリティ【規定しない】

付属資料G—N U Iオーバーライドファシリティとともに使用する網利用者識別子が関連する加入時の

オプションルユーザファシリティ【規定しない】

N T T-Q 9 3 2-a P H S公衆用基地局-デジタル網間インタフェース P H Sサービス制御手順

本規定にT T C標準J T-Q 9 3 2-aを適用する場合は、以下の用語について読み替

えを行う。

<u>TTC標準JT-Q932-aの用語</u>	<u>NTT-Q932-aの用語</u>
<u>JT-Q921-b</u>	<u>NTT-Q921-b</u>
<u>JT-Q931-b</u>	<u>NTT-Q931-b</u>
<u>JT-Q763</u>	<u>NTT-Q763</u>

1. 概要

▼本規定は、PHS公衆用基地局-デジタル網間インタフェースにおける付加サービスの制御に適用可能な汎用手順を定義する。▲

【JT-Q932-aでは▼▲の規定が異なる】

2. 汎用プロトコルの概要と規定範囲【JT-Q932-aに準拠する】

2. 1 汎用プロトコル【JT-Q932-aに準拠する】

2. 1. 1 ステイミューラスプロトコル [非標準] 【規定しない】

2. 1. 2 ファンクショナルプロトコル【JT-Q932-aに準拠する】

3. 網がサポートするプロトコルの共存 [非標準] 【規定しない】

4. キーパッドプロトコル [非標準] 【規定しない】

5. フィーチャキーマネジメントプロトコル [非標準] 【規定しない】

6. ファンクショナルプロトコル

6. 1 概要

6. 1. 1 まえがき【JT-Q932-aに準拠する】

6. 1. 2 手順の範囲【JT-Q932-aに準拠する】

6. 1. 3 手順のカテゴリ【JT-Q932-aに準拠する】

6. 1. 4 付加サービス機能【JT-Q932-aに準拠する】

6. 2 独立メッセージカテゴリ [非標準] 【規定しない】

6. 3 共通情報要素カテゴリ【JT-Q932-aに準拠する】

6. 3. 1 呼と関連する付加サービス手順【JT-Q932-aに準拠する】

6. 3. 2 ベアラコネクションと関連しない付加サービス手順【JT-Q932-aに準拠する】

6. 3. 3 複数の付加サービスインボケーションに対する応答〔非標準〕
【規定しない】

6. 3. 4 呼番号情報要素のコーディング【JT-Q932-aに準拠する】

6. 3. 5 データ種別の正式な定義【JT-Q932-aに準拠する】

6. 3. 6 エラー手順

▼一般にTTC標準JT-Q931-b 5. 8で規定されたものに、5. 8. 3. 2の項目a)、b)の「呼設定」(SETUP)メッセージを「呼設定」(SETUP)、「登録」(REGISTER)メッセージに変更した、エラー処理手順が適用される。▲
【JT-Q932-aでは▼▲の規定が異なる】

6. 3. 6. 1 コンポーネントに関連するエラー【JT-Q932-aに準拠する】

6. 3. 6. 2 転送に関連するエラー【JT-Q932-aに準拠する】

6. 3. 6. 3 呼に関連するエラー【JT-Q932-aに準拠する】

6. 3. 6. 4 呼に関連しないエラー【JT-Q932-aに準拠する】

6. 4 網側チャンネルリザーブ機能〔非標準〕【規定しない】

7. メッセージの機能定義と内容

TTC標準JT-Q931-bの3章で記述されるメッセージ定義に以下を追加して適用する。

ー ファシリティ情報要素は、呼の設定または呼切断復旧メッセージにオプションで含まれうる。

▼同様に、本規定に定義されている公衆用基地局からデジタル網方向への「登録」(REGISTER)メッセージ、両方向への「ファシリティ」(FACILITY)メッセージに含

まれる。▲

【JT-Q932-aでは▼▲の規定が異なる】

7. 1 付加サービス制御に関するメッセージ

▼表7-1/NTT-Q932-aは、付加サービス制御のために規定されたメッセージを示している。

表7-1/NTT-Q932-a
付加サービス制御のためのメッセージ

メッセージ種別	参照
ファシリティ (FACILITY)	7. 1. 1
登録 (REGISTER)	7. 1. 5

▲

【JT-Q932-aでは▼▲の規定が異なる】

7. 1. 1 「ファシリティ」 (FACILITY)

▼本メッセージは、付加サービスの要求または確認のために送出されうる。インボークされた付加サービス、そして関連するパラメータはファシリティ情報要素の中で規定されている(表7-2/NTT-Q932-a参照)。

本メッセージの使用法については、6章参照。

表7-2/NTT-Q932-a
「ファシリティ」 (FACILITY) メッセージの内容

メッセージ種別： ファシリティ

定義区間： ローカル (注1)

方向： 両方向

情報要素	参照	方向	種別	情報長
プロトコル識別子	4. 2/JT-Q931-b	両方向	M	1
呼番号	4. 3/JT-Q931-b	両方向	M	3
メッセージ種別	8. 1/JT-Q932-a	両方向	M	1
ファシリティ	8. 2/JT-Q932-a	両方向	M	2-64 (注2)

注1—本メッセージはローカル定義区間である。しかし、グローバル定義区間の情報を転送することもある。

注2—本情報要素は、本メッセージ内で繰り返すことはできない。▲

【JT-Q932-aでは▼▲の規定が異なる】

7. 1. 2 「保留」 (HOLD) [非標準] 【規定しない】

7. 1. 3 「保留確認」 (HOLD ACKNOWLEDGE) [非標準] 【規定しない】

7. 1. 4 「保留拒否」 (HOLD REJECT) [非標準] 【規定しない】

7. 1. 5 「登録」 (REGISTER)

▼本メッセージは、呼と関連しない処理に対して、新しい呼番号を割り当てるために、公衆用基地局またはデジタル網から送出される (表7-6 / NTT-Q932-a 参照)。

本メッセージの使用法については、6章参照。

表7-6 / NTT-Q932-a
「登録」 (REGISTER) メッセージの内容

メッセージ種別： 登録

定義区間： ローカル (注1)

方向： 両方向

情報要素	参照	方向	種別	情報長
プロトコル識別子	4. 2 / JT-Q931 -b	基地局→ 網	M	1
呼番号	4. 3 / JT-Q931 -b	基地局→ 網	M	3
メッセージ種別	8. 1 / JT-Q932 -a	基地局→ 網	M	1
ファシリティ	8. 2 / JT-Q932 -a	基地局→ 網	O (注2)	2-64 (注 3)

注1—本メッセージはローカル定義区間である。しかし、グローバル定義区間の情報を転送することもある。

注2—公衆用基地局が、付加サービス情報を提供する場合に含まれる。

注3—本情報要素は、本メッセージ内で繰り返すことはできない。▲

【JT-Q932-aでは▼▲の規定が異なる】

7. 1. 6 「保留解除」 (RETRIEVE) [非標準] 【規定しない】

7. 1. 7 「保留解除確認」 (RETRIEVE ACKKNOWLEDGE) [非標準] 【規定しない】

7. 1. 8 「保留解除拒否」 (RETRIEVE REJECT) [非標準] 【規定しない】

8. 一般的なメッセージフォーマットおよび情報要素のコーディング
【JT-Q932-aに準拠する】

8. 1 メッセージ種別

▼メッセージ種別につき、表8-1/NTT-Q932-aのコーディングを追加規定する。

表8-1/NTT-Q932-a
JT-Q932-aメッセージ種別

8	7	6	5	4	3	2	1
0	1	1	---	---	---	---	(JT-Q931-bその他のメッセージ)
0	0	0	1	0	---	---	- ファシリティ [FACILITY]
0	0	1	0	0	---	---	- 登録 [REGISTER]



【JT-Q932-aでは▼▲の規定が異なる】

8. 2 その他の情報要素

これらの情報要素はTTC標準JT-Q931-b 4. 5. 1で定義する一般コーディング規則に従ってコード化される。

注-プロトコル識別子の値は、TTC標準JT-931-bで使用するメッセージと同じでなければならない。

▼表8-2/NTT-Q931-aに、本規定で定義する情報要素に割り当てたコードポイントを示す。

表8-2/NTT-Q932-a
付加サービス制御に特有な情報要素

8 7 6 5 4 3 2 1	参 照	最大長 (Oct) (注1)

0 : : : : : : 可変長情報要素		
0 0 1 1 1 0 0 ファシリティ	8. 2. 3	64 (注3)
[Facility]	8. 2. 1	3
0 0 1 0 1 0 0 呼状態		
[Call state]		
上記以外予約済 (注2)		

注1ー以下の可変長情報要素の長さの制限は、現行のTTC標準及びITU-T標準化コーディング値だけを考慮に入れているが、この制限は、本規定の今後の拡張を制約するものではない。

注2ービット5-8が“0000”とコード化される予約済みの値は、受信側で解釈が必要な将来の情報要素のためのものである。(TTC標準JT-Q931 5.8.7.1参照)。

注3ー本情報要素は、一つのメッセージ内で2つまで繰り返すことができる。ただし、本情報要素の最大長はメッセージの最大長の範囲内でアプリケーションに依存する。▲

【JT-Q932-aでは▼▲の規定が異なる】

8. 2. 1 呼状態 (Call state) 【JT-Q932-aに準拠する】

8. 2. 2 終端点識別子 (Endpoint identifier) [非標準] 【規定しない】

8. 2. 3 ファシリティ (Facility)

TTC標準JT-Q932「8. 2. 3 ファシリティ (Facility)」と同一規定。
但し、

▼ (1) 個々の付加サービスにおいて必要とされる諸手順は、TTC標準JT-Q95Xシリーズ、および個々の付加サービス規定により規定される。付属資料D, E, F, H, Iにおいて、PHS特有付加サービスの諸手順について規定する。

(2) 表8-5/JT-Q932におけるプロトコルプロファイルは付加サービスアプリケーションを適用し、CMIPプロトコルおよびACSEプロトコルは適用しない。▲

【JT-Q932-aでは▼▲の規定が異なる】

8. 2. 3. 1 リモートオペレーションプロトコル (Remote Operation Protocol)

【JT-Q932-aに準拠する】

8. 2. 3. 1. 1 コンポーネント (Component) (オクテット4、等)

TTC標準JT-Q932「8.2.3.1.1 コンポーネント (Component) (オクテット4、等)」と同一規定。

▼但し、

(1) 本システムでは、リンク識別子は適用しない。

(2) 一つのファシリティ情報要素内で複数のコンポーネントを繰り返すことはできない。▲

【JT-Q932-aでは▼▲の規定が異なる】

8.2.3.1.2 インボーク識別子タグ

TTC標準JT-Q932「8.2.3.1.2 インボーク識別子タグ」と同一規定。

但し、ダミー呼番号、放送コネクションエンドポイント識別子、個別コネクションエンドポイント識別子に関わる記述は適用しない。▼また、インボーク識別子は0から127とする。▲

【JT-Q932-aでは▼▲の規定が異なる】

8.2.3.1.3 既存標準JT-Q931の情報要素のパラメータとしての扱い

【JT-Q932-aに準拠する】

8.2.4 拡張ファシリティ (Extend Facility) [非標準] 【規定しない】

8.2.5 フィーチャアクティベーション (Feature activation) [非標準] 【規定しない】

8.2.6 フィーチャインディケーション (Feature indication) [非標準] 【規定しない】

8.2.7 情報要求 (Information request) [非標準] 【規定しない】

8.2.8 通知識別子 (Notification indicator) [非標準] 【規定しない】

8.2.9 サービスプロファイル識別 (Service profile identification) [非標準] 【規定しない】

9. 汎用通知手順 [非標準] 【規定しない】

付属資料A：ユーザサービスプロファイルと端末種別 [非標準] 【規定しない】

付属資料B：保留／保留解除機能のSDL記述 [非標準] 【規定しない】

付属資料C：アドレス種別の定義【JT-Q932-aに準拠する】

付属資料D：PHS特有付加サービス

(ハンドオーバー手順およびPB音生成手順の記述)

ハンドオーバー手順およびPB音生成手順の規定はRCR標準STD-28 [13] に従う。

▼ただし、各付加サービスの詳細な説明は付属資料Iを参照しなければならない。▲

【JT-Q932-aでは▼▲の規定が異なる】

D. 1 オペレーションの定義【JT-Q932-aに準拠する】

D. 2 シーケンス例とコーディング例

TTC標準JT-Q932-a「付属資料D D. 2 シーケンス例とコーディング例」と同一規定。

▼ただし、本システムにおいて用いられるオペレーションについて、付表D-3/NTT-Q932-aにオペレーション値、付表D-4/NTT-Q932-aに本オペレーションで規定されるデータ要素を示す。

付表D-3/NTT-Q932-a
PHS-Service-Operations で規定するオペレーション値

オペレーション値	内容
pBSendingService PB音送信	リモートユーザに対してPB音を送信するために用いる。 起動方向は公衆用基地局→デジタル網である。
handover ハンドオーバー	通話中チャンネル切替を行うために用いる。 起動方向は公衆用基地局→デジタル網である。

付表D-4/NTT-Q932-a
PHS-Service-Operations で規定するデータ要素

データ要素	タグ	内容
pBSignal PB信号	1	PB信号送信時、公衆用基地局がデジタル網にPB信号内容を示すために用いる。IA5でコーディングされた数字の0, 1~9および*, #をのみが用いられる。最大32桁まで送信可能とする。

<u>handoverCategory</u> ハンドオーバー種別	<u>2</u>	<u>ハンドオーバー時、公衆用基地局がデジタル網に対して、ハンドオーバーの方式を示すために用いる。選択肢は新リンク方式（1）のみとする。</u>
<u>resultOfCalculation</u> 演算結果	<u>3</u>	<u>ハンドオーバー時、公衆用基地局がデジタル網に対してユーザの正当性を示すために用いる。ここでの演算結果は、前回の演算結果を認証鍵によって暗号化したものである。長さは64ビットとする。</u>



【JT-Q932-aでは▼▲を規定していない】

付属資料E：事業者間料金精算関連付加サービス

E. 1 事業者情報通知機能

E. 1. 1 定義【JT-Q932-aに準拠する】

E. 1. 2 概要【JT-Q932-aに準拠する】

E. 1. 3 手順【JT-Q932-aに準拠する】

E. 1. 4 他の付加サービスとの競合【JT-Q932-aに準拠する】

E. 1. 5 コーディング例

TTC標準JT-Q932-a「付属資料E E. 1. 5 コーディング例」と同一規定。

▼ただし、本システムにおいて用いられるオペレーションについて、付表E-4/NTT-Q932-aにオペレーション値、付表E-5/NTT-Q932-aに本オペレーションで規定されるデータ要素を示す。

付表E-4/NTT-Q932-a

PHS-Interconnection-Charge-Billing-Operations-Version 2で規定するオペレーション値

<u>オペレーション値</u>	<u>内容</u>
<u>carrierInformation</u> 事業者情報	<u>本システムにおける事業者情報通知に用いる。起動方向はデジタル網→公衆用基地局である。</u>

付表E-5/NTT-Q932-a

PHS-Interconnection-Charge-Billing-Operations-Version 2 で規定するデータ要素

データ要素	タグ	内容
carrierInformation 事業者情報	1	事業者情報通知時にデジタル網が公衆用基地局に対して着信事業者の事業者情報を示すために用いる。

【JT-Q932-a では▼▲を規定していない】 ▲

E. 1. 6 シーケンス例【JT-Q932-a に準拠する】

E. 2 CA情報通知機能

E. 2. 1 定義【JT-Q932-a に準拠する】

E. 2. 2 概要【JT-Q932-a に準拠する】

E. 2. 3 手順【JT-Q932-a に準拠する】

E. 2. 4 他の付加サービスとの競合【JT-Q932-a に準拠する】

E. 2. 5 コーディング例

TTC標準JT-Q932-a「付属資料E E. 2. 5 コーディング例」と同一規定。

▼ただし、本システムにおいて用いられるオペレーションについて、付表E-6/N TT-Q932-aにオペレーション値、付表E-7/NTT-Q932-aに本オペレーションで規定されるデータ要素を示す。

付表E-6/NTT-Q932-a

PHS-Interconnection-Charge-Billing-Operations-Version 2 で規定するオペレーション値

オペレーション値	内容
chargeAreaInformation CA情報	本システムにおけるCA情報通知に用いる。 起動方向はデジタル網→公衆用基地局である。

付表E-7/NTT-Q932-a

PHS-Interconnection-Charge-Billing-Operations-Version 2 で規定するデータ要素

データ要素	タグ	内容
chargeAreaInformation CA情報	1	CA情報通知時にデジタル網が公衆用基地局に対して着信事業者のCA情報を示すために用いる。

【JT-Q932-aでは▼▲を規定していない】 ▲

E. 2. 6 シーケンス例【JT-Q932-aに準拠する】

E. 3 課金情報通知機能

E. 3. 1 定義【JT-Q932-aに準拠する】

E. 3. 2 概要【JT-Q932-aに準拠する】

E. 3. 3 手順【JT-Q932-aに準拠する】

E. 3. 4 他の付加サービスとの競合【JT-Q932-aに準拠する】

E. 3. 5 コーディング例

TTC標準JT-Q932-a「付属資料E E. 3. 5 コーディング例」と同一規定。

▼ただし、本システムにおいて用いられるオペレーションについて、付表E-8/NTT-Q932-aにオペレーション値、付表E-9/NTT-Q932-aに本オペレーションで規定されるデータ要素を示す。

付表E-8/NTT-Q932-a

PHS-Interconnection-Charge-Billing-Operations-Version 2 で規定するオペレーション値

オペレーション値	内容
chargeInformation 課金情報	本システムにおける課金情報通知に用いる。 起動方向はデジタル網→公衆用基地局である。

付表E-9/NTT-Q932-a

PHS-Interconnection-Charge-Billing-Operations-Version 2 で規定するデータ要素

データ要素	タグ	内容
chargeInformationCategory 課金情報種別	1	課金情報通知時にデジタル網が公衆用基地局に対して課金情報種別を示すために用いる。
chargeInformation 課金情報	2	課金情報通知時にデジタル網が公衆用基地局に対して課金情報を示すために用いる。

【JT-Q932-aでは▼▲を規定していない】 ▲

E. 3. 6 シーケンス例【JT-Q932-aに準拠する】

▼付属資料F：位置登録機能、認証機能、呼解放情報通知機能および複数呼許容機能

F. 1 位置登録機能

F. 1. 1 定義【JT-Q932-aに準拠する】

F. 1. 2 概要【JT-Q932-aに準拠する】

F. 1. 3 手順

F. 1. 3. 1 正常手順

『登録』メッセージ、およびファシリティ情報要素を利用した手順である。

本機能は、常に公衆用基地局から起動される、ROSEオペレーションクラス2の機能である。

公衆用基地局は、デジタル網に対して以下のデータ要素を含むファシリティ情報要素を含む『登録』メッセージを送信することでサービスを起動する。

登録種別 = 発着位置登録

Q.931 発番号情報要素 = 着信接続時にリモート側が指定する着信接続先番号

本手順起動に用いるインボーク識別子は、『登録』メッセージの呼番号とは独立である。

▼・Q. 931 発番号情報要素の番号種別／番号計画識別子は、国内番号／E. 164 を許容する。

・公衆用基地局が移動局の認証を行う形態のインタフェースでは、位置登録時、デジタル網への『登録』メッセージ内の発番号情報要素内の網検証識別子フィールドにおいて、「ユーザ記入、網検証成功」もしくは、「網記入」を明示しなければならない。また、デジタル網が移動局の認証を行う形態のインタフェースでは、位置登録時、デジタル網への『登録』メッセージ内の発番号情報要素内の網検証識別子フィールドの設定内容についてはTTC標準JT-Q931-b表4. 1. 1 網検証識別子のコーディング規定に従う。但し、デジタル網が移動局の認証を行う形態のインタフェースでは、位置登録時、公衆用基地局からの『登録』メッセージ内の発番号情報要素内のオクテット3aが省略されてもかまわない。

・位置登録時、デジタル網への『登録』メッセージ内の発番号情報要素内の表示識別子フィールドにおいては、「表示許可」、「表示制限」、「インタローキングのため利用できない番号」いずれの場合も許容する。▲

公衆用基地局は『登録』メッセージを送信し、「呼に関連しないサービス(C31)」状態に遷移する。また、『登録』メッセージを受信したデジタル網は「呼に関連しないサービス(N31)」状態に遷移する。

正常手順においては、デジタル網はリターンリザルトを示すファシリティ情報要素と「#16 正常終了」を示す理由表示情報要素を含む『解放完了』メッセージを公衆用基地局に送信することでサービスの完了を示す。

インボーク識別子は、『登録』メッセージ中のファシリティ情報要素のインボーク識別子と同一である。

デジタル網は『解放完了』メッセージを送信し、「空(N0)」状態に遷移する。また、『解放完了』メッセージを受信した公衆用基地局も「空(C0)」状態に遷移する。

▼なお、公衆用基地局における本オペレーションのタイマ値は20秒とする。タイムアウト時には公衆用基地局は呼番号、インボーク識別子の解放を行い「空」状態に遷移する。

▲

【JT-Q932-aでは▼▲を規定していない】

F. 1. 3. 2 準正常手順

準正常手順は、TTC標準JT-Q932-a 6. 3. 6に従う。

▼デジタル網においては、受信した『状態表示』(STATUS)メッセージの理由表示における診断情報として、必須情報と認識される情報要素またはメッセージが示されていた場合にはTTC標準JT-Q931-b 5. 3に記述されている手順で呼を切断復旧する。また、非必須情報と認識される情報要素またはメッセージが診断情報として示されていた場合、現状態にとどまり、他に何の動作もとらない。▲

また、公衆用基地局において位置登録のためのタイマが満了した場合、「#31 その

他の正常クラス」を示す理由表示情報要素を含む『解放完了』メッセージを公衆用基地局からデジタル網に送信することにより、コネクションを解放することが望まれる。

なお、要因に応じてデジタル網より付表F-1/NTT-Q932-aのようなエラー値による報告が行われる。これらの報告は、すべて『解放完了』メッセージに理由表示「#29 ファシリティ拒否」を伴って行われる。

【JT-Q932-aでは▼▲を規定していない】

付表F-1/NTT-Q932-a 位置登録におけるリターンエラー値【JT-Q932-aに準拠する】

F. 1. 4 他の付加サービスとの競合【JT-Q932-aに準拠する】

F. 1. 5 コーディング例と信号シーケンス

TTC標準JT-Q932-a「付属資料F F. 1. 5 コーディング例と信号シーケンス」と同一規定。

▼ただし、本システムにおいて用いられるオペレーションについて、付表F-11/NTT-Q932-aにオペレーション値、付表F-12/NTT-Q932-aに本オペレーションで規定されるデータ要素を示す。

付表F-11/NTT-Q932-a
PHS-Service-Operations で規定するオペレーション値

オペレーション値	内 容
pHSRegistration 位置登録	本システムにおける位置登録に用いる。 起動方向は公衆用基地局→デジタル網である。

付表F-12/NTT-Q932-a
PHS-Service-Operations で規定するデータ要素

データ要素	タ グ	内 容
registrationCategory 登録種別	6	位置登録時に公衆用基地局がデジタル網に対して位置登録の方式を示すために用いる。 選択肢は発着位置登録（1）のみとする。

【JT-Q932-aでは▼▲を規定していない】 ▲

F. 2 認証機能

F. 2. 1 定義【JT-Q932-aに準拠する】

F. 2. 2 概要【JT-Q932-aに準拠する】

F. 2. 3 手順

F. 2. 3. 1 正常手順

『ファシリティ』メッセージ、およびファシリティ情報要素を利用した手順である。
本機能は、常にデジタル網より起動される、ROSEオペレーションクラス2の機能である。

『ファシリティ』メッセージの呼番号は、発呼、着呼のときは『呼設定』メッセージの呼番号と同一である。位置登録の時は『登録』メッセージの呼番号と同一である。また、本手順起動に用いるインボーク識別子は、『ファシリティ』メッセージの呼番号とは独立である。

発呼時の『呼設定受付』メッセージ送信後、位置登録時の『登録』メッセージ受信後、もしくは着呼時の『呼設定受付』メッセージ受信後、デジタル網は当該公衆用基地局に対して、乱数をデータ要素として含むファシリティ情報要素を含む『ファシリティ』メッセージを送信することによってサービスを起動する。

正常手順においては、公衆用基地局からデジタル網に対して、演算結果をデータ要素として含むファシリティ情報要素を含む『ファシリティ』メッセージを送信することによってサービスの完了を示す。

▼演算結果

なお、デジタル網における本オペレーションのタイマ値は4秒とする。タイムアウト時にはデジタル網は当該公衆用基地局に対して復旧処理を行う。▲

【JT-Q932-aでは▼▲の規定が異なる】

F. 2. 3. 2 準正常手順

準正常手順は、TTC標準JT-Q932-a 6. 3. 6に従う。

▼但し、『状態表示』メッセージを受信したときの対処については、

(1) 発／着信時／位置登録時においては、TTC標準JT-Q931-b 5. 8. 11と同じ動作を行う。▲なお、要因に応じて公衆用基地局より付表F-4/NTT-Q932-aのようなエラー値による報告が行われる。これらの報告は、全て『ファシ

リティ』メッセージによって行われる。

【JT-Q932-aでは▼▲を規定していない】

付表F-4/NTT-Q932-a 認証におけるリターンエラー値【JT-Q932-aに準拠する】

F. 2. 4 他の付加サービスとの競合【JT-Q932-aに準拠する】

F. 2. 5 コーディング例と信号シーケンス

TTC標準JT-Q932-a「付属資料F. 2. 5 コーディング例と信号シーケンス」と同一規定。

▼ただし、本システムにおいて用いられるオペレーションについて、付表F-13/NTT-Q932-aにオペレーション値、付表F-14/NTT-Q932-aに本オペレーションで規定されるデータ要素を示す。

付表F-13/NTT-Q932-a
PHS-Service-Operations で規定するオペレーション値

オペレーション値	内容
authentication 認証	本システムにおける認証に用いる。 起動方向はデジタル網→公衆用基地局である。

付表F-14/NTT-Q932-a
PHS-Service-Operations で規定するデータ要素

データ要素	タグ	内容
randomNumber 乱数	7	認証時にデジタル網が公衆用基地局に対して、認証演算のための乱数を示すために用いる。 長さは64ビットとする。
resultOfCalculation 演算結果	8	認証時に公衆用基地局がデジタル網に対して、認証演算結果演算の演算結果を示すために用いる。 長さは64ビットとする。

【JT-Q932-aでは▼▲を規定していない】 ▲

F. 3 呼解放情報通知機能

F. 3. 1 定義【JT-Q932-aに準拠する】

F. 3. 2 概要【JT-Q932-aに準拠する】

F. 3. 3 手順【JT-Q932-aに準拠する】

F. 3. 4 他の付加サービスとの競合【JT-Q932-aに準拠する】

F. 3. 5 コーディング例と信号シーケンス

インボークコンポーネントのコーディング例を、付表F-7/NTT-Q932-aに示す。

正常手順における信号シーケンスを付図F-5/NTT-Q932-aに示す。

付表F-7/NTT-Q932-a 呼解放情報通知オペレーションのコンポーネントコーディング例

【JT-Q932-aに準拠する】

付図F-5/NTT-Q932-a 呼解放情報通知機能（正常）【JT-Q932-aに準拠する】

▼本システムにおいて用いられるオペレーションについて、付表F-15/NTT-Q932-aにオペレーション値、付表F-16/NTT-Q932-aに本オペレーションで規定されるデータ要素を示す。

付表F-15/NTT-Q932-a

PHS-Service-Operations で規定するオペレーション値

<u>オペレーション値</u>	<u>内 容</u>
<u>callClearingInformation</u> <u>呼解放情報通知</u>	<u>本システムにおける、ハンドオーバー時の旧基地局に対する呼の切断復旧に用いる。</u> <u>起動方向はデジタル網→公衆用基地局である。</u>

付表F-16/NTT-Q932-a

PHS-Service-Operations で規定するデータ要素

<u>データ要素</u>	<u>タ</u> <u>グ</u>	<u>内 容</u>
--------------	----------------------	------------

callClearingInformationCategory 呼解放情報種別	10	ハンドオーバ後の呼の切断復旧時、デジタル網が旧公衆用基地局に対して理由表示とは別個に切断理由を示すために用いる。 選択肢はハンドオーバ（1）のみとする。
--	----	---



【JT-Q932-aでは▼▲を規定していない】

F. 4 複数呼許容機能

F. 4. 1 定義【JT-Q932-aに準拠する】

F. 4. 2 概要【JT-Q932-aに準拠する】

F. 4. 3 手順【JT-Q932-aに準拠する】

F.4.3 手順

【JT-Q932-aに準拠する】

F.4.3.1 複数呼許容手順

【JT-Q932-aに準拠する】

F.4.3.2 ハンドオーバ禁止通知機能

▼公衆用基地局は任意の呼がハンドオーバを行わないよう『呼設定』、『応答』メッセージ、およびファシリティ情報要素を利用してハンドオーバを禁止する。

本機能は常に公衆用基地局から起動される ROSE オペレーションクラス5の機能である。

発信接続時、発信公衆用基地局はデジタル網に対して、ハンドオーバ禁止通知を含むファシリティ情報要素を含む『呼設定』メッセージを送信する。また着信接続時、着信公衆用基地局はデジタル網に対してハンドオーバ禁止通知を含むファシリティ情報要素を含む『応答』メッセージを送信することでサービスを完了する。本手順起動に用いる呼番号は『呼設定』メッセージの呼番号と同一である。また、本起動手順に用いるインボーク識別子は、メッセージの呼番号とは独立である。



【JT-Q932-aでは▼▲の規定が異なる】

F. 4. 4 他の付加サービスとの競合【JT-Q932-aに準拠する】

F. 4. 5 コーディング例

▼ハンドオーバ禁止通知機能のインボークコンポーネントのコーディング例を、付表F-8/NTT-Q932-aに示す。



【JT-Q932-aでは▼▲の規定が異なる】

付表F-8/NTT-Q932-a ハンドオーバー禁止通知機能【JT-Q932-aに準拠する】

▼本システムにおいて用いられるオペレーションについて、付表F-17/NTT-Q932-aにオペレーション値を示す。

付表F-17/NTT-Q932-a
PHS-Service-Operationsで規定するオペレーション値

オペレーション値	内容
handOverNotAllowedIndication ハンドオーバー禁止通知	本システムにおいて、複数呼許容時、当該呼のハンドオーバーが非許容であることを通知するために用いる。 起動方向は公衆用基地局→デジタル網である。

▲

【JT-Q932-aでは▼▲を規定していない】

F. 4. 6 信号シーケンス

▼ハンドオーバー禁止通知機能の正常手順におけるシーケンス例を付図F-6/NTT-Q932-aに示す。付図F-6/NTT-Q932-aでは『呼設定』メッセージに設定する場合を対象としているが、『応答』メッセージにも設定可能である。▲

【JT-Q932-aでは▼▲の規定が異なる】

付図F-6/NTT-Q932-a ハンドオーバー禁止通知機能（正常、『呼設定』メッセージに設定する場合）【JT-Q932-aに準拠する】

F. 5 リターンエラーコーディング

▼本システムにおいて共通的に用いられるエラー値について、付表F-18/NTT-Q932-aに本規定で定義されるエラー値、付表F-8(a)/NTT-Q932-aにファシリティ情報要素におけるコーディングを示す。また、付表F-19/NTT-Q932-aにTTC標準JT-Q950[15]で規定されるエラー値、付表F-8(b)/NTT-Q932-aにファシリティ情報要素におけるコーディングを示す。▲

【JT-Q932-aでは▼▲の規定が異なる】

▼

付表F-18/NTT-Q932-a

本規定により定義されるリターンエラー値

エラー名	値	内 容
<u>temporaryFailure</u> 一時的失敗	<u>P</u> <u>2</u>	一時的にサービスが提供できなかったことを示す。本システムにおいては、エラー内容を通知することが適当ではなく、かつ一時的であると考えられるエラーを通知するときに用いる。
<u>AddressError</u> アドレス誤り	<u>P</u> <u>3</u>	ルーティングのためのアドレスが不適當でアドレスができなかったことを示す。本システムにおいては、位置登録時に公衆用基地局から示される番号が桁数等のフォーマットは正しいがデジタル網が許容しない番号体系である場合に用いられる。
<u>TimerExpiry</u> タイマ満了	<u>P</u> <u>5</u>	オペレーションのタイマ（内部タイマを含む）が満了したことを示す。本システムにおいては、認証タイマ（内部4秒）が満了した事を公衆用基地局に知らせるために用いる。
<u>userConditionNotAllowed</u> ユーザ条件によるサービス提供不可	<u>P</u> <u>6</u>	ユーザの条件（例えば通話停止等）によりサービスが提供できないことを示す。本システムにおいても同様の意味で用いる。
<u>switchingEquipmentCongestion</u> 交換機輻輳	<u>P</u> <u>7</u>	交換機が輻輳状態であることを知らせる。本システムにおいても同様の意味で用いる。
<u>authenticationError</u> 認証エラー	<u>P</u> <u>10</u>	認証に失敗したことを示す。本システムにおいても同様の意味で用いる。



【JT-Q932-aでは▼▲を規定していない】

付表F-8 (a) / NTT-Q932-a 本規定により定義されるリターンエラー値のコーディング

【JT-Q932-aに準拠する】



付表F-19 / NTT-Q932-a
TTC標準JT-Q950 [15] により規定されるリターンエラー値

エラー名	値	内 容
userNotSubscribed ユーザ未契約	0	ユーザが当該サービスに加入していないことを示す。本システムにおいては、位置登録時、示された着信接続先番号のフォーマットは正しいが、その番号に対する情報がない場合に用いる。
notAvailable 提供不可	3	要求されたサービスが基本サービスもしくはその他のサービス（例えばオペレーション）によって提供できないことを示し、その他のエラー値を使用できない場合に用いる。本システムにおいては、エラー内容を通知することが適当ではなく、かつ一時的ではないと考えられるエラーを通知するときに用いる。
insufficientInformation 情報内容不充分	5	オペレーション・アークギュメントの内容が不完全もしくは全くない事を示す。本システムにおいては、位置登録時やハンドオーバー時の発番号情報要素の桁数異常や認証時の乱数、演算結果の桁数異常などの場合に用いる。
invalidCallState サービス提供不可状態	7	サービス要求と基本呼制御の状態とが一致しない事を示す。また、このリターンエラー値は、補助状態にも用いる。本システムにおいては、ハンドオーバーが可能な範囲を超えている場合、ハンドオーバーで指定された番号を発番号あるいは着番号として指定した通信が存在しない場合に用いる。
basicServiceNotProvided 基本サービスによるサービス提供不可	8	要求されたサービスが、提供されていない基本サービスに直接関係していることを示す（例えば、このリターンエラー値は付加サービスが『呼設定』メッセージでインボークされるときに用いられる。）本システムにおいては、ハンドオーバー時、基本呼設定が出来なかった場合に用いることがある。
proceduralError 手順誤り	43	有効な内容を持つ一つ以上のPDUを含む転送メッセージ（例えば『呼設定』『登録』）を受信したが、用いられた転送メッセージに対して有効な内容ではないことを示す。本システムにおいても同様の意味で用いる。

【JT-Q932-aでは▼▲を規定していない】 ▲

▼

付表F-8 (b) / NTT-Q932-a

TTC標準JT-Q950 [15] により規定されるリターンエラー値のコーディング

ビット	<u>8</u>	<u>7</u>	<u>6</u>	<u>5</u>	<u>4</u>	<u>3</u>	<u>2</u>	<u>1</u>
	0	0	0	0	0	0	1	0
	クラス		形式		タグコード			
					[整数]			
	0	エラーバリュー長						
	エラーバリュー							

ビット	<u>8</u>	<u>7</u>	<u>6</u>	<u>5</u>	<u>4</u>	<u>3</u>	<u>2</u>	<u>1</u>	エラーバリュー
	0	0	0	0	0	0	0	0	ユーザ未契約
	0	0	0	0	0	0	1	1	提供不可
	0	0	0	0	0	1	0	1	情報内容不十分
	0	0	0	0	0	1	1	1	サービス提供不可状態
	0	0	0	0	1	0	0	0	基本サービスによるサービス提供不可状態
	0	0	1	0	1	0	1	1	手順誤り

【JT-Q932-aでは▼▲の規定が異なる】 ▲

F. 6 ASN. 1記述

本付属資料にて規定する付加サービスのASN. 1モジュールは以下のように分類される。

- オペレーションモジュール
 - 位置登録機能
 - 認証機能
 - 呼解放情報通知機能
 - ハンドオーバー禁止通知機能
- リターンエラーモジュール

それぞれを、付表F-9/NTT-Q932-a、付表F-10/NTT-Q932-aに示す。



付表F-9/NTT-Q932-a
オペレーションモジュールのASN. 1表記

PHS-Service-Operations
DEFINITIONS ::=

```

BEGIN
  IMPORTS OPERATION, ERROR
    FROM
      Remote-Operation-Notation {joint-iso-ccitt
      remote-operations (4)
                                notation (0)}
      userNotSubscribed, notAvailable,
      insufficientInformation,
      invalidCallState, basicServiceNotProvided,
      proceduralError
    FROM
      General-Error-List {ccitt recommendation q 950
                          general-error-list (1)}
      Q931InformationElement
    FROM
      Embedded-Q931-Types {ccitt recommendation q 932
                           embedded-q931-types (5) }
      temporaryFailure, addressError,
      timerExpiry, userConditionNotAllowed,
      switchingEquipmentCongestion, authenticationError
    FROM
      {ccitt network-operator ntt phs-specific-service module
      error-list (1)}
  ;

PHSRegistrationType ::=OPERATION
  --位置登録
  --クラス2
  ARGUMENT SET { registrationCategory [6] IMPLICIT
  RegistrarationCategory,
                  callingPartyNumber
  Q931InformationElement OPTIONAL }
  --発番号情報要素は着信接続先番号とする。
  --電話番号は、番号種別を国内番号、番号計画種別を E.164 とする。
  --callingPartyNumber として発番号情報要素を使用
  RESULT
  ERRORS { userNotSubscribed, notAvailable, insufficientInformation,
  proceduralError,

```



```

    temporaryFailure, addressError, timerExpiry,
userConditionNotAllowed,
    switchingEquipmentCongestion, authenticationError }
PHSRegistration PHSRegistrationType ::=
    { ccitt(0) network-operator(3) ntt(4401)
phs-specific-service(1004) operation(1)
    phs-registration-operation(8) }

AuthenticationType ::= OPERATION
    -- 認証手順
    -- クラス 2
    ARGUMENT SET { randomNumber [7] IMPLICIT OCTET STRING OPTIONAL}
    -- randomNumber はデジタル網からの乱数とする。
    -- 8 オクテットとする。
    RESULT SET { resultOfCalculation [8] IMPLICIT OCTET STRING
OPTIONAL}
    -- resultOfCalculation は認証対象での演算結果とする。
    -- 8 オクテットとする。
    ERRORS { notAvailable, insufficientInformation, invalidCallState,
proceduralError}
authentication AuthenticationType ::=
    { ccitt(0) network-operator(3) ntt(4401)
phs-specific-service(1004) operation(1)
    authentication-operation (9)}

CallClearingInformationType ::= OPERATION
    -- 呼解放情報通知
    -- クラス 5
    ARGUMENT SET { callClearingInformationCategory [10] IMPLICIT
CallClearingInformationCategory }
callClearingInformation CallClearingInformationType ::=
    { ccitt(0) network-operator(3) ntt(4401)
phs-specific-service(1004) operation(1)
    call-clearing-information-operation (11)}

Handover-not-allowed-indicationType ::= OPERATION
    -- 本オペレーションはハンドオーバー禁止通知手順に用いる。

```

--クラス5

```
handOverNotAllowedIndication HandOverNotAllowedIndicationType ::=
{itu-t(0) network-operator(3) ntt(4401) phs-specific-service(1004) operation(1)
handover-not-allowed-indication-operation(25)}
```

```
RegistrationCategory ::= ENUMERATED
{outgoing-incominglocationregistration(1)}
CallClearingInformationCategory ::= ENUMERATED {handover(1) }
END -- of PHS-Service-Operations
```

付表F-10/NTT-Q932-a
リターンエラーモジュールのASN. 1表記

```
PHS-NetworkSpecific-Error-List
{ccitt(0) network-operator(3) ntt(4401) phs-specific-service(1004) module
(0)
```

```
error-list (1)}
```

```
DEFINITIONS ::=
```

```
BEGIN
```

```
EXPORTS temporaryFailure, addressError, timerExpiry,
userConditionNotAllowed,
```

```
switchingEquipmentCongestion, authenticationError;
```

```
temporaryFailure ERROR ::= {ccitt network-operator ntt
phs-specific-service error temporary-failure(2) }
```

```
addressError ERROR ::= {ccitt network-operator ntt
phs-specific-service error address-error(3) }
```

```
timerExpiry ERROR ::= {ccitt network-operator ntt
phs-specific-service error timer-expiry(5)}
```

```
userConditionNotAllowed ERROR ::= {ccitt network-operator ntt
phs-specific-service error user-condition-not-allowed(6) }
```

```
switchingEquipmentCongestion
ERROR ::= {ccitt network-operator ntt
phs-specific-service error
```

```
switching-equipment-congestion(7) }
```

```
authenticationError ERROR ::= {ccitt network-operator ntt
```

phs-specific-service error
authentication-error(10) }
END -- of PHS-Specific-Error-List



【JT-Q932-aでは▼▲の規定が異なる】

付属資料G：ファシリティ情報要素コンポーネントコーディング

【JT-Q932-aに準拠する】▼付属資料H：PHS特有付加サービス

(呼設定情報通知、非制限デジタル発信公衆用基地局通

知、

料金区域情報通知手順の記述)

各付加サービスの詳細な説明は付属資料Iに示す。

H. 1 オペレーションの定義

呼設定情報通知オペレーション、非制限デジタル発信公衆用基地局通知オペレーションは、当社により以下のASN. 1で定義される。

PHS-Service-Operations

DEFINITIONS ::=

BEGIN

IMPORTS OPERATION, ERROR

FROM

Remote-Operation-Notation {joint-iso-ccitt
remote-operations (4)

notation (0)}

userNotSubscribed, notAvailable,

insufficientInformation,

invalidCallState, basicServiceNotProvided,

proceduralError

FROM

General-Error-List {ccitt recommendation q 950
general-error-list (1)}

Q931InformationElement

FROM

Embedded-Q931-Types {ccitt recommendation q 932
embedded-q931-types (5)}

temporaryFailure, addressError,

timerExpiry, userConditionNotAllowed,

switchingEquipmentCongestion, authenticationError

```

FROM
  {ccitt network-operator ntt phs-specific-service module
  error-list (1)}
;

CallSetupInformationType ::= OPERATION
  --呼設定情報通知
  --クラス5
  --公衆用基地局で認証を行う形態のインタフェースにおいて、本オペレ
  --ションが省略され
  --た場合、デフォルト一般 (GN) と見なす。
  ARGUMENT SET { callingPartyCategory [11] IMPLICIT
  CallingPartyCategory OPTIONAL }
  --本データ要素で発移動局の優先度が何であることを示す。
  --発信時における発側の手順では、本データ要素が省略された場合、gN
  と見なす。

callSetupInformationCallSetupInformationType ::=
  {ccitt(0) network-operator(3) ntt(4401)
  phs-specific-service(1004) operation(1)
  call-setup-information-operation (12)}

UnrestrictedDigitalCallingCellStationInformationType ::= OPERATION
  --非制限デジタル発信公衆用基地局通知
  --クラス5
  --本オペレーションが省略された場合、デフォルトP S非制限発信とみな
  --す。
  --本オペレーションで当該非制限デジタル発信者が、公衆用基地局であるこ
  --とを示す。
  unrestrictedDigitalCallingCellStationInformation
UnrestrictedDigitalCallingCellStationInformationType ::=
  {ccitt(0) network-operator(3) ntt(4401)
  phs-specific-service(1004) operation(1)
  unrestricted-digital-calling-cell-station-info
  rmation(14) }

ChargeAreaInformationType ::= OPERATION

```

--料金区域情報通知
--クラス5
ARGUMENT SET {
--以下のオプションのいずれかのアーギュメントが通知される。
calledPartyMessageArea[1] IMPLICIT CalledPartyMessageArea
OPTIONAL,
--移動体網着信時に通知されるMA情報を示す。
calledPartyLocationNumber[2] IMPLICIT
CalledPartyLocationNumber OPTIONAL,
--依存型PHS網着信時に通知される着信先位置情報を示す。
chargeAccountingCalledPartyNumber [3] IMPLICIT
ChargeAccountingCalledPartyNumber
OPTIONAL }
--料金算定着番号を転送する場合に用いる。
--使用例：災害時伝言ダイヤル接続機能におけるBOX番号を示す。

--calledPartyMessageArea ; 着 MessageArea (MA)
--calledPartylocationNumber ; 着信先位置番号
--chargeAccountingCalledPartyNumber ; 料金算定着番号

chargeAreaInformation ChargeAreaInformation Type ::= {ccitt(0) network-operator(3) ntt(4401)
phs-specific-service(1004) operation(1)
charge-Area-Information-operation(16) }

CallingPartyCategory ::= ENUMERATED {gN(10), uR(11)}
CalledPartyMessageArea ::= IA5STRING
CalledPartyLocationNumber ::= IA5STRING
ChargeAccountingCalledPartyNumber ::= IA5STRING
END -- of PHS-Service-Operations

H. 2 コーディング

本システムにおいて用いられるオペレーションについて、付表H-1/NTT-Q932-aにオペレーション値、付表H-2/NTT-Q932-aにファシリティ情報要素におけるコーディングを示す。また、付表H-3/NTT-Q932-aに本オペレーションで規定されるデータ要素を示す。

付表H-1/NTT-Q932-a

PHS-Service-Operations で規定するオペレーション値

オペレーション値	内 容
<u>callSetupInformation</u> 呼設定情報通知	本システムにおいて、発呼した移動局の電話番号の呼設定情報をデジタル網に通知するために用いる。 起動方向は公衆用基地局→デジタル網である。
<u>unrestrictedDigitalCallingCellStationInformation</u> 非制限デジタル発信公衆用基地局通知	本システムにおいて、公衆用基地局からの非制限デジタルペアによる発呼であることを、デジタル網に通知するために用いる。 起動方向は公衆用基地局→デジタル網である。
<u>chargeAreaInformation</u> 料金区域情報通知	本システムにおいて、公衆用基地局に料金区域を特定するための情報を通知するために用いる。 起動方向は、デジタル網→公衆用基地局である。

付表H-2 / NTT-Q932-a

PHS-Service-Operations で規定するオペレーション値のコーディング

ビット	8	7	6	5	4	3	2	1
	0	0	0	0	0	1	1	0
	オペレーションバリュータ							
	グ							
	[オブジェクト識別子]							
0	オペレーションバリュ							
	ー長							
	0	0	0	0	0	0	1	1
	ccitt(0)×40+							
	network-operator(3)							
1	0	1	0	0	0	1	0	
0	0	1	1	0	0	0	1	
	ntt(4401)							
1	0	0	0	0	1	1	1	
0	1	1	0	1	1	0	0	
	phs-specific-service(
	1004)							
0	0	0	0	0	0	0	0	1
	operation(1)							
	オペレーション名							

ビット 8 7 6 5 4 3 2 1 オペレーション名
 0 0 0 0 1 1 0 0 呼設定情報通知
 0 0 0 0 1 1 0 1 非制限デジタル発信公衆用基
 地局通知
 0 0 0 1 0 0 0 0 料金区域情報通知

付表H-3/NTT-Q932-a

PHS-Service-Operations で規定するデータ要素

データ要素	タグ	内容
callSetupInformationCategory 呼設定情報種別	11	移動局の電話番号の加入者クラスを示すために用いる。 選択肢はGN (10)、UR (11) とする。
calledPartyMessageArea 着 MessageArea (MA) 情報	1	移動体網着信時及び接続型PHS網着信時に通知される 着MA情報を示すために用いる。 IA5STRINGにて通知する。
CalledPartyLocationNumber 着信先位置情報	2	活用型PHS網着信時に通知される着信接続先インタフ ェース番号を示す。 IA5STRINGにて通知する。
ChargeAccounting CalledPartyNumber 料金算定着番号	3	災害時伝言ダイヤル接続機能において通知されるBOX 番号を示す。 IA5STRINGにて通知する。

【JT-Q932-aでは▼▲を規定していない】▲

▼付属資料I：PHS特有付加サービスの説明

ここでは、本システムで用いられる以下の付加サービス機能に関して記述する。

- ・位置登録機能
- ・認証機能
- ・ハンドオーバー機能
- ・呼解放情報通知機能
- ・PB音生成機能

- ・呼設定情報通知機能
- ・非制限デジタル発信公衆用基地局通知機能
- ・事業者情報通知機能
- ・CA情報通知機能
- ・課金情報通知機能
- ・ハンドオーバー禁止通知機能

I. 1 付加サービスにおける準正常処理の一般原則

本システムにおける付加サービスにおける準正常処理の一般原則を以下に示す。

I. 1. 1 呼の状態遷移と関わるメッセージと共にオペレーションの起動が掛かる場合

当該オペレーションの失敗により切断復旧を行う場合、当該オペレーションのリターンエラー、リジェクトもしくは理由表示値を通知して切断復旧を行う。

I. 1. 2 呼の状態遷移と関わらないメッセージと共にオペレーションの起動が掛かる場合

(1) 当該オペレーションの失敗により切断復旧を行う場合、

当該オペレーション起動以前に、応答を期待するオペレーションが未終了の場合、応答を期待するオペレーションのリターンエラーを通知して切断復旧を行う。

当該オペレーション起動以前に、応答を期待するオペレーションが終了しているか、もしくはオペレーションが存在しない場合、理由表示を通知して切断復旧を行う。

(2) 当該オペレーションが失敗したが切断復旧は行わない場合、

受信したメッセージと同一のメッセージを用いてリターンエラーもしくはリジェクトを通知する。

I. 2 付加サービス機能

事業者情報通知機能、CA情報通知機能及び課金情報通知機能の定義等は付属資料Eに、位置登録機能、認証機能、呼解放情報通知機能及びハンドオーバー禁止通知機能の定義等は付属資料Fに記載する。

I. 2. 1 ハンドオーバー機能

I. 2. 1. 1 定義

ハンドオーバー機能は、通信中のチャネルを、通信を継続したまま異なるインタフェース内の通信チャネルに変更する機能である。

I. 2. 1. 2 概要

本機能の利用例を以下に示す。

公衆用基地局は、本機能を利用することで、移動局に対しハンドオーバーサービス（通信中の移動局が現在通信中の無線チャネルと異なる無線チャネルを経由して通信を継続することを可能とするサービス）を提供することが可能となる。

本機能で用いるオペレーション値は、日本における無線区間の標準化機関であるARIB（Association of Radio Industries and Businesses：社団法人電波産業会）においてハンドオーバーオペレーションとして規定されたオブジェクト識別子を用いる。

本システムにおける本機能の適用範囲は、同一交換機配下の同一事業者公衆用基地局間及び、異なる交換機配下の同一事業者公衆用基地局間である。

本機能は、公衆用基地局とデジタル網間のみで定義される。

I. 2. 1. 3 手順

I. 2. 1. 3. 1 正常手順

『呼設定』メッセージ、およびファシリティ情報要素を利用した手順である。

本機能は、常に公衆用基地局から起動される、ROSEオペレーションクラス2の機能である。

公衆用基地局は、デジタル網に対して、以下のデータ要素を含むファシリティ情報要素

ハンドオーバー種別 = 新リンク方式

発番号情報要素 = ハンドオーバー要求を行っている移動局の電話番号

演算結果 = 認証のための演算結果（64ビット）

および、発番号情報要素、着番号情報要素にそれぞれ「ハンドオーバー要求を行っている移動局の電話番号」を乗せた『呼設定』メッセージを送信することでサービスを起動する。

ファシリティ情報要素中の演算結果は、当該移動局が当機能を用いることの正当性を認証するために用いられる。ここでは、前回、認証のために演算した結果を乱数として使い、移動局が保持する認証鍵を用いてこれを暗号化した演算結果を送信する。

なお、デジタル網による認証機能を選択しなかった公衆用基地局においては、データ要素「演算結果」を省略してもかまわない。また、送信した場合も、その内容は認証のための演算結果である必要はない。

・Q. 931 発番号情報要素の番号種別／番号計画識別子は、国内番号／E. 164 を許容する。

・公衆用基地局が移動局の認証を行う形態のインタフェースでは、ハンドオーバー要求時、デジタル網への『呼設定』メッセージ内のハンドオーバーオペレーションを示したファ

シリティ情報要素の中の発番号情報要素内の網検証識別子フィールドにおいて、「ユーザ記入、網検証成功」もしくは、「網記入」を明示しなければならない。また、デジタル網が移動局の認証を行う形態のインタフェースでは、ハンドオーバー要求時、デジタル網への『呼設定』メッセージ内のハンドオーバーオペレーションを示したファシリティ情報要素の中の発番号情報要素内の網検証識別子フィールドの設定内容についてはTTC標準JT-Q931-b 表4.1.1 網検証識別子のコーディング規定に従う。但し、デジタル網が移動局の認証を行う形態のインタフェースでは、ハンドオーバー要求時、公衆用基地局からの『呼設定』メッセージ内のハンドオーバーオペレーションを示したファシリティ情報要素の中の発番号情報要素内のオクテット3aが省略されてもかまわない。

・ハンドオーバー要求時、デジタル網への『呼設定』メッセージ内のハンドオーバーオペレーションを示したファシリティ情報要素の中の発番号情報要素内の表示識別子フィールドにおいては、「表示許可」、「表示制限」、「インタワーキングのため利用できない番号」いずれの場合も許容する。

本手順起動に用いるインボーク識別子は、『呼設定』メッセージの呼番号とは独立である。

・当該オペレーションが起動される前後において、「V.110 端末以外端末とPHS間通信方式」および「V.110 端末とPHS間通信方式」（TTC標準JT-Q931-b 付録V 情報要素のコーディング例 II. 「伝達能力」情報要素（3）情報転送能力-非制限デジタル情報を参照）の相互間の変更は未提供とし、デジタル網はハンドオーバー要求を拒否する。

・当該オペレーションが起動される前後における伝達能力内容は以下の通りとする。

（1）情報転送能力

・「音声」、「3.1kHzオーディオ」の相互間の変更は、当該オペレーション起動前の情報転送能力のままとし、当該オペレーション起動後の情報転送能力は無視する。

・「音声」、「3.1kHzオーディオ」と「非制限デジタル情報」の相互間の変更は、未提供とする。

（2）ユーザ情報レイヤ1プロトコル

・「TTC標準速度整合（TTC標準JT-V110/JT-X30）」と「勧告 JT-G711 μ -law」の相互間の変更は、未提供とする。

（3）ユーザ速度

・「32 kbit/s TTC標準JT-I460」と「56 kbit/s 勧告V.6」の相互間の変更は、未提供とする。

公衆用基地局、デジタル網における呼状態の遷移は通常の発呼と同様である。

正常手順においては、デジタル網は『呼設定受付』メッセージを送信後、リターンリザルトを含むファシリティ情報要素を乗せた『応答』メッセージを公衆用基地局に送信することによって、ハンドオーバーサービスが完了したことを示す。

I. 2. 1. 3. 2 準正常手順

準正常手順は、TTC標準JT-Q932 6. 3. 6に従う。

但し、『状態表示』メッセージを受信したときの対処については、TTC標準JT-Q931-b 5. 8. 11と同じ動作とする。

なお、要因に応じてデジタル網より付表I-2-1/NTT-Q932-aのようなエラー値による報告が行なわれる。これらの報告は、全てARIBにおいて規定されるリターンエラー値と、その利用方法に従う。また、いずれの報告も、『呼設定受付』メッセージ送出後、『切断』メッセージに理由表示「#29 ファシリティ拒否」を伴って行なわれる。

付表I-2-1/NTT-Q932-a ハンドオーバーにおけるリターンエラー値

<u>提供不可 (3)</u>	<u>: デジタル網内における一時的ではなく、かつ、詳細に知 一を示す。</u>
<u>情報内容不十分 (5)</u>	<u>: ファシリティ情報要素内の発番号情報要素における番号の ことを示す。</u>
<u>サービス提供不可状態 (7)</u>	<u>: ハンドオーバーが可能な範囲を越えている場合や、ハンドオ を発番号または着番号として指定した通信が存在しないこ</u>
<u>基本サービスによるサー ビス提供不可 (8)</u>	<u>: 基本サービスに問題がありサービスが提供できないことを</u>
<u>手順誤り (43)</u>	<u>: 不適切なメッセージによりオペレーションが送信されてき</u>

I. 2. 1. 4 他の付加サービスとの競合

(1) 「空」状態において、本機能のオペレーションと、I. 2. 3に規定している公
衆用基地局からの呼設定情報通知機能のオペレーションが、同一の『呼設定』メッセ
ージに設定される場合、デジタル網は以下のような処理を行う。

リジェクトは送信せず、呼設定情報通知機能オペレーションは無視し、ハンドオーバ
機能を実行する。

(2) 「空」状態において、本機能のオペレーションと、I. 2. 4に規定している公
衆用基地局からの非制限デジタル発信公衆用基地局通知機能のオペレーションが、同
一の『呼設定』メッセージに設定される場合、デジタル網は以下のような処理を行う。

『呼設定受付』メッセージを送信後、リターンエラー値：提供不可(3)を含むファ
シリティ情報要素を乗せた『切断』メッセージに理由表示「#29 ファシリティ拒否」
を伴って呼の切断復旧を行う。

I. 2. 1. 5 コーディング例と信号シーケンス

インボークおよびリターンリザルトコンポーネントのコーディング例を、付表I-2

- 2 / NTT-Q 9 3 2 - a に示す。

正常手順における信号シーケンスを付図 I - 2 - 1 / NTT-Q 9 3 2 - a に示す。

付表 I - 2 - 2 / NTT-Q 9 3 2 - a

ハンドオーバーオペレーションのコンポーネントコーディング例

[インボーク]

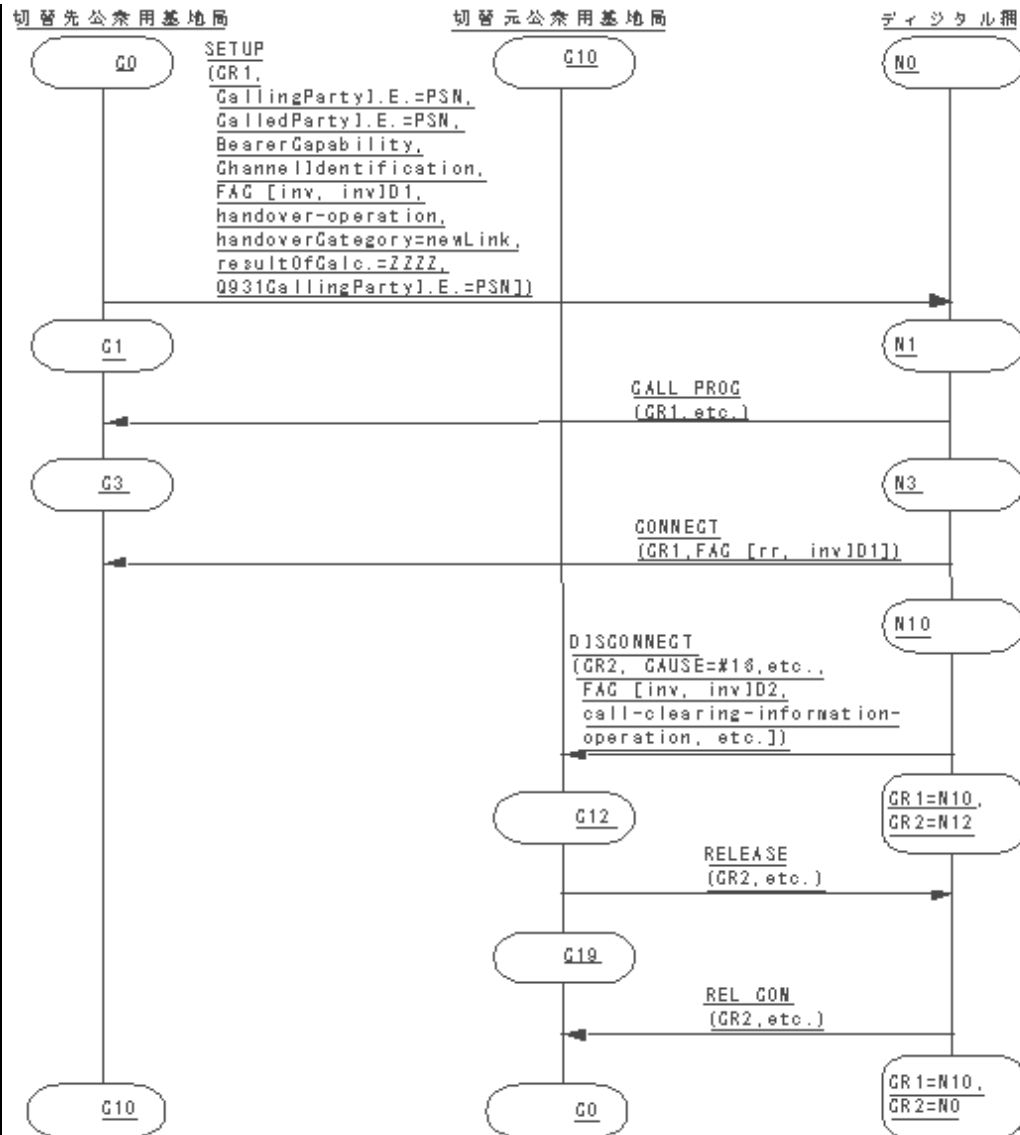
ビット	8	7	6	5	4	3	2	1	
	1	0	1	0	0	0	0	1	オクテット 4
	コンポーネント種別タグ								
	[インボーク]								
	コンポーネント長								オクテット 5
	0	0	0	0	0	0	1	0	オクテット 6
	インボーク識別子タグ								
	インボーク識別子長								オクテット 7
	インボーク識別子								オクテット 8
	0	0	0	0	0	1	1	0	オクテット 12
	オペレーションバリュー								
	タグ								
	[オブジェクト識別子]								
	0	オペレーションバリュー							オクテット 13
	一長								
	0	0	0	0	0	0	1	0	オクテット 14 a
	1	0	0	0	0	0	1	1	オクテット 14 b
	0	0	1	1	1	0	0	0	オクテット 14 c
	1	0	0	0	1	1	0	0	オクテット 14 d
	1	0	0	1	1	0	1	0	オクテット 14 e
	0	1	0	1	1	1	0	0	オクテット 14 f
	0	1	0	0	0	0	0	1	オクテット 14 g
	0	0	0	0	0	0	0	1	オクテット 14 h
	0	0	0	0	0	0	1	0	オクテット 14 i
	0	0	1	1	0	0	0	1	オクテット 15. 1
	クラ	形	タグコード						
	ス	式	[セットタグ]						
	パラメータ長								オクテット 15. 2
	1	0	0	0	0	0	1	0	オクテット 15. 3. 1

クラ ス	形 式	タグコード [ハド ^o ホ ^o 種 別 ^o]	
0	パラメータ長		
0	0	0	0 0 0 0 0 0 1
ハド ^o ホ ^o 種別 [新リンク方式 (1)]			
1	0	0	0 0 0 1 1
クラ ス	形 式	タグコード [演算結果種 別 ^o]	オクテット15. 3. 2
0	パラメータ長		
ハド ^o ホ ^o 時認証用演算結 果			
0	1	0	0 0 0 0 0 0
Q. 931 情報要素タグ			
0	パラメータ長		
0	1	1	0 1 1 0 0
Q. 931 発番号情報要素			
0	Q. 931 発番号内容 長		
1	0	1	0 0 0 1
拡 張	番号種 別 [国内]	番号計画識 別子 [E.164/E. 163]	
0	番号ディジット (IA 5) (10 オクテット)		

[リターンリザルト]

ビット	8	7	6	5	4	3	2	1	
	1	0	1	0	0	0	1	0	オクテット4
コンポーネント種別タグ [リターンリザルト]									
コンポーネント長									
	0	0	0	0	0	0	1	0	オクテット5 オクテット6

<u>インボーク識別子タグ</u>	
<u>インボーク識別子長</u>	<u>オクテット7</u>
<u>インボーク識別子</u>	<u>オクテット8</u>



付図 I-2-1 / NTT-Q932-a
 ハンドオーバー機能 (正常)

I. 2. 2 PB音生成機能

I. 2. 2. 1 定義

PB音生成機能は、公衆用基地局からのDチャンネルを用いた信号形式で定義されたPB音の生成要求に基づき、デジタル網でPB音を公衆用基地局の送信通信チャンネルに送出する機能である。

I. 2. 2. 2 概要

本システムにおける本機能の利用例を以下に示す。

公衆用基地局は本機能を利用することで、公衆用基地局内にPB音生成装置を持つことなく移動局に対してPB音送信サービスを提供することが可能となる。

本機能は、公衆用基地局とデジタル網間でのみ定義する。

本機能で用いるオペレーション値は、日本における無線区間の標準化機関であるARIB (Association of Radio Industries and Businesses : 社団法人電波産業会) においてPB送信オペレーションとして規定されたオブジェクト識別子を用いる。

本機能は、デジタル網が以下の呼状態のとき提供することができる。

－発呼受付状態

－通信中状態

なお、一度に送信可能なPB音の最大数を32とする。

I. 2. 2. 3 手順

『ファシリティ』メッセージ、およびファシリティ情報要素を利用した手順である。

公衆用基地局からデジタル網への一方向の通知のみで、ROSEオペレーションクラス5の機能である。

発呼受付状態および通話中状態で、公衆用基地局は、デジタル網に対して、以下のデータ要素を含むファシリティ情報要素を含む『ファシリティ』メッセージを送信することでサービスを起動する。

PB信号 = 許容値として「IA5キャラクタによる0～9の数字および、#、*」

『ファシリティ』メッセージの呼番号は、『呼設定』メッセージの呼番号と同一とする。また、本手順起動に用いるインボーク識別子は、『ファシリティ』メッセージの呼番号とは独立である。

なお、公衆用基地局における本オペレーションのリジェクト待ちタイマは4秒以上とする。タイムアウト時には公衆用基地局はインボーク識別子の解放を行い、インボーク識別子の再利用が可能となる。

I. 2. 2. 4 他の付加サービスとの競合

(1) 本機能と、F. 2に規定しているデジタル網からの認証機能のインボーク識別子が衝突することがある。この場合、デジタル網は以下のような処理を行う。

リジェクトは送信せず、またPB音の生成も行わず、無視する。

公衆用基地局は以下のような処理を行なうことが望まれる。

認証処理を行い、PB音生成機能のリジェクト待ちタイマを破棄することが望まれる。

(2) 本機能と、F. 3に規定しているデジタル網からの呼解放情報通知機能のインボーク識別子が衝突することがある。この場合、デジタル網は以下のような処理を行う。

リジェクトは送信せず、またPB音の生成も行わず、無視する。

公衆用基地局は以下のような処理を行うことが望まれる。

断復旧処理を行い、PB音生成機能のリジェクト待ちタイマを破棄することが望まれる。

I. 2. 2. 5 コーディング例と信号シーケンス

インボークコンポーネントのコーディング例を、付表I-2-3/NTT-Q932-aに示す。

正常手順における信号シーケンスを付図I-2-2/NTT-Q932-a、付図I-2-3/NTT-Q932-aに示す。

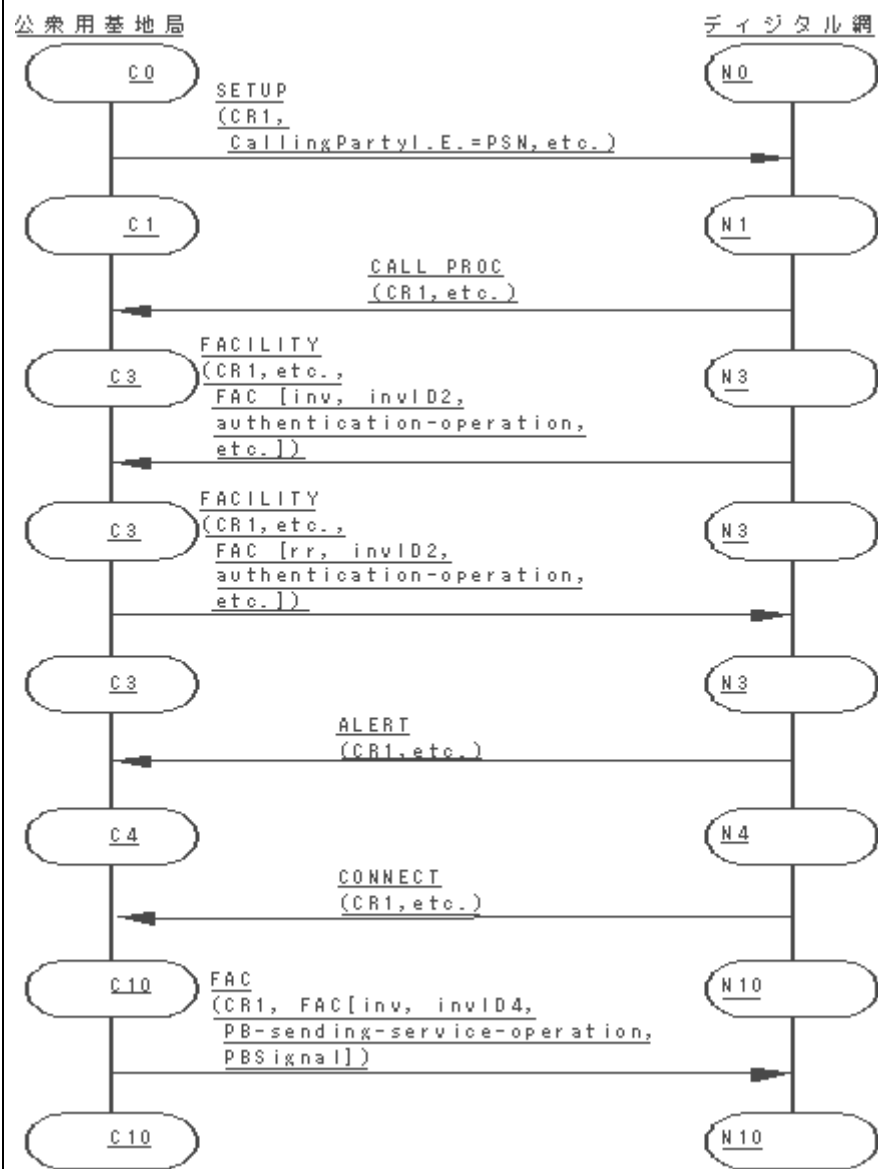
付表I-2-3/NTT-Q932-a

PB音生成オペレーションのコンポーネントコーディング例

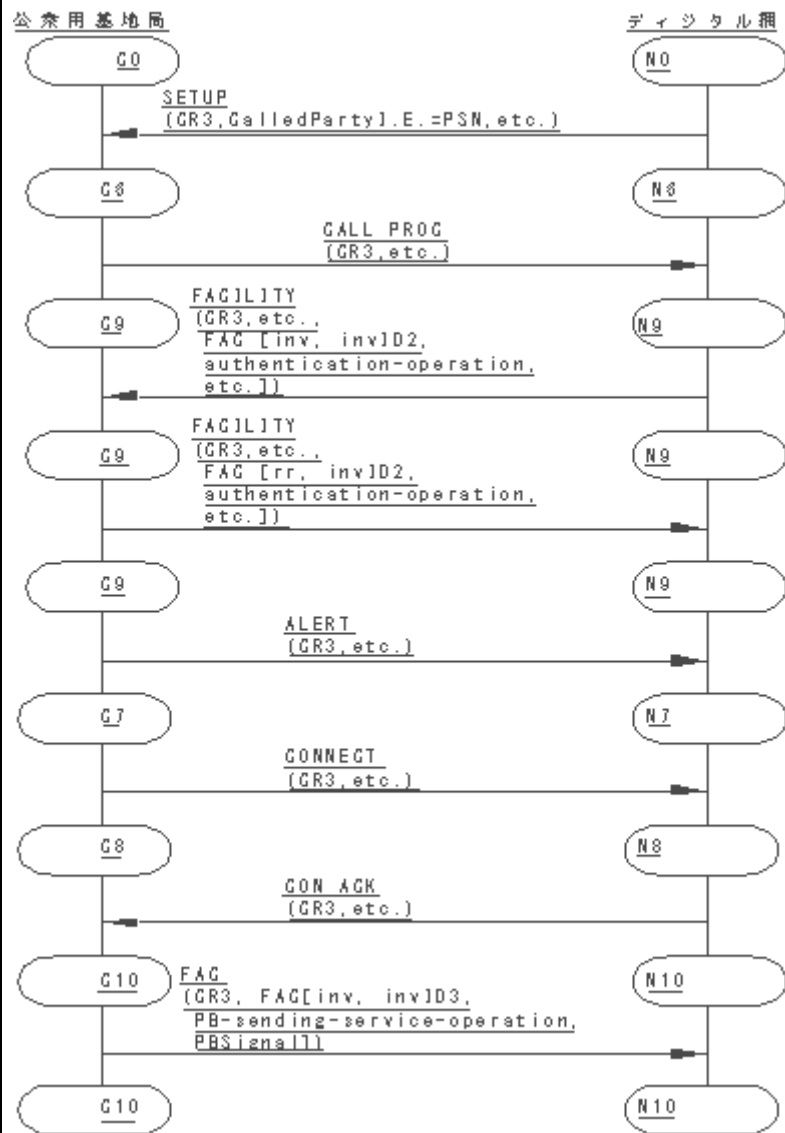
[インボーク]

ビット	8	7	6	5	4	3	2	1	
	1	0	1	0	0	0	0	1	オクテット4
	コンポーネント種別タグ								
	[インボーク]								
	コンポーネント長								オクテット5
	0	0	0	0	0	0	1	0	オクテット6
	インボーク識別子タグ								
	インボーク識別子長								オクテット7
	インボーク識別子								オクテット8
	0	0	0	0	0	1	1	0	オクテット12

<u>オペレーションバリュー</u> <u>タグ</u> <u>[オブジェクト識別子]</u>			
<u>0</u>	<u>オペレーションバリュー</u> <u>一長</u>		<u>オクテット13</u>
<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>オクテット14 a</u>
<u>1</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>オクテット14 b</u>
<u>0</u>	<u>0</u>	<u>1</u>	<u>オクテット14 c</u>
<u>1</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>オクテット14 d</u>
<u>1</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>オクテット14 e</u>
<u>0</u>	<u>1</u>	<u>0</u>	<u>オクテット14 f</u>
<u>0</u>	<u>1</u>	<u>0</u>	<u>オクテット14 g</u>
<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>オクテット14 h</u>
<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>オクテット14 i</u>
<u>0</u>	<u>0</u>	<u>1</u>	<u>オクテット15. 1</u>
<u>クラ</u>	<u>形</u>	<u>タグコード</u>	
<u>ス</u>	<u>式</u>	<u>[セットタグ]</u>	
<u>パラメータ長</u>			<u>オクテット15. 2</u>
<u>1</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>オクテット15. 3. 1</u>
<u>クラ</u>	<u>形</u>	<u>タグコード</u>	
<u>ス</u>	<u>式</u>	<u>[PB信号タ</u>	
		<u>グ]</u>	
<u>0</u>	<u>パラメータ長</u>		
<u>PB信号 (IA5)</u>			
<u>(0, 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, #</u>			
<u>,*)</u>			



付図 I-2-2 / NTT-Q932-a
PB音生成機能 / PHS発信時 (正常)



付図 I - 2 - 3 / NTT-Q 9 3 2 - a
PB音生成機能 / PHS着信時 (正常)

I. 2. 3 呼設定情報通知機能

I. 2. 3. 1 定義

呼設定情報通知機能はユーザの呼設定情報（GN/UR）を通知するための機能である。

I. 2. 3. 2 概要

呼設定情報は、網輻輳時等において重要ユーザ（例、警察）の発呼を識別するために用いられる。GN/URは順に一般ユーザ/優先ユーザを表す。

発信時に、移動局の電話番号毎の呼設定情報を加入者データとして継続的に保持している、あるいは、一時的に保持している公衆用基地局は、本機能を利用することによって、デジタル網にユーザの呼設定情報を通知することができる。

なお、移動局の電話番号毎の呼設定情報を加入者データとして継続的に保持している、あるいは、一時的に保持している公衆用基地局が、本機能を利用しない場合、デジタル網は当該呼をGN呼であると判断する。

本機能は、公衆用基地局とデジタル網の間で定義される。

I. 2. 3. 3 手順

『呼設定』メッセージ、およびファシリティ情報要素を利用した手順である。

公衆用基地局からデジタル網への一方向の通知のみで、ROSE オペレーションクラス5の機能である。

移動局発呼時、公衆用基地局はデジタル網に対して以下のデータ要素を含むファシリティ情報要素（コンポーネント種別＝インボーク）を含む『呼設定』メッセージを送信することでサービスを起動する。

呼設定 = GN/UR

本手順起動に用いるインボーク識別子は、『呼設定』メッセージの呼番号とは独立である。

I. 2. 3. 4 他の付加サービスとの競合

「空」状態において、本機能のオペレーションと、I. 2. 1に規定している公衆用基地局からのハンドオーバーのオペレーションが、同一の『呼設定』メッセージに設定される場合、デジタル網は以下のような処理を行う。

リジェクトは送信せず、呼設定情報通知機能オペレーションは無視し、ハンドオーバー機能を実行する。

I. 2. 3. 5 コーディング例と信号シーケンス

インボークコンポーネントのコーディング例を、付表 I-2-4/NTT-Q932-a に示す。

正常手順における信号シーケンスを付図 I-2-4/NTT-Q932-a に示す。

付表 I-2-4/NTT-Q932-a

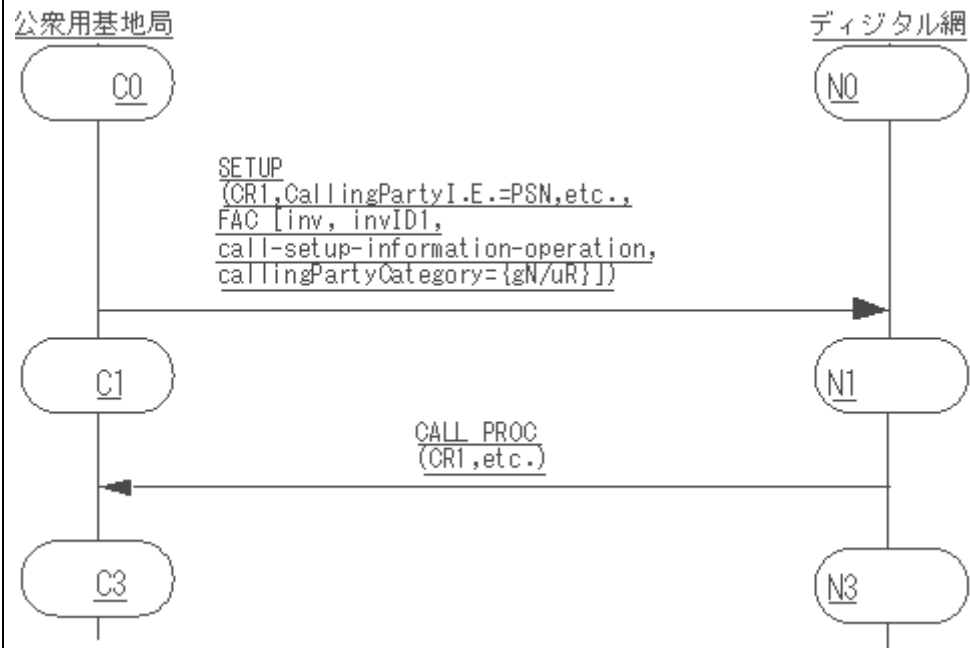
呼設定情報通知オペレーションのコーディング例

[インボーク]

ビット	8	7	6	5	4	3	2	1		
	1	0	1	0	0	0	0	1	オクテット4	
	コンポーネント種別タグ [インボーク]									
	コンポーネント長								オクテット5	
	0	0	0	0	0	0	1	0	オクテット6	
	インボーク識別子タグ									
	インボーク識別子長								オクテット7	
	インボーク識別子								オクテット8	
	0	0	0	0	0	1	1	0	オクテット12	
	オペレーションバリュ タグ [オブジェクト識別子]									
	0	オペレーションバリュ 一長							オクテット13	
	0	0	0	0	0	0	1	1	オクテット14 a	
	1	0	1	0	0	0	1	0	オクテット14 b	
	0	0	1	1	0	0	0	1	オクテット14 c	
	1	0	0	0	0	1	1	1	オクテット14 d	
	0	1	1	0	1	1	0	0	オクテット14 e	
	0	0	0	0	0	0	0	1	オクテット14 f	
	0	0	0	0	1	1	0	0	オクテット14 g	
	0	0	1	1	0	0	0	1	オクテット15. 1	
	クラ	形	タグコード							
	ス	式	[セットタグ]							
	パラメータ長								オクテット15. 2	
	1	0	0	0	1	0	1	1	オクテット15. 3. 1	

クラス	形式	タグコード [呼設定情報タグ]
0	パラメータ長	
呼設定情報		

ビット	8	7	6	5	4	3	2	1	呼設定情報
	0	0	0	0	1	0	1	0	GN
	0	0	0	0	1	0	1	1	UR



付図 I-2-4 / NTT-Q932-a
呼設定情報通知機能 (正常)

I. 2. 4 非制限デジタル発信公衆用基地局通知機能

I. 2. 4. 1 定義

公衆用基地局からの非制限デジタルベアラによる発信時に、公衆用基地局からの発信であることをデジタル網に通知する機能である。

I. 2. 4. 2 概要

本システムでは、公衆用基地局が非制限デジタルベアラで発信する場合と移動局が非制限デジタルベアラで発信する場合がある。本機能は、いずれからの発信かをデジタル網で識別するために用いられる。

なお、本機能を利用しない場合、デジタル網は、移動局からの発呼であると判断する。

本機能は、公衆用基地局とデジタル網の間で定義される。

I. 2. 4. 3 手順

『呼設定』メッセージ、およびファシリティ情報要素を利用した手順である。

公衆用基地局からデジタル網への一方向の通知のみで、ROSEオペレーションクラス5の機能である。

公衆用基地局は非制限デジタルベアラによる発信時、デジタル網に対してオペレーションとして『非制限デジタル発信公衆用基地局通知』を表示したファシリティ情報要素（コンポーネント種別＝インボーク）を含む『呼設定』メッセージを送信することでサービスを起動する。

本手順起動に用いるインボーク識別子は、『呼設定』メッセージの呼番号とは独立である。

本オペレーションは、伝達能力情報要素における情報転送能力を「非制限デジタル情報」とした発呼時のみ許容する。

I. 2. 4. 4 他の付加サービスとの競合

「空」状態において、本機能のオペレーションと、I. 2. 1に規定している公衆用基地局からのハンドオーバーのオペレーションが、同一の『呼設定』メッセージに設定される場合、デジタル網は以下のような処理を行う。

『呼設定受付』メッセージを送信後、リターンエラー値：提供不可（3）を含むファシリティ情報要素を乗せた『切断』メッセージに理由表示「#29 ファシリティ拒否」を伴って呼の切断復旧を行う。

I. 2. 4. 5 コーディング例と信号シーケンス

インボークコンポーネントのコーディング例を、付表I-2-5/NTT-Q932-aに示す。

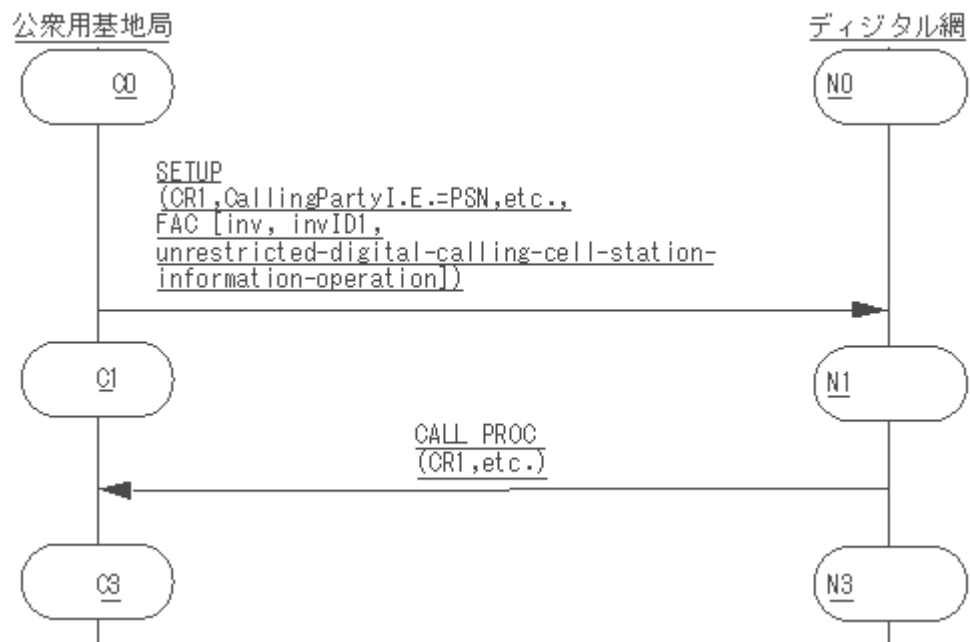
正常手順における信号シーケンスを付図I-2-5/NTT-Q932-aに示す。

付表I-2-5/NTT-Q932-a

非制限デジタル発信公衆用基地局通知オペレーションのコンポーネントコーディング例

[インボーク]

ビット	8	7	6	5	4	3	2	1	
	1	0	1	0	0	0	0	1	オクテット4
	コンポーネント種別タグ								
	[インボーク]								
	コンポーネント長								オクテット5
	0	0	0	0	0	0	1	0	オクテット6
	インボーク識別子タグ								
	インボーク識別子長								オクテット7
	インボーク識別子								オクテット8
	0	0	0	0	0	1	1	0	オクテット12
	オペレーションバリュー								
	タグ								
	[オブジェクト識別子]								
	0	オペレーションバリュー							オクテット13
	一長								
	0	0	0	0	0	0	1	1	オクテット14 a
	1	0	1	0	0	0	1	0	オクテット14 b
	0	0	1	1	0	0	0	1	オクテット14 c
	1	0	0	0	0	1	1	1	オクテット14 d
	0	1	1	0	1	1	0	0	オクテット14 e
	0	0	0	0	0	0	0	1	オクテット14 f
	0	0	0	0	1	1	1	0	オクテット14 g



付図 I-2-5 / NTT-Q 932-a
非制限デジタル発信公衆用基地局通知機能 (正常)

付録 I : プロトコルタイプの使用例

- I. 1 まえがき【JT-Q 932-a に準拠する】
- I. 2 キーパッドプロトコルの使用例 [非標準] 【規定しない】
- I. 3 フィーチャキーマネジメントプロトコルの使用例 [非標準] 【規定しない】
- I. 4 ファンクショナルプロトコルの使用例
 - I. 4. 1 呼と関連する付加サービス手順
 - I. 4. 1. 1 呼設定時のサービスインボケーション

【JT-Q932-aに準拠する】

I. 4. 1. 2 呼切断復旧時のサービスインボケーション

【JT-Q932-aに準拠する】

I. 4. 1. 3 呼の通信中フェーズにおけるサービスインボケーション

【JT-Q932-aに準拠する】

I. 4. 2 呼と関連しない付加サービス手順【JT-Q932-aに準拠する】

付録II：付加サービス実現のための機能参照モデル【JT-Q932-aに準拠する】

付録III：コンポーネントの符号化規則の概要【JT-Q932-aに準拠する】

付録IV：オペレーション、エラー及びデータ種別の定義

(標準JT-Q932に対する)

▼TTC標準JT-Q932「付録IV オペレーション、エラー及びデータ種別の定義」と同一規定。

ただし、

(1) コンポーネント識別子タグのリンク識別子は使用しない。

(2) オペレーション値タグの整数は使用しない。▲

【JT-Q932-aでは▼▲の規定が異なる】

付録V：標準JT-Q932において定義されるオブジェクト識別子のリスト[非標準]

【規定しない】

付録VI：事業者間料金精算関連付加サービスASN. 1モジュール1版

【JT-Q932-aに準拠する】

参考文献【JT-Q932-aに準拠する】

略号リスト【JT-Q932-aに準拠する】

NTT-Q957. 1-a PHS公衆用基地局-デジタル網間インタフェース

PHSユーザ・ユーザ情報転送(PHS-UUS)付加サービス

本規定にTTC標準JT-Q957. 1-aを適用する場合は、以下の用語について読み替えを行う。

<u>TTC標準 JT-Q957. 1-a</u>	<u>NTT-Q957. 1-a</u>
<u>JT-Q931-b</u>	<u>NTT-Q931-b</u>
<u>ユーザ</u>	<u>直接協定事業者</u>

又、本資料で用いられる、用語、語句の意味は、TTC標準の内容に準拠している。

1 PHSユーザ・ユーザ情報転送 (PHS-UUS) 付加サービス

1.1 定義 【JT-Q957. 1-aに準拠する】

1.2 解説 【JT-Q957. 1-aに準拠する】

1.3 動作上の要求条件

1.3.1 サービス提供/取消し

PHSユーザ・ユーザ情報転送 (PHS-UUS) 付加サービスのサービス1は、▼
発信直接協定事業者が提供していただなければならない▲。

【JT-Q957. 1-aでは▼▲の規定が異なる】

1.3.2 発側のデジタル網側に対する要求条件 【JT-Q957. 1-aに準拠する】

1.3.3 デジタル網内での要求条件 【JT-Q957. 1-aに準拠する】

1.3.4 着側のデジタル網側に対する要求条件 【JT-Q957. 1-aに準拠する】

1.3.5 想定端末 【JT-Q957. 1-aに準拠する】

1.4. コーディング上の要求条件

1.4.1 メッセージ

次にあげるメッセージが、サービス1起動手順に適用される。

「呼設定」 (SETUP)

次にあげるメッセージが、サービス1の情報転送に適用される。

「呼設定」 (SETUP)、「呼出」 (ALERTING)、「応答」 (CONNECT)、「切断」

(DISCONNECT)、「解放」 (RELEASE)、「解放完了」 (RELEASE COMPLETE)

PHSユーザ・ユーザ情報転送 (PHS-UUS) 付加サービスで使用されるメッセ

ージの内容を以下に示す。

メッセージ種別：呼出 (ALERTING)

情報要素	参照	方向	種別	情報長
プロトコル識別子	4.2/JT-Q931-b	両方向	M	1
呼番号	4.3/JT-Q931-b	両方向	M	2~*
メッセージ種別	4.4/JT-Q931-b	両方向	M	1
ユーザ・ユーザ	4.5.30/JT-Q931-b	両方向	O(注1)	2~13 1
他の必須およびオプション情報要素は、標準JT-Q931-bに従う				

注1-サービス1 (暗黙の起動手順) の場合、本メッセージに含まれる。

メッセージ種別：応答 (CONNECT)

情報要素	参照	方向	種別	情報長
プロトコル識別子	4.2/JT-Q931-b	両方向	M	1
呼番号	4.3/JT-Q931-b	両方向	M	2~*
メッセージ種別	4.4/JT-Q931-b	両方向	M	1
ユーザ・ユーザ	4.5.30/JT-Q931-b	両方向	O(注1)	2~13 1
他の必須およびオプション情報要素は、標準JT-Q931-bに従う				

注1-サービス1 (暗黙の起動手順) で、本メッセージに含まれる。

メッセージ種別：切断 (DISCONNECT)

情報要素	参照	方向	種別	情報長
プロトコル識別子	4.2/JT-Q931-b	両方向	M	1
呼番号	4.3/JT-Q931-b	両方向	M	2~*
メッセージ種別	4.4/JT-Q931-b	両方向	M	1
ユーザ・ユーザ	4.5.30/JT-Q931-b	両方向	O(注1)	2~13 1

他の必須およびオプション情報要素は標準 J T-Q 9 3 1-b に従う

注 1-サービス 1 では、「切断」(DISCONNECT)メッセージが最初の切断復旧メッセージである場合に含むことができる。▼但し、選択公衆用基地局(接続約款技術的条件集別表 8 5.2.1.2 を参照)確定前にユーザ・ユーザ情報要素が含まれた場合、デジタル網にて当該情報要素を廃棄する。▲

その他の場合には含まれない。

【J T-Q 9 5 7. 1-a では▼▲の規定が異なる】

▽

メッセージ種別：経過表示 (PROGRESS)

情報要素	参照	方向	種別	情報長
プロトコル識別子	4.2/J T-Q 9 3 1-b	両方向	M	1
呼番号	4.3/J T-Q 9 3 1-b	両方向	M	2~*
メッセージ種別	4.4/J T-Q 9 3 1-b	両方向	M	1
ユーザ・ユーザ	4.5.30/J T-Q 9 3 1-b	n→c	O (注 1)	2~13
				1

他の必須およびオプション情報要素は標準 J T-Q 9 3 1-b に従う

注 1- (例えば、インバンドトーンとアナウンスに関連して) リモート公衆用基地局により、呼が通信中状態に到達する以前に、切断復旧されたこと並びに、ユーザ・ユーザ情報要素が、切断復旧メッセージの中に含まれていることを表示するために、デジタル網により「経過表示」(PROGRESS)メッセージが送出される場合に含まれる。△

【J T-Q 9 5 7. 1-a では▽△を規定している】

メッセージ種別：解放 (RELEASE)

情報要素	参照	方向	種別	情報長
プロトコル識別子	4.2/J T-Q 9 3 1-b	両方向	M	1
呼番号	4.3/J T-Q 9 3 1-b	両方向	M	2~*
メッセージ種別	4.4/J T-Q 9 3 1-b	両方向	M	1
ユーザ・ユーザ	4.5.30/J T-Q 9 3 1-b	両方向	O (注 1)	2~13
				1

他の必須およびオプション情報要素は標準 J T-Q 9 3 1-b に従う

注 1-サービス 1 では、「解放」(RELEASE)メッセージが最初の切断復旧メッセージである場合に含むことができる。▼但し、選択公衆用基地局(接続約款技術的条件集別

表8 5.2.1.2を参照) 確定前にユーザ・ユーザ情報要素が含まれた場合、デジタル網にて当該情報要素を廃棄する。▲

その他の場合には含まれない。

【JT-Q957. 1-aでは▼▲の規定が異なる】

メッセージ種別：解放完了 (RELEASE COMPLETE)

情報要素	参照	方向	種別	情報長
プロトコル識別子	4.2/JT-Q931-b	両方向	M	1
呼番号	4.3/JT-Q931-b	両方向	M	2~*
メッセージ種別	4.4/JT-Q931-b	両方向	M	1
ユーザ・ユーザ	4.5.30/JT-Q931-b	c→n	O(注1)	2~13 1
他の必須およびオプション情報要素は標準JT-Q931-bに従う				

注1-サービス1では、着信の「呼設定」(SETUP)メッセージの拒否のために、ユーザにより「解放完了」(RELEASE COMPLETE)メッセージが、送出された場合を含むことができる。▼但し、選択公衆用基地局(接続約款技術的条件集 別表8 5.2.1.2を参照)確定前にユーザ・ユーザ情報要素が含まれた場合、デジタル網にて当該情報要素を廃棄する。▲

その他の場合には含まれない。

【JT-Q957. 1-aでは▼▲の規定が異なる】

メッセージ種別：呼設定 (SETUP)

情報要素	参照	方向	種別	情報長
プロトコル識別子	4.2/JT-Q931-b	両方向	M	1
呼番号	4.3/JT-Q931-b	両方向	M	2~*
メッセージ種別	4.4/JT-Q931-b	両方向	M	1
ユーザ・ユーザ	4.5.30/JT-Q931-b	両方向	O(注1)	2~13 1
他の必須およびオプション情報要素は標準JT-Q931-bに従う				

注1-暗黙のサービス1の起動手順のために、常に含まれる。情報長は、最低3オクテット必要である。

1.4.2 コード群 【JT-Q957. 1-aに準拠する】

1.4.3 情報要素 【JT-Q957.1-aに準拠する】

1.4.4 コードポイント 【JT-Q957.1-aに準拠する】

1.5 信号上の要求条件

1.5.1 サービスの開始/停止/登録

本規定では、登録手順を提供しない。▲

【JT-Q957.1-aでは▼▲の規定が異なる】

サービス1は、1.5.2.1.1.1節で記述されているように、暗黙に起動されうる。この場合、サービスの起動と情報転送は区別できない。

停止手順はこれらサービスを提供するのに必要でない。

1.5.2 インボケーションと動作

1.5.2.1 PHSユーザ・ユーザ情報転送 (PHS-UUS) 付加サービスのサービス

1

1.5.2.1.1 呼設定フェーズ

1.5.2.1.1.1 暗黙の場合の動作 【JT-Q957.1-aに準拠する】

明白な場合の動作 (提供希望または提供必須) 【JT-Q957.1-aに準拠する】

1.5.2.1.2 呼の切断復旧フェーズ

ユーザ・ユーザ情報要素は、正常な呼の切断復旧を開始するのに使われる最初のメッセージに含まれ得る (5.3.3節及び5.3.4節/標準JT-Q931-b[1]参照)。

このような情報要素に含まれる情報は、最初の切断復旧メッセージによってリモート公衆用基地局に転送される (5.3.3節及び5.3.4節/標準JT-Q931-b[1]参照)。このような転送は、リモート公衆用基地局を収容する交換機でリモート公衆用基地局へ切断復旧メッセージを転送する前に、情報が受信された場合に限り行われるか、さもなければ情報は何の通知もなしに捨てられる。

ユーザ・ユーザ情報要素は、着信側インタフェース上で呼を設定する間に、着信公衆用基地局によって送られる最初の切断復旧メッセージに含まれ得る。

着信公衆用基地局が、ユーザ・ユーザ情報要素を含む切断復旧メッセージで呼を拒否した場合、デジタル網はユーザ・ユーザ情報要素を「切断」(DISCONNECT)メッセージに含めて発信公衆用基地局へ送る。

しかしながら、デジタル網が発信公衆用基地局へのインバンド情報を提供中で、その間は切断復旧手順を起動しないと選択した場合、デジタル網はユーザ・ユーザ情報要素を「経過表示」(PROGRESS)メッセージに含めて発信公衆用基地局へ送り得る。△

【JT-Q957. 1-aでは▽△を規定している】

1.5.2.1.3 中継交換機での動作 【JT-Q957. 1-aに準拠する】

1.5.2.1.4 例外手順

1.5.2.1.4.1 暗黙のサービス要求に対する拒否

デジタル網は発信公衆用基地局からの「呼設定」(SETUP)メッセージにて、ユーザ・ユーザ情報要素を受信したが、発信▼直接協定事業者▲がサービス1未契約の場合、ユーザ・ユーザ情報要素を廃棄する。廃棄した場合でも呼設定処理は続ける。デジタル網はまた、PHSユーザ・ユーザ情報転送(PHS-UUS)要求を非許容としたことを▼理由表示#43“アクセス情報廃棄”▲を含む「状態表示」(STATUS)メッセージにて発信に通知し得る。

着信▼直接協定事業者▲は受け取ったユーザ・ユーザ情報要素を理解できないかもしれない。この場合、▼直接協定事業者▲は通常の呼処理を中断することなしにこの情報を廃棄する。デジタル網では、これに備えて、特有の信号手順は提供しない。

【JT-Q957. 1-aでは▼▲の規定が異なる】

1.5.2.1.4.2 明白なサービス要求に対する拒否 【JT-Q957. 1-aに準拠する】

1.5.2.1.4.3 呼制御メッセージに含まれる期待されないユーザ・ユーザ情報要素

PHSユーザ・ユーザ情報転送(PHS-UUS)付加サービスの要求が着信公衆用基地局へ通知される「呼設定」(SETUP)メッセージに含まれないにもかかわらず、着信公衆用基地局からの「呼出」(ALERTING)メッセージまたは「応答」(CONNECT)メッセージにユーザ・ユーザ情報要素が含まれている場合、デジタル網はその情報要素を廃棄する。ユーザ・ユーザ情報要素を廃棄した場合、デジタル網は着信公衆用基地局から受信したメッセージに対し残りの内容の動作を行い、理由表示#43“アクセス情報廃棄”を含む「状態表示」(STATUS)メッセージを着信公衆用基地局に▼送信し得

る▲。

【JT-Q 9 5 7. 1-a では▼▲の規定が異なる】

PHS ユーザ・ユーザ情報転送 (PHS-UUS) 付加サービスの要求が着信公衆用基地局へ通知される「呼設定」(SETUP) メッセージに含まれないにもかかわらず、どちらからかの公衆用基地局からの「切断」(DISCONNECT)、「解放」(RELEASE)または「解放完了」(RELEASE COMPLETE) メッセージにユーザ・ユーザ情報要素が含まれている場合、デジタル網はその情報要素を廃棄する。ユーザ・ユーザ情報要素を廃棄した場合、デジタル網はその公衆用基地局から受信したメッセージに対し、残りの内容の動作を行う。切断復旧を起動した公衆用基地局側が「切断」(DISCONNECT) (または「解放」(RELEASE)) メッセージを送信していたら、デジタル網は切断復旧を起動した公衆用基地局側に理由表示# 4 3 “アクセス情報廃棄”を含む「解放」(RELEASE) (または「解放完了」(RELEASE COMPLETE)) メッセージを▼送信し得る▲。切断復旧を起動した公衆用基地局側が「解放完了」(RELEASE COMPLETE) メッセージを送信していたら、デジタル網は切断復旧を起動した公衆用基地局側で呼の切断復旧が完了したとみなし、他の動作を起こさない。

【JT-Q 9 5 7. 1-a では▼▲の規定が異なる】

デジタル網は以下の場合、ユーザ・ユーザ情報要素を廃棄する。これは 1.5 章の他の部分で明白に記述されていない。

－ユーザ・ユーザ情報要素が 1 3 1 オクテットより長くサービス 1 が暗黙に起動された場合。

－デジタル網がユーザ・ユーザ情報要素を含むメッセージを受信したが、そのメッセージにはこの標準で定義されたユーザ・ユーザ情報要素を含める事が許されない場合。

ユーザ・ユーザ情報要素を廃棄した場合、デジタル網は送信公衆用基地局から受信したメッセージに対し残りの内容の動作を行い、理由表示# 4 3 “アクセス情報廃棄”を含む「状態表示」(STATUS) メッセージをその公衆用基地局に▼送信し得る▲。しかしデジタル網が切断復旧メッセージで受信したユーザ・ユーザ情報要素を廃棄する場合、5.3 節/標準 JT-Q 9 3 1-b [1]で定義される様に、デジタル網は続いてユーザへ送信する切断復旧メッセージに理由表示# 4 3 “アクセス情報廃棄”を▼含み得る▲。デジタル網が「解放完了」(RELEASE COMPLETE) メッセージに含まれるユー

ザ・ユーザ情報要素を廃棄した場合、デジタル網は「解放完了」(RELEASE COMPLETE)メッセージを送信した公衆用基地局側での呼の切断復旧が完了したとみなし、他の動作を起こさない。

【JT-Q957. 1-aでは▼▲の規定が異なる】

▼

1.5.2.1.4.4 信号長オーバのメッセージに対するユーザ・ユーザ情報要素「呼設定」(SETUP)メッセージに含まれたユーザ・ユーザ情報要素がISUP信号へインタワークする際に信号長オーバとなった場合、デジタル網は送信公衆用基地局から受信したメッセージに対し残りの内容の動作を行い、理由表示#43“アクセス情報廃棄”を含む「状態表示」(STATUS)メッセージをその公衆用基地局に送信し得る。▲

【JT-Q957. 1-aでは▼▲を規定していない】

1.5.2.2 PHSユーザ・ユーザ情報転送(PHS-UUS)付加サービスのサービス
2

【JT-Q957. 1-aに準拠する】

1.5.2.3 PHSユーザ・ユーザ情報転送(PHS-UUS)付加サービスのサービス
3

【JT-Q957. 1-aに準拠する】

1.6 他の付加サービスとの相互作用

1.6.1 DTMF送出 【JT-Q957. 1-aに準拠する】

1.6.2 ハンドオーバ

PHS-UUSサービスはハンドオーバ起動によって起動されない。

ハンドオーバ時の「呼設定」(SETUP)メッセージに含まれるユーザ・ユーザ情報要素(UUI)は▼廃棄される。▲

【JT-Q957. 1-aでは▼▲の規定が異なる】

ユーザ・ユーザ情報要素を廃棄した場合、デジタル網は送信公衆用基地局から受信したメッセージに対し残りの内容の動作を行い、理由表示#43“アクセス情報廃棄”を含む「状態表示」(STATUS)メッセージをその公衆用基地局に送信し得る。

▲

【JT-Q957. 1-aでは▼▲を規定していない】

PHS-UUSサービス1:

相互作用なし。以下の場合を除きどちらのサービスもお互いに影響しない。
もしPHS網からPHSユーザへのユーザ・ユーザ情報要素(UUI)送出が完

了しない場合、PHSユーザはユーザ・ユーザ情報要素（UII）を受信しないかもしれない。△

【JT-Q957. 1-a では▽△を規定している】

交換機をまたがるハンドオーバの時は、デジタル網は 1.5.2.1.4 節に定義される異常手順において適切な理由表示の返送を行わない場合がある。

1.6.3 秘匿 【規定しない】

1.6.4 サブアドレス（SUB） 【JT-Q957. 1-a に準拠する】

1.6.5 発信者番号通知（CUIP） 【JT-Q957. 1-a に準拠する】

1.6.6 発信者番号制限（CUIR） 【JT-Q957. 1-a に準拠する】

1.6.7 着信転送 【規定しない】

1.6.8 規制 【規定しない】

1.6.9 ローミング 【規定しない】

1.6.10 事業者間料金精算関連付加サービス 【JT-Q957. 1-a に準拠する】

1.7 他網との相互作用 【JT-Q957. 1-a に準拠する】

1.8 信号フロー 【JT-Q957. 1-a に準拠する】

1.9 パラメータ値（タイマ） 【JT-Q957. 1-a に準拠する】

1.10 動的記述（SDL） 【JT-Q957. 1-a に準拠する】

付属資料A 既規定の情報オブジェクト 【規定しない】

参考文献 【JT-Q957. 1-a に準拠する】

付録 TTC標準用語対象表 【JT-Q957. 1-a に準拠する】

NTT-Q951. 3-b PHS公衆用基地局-デジタル網間インタフェース 発

信者番号通知付加サービス（CUIP）

1. 発信者番号通知（CUIP）

1.1 定義【JT-Q951.3-bに準拠する】

1.2 解説

1.2.1 概要【JT-Q951.3-bに準拠する】

1.2.2 特殊用語【JT-Q951.3-bに準拠する】

1.2.3 テレコミュニケーションサービスへの適用上の制限【規定しない】

1.2.4 状態定義【JT-Q951.3-bに準拠する】

1.3 運用上の要求条件

1.3.1 サービス提供／取消し【規定しない】

1.3.2 発側のデジタル網に対する要求条件

▼発信者番号通知（CUIP）付加サービスに関する全ての情報は、NTT-Q931-bの5章で規定された基本呼手順で送出される「呼設定」（SETUP）メッセージに含まなければならない。

発信公衆用基地局によって（基本呼手順の一部として）情報が設定されなかった場合は、デジタル網は呼を解放する。

公衆用基地局によって発信者情報が設定されている場合には、デジタル網はPS番号がそのPHS端末に割り当てられた範囲であるかどうか、および、認証処理を行う上での認証方式を確認し、当該認証方式において必要な加入者データの存在を検証する。

▲

【JT-Q951.3-bでは、▼▲の規定が異なる】

1.3.3 デジタル網内での要求条件【JT-Q951.3-bに準拠する】

1.3.4 着側のデジタル網に対する要求条件【JT-Q951.3-bに準拠する】

1.4 コーディング上の要求条件

▼発信者番号通知（CUIP）付加サービスに関する全ての情報は、「呼設定」（SETUP）メッセージに含まれる。本サービスに用いられる発番号及び発サブアドレス情報要素のコーディングは、NTT-Q931-bの4.5.10節及び4.5.11節に規定されている。発番号情報要素により呼の生成源を特定する。発サブアドレス情報要素により呼の生成源に関連するサブアドレスを特定する。▲【JT-Q951.3-bでは▼▲の規定が異なる】

1.5 信号上の要求条件

1.5.1 サービスの開始／停止／登録【JT-Q951.3-bに準拠する】

1.5.2 インボケーションと動作

1.5.2.1 発信側加入者線交換機での動作

1.5.2.1.1 通常動作

1.5.2.1.1.1 発信公衆用基地局での動作

▼発信公衆用基地局から送られ、発番号情報要素に設定される番号計画識別は、「ISDN番号計画（勧告E. 164）」である。

発信公衆用基地局により記入され送られてきた発信者番号が完全な場合、発番号情報要素に設定される番号種別は以下のいずれかである。

— 国内番号 完全な国内番号が送られてきた場合に用いられる。▲

【JT-Q951. 3-bでは▼▲の規定が異なる】

1.5.2.1.1.2 発信側加入者線交換機での動作

発信公衆用基地局から、「呼設定」(SETUP)メッセージを受信した場合、デジタル網は発番号及び発サブアドレス情報要素が含まれているかチェックする。

発番号情報要素が、「ISDN番号計画（勧告E. 164）」以外のコーディングで番号計画識別を受信したとき、デジタル網は呼を解放する。

「呼設定」(SETUP)メッセージに、発番号情報要素が含まれていない場合、デジタル網は呼を解放する。

デジタル網、又は発信公衆用基地局は発信者番号に、網検証の結果に基づいた網検証識別子の値を設定する。

1) 公衆用基地局タイプ1の場合

発番号情報要素が含まれていれば、デジタル網は網検証機能を実行する。（網検証機能の一つは認証である）

発PHS端末から受信した発信者番号が正常と判断された場合、デジタル網は網検証識別子に、「ユーザ記入、網検証成功」を設定する。

網検証機能失敗の時、デジタル網は呼を解放する。

2) 公衆用基地局タイプ2の場合

「呼設定」(SETUP)メッセージに、網検証識別子が含まれていない場合、デジタル網は呼を解放する。網検証識別子が含まれている場合、デジタル網はその値を設定する。（既に網検証が行われているため）

上記手順（公衆用基地局タイプ1及びタイプ2）により決定された情報は、基本発呼要求に従って、着信側加入者線交換機に転送される。

▼発信者番号通知制限（CUIR）付加サービス（NTT-Q951. 4-b）の手順により決定された表示識別子は、基本発呼要求に従って、着信側加入者線交換機に転送される。▲

発サブアドレス情報要素が通知可能であれば、それはデジタル網内を透過的に転送される。

【JT-Q951.3-bでは▼▲の規定が異なる】

1.5.2.1.1.3 特別契約を適用する場合の発信側加入者線交換機での動作【規定しない】

1.5.2.1.2 例外手順【JT-Q951.3-bに準拠する】

1.5.2.2 中継交換機での動作【JT-Q951.3-bに準拠する】

1.5.2.3 着信側加入者線交換機での動作

1.5.2.3.1 通常動作

▼発信者番号が通知可能で、かつ発信者番号内の表示識別子により通知が許容されている場合、デジタル網は着信公衆用基地局に送信する「呼設定」(SETUP)メッセージに発番号情報要素を含める。発サブアドレスが設定されている場合も、デジタル網は「呼設定」(SETUP)メッセージに発サブアドレス情報要素を含める。着信側交換機で受信された、発信者番号に対応する表示識別子、網検証識別子、及び発サブアドレスは着信公衆用基地局に透過的に転送される。

番号計画識別フィールドは「ISDN番号計画(勧告E.164)」にコーディングされる。

1) 公衆用基地局タイプ1の場合

デジタル網が「呼設定」(SETUP)メッセージを着信公衆用基地局に送る際にデジタル網は発信者番号が通知可能かどうかチェックする必要がある。

発信者番号内の表示識別子により通知が許容されない場合、デジタル網は着信公衆用基地局に送信する「呼設定」(SETUP)メッセージに発番号情報要素を含めない場合がある。着側加入者線交換機で発信者番号も通知制限の表示も受け取れなかった場合、デジタル網は着側公衆用基地局に送られる「呼設定」(SETUP)メッセージに発番号情報要素を含めない場合がある。

2) 公衆用基地局タイプ2の場合

発信者番号内の表示識別子により通知が許容されない場合、デジタル網は着信公衆用基地局に送信する「呼設定」(SETUP)メッセージに発番号情報要素を含めてもよい。網検証識別子は着信側デジタル網で受信した通り公衆用基地局に送信される。デジタル網はディジットフィールドを含める。またデジタル網は「呼設定」(SETUP)メッセージに発サブアドレス情報要素を含める。

着信側加入者線交換機で発信者番号も通知制限の表示も受け取れなかった場合、デジタル網は着信公衆用基地局に送られる「呼設定」(SETUP)メッセージに発番号情報要素を含めない場合がある。▲

【JT-Q951.3-bでは▼▲の規定が異なる】

1.5.2.3.2 例外手順【JT-Q951.3-bに準拠する】

1.6 他の付加サービスとの相互作用

1.6.1 DTMF送信【JT-Q951.3-bに準拠する】

1.6.2 ハンドオーバ【JT-Q951.3-bに準拠する】

1.6.3 ユーザスクランブル【規定しない】

1.6.4 サブアドレス【JT-Q951.3-bに準拠する】

1.6.5 発信者番号通知 (CUIP) 【JT-Q951.3-bに準拠する】

1.6.6 発信者番号通知制限 (CUIR)

▼1.5.2.3参照。▲

【JT-Q951.3-bでは▼▲の規定が異なる】

1.6.7 着信転送系サービス

1.6.7.1 無条件着信転送 (CFU) 【規定しない】

1.6.7.2 ビジー時着信転送 (CFB) 【規定しない】

1.6.7.3 無応答時着信転送 (CFNRy) 【規定しない】

1.6.7.4 圏外・電源断時着信転送 (CFNRc)

▼NTT-Q952-b参照。▲

【JT-Q951.3-bでは▼▲の規定が異なる】

1.6.8 規制 【規定しない】

1.6.9 ローミング 【規定しない】

1.6.10 PHSユーザ・ユーザ情報転送付加サービス (PHS-UUS)

1.6.10.1 サービス1 【JT-Q951.3-bに準拠する】

1.6.10.2 サービス2 【規定しない】

1.6.10.3 サービス3 【規定しない】

1.7 他網との相互作用

1.7.1 ISDNとの相互作用

1.7.1.1 発信側加入者交換機での動作

▼活用型PHS発時の発信側交換機の動作は、着信先がISDNまたは非ISDNであるかは意識しない。▲

【JT-Q951.3-bでは▼▲を規定していない】

1.7.1.2 中継交換機での動作 【JT-Q951.3-bに準拠する】

1.7.1.3 着信側加入者交換機での動作

▼相互作用なし▲

【JT-Q951.3-bでは▼▲の規定が異なる】

1.7.2 非ISDNとの相互作用 【規定しない】

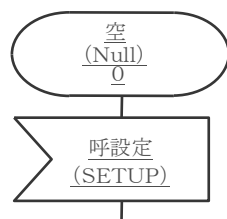
1.7.3 私設ISDNとの相互作用手順 【規定しない】

1.8 信号フロー 【JT-Q951.3-bに準拠する】

1.9 パラメータ値 (タイマ) 【JT-Q951.3-bに準拠する】

1.10 動的記述

図1.1/NTT-Q951.3-b 発側のデジタル網における動的記述 [公衆用
基地局タイプ1] 【JT-Q951.3-bに準拠する】

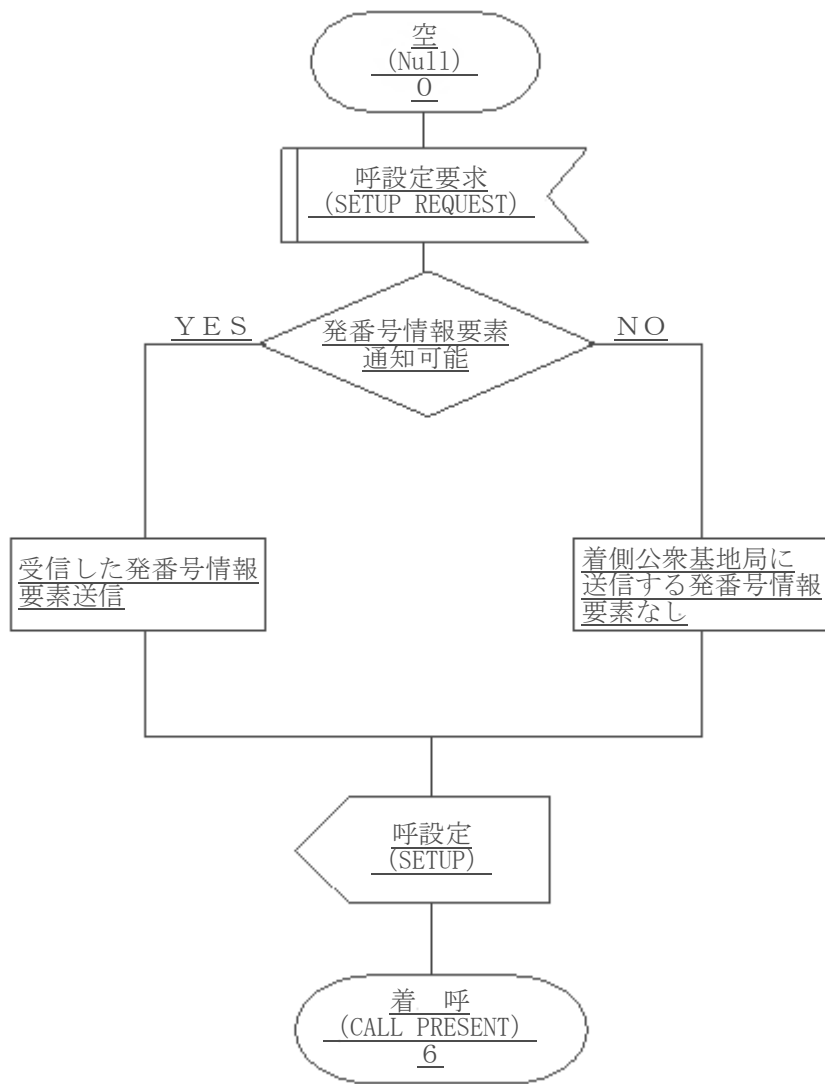


注1 - 本手順は基本サービスの一部として提供される。

図1. 2 / NTT-Q951. 3-b

発側のデジタル網における動的記述 [公衆用基地局タイプ2]

図2. 1 / NTT-Q951. 3-b 着側のデジタル網における動的記述 [公衆用
基地局タイプ1] 【JT-Q951. 3-bに準拠する】



着側のデジタル網における動的記述 [公衆用基地局タイプ2] ▲

【JT-Q951.3-bでは▼▲の規定が異なる】

付属資料A：二つの発番号情報要素通知オプション【規定しない】

付属資料B：発信者番号が通知されない詳細理由の明示

B. 1 範囲

【JT-Q951.3-bに準拠する】

B.2 新たに必要となるコーディング上の要求条件

▼勧告X.208で記述される抽象構文1 (ASN.1) 及び勧告X.219 図4/X.219で定義される OPERATION macro (オペレーションマクロ) を用いて、このオプションをサポートするために必要なオペレーションの定義を付表B-1/NTT-Q951.3-bに示す。

付表B-1/NTT-Q951.3-b

Cause-of-No-ID-Information-Service-Operation

DEFINITION ::=

BEGIN

IMPORTS OPERATION

FROM

Remote-Operation-Notation

{joint-iso-ccitt remote-operation(4) notation(0)}

;

CauseOfNoIdInformationType ::= OPERATION

ARGUMENT causeOfNoId CauseOfNoId

CauseOfNoId ::= ENUMERATED {unavailable(0), rejectedByUser(1),
interactionWithOtherServices(2), coinLine(3)}

--CauseOfNoIdInformation 発信者番号非通知理由明示オペレーション

--CauseOfNoId 発信者番号非通知理由

--unavailable サービス提供不可のため通知不可

--rejectedByUser ユーザ拒否のため通知不可

--interactionWithOtherServices サービス競合のため通知不可

--coinLine 公衆電話発信のため通知不可

causeOfNoIdInformation CauseOfNoIdInformationType ::= {ccitt(0) administration(2)

japan(440) isdn(102) operationValue(1) causeOfNoIdInformation(1)}

End --of Cause-of-No-ID-Information-Service-Operation

発信者番号通知オプションファシリティ情報要素のコーディング

<u>8</u>	<u>7</u>	<u>6</u>	<u>5</u>	<u>4</u>	<u>3</u>	<u>2</u>	<u>1</u>
0	0	0	1	1	1	0	0
<u>情報要素識別子</u> <u>[ファシリティ情報要素]</u>							
<u>ファシリティ内容長</u>							
<u>1</u> 拡張	0	0	1	0	0	0	1
<u>予備</u> <u>プロトコル・プロファイル</u> <u>[リモートオペレーション]</u>							
1	0	1	0	0	0	0	1
<u>コンポーネント種別タグ</u> <u>[インボーク]</u>							
<u>コンポーネント長</u>							
0	0	0	0	0	0	1	0
<u>コンポーネント識別子タグ</u> <u>[インボーク識別子]</u>							
<u>インボーク識別子長</u>							
<u>インボーク識別子</u>							
0	0	0	0	0	1	1	0
<u>オペレーション種別タグ</u> <u>[オブジェクト識別子]</u>							
0	0	0	0	0	1	1	0
<u>オペレーション長</u>							
0	0	0	0	0	0	1	0
<u>ccitt(0)×40+administration(2)</u>							
1	0	0	0	0	0	1	1
0	0	1	1	1	0	0	0
<u>Japan(440)</u>							
0	1	1	0	0	1	1	0
<u>isdn(102)</u>							
0	0	0	0	0	0	0	1
<u>Operationvalue(1)</u>							
0	0	0	0	0	0	0	1
<u>cause of NO ID information(1)</u>							
0	0	0	0	0	0	0	1
0	0	0	0	0	0	0	1
<u>ユニバーサル</u> <u>形</u> <u>クラス</u> <u>式</u> <u>列挙型タグ(10)</u>							

<u>0</u> <u>0</u> <u>0</u> <u>0</u> <u>0</u> <u>0</u> <u>0</u> <u>1</u> パラメータ長
発信者番号非通知理由 [サービス提供不可(0), ユーザ拒否 (1), サービス競合(2), 公衆電話発信 (3)]



【JT-Q951.3-bでは▼▲の規定が異なる】

B.3 信号手順

B.3.1 発信側加入者線交換機で新たに必要となる動作

B.3.1.1 通常動作

▼発信側公衆用基地局は、発信者番号通知できない事象が存在する場合、番号を通知しない旨の適切な詳細理由(発信者番号非通知理由)を設定した「呼設定」(SETUP)メッセージを発信側加入者線交換機に送信する。

－発信ユーザが発信者番号通知制限(CUIR)付加サービスを起動したため通知できない(ユーザ拒否のため通知不可)

－他サービスとの競合条件により通知できない(サービス競合のため通知不可)

－公衆電話からの発信であるため通知できない(公衆電話発信のため通知不可)

発信側加入者交換機は、受信した発信者番号非通知理由を透過的に着信側加入者交換機に送信する。

▲

【JT-Q951.3-bでは▼▲の規定が異なる】

B.3.1.2 例外動作【JT-Q951.3-bに準拠する】

B.3.2 中継交換機での動作【JT-Q951.3-bに準拠する】

B.3.3 着信側加入者線交換機で新たに必要となる動作

B.3.3.1 通常動作

▼デジタル網は発信者番号が着信公衆用基地局に通知されない場合、発信者番号非通知理由明示(CauseOfNoIdInformation)インボークコンポーネントに、以下に示す発信者番号非通知理由を設定したファシリティ情報要素を含む「呼設定」(SETUP)メッセージを着信公衆用基地局に送信する。

－発信者番号も通知制限の表示も受信しなかった場合、デジタル網は発信者番号非通知理由「サービス提供不可のため通知不可」を設定する。

－受信した表示識別子が「インタワーキングのため利用できない番号」に設定された場合、デジタル網は発信者番号非通知理由「サービス提供不可のため通知不可」を設定する。

－受信した表示識別子が「表示制限」に設定され、デジタル網が発信者番号非通知理由を受信しない場合、デジタル網は発信者番号非通知理由「サービス提供不可のため通知不可」を設定する。

ー受信した表示識別子が「表示制限」に設定され、デジタル網が発信者番号非通知理由を受信する場合、デジタル網は受信した発信者番号非通知理由を透過的に設定する。

発番号情報要素の表示識別子が「表示許可」に設定され、発信者番号が着信公衆用基地局に通知される場合、着信側加入者線交換機は発信者番号非通知理由を着信公衆用基地局に送信しない。

以上は付表B-2/NTT-Q951.3-bに要約されている。

付表B-2/JT-Q951.3-b

着信側加入者線交換機で受信した情報			着信側加入者線交換機が 着信公衆用基地局へ送信する 発信者番号非通知理由
表示識別子	発信者番号非通知理由		
二	二	⇔	サービス提供不可のため通知不可
インタワーキングのため利用できない番号	二	⇔	サービス提供不可のため通知不可
表示制限	二	⇔	サービス提供不可のため通知不可
	ユーザ拒否のため通知不可	⇔	ユーザ拒否のため通知不可
	サービス競合のため通知不可	⇔	サービス競合のため通知不可
	公衆電話発信のため通知不可	⇔	公衆電話発信のため通知不可
表示許可	二	⇔	二

【JT-Q951.3-bでは▼▲の規定が異なる】

B.3.3.2 例外動作【JT-Q951.3-bに準拠する】

付属資料C：公衆用基地局タイプ1とタイプ2について【JT-Q951.3-bに準拠する】

NTT-Q951.4-b PHS公衆用基地局-デジタル網間インタフェース 発信者番号通知制限付加サービス

1. 発信者番号通知制限（CUIR）

1.1 定義【JT-Q951.4-bに準拠する】

1.2 解説

1.2.1 概要【JT-Q951.4-bに準拠する】

1.2.2 特殊用語【JT-Q951.4-bに準拠する】

1.2.3 テレコミュニケーションサービスへの適用上の制限【規定しない】

1.2.4 状態定義【JT-Q951.4-bに準拠する】

1.3 運用上の要求条件

1.3.1 サービス提供／取消し【規定しない】

1.3.2 発側のデジタル網に対する要求条件

▼発信者番号通知制限（CUIR）付加サービスに関する全ての情報は、NTT-Q951.4-bで規定された基本呼設定手順の一部として送出される「呼設定」（SETUP）メッセージに含まれる。▲

【JT-Q951.4-bでは、▼▲の規定が異なる】

1.3.3 デジタル網内での要求条件【JT-Q951.4-bに準拠する】

1.3.4 着側のデジタル網に対する要求条件【JT-Q951.4-bに準拠する】

1.4 コーディング上の要求条件

▼NTT-Q951.3-bの1.4と同様である。▲

【JT-Q951.4-bでは、▼▲の規定が異なる】

1.5 信号上の要求条件

1.5.1 サービスの開始／停止／登録【JT-Q951.4-bに準拠する】

1.5.2 インボケーションと動作

1.5.2.1 発信公衆用基地局での動作【規定しない】

1.5.2.2 発信側加入者線交換機での動作

1.5.2.2.1 通常動作

1) 公衆用基地局タイプ1【JT-Q951.4-bに準拠する】

2) 公衆用基地局タイプ2

▼デジタル網は発信側公衆用基地局から表示識別子が含まれていない「呼設定」（SETUP）メッセージを受信した場合、呼を切断する。表示識別子は基本呼要求に従って相手側に転送される。▲

【JT-Q951.4-bでは▼▲の規定が異なる】

1.5.2.2.2 例外手順【JT-Q951.4-bに準拠する】

1.5.2.3 中継交換機での動作【JT-Q951.4-bに準拠する】

1.5.2.4 着信側加入者線交換機での動作

1.5.2.4.1 通常動作【JT-Q951.4-bに準拠する】

1.5.2.4.2 例外手順【JT-Q951.4-bに準拠する】

1.6 他の付加サービスとの相互作用

1.6.1 DTMF送信【JT-Q951.4-bに準拠する】

1.6.2 ハンドオーバー【JT-Q951.4-bに準拠する】

1.6.3 ユーザスクランブル【規定しない】

1.6.4 サブアドレス【JT-Q951.4-bに準拠する】

1.6.5 発信者番号通知(CUIP)【JT-Q951.4-bに準拠する】

1.6.6 発信者番号通知制限(CUIR)【JT-Q951.4-bに準拠する】

1.6.7 着信転送系サービス

1.6.7.1 無条件着信転送(CFU)【規定しない】

1.6.7.2 ビジー時着信転送(CFB)【規定しない】

1.6.7.3 無応答時着信転送(CFNRY)【規定しない】

1.6.7.4 圏外・電源断着信転送(CFNRC)

▼NTT-Q952-b参照。▲

【JT-Q951.4-bでは、▼▲の規定が異なる】

1.6.8 規制【規定しない】

1.6.9 ローミング【規定しない】

1.6.10 PHSユーザ・ユーザ情報転送付加サービス(PHS-UUS)

1.6.10.1 サービス1【JT-Q951.4-bに準拠する】

1.6.10.2 サービス2【規定しない】

1.6.10.3 サービス3【規定しない】

1.7 他網との相互作用

1.7.1 ISDN網との相互作用

1.7.1.1 発信側加入者線交換機での動作【JT-Q951.4-bに準拠する】

1.7.1.2 中継交換機での動作【JT-Q951.4-bに準拠する】

1.7.1.3 着信側加入者交換機での動作【規定しない】

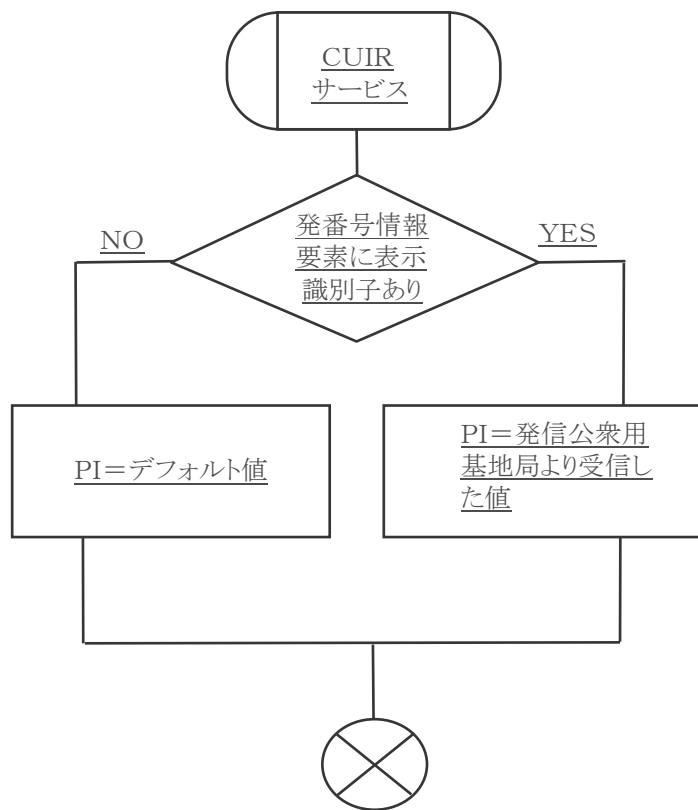
1.7.2 非ISDNとの相互作用【規定しない】

1.7.3 私設ISDNとの相互作用手順【規定しない】

1.8 信号フロー【JT-Q951.4-bに準拠する】

1.9 パラメータ値(タイマ)【JT-Q951.4-bに準拠する】

1.10 動的記述▼



発信者番号通知（CUIP）の
発側のデジタル網における動的記述に戻る。

注1 - PI（表示識別子）= 00 「表示許可」
PI（表示識別子）= 01 「表示制限」

図1. 1 / NTT-Q951. 4-b

発側のデジタル網における動的記述 [公衆用基地局タイプ1] ▲

【JT-Q951. 4-bでは▼▲の規定が異なる】

図1. 2 / NTT-Q951. 4-b 発側のデジタル網における動的記述 [公衆用
基地局タイプ2] 【JT-Q951. 4-bに準拠する】

付属資料A：公衆用基地局タイプ1とタイプ2について【JT-Q951.4-bに準拠する】

NTT-Q952-b PHS公衆用基地局-デジタル網間インタフェース 着信転送付加サービス

▼以下に記述される規定は、PHS MoUとの対応関係はない。▲

【JT-Q952-bでは▼▲の規定が異なる】

1. 定義

1.1 規定範囲

▼本規定は、公衆用基地局-デジタル網間において、デジタル網に対する着信転送付加サービスの転送先がPHS網番号の場合の動作について規定する。

圏外・電源断時着信転送（CFNRc）付加サービスにより、サービス対象ユーザは、サービス対象ユーザのISDN番号へ全ての着信呼あるいは特定の基本サービスに関連した着信呼が圏外の場合に、デジタル網の別の番号へ転送させることができる。サービス対象ユーザの発信サービスは影響を受けない。▲

【JT-Q952-bでは▼▲の規定が異なる】

2. 解説

2.1 概要

▼着信先の契約活用型PHS系端末機器が圏外または電源断と当社網が判断した場合、予め当社網に登録された転送先電話番号へその呼を転送する。▲

【JT-Q952-bでは、▼▲の規定が異なる】

2.2 定義【JT-Q952-bに準拠する】

2.3 略語【JT-Q952-bに準拠する】

2.4 状態定義【規定しない】

3. 動作上の要求条件【規定しない】

4. コーディングの要求条件

4.1 情報要素のコーディング

4.1.1 通知識別子情報要素のコーディング【規定しない】

4.1.2 転送元番号情報要素のコーディング

▼転送元番号情報要素の目的は、着信転送の転送元を特定するためである。

転送元番号情報要素は図1／NTT-Q952-bに示すようにコーディングされる。この情報要素の最大長は25オクテットである。



図1／NTT-Q952-b 転送元番号情報要素

転送元番号情報要素の各部分は、次に定義されているオクテット3bを除いてNTT-Q931-bの4. 5. 10節（発番号情報要素）で規定されているようにコーディングされる。

着信転送理由（オクテット3b）の値は表4／NTT-Q952-bに要約されている。

表4 / NTT-Q952-b 着信転送理由コード値

ビット	意味
4321	
0000	不定
0001	ビジー時または着信DTEビジー時着信転送（回線交換モードとパケット交換モード）
0010	無応答時着信転送（回線交換モードのみ）
0011	圏外・電源断時着信転送
1111	無条件着信転送またはシステムの着信転送（回線交換モードとパケット交換モード）
1010	着信DTEによる呼毎着信転送または着信転送（回線交換モードとパケット交換モード）

注－他の全ての値は予約されている▲

【JT-Q952-bでは▼▲の規定が異なる】

4.1.3 転送先番号情報要素のコーディング【規定しない】

5. 公衆基地局－デジタル網間でのシグナリング手順【規定しない】

5.1 起動／停止／問合せ【規定しない】

5.2.1 発信ユーザへの着信転送通知【規定しない】

5.2.2 発信ユーザへの転送先ユーザ通知【規定しない】

5.2.3 サービス対象ユーザでの動作【規定しない】

5.2.4 転送先ユーザでの動作

5.2.4.1 通常動作

▼公衆用基地局に転送元番号情報要素を転送する。表4 / NTT-Q952-b 着信転送理由

コード値の規定以外の転送理由を受信した場合は、不定にマッピングされる。▲

【JT-Q952-bでは▼▲の規定が異なる】

5.2.4.2 例外手順【JT-Q952-bに準拠する】

5.3 サービス対象ユーザへの警告通知【規定しない】

6. 他の付加サービスとの相互作用

6.1 番号通知サービス

6.1.1 発信者番号通知（CUIP）【JT-Q952-bに準拠する】

6.1.2 発信者番号通知制限 (CUIR) 【JT-Q952-bに準拠する】

6.2 着信転送サービス

6.2.1 無条件着信転送 (CFU) 【規定しない】

6.2.2 ビジー時着信転送 (CFB) 【規定しない】

6.2.3 無応答時着信転送 (CFNRy) 【規定しない】

6.2.4 圏外・電源断時着信転送 (CFNRc)

▼相互作用なし▲

【JT-Q952-bでは▼▲の規定が異なる】

6.3 規制 【規定しない】

6.4 DTMF送出 【JT-Q952-bに準拠する】

6.5 ハンドオーバ 【JT-Q952-bに準拠する】

6.6 ユーザスクランブル 【規定しない】

6.7 サブアドレス 【JT-Q952-bに準拠する】

6.8 PHSユーザ・ユーザ情報転送サービス (PHS-UUS)

▼ ▼NTT-Q957-bを参照。▲

【JT-Q952-bでは▼▲の規定が異なる】

6.9 コールトランスファ (CT) 【規定しない】

6.10 複数PHS番号 【規定しない】

7. 他網との相互作用

I SDNとの相互作用

7.1.1 着信転送元が I SDN網の場合の手順 【規定しない】

7.1.2 着信転送元が PHS網の場合の手順

▼着信転送理由 (圏外・電源断時着信転送) は I SDN網への転送は図 7-2 / NTT-Q952-bのように変換される。

PHS網

I SDN網

Bits	Meaning	Bits	Meaning
4 3 2		4 3 2	
<u>1</u>		<u>1</u>	
0 0 1	圏外・電源断時着信転送	0 0 0	不定
<u>1</u>		<u>0</u>	

図7-2/NTT-Q952-b▲

【JT-Q952-bでは▼▲の規定が異なる】

7.2 非ISDNとの相互作用【規定しない】

7.3 私設ISDNとのインタワーキング手順【規定しない】

8. 信号フロー図【規定しない】

9. パラメータ値（タイム）【規定しない】

10. 動的な記述（SDL）【規定しない】

技術的条件集別表 8 活用型PHS特有機能

1 機能一覧

当社網が提供する直接協定事業者網に特有な機能の一覧、及びその機能の概要を表 1 に示す。

各機能の信号方式についての詳細は、技術的条件集別表 7 による。

表 1 活用型PHS特有機能の一覧

機能名	機能概要
位置登録機能	インタフェースと活用型PHS系番号の関係を当社網に登録することによって、その活用型PHS系番号に対して通信接続要求があった場合に、登録したインタフェースに着信することを可能とする機能
PB音生成機能	直接協定事業者網からのDチャンネルを用いたPB音送信要求に基づき、当社網がBチャンネルにPB音を重畳する機能
ハンドオーバー機能	通信中のチャンネルを通信を継続したまま異なるインタフェース内の通信チャンネルに変更する機能
一斉呼出し機能	Dチャンネルの異なるインタフェースをグループ化し、グループ単位での着信接続を可能とする機能
認証機能	直接協定事業者網からのサービス要求に対して、当社網がサービス要求対象である活用型PHS系番号に対して検証を行うことにより、サービス提供の可否を判断する機能
緊急呼（110, 119）接続機能	直接協定事業者網からの110/119番接続要求に基づき、110/119番受付台へ接続する機能
公衆用基地局に対するパケット通信機能	公衆用基地局と当社網間におけるパケット通信機能（PVC及びVC）を提供する機能
公衆用基地局からの発信機能	公衆用基地局と当社網間における公衆用基地局からのデジタル通信モードでの発信機能

技術的条件集別表 8 削除

災害時優先電話接続機能（注1）	災害時における重要通信の確保を目的として、 予め、当社網に特定のPHS加入者に対して優 先ユーザである旨の登録を行っておくことで、 発信PHS加入者が優先ユーザである場合、当 社網にその呼を優先的に取り扱うことを可能と させる機能
呼設定情報通知機能（注2）	災害時における重要通信の確保を目的として、 発信者が優先ユーザである場合、発信者が優先 ユーザであることを当社網に通知することで、 当社網にその呼を優先的に取り扱うことを可 能とさせる機能
「経過表示」（PROG）メッセージ受 信機能（注2）	公衆基地局からデジタル網に送出される 「経過表示」（PROG）メッセージを受信可能 とする機能

（注1）当社認証方式の場合のみ提供する。

（注2）独自認証方式の場合のみ提供する。

2 位置登録機能

2.1 概要

インタフェースと活用型PHS系番号の関係を当社網に登録することによって、その活用型PHS系番号に対して通信接続要求があった場合に、登録したインタフェースに着信することを可能とする機能。

2.2 提供条件

- ・本機能は、直接協定事業者網からの位置登録要求に従って当社網が行う。
- ・登録された着信先情報は、新たな位置登録が行われるまで保持する。
- ・位置登録要求は該当する活用型PHS系番号の通信状態が空状態の場合のみ受け付ける。

2.3 信号方式

2.3.1 レイヤ1

技術的条件集別表7による。

2.3.2 レイヤ2

技術的条件集別表7による。

2.3.3 レイヤ3

技術的条件集別表7による。

2.3.4 PHSサービス制御手順

シーケンス例を技術的条件集別表7付図G-2-1/NTT-Q932-aに示す。

3 PB音生成機能

3. 1 概要

直接協定事業者網からのDチャンネルを用いたPB音生成要求に基づき、当社網がBチャンネルにPB音を重畳する機能。

3. 2 提供条件

・本機能利用時のBチャンネル情報はPB音のみとなる。

・PB音の技術条件は事業用電気通信設備規則（押しボタンダイヤル信号の条件）による。

参考として当社網で提供するPB信号の技術的条件を表2に示す。また、PB音送出時間の参考値としては、仮に一つの「ファシリティ」メッセージで32個のPB音の送出を行う場合、約7秒の時間を必要とする。

表2 PB音の技術的条件（参考値）

信号送出時間	100ms
ミニマムポーズ	100ms
周期（信号送出時間+ミニマムポーズ）	200ms

3. 3 信号方式

3. 3. 1 レイヤ1

技術的条件集別表7による。

3. 3. 2 レイヤ2

技術的条件集別表7による。

3. 3. 3 レイヤ3

技術的条件集別表7による。

3. 3. 4 サービス制御手順

本機能はPB音生成オペレーションを含む「ファシリティ」メッセージにて提供される。このPB音生成オペレーションを含む「ファシリティ」メッセージについての条件を表3に示す。

表3 PB音送出オペレーションを含む「ファシリティ」メッセージ

メッセージを受付可能な当社網の状態	「発呼受付」状態及び「通信中」状態 ただし、通信モードは“通話モード”に限る。
メッセージ中のPB信号数	最大32個
送信可能なPB信号	IA5キャラクタによる0～9、#及び*

メッセージ中に含むことができる“ファシリティ”情報要素の数	1つ
1 CALL 中で送信可能なメッセージ数	制限なし
受付可能なPB信号の送信要求数 (“メッセージを受付可能な状態”にあるBチャンネル単位)	<ul style="list-style-type: none"> ・送信要求されたPB信号がない場合は、最大64信号までのPB音生成要求を受け付け可能。 ・既に送信要求されたPB信号がある場合は、当社網が未生成のPB信号数を含み最大64信号までのPB音生成要求を受け付け可能。 ・上記制限を越えて要求されたPB信号については送信要求は受け付けられず、廃棄される。

3. 3. 4 PHSサービス制御手順

シーケンス例を図1に示す。

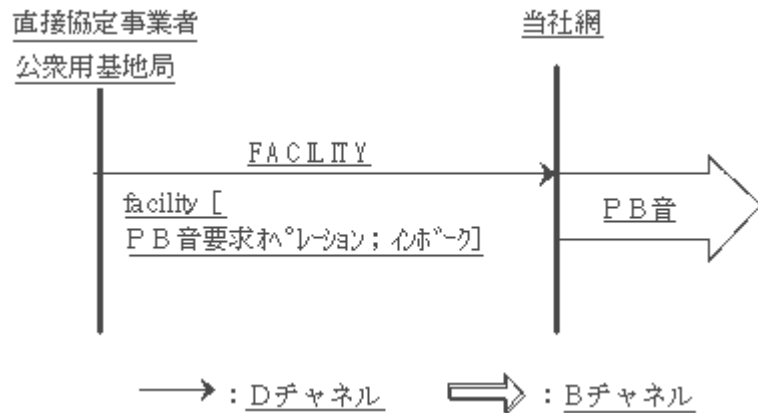


図1 PB音生成機能

4 ハンドオーバー機能

4. 1 概要

通信中のチャンネルを通信を継続したまま異なるインタフェース内の通信チャンネルに変更する機能。

4. 2 提供条件

・切替先公衆用基地局と切替元公衆用基地局（注1）が同じ直接協定事業者網であること。

・通信モードは通話モード及びデジタル通信モードで提供する。

（1）通信確立時の通信モードが通話モード（情報転送能力が音声又は3.1kHzオーディオ）の場合

・ハンドオーバー要求が通信確立時と異なる通信モード（デジタル通信モード）で行われた場合はハンドオーバー要求を拒否する。

・ハンドオーバー要求が通信確立時と同じ通信モード（通話モード）で行われた場合、ハンドオーバー要求は通信確立時と同じ伝達能力（情報転送能力）で行うことが望ましいが、通信確立時と異なる伝達能力（情報転送能力）にて行われたハンドオーバー要求でも拒否せず、通信確立時の通信条件にてハンドオーバーが行われる。

（2）通信確立時の通信モードがデジタル通信モード（情報転送能力が非制限デジタル情報）の場合ハンドオーバー要求は、通信確立時の伝達能力（情報転送能力）で行う。ハンドオーバー時に、通信確立時と異なる伝達能力（情報転送能力）にてハンドオーバー要求が行われた場合は、ハンドオーバー要求を拒否する。

・パケットモード（バーチャルコールサービス）では提供しない。

・当社認証方式の直接協定事業者網からのハンドオーバー要求の場合、ハンドオーバー要求PHS端末機器の認証が成功すること。独自認証方式の場合は、本条件は必要ない。

・通信中状態であること。

・緊急通報呼における異なる交換機配下のハンドオーバーは許容しない。

・発番号の通知可／不可の設定についても、ハンドオーバー要求時は、通信確立時の設定で行うことが望ましい。ハンドオーバー時に、通信確立時と発番号通知可／不可の設定が異なるハンドオーバー要求が行われた場合、通信確立時の通信条件にてハンドオーバーが行われる。

・通信チャネルの切替時、通信パスの瞬断が発生する場合がある。

・異なる交換機配下のハンドオーバー時に設定される発ユーザ種別は、通信確立時の通信条件と必ずしも一致しない。

（注1）切替元公衆用基地局：ハンドオーバー要求を行う前にその呼の通信に使われている公衆用基地局

切替先公衆用基地局：ハンドオーバー要求を行った後にその呼の通信に使われている公衆用基地局

4. 3 信号方式

4. 3. 1 レイヤ1

技術的条件集別表 7 による。

4. 3. 2 レイヤ 2

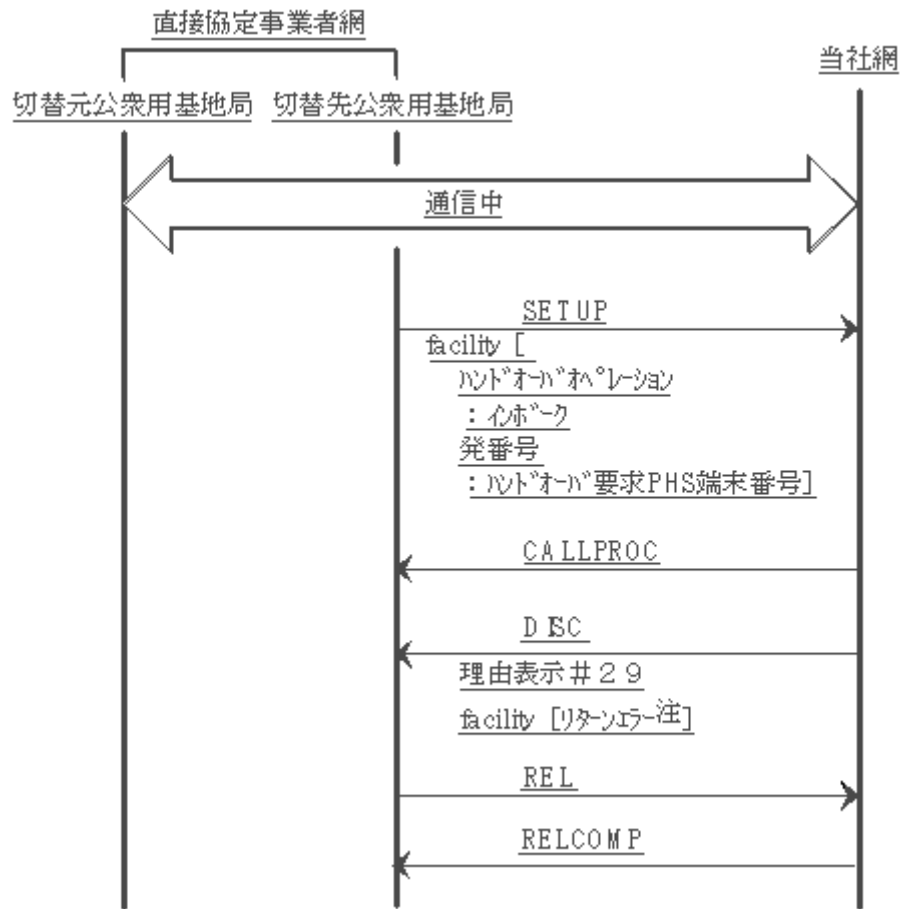
技術的条件集別表 7 による。

4. 3. 3 レイヤ 3

技術的条件集別表 7 による。

4. 3. 4 PHS サービス制御手順

シーケンス例 (正常) を技術的条件集別表 7 付図 G-2-5 / NTT-Q932-a
に、シーケンス例 (準正常) を図 2 に示す。



理由表示#29：ファシリティ拒否 (注) リターンエラーはリジェクトの場合もある

図2 ハンドオーバー処理シーケンス例 (準正常)

5 一斉呼出し機能

5.1 概要

Dチャンネルの異なるインタフェースをグループ化し、グループ単位での着信接続を可能とする機能。

5.2 提供条件

5.2.1 通信対象公衆用基地局の選択条件

5.2.1.1 当社認証方式

当社網からの「呼設定」メッセージ送出後一定時間 (約10秒：一斉呼出しタイマ値)

以内に一番早く「呼出」又は「応答」メッセージを送出した公衆用基地局を選択公衆用基地局とする（図3-1参照）。前記の時間内に通信対象公衆用基地局が選択されなかった場合、当社網は着信接続先PHS端末機器が圏外又は電源断と判断する（図3-2参照）。

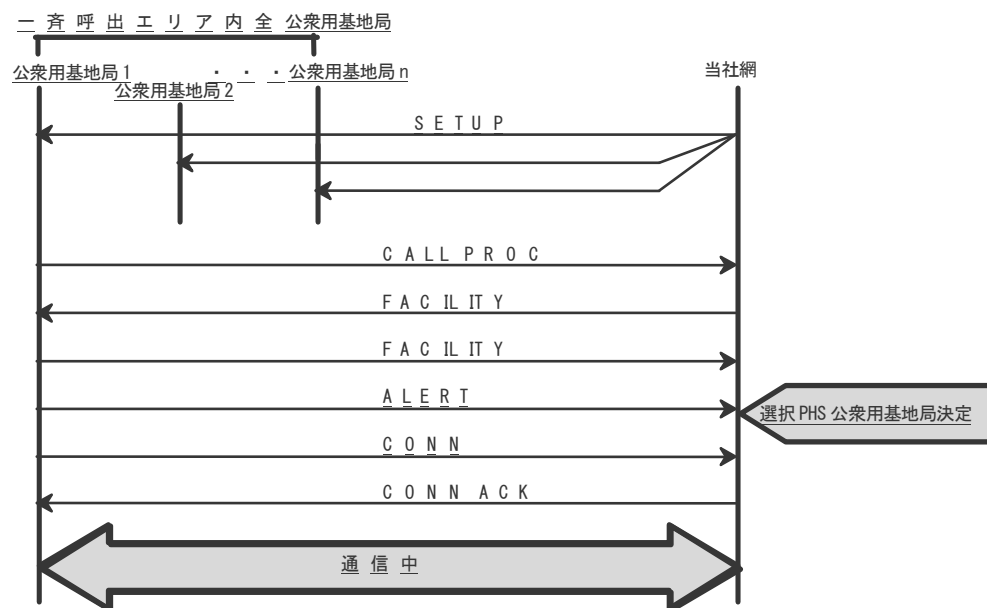


図3-1 一斉呼出しシーケンス例（選択公衆用基地局が決定される場合）

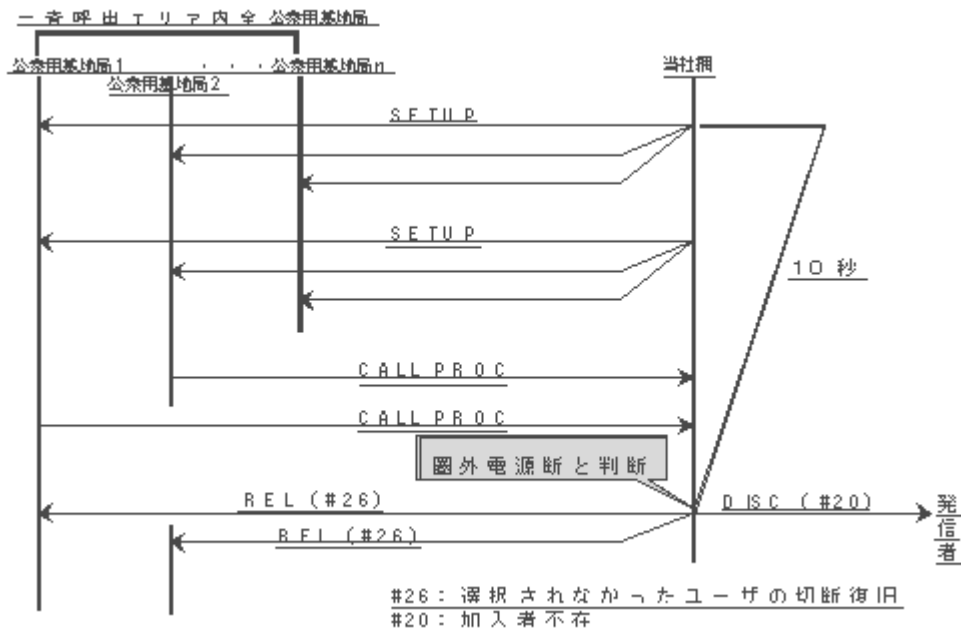


図3-2 一斉呼出しシーケンス例 (選択公衆用基地局が決定されない場合)

5.2.1.2 独自認証方式

当社網から送出した「呼設定」メッセージに対して返送された「呼設定受付」メッセージに続いて、一番早く「経過表示」、「呼出」又は「応答」メッセージを送出した公衆用基地局を選択公衆用基地局とする(図4-1参照)。当社網からの「呼設定」メッセージ送出後一定時間(約10秒:一斉呼出しタイム値)以内に「呼設定受付」メッセージを受信しなかった場合、当社網は着信接続先PHS端末機器が圏外または電源断と判断する(図4-2参照)。

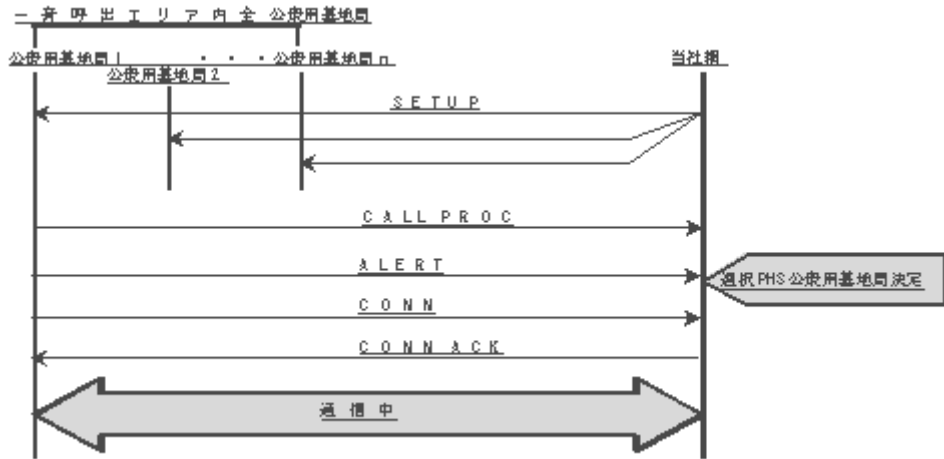


図4-1 一斉呼出しシーケンス例（選択公衆用基地局が決定される場合）

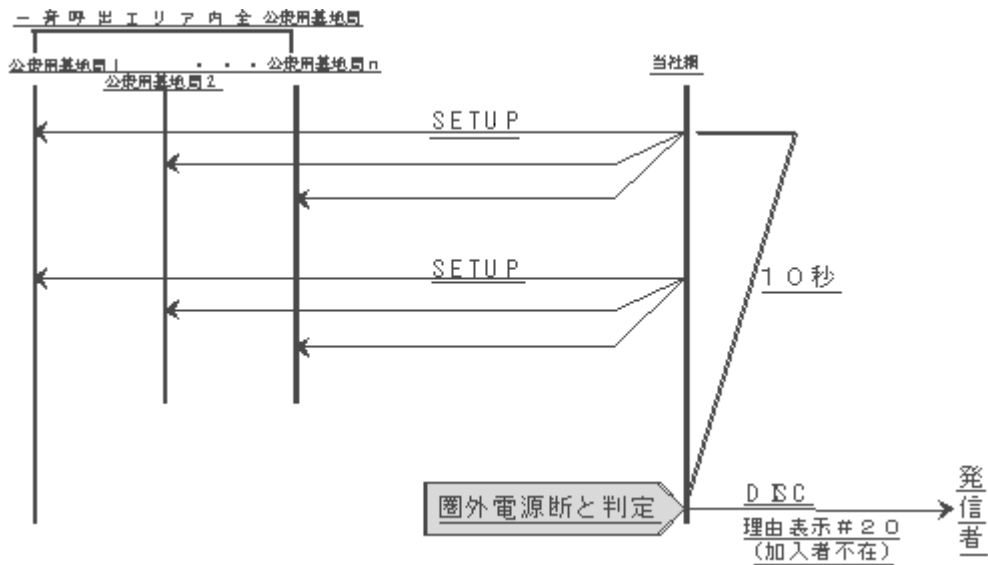


図4-2 一斉呼出しシーケンス例（選択公衆用基地局が決定されない場合）

5. 2. 2 選択公衆用基地局決定時の非選択公衆用基地局に対する処理

既に「呼設定受付」メッセージを送出しており、かつ選択公衆用基地局決定時に解放

されていない非選択公衆用基地局が存在した場合、当該公衆用基地局に対し「解放」メッセージ（理由表示：#26「選択されなかったユーザの切断復旧」）を送出し、解放する。その他公衆用基地局に対しては、何も動作しない。

5. 2. 3 当社網と公衆用基地局間のBチャンネル選択条件

- ・当社網と公衆用基地局間のBチャンネル選択は公衆用基地局が行う（緊急呼 110/119 呼び返し時を除く）。
- ・当社網は公衆用基地局への着信時、「呼設定」メッセージ送出時にBチャンネルの指定を行わない。（“チャンネル識別子”情報要素に「任意チャンネル」を設定）
- ・公衆用基地局は「呼設定受付」メッセージ送出時にチャンネルを指定する。（“チャンネル識別子”情報要素に「Bチャンネル指定、変更不可」を設定）

5. 3 信号方式

5. 3. 1 レイヤ1

技術的条件集別表7による。

5. 3. 2 レイヤ2

技術的条件集別表7による。着信時の公衆用基地局への「呼設定」メッセージはUIフレームを用いて送出する。（図5参照）

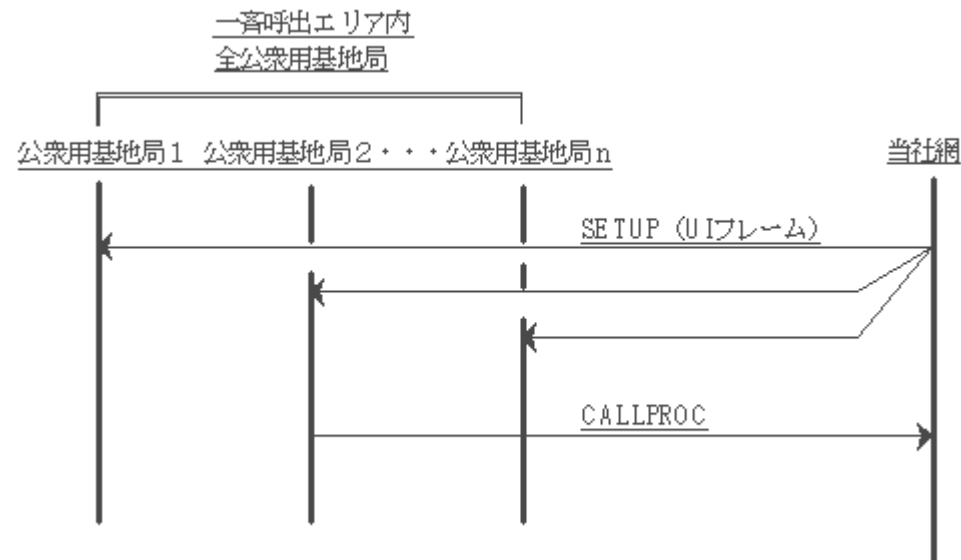


図5 UIフレームを用いた一斉呼出し

5. 3. 3 レイヤ3

技術的条件集別表7による。

5. 3. 4 シーケンス例は図3-1・3-2、図4-1・4-2参照) 着信時、着活用型PHS系番号が必ず通知される。

6 認証機能

6.1 概要

直接協定事業者網からのサービス要求に対して、当社網がサービス要求対象である活用型PHS系番号に対して検証を行うことにより、サービス提供の可否を判断する機能

6.2 認証方法

ARIB標準RCR STD-28付録1“第2世代コードレス電話システム（屋外公衆用）の認証に関する標準規格〔最新版〕”による。

6.3 信号方式

6.3.1 レイヤ1

技術的条件集別表7による。

6.3.2 レイヤ2

技術的条件集別表7による。

6.3.3 レイヤ3

技術的条件集別表7による。

6.3.4 直接協定事業者網との発着信接続、ハンドオーバー及び位置登録時の認証シケンス例を技術的条件集別表7付図G-2-2～4/NTT-Q932-aに示す。

7 緊急呼（110、119）接続機能

7.1 概要

直接協定事業者網からの110/119番接続要求に基づき、110/119番受付台へ接続する機能。

7.2 提供条件

7.2.1 通信モード

通信モードは、通話モードでのみ提供する。

7.2.2 受付応答時の信号の挿入

- ・受付台がPHS端末機器からの緊急呼であることの識別を可能とさせるために、受付台応答時に当社網から受付台へ当社の指定する信号を送出する。

7.2.3 チャネル保留条件

- ・保留対象チャネルは、直接協定事業者網と当社網間の通話チャネルである。
- ・当社網でのチャネル保留時間は40秒である。
- ・保留開始契機は、110/119番受付台との通話後に直接協定事業者網からの切断信号を受信した時点である。（図6参照）
- ・110/119番受付台との通話後に受付台から切断される場合は、チャネル保留は行わず通常の呼切断処理を行う。（図7参照）

7.2.4 呼び返し条件

当社網でのチャネル保留時間（40秒）中は保留対象公衆用基地局に対してのみに着信する。（図8参照）なお、PHS接続装置ではハンドオーバーが行われたのちに保留状

態になった場合は、呼び返しは切り替え先公衆用基地局に行われる。また、緊急呼通信中に保留状態になった場合は、公衆用基地局を再呼びする。この保留時間の満了後は一斉呼出しを行う。

・呼び返し着信時（保留時間中）のチャンネル条件

公衆用基地局への「呼設定」メッセージ送信時、当社網は110/119番受付台通話時に使用し保留したBチャンネルを指定して着信する。（図9参照）

7. 2. 5 保留中の条件

緊急呼通話中及び、緊急呼保留中に、異なる交換機配下の同一事業者公衆用基地局へのハンドオーバーは提供しない。

同一交換機配下の同一事業者公衆用基地局へのハンドオーバーの場合、保留中の条件を以下に示す。

7. 2. 5. 1 発信条件

保留対象活用型PHS系番号での発信は基本的に規制する。（図9参照）

7. 2. 5. 2 着信条件

保留対象活用型PHS系番号への着信は、110/119番受付台からの呼び返し着信（前述の“7. 2. 4呼び返し条件”の項参照）のみを接続する。それ以外からの着信は基本的に規制する。

7. 2. 5. 3 位置登録条件

保留対象活用型PHS系番号での位置登録は基本的に許容しない。

7. 2. 6 保留停止条件

・保留タイマのタイムアウトによる。（図10参照）

・110/119番受付台からの呼び返し着信により、通信状態に移行した場合。

7. 2. 7 保留タイマ再設定条件

110/119番受付台からの呼び返し着信により、通信状態に移行した後、PHS端末機器が切断した場合。

7. 3 信号方式

7. 3. 1 レイヤ1

技術的条件集別表7による。

7. 3. 2 レイヤ2

技術的条件集別表7による。

7. 3. 3 レイヤ3

技術的条件集別表7による。

7. 3. 4 “提供条件”に関連するシーケンス例を図6～図10に示す。

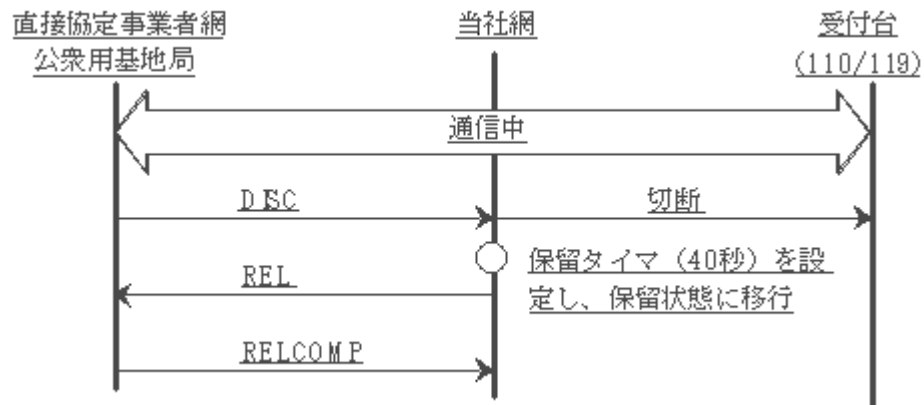


図6 緊急呼通話後切断シーケンス例 (直接協定事業者網からの切断)

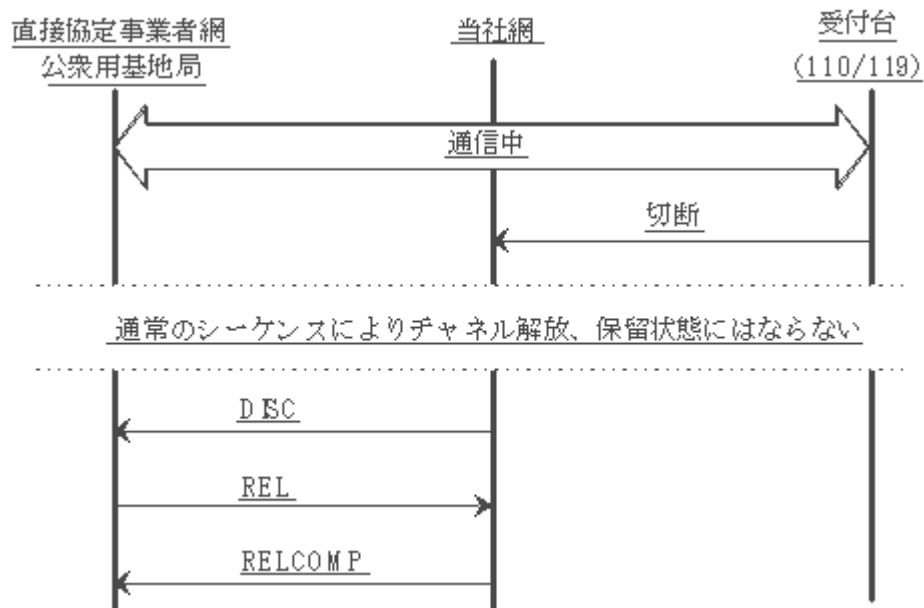
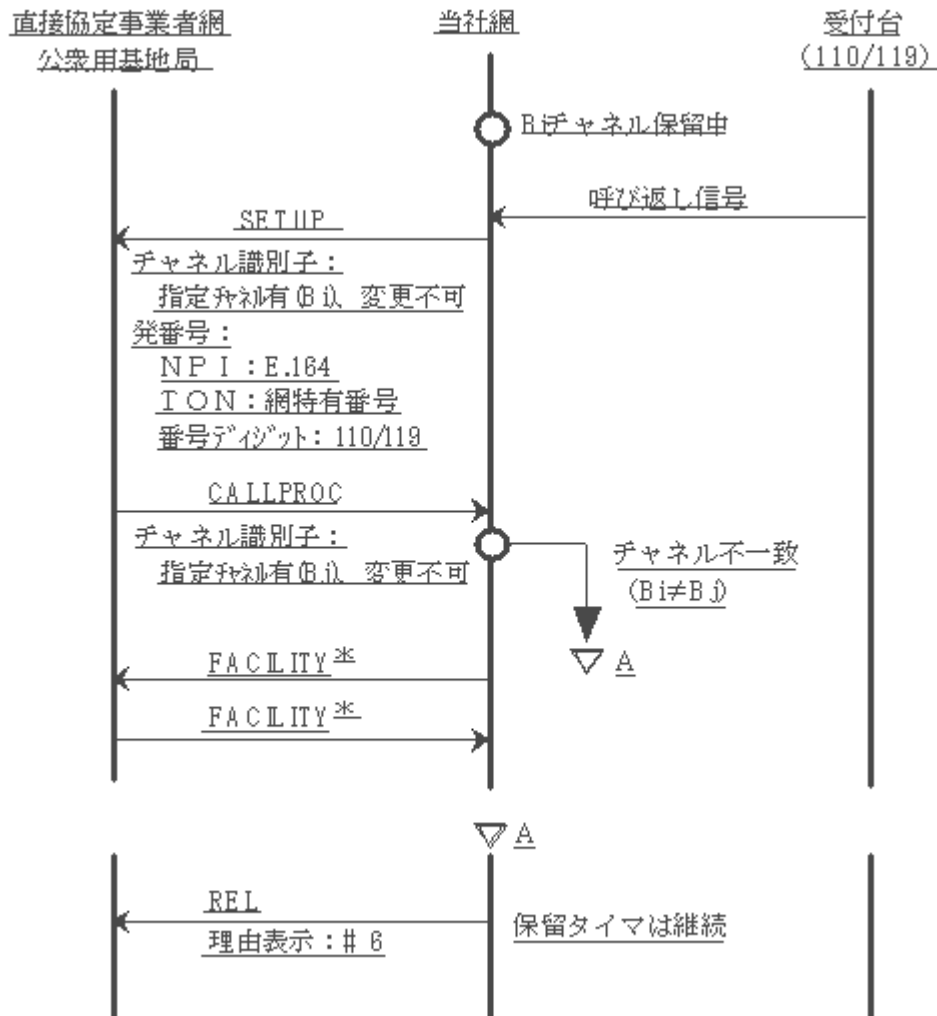


図7 緊急呼の切断シーケンス例 (110/119受付台からの切断)



* : 緊急呼を発信した直接協定事業者網が当社認証方式である場合

図8 緊急呼の呼返しシーケンス例

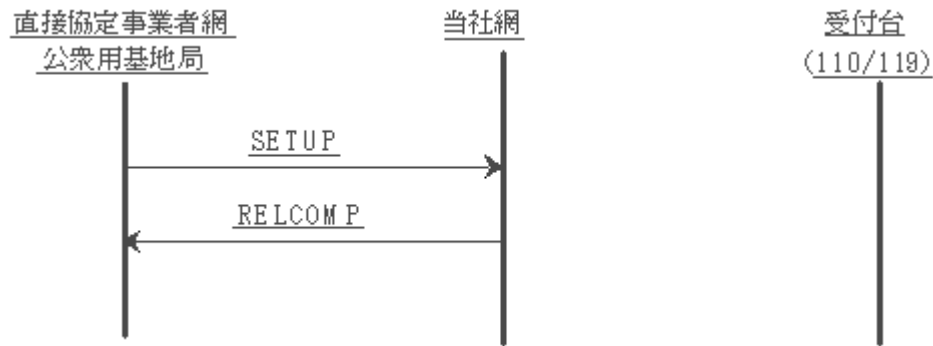


図9 保留中活用型PHS系番号からの発信シーケンス例

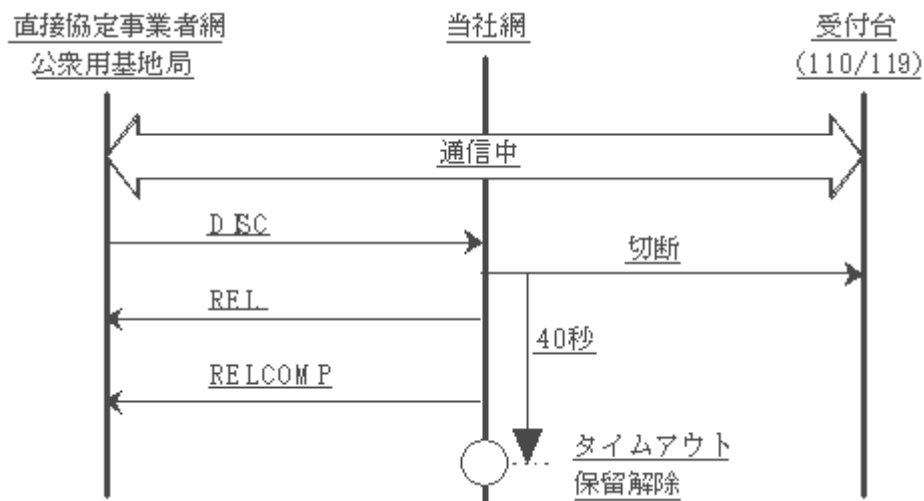


図10 緊急呼のチャンネル保留タイマのタイムアウト時のシーケンス例

8 公衆用基地局に対するパケット通信機能

8.1 概要

公衆用基地局に対して技術的条件集別表7のパケット通信機能を提供する。

8.2 提供条件

8.2.1 提供ベアラ

ITU-T勧告I.232のパケットモードベアラサービスのうち、パーマネントバーチャルサーキット（以下「PVC」という。）及びバーチャルコール（以下「VC」という。）ベアラサービスを提供する。

8.2.2 提供形態

PVCベアラサービスとして直接協定事業者網からパケット端末機器間の1論理チャンネルで提供するSPVC方式と直接協定事業者網と当社網間の複数の論理チャンネルを当社網とパケット端末機器間の1論理チャンネルに多重するMPVC方式を提供する。ただし、SPVCとMPVCは同一直接協定事業者網に混在提供できない。

SPVC、MPVC及びVCの提供形態をそれぞれ図11(a)、図11(b)及び図11(c)に示す。また、提供条件を表4に示す。

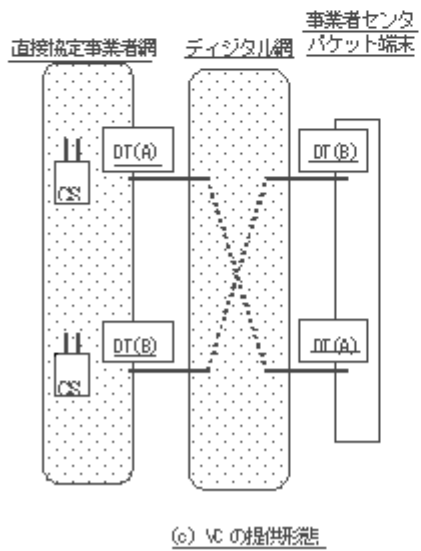
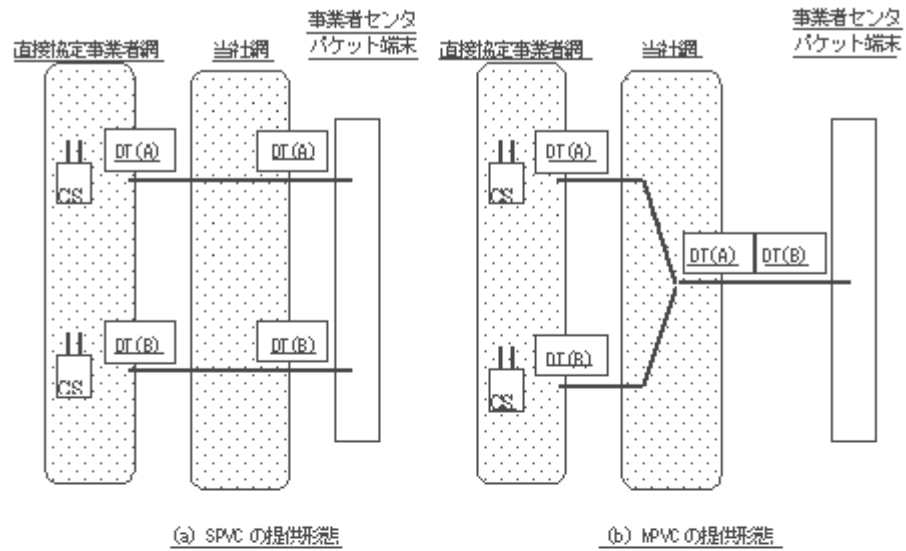


図 11 提供形態

表4 提供条件

サービス項目	SPVC	MPVC
使用チャンネル	Dチャンネル	Dチャンネル
論理チャンネル	LCGN:00 LCGN:001~XXX (注)	LCGN:00 LCN:001~004
SAPI	16	16
TEI	最大8	1 (TEI=0)
Dビット修飾	利用の有無を選択	利用の有無を選択
ウィンドウサイズ	最大5	1
ユーザデータサイズ	128オクテット	124オクテット
スループットクラス	9600ビット/秒以下	2400ビット/秒以下

サービス項目	VC	
使用チャンネル	Dチャンネル	Bチャンネル
論理チャンネル	LCGN:00~15 LCN:001~255 最大契約数 124 (各 TEI の合計)	LCGN:00~15 LCN:001~255 最大契約数 248
SAPI	16	0
TEI	1 (TEI=0)	1 (TEI=0)
Dビット修飾	利用の有無を選択	利用の有無を選択
ウィンドウサイズ	最大5 (この時、ユーザデータサイズ128オクテット)	最大5 (この時、ユーザデータサイズ128オクテット)
ユーザデータサイズ	最大256オクテット (この時、ウィンドウサイズ4)	最大4096オクテット (この時、ウィンドウサイズ2)
スループットクラス	9600ビット/秒以下	9600ビット/秒以下

(注) 具体的な設定数については別途協議が必要となる。

MPVCはパケットレイヤでエンド-エンドの信号送達が保証されない。また、スループットが低く、信号紛失等の検出に時間がかかる。(公衆用基地局と当社網間のパケットリンク断等はセンタ端末機器には通知されない。)

8. 3 信号方式

8. 3. 1 レイヤ1

技術的条件集別表 7 による。

8. 3. 2 レイヤ 2

技術的条件集別表 7 による。

8. 3. 3 レイヤ 3

8. 3. 3. 1 使用パケット種類

本インタフェースで使用するパケットの種類は技術的条件集別表 7 の NTT-X. 2. 5 に関する規定のうち表 5 に示すものである。

表 5 使用パケット種類 (レイヤ 3) 一覧

直接協定事業者網 →当社網	直接協定事業者網 ←当社網
パケット名 略号	パケット名 略号
発呼要求 CR	接続完了 CC
復旧要求 CQ	切断指示 CI
切断確認 CF	復旧確認 CF
データ DT	データ DT
受信可 RR	受信可 RR
受信不可 RNR	受信不可 RNR
リセット要求 RQ	リセット指示 RI
リセット確認 RF	リセット確認 RF
割り込み IT	割り込み IT
割り込み確認 IF	割り込み確認 IF
リスタート要求 SQ	リスタート要求 SQ
リスタート確認 SF	リスタート確認 SF

8. 3. 3. 2 パケットフォーマット

SPVC、MPVCのDTパケットのパケットフォーマットをそれぞれ図 12(a)、図 12(b)に示す。

VCのCRパケットのパケットフォーマットを図 12(c)に示す。VCにおいて、公衆用基地局はCRパケットにて着信課金要求することを必須とする。着信課金要求しなかった場合、原因「ローカル手順誤り」により呼は切断される。また、事業者センタパケット端末は、着信課金機能の契約を行うことが必須であり、行わなかった場合、原因「呼設定、切断または登録の問題」により呼は切断される。

ビット	8	7	6	5	4	3	2	1
Oct. 1	ゼネラルフォーマット識別子 Q D 0 1				論理チャンネルグループ番 (LCGN)			
Oct. 2	論理チャンネル (LCN)							
Oct. 3	受信順序番号 P(R)		データ表示 (M)		送信順序番号 P(S)		パケットタイプ 識別子 (TYP)	
Oct. 4	ユーザデータ (DATA)							
Oct. 131								

(a) SPVCのDTパケットのパケットフォーマット

ビット	8	7	6	5	4	3	2	1
Oct. 1	ゼネラルフォーマット識別子 Q D 0 1				論理チャンネルグループ番号 (LCGN)			
Oct. 2	論理チャンネル (LCN)							
Oct. 3	受信順序番号 P(R)		データ表示 (M)	送信順序番号 P(S)		パケットタイプ 識別子 (TYP)		
Oct. 4	パケットリンク ID 情報 (注)							
Oct. 5								
Oct. 6								
Oct. 7								
Oct. 131	ユーザデータ (DATA)							

(注) 当社網間で付与するパケットリンクの識別番号を示す。

(b) MPVCのDTパケットのパケットフォーマット

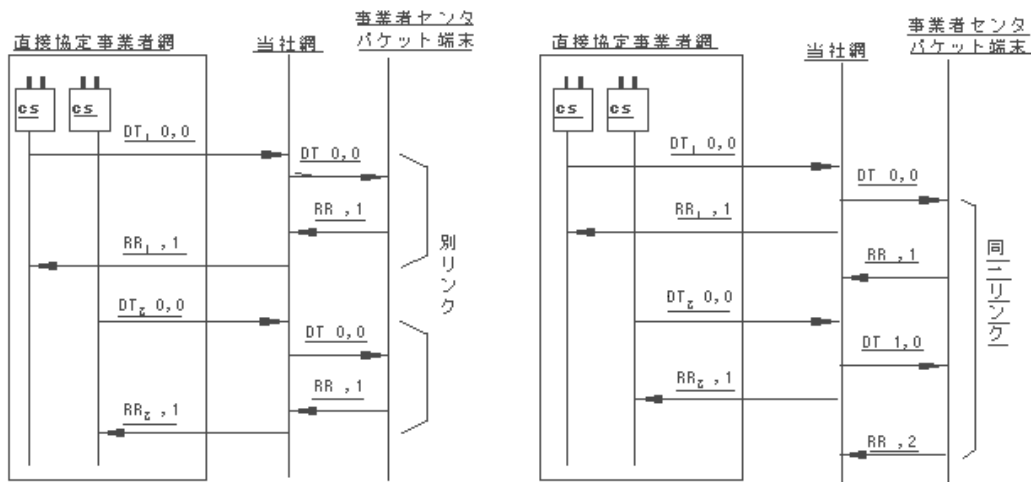
ビット	8	7	6	5	4	3	2	1
Oct. 1	ゼネラルフォーマット識別子				論理チャンネルグループ番号 (LCGN)			
	0	X	0	1				
Oct. 2	論理チャンネル (LCN)							
Oct. 3	パケットタイプ識別子							
	0	0	0	0	1	0	1	1
Oct. 4	アドレスブロック							
	ファシリティ長							
	ファシリティコード							
	0	0	0	0	0	0	0	1
	ファシリティパラメータ							
	X(注)	X(注)	0	0	0	0	0	1
	ユーザデータ (DATA)							

(注) ファーストセレクト要求の有無を表示する。

(c) VCのCRパケットのパケットフォーマット図 12 パケットフォーマット

8. 3. 4 PHSサービス制御手順

SPVC、MPVC及びVCのシーケンス例をそれぞれ図 13(a)、図 13(b)及び図 13(c)に示す。

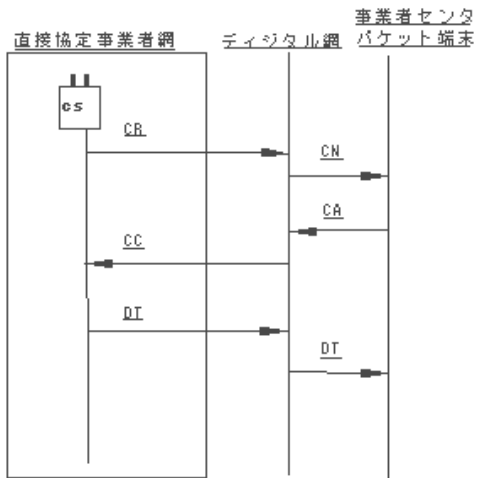


(a) SPVC シーケンス例

(b) MPVC シーケンス例

(注) PTi P(S) P(R)

受信順番号
 送信順番号
 インターフェース番号
 パケット略号



(c) VC シーケンス例

図 13 シーケンス例

8. 4 接続番号

VCにおいて、デジタル網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）を準用することとする。デジタル網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとする。

$$\frac{1}{\text{エスケープコード}} + \frac{4401}{\text{データ網識別番号}} + \frac{ABCDEFGG}{\text{網端末番号}}$$

$$\frac{00XY}{\text{事業者識別番号}} + \frac{X\sim X}{\text{サービスコード}}$$

9 非制限デジタル発信公衆用基地局通知機能

9. 1 概要

公衆用基地局と当社網間における公衆用基地局からのデジタル通信モードでの発信機能。

9. 2 提供条件

本機能を要求する場合の「呼設定」メッセージ（SETUP）中の主な情報設定条件を表6に示す。

表6 SETUPの情報設定条件の概要

情報要素	設定条件の概要
伝達能力	
情報転送能力	「非制限デジタル情報」を設定する。
発番号	<ul style="list-style-type: none"> ・本情報要素は必ず設定される。 ・番号体系は「A0C～J（A=5, 6）又はA0C～K（A=7）」である。 ・当該の発番号はPHS接続装置内で重複しない。
着番号	当社-ISDN網のアドレス（A～J）である。
ファシリティ	<ul style="list-style-type: none"> ・本機能を利用する場合、必ず設定される。 ・本情報要素がない場合は、PHS端末機器発信とみなす。
オブジェクト識別子	「ntt-phis-specific-service」を設定する。
オペレーション	非制限デジタル発信公衆用基地局通知

9. 3 信号方式

9. 3. 1 レイヤ1

技術的条件集別表7による。

9. 3. 2 レイヤ2

技術的条件集別表7による。

9. 3. 3 レイヤ3

技術的条件集別表7による。

(参考) 非制限デジタル発信公衆用基地局通知オペレーションが含まれた呼設定メッセージ (SETUP) を非制限デジタルベアラ以外のベアラで受信した場合は、デジタル網は理由表示値# 5 7 (伝達能力不許可) を伴った切断メッセージ (DISC) を送出し呼を切断復旧する。

10 災害時優先電話接続機能

10. 1 概要

災害時における重要通信の確保を目的として、予め、当社網に特定のPHS加入者に対して優先ユーザである旨の登録を行っておくことで、その呼を優先的に取り扱うことを可能とする機能。

10. 2 提供条件

本機能の概要を図14に示す。

10. 2. 1 当社網に対する優先ユーザの登録方法については、直接協定事業者がオンラインにより当社網にサービスオーダー (以下「SO」という。) 登録する。オンラインによるSO登録に関する詳細については、当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定する。

10. 2. 2 優先ユーザからの発信呼が当社網から別の間接協定事業者の網に接続される呼であり、かつ、当社網とこの接続先の間接協定事業者との網間インタフェースにおいて、優先ユーザである旨を通知する機能が規定されている場合は、当社網は発信者が優先ユーザである旨を接続先の間接協定事業者に通知する。

10. 2. 3 優先ユーザとしての指定原則については、当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定する。

10. 3 信号方式

10. 3. 1 レイヤ1

技術的条件集別表7による。

10. 3. 2 レイヤ2

技術的条件集別表7による。

10. 3. 3 レイヤ3

技術的条件集別表7による。

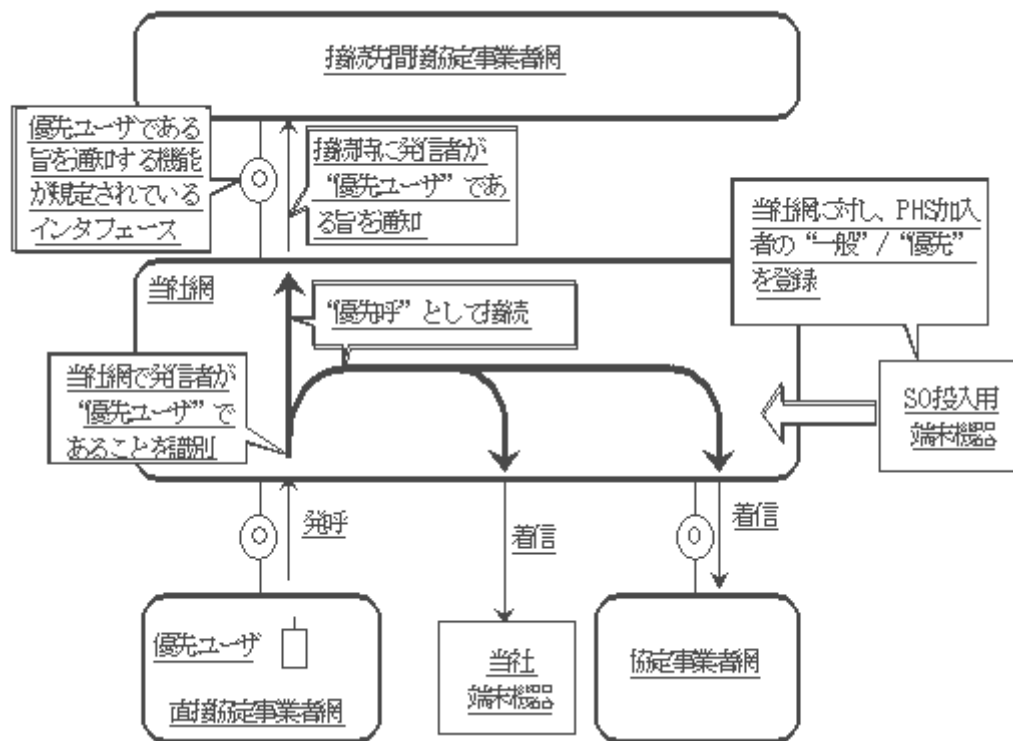


図 14 災害時優先電話接続機能の概要（“優先”と設定された場合）

1.1 呼設定情報通知機能

1.1.1 概要

災害時における重要通信の確保を目的として、発信PHS加入者が優先ユーザである場合、発信PHS加入者が優先ユーザであることを活用型PHS事業者が当社網に通知することで、当社網にその呼を優先的に取り扱うことを可能とさせる機能。

1.1.2 提供条件

本機能の概要を図 15 に示す。

1.1.2.1 本機能を要求する場合の「呼設定」メッセージ (SETUP) 中に含める“ファシリティ”情報要素の情報設定条件の概要を表 7 に示す。

1.1.2.2 呼設定情報として“一般”が通知された場合、また、呼設定情報通知が行われなかった場合は、当社網においては、その呼は一般呼として扱われる。

11.2.3 その呼が当社網から別の間接協定事業者の網に接続される呼であり、かつ、当社網とこの接続先の間接協定事業者との網間インタフェースにおいて、優先ユーザである旨を通知する機能が規定されている場合は、当社網は発信者が優先ユーザである旨を接続先の間接協定事業者に通知する。

11.2.4 優先ユーザとしての指定原則については当社と直接協定事業者間で協議の上、決定する。

表7 呼設定情報通知機能のための情報設定

情報要素	設定内容
ファシリテイ	
オブジェクト識別子	「ntt-phs-specific-service」を設定する。
オペレーション	呼設定情報通知
呼設定情報	“一般”あるいは“優先”を設定する。

11.3 信号方式

11.3.1 レイヤ1

技術的条件集別表7による。

11.3.2 レイヤ2

技術的条件集別表7による。

11.3.3 レイヤ3

技術的条件集別表7による。

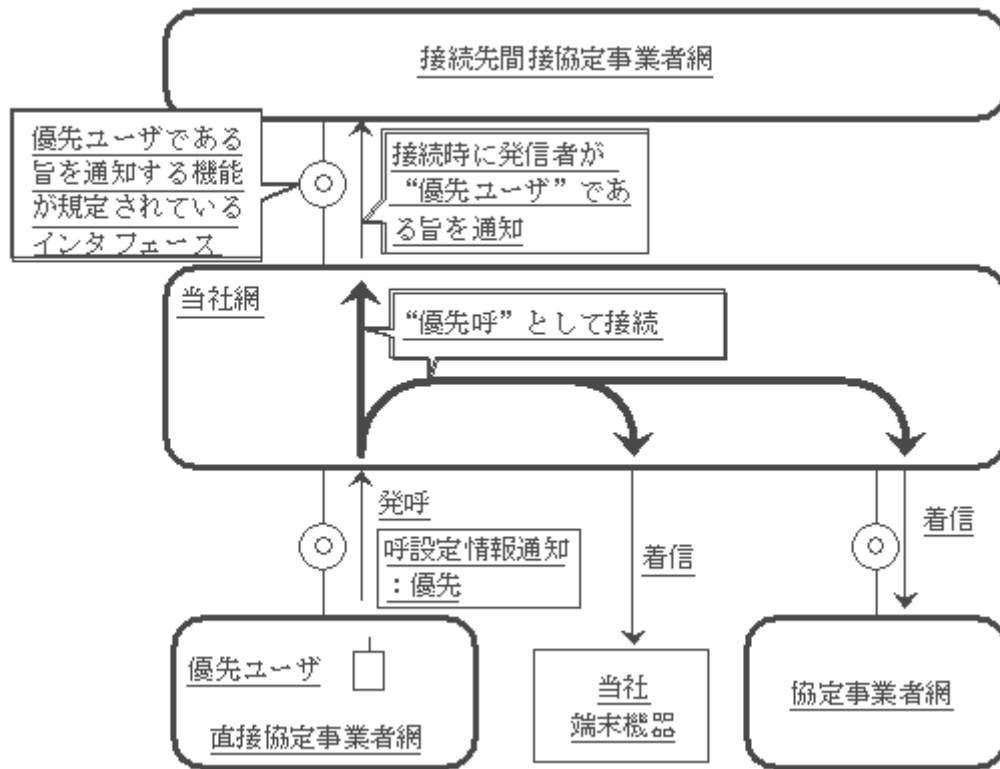


図 15 呼設定情報通知機能の概要（“優先”と設定された場合）

1.2 「経過表示」(PROG)メッセージ受信機能

1.2.1 概要

公衆基地局からデジタル網に送出される「経過表示」(PROG)メッセージを受信可能とする機能。

1.2.2 提供条件

- ・「着呼受付」または「呼出中」状態で、伝達能力が「音声」もしくは「3.1kHzオーディオ」かつ「経過表示」(PROG)メッセージ経過識別子#8“インバンド信号なし、適当なパターンが利用可能”を受信した場合のみ機能を提供する。
- ・初回の「経過表示」(PROG)メッセージ経過識別子#8“インバンド信号なし、適当なパターンが利用可能”受信により、デジタル網は、逆方向のインチャネルを開放し、「応答」(CONN)または切断復旧用メッセージ受信までのアプリケーション

ンタイマ（180秒）を取得する。

- 「着呼受付」状態での「経過表示」（PROG）メッセージ経過識別子#8“インバンド信号なし、適当なパターンが利用可能”受信時は、その後「呼出」（ALERT）メッセージを受信した場合も、デジタル網は発信側に呼出音を送出しない。
- 「呼出中」状態での「経過表示」（PROG）メッセージ経過識別子#8“インバンド信号なし、適当なパターンが利用可能”受信時は、デジタル網は発信側への呼出音を停止する。

12.3 信号方式

12.3.1 レイヤ1

技術的条件集別表7による。

12.3.2 レイヤ2

技術的条件集別表7による。

12.3.3 レイヤ3

技術的条件集別表7による。

技術的条件集別表 12. 1 SCCP仕様 (網内信号部)

技術的条件集別表 12. 1 (SCCP仕様 網内信号部) の記述に関する留意事項
1～5 (略)

NTT-Q711-1 信号接続制御部 (SCCP) の機能
1～4 (略)

NTT-Q712-1 SCCPメッセージの定義および機能
1～3 (略)

NTT-Q713-1 SCCPフォーマットとコード
1、2 (略)

3 SCCPパラメータ
【別表 12 に準拠する】

3. 1 (略)

3. 4 着アドレス
【別表 12 に準拠する】

3. 4. 1 (略)

3. 4. 2 アドレス
【別表 12 に準拠する】

3. 4. 2. 1 信号局コード
【別表 12 に準拠する】

3. 4. 2. 2 サブシステム番号
サブシステム番号 (SSN) はSCCPのユーザ機能を示し、使用される場合次のような1オクテットにコード化される。



ビット	8	7	6	5	4	3	2	1
ITU-T 固有領域	(略)							
TTC 固有領域	(略)							
網特有領域	(略)							
	1 1 1 1 0 0 1 0							
	1 1 1 1 0 0 1 1							

(略)
(略)
(略)
クレジット
Pサービス

技術的条件集別表 12. 1 SCCP仕様 (網内信号部)

技術的条件集別表 12. 1 (SCCP仕様 網内信号部) の記述に関する留意事項
1～5 (略)

NTT-Q711-1 信号接続制御部 (SCCP) の機能
1～4 (略)

NTT-Q712-1 SCCPメッセージの定義および機能
1～3 (略)

NTT-Q713-1 SCCPフォーマットとコード
1、2 (略)

3 SCCPパラメータ
【別表 12 に準拠する】

3. 1 (略)

3. 4 着アドレス
【別表 12 に準拠する】

3. 4. 1 (略)

3. 4. 2 アドレス
【別表 12 に準拠する】

3. 4. 2. 1 信号局コード
【別表 12 に準拠する】

3. 4. 2. 2 サブシステム番号
サブシステム番号 (SSN) はSCCPのユーザ機能を示し、使用される場合次のような1オクテットにコード化される。



ビット	8	7	6	5	4	3	2	1
ITU-T 固有領域	(略)							
TTC 固有領域	(略)							
網特有領域	(略)							
	1 1 1 1 0 0 1 0							
	1 1 1 1 0 0 1 1							

(略)
(略)
(略)
クレジット
予備

	1 1 1 1 0 1 0 0
	(略)

サービス情報管理
(略)



【別表 1 2 では▼▲の規定が異なる】
(略)

	1 1 1 1 0 1 0 0
	(略)

サービス情報管理
(略)



【別表 1 2 では▼▲の規定が異なる】
(略)

技術的条件集別表 16 網特有 A S E 仕様

I. 網特有 ASE 共通部

1～2 (略)

3. オペレーション

3. 1 (略)

3. 2 オペレーションの機能と内容

3. 2. 1 制御判断依頼 (PRIS: Provide Instructions)

制御判断依頼オペレーションは、サービス制御の判断・指示を依頼するのに用いる。

表 3-2/I 制御判断依頼 (PRIS) オペレーション

制御判断依頼	タイマ=T1	クラス=4	コード=1111 1110
起動のパラメータ		必須/オプション	参照
(略)		(略)	(略)
第2網機能種別		0	4.2.102
交換機間ハンドオーバー表示		0	4.2.104
事業者情報転送		0	4.2.107

*1 いずれかのパラメータが必須

3. 2. 2～3. 2. 15 (略)

3. 2. 16 データ取得 (DGET: Data Get)

データ取得オペレーションは、取得要求先のノードが持つ情報の取得を要求するために使用する。

表 3-17/I データ取得 (DGET) オペレーション

技術的条件集別表 16 網特有 A S E 仕様

I. 網特有 ASE 共通部

1～2 (略)

3. オペレーション

3. 1 (略)

3. 2 オペレーションの機能と内容

3. 2. 1 制御判断依頼 (PRIS: Provide Instructions)

制御判断依頼オペレーションは、サービス制御の判断・指示を依頼するのに用いる。

表 3-2/I 制御判断依頼 (PRIS) オペレーション

制御判断依頼	タイマ=T1	クラス=4	コード=1111 1110
起動のパラメータ		必須/オプション	参照
(略)		(略)	(略)
第2網機能種別		0	4.2.102
事業者情報転送		0	4.2.107

*1 いずれかのパラメータが必須

3. 2. 2～3. 2. 15 (略)

3. 2. 16 データ取得 (DGET: Data Get)

データ取得オペレーションは、取得要求先のノードが持つ情報の取得を要求するために使用する。

表 3-17/I データ取得 (DGET) オペレーション

データ取得	タイマ=T17	クラス=1	コード=1110 1110
起動のパラメータ		必須／オプション	参照
(略)		(略)	(略)
登録番号		0	4.2.61
認証種別		0	4.2.62
認証キー		0	4.2.63
P用加入者データ		0	4.2.64
信号局番号群		0	4.2.70
(略)		(略)	(略)
照合用番号		0	4.2.98
ハンドオーバー用演算結果		0	4.2.105
エラー応答 (RE) のパラメータ		0	
(略)		(略)	(略)

3.2.17～3.2.22 (略)

3.2.23 分散データ取得 (DDGT: Dispersion Data Get)

分散データ取得オペレーションは、あるデータ管理主体が分散データ管理機能を実現するため、他のデータ管理主体が持つデータの取得を要求するために使用する。

表 3-24/I 分散データ取得 (DDGT) オペレーション

分散データ取得	タイマ=T24	クラス=1	コード=1110 0111
起動のパラメータ		必須／オプション	参照
サービスクラス		M	4.2.48
対象情報種別*1		0	4.2.56

データ取得	タイマ=T17	クラス=1	コード=1110 1110
起動のパラメータ		必須／オプション	参照
(略)		(略)	(略)
登録番号		0	4.2.61
信号局番号群		0	4.2.70
(略)		(略)	(略)
照合用番号		0	4.2.98
エラー応答 (RE) のパラメータ		0	
(略)		(略)	(略)

3.2.17～3.2.22 (略)

3.2.23 分散データ取得 (DDGT: Dispersion Data Get)

分散データ取得オペレーションは、あるデータ管理主体が分散データ管理機能を実現するため、他のデータ管理主体が持つデータの取得を要求するために使用する。

表 3-24/I 分散データ取得 (DDGT) オペレーション

分散データ取得	タイマ=T24	クラス=1	コード=1110 0111
起動のパラメータ		必須／オプション	参照
サービスクラス		M	4.2.48
対象情報種別*1		0	4.2.56

サービス契約者番号	0	4.2.76
成功応答の (RR) パラメータ		
認証種別	0	4.2.62
認証キー	0	4.2.63
P用加入者データ	0	4.2.64
エラー応答 (RE) のパラメータ		
(略)	(略)	(略)

*1 本パラメータは、繰り返し設定される。

3. 2. 24～3. 2. 28 (略)

3. 3 (略)

4. パラメータ

4. 1 パラメーター一覧

パラメーター一覧を表 4-1/I に示す。

表 4-1/I パラメーター一覧 (1/5)、(2/5) (略)

表 4-1/I パラメーター一覧 (3/5)

パラメータ	内 容	最大オクテット数 (注)	参照	コード	
				第1オクテット	第2オクテット
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
登録番号	1 契約者が登録している複数の暗証番号・通話先番号等のそれぞれに対応する番号	2～n	4.2.61	10011111	00111101
認証種別	PHS サービスで端末認証を行う場合の端末認証を指定するための情報	1	4.2.62	10011111	00111110
認証キー	PHS サービスで端末認証を行う場合に使用するキー情報. 上下4ビットは反転している	1～8	4.2.63	10011111	00111111

サービス契約者番号	0	4.2.76
成功応答の (RR) パラメータ		
エラー応答 (RE) のパラメータ		
(略)	(略)	(略)

*1 本パラメータは、繰り返し設定される。

3. 2. 24～3. 2. 28 (略)

3. 3 (略)

4. パラメータ

4. 1 パラメーター一覧

パラメーター一覧を表 4-1/I に示す。

表 4-1/I パラメーター一覧 (1/5)、(2/5) (略)

表 4-1/I パラメーター一覧 (3/5)

パラメータ	内 容	最大オクテット数 (注)	参照	コード	
				第1オクテット	第2オクテット
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
登録番号	1 契約者が登録している複数の暗証番号・通話先番号等のそれぞれに対応する番号	2～n	4.2.61	10011111	00111101

P用加入者データ	PHS 端末毎の加入者データ	1~n	4.2.64	10011111	01000000
情報送信制御	情報送信機能を制御するための情報	1~n	4.2.65	10011111	01000001
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(注) 内容部の最大長を示す。サービスの拡充等で今後、変更される可能性がある。

表 4-1/I パラメーター一覧 (4/5) (略)

表 4-1/I パラメーター一覧 (5/5)

パラメータ	内 容	最大オクテット数 (注)	参照	コード	
				第1オクテット	第2オクテット
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ポータビリティ番号	番号ポータビリティのポータビリティ番号を転送するための情報	3~n 3	4.2.10 3	10011111	01100111
交換機間ハンドオーバ表示	PHS 接続装置間ハンドオーバ呼であることを識別するための情報。また、要求されたオペレーション種別に対する、応答、エラー情報の転送にも使用される。	1~n	4.2.10 4	10111111	01101000
ハンドオーバ用演算結果	接続装置間ハンドオーバで端末認証を行うための情報。	1~n	4.2.10 5	10011111	01101001
事業者情報転送	事業者情報を設定し、転送するための情報。	1~n	4.2.10 7	10111111	01101011

(注) 内容部の最大長を示す。サービスの拡充等で今後、変更される可能性がある。

4. 2 パラメータのコーディング

4. 2. 1~4. 2. 47 (略)

4. 2. 48 サービスクラス

サービスクラスは、網制御データのサービスを識別するための情報である。

情報送信制御	情報送信機能を制御するための情報	1~n	4.2.65	10011111	01000001
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(注) 内容部の最大長を示す。サービスの拡充等で今後、変更される可能性がある。

表 4-1/I パラメーター一覧 (4/5) (略)

表 4-1/I パラメーター一覧 (5/5)

パラメータ	内 容	最大オクテット数 (注)	参照	コード	
				第1オクテット	第2オクテット
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ポータビリティ番号	番号ポータビリティのポータビリティ番号を転送するための情報	3~n 3	4.2.10 3	10011111	01100111
事業者情報転送	事業者情報を設定し、転送するための情報。	1~n	4.2.10 7	10111111	01101011

(注) 内容部の最大長を示す。サービスの拡充等で今後、変更される可能性がある。

4. 2 パラメータのコーディング

4. 2. 1~4. 2. 47 (略)

4. 2. 48 サービスクラス

サービスクラスは、網制御データのサービスを識別するための情報である。

サービスクラス				コード=10011111 00110000			
8	7	6	5	4	3	2	1
サービスクラス表示							

1

図 4-48/I サービスクラスパラメータフィールド

次のコードがサービスクラスパラメータフィールドのサブフィールドで使用される。

a) サービスクラス表示

00000000 : 予備
 00000001 : 予備
 00000010 : 予備
 00000011 : 大量情報提供
 00000100 : グローバルタイトル管理
 00000101 : クレジット
 00000110 : P サービス
 その他 : 予備

(注) サービスクラスの付与条件

データを管理している側のサービス認識によって設定すること。

4. 2. 49~4. 2. 55 (略)

4. 2. 56 対象情報種別

対象情報種別は、サービス情報管理系オペレーションの対象とする情報種別を示すために使用する。

対象情報種別				コード=10011111 00111000			
8	7	6	5	4	3	2	1
対象情報種別表示							

1

図 4-56/I 対象情報種別パラメータフィールド

次のコードが対象情報種別パラメータフィールドのサブフィールドで使用される。

a) 対象情報種別表示 (注1)

ビット 87654321
 00000000 : 予備
 00000001 : 国内番号用グローバルタイトル管理情報

サービスクラス				コード=10011111 00110000			
8	7	6	5	4	3	2	1
サービスクラス表示							

1

図 4-48/I サービスクラスパラメータフィールド

次のコードがサービスクラスパラメータフィールドのサブフィールドで使用される。

a) サービスクラス表示

00000000 : 予備
 00000001 : 予備
 00000010 : 予備
 00000011 : 大量情報提供
 00000100 : グローバルタイトル管理
 00000101 : クレジット
 00000110 : 予備
 その他 : 予備

(注) サービスクラスの付与条件

データを管理している側のサービス認識によって設定すること。

4. 2. 49~4. 2. 55 (略)

4. 2. 56 対象情報種別

対象情報種別は、サービス情報管理系オペレーションの対象とする情報種別を示すために使用する。

対象情報種別				コード=10011111 00111000			
8	7	6	5	4	3	2	1
対象情報種別表示							

1

図 4-56/I 対象情報種別パラメータフィールド

次のコードが対象情報種別パラメータフィールドのサブフィールドで使用される。

a) 対象情報種別表示 (注1)

ビット 87654321
 00000000 : 予備
 00000001 : 国内番号用グローバルタイトル管理情報

- (略)
- 00000111 : 付加サービス契約情報
 - 00001000 : 認証種別
 - 00001001 : 認証キー
 - 00001010 : P 用加入者データ
 - 00001011 : 位置登録用発ISMAID
 - 00001100 : 保守情報

- (略)
- 00011100 : ハンドオーバー用演算結果
 - その他 : 予備

(注1) ・ 同一キー情報から複数の対象情報が存在する場合は、対象情報種別パラメータを繰り返す。
 ・ 異なるキー情報から複数の対象情報が存在する場合は、オペレーション自体を繰り返す。

4. 2. 57 ~ 4. 2. 61 (略)

4. 2. 62 認証種別

認証種別は、PHS サービスで端末認証を行う場合の認証方法を指定するために使用する。

<u>認証種別</u>				コード=10011111 00111110			
<u>8</u>	<u>7</u>	<u>6</u>	<u>5</u>	<u>4</u>	<u>3</u>	<u>2</u>	<u>1</u>
<u>認証種別</u>							

1

図 4-62/I 認証種別パラメータフィールド

次のコードが認証種別パラメータフィールドのサブフィールドで使用される。

a) 認証種別

- 00000001 : NTT
- その他 : 予備

4. 2. 63 認証キー

認証キーは、PHS サービスで端末認証を行う場合に利用されるキー情報である。上下4ビットは反転している。

- (略)
- 00000111 : 付加サービス契約情報
 - 00001000 : 予備
 - 00001001 : 予備
 - 00001010 : 予備
 - 00001011 : 予備
 - 00001100 : 保守情報

- (略)
- 00011100 : ハンドオーバー用演算結果
 - その他 : 予備

(注1) ・ 同一キー情報から複数の対象情報が存在する場合は、対象情報種別パラメータを繰り返す。
 ・ 異なるキー情報から複数の対象情報が存在する場合は、オペレーション自体を繰り返す。

4. 2. 57 ~ 4. 2. 61 (略)

4. 2. 62 削除

4. 2. 63 削除

認証キー				コード=10011111 00111111				
8	7	6	5	4	3	2	1	
認証キー								1
⋮								n

図 4-63/I 認証キーパラメータフィールド

次のコードが認証キーパラメータフィールドのサブフィールドで使用される。

a) 認証キー

6 4 ビットのビット列で表現される（上位 4 ビットと下位 4 ビットは反転している）。

4. 2. 6 4 P 用加入者データ

P 用加入者データは、PHS 端末毎の加入者データ設定するために使用する。

P 用加入者データ				コード=10011111 01000000				
8	7	6	5	4	3	2	1	
P 用加入者データ								1
⋮								n

図4-64/I P 用加入者データパラメータフィールド

以下のコードがP 用加入者データパラメータフィールドのサブフィールドで使用される。

a) P 用加入者データ

PHS 端末毎の加入者データ（機体番号、着信転送先番号）が設定される。

内容の詳細については、本仕様では規定しない。

<参考>以下のデータが加入者データとして設定されうる。

4. 2. 6 4 削除

<u>8</u>	<u>7</u>	<u>6</u>	<u>5</u>	<u>4</u>	<u>3</u>	<u>2</u>	<u>1</u>	
<u>ユニバーサル</u>		<u>形式</u>	<u>OCTET STRING</u>					1
<u>パラメータ長</u>								
<u>拡張</u>	<u>予備</u>	<u>64Kb/s</u> <u>UDI 許容</u> <u>/非許容</u>	<u>発信停</u> <u>止</u>	<u>一時撤</u> <u>去</u>	<u>保守呼</u> <u>探索</u>	<u>加入者クラス</u>		
<u>機体番号</u>								<u>m</u>
<u>ユニバーサル</u>		<u>形式</u>	<u>セットタグ</u>					<u>m+1</u>
<u>パラメータ長</u>								
<u>コンテキスト</u>	<u>形式</u>	<u>着信転送契約状態</u>						
<u>パラメータ長</u>								
<u>拡張</u>	<u>予備</u>				<u>活性</u>	<u>契約</u>		
<u>コンテキスト</u>	<u>形式</u>	<u>着信転送ガイダンス</u>						
<u>パラメータ長</u>								
<u>ガイダンス内容</u>								
<u>コンテキスト</u>	<u>形式</u>	<u>着信転送先アドレス</u>						
<u>パラメータ長</u>								
<u>転送先電話番号 (0 A~K)</u>								<u>n</u>

(注) P用加入者データパラメータには、着信転送先データ (m+1~n) が
2つまで設定されうる。

4. 2. 65~4. 2. 83 (略)

4. 2. 84 隣接網形態識別

隣接網形態識別は、隣接網の網形態を識別するために転送される情報である。

4. 2. 65~4. 2. 83 (略)

4. 2. 84 隣接網形態識別

隣接網形態識別は、隣接網の網形態を識別するために転送される情報である。

(注) 具体的に設定する情報としては、ノードにおける処理が同一である網形態種別毎にコードを付与することとする。

隣接網形態識別				コード=10011111 01010100			
8	7	6	5	4	3	2	1
隣接網形態識別表示							

1

図 4-84/I 隣接網形態識別パラメータフィールド

次のコードが隣接網形態識別パラメータフィールドのサブフィールドで使用される。

- a) 隣接網形態識別表示
- 00000000 : 予備
 - 00000001 : PHS 事業者網 (依存型)
 - 00000010 : PHS 事業者網 (接続型)
 - 00000011 : 移動体網
 - 00000100 : 国際網
 - 00000101 : 地域網
 - 00000110 : 中継網
 - 00000111 : 総合通信事業者網
 - その他 : 予備

4. 2. 85 リダイレクション理由

リダイレクション理由は、リダイレクションが起動された理由を通知するために両方向に送信される情報である。

リダイレクション理由				コード=10011111 01010101			
8	7	6	5	4	3	2	1
H	G	F	E	D	C	B	A

1

図4-85/I リダイレクション理由パラメータフィールド

次のコードがリダイレクション理由パラメータフィールドのサブフィールドで使用される。

- a) ビット H G F E D C B A : リダイレクション理由
- 0 0 0 0 0 0 0 : 予備
 - 0 0 0 0 0 0 1
 - | : 予備
 - 1 1 1 1 0 1 1

(注) 具体的に設定する情報としては、ノードにおける処理が同一である網形態種別毎にコードを付与することとする。

隣接網形態識別				コード=10011111 01010100			
8	7	6	5	4	3	2	1
隣接網形態識別表示							

1

図 4-84/I 隣接網形態識別パラメータフィールド

次のコードが隣接網形態識別パラメータフィールドのサブフィールドで使用される。

- a) 隣接網形態識別表示
- 00000000 : 予備
 - 00000001 : 予備
 - 00000010 : PHS 事業者網
 - 00000011 : 移動体網
 - 00000100 : 国際網
 - 00000101 : 地域網
 - 00000110 : 中継網
 - 00000111 : 総合通信事業者網
 - その他 : 予備

4. 2. 85 リダイレクション理由

リダイレクション理由は、リダイレクションが起動された理由を通知するために両方向に送信される情報である。

リダイレクション理由				コード=10011111 01010101			
8	7	6	5	4	3	2	1
H	G	F	E	D	C	B	A

1

図4-85/I リダイレクション理由パラメータフィールド

次のコードがリダイレクション理由パラメータフィールドのサブフィールドで使用される。

- a) ビット H G F E D C B A : リダイレクション理由
- 0 0 0 0 0 0 0 : 予備
 - 0 0 0 0 0 0 1
 - | : 予備
 - 1 1 1 1 0 1 1

1 1 1 1 1 0 0 : 災害対策用全国利用型伝言ダイヤル
 1 1 1 1 1 0 1 : 依存型PHS 接続
 1 1 1 1 1 1 0 : 留保 (ISUP では番号ポータビリティで使用)
 1 1 1 1 1 1 1 : 予備
 ビット“H” : 予備

4. 2. 8 6 ~ 4. 2. 1 0 3 (略)

4. 2. 1 0 4 交換機間ハンドオーバ表示

交換機間ハンドオーバ表示は、PHS 接続装置間ハンドオーバ呼であることを識別する
 ための情報である。また、要求されたオペレーション種別に対する、応答、エラー情報の転送にも使用される。

交換機間ハンドオーバ表示								コード=10111111 01101000	
8	7	6	5	4	3	2	1		
予備		F	E	D	C	B	A	1	
付加情報名								2	
付加情報長								3	
付加情報 1								4	
付加情報名								n	
付加情報長									
付加情報 m									

図 4-104/I 交換機間ハンドオーバ表示パラメータフィールド

注) 「付加情報名」以降の4~n オクテットは繰り返し設定されることがある。なお、この場合のコード順序は特に規定しない。

1 1 1 1 1 0 0 : 災害対策用全国利用型伝言ダイヤル
 1 1 1 1 1 0 1 : 予備
 1 1 1 1 1 1 0 : 留保 (ISUP では番号ポータビリティで使用)
 1 1 1 1 1 1 1 : 予備
 ビット“H” : 予備

4. 2. 8 6 ~ 4. 2. 1 0 3 (略)

4. 2. 1 0 4 削除

次のコードが交換機間ハンドオーバ表示パラメータフィールドのサブフィールドで使用される。

a) 信号要素種別

ビットBA: 信号要素種別

00: 起動

01: 留保 (成功応答)

10: 留保 (失敗応答)

11: 予備

b) オペレーション種別

ビットFEDC: オペレーション種別

0000: 予備

0001: ハンドオーバ呼接続要求

0010: 留保 (ハンドオーバ呼解放要求)

その他 : 予備

c) 付加情報名

00000000: 予備

00000001: ハンドオーバ用演算結果

00000011: 留保 (認証キー (非反転))

00000100: ハンドオーバ用在圏エリア番号

00000101: 留保 (ハンドオーバ用認証エラー表示)

00000110: 留保 (認証種別)

その他 : 予備

d) 付加情報長

付加情報のオクテット数を2進数で表す。

e) 付加情報

(1) 付加情報名が00000001: ハンドオーバ用演算結果の場合

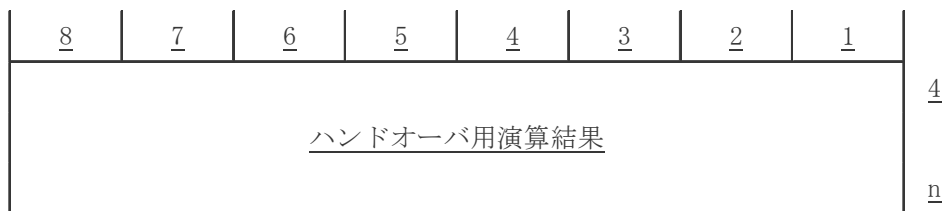


図 4-104-1/I 付加情報名がハンドオーバ用演算結果の場合の付加情報フィールド

接続装置間ハンドオーバで端末認証を行うための情報。

(i) ハンドオーバ用演算結果

64ビットのビット列で表現される。

(2) 付加情報名が 00000100 : ハンドオーバ用在圏エリア番号の場合

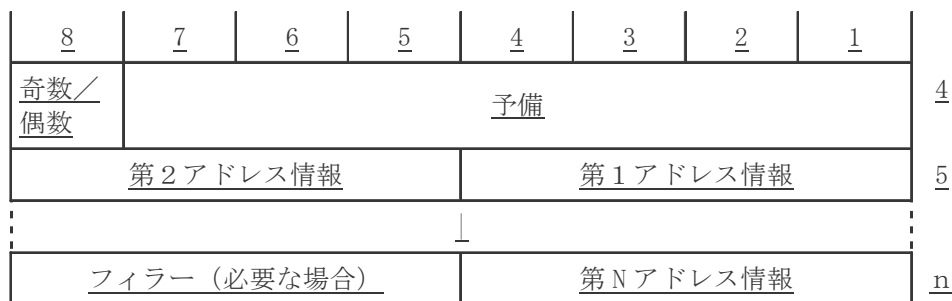


図 4-104-2/I 付加情報名がハンドオーバ用在圏エリア番号の場合の付加情報フィールド

接続装置間ハンドオーバ時の在圏エリア情報。

(i) 奇数/偶数

0: アドレス情報の桁数が偶数

1: アドレス情報の桁数が奇数

(ii) アドレス情報

0000 :	ディジット	0
<u>0001 :</u>	<u>//</u>	<u>1</u>
<u>0010 :</u>	<u>//</u>	<u>2</u>
0011 :	//	3
0100 :	//	4
<u>0101 :</u>	<u>//</u>	<u>5</u>
0110 :	//	6
0111 :	//	7
<u>1000 :</u>	<u>//</u>	<u>8</u>
<u>1001 :</u>	<u>//</u>	<u>9</u>
その他 :	予備	

(iii) フィラー

アドレス情報の桁数が奇数の場合、フィラーコード“0000”が最後のアドレス情報の後に挿入される。

4. 2. 105 ハンドオーバ用演算結果

ハンドオーバ用演算結果は、接続装置間ハンドオーバで端末認証を行うための情報である。

4. 2. 105 削除

ハンドオーバ用演算結果				コード=10011111 01101001			
<u>8</u>	<u>7</u>	<u>6</u>	<u>5</u>	<u>4</u>	<u>3</u>	<u>2</u>	<u>1</u>
ハンドオーバ用演算結果							

図 4-105/I ハンドオーバ用演算結果パラメータフィールド

次のコードがハンドオーバ用演算結果パラメータフィールドのサブフィールドで使用される。

a) ハンドオーバ用演算結果

64 ビットのビット列で表現される

4. 2. 107 (略)

5～7 (略)

付属資料 I-1 (略)

付録 I-1 TCAP 準正常手順の使用法 (略)

付録 I-2 サービス情報管理系オペレーションの使用法

1～2 (略)

3. サービス情報管理系オペレーションに使用するパラメータ

3. 1 「サービスクラス」パラメータ (必須)

サービスクラス				コード=10011111 00110000			
8	7	6	5	4	3	2	1
サービスクラス表示							

1

a) サービスクラス表示

ビット87654321

00000000 : 予備

00000001 : 予備

00000010 : 予備

00000011 : 大量情報提供

00000100 : グローバルタイトル管理

00000101 : クレジット

00000110 : P サービス

その他: 予備

3. 2 「対象情報種別」パラメータ (オプション)

対象情報種別				コード=10011111 00111000			
8	7	6	5	4	3	2	1
対象情報種別表示							

1

a) 対象情報種別表示 (注1)

ビット 87654321

00000000 : 予備

00000001 : 国内番号用グローバルタイトル管理情報

00000010 : 信号局番号

00000011 : 登録電話番号

00000100 : 暗証番号

4. 2. 107 (略)

5～7 (略)

付属資料 I-1 (略)

付録 I-1 TCAP 準正常手順の使用法 (略)

付録 I-2 サービス情報管理系オペレーションの使用法

1～2 (略)

3. サービス情報管理系オペレーションに使用するパラメータ

3. 1 「サービスクラス」パラメータ (必須)

サービスクラス				コード=10011111 00110000			
8	7	6	5	4	3	2	1
サービスクラス表示							

1

a) サービスクラス表示

ビット87654321

00000000 : 予備

00000001 : 予備

00000010 : 予備

00000011 : 大量情報提供

00000100 : グローバルタイトル管理

00000101 : クレジット

00000110 : 予備

その他: 予備

3. 2 「対象情報種別」パラメータ (オプション)

対象情報種別				コード=10011111 00111000			
8	7	6	5	4	3	2	1
対象情報種別表示							

1

a) 対象情報種別表示 (注1)

ビット 87654321

00000000 : 予備

00000001 : 国内番号用グローバルタイトル管理情報

00000010 : 信号局番号

00000011 : 登録電話番号

00000100 : 暗証番号

00000101 : 限定通話先番号
00000110 : 暗証番号用登録番号
00000111 : 付加サービス契約情報
00001000 : 認証種別
00001001 : 認証キー
00001010 : P 用加入者データ
00001011 : 位置登録用発ISMAID
00001100 : 保守情報
00001101 : 設定用コード
00001110 : サービスコード用グローバルタイトル管理情報
00001111 : サービスコード用信号局番号群
00010000 : STP 信号局番号群
00010001 : 暗証番号誤り回数
00010010 : サービス提供状態
00010011 : 転送先番号
00010100 : # 接続先番号
00010101 : 転送先番号2
00010110 : トーキパターン
00011100 : ハンドオーバー用演算結果
その他 : 予備

(略)

3. 3 その他のパラメータ

サービスクラス (必須)、対象情報種別 (オプション) 以外に信号情報が必要となる場合、必要となるパラメータを設定する。

- (1) マスコーリングサービスの場合
 - ・アプリケーション転送パラメータを使用
- (2) メッセージ有り通知サービスの場合
 - ・メッセージ状態パラメータを使用
- (3) GT 管理における管理局番号照合の場合
 - ・なし
- (4) GT 管理における STP 間信号局番号照合の場合
 - ・グローバルタイトル管理情報パラメータを使用
- (5) PHS サービス
 - ・着番号パラメータ

00000101 : 限定通話先番号
00000110 : 暗証番号用登録番号
00000111 : 付加サービス契約情報
00001000 : 予備
00001001 : 予備
00001010 : 予備
00001011 : 予備
00001100 : 保守情報
00001101 : 設定用コード
00001110 : サービスコード用グローバルタイトル管理情報
00001111 : サービスコード用信号局番号群
00010000 : STP 信号局番号群
00010001 : 暗証番号誤り回数
00010010 : サービス提供状態
00010011 : 転送先番号
00010100 : # 接続先番号
00010101 : 転送先番号2
00010110 : トーキパターン
00011100 : 予備
その他 : 予備

(略)

3. 3 その他のパラメータ

サービスクラス (必須)、対象情報種別 (オプション) 以外に信号情報が必要となる場合、必要となるパラメータを設定する。

- (1) マスコーリングサービスの場合
 - ・アプリケーション転送パラメータを使用
- (2) メッセージ有り通知サービスの場合
 - ・メッセージ状態パラメータを使用
- (3) GT 管理における管理局番号照合の場合
 - ・なし
- (4) GT 管理における STP 間信号局番号照合の場合
 - ・グローバルタイトル管理情報パラメータを使用
- (5) 削除

・発ユーザ番号パラメータ、等を使用

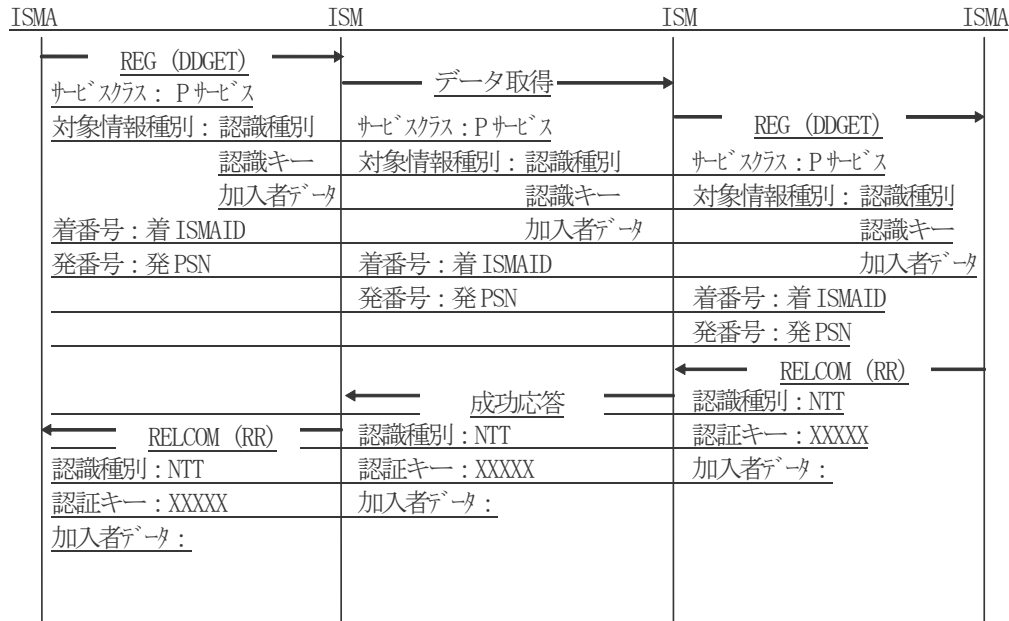
(略)

5. 各サービスへの適用

5. 1 (略)

5. 2 PHS サービス

(1) ISM-ISM 間通信 (ISMA 間データ送受手順)



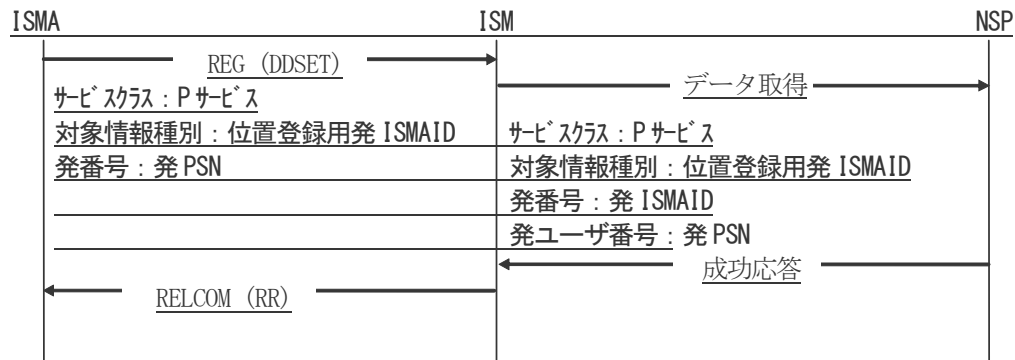
(2) ISM-NSP 間通信 (位置登録手順)

(略)

5. 各サービスへの適用

5. 1 (略)

5. 2 削除



技術的条件集別表 17 NTT固有サービス制御仕様

本紙の位置づけ (略)

1 (略)

2 転送データ部

2.1 (略)

2.2 パラメータ構成 (POP I)

転送データは、データ内容を示すヘッダを前置きするパラメータ列で構成される。

2.2.1 (略)

2.2.2 転送データ部個別構成

(1) ~ (37) (略)

(38) 隣接網形態識別

隣接網形態識別を図 2.2.44 に示す。

7	6	5	4	3	2	1	0
P L I			P O			P 1	

隣接網形態識別表示

図 2.2.44 隣接網形態識別

P L I = 0 1、P O = 1 1 1、P 1 = 1 1 0

隣接網形態識別表示 = 00000000 : 予備

= 00000001 : PHS 事業者網 (依存型)

= 00000010 : PHS 事業者網 (接続型)

= 00000011 : 移動体網

= 00000100 : 国際網

= 00000101 : 地域網

= 00000110 : 中継網

= 00000111 : 総合通信事業者網

= その他 : 予備

(39) ~ (46) (略)

2.3 (略)

3 信号配列例 (コーディング例)

フリーダイヤル、ナビダイヤルで使用する主な信号種別毎の信号配列一覧を表 3 に、信

技術的条件集別表 17 NTT固有サービス制御仕様

本紙の位置づけ (略)

1 (略)

2 転送データ部

2.1 (略)

2.2 パラメータ構成 (POP I)

転送データは、データ内容を示すヘッダを前置きするパラメータ列で構成される。

2.2.1 (略)

2.2.2 転送データ部個別構成

(1) ~ (37) (略)

(38) 隣接網形態識別

隣接網形態識別を図 2.2.44 に示す。

7	6	5	4	3	2	1	0
P L I			P O			P 1	

隣接網形態識別表示

図 2.2.44 隣接網形態識別

P L I = 0 1、P O = 1 1 1、P 1 = 1 1 0

隣接網形態識別表示 = 00000000 : 予備

= 00000001 : 予備

= 00000010 : PHS 事業者網

= 00000011 : 移動体網

= 00000100 : 国際網

= 00000101 : 地域網

= 00000110 : 中継網

= 00000111 : 総合通信事業者網

= その他 : 予備

(39) ~ (46) (略)

2.3 (略)

3 信号配列例 (コーディング例)

フリーダイヤル、ナビダイヤルで使用する主な信号種別毎の信号配列一覧を表 3 に、信

号配列を図3.1～図3.11に示す。

表3 (略)

7	6	5	4	3	2	1	0
(略)							
PLI=11		P0=010		P1=111			
長さ表示							
奇/偶	番号種別						
NI	番号計画識別子		表示識別		網検証識別		
第2アドレス情報				第1アドレス情報			
:							
フィラー(必要な場合)				第Nアドレス情報			
(略)							
PLI=11		P0=111		P1=101			
長さ表示							
奇/偶	情報識別表示						
第2アドレス情報				第1アドレス情報			
:							
フィラー(必要な場合)				第Nアドレス情報			
(略)							

発ユーザ番号
(依存型PHS
発信時、必ず設定)

発信地域情報
(接続型PHS、自動車/携帯発信時、必ず設定)

図3.1 SDRQ(一般接続呼)信号配列

(略)

技術的条件集別表18 サービス制御統括局接続インタフェース仕様

本別表は、NSSP(Network Service Support Point)とNSP(Network Service Control Point)の通信及びSMS(Service Management System)とSCP(Service Control Point)の通信におけるプロトコルについて記述するものです。本別表は当社網と特定中継事業者網間及び当社網と特定端末系事業者網間に適用します。当社網と他の事業者網との間では、適用できない場合があります。なお、記述内容については次のとおりとします。

- (1) 各レイヤのプロトコル条件について本仕様書で規定します。
- (2) 各サービスで使用する電文及びシーケンスについては別に規定します。

(NSSP～NSP接続方式) (略)

号配列を図3.1～図3.11に示す。

表3 (略)

7	6	5	4	3	2	1	0
(略)							
PLI=11		P0=010		P1=111			
長さ表示							
奇/偶	番号種別						
NI	番号計画識別子		表示識別		網検証識別		
第2アドレス情報				第1アドレス情報			
:							
フィラー(必要な場合)				第Nアドレス情報			
(略)							
PLI=11		P0=111		P1=101			
長さ表示							
奇/偶	情報識別表示						
第2アドレス情報				第1アドレス情報			
:							
フィラー(必要な場合)				第Nアドレス情報			
(略)							

発ユーザ番号

発信地域情報
(PHS、自動車/携帯発信時、必ず設定)

図3.1 SDRQ(一般接続呼)信号配列

(略)

技術的条件集別表18 サービス制御統括局接続インタフェース仕様

本別表は、NSSP(Network Service Support Point)とNSP(Network Service Control Point)の通信及びSMS(Service Management System)とSCP(Service Control Point)の通信におけるプロトコルについて記述するものです。本別表は当社網と特定中継事業者網間及び当社網と特定端末系事業者網間に適用します。当社網と他の事業者網との間では、適用できない場合があります。なお、記述内容については次のとおりとします。

- (1) 各レイヤのプロトコル条件について本仕様書で規定します。
- (2) 各サービスで使用する電文及びシーケンスについては別に規定します。

(NSSP～NSP接続方式) (略)

(SMS～SCP接続方式)

SMSにおけるSO管理系ノード（以下「SMS」という）とSCP間の接続方式については以下のとおりとします。

1. プロトコル構成

SMSとSCP間で使用するエンド・エンドのプロトコルは次のとおりとします。プロトコル構成については図1のとおりとします。



(SMS～SCP接続方式) 削除

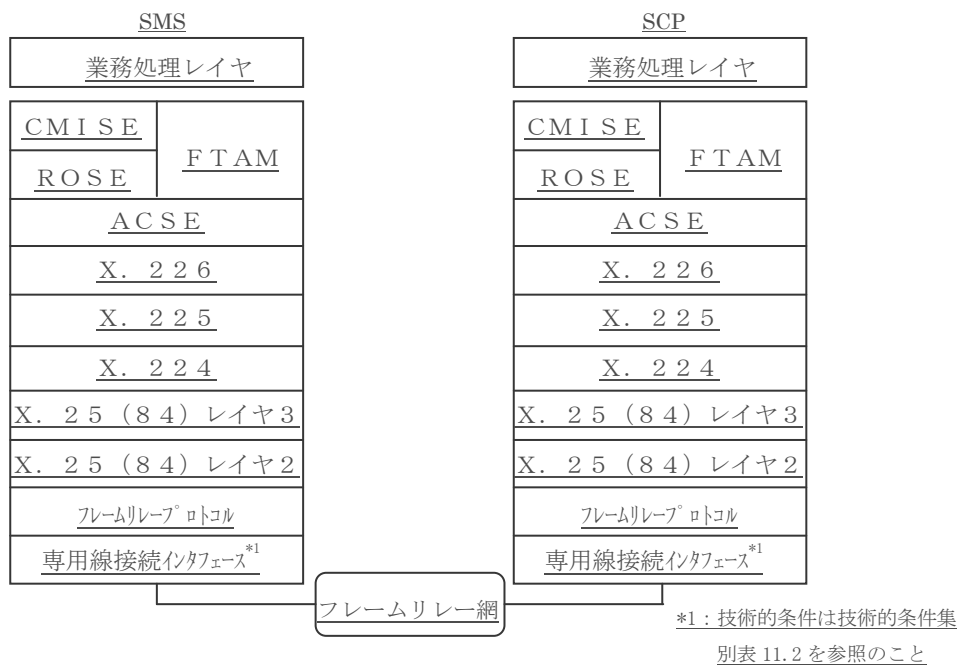


図1 SMS～SCP間のプロトコル構成

1. 1 各プロトコルのベースドキュメント

各プロトコルにおけるベースドキュメントは表1. 1のとおりとします。

プロトコル	ベースドキュメント
フレームレフトコル	JT-Q922 (第1版) コア機能及び JT-X36 (第1版) に準拠しています。
X. 25 (84)	JT-X25 (第3版) に準拠しています。
X. 224	JIS X 5109(1994) に準拠しています。
X. 225	JIS X 5202(1991) に準拠しています。
X. 226	JIS X 5601(1995) 及び 5602(1995) に準拠しています。
ACSE	JIS X 5702(1991) に準拠しています。
ROSE	JIS X 5708(1991) 及び 5709(1991) に準拠しています。
CMISE	JIS X 5761(1992) 及び 5762(1992) に準拠しています。
FTAM	JIS X 5721(1991)、5722(1991)、5723(1991) 及び 5724(1991) に準拠しています。

表 1. 1 各プロトコルのベースドキュメント

1. 2 業務処理レイヤ

業務処理レイヤの詳細仕様は別に定めます。

2. 各レイヤの接続条件

各レイヤの接続条件については、表 2. 1 のとおりとします。

表 2. 1 接続条件

層	項番	項目	設定値
2	1	通信手順	LAPB
	2	Dリンクの設定手順	DTE を SG 設定
	3	回線状態指定 (同期タイミング方式)	外部クロック
	4	通信速度	48kbps
	5	最大 I フレームビット数	149 オクテット
	6	最大送信回数	20 回
	7	最大アウトスタンディング I フレーム数	7
	8	動作モード応答確認用タイム	1000ms
	9	応答相乗り監視タイム	200ms

	<u>1 0</u>	<u>ビジー解除監視タイマ</u>	<u>60000ms</u>
	<u>1 1</u>	<u>送信順序番号</u>	<u>モジュロ 8</u>
	<u>1 2</u>	<u>リンク手順</u>	<u>SLP</u>
	<u>1 3</u>	<u>RNR</u>	<u>使用しない</u>
<u>3</u>	<u>1</u>	<u>使用プロトコル</u>	<u>X.25(84)</u>
	<u>2</u>	<u>接続形態</u>	<u>VC</u>
	<u>3</u>	<u>コネクション数</u>	<u>ネットワーク接続構成参照</u>
	<u>4</u>	<u>最大パケット長</u>	<u>1024 オクテット</u>
	<u>5</u>	<u>パケットサイズのネゴシエーション要否</u>	<u>要</u>
	<u>6</u>	<u>ウインドウサイズ</u>	<u>2</u>
	<u>7</u>	<u>スループットクラス</u>	<u>9600bps</u>
	<u>8</u>	<u>フロー制御パラメータ折衝</u>	<u>要</u>
	<u>9</u>	<u>ファーストセレクト</u>	<u>要</u>
	<u>1 0</u>	<u>スループットクラス折衝</u>	<u>要</u>
	<u>1 1</u>	<u>伝送遅延選択及び表示</u>	<u>無</u>
	<u>1 2</u>	<u>DTEファシリテイ</u>	<u>発呼アドレス拡張 着呼アドレス拡張</u>
	<u>1 3</u>	<u>モジュロ数</u>	<u>8</u>
	<u>1 4</u>	<u>発呼時の課金主体</u>	<u>自側課金</u>
	<u>1 5</u>	<u>着呼時の課金主体</u>	<u>相手課金</u>
	<u>1 6</u>	<u>Dビット制御の有無</u>	<u>無</u>
	<u>1 7</u>	<u>Mビット制御の有無</u>	<u>有</u>
	<u>1 8</u>	<u>Qビット制御の有無</u>	<u>無</u>
	<u>1 9</u>	<u>LCGN番号</u>	<u>規定しない</u>
	<u>2 0</u>	<u>LCN番号</u>	<u>(ユーザ定義)</u>
	<u>2 1</u>	<u>OPEN時のSQパケット送信要否</u>	<u>(関連しない)</u>
	<u>2 2</u>	<u>SQパケット応答監視タイマ</u>	<u>(関連しない)</u>
	<u>2 3</u>	<u>SQパケット再送回数</u>	<u>(関連しない)</u>
	<u>2 4</u>	<u>OPEN/CLOSE時処理時のリセット要否</u>	<u>要</u>
	<u>2 5</u>	<u>障害時のリセット要否</u>	<u>否</u>
	<u>2 6</u>	<u>RQパケット応答監視タイマ</u>	<u>180 秒</u>
	<u>2 7</u>	<u>RQパケット再送回数</u>	<u>0</u>
	<u>2 8</u>	<u>発呼(CRパケット) 応答監視タイマ</u>	<u>200 秒</u>
	<u>2 9</u>	<u>CRパケット再送回数</u>	<u>0</u>
	<u>3 0</u>	<u>切断(CQパケット) 応答監視タイマ</u>	<u>180 秒</u>
	<u>3 1</u>	<u>CQパケット再送回数</u>	<u>0</u>

	3 2	DTパケット応答監視タイマ	180 秒
	3 3	DTパケット再送回数	再送しない
	3 4	RNRパケット受信後のRRパケット受信監視タイマ	監視しない
	3 5	受信ブロック間監視の要否	要、180 秒
	3 6	RI, SIパケット受信後の通信停止時間	使用しない
	3 7	DTEアドレス	(システム導入時に決定)
	3 8	NSAPアドレス	DCC 形式 (システム導入時に決定)
	3 9	コールユーザデータの使用	使用する
	4 0	DTE/DCEの別	DTEをSGにより設定
	4 1	NSDUのサイズ	4096 オクテット
	4 2	パケットサイズのネゴシエーション否の場合の最大パケット長	128 オクテット
4	1	TLクラス	クラス2
	2	最大TC数	4×SCP 台数
	3	フロー制御要否	要
	4	最大TPDU長	4096 オクテット
	5	最大TSDU長	無制限
	6	優先データ転送使用有無	無
	7	クレジット値	8
	8	多重化要否	要
	9	トランスポートレイヤプロトコルタイマ (TS 1)	60 秒
	1 0	トランスポートレイヤプロトコルタイマ (TS 2)	60 秒
	1 1	AK待ちタイマ	使用しない
	1 2	明示的フロー制御の要否	要
	1 3	TPDUの連結と分離の要否	要
	1 4	TPDUの分割と組立の要否	要
	1 5	分流と合流の要否	否
	1 6	TSAP	DCC 形式 (システム導入時に決定)
	1 7	NC解放タイマ1	240 秒
	1 8	NC解放タイマ2	30 秒
	1 9	拡張ナンバリングフォーマットの提案有無	提案しない
5	1	セッションプロトコル版数	第2版

	<u>2</u>	<u>機能単位</u>	<u>カーネル+全二重のみ</u>
	<u>3</u>	<u>最大SPDU長</u>	<u>無制限</u>
	<u>4</u>	<u>最大SSDU長</u>	<u>無制限</u>
	<u>5</u>	<u>最大SSAP数</u>	<u>4×SCP 台数</u>
	<u>6</u>	<u>SSAP-ID長</u>	<u>DCC 形式</u> <u>(システム導入時に決定)</u>
	<u>7</u>	<u>Sセクタ</u>	<u>00(DCC 形式)</u>
	<u>8</u>	<u>セッションプロトコルタイム</u>	<u>使用しない</u>
	<u>9</u>	<u>CN-SPPDU 送出後の応答監視</u>	<u>10 秒</u>
	<u>10</u>	<u>FN-SPPDU 送出後の応答監視</u>	<u>10 秒</u>
	<u>11</u>	<u>AC-SPDU 中の SSAP-ID の有無</u>	<u>含める</u>
<u>6</u>	<u>1</u>	<u>抽象構文名</u>	<u>ACSE 2.2.1.0.1</u> <u>FTAMPCI</u> <u>1.0.8571.2.1</u> <u>FTAM-3</u> <u>1.0.8571.2.4</u>
	<u>2</u>	<u>Pセクタ</u>	<u>00(DCC 形式)</u>
	<u>3</u>	<u>機能単位</u>	<u>カーネル</u>
<u>ACS</u>	<u>1</u>	<u>プロトコル版数</u>	<u>第1版</u>
<u>E</u>	<u>2</u>	<u>機能単位</u>	<u>カーネル</u>
<u>FTA</u>	<u>1</u>	<u>プロトコル版数</u>	<u>第1版</u>
<u>M</u>	<u>2</u>	<u>応用コンテキスト名</u>	<u>1.0.8571.1.1</u>
	<u>3</u>	<u>AP名称</u>	<u>1.3.9999.1.7</u>
	<u>4</u>	<u>AE修飾子</u>	<u>1</u>
	<u>5</u>	<u>APインボケーション識別子</u>	<u>使用しない</u>
	<u>6</u>	<u>AEインボケーション識別子</u>	<u>使用しない</u>
	<u>7</u>	<u>実装情報</u>	<u>使用しない</u>
	<u>8</u>	<u>プレゼンテーションコンテキスト管理</u>	<u>偽</u>
	<u>9</u>	<u>サービスクラス</u>	<u>転送</u>
	<u>10</u>	<u>機能単位</u>	<u>カーネル、読み出し、</u> <u>書き込み、グループ化</u>
	<u>11</u>	<u>属性グループ</u>	<u>カーネル</u>
	<u>12</u>	<u>共用ASE情報</u>	<u>使用しない</u>
	<u>13</u>	<u>FTAMサービス品質</u>	<u>回復なし</u>
	<u>14</u>	<u>コンテンツリスト</u>	<u>FTAM-3</u>

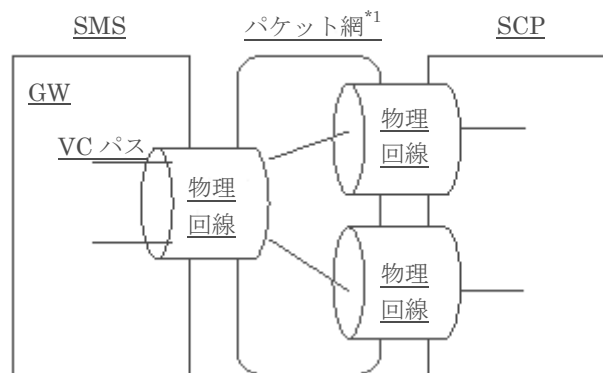
	<u>1 5</u>	<u>起動側識別</u>	<u>(ユーザ定義)</u>
	<u>1 6</u>	<u>課金先</u>	<u>使用しない</u>
	<u>1 7</u>	<u>ファイルストアパスワード</u>	<u>使用する</u>
	<u>1 8</u>	<u>チェックポイントウィンドウ</u>	<u>設定しない</u> <u>(デフォルト値” 1”)</u>
	<u>1 9</u>	<u>仮想ファイル名</u>	<u>1 から 255 文字まで</u> <u>の文字列 (英数</u> <u>字,#,/)</u>
	<u>2 0</u>	<u>要求アクセス</u>	<u>読み出し、置換</u>
	<u>2 1</u>	<u>アクセスパスワード</u>	<u>使用しない</u>
	<u>2 2</u>	<u>同時性制御</u>	<u>使用しない</u>
	<u>2 3</u>	<u>診断</u>	<u>詳細情報は 64 オクテット</u> <u>まで</u>
	<u>2 4</u>	<u>最大列長</u>	<u>0</u>
	<u>2 5</u>	<u>列特性</u>	<u>意味なし</u>
<u>ROS</u> <u>E</u>	<u>1</u>	<u>アソシエーションクラス</u>	<u>3</u>
	<u>2</u>	<u>操作クラス</u>	<u>2 及び 5</u>
<u>CM</u> <u>SE</u>	<u>1</u>	<u>プロトコル版数</u>	<u>第 2 版</u>
	<u>2</u>	<u>応用コンテキスト名</u>	<u>0.3.4401.9.2.6</u>
	<u>3</u>	<u>AP 名称</u>	<u>(ユーザ定義)</u>
	<u>4</u>	<u>AE 修飾子</u>	<u>4</u>
	<u>5</u>	<u>AP インボケーション識別子</u>	<u>使用しない</u>
	<u>6</u>	<u>AE インボケーション識別子</u>	<u>使用しない</u>
	<u>7</u>	<u>プレゼンテーションコンテキスト定義リスト</u>	<u>識別子：5</u> <u>転送構文名：</u> <u>0.3.4401.9.2.7</u>
	<u>8</u>	<u>機能単位</u>	<u>カーネル</u> <u>複数オブジェクト選択</u> <u>フィルタ、複数応答</u>
	<u>9</u>	<u>スコープ</u>	<u>デフォルト (基点オブジェ</u> <u>クト) または” 下位一</u> <u>レベル”</u>
	<u>1 0</u>	<u>フィルタ</u>	<u>“NOT” は使用しな</u> <u>い</u> <u>フィルタアイテムは最大 10</u>

1 1	属性識別子	localForm を使用
1 2	動作型	localForm を使用
1 3	事象型	localForm を使用
1 4	オブジェクトクラス	localForm を使用
1 5	オブジェクトインスタンス	nonSpecificForm を使用
1 6	processingFailure で errorInfo 使用時の ErrorID	SMS:0.3.4401.9.5.5 SCP:0.3.4401.9.5.2

3. ネットワーク接続構成と接続条件

3. 1 ネットワークの接続構成

PHS 接続における、SMS と SCP 間のネットワーク構成は図 3. 1 のとおりとします。



*1: パケット網の他にフレームリレー網を介した接続も可能

図 3. 1 ネットワーク構成 (PHS)

3. 2 接続条件

SMS と SCP 間の接続条件は表 3. 1 のとおりとします。

表 3. 1 SMS～SCP間の接続条件

接続機能	PHS
------	-----

使用プロトコル		CMISE+FTAM
Nコネクション	本数 / 1相手ノード	2本×GW数
	起動側	SMS
	起動契機	システム立上げ時
CMISEアソシエーション	本数 / 1Nコネクション	1本
	起動側 (マネージャ)	SMS
	起動契機	システム立上げ時
	使用プリミティブ	M-SET., M-ACT. M-EVE. -REP.
FTAMアソシエーション	本数 / 1Nコネクション	1本
	起動側	SMS
	起動契機	通信要求発生時
	F転の方向	SMS←→SCP

技術的条件集別表 19.1 I N A P 仕様 (網内信号部)

第 I 編 I N A P 仕様 (網内信号部)

1 ~ 3 (略)

4 共通 I N C S - 2 型

4. 1 データ型

-- 共通データ型の定義が以下に続く
(略)

```
AuthenticationCategory ::= ENUMERATED {
                                nTT(1)
                                }
```

-- 端末認証に利用する認証方式を示す。

AuthenticationInformation ::= OCTET STRING(SIZE(16))

-- P H S 端末の認証に利用される乱数および P H S 端末から受信した演算結果を順に並べた情

-- 報を示す。それぞれの情報は 8 オクテットある。

```
BCSMEvent {PARAMETERS-BOUND : bound} ::= SEQUENCE {
                                                eventTypeBCSM [0] EventTypeBCSM,
                                                monitorMode [1] MonitorMode,
                                                legID [2] LegID
                                                OPTIONAL
                                                }
```

-- 監視するための B C S M イベント情報を示す。

-- Disconnect の DP 設定時は legID は必須である。

(略)

```
OriginalCalledPartyID {PARAMETERS-BOUND : bound} ::= OCTET STRING
(SIZE(bound. &minOriginalCalledPartyIDLength..
bound. &maxOriginalCalledPartyIDLength))
```

-- 第 1 着番号を示す。符合化については、Q. 7 6 3 の Original Called Number を参照のこと。

PSubscriberData ::= SEQUENCE {

技術的条件集別表 19.1 I N A P 仕様 (網内信号部)

第 I 編 I N A P 仕様 (網内信号部)

1 ~ 3 (略)

4 共通 I N C S - 2 型

4. 1 データ型

-- 共通データ型の定義が以下に続く
(略)

```
AuthenticationCategory ::= ENUMERATED {
                                nTT(1)
                                }
```

-- 端末認証に利用する認証方式を示す。

```
BCSMEvent {PARAMETERS-BOUND : bound} ::= SEQUENCE {
                                                eventTypeBCSM [0] EventTypeBCSM,
                                                monitorMode [1] MonitorMode,
                                                legID [2] LegID
                                                OPTIONAL
                                                }
```

-- 監視するための B C S M イベント情報を示す。

-- Disconnect の DP 設定時は legID は必須である。

(略)

```
OriginalCalledPartyID {PARAMETERS-BOUND : bound} ::= OCTET STRING
(SIZE(bound. &minOriginalCalledPartyIDLength..
bound. &maxOriginalCalledPartyIDLength))
```

-- 第 1 着番号を示す。符合化については、Q. 7 6 3 の Original Called Number を参照のこと。

```

subscriberClass [0] SubscriberClass DEFAULT
gN,
traceCallIndication [1] BOOLEAN DEFAULT

```

```
FALSE
```

```
}
```

```
-- PHS 加入者データを示す。
```

```
RedirectingPartyID {PARAMETERS-BOUND : bound} ::= OCTET STRING
(SIZE
(bound.&minRedirectingPartyIDLength..bound.&maxRedirectingPartyIDLength))
-- リダイレクション番号を示す。符合化については、Q. 763の Redirecting number
を参照
-- のこと。
(略)
```

```
ServiceKey ::= OCTET STRING (SIZE(1))
-- S C F が適切なサービス論理を選択可能とする情報である。
-- ServiceKey の値は SSF/CCF で保持する値が設定される。具体的なデータ値は起動され
るサー
-- ビスのサービス定義域
-- ID を示すが、SSF/CCF ではそれを意識しない。値の範囲は当面、-128 から 127 である。
```

```
StartPointModForFirstDigitTO ::= ENUMERATED {
promptStart(1)
}
```

```
SubscriberClass ::= ENUMERATED {
gN(0), -- 一般
uR(1), -- 優先
sUR(2) -- 最優先
}
```

```
-- PHS 端末の加入者クラス (優先/非優先) を示す。
```

```
TerminalEncipherKey ::= OCTET STRING (SIZE(8))
-- PHS 端末の認証キーを示す。
(略)
```

```
RedirectingPartyID {PARAMETERS-BOUND : bound} ::= OCTET STRING
(SIZE
(bound.&minRedirectingPartyIDLength..bound.&maxRedirectingPartyIDLength))
-- リダイレクション番号を示す。符合化については、Q. 763の Redirecting number
を参照
-- のこと。
(略)
```

```
ServiceKey ::= OCTET STRING (SIZE(1))
-- S C F が適切なサービス論理を選択可能とする情報である。
-- ServiceKey の値は SSF/CCF で保持する値が設定される。具体的なデータ値は起動され
るサー
-- ビスのサービス定義域
-- ID を示すが、SSF/CCF ではそれを意識しない。値の範囲は当面、-128 から 127 である。
```

```
StartPointModForFirstDigitTO ::= ENUMERATED {
promptStart(1)
}
```

```
(略)
```